

2008知的財産白書

特許庁

目 次

第1篇 知的財産政策の概観

第1章 知的財産政策における推進の方向性と最近の動向	27
第1節 知的財産政策における推進の方向性と成果	27
1. 概観	27
2. 2007年度の主要推進結果	31
3. 2008年の政策推進方向	36
第2節 知的財産分野の国際的な動向と対応策	38
1. 知的財産の国際動向	38
2. 対応策	43
第2章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理の現況	45
第1節 出願	45
1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望	45
2. 権利別・産業部門別の出願現況	54
3. 内・外国人別の出願現況	59
4. 公共機関及び大学の特許出願現況	64
第2節 PCT及びマドリッド国際出願	68
1. PCT国際出願の動向	68

2.	韓国特許庁へのPCT国際出願の現況	74
3.	マドリッド国際商標の出願動向	79
4.	国際出願の活用拡散のための広報強化	88
第3節 登録		90
1.	2007年度の設定登録の現況	90
2.	年次登録の現況	101
3.	存続権利の現況	102
4.	国際商標（マドリッド）登録の現況	104
5.	登録証の発給対象拡大及び英文登録証の発給	105
6.	消滅予告案内制度の改善	106
第4節 審査		109
1.	総括	109
2.	特許及び実用新案	110
3.	商標及びデザイン	116
第5節 審判		119
1.	審判請求及び処理現況	119
2.	特許法院の訴提起及び判決現況	127
3.	大法院の上告提起及び宣告現況	128

第2編 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

第1章	審査・審判処理期間の短縮	131
-----	--------------	-----

第1節 特許・実用新案分野 -----	131
1. 世界最速の特許審査処理期間の維持 -----	131
2. 審査処理期間の偏差を安定的に維持 -----	133
3. 中間書類の処理期間を4ヶ月以内に短縮 -----	134
第2節 商標・デザイン分野 -----	135
1. 合理的な審査需要の予測による審査計画の樹立・施行 -----	135
2. 商標調査分析事業の効果的な推進 -----	136
3. 6シグマによる審査プロセスの改善 -----	138
第3節 審判分野 -----	141
1. 審判処理期間の短縮 -----	141
第2章 高品質の審査・審判サービスの提供 -----	143
第1節 特許・実用新案の審査分野 -----	143
1. 特許・実用新案における審査品質向上政策の強化 -----	143
2. 特許・実用新案における審査品質向上プログラムの運営 -----	147
3. 特許審査支援事業の成果向上 -----	157
4. 外国特許庁と審査結果の相互活用の推進 -----	161
5. PCT審査サービスの品質向上 -----	163
6. 韓国伝統知識DB及び検索サービスの開通 -----	164
第2節 商標・デザイン審査分野 -----	168
1. 審査品質向上のためのシステム改善 -----	168

2.	審査インフラの構築	170
3.	審査官の専門性強化のための教育実施	171
第3節	審判分野	174
1.	審判品質評価委員会の活動	174
2.	判例評釈寄稿の活性化	174
3.	争点別主要判例検索システムの開通	175
4.	審決文の作成マニュアルの作成・発刊	175
5.	審判官の専門性強化のための教育実施	176
第4節	審査評価制度の効果的な運営	177
1.	審査評価制度の運営	177
2.	審査評価規定及び指針書の改正	179
3.	審査品質指数算定方法の改善・推進	180
第5節	審査官及び審判官の士気高揚	182
1.	優秀審査・審判部署の褒賞	182
2.	優秀審査官の褒賞	183
第3章	審査・審判制度の先進化	185
第1節	特許・実用新案分野	185
1.	発明者にとって便利な特許制度の構築	185
第2節	商標・デザイン分野	189

1. 商標制度の先進化-----	189
2. デザイン制度の先進化-----	190
第3節 審判制度の改善-----	194
1. 集中審理制の拡大施行-----	194
2. 口頭審理・説明会の遅延防止対策の樹立-----	194
3. 審判事件における審査官の意見提出機会の拡大-----	195
4. 審判結果の携帯や電子メールへの転送サービス開始-----	195
5. 無効審判、権利範囲確認審判制度の改善-----	196
第4節 国際知的財産研修院における教育訓練の現況-----	197
1. 公務員課程-----	197
2. 民間人課程-----	200
3. 学生発明課程-----	202
4. 外国人課程-----	204
5. サイバー国際特許アカデミーの運営-----	207
第5節 公務員教育訓練の実績-----	213
1. 公務員教育訓練の概観-----	213
2. 国内教育訓練の実績-----	213
3. 国外教育訓練の実績-----	215

第3編 顧客満足 of 電子請願サービスの提供

第1章 特許行政情報システムの高度化-----	219
-------------------------	-----

第1節	未来型特許行政情報システムの開発推進	219
1.	特許情報システムの改善推進	219
2.	検索システムの高度化	223
3.	オンライン在宅審査システムの構築及び運営	226
4.	国家間の特許情報交換・活用システムの構築・推進	227
第2節	特許ネットシステムの安定的・効率的な運営	230
1.	特許ネットシステムの委託運営	230
2.	特許ネットシステムの安定的・効率的な運営	232
3.	電算装備の増設及び商用S/Wの持続的なアップグレード	234
4.	特許ネットシステムの現場支援チームの運営	235
5.	特許ネットサービスの水準向上	238
6.	特許ネットシステムの情報保護体系の強化	240
第3節	グローバル特許情報ネットワークの強化	242
1.	特許ネットシステムの海外拡散及び普及拡大	242
2.	主要国特許庁との情報化の協力強化	245
3.	知的財産権の情報化における技術標準制定への参加	249
第2章	特許情報の活用促進及び情報サービスの強化	253
第1節	特許技術の動向における調査の活性化	253
1.	特許技術の動向における調査概要	253
2.	国家R&D特許情報の支援事業	255
3.	特許紛争に備えた知的財産権の情報支援事業	261
4.	大学特許教育支援事業	264

第2節	特許情報活用のためのインフラ拡大	275
1.	顧客志向型特許情報検索サービス（KIPRIS）の運営	275
2.	知的財産権創出管理支援のためのR&D特許運営センターの運営	278
第3節	特許技術情報のDB拡大及び品質管理	282
1.	検索DBの持続的な拡充	282
2.	特許文書電子化センターの運営	286
3.	データ管理センターの運営	287
4.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	289
5.	インターネット公報の発刊	292
第4節	電子出願制度の定着	294
第5節	電子請願サービスの高度化	296
1.	24時間電子請願サービスの支援	296
2.	行政情報照会サービスの支援	303
3.	ホームページによる電子出願サービスの支援	306

第4編 知的財産の創出基盤強化

第1章	知的財産政策基盤の構築	309
第1節	知的財産政策研究の強化	309
1.	推進背景	309
2.	主要内容	309

第2節	知的財産政策研究インフラの構築	313
1.	知的財産政策を巡る動向調査	313
2.	知的財産研究ネットワークの構築	314
3.	知的財産専門図書館の運営	314
第2章	大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化	316
第1節	大学・公共研究機関に対する支援施策の強化	316
1.	推進背景	316
2.	主要推進施策	321
第2節	職務発明の活性化誘導	328
1.	職務発明制度の概観	328
2.	職務発明活性化のための法制度の改善	330
3.	改正職務発明制度の国民への広報	343
4.	国有特許活用の促進	351
第3章	地域における知的財産の創出強化	357
第1節	地域における知的財産創出の総合インフラ構築	357
1.	地域知的財産センターの運営	357
2.	地域知的財産権サポーターズの運営	362
第2節	地域における知的財産創出の支援	365
1.	特許情報総合コンサルティング	365

2.	地域ブランド価値の向上	373
3.	「中小企業特許経営コンサルティング」支援事業の実施	379
4.	デザインマップの開発及び分析事業	382
第3節	知的財産の認識向上及び制度の広報	390
1.	地域巡回知的財産権フォーラムの開催	390
2.	業種別団体の知的財産説明会の開催	390
第4章	知的財産の認識向上及び人材養成の支援	392
第1節	発明奨励行事の開催	392
1.	「第42回発明の日」記念式典の開催	392
2.	発明行事開催による知的財産の認識向上	393
3.	2007商標—デザイン展	397
第2節	学生及び女性の発明活動の積極的な支援	405
1.	学生発明活動に対する支援強化	405
2.	女性発明活動の促進	435
3.	大学生デザイン権利化支援事業	440
第3節	弁理士試験の合理的な運営	444
1.	2007年度弁理士試験の実施	444
2.	受験生の便宜などのための制度改善の推進	445
3.	受験環境の変化などの対応	448

第5編 知的財産権の活用促進

第1章 特許技術の事業化促進 -----	451
第1節 特許技術事業化資金支援の拡大 -----	451
1. 特許技術事業化協議会による事業化支援 -----	451
2. 特許技術金融支援プログラムの拡大 -----	456
3. 試作品製作支援による事業化支援 -----	459
第2節 特許技術製品の販売ルート支援強化 -----	461
1. 特許製品の電子商取引システムの運営 -----	461
2. 優先購買の推薦 -----	463
第2章 特許技術取引・移転の活性化 -----	464
第1節 特許技術価値の評価基盤の構築 -----	464
1. 特許技術価値の評価手数料の支援 -----	464
2. 特許技術評価機関の専門性向上 -----	466
第2節 特許技術取引インフラの改善 -----	469
1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営 -----	469
2. 市場志向的な需要者中心の特許技術の移転促進 -----	475

第6編 知的財産権の保護強化

第1章	知的財産権の侵害に対する取締り及び広報活動の強化	479
第1節	偽造商品の流通根絶のための取締り強化	479
1.	偽造商品に対する合同取締りの実施	479
2.	偽造商品の通報褒賞金制	481
第2節	知的財産権保護のための広報及び教育の強化	483
1.	知的財産権保護認識向上のための広報	483
2.	知的財産権侵害取締り公務員の教育	484
第2章	小企業・個人発明家保護のための支援強化	486
第1節	特許法律救助事業の推進	486
1.	特許法律救助事業の概要	486
2.	特許法律救助事業運営細則の改正及び運営強化	486
3.	特許法律救助事業の広報強化及び支援実績	487
第2節	公益弁理士特許相談センターの運営	488
1.	公益弁理士特許相談センターの運営概要	488
2.	公益弁理士特許相談センター細則の改正	488
3.	公益弁理士特許相談センターの運営広報強化及び相談実績	489
第3節	産業財産権における紛争調停制度の充実化	491
1.	制度の概要	491
2.	運営実績	491

3. 紛争調停制度の活性化方案	492
第3章 知的財産権の徹底的な保護	494
第1節 営業秘密保護制度の定着推進	494
1. 韓国の営業秘密制度の沿革	494
2. 営業秘密制度の広報強化	495
第2節 半導体配置設計権の保護及び振興	496
1. 推進経緯	496
2. 「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況	497
3. 半導体配置設計権設定登録の現況	509
4. 今後の計画	512
第4章 海外における韓国企業の知的財産権の保護強化	514
第1節 実効性のある海外知的財産権保護活動の展開	514
1. 海外知的財産権保護の必要性	514
2. 海外知的財産権侵害の現況	515
3. 「海外知的財産権保護センター」の運営	517
第2節 企業の国際特許紛争対応能力向上	520
1. 国際特許紛争の発生現況	520
2. 国内企業の特許管理実態及び問題点	524
3. 国際特許紛争対応能力の向上方案	525

第5章	積極的な知的財産分野の国際協力推進	527
第1節	主要国との両者協力強化	527
1.	主要国との庁長会談	527
2.	先進5ヶ国間の特許協力活動の強化	529
第2節	知的財産権の国際議論における韓国の立場の積極的な開陳	532
1.	知的財産権の国際規範形成議論への積極的な対応	532
2.	WIPO、APECなどとの知的財産権の協力強化	540
第3節	FTA知的財産権分野の交渉対応	543
1.	韓-EU FTAにおける知的財産権分野の交渉対応	543
2.	韓-メキシコFTAにおける知的財産権分野の交渉対応	544
3.	韓-カナダFTAにおける知的財産権分野の交渉対応	546
4.	韓-印CEPAにおける知的財産権分野の交渉対応	547
第4節	韓国・北朝鮮間の産業財産権交流協力の積極的な推進	550
1.	南北産業財産権における交流協力の推進経過	550
2.	南北産業財産権交流協力の基本方向	551
3.	交流協力の細部推進計画及び展望	552
第7編	成果及び顧客志向的特許行政革新の実現	
第1章	革新目標及び推進体系	556

第1節	革新目標及び方向性	556
1.	特許行政革新の推進背景	556
2.	特許行政革新の推進目標及び方向	557
第2節	2007年度の特許行政革新活動	560
1.	総括	560
2.	革新優秀事例の創出要因	562
第2章	特許行政の革新推進戦略	567
第1節	企業型中央責任運営機関	567
1.	中央責任運営機関の概要	567
2.	中央責任運営機関の運営成果	568
第2節	顧客感動経営	571
1.	顧客感動経営戦略の樹立及び推進	571
2.	顧客参加による請願制度の改善	572
3.	顧客の声（VOC）の常時モニタリング及びモニタリング結果の還流	573
4.	顧客の利益を最優先とする特許行政サービスの提供	575
第3節	成果主義経営	578
1.	戦略集中型組織の実現	578
2.	成果主義文化の定着	581
3.	評価及び還流プロセスの強化	583

第4節	6シグマ経営	585
1.	6シグマ推進体系	585
2.	6シグマインフラの構築及び拡散	589
3.	6シグマの成果	596
第5節	知識経営	600
1.	業務を中心とする知識管理基盤の構築	600
2.	知識管理活動の強化	603
3.	知識の対外共有拡散による特許行政革新の加速化	606
第3章	革新文化の内在化	609
第1節	コアバリューの内在化	609
1.	KIPOway運動の展開	609
2.	顧客最優先のためのコミュニケーション構築	613
3.	挑戦と創意のための基盤構築	614
4.	信頼と尊重のための活動展開	617
第2節	革新能力の強化	621
1.	革新能力の強化及び核心人材の養成	621
2.	持続的な学習文化の定着	621
3.	知的財産における専門性向上	622
	付録	624
1.	歴代庁長	624

2. 機構の定員及び予算の現況 -----	625
3. 2007年度の主要報道内容及び庁長の広報活動 -----	629

表目次

<表I-2-1>過去5年間の権利別出願現況	45
<表I-2-2>内・外国人別出願現況	47
<表I-2-3>法人・個人別出願現況	49
<表I-2-4>女性及び学生の出願現況	50
<表I-2-5>代理人有無別の出願件数	51
<表I-2-6>主要国の過去5年間の特許出願現況	52
<表I-2-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況	53
<表I-2-8>産業部門別特許・実用新案登録の出願現況	55
<表I-2-9>産業部門別デザイン登録の出願現況	57
<表I-2-10>NICE分類別商標登録の出願現況	58
<表I-2-11>内国民の地域別出願現況	59
<表I-2-12>国内10大多出願企業の出願現況	61
<表I-2-13>外国（法）人の国籍別出願現況	62
<表I-2-14>外国人10大多出願企業の出願現況	64
<表I-2-15>公共機関の特許出願現況	65
<表I-2-16>公共機関の多出願順位	65
<表I-2-17>大学における特許出願現況	66
<表I-2-18>大学における多出願順位	67
<表I-2-19>国際調査機関及び国際予備審査期間の指定現況	69
<表I-2-20>外国人のPCTによる国内特許出願現況	72
<表I-2-21>国内10大PCT多出願企業（法人）の現況	74
<表I-2-22>個人出願対法人出願の現況	75
<表I-2-23>技術分野別の出願現況	76
<表I-2-24>国内の言語別PCT国際出願現況	78
<表I-2-25>過去5年間の設定登録現況	90
<表I-2-26>2007年の産業部門別特許・実用新案の設定登録現況	92
<表I-2-27>2007年の部門別デザイン登録現況	93

<表I-2-28>2007年の部門別商標登録現況	94
<表I-2-29>2007年の個人・法人別登録現況	95
<表I-2-30>過去5年間の個人・法人別登録現況	95
<表I-2-31>2007年の代理人有無別登録現況	96
<表I-2-32>過去5年間の内・外国人の登録現況	97
<表I-2-33>2007年の市道別登録現況	98
<表I-2-34>2007年の外国の国別設定登録の現況	99
<表I-2-35>2007年の国内多登録企業の現況	100
<表I-2-36>過去5年間の権利別年次登録の現況	102
<表I-2-37>2007年の存続権利の現況	103
<表I-2-38>2007年の国別国際商標（マドリッド）登録の現況	104
<表I-2-39>権利別審査処理の現況	109
<表I-2-40>特許1次審査処理の現況	111
<表I-2-41>特許審査終結処理の現況	112
<表I-2-42>実用新案1次審査処理の現況	113
<表I-2-43>実用新案審査終結処理の現況	113
<表I-2-44>旧実用新案（先登録制度）審査の現況	114
<表I-2-45>PCT国際調査及び予備審査の現況	115
<表I-2-46>商標登録出願1次処理審査の現況	116
<表I-2-47>商標登録出願審査終結処理の現況	117
<表I-2-48>デザイン登録出願1次審査処理の現況	118
<表I-2-49>デザイン登録出願審査終結処理の現況	118
<表I-2-50>審判請求及び処理件数の現況	119
<表I-2-51>審判請求人別の審判請求の現況	121
<表I-2-52>内国民・外国人間の権利別審判請求の現況	124
<表I-2-53>国内企業・外国企業間の審判請求の現況	125
<表I-2-54>中小企業・大手企業間の審判請求の現況	126
<表I-2-55>年度別審判処理期間の現況	127
<表I-2-56>特許法院への提訴及び判決の現況	128
<表I-2-57>大法院への上告提起及び宣告の現況	129

<表Ⅱ-1-1>特許審査官の定員及び審査官1人当たりの審査処理件数の現況	131
<表Ⅱ-1-2>特許・実用新案の出願件数及び審査処理期間の現況	133
<表Ⅱ-1-3>過去5年間の1次審査処理期間の現況	135
<表Ⅱ-1-4>「商標調査分析事業」の推進現況	137
<表Ⅱ-1-5>商標デザイン分野の6シグマ研究課題の目録	138
<表Ⅱ-2-1>特許審査品質向上のための総合マスタープランの戦略体系図	146
<表Ⅱ-2-2>審査官の昇級基準	148
<表Ⅱ-2-3>審査パート制の構成現況	150
<表Ⅱ-2-4>審査業務管理カード	152
<表Ⅱ-2-5>審査報告書書式	153
<表Ⅱ-2-6>審査官の履歴管理カード	155
<表Ⅱ-2-7>過去5年間の協議審査の現況	156
<表Ⅱ-2-8>先行技術調査専門機関の指定現況	157
<表Ⅱ-2-9>先行技術調査の用役事業の推進実績	158
<表Ⅱ-2-10>国際特許分類事業の年度別推進現況	159
<表Ⅱ-2-11>審査官のIT新技術教育事業の推進実績	160
<表Ⅱ-2-12>伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績	166
<表Ⅱ-2-13>主要国の審査評価制度の運営現況	177
<表Ⅱ-2-14>2007年度の優秀審査・審判部署褒賞実績	183
<表Ⅱ-2-15>2007年度の優秀審査官に対する褒賞実績	184
<表Ⅱ-3-1>公務員課程における教育訓練の現況	198
<表Ⅱ-3-2>民間人課程における教育訓練の現況	201
<表Ⅱ-3-3>学生発明課程における教育訓練の現況	203
<表Ⅱ-3-4>外国人課程における教育訓練の現況	206
<表Ⅱ-3-5>2007年度の国内教育の現況	214
<表Ⅱ-3-6>2007年度の長・短期国外訓練の現況	216
<表Ⅲ-1-1>2008～2012特許庁情報化戦略計画	220
<表Ⅲ-1-2>2007年に完了済みの主要改善事項	221
<表Ⅲ-1-3>2008年の主要改善予定事項	223
<表Ⅲ-1-4>年度別の投入人材及び契約の現況	231

<表Ⅲ-1-5>年度別業務支援現況	236
<表Ⅲ-1-6>年度別使用者満足度の調査結果	240
<表Ⅲ-1-7>主要国特許庁との今後の計画	248
<表Ⅲ-1-8>情報化技術標準のための今後の計画	252
<表Ⅲ-2-1>2007年度の国家研究開発事業の特許分析支援の現況	257
<表Ⅲ-2-2>2005～2007特許マップ作成課題の現況	263
<表Ⅲ-2-3>大学重点研究分野における特許マップ支援課題の現況(2007)	267
<表Ⅲ-2-4>1学期の大学(院)特許教育講義の開設現況(2007)	268
<表Ⅲ-2-5>2学期の大学(院)特許教育講義の開設現況(2007)	270
<表Ⅲ-2-6>特許情報検索サービス(KIPRIS)の情報提供の現況	277
<表Ⅲ-2-7>年度別特許情報検索サービス(KIPRIS)仕様車の現況	277
<表Ⅲ-2-8>特許・実用新案検索DBの構築現況	283
<表Ⅲ-2-9>デザイン検索DBの構築現況	285
<表Ⅲ-2-10>商標検索DBの構築現況	286
<表Ⅲ-2-11>2007年の特許文書電子化センターにおける書面書類の電子化実績	287
<表Ⅲ-2-12>2007年度のデータ管理センターの処理現況	289
<表Ⅲ-2-13>韓国特許英文抄録(KPA)DBの構築現況	291
<表Ⅲ-2-14>韓国特許英文抄録(KPA)CD-ROMの国内外への配布現況	291
<表Ⅲ-2-15>2007年度の公報発刊件数	293
<表Ⅲ-2-16>インターネット公報メーリングサービスの加入者数及びメール発送件数	293
<表Ⅲ-2-17>年度別電子出願率	294
<表Ⅲ-2-18>2007年の権利別電子出願の現況	295
<表Ⅲ-2-19>2003年に推進完了済みの主要改善事項	297
<表Ⅲ-2-20>2004年に完了済みの主要改善事項	298
<表Ⅲ-2-21>24時間電子請願サービスの対象	299
<表Ⅲ-2-22>24時間電子請願サービスの段階別開通時期	300
<表Ⅲ-2-23>2006年度の主要推進内容	301
<表Ⅲ-2-24>2007年度の主要推進内容	302
<表Ⅲ-2-25>2008年度の主要改善予定事項	303

<表IV-2-1> 研究開発費及び博士級研究人材の現況（2006年）	317
<表IV-2-2> 特許出願件数及び占有率（2001年～2005年）	317
<表IV-2-3> 技術移転率の現況	319
<表IV-2-4> 技術料収入の現況	319
<表IV-2-5> 主要大学・公共研究機関における特許管理能力の点数（平均）	321
<表IV-2-6> 2007年の特許管理アドバイザー派遣大学の現況	323
<表IV-2-7> 大学特許管理アドバイザーの活動実績（2007年）	324
<表IV-2-8> 2007年度の支援実績の細部現況	325
<表IV-2-9> 2007年の国家R&D IPフォーラム開催の現況	327
<表IV-2-10> 2007年の国家R&D IPフォーラム参加機関の現況	327
<表IV-2-11> 最近の韓国の職務発明の推移	329
<表IV-2-12> 研究主体別研究開発費使用の推移	329
<表IV-2-13> 主要先進国の職務発明制度の比較	332
<表IV-2-14> 職務発明制度の改正前後の比較	337
<表IV-2-15> 新設された職務発明手続き規定による権利関係	339
<表IV-2-16> 年度別国有特許の保有現況	352
<表IV-2-17> 年度別国有特許の実施現況	354
<表IV-2-18> 国有特許の登録・処分補償金の支給現況	355
<表IV-3-1> 運営主体別事業遂行機関	358
<表IV-3-2> 地域知的財産センターの設置運営現況	360
<表IV-3-3> 地域知的財産権サポーターズの運営現況	363
<表IV-3-4> 年度別診断実績	365
<表IV-3-5> 2007年の特許情報総合コンサルティングの運営現況	366
<表IV-3-6> 2007年の特許スター企業の支援成果	369
<表IV-3-7> 2007年の特許スター企業の現況	369
<表IV-3-8> 地理的表示の定義を満足させるための具備書類	374
<表IV-3-9> 2006年の地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品	375
<表IV-3-10> 2007年の地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品	376
6	
<表IV-3-11> 2007年の地域ブランドコンサルティング対象地方自治体の現況	377

<表IV-4-1>大韓民国発明特許大展の出品及び観覧の現況	395
<表IV-4-2>ソウル国際発明展示会の展示現況	396
<表IV-4-3>100大優秀特許製品の選定現況	397
<表IV-4-4>発明教室の現況<市・道教育庁別発明教室の現況>	408
<表IV-4-5>2007年の発明教育研究・示範学校の運営現況	414
<表IV-4-6>年度別設置現況	422
<表IV-4-7>市道別設置現況	422
<表IV-4-8>学校別設置現況	422
<表IV-4-9>年度別発明教室の受講者数	423
<表IV-4-10>全国発明教室の設置現況	423
<表IV-4-11>2006年の発明教育研究・示範学校の運営現況	425
<表IV-4-12>全国教員発明教育研究大会の開催現況	429
<表IV-4-13>発明奨学生の選抜現況	430
<表IV-4-14>大韓民国学生発明展示会の開催現況	432
<表IV-4-15>女性産業財産権の出願現況	437
<表IV-4-16>大学生のデザイン登録出願件数	441
<表IV-4-17>弁理士試験の施行現況	444
<表V-1-1>2007年の特許技術事業化資金及び支援条件	452
<表V-1-2>特許技術事業化協議会による支援実績	456
<表V-1-3>特許担保ローン支援プログラムの種類	458
<表V-1-4>特許担保ローンの実績	459
<表V-1-5>過去5年間の試作品製作支援実績	460
<表V-1-6>特許製品の電子商取引システムの運営実績	462
<表V-1-7>優秀発明品の優先購買推薦実績	463
<表V-2-1>最近8年間の発明評価手数料の支援実績	466
<表V-2-2>評価機関の指定現況	468
<表V-2-3>インターネット特許技術広場DBの構築現況	470
<表V-2-4>権利別技術移転の実績	474
<表V-2-5>類型別技術移転の実績	475
<表VI-1-1>偽造商品の取締り及び措置の内訳	480

<表VI-1-2> 主要品目別の取締り実績	480
<表VI-1-3> 偽造商品通報センターの運営実績	481
<表VI-1-4> 類型別褒賞金の支給現況 (2007. 1～12)	482
<表VI-1-5> 偽造商品取締り公務員の教育実績	485
<表VI-3-1> 半導体配置設計技術における振興事業の推進実績	498
<表VI-3-2> 海外設計財産の標準及び取引所の現況	500
<表VI-3-3> 半導体設計財産の保護・流通基盤造成事業の計画	502
<表VI-3-4> 事業の主要成果指標の達成実績	503
<表VI-3-5> 創出促進システム構築事業の現況	507
<表VI-3-6> 研究課題及び研究機関の現況	508
<表VI-3-7> 内・外国人別設定登録の現況	509
<表VI-3-8> 機能別設定登録の現況 (1993～2007. 10. 27)	510
<表VI-3-9> 第1分類別設定登録の現況 (2007. 10. 28～12. 31)	510
<表VI-3-10> 機関別設定登録の現況	511
<表VI-4-1> 年度別・地域別被・侵害の現況 (2000～2007)	515
<表VI-4-2> 権利別被・侵害の現況 (2000～2007)	516
<表VI-4-3> 侵害類型 (2007)	517
<表VI-4-4> 2007年の韓国企業と外国企業間の国際特許紛争の提訴現況	521
<表VI-4-5> 外国企業との技術分野別特許訴訟件数 (2000～2007)	522
<表VI-4-6> 相手国別特許紛争の件数 (2000～2007)	523
<表VII-2-1> 特許顧客満足度の推移 (2004～2006)	574
<表VII-2-2> 知識管理指針の制定・改正の推進経過	601

目次

<図I-2-1>過去5年間の出願推移	47
<図I-2-2>主要国の過去5年間の特許出願推移	52
<図I-2-3>韓国におけるPCT国際出願の現況	69
<図I-2-4>世界のPCT国際出願の現況	73
<図I-2-5>国別PCT出願の順位	73
<図II-2-1>特許審査ハイウェイの概要	162
<図II-2-2>特許審査ハイウェイの国際的な推進動向	163
<図II-2-3>伝統知識保護に関する国際的な動向	165
<図II-2-4>韓国の伝統知識ポータル	167
<図II-3-1>再審査請求制度の概要図	188
<図III-1-1>在宅審査システムの構成概念図	227
<図III-1-2>クレーンを利用した大型ディスクの搬出	234
<図III-1-3>光州政府統合電算センターの視察	234
<図III-1-4>現場支援における障害処理の構成図	237
<図III-1-5>在宅審査における障害処理の構成図	238
<図III-2-1>研究開発と特許情報活用の好循環サイクル	254
<図IV-3-1>地域別事業遂行機関の分布現況	359
<図IV-3-2>特許情報総合コンサルティングの推進段階	367
<図IV-4-1>1人当たりのGNI及び女性の経済活動参加率の変化(2001~2006)	436
<図VI-3-1>保護・流通DBシステムモデル	504
<図VI-3-2>主要半導体設計における財産権の創出促進システム	506
<図VI-3-3>世界半導体設計財産市場の展望、2006~2009	513
<図VII-2-1>特許行政の国民参加型請願制度の改善プロセス	572
<図VII-2-2>2007年度の特許庁戦略体系図	579
<図VII-2-3>特許庁BSCシステムの構成図	580
<図VII-2-4>年度別知識登録及び照会の現況	606

第1編 知的財産政策の概要

第1章 知的財産政策における推進の方向性と最近の動向

第2章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理の現況

第1章 知的財産政策における推進の方向性と最近の動向

第1節 知的財産政策における推進の方向性と成果

企画調整官室企画財政課 ク・ヨンミン

1. 概観

最近、知識基盤経済への移行が急速に進み、経済活動では知識と技術の付加価値が顕著に増加している。知識や技術という無形の資産は、エネルギーや土地などの有形資産とは異なり、枯渇することがなく、活用すればするほどその価値が発揮される。このような環境の下では、過去のように労働と資本中心の投入による生産方式を維持しては持続的な成長を見込めない。

今後は製品一つを作るにしても、新しいアイデアが追加された斬新な製品・サービスのみが世界市場における競争で勝ち残ることができるようになる。そのため、持続的に技術を革新し、知識の創出が要求されている。

持続的な技術の革新や知識の創出を実現するためには、社会全般に対して創意と革新が必要であり、無形資産である知的財産の創出を誘引するための積極的なインセンティブを提供するシステムが円滑に作動する必要がある。また、知的財産の効果的な保護や活用という後押しも必要である。

技術の革新を促進するためには、研究開発投資の拡大が必要であり、研究開発投資の効率を高めることも非常に重要な課題である。特許技術情報は、研究開発の主要インフラとして技術開発の推移が把握できる重要な情報である。特許技術情報を国家研究開発事業に積極的に活用し、重複する研究開発投資を防止すると共に、効率の良い研究開発投資が行われるようにしなければならない。知的財産の創出・活用・再投資により、新しい知的財産を創出できる好循環が行われた場合に、韓国経済と産業にお

ける高付加価値化を実現できると考える。また、それは究極的には国民の所得や生活の質の向上に繋がると考えられる。

そのため、世界各国は新技術の確保の面で優位に立ち、新技術を知的財産権として徹底的に保護しようとしている。また、国際社会における独占支配力を強化するため、多国間交渉及び両者間自由貿易協定によって、新技術の知的財産権としての保護に全力を尽くしている。主要技術を保有している先発企業は、技術使用の対価として高額のロイヤルティを要求するなどの特許攻勢を強めている。また、最近では標準化された源泉技術の特許を保有した企業が、自社保有の特許を元に特許プールを形成している。後発の企業はその特許プールに属している特許を使用せずに、市場への進出をすることが難しくなっている。このように、特許の保有が市場への進出を決定付ける強力なキーとなっている。

韓国の場合、これまでの国民の情熱と努力が報われた。特許庁開庁時の30年前には3万件にも満たなかった産業財産権の出願件数が、2007年には37万件余りにまで増え、世界第4位の知的財産強国に成長した。また、1984年には10件に過ぎなかったPCT（Patent Cooperation Treaty）国際出願の件数も、2007年には約7千件に増え、イギリスとフランスを追い抜き世界第4位となるなど、技術強国として著しく成長した。このような傾向は今後も続くと言想される。

<出願現況>

（単位：千件）

区分	2003	2004	2005	2006	2007
特許	119	140	161	166	170
実用新案	41	38	37	33	21
特許・実用新案の小計	159	178	198	199	191
デザイン	38	41	45	51	54
商標	109	108	116	122	132

区分	2003	2004	2005	2006	2007
計	306	327	359	372	377

＜PCT国際出願の現況＞

(単位：件)

区分	受理官庁				指定官庁		
	出願				翻訳提出（国内出願分）		
	英語	日本語	韓国語	計	特許	実用新案	計
2003	1,176	2	1,764	2,942	16,974	7	16,981
2004	1,475	2	2,088	3,565	21,168	15	21,183
2005	1,833	1	2,856	4,690	24,473	9	24,482
2006	2,204	1	3,714	5,919	26,635	14	26,649
2007	2,505	—	4,558	7,063	29,023	22	29,045

韓国特許の質的水準は、近年飛躍的に発展している。しかし、科学技術先進国と比較すればまだ大きな格差があり、企業の活動や国民の生活の面においては、知的財産を積極的に管理するほどに成熟しているとは言えない。また、政府の科学技術及び産業政策の立案過程でも、知的財産権は研究開発の結果として表れる付随的な成果であるという程度の認識しかされておらず、活動も活発でないのが現実である。

したがって、今後は知的財産権の重要性を認識させ、知的財産権の管理活動を韓国経済と産業における中心的な活動とし、技術の革新を持続して誘導することも必要である。また、研究開発の効率の最大化により、韓国産業の競争力を強化すると共に、21世紀の韓国経済の成長潜在力を高めていくことも極めて重要である。

<2007年度特許行政推進体系>

任務 知的財産の創出・権利化・活用を促進すると共に、保護を強化し、技術革新や産業発展に寄与



ビジョン 特許行政革新による知的財産強国の実現



戦略目標	世界最高水準の審査・審判サービスの提供	世界最高水準の特許行政情報化システムの構築・運営	知的財産創出基盤の強化	知的財産の活用促進	知的財産保護基盤の強化	顧客及び成果中心の責任経営実現
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な審査・審判サービスの提供 ・高品質審査・審判サービスの提供 ・審査・審判人材の専門性向上のための教育強化 ・顧客志向的な知的財産権制度の構築・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許ネットシステムの高度化による特許行政革新の加速化 ・グローバル特許情報化の先導 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報活用の促進 ・大学・公共研究機関の知的財産創出・管理能力の強化 ・中小企業の知的財産力量強化 ・知的財産専門人材養成基盤の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術の事業化促進 ・特許技術の評価及び取引の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内知的財産権の保護活動強化 ・韓国の知的財産権の国際的な保護基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客感動サービス体制の構築・運営 ・成果創出型人材資源管理の実行 ・成果中心の組織運営 ・企業型経営革新システムの定着

2. 2007年度の主要推進結果

2007年は、1977年3月の特許庁開庁以降、知的財産強国を実現するため、30年間の努力が実を結んだ一年と言える。

1977年の開庁当時、2万5千件余りに過ぎなかった産業財産権の出願規模が、2007年には37万件に達し、世界第4位の出願大国に成長した。特に、高度技術に関する特許出願は3千件余りから17万件余りへと約50倍以上の増加を見せた。1984年には10件に過ぎなかったPCT国際出願も、2007年には7千件余りに増え、イギリスとフランスを追い抜き、世界第4位の出願国となった。

出願規模の量的な成長も著しかったが、質的な面でも目を見張る成長がみられた。1990年代の半ばには36ヶ月もかかっていた特許処理審査期間を、2007年末には9.8ヶ月に短縮し、特許審査処理において世界最速の期間を達成した。

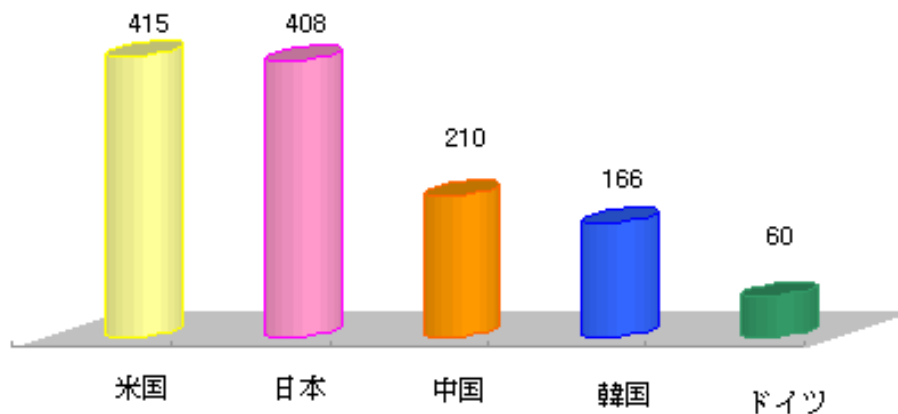
特許行政の主な成果としては、

① 産業財産権出願の持続的な増加

世界第4位の産業財産権出願大国に成長した。また、R&D投資の増大と知的財産の重要性に対する認識の向上により、2007年の産業財産権の出願は前年より3.6%が増加した372千件となった。技術開発に関する特許出願も170千件に上り、世界第4位の規模に成長した。さらに、商標・デザインの出願も持続的に増加した。2007年の商標とデザインの出願件数は122千件と51千件とであり、それぞれ前年に比べ5.8%と12.8%増加している。

主要先進国に対する海外特許出願も活発に行われ、PCT国際出願の件数では世界第5位（2006年基準）、米国特許庁への外国人の出願件数では第4位（2006年基準）の出願国に成長した。

<2006年の国別特許出願の順位>



マドリッド (Madrid Protocol) 国際商標の出願も2003年の条約加入後、持続的に増加している。審査量に影響を与える外国人の国際商標出願件数は2003年の1,548件から2006年には8,483件となり、約5.5倍に増加した。

<マドリッド国際商標の出願件数>

(単位：件)

区分	2003	2004	2005	2006
内国民の出願	108	141	154	208
前年対比の増減率 (%)	—	30.5	9.2	35.1
外国人の出願	1,548	4,874	6,699	8,483
前年対比の増減率 (%)	—	314.8	37.4	26.6

② 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

急増する出願にもかかわらず、特許審査処理期間を1996年の36.9ヶ月から、2006年・2007年には9.8ヶ月に短縮し、世界最速の特許審査サービスを提供した。

* 特許：(1996年) 36.9ヶ月→(2004年) 21ヶ月→(2006年) 9.8ヶ月→(2007年) 9.8ヶ月

2002年以降の審査官増員、6シグマによる制度やプロセスの革新、アウトソーシングの効率化及び特許行政情報化システムの高度化などの革新活動によって、審査処理期間を短縮した。

* 特許審査官の増員：(2002年) 453名→(2007年) 660名

* 1人当たりの特許審査処理実績：(2002年) 54.1件/月→(2007年) 78.6件/月

* 先行技術調査のアウトソーシング：(2002年) 65千件→(2007年) 119千件

* 6シグマの審査プロセス改善：(2005年) 22課題→(2007年) 23課題遂行

* 2005年の知能型検索システムの導入など、特許行政情報化システムの高度化

審査品質の向上のための努力として次のことを行った。まず、1998年から審査品質を改善するための様々な対策を、2005年からは6シグマ技法を適用した審査品質の管理を行った。また、学習研究会の活性化を支援し、71個の自発的な学習研究会の運営されている。学習研究会では、審査官向けの新技術の習得や専門性の向上のためのIT技術教育を実施している。さらに、審査官等級制や審査パート制を運営し、業務の効率を向上するための努力も行っている。

迅速・正確な審査により、審査部門の顧客満足度が、2003年の55.1点から2007年には69.2点へと26%上昇した。特に、審査処理期間の長期化による企業の経済的な被害の予防に大きく貢献した。

③ 世界最高水準の特許行政情報システムの構築・運営

世界で初めて出願、審査、審判、登録及び公報発刊などの特許行政の全分野を完全に自動化した特許ネットシステム（KIP0net、以下「特許ネット」とする）を開通させた。また、高級化・多様化されている需要者の要求事項やITの新技術に対応するため、特許ネットⅡの開発事業を完了した。特許ネットⅡの開発により、365日24時間いつでも出願や審査などが可能なU-特許庁の構築・運営が可能になった。

また、WIPO (World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関) の要請により、国際出願の受付が可能なPCT国際特許出願受付システム (PCT-ROAD) を開発した。また、このPCT-ROADをシンガポール、イスラエル、メキシコなど、世界18ヶ国に普及し、国際電子出願分野で国際標準を主導している。

④ 知的財産の創出や活用の促進及び保護の強化

特許情報の活用促進による国家R&D事業の効率を向上するため、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」を改正し、国家R&D事業の研究企画時の特許動向調査を義務化している。また、効率的な国家R&D活動を支援するため、2000年から特許情報検索サービス (KIPRIS) を通じ、国内の特許情報を無料で提供するなど、特許情報の活用インフラを拡大した。2006年からは海外特許情報の検索サービスも実施している。

大学や公共研究機関の基礎・源泉特許の創出促進及び戦略的な知的財産管理体系の構築を支援するため、2007年3月から「国家R&D IPフォーラム」を構成・運営し、知的財産分野の先導機関における知的財産戦略優秀事例の発掘や拡大に努めている。

また、10の大学に知的財産権の専門家である「特許管理アドバイザー」を派遣し、学内の教授や研究者を対象とした知的財産権の相談・説明会などを開き、知的財産権に対する認識向上を図ると共に、大学の職務発明規定の整備などの特許管理体系を構築した。

「大学や公共研究機関における知的財産管理の能力強化の総合計画」の樹立により、事業性の高い優秀な特許を中心とする戦略的な管理制度の構築を誘導し、「機関の知的財産管理能力の評価及び認証制度」を導入するなど、大学や公共研究機関の知的財産管理の専門性を向上するための8つの重点課題を推進している。

技術の需要者を中心に特許技術取引システムを改編し、市場の需要に合うオーダーメイド型の取引支援サービスの発掘や推進を行うため、オンライン技術競売サービスの導入による需要者の技術探索費用の節減や、オンライン価格交渉による取引を可能

にした。また、中小企業が必要とする技術に対して事前調査を行い、大学や公共研究機関が保有している適切な特許の発掘や、オーダーメイド型の技術移転相談会を実施した。また、大学や公共研究機関が保有している特許の価値評価（詳細評価・選別評価）を支援し、未活用の優秀特許が民間に移転されるようにした。

- * 選別評価（事業化の有望な特許の発掘）：KISTなど、34機関の保有特許735件（2007年）
- * 詳細評価（事業の妥当性分析）：選別評価（735件）によって発掘された87件（2007年）

韓・米FTAの産業財産権交渉への積極的な対応や理想的な妥結により、米国との知的財産権分野における通商摩擦の防止や総合協力の増進のために努力している。また、積極的な外交活動を展開し、国際機関で韓国語がPCTの国際公開語として初めて公式的に採択（2007年9月、第43次PCT総会議決）されるという成果を成し遂げた。更に、第1回先進5ヶ国（韓、米、EU、日、中）特許庁長会談（2007年5月、ハワイ）の主導的な参加によって、知的財産強国の地位確立に努めた。

⑤ 超一流企業水準への特許行政の革新

顧客感動経営のために顧客中心の特許行政サービスを提供するべく、企業型の責任運営機関として顧客を最優先に考える世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、2006年に顧客サービス本部を新設し、顧客支援のインフラを強化すると共に、請願書式を統廃合（345種→150種）するなどの請願制度の改善に努めた。また、2007年7月に小額諸証明手数料の納付方法において、新たにクレジットカードやモバイルなどの選択肢を追加した。

成果主義経営の定着により、組織全体の成果を高めるため、2006年5月に導入された職務等級制を補完し、職務や能力中心の成果評価制度によって個人と組織が共に成長する基盤を整備した。また、本部別、チーム別の経歴分布による経歴偏差の調査及び年功序列による評価方法の改善など、成果評価制度の公正性や客観性の確保に努め

た。

3. 2008年の政策推進方向

2008年度の政策推進の基本方向は、民間の競争原理や強力な成果主義の定着と超一流企業水準の特許行政革新の持続的な遂行により、顧客感動の知的財産の創出・活用・保護サービスを提供し、「知的財産強国」の地位を確立することである。

- i) 審査処理期間の場合、特許は10ヶ月、商標は6ヶ月を維持すると共に、世界最速の審査・審判サービスを提供する方針である。また、先進国水準の高品質の審査・審判サービスの提供及び審査・審判人材の専門性向上のための教育を強化すると共に、顧客志向的な制度改善によって、知的財産権制度の先進化に向けて努力する予定である。
- ii) 特許行政情報化システムの構築や高度化を行い、特許行政革新を加速化すると共に、情報化基盤を元に世界最高水準のグローバル特許情報化を先導できるよう努める方針である。
- iii) 主要源泉技術を確保して知的財産の創出基盤を強化するため、特許情報の活用を促進してR&Dの効率性を向上させ、大学や公共研究機関の知的財産創出・管理能力を強化する方針である。また、中小企業の知的財産能力の強化によって特許経営基盤を構築し、優秀発明人材及び知的財産専門人材の養成基盤拡充に努める予定である。
- iv) 開発された技術の事業化を目指して知的財産権の活用を促進し、特許技術の事業化資金の支援及び特許担保金融支援を拡大する方針である。また、特許技術の価値評価基盤の構築による技術取引の促進及び需要者中心の特許技術取引のシステムを構築する予定である。

- v) 知的財産権の効果的な保護のため、国内外の知的財産権の侵害行為に対する対応の強化や積極的な国際協力によって、韓国の知的財産権における国際的な保護基盤を拡充する方針である。
- vi) 特許行政の革新を持続して推進し、顧客や成果中心の責任経営を実現するため、顧客の利益を最優先に考える特許行政サービスを提供する方針である。また、戦略実行及び成果創出を支援できる人材の管理や、企業型責任経営の支援のための戦略と成果中心の組織を運営し、6シグマの生活化及び革新文化の充実化による企業型経営革新システムの定着に努める予定である。

第2節 知的財産分野の国際的な動向と対応策

産業財産政策局国際協力課技術書記官 キム・イルギョ

1. 知的財産の国際動向

イ. 国際的な経済環境の変化：知識基盤経済

20世紀の政治中心の国際秩序体制が、21世紀には知識基盤産業を中心とする経済中心体制に変貌している。1950年代から1970年代の間に政治体制の競争による軍事力を元に、超優越的な地位を保ってきた先進国が、1980年代の中・後進国の経済的な躍進に経済的な危機意識を感じるようになった。その過程で先進国は自国の経済発展を図るため、既存の労働と資本中心の経済体制から技術開発と知識中心の知識基盤経済に転換したといえる。情報・通信技術の発達とWTOの設立という世界貿易環境の変化も大きな原因である。

今日のような知識基盤経済下では、経済成長の主要な道具としての知的財産の重要性が更に高まっている。すなわち、富の創出と経済成長の源泉が、天然資源、労働、資本などの物的財産から、科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産へ急激に移行している。このような変化は、特許権、商標権など、知的財産権による市場独占を維持し、後発の市場進入を封鎖しようとする先進国の戦略によるものである。

知的財産は材料及び生産方式を創意的に変化させ、新しい市場需要や莫大な高付加価値を創出している（1g当たり：金は35\$、インターフェロン抗がん剤は5千\$、EPO貧血治療薬は67万\$）。これは先進国が知識基盤経済の核心を知的財産権と認識し、知識を付加価値創出の主要要素としている結果である。また、国家競争力の比較優位の基準が、以前の軍事力から技術力や情報力に変わったのも、知識、技術開発及び知的財産を巡る国家間の熾烈な競争が展開されるようになった原因の一つである。

このような国家間の競争は、WIPO、WTO、APECなどの大勢が集まる舞台でも同様に展

開されている。すなわち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために努力し、先進国と発展途上国間や各地域グループ間の利害対立も日々強くなっている。同時に、工業生産品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲な自由化傾向も更に拡大・進行されている。

特に、世界各国は知的財産権を国富創出の主要要素と認識し、知的財産権の創出及び活用促進によって国家競争力を高めるため、国家レベルで知的財産権に対するビジョンを提示し、各種政策の開発を積極的に推進している。米国、日本及びEUの先進国が国際特許（PCT）のほとんどを占めていることから分かるように、先進国は知的財産政策について持続成長するための主要国家戦略と認識し、優秀な知的財産の創出と効果的な活用による産業競争力の強化に努めている。また、発展途上国も知的財産戦略なしでは自国の経済成長に限界があることを認識し、知的財産を創出・活用するためのシステムの構築に努めている。

また、知的財産権の問題は、現在主要国間の通商問題として浮上しつつある。先進国が発展途上国に対する通商圧力の主な手段として知的財産権を利用している。また、知的財産権が国際通商摩擦の最も重要な問題となり、各種FTAにおいても知的財産権は独立した交渉分野の一つとなっている。

更に、先進国は自国の産業保護と追撃者に対する進入障壁を構築するため、貿易政策と連携して知的財産の保護政策を強化している。米国は2004年からSTOP（Strategy Targeting Organized Piracy）プロジェクトを推進しており、日本は2002年に関税率法を改正し、自国の知的財産を侵害した物品の自国内への輸入や通関を禁止する措置を制度化している。

ロ．知的財産環境の変化

このように知的財産の重要性が高まるにつれ、世界中で産業財産権の出願が急増している。1960年代以降、出願が倍増する周期が急速に短くなっている「(1960年) 95万件→(1992年) 184万件→(1993年) 279万件→(1996年) 585万件」。最近では知的

財産権の対象と範囲が急激に拡大している。インターネットやバイオなどの新産業関連の特許が急増しており、非技術的なBM（ビジネスモデル）も特許対象として新しく浮上している。また、地理的表示、伝統知識、公衆保健、民間伝承（フォークロア）なども議論の対象となりつつある。

今日の知的財産権制度において、国際的統一化（Harmonization）の傾向も呈してきている。世界経済の統合化及び自由貿易の活性化は知的財産権制度のグローバル化を促進し、特許協力条約とマドリッドシステムによる出願及び加入国が増加する傾向にある。これにより、特許法（PLT、SPLT）や商標法（TLT）は保護内容、方法、対象などが技術的優位を占めている先進国水準への統一化が進んでいる。

また、知的財産権の出願が急増し始めた1980年代以降、知的財産権に対する権利保護の意識が強くなり、国家間、企業間及び個人間の知的財産権の紛争が急激に増加している。特に、主要技術の保有者による特許攻勢が強まっており、高額のロイヤリティを要求しているため、特許の侵害訴訟で敗訴した場合、莫大な賠償金を支払わなくてはならなくなった。また、源泉技術特許を保有した先発業者が特許プールを形成し、後発企業の事業進出を実質的に封鎖するという現象も発生している。

知的財産権の紛争の増加と共に、特許侵害に対する国際的な監視も徐々に強化されている。海外出願の急激な増加により権利化された海外特許を元にして、現地における知的財産権侵害に対する広範囲な対策を講じているのである。EUの場合、韓国に知的財産委員会を構成して侵害対策を講じており、米国の貿易代表部は各国の知的財産権における保護現況を調査するための代表団を派遣するなど、様々な外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本などの先進国は、知的財産権を通商交渉の主要手段として活用している。

ハ．主要国の動向及び韓国の現況

米国や日本などの主要先進国は、知的財産を経済成長の原動力として認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化する傾向がある。

まず、米国の特許商標庁（USPTO）は産業財産権や著作権を含む知的財産政策を主導（1999年）し、国内外の知的財産権の通商対策に対する専門的な支援を行っている。また、1999年9月に「国家知的財産権の法執行調整委員会（NIPLECC：National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council）」を設置し、同委員会を中心とした知的財産権保護関連の各政府部署や米商工会議所などの民間部門の知的財産権を保護するための協力・調整を強化している。また、2005年には「国際知的財産権執行調整官室（Office of the Coordinator for International Property Enforcement）」を新設し、上記の委員会が実体を持った機関となり、権限と機能を拡大した。

特に、米国は1980年以降、政府R&Dの成果により、知的財産の技術移転管理を強化（バイ・ドール法を制定）した。また、2005年に修正・発表された「21世紀戦略計画（21st Century Strategic Plan）」や、2006年にこれを継承する「5ヶ年戦略計画（Strategic Plan 2007-2012）」により、知的財産システムの効率的な管理を強化している。

米国政府はこのように、内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、外では違法コピー防止によって自国の知的財産権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土防衛庁、特許庁などの知的財産権関連の政府組織を網羅して「STOPプロジェクト」を推進している。これは、海外における自国の知的財産権を保護するため、関連機関が共同で対応していく戦略と言える。

日本も2002年に知的財産立国を目標に、企業所有の知的財産権の戦略的保護及び活用のための知的財産権の創造、保護、活用及び人材育成の4分野で50余りの主要政策を含む「知的財産戦略大綱」を発表した。また、この政策を推進するため、2003年に「知的財産基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部（本部長：首相）」を設置した。この知的財産戦略本部は、関係部署の施策を総合・調整し、知的財産の推進計画を作成・推進していく主要機関として運営されている。また、知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関する決定や方向性を決定する重要な機関である。

また、日本は模倣品・海賊版の対策を外交上の重要な施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置すると共に、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作

成し、海外の公館に配布している。また、2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対処するため、関税定率法を改正する他、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど、国内外で自国の知的財産権の保護に努めている。

ヨーロッパ連合（EU）は、加盟国間の統合的かつ戦略的な知的財産システムの構築に重点をおいている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」のレベルで知的財産政策を推進している。具体的には、EU理事会内の競争力委員会を中心に、知識基盤社会への移行を加速するための政策の一環としてEU共同体の知的財産システムを整備するためのモデルづくりを推進している。

また、知的財産の創出・活用のためのR&D投資管理や支援を強化している。ヨーロッパの革新スコアボード（European Innovation Scoreboard）による加盟国間の知的財産の創出・活用の水準を比較・管理しながら、第6回中長期革新計画（FP6. 2002～2006）でIPR ガイドラインを制定した。また、EUの研究開発事業の参加者に対し知的財産権に関する助言や支援を提供するため、1998年からはIPR ヘルプデスクも運営している。

中国はウイ副総理が2004年1月に全国特許関連会議の際、「知的財産権に関する戦略の推進」を指示し、各界の論議を経て「国家知的財産権戦略制定委員会」を2005年1月に設立した。この委員会は、国務院所属23部署の主要責任者や外部専門家で構成されており、国家知的財産権戦略の樹立や推進を遂行している。強力な権限を持つ委員長であるウイ副総理は、知的財産権に関する関心が高く、委員会の活動を直接担当している。そのため、同委員会は設置以来、短期間で効率よく運営されるようになった。

このように米国、日本、EUなどの先進国は、対内的には自国の知的財産権の創出や保護のために努力する一方、対外的にはWIPO、WTO、APECなどの国際機関を通じて自国に有利な知的財産権規範の統一化のために努力し続けている。

現在、韓国には米国、日本などのような国家レベルで知的財産政策における方向性を企画し、統合・調整できる機関がない。特に、1998年までは米国などの先進国の知

的財産保護強化の要求に対する受動的な対応体系を構築するといった個別部署レベルの知的財産政策のみを推進してきた。

1998年からは、特許庁や産業資源部などの部署を中心に、知的財産を効率的に管理するための政策を推進し始めた。1998年には「特許法院」が設立し、2000年には「技術移転促進法」を制定した。また、2001年には特許法の「職務発明報償制度」を改正した。国際特許紛争や模倣品による侵害の急激な増加などの懸案事項が増え、2004年頃から国家科学技術委員会など、政府レベルの協議体で知的財産の政策について議論し始めるようになった。

2. 対応策

このような知的財産権分野の国際動向に対する韓国の対応策を検討する。

① 知的財産権分野の外交能力を強化し、現在進行中の統一規範形成に能動的に参加しなければならない。主要国が知的財産の中・長期の総合計画を樹立し、知的財産分野の競争力強化に努めている。韓国も、科学技術部や外交部などと共に知的財産の開発と振興のための長期マスタープランを作成し、政府レベルで業務を推進する方法を模索すべきである。

また、日本の「知的財産基本法」のように、知的財産政策を統一的かつ効果的に推進するための「国家知的財産基本法（仮称）」の制定も検討すべきである。2001年に科学技術基本法を制定し、科学技術革新のための基盤構築と成果向上に努力してきたが、知識基盤経済が進むにつれ、国家知的財産の政策推進体系を更に強化する必要性が出てきた。そのため、散在していた知的財産関連の政府能力を統合する根拠を整備し、知的財産政策に対する予測可能性や執行能力の向上を図った。

また、国家知的財産戦略計画の樹立、計画執行結果の評価及び知的財産政策の総括企画・調整のための機関を設置する根拠を整備すると同時に、米国の「21世紀戦略計

画」のような知的財産の基本計画を樹立・発表すべきである。また、年度別に推進する細部計画を準備し、一貫した知的財産政策を推進すべきである。

② 政府レベルの調整・管理のための知的財産の行政体制を整備していかなければならない。国家レベルで「国家知的財産戦略を企画し、各部署別の推進実態を点検・調整できる機能」を持つ機関を、大統領または国務総理直属の委員会という形態の機関として新設することに対しても積極的に検討する必要がある。

③ 知的財産を保護するため、更に努力しなければならない。海外における知的財産権侵害について効果的に対処するため、海外現地における保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害現況の調査を実施しなければならない。また、海外に分散している様々な組織（KOTRA海外支社、国際機関への派遣者、公共研究機関の海外拠点など）と有機的な協調体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に推進すべきである。

最近、韓国企業と日本企業の間で頻発している特許紛争と、中国で増加している知的財産権の侵害に効果的に対処するためには、特許庁の知的財産権の専門家を日本と中国に駐在させることも積極的に検討すべきである。

第2章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理の現況

第1節 出願

顧客サービス本部出願サービスチーム行政事務官 クォン・ドフン

1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望

イ. 2007年度産業財産権の出願動向

1) 産業財産権出願の増加傾向の維持

2007年度の産業財産権の出願件数は計377,496件で、2006年の372,520件に比べ、1.3%（4,976件）が増加した。前年比の権利別変動は、特許出願が2.7%増加、実用新案登録出願が36.2%減少、デザイン登録出願が6.1%の増加、商標登録出願が7.6%の増加であった。

<表I-2-1>過去5年間の権利別出願現況

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
特許	118,652	140,115	160,921	166,189	170,711
	(11.8)	(18.1)	(14.8)	(3.3)	(2.7)
実用新案	40,825	37,753	37,175	32,908	20,998
	(4.2)	(△7.5)	(△1.5)	(△11.5)	(△36.2)
デザイン	37,607	41,184	45,222	51,039	54,138
	(0.1)	(9.5)	(9.8)	(12.9)	(6.1)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
商標	108,917	108,464	115,889	122,384	131,649
	(1.0)	(△0.4)	(6.8)	(5.6)	(7.6)
計	306,001	327,516	359,207	372,520	377,496
	(5.2)	(7.0)	(9.7)	(3.7)	(1.3)

注) 1. () 内は前年比の増減比率である。

2. 複数デザイン、多類商標出願は含まれない。

3. 2007年の暫定統計 (以下同様)

各権利別の主要出願動向を調べてみると、特許出願は170,711件で、機械分野、電機・通信分野及び内国民出願の増加により、前年に比べ2.7%の小幅上昇をみせた。しかし、実用新案登録出願は20,998件で、機械など、ほとんどの産業分野で内国民・外国人の出願率が減少し、前年に比べ36.2%の急激な減少となった。

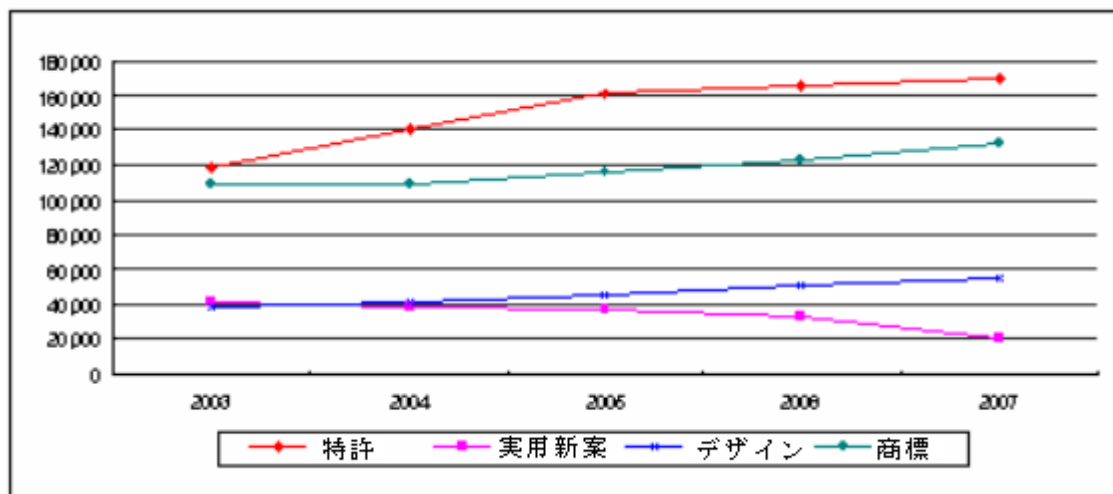
デザイン登録出願は54,138件で、住宅設備用品、土木・建築用品などの出願増加及び内国民出願の増加により、前年に比べ6.1%増加した。商標登録出願は131,649件で、サービス業、機械、化学品などの分野の出願増加や内国民・外国人の出願増加により、前年に比べ7.6%増加した。

このように、特許・デザイン・商標出願が増加傾向にあるのは、技術と製品の高度化・多様化のみならず、国内企業及び個人出願人が差別化された技術と品質や先端デザインを誇るプレミアムブランド戦略を展開するなど、競争力を強化するための経営方式に転換している傾向が反映されたからである。

また、産業財産権の年度別出願傾向を調べてみると、2003年には306千件、2004年には327千件、2005年には359千件、2006年には372千件、2007年には377千件であった。また、今後国家経済が更に発展し、産業財産権の出願が増加し続ければ、近い将来に

は出願件数が500千件を超えると予想される。

<図I-2-1> 過去5年間の出願推移



2) 外国人の総出願の減少

2007年度の外国人による出願件数は66,466件であり、産業財産権全体の出願377,496件の17.6%を占めている。特許、デザイン、商標登録の出願件数は前年に比べそれぞれ4.6%、15.0%、18.6%増加した一方、実用新案登録の出願件数は前年に比べそれぞれ36.8%減少した。また、外国人の全体出願は前年に比べ8.4%増加した。特に、外国人の特許、デザイン、商標の出願増加率が内国民に比べて非常に高いのは、外国企業が自主開発した技術とブランドを韓国に持ち込み、保護を受けるためである。

<表I-2-2> 内・外国人別出願現況

(単位：件、%)

区分	2006		2007		前年対比の 増減率 (%)	
	件数	比率	件数	比率		
特許						
	内国民	125,476	75.5	128,143	75.1	2.1

区分		2006		2007		前年対比の 増減率 (%)
		件数	比率	件数	比率	
	外国人	40,713	24.5	42,568	24.9	4.6
	計	166,189	100	170,711	100	2.7
実用新案	内国民	32,193	97.8	20,546	97.8	△36.2
	外国人	715	2.2	452	2.2	△36.8
	計	32,908	100	20,998	100	△36.2
デザイン	内国民	48,018	94.1	50,663	93.6	5.5
	外国人	3,021	5.9	3,475	6.4	15.0
	計	51,039	100	54,138	100	6.1
商標	内国民	105,544	86.2	111,678	84.8	5.8
	外国人	16,840	13.8	19,971	15.2	18.6
	計	122,384	100	131,649	100	7.6
合計	内国民	311,231	83.5	311,030	82.4	△0.1
	外国人	61,289	16.5	66,466	17.6	8.4
	計	372,520	100	377,496	100	1.3

3) 法人・個人別の出願現況

2007年度の法人の出願は257,258件であり、前年に比べ2.6%増加した。また、個人の出願は120,238件であり、前年に比べ1.4%減少した。

法人の場合、デザイン登録や商標登録の出願件数について前年に比べそれぞれ14.1%、9.6%増加したのに対し、特許や実用新案登録の出願件数は前年に比べそれぞれ0.3%、34.6%減少した。また、個人の場合は、特許や商標登録の出願件数が前年に比べ

それぞれ18.3%、4.2%増加したのに対し、実用新案登録やデザイン登録の出願件数は前年に比べそれぞれ37.0%、1.0%減少した。

＜表I-2-3＞法人・個人別出願現況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2006	2007	増加率	2006	2007	増加率	2006	2007	増加率
特許	139,127 (83.7)	138,706 (81.3)	△0.3	27,062 (16.3)	32,005 (18.7)	18.3	166,189	170,711	2.7
実用 新案	10,704 (32.5)	7,003 (33.4)	△34.6	22,204 (67.5)	13,995 (66.6)	△37.0	32,908	20,998	△36.2
デザイ ン	24,035 (47.1)	27,414 (50.6)	14.1	27,004 (52.9)	26,724 (49.4)	△1.0	51,039	54,138	6.1
商標	76,768 (62.7)	84,135 (63.9)	9.6	45,616 (37.3)	47,514 (36.1)	4.2	122,384	131,649	7.6
計	250,634 (67.3)	257,258 (68.1)	2.6	121,886 (32.7)	120,238 (31.9)	△1.4	372,520	377,496	1.3

注) () 内は法人・個人別の構成比である。

4) 女性及び学生の出願現況

女性及び学生の産業財産権の出願を調べてみると、女性の出願は18,570件で前年に比べ8.3%減少し、学生の出願は5,271件で前年に比べ8.5%増加した。

これまで女性や学生の出願は急増していたが、2007年度には女性の出願の増加傾向が一時的に止まっている。しかし、女性の社会進出や地位向上などの環境変化と、女性企業家の優秀商品や発明品の博覧会、全国巡回知的財産権の説明会、女性発明の優

秀事例発表会など、女性のために特許庁が行った政策的な努力が継続しており、女性の出願は再び増加する見通しである。また、学生の出願は小幅上昇したが、学生発明を奨励するための出願料などの各種手数料の減免拡大、優秀発明を行った学生の大学特例入学の拡大、学生発明活動のための全国巡回講演の実施、学生発明コンテストの開催、学生の出願に対する認識転換や発明基盤の構築などにより、学生の出願も再び増加すると予想される。

＜表I-2-4＞女性及び学生の出願現況

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
女性	13,848 (10.8)	14,283 (3.1)	16,091 (12.6)	20,254 (25.9)	18,570 (△8.3)
学生	2,322 (7.9)	2,900 (24.9)	3,753 (29.9)	4,858 (29.4)	5,271 (8.5)

注) 1. () 内は前年対比の増加率である。

2. 学生減免コードで把握

5) 代理人の有無別の出願現況

KIPO-Netによる電子出願の実施及びインターネットを通じた各種請願サービスの拡充を通じ、産業財産権に関する専門知識がない一般国民でも複雑な出願手続きをより簡単・弁理に利用できるようにした。代理人を使わない直接出願の比率が2007年には19.5%であり、過去の11～15%水準から過去5年間で平均4～9%上昇したことになる。

＜表I-2-5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
代理人出願	245,790 (80.3)	266,508 (81.4)	293,353 (81.7)	299,959 (80.5)	304,038 (80.5)
直接出願	60,211 (19.7)	61,008 (18.6)	65,854 (18.3)	72,561 (19.5)	73,458 (19.5)
計	306,001 (100)	327,516 (100)	359,207 (100)	372,520 (100)	377,496 (100)

注) () 内は代理人有無別構成比である。

6) 主要国（米国、日本、EPO、中国）の特許出願現況

今まで韓国の出願現況を内容別に紹介した。ここでは産業財産権に関する韓国の増減傾向を国際的な流れの中で比較・分析すると＜表I-2-6＞のようになる。

産業財産権について、主要4ヶ国（いわゆる産業財産権の3極+中国）の過去5年間の特許出願動向を調べてみた所、最も多い出願件数を記録した国は日本であり、過去5年間の平均出願件数が418,594件であった。その次に特許を多く出願した国は米国であり、中国、ヨーロッパ（EPO）の順に多い。

特に中国の場合には、開放化や産業化の影響によって急激な出願増加が見られ、過去5年間の特許出願状況で初めてヨーロッパ（EPO）を追い越した。

＜表I-2-6＞主要国の過去5年間の特許出願現況

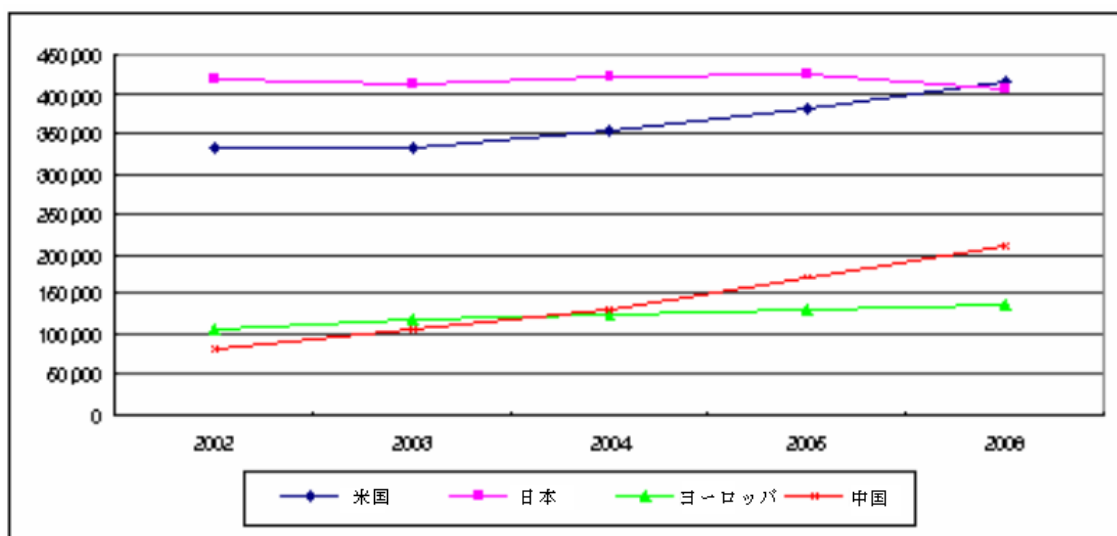
(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
米国	331,580 (2.3)	331,729 (0.04)	353,319 (6.5)	381,797 (8.1)	417,453 (9.3)
日本	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (△4.3)
ヨーロッパ	106,325 (-3.4)	116,855 (9.8)	123,775 (5.9)	128,754 (4.0)	135,183 (5.0)
中国	80,232 (26.9)	105,318 (32.3)	130,133 (23.6)	173,327 (33.2)	210,490 (21.4)

注) 1. 各主要国の年俵 (annual reports) による統計資料である。

2. () 内は前年比の増加率である。

＜図I-2-2＞主要国の過去5年間の特許出願推移



7) 韓国の主要国（米国、日本、EPO、中国）に対する特許出願の現況

産業財産権主要国の出願動向については、特許出願推移を通じて紹介した。更に、これらの国に対する韓国の過去5年間の特許出願動向を調べてみると<表I-2-7>のようになる。

韓国の産業財産権主要国に対する過去5年間の特許出願推移は、全般的に増加傾向にあると言える。米国、日本及びヨーロッパ（EPO）に対する韓国の特許出願増加比率は<表I-2-7>から分かるように、それぞれ27.0%、17.2%、32.0%であり自国内の増加比率である5.3%、0.3%、4.3%より高い。最も著しい増加比率を示した国は中国であり、出願増加比率は30.6%に達している。

<表I-2-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況

(単位：件、%)

区分		2002	2003	2004	2005	2006	平均 増加率
米国	韓国人出願	7,937 (18.1)	9,614 (21.1)	13,388 (39.3)	16,643 (24.3)	21,963 (32.0)	(27.0)
	米国 全体出願	331,580 (2.3)	331,729 (0.04)	353,319 (6.5)	381,797 (8.1)	417,453 (9.3)	(5.3)
日本	韓国人出願	3,811 (15.2)	4,403 (15.5)	5,781 (31.3)	6,845 (18.4)	7,220 (5.5)	(17.2)
	日本 全体出願	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	408,674 (4.3)	(0.3)
ヨーロッパ (EPO)	韓国人出願	1,408 (20.9)	2,075 (47.4)	2,871 (38.4)	3,853 (34.2)	4,595 (19.3)	(32.0)
	ヨーロッパ 全体出願	106,325 (-3.4)	116,855 (9.8)	123,775 (5.9)	128,754 (4.0)	135,183 (5.0)	(4.3)

区分		2002	2003	2004	2005	2006	平均 増加率
中国	韓国人出願	2,930 (17.3)	4,328 (47.7)	5,858 (35.4)	7,885 (34.6)	9,287 (17.8)	(30.6)
	中国 全体出願	80,232 (26.9)	105,318 (32.3)	130,133 (23.6)	173,327 (33.2)	210,490 (21.4)	(27.5)

注) 1. 各主要国の年俵 (annual reports) による統計資料である。

2. () 内は前年対比の増加率である。

ロ. 今後の出願展望

2003年から2007年までの過去5年間の産業財産権の出願推移は、<図I-2-1>から分かるように増加を続けている。特に、産業財産権の代表である特許の場合、2005年に160,921件、2006年に166,189件、2007年に170,711件と、過去3年間の出願件数が上昇している。2007年度は特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年に比べそれぞれ2.7%、6.1%、7.6%増加し、実用新案登録出願は前年に比べ36.2%減少した。

このような過去5年間の産業財産権の出願推移と国内外の政治・経済分野などの環境変化を元に2008年度の産業財産権の出願を予想すると、新政府の雇用創出政策と規制改革などの経済政策の変化、韓・米FTA締結による無限競争の加速化、新製品の開発、中国経済の持続的な改革・開放政策及び高度成長などにより、国内産業のうち、電子、半導体、情報通信、機械などのIT分野を中心とした出願の増加が続くと予想される。

但し、原油価格の高騰、原資材価格の上昇及び国際経済を主導している米国経済の低迷などによる影響が企業のR&D分野の萎縮に繋がると、国際的な産業財産権の増加に悪影響を与えると予想される。

2. 権利別・産業部門別の出願現況

イ. 特許・実用新案登録出願

特許出願の産業部門別構成比によると、内国民・外国人の両方で電気・通信分野の出願はそれぞれ47.0%、44.7%であり、全体出願のほとんどを占めている。内国民の場合、機械分野の出願比率が16.3%であり、外国人の同分野における出願比率の11.6%に比べると相対的に高い。一方、外国人の場合には、化学分野の出願比率が18.1%であり、内国民の同分野への出願比率の7.0%より高いというのが主な特徴である。

実用新案出願の産業部門別の構成比で、内国民は機械分野の出願が23.5%と、電気・通信分野の18.5%より高かった。外国人の場合には、電気・通信分野の出願が35.6%と、機械分野の21.5%より高かった。

＜表I-2-8＞産業部門別特許・実用新案登録の出願現況

(単位：件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採光	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	国内	20,913 (16.3)	9,000 (7.0)	2,065 (1.6)	60,262 (47.0)	8,392 (6.5)	3,410 (2.7)	8,302 (6.5)	761 (0.6)	1,726 (1.3)	4,888 (3.8)	8,424 (6.6)	128,143 (100)
	外国	4,921 (11.6)	7,716 (18.1)	486 (1.1)	19,007 (44.7)	534 (1.3)	1,368 (3.2)	3,871 (9.1)	358 (0.8)	135 (0.3)	624 (1.5)	3,548 (8.3)	42,568 (100)
	小計	25,834 (15.1)	16,716 (9.8)	2,551 (1.5)	79,269 (46.4)	8,926 (5.2)	4,778 (2.8)	12,173 (7.1)	1,119 (0.7)	1,861 (1.1)	5,512 (3.2)	11,972 (7.0)	170,711 (100)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採光	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
実用 新案	国内	4,827 (23.5)	575 (2.8)	630 (3.1)	3,794 (18.5)	2,616 (12.7)	365 (1.8)	1,051 (5.1)	522 (2.5)	913 (4.4)	4,080 (19.9)	1,173 (5.7)	20,546 (100)
	外国	97 (21.5)	15 (3.3)	26 (5.8)	161 (35.6)	22 (4.9)	7 (1.5)	31 (6.9)	7 (1.5)	3 (0.7)	61 (13.5)	22 (4.9)	452 (100)
	小計	4,924 (23.4)	590 (2.8)	656 (3.1)	3,955 (18.8)	2,638 (12.6)	372 (1.8)	1,082 (5.2)	529 (2.5)	916 (4.4)	4,141 (19.7)	1,195 (5.7)	20,998 (100)
合 計	国内	25,740 (17.3)	9,575 (6.4)	2,695 (1.8)	64,056 (43.1)	11,008 (7.4)	3,775 (2.5)	9,353 (6.3)	1,283 (0.9)	2,639 (1.8)	8,968 (6.0)	9,597 (6.5)	148,689 (100)
	外国	5,018 (11.7)	7,731 (18.0)	512 (1.2)	19,168 (44.6)	556 (1.3)	1,375 (3.2)	3,902 (9.1)	365 (0.8)	138 (0.3)	685 (1.6)	3,570 (8.3)	43,020 (100)
	小計	30,758 (16.0)	17,306 (9.0)	3,207 (1.7)	83,224 (43.4)	11,564 (6.0)	5,150 (2.7)	13,255 (6.9)	1,648 (0.9)	2,777 (1.4)	9,653 (5.0)	13,167 (6.9)	191,709 (100)

注) () 内は比率である。

ロ. デザイン登録出願

2007年度のデザイン登録出願の現況を調べてみると、内国民は住宅設備用品が17.7%、土木・建築用品が15.5%、衣服・アクセサリー・生活用品・販売用品が10.4%と、比較的に高い出願比率を示した。外国人の場合には、電気・電子・通信・機械器具分野の出願比率が24.3%と最も高く、住宅設備用品が10.6%、生活用品が10.3%、運輸・運搬機械が10.0%と、比較的に高い出願率を示した。

＜表I-2-9＞産業部門別デザイン登録の出願現況

(単位：件、%)

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品及び嗜好品	112	0.2	2	0.1	114	0.2
衣服及び身の回り品	5,247	10.4	295	8.5	5,542	10.2
生活用品	5,267	10.4	358	10.3	5,625	10.4
住宅設備用品	8,982	17.7	368	10.6	9,350	17.3
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	1,322	2.6	143	4.1	1,465	2.7
事務用品及び販売用品	5,249	10.4	278	8.0	5,527	10.2
運輸及び運搬機械	1,695	3.3	346	10.0	2,041	3.8
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	4,894	9.7	843	24.3	5,737	10.6
一般機械器具	1,148	2.3	327	9.4	1,475	2.7
産業用機械器具	2,303	4.5	297	8.5	2,600	4.8
土木・建築用品	7,855	15.5	26	0.7	7,881	14.6
その他基礎製品	4,891	9.7	143	4.1	5,034	9.3

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
その他	1,698	3.4	49	1.4	1,747	3.2
計	50,663	100	3,475	100	54,138	100

ハ. 商標登録出願

NICE分類による2007年度の産業部門別商標出願の構成比率を調べてみると、内国民はサービス業が29.1%、菓子・食品・飲料類が11.4%、化学製品・薬剤・化粧品類が11.1%、機械・電気機械・輸送機械器具類が10.2%と、比較的に高い出願率を示した。外国人の場合は、機械・電気機械・輸送機械器具類が18.1%、化学製品・薬剤・化粧品類が17.9%、サービス業が8.2%と、こちらも比較的に高い出願率を示した。

＜表I-2-10＞NICE分類別商標登録の出願現況

(単位：件、%)

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	12,357	11.1	3,568	17.9	15,925	12.1
一般金属材、建築材料、手動 利器類、非金属製建築材料	2,152	1.9	368	1.8	2,520	1.9
機械、電気機械、輸送機械器 具	11,375	10.2	3,622	18.1	14,997	11.4
繊維、繊維製品、衣類	8,761	7.8	1,195	6.0	9,956	7.6
家具、敷物類、厨房用品	3,785	3.4	416	2.1	4,201	3.2
貴金属、時計、革製品、鞆類	3,297	3.0	617	3.1	3,914	3.0
楽器、玩具、運動具類、たば	2,524	2.3	758	3.8	3,282	2.5

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
こ						
紙、文房具、印刷物	3,754	3.4	475	2.4	4,229	3.2
菓子、食品、飲料	12,784	11.4	1,341	6.7	14,125	10.7
ゴム、プラスチック材料	422	0.4	142	0.7	564	0.4
サービス業	32,541	29.1	1,634	8.2	34,175	26.0
多類指定	17,364	15.5	5,826	29.2	23,190	17.6
その他	562	0.5	9	0.0	571	0.4
計	111,678	100	19,971	100	131,649	100

注) 多類指定は2つ以上のNICE分類を指定した件

3. 内・外国人別の出願現況

イ. 内国民の出願現況

1) 地域別出願現況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における内国民の出願率は2006年度の75.4%から2007年度には72.9%に2.5%減少し、毎年小幅の減少傾向が続いている。これは、中小企業における知的財産権の重要性認識、電子出願の実施及び国土の均衡発展政策などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたからと判断される。

<表I-2-11>内国民の地域別出願現況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2006	2007	2006	2007	2006	2007	2006	2007	2006	2007	2006	2007
ソウル	49,320	44,137	9,979	5,625	20,767	18,898	59,381	59,485	139,447	128,145	44.8	41.2
釜山	2,785	3,223	1,941	1,204	2,112	2,284	4,520	3,994	11,358	10,705	3.6	3.4
大邱	2,571	2,920	1,838	1,123	2,338	2,622	2,647	3,129	9,394	9,794	3.0	3.1
仁川	3,632	4,877	2,122	1,513	2,393	2,780	3,669	4,073	11,816	13,243	3.8	4.3
光州	1,902	2,306	622	356	961	648	1,281	1,047	4,766	4,357	1.5	1.4
大田	7,184	9,046	1,488	1,151	720	673	2,579	2,300	11,971	13,170	3.8	4.2
蔚山	866	1,071	319	214	248	355	454	521	1,887	2,161	0.6	0.7
京畿	42,699	41,690	8,415	5,854	13,917	15,910	18,362	21,863	83,393	85,317	26.8	27.4
江原	805	1,203	344	273	330	525	1,028	1,473	2,507	3,474	0.8	1.1
忠北	1,531	1,810	667	431	626	797	1,624	1,857	4,448	4,895	1.4	1.6
忠南	3,060	4,587	846	702	668	1,430	2,625	3,450	7,199	10,169	2.3	3.3
全北	1,248	1,578	676	366	571	666	1,628	1,421	4,123	4,031	1.3	1.3
全南	907	1,247	508	217	400	594	1,047	1,280	2,862	3,338	0.9	1.1
慶北	3,936	4,513	913	615	714	1,033	2,003	2,583	7,566	8,744	2.4	2.8
慶南	2,739	3,577	1,392	826	1,140	1,293	2,005	2,542	7,276	8,238	2.3	2.6
済州	194	270	86	57	83	129	507	429	870	885	0.3	0.3
その他	97	88	37	19	30	26	184	231	348	364	0.1	0.1
計	125,476	128,143	32,193	20,546	48,018	50,663	105,544	111,678	311,231	311,030	100.0	100.0

2) 多出願企業別の出願現況

2007年度の国内多出願企業のうち、上位10企業の出願件数は39,732件であり、内国民による総出願の12.8%を占めている。特に、特許出願の場合には10大多出願企業の出願件数が33,927件であり、全体の26.5%を占めている。

また、多出願企業を調べてみると、前年度と同様に三星電子、LG電子、現代自動車、ハイニックス半導体が、第1位から第4位を占めている。また、株式会社東部ハイテック、三星電気株式会社が10大多出願企業に進出する一方、大宇エレクトロニクス、SKテレコムが10位圏外に落ちるなど、多出願企業の順位に多少の変動が見られた。

＜表I-2-12＞国内10大多出願企業の出願現況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	三星電子	11,466	211	794	644	13,115
2	LG電子	5,955	3	619	594	7,171
3	現代自動車	4,252	—	217	87	4,556
4	ハイニックス半導体	4,221	1	—	1	4,223
5	(株)アモーレパシフィック	195	142	468	1,177	1,982
6	LG化学	1,188	19	646	45	1,898
7	LGフィリップスLCD	1,863	—	—	2	1,865
8	株式会社東部ハイテック	1,657	—	—	65	1,722
9	三星電機株式会社	1,576	—	43	16	1,635
10	三星SDI	1,554	—	1	10	1,565

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
	小計 (内国民出願中の占有率)	33,927 (26.5)	376 (1.8)	2,788 (5.5)	2,641 (2.4)	39,732 (12.8)
	内国民出願の合計	128,143	20,546	50,663	111,678	311,030

ロ. 外国人の出願現況

1) 出願人の国籍別出願現況

外国人の出願は2006年度と同様に、日本と米国が外国人（法人を含む）全体出願の半分以上を占めている（2007年度66.9%→2007年度66.0%）。また、主要多出願国の順位でフランスが第4位に上り、オランダは第5位に落ちた。2007年度の多出願国を調べてみると、2006年に引き続き日本が第1位を占め、米国が第2位を占めた。

権利別には、特許やデザイン分野では日本が、実用新案や商標分野では米国が優位を占めている。また、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の73.5%を占めている。

<表I-2-13>外国（法）人の国籍別出願現況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用新案	デザイン	商標	計		2006年の順位
							件数	占有率	
1	日本	2006	17,604	37	1,400	4,277	23,318	38.0	1
		2007	17,784	31	1,649	4,639	24,103	36.3	
2	米国	2006	10,368	96	732	6,032	17,498	28.6	2
		2007	11,628	37	687	7,391	19,743	29.7	
3	ドイツ	2006	3,284	6	144	849	4,282	7.0	3

順位	区分		特許	実用新案	デザイン	商標	計		2006年 の順位
							件数	占有率	
		2007	3,486	11	242	1,276	5,015	7.5	
4	フラン ス	2006	1,402	—	115	743	2,260	3.7	5
		2007	1,324	1	136	829	2,290	3.4	
5	オラン ダ	2006	2,059	—	72	272	2,403	3.9	4
		2007	1,538	—	95	435	2,068	3.1	
6	スイス	2006	943	—	77	572	1,592	2.6	6
		2007	1,174	—	105	770	2,049	3.1	
7	イギリ ス	2006	577	1	43	663	1,284	2.1	7
		2007	709	1	64	821	1,595	2.4	
小計		2006	36,237	140	2,583	13,408	52,368	85.8	
		2007	37,643	81	2,978	16,161	56,863	85.6	
その他		2006	4,476	575	438	3,163	8,652	14.2	
		2007	4,925	371	497	3,810	9,603	14.4	
計		2006	40,713	715	3,021	16,571	61,020	100.0	
		2007	42,568	452	3,475	19,971	66,466	100.0	

2) 多出願企業別の出願現況

外国人の10大多出願企業には、日本企業が7社と最も多く、米国企業が1社、オランダ企業が1社、フィンランド企業が1社含まれている。多出願順位を調べてみると、日本のソニーが第1位、オランダのフィリップスが第2位、日本の富士通、セイコーエプソンがそれぞれ第3位、第4位、フィンランドのノキアコーポレーションが第5

位を占めている。

<表I-2-14>外国人10大多出願企業の出願現況

(単位：件)

順位	出願人	国籍	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	ソニー	日本	905	0	63	60	1,028
2	コーニンクレックファイリ ップスエレクトロニクス N.V.	オランダ	695	0	55	27	777
3	富士通	日本	627	0	5	16	648
4	セイコーエプソン	日本	446	0	14	16	476
5	ノキアコーポレーション	フィンラ ンド	400	0	70	2	472
6	三菱電機	日本	410	0	32	17	459
7	マイクロソフト	米国	265	0	115	74	454
8	東芝	日本	405	0	24	14	443
9	トヨタ自動車	日本	220	0	218	0	438
10	キャノン	日本	417	0	10	9	436

4. 公共機関及び大学の特許出願現況

2007年度の公共機関（国家機関、政府出捐研究機関、国公立試験研究機関、地方自治体を含む）及び大学の特許出願は13,264件であり、全体特許出願170,711件の7.8%に過ぎず、特許出願率が非常に低い。

イ. 公共機関における特許出願現況

1) 公共機関における特許出願現況

公共研究機関の特許出願はIMF経済危機以降から2001年までは増加傾向が続いており、2007年には前年に比べ、13.8%増加した。

＜表I-2-15＞公共機関の特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007
公共機関 特許出願	2,656	3,185	3,479	4,453	5,898	6,710
前年対比 の増加率	31.2	19.9	9.2	28.0	32.5	13.8

2) 公共機関における多出願順位

1990年から2007年まで公共機関の多出願第1位は表＜I-2-16＞から分かるように、20,590件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公共機関出願の47.2%を占めている。第2位以下、韓国科学技術研究院、韓国化学研究院、韓国機械研究院、韓国原子力研究所の順になっている。

＜表I-2-16＞公共機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1990～2007出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	20,590	47.2
2	韓国科学技術研究院	3,863	8.9

順位	機関名	1990～2007出願件数	特許占有率
3	韓国化学研究院	2,194	5.0
4	韓国機械研究院	1,413	3.2
5	韓国原子力研究院	1,286	3.0
その他	その他	14,287	32.7
合計	—	43,633	100

ロ. 大学における特許出願現況

1) 大学における特許出願現況

大学の特許出願は毎年増加し、2007年には6,554件となった。前年に比べ52.1%増加したが、2007年の全体特許出願で占める割合は3.8%と非常に低い。これは、大学の研究結果が直ちに事業化に繋がらず、大学の研究実績評価が相対的に配点の高い学術誌への寄稿論文に集中しているからと考えられる。

<表I-2-17> 大学における特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007
大学 特許出願	957	1,692	1,962	2,905	4,309	6,554
前年比 の増加率	34.6	76.8	16.0	48.1	48.3	52.1

2) 大学における多出願順位

1990年から2007年まで大学の多出願第1位は2,844件を出願した韓国科学技術院（KAIST）で全体大学出願の12.5%を占めている。ソウル大、浦港工科大がそれぞれ第2位、第3位を占めており、上位5位までの大学が占める割合は36.4%に上っている。大学の出願は理工系分野において知名度の高い大学に偏っていることが分かる。

＜表I-2-18＞大学における多出願順位

（単位：件、%）

順位	機関名	1990～2007出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	2,844	12.5
2	ソウル大学	1,952	8.6
3	浦港工科大学	1,221	5.3
4	高麗大学	1,163	5.1
5	延世大学	1,117	4.9
その他	その他	14,510	63.6
合計	—	22,807	100

第2節 PCT及びマドリッド国際出願

顧客サービス本部国際出願チーム5級 ウォン・ユチョル

1. PCT国際出願の動向

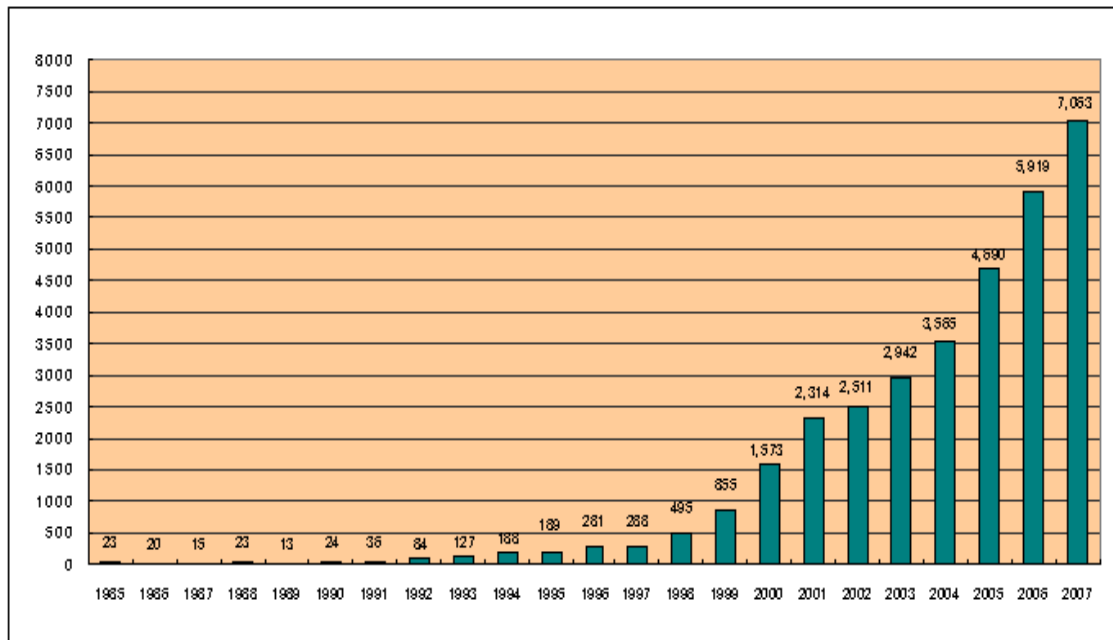
イ. 内国民のPCTによる海外出願（受理官庁）

2007年に韓国特許庁を受理官庁として受付したPCT国際出願は7,063件であり、2006年の5,919件に比べ19.3%増加した。

* WIPOの統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況と若干の差がある。

このようなPCT出願の増加率については、国民の海外技術保護に対する認識の変化、海外特許獲得の方法としてPCT制度が持つメリットに対する理解、1999年12月1日からの特許庁の国際調査及び予備審査業務の開始による韓国国民の海外出願の便利性増加、PCT国際出願制度の説明会開催を通じた広報、PCT専用ホームページ（<http://www.pct.go.kr/>）の運営などに起因したものと分析される。

＜図I-2-3＞韓国におけるPCT国際出願の現況



ロ．国際調査機関及び国際予備審査機関の指定動向

2007年に韓国特許庁を受理官庁として受付したPCT国際出願のうち、韓国特許庁を調査機関として選択する比率は126.3%、国際予備審査請求比率は7.2%を記録した。これは米国特許庁からの国際調査依頼の急増、韓国語によるPCT出願、手数料減免制度などのメリットによるものである。2009年1月1日からは韓国語でPCT国際公開が可能となるため、韓国特許庁を国際調査及び予備審査期間と選択する比率は持続的に増加すると予想される。

＜表I-2-19＞国際調査機関及び国際予備審査期間の指定現況

(単位：件、%)

年度		2002	2003	2004	2005	2006	2007
国際出願	件数 (A)	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063

年度		2002	2003	2004	2005	2006	2007
国際調査用 写本受付件数	件数 (B)	2,224 (13)	2,462 (8)	3,109 (9)	3,870 (17)	5,898 (722)	8,924 (2,821)
	比率 (B/A)	88.6%	83.7%	87.2%	82.5%	99.6%	126.3%
国際予備審査 用写本受付件 数	件数 (B)	1,365	1,079	928	655	599	510
	比率 (B/A)	54.4%	36.7%	26.0%	14.0%	10.1%	7.2%

※ 国際調査件数のうち、2003年の（8）件はそれぞれフィリピン特許庁（6）及びベトナム特許庁（2）から、2004年の（9）件及び2005年の（17）件はフィリピン特許庁から、2006年の（722）件は米国特許庁（690）、シンガポール特許庁（8）、マレーシア特許庁（8）、フィリピン特許庁（7）、ニュージーランド特許庁（6）、インドネシア特許庁（2）、ベトナム特許庁（1）から、2007年の（2,821）件は米国特許庁（2,735）、マレーシア特許庁（35）、ニュージーランド特許庁（19）、シンガポール特許庁（18）、フィリピン特許庁（13）、ベトナム特許庁（1）から韓国特許庁に国際調査を依頼した件数である。但し、国際事務局（IB）への依頼は除く。

現在、韓国特許庁は各国特許庁と業務協約を締結し、国際調査及び国際予備審査機関としての機能を遂行しており、業務協定の締結現況は次の通りである。

※ 業務協定締結国：フィリピン（2001）、ベトナム（2002）、インドネシア（2003）、モンゴル（2004）、ニュージーランド（2005）、シンガポール（2005）、マレーシア（2006）、米国（2006）

このような国内外の状況に助けられ、韓国特許庁は2006年にも国際出願基準で世界第5位の受理官庁として成長した。また、2007年にも国際出願・国際調査の依頼件数が大きく増加し、韓国の国際的な地位が高まっていることが分かる。

* 出展：The International Patent System in 2006、PCT Yearly Review

一方、韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁（ISA/KR）以外にオーストリア特許庁（ISA/AT）、オーストラリア特許庁（ISA/AU）及び日本特許庁（ISA/JP）を国際調査機関（ISA）として指定して国際調査を受けることができる。

国際調査機関	ISA/KR	ISA/AT	ISA/AU	ISA/JP	計
国際調査指定件数	6,571	490	2	0	7,063
比率（％）	93.03	6.93	0.04	0	100.0

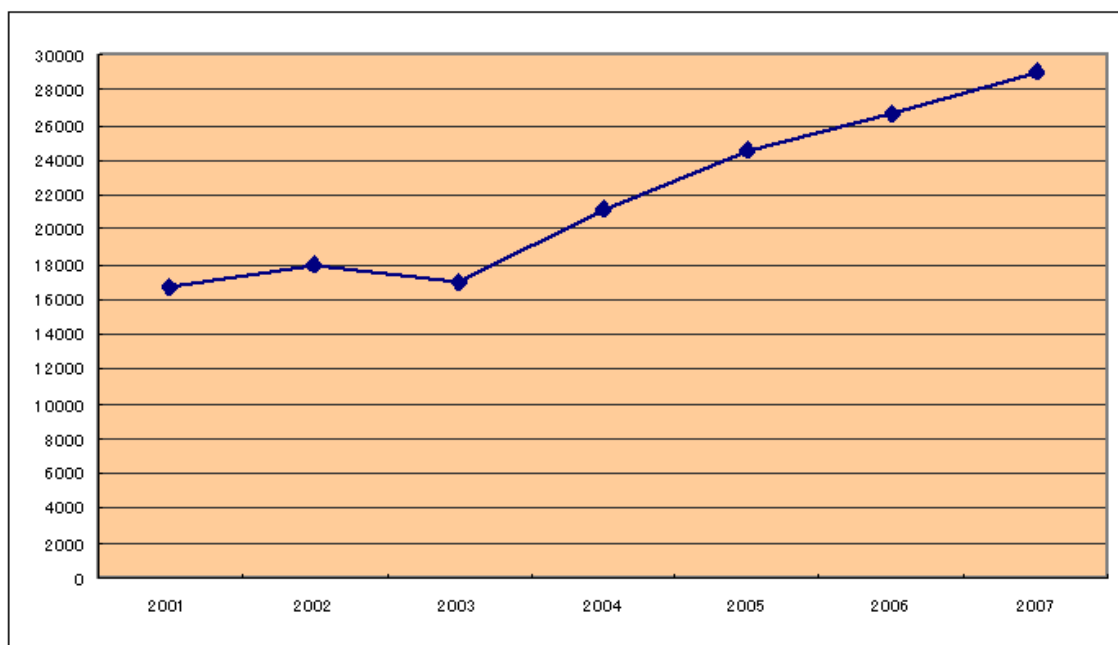
* 出願人が出願書に国際調査機関を指定した件数である。

ハ．外国人のPCTによる国内特許出願（指定官庁国内段階進入）の動向

外国人のPCTによる国内特許出願は過去7年間で、年平均10.1%の増加率であった。2007年の国内段階進入件数は29,045件であり、これは国内特許／実用新案出願件数（191,709件）の15.2%に該当する。

＜表I-2-20＞外国人のPCTによる国内特許出願現況

(単位：件、%)



年度 分析	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045
増加率 (%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0

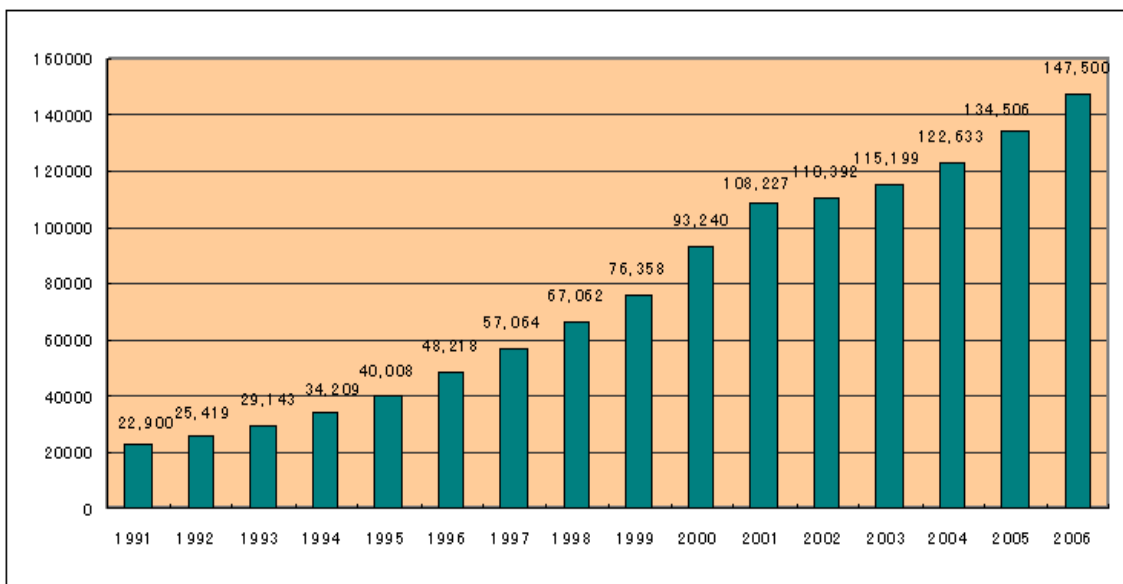
二．世界PCT国際出願の動向

WIPOの発表資料によると、2006年の世界総PCT出願件数は147,500件であり、2005年(134,506件)に比べ12,994件(9.7%)増加した。韓国の出願件数は2005年(4,422件)に比べ、1,513件(34.2%)が増加した5,935件である。これは世界総PCT出願の4.1%に当たり、米国、日本、ドイツ、フランスに次ぐ世界第5位のPCT出願規模である。

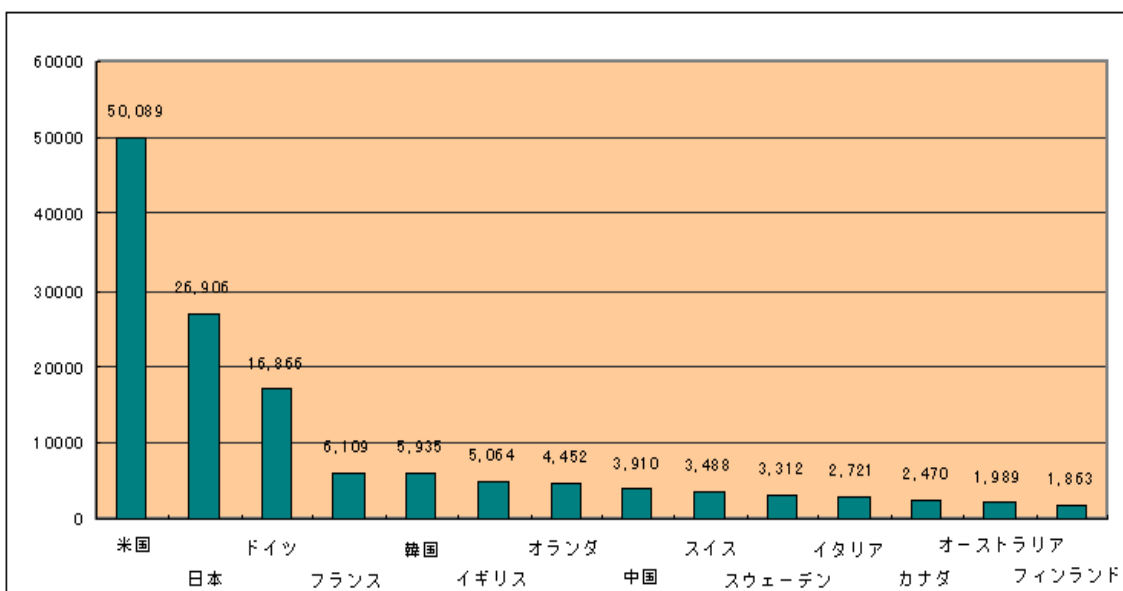
* 2006年データ出典：The International Patent System in 2006、PCT Yearly

Review

<図I-2-4> 世界のPCT国際出願の現況



<図I-2-5> 国別PCT出願の順位



* 出展：The International Patent System in 2006, PCT Yearly Review, WIPO.

* WIPO統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況とは若干の差がある。

2. 韓国特許庁へのPCT国際出願の現況

イ. 国内10大PCT多出願企業（法人）の動向

2007年PCT多出願企業の出願現況を調べてみると、10大多出願法人の出願件及び比重が持続的に増加していることが分かる。上位10位までの多出願法人の出願件数の計は2,563件であり、総出願件数の36.3%を占めている。2006年の2,094件（全体の35.4%）に比べ、469件が増加し、法人の総出願件数が占める比率は2006年の46.4%（2,563件）から2007年には46.5%に0.1%増加した。

このような現象はLG電子、三星電子、LG化学などの国内大手企業がPCT国際出願のメリットを十分に活用し、先進国型海外出願戦略として活用していることを意味する。特に、LG電子（株）は2006年に895件を出願し、三星電子（株）の616件を追い越し、2年連続第1位となった。一方、2006年には10位圏外にあったソウル大、LGイノテック、韓国生命工学研究院が新たに10位圏内に侵入し、大学、情報通信及びバイオテクノロジー分野の海外特許の獲得努力が目立ってきていることが分かる。

<表I-2-21> 国内10大PCT多出願企業（法人）の現況

（単位：件）

順位	2006年の順位	法人名	2002	2003	2004	2005	2006	2007
1	1	（株）LG電子	140	256	322	432	691	895
2	2	三星電子（株）	185	220	405	463	549	616
3	4	韓国電子通信研究院	17	42	100	182	258	427

順位	2006年の順位	法人名	2002	2003	2004	2005	2006	2007
4	3	(株) LG化学	39	38	104	211	319	282
5	*	ソウル大学	*	*	*	*	*	68
6	7	ポスコ	*	*	*	*	44	62
7	5	第一毛織 (株)	3	7	19	32	58	60
8	*	LGイノテック	*	*	*	*	*	59
9	10	アモーレパシフィック (株)	*	*	*	*	42	48
10	*	韓国生命工学研究院	*	*	*	*	*	46
計								2,563

* 2006年の順位の蘭の「*」は、2006年以前10位圏外の出願企業を意味する。

ロ. 個人対法人の出願比率

2000年から2002年まで減少していた個人出願率は2003年に小幅の増加に転じたが、2004年から再び減少（39%→22%）しており、法人出願比率は増加（61%→78%）している。

<表I-2-22> 個人出願対法人出願の現況

(単位：件、%)

年度区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
個人 (比率)	1,002 (44%)	893 (36%)	1,159 (39%)	1,087 (30%)	1,204 (26%)	1,404 (24%)	1,553 (22.0%)

年度 区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
法人（比率）	1,312 (56%)	1,618 (64%)	1,783 (61%)	2,478 (70%)	3,486 (74%)	4,515 (76%)	5,510 (78.0%)
計	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063

ハ．技術分野別出願動向

IPC分類による技術分野別出願件数は転送（transmission）が439件（6.2%）と最も多く、電気によるデジタルデータ処理、画像通信、デジタル情報の転送などの順に多かった。

<表I-2-23> 技術分野別の出願現況

(単位：件、%)

順位	技術分野	IPC	件数	占有率 (%)
1	転送（transmission）	H04B	439	6.2
2	電気によるデジタルデータ処理	G06F	388	5.5
3	画像通信（例、テレビジョン）	H04N	369	5.2
4	デジタル情報の転送（例、電信通信）	H04L	366	5.2
5	半導体装置	H01L	246	3.5
6	医薬品、歯科用または化粧品用製剤	A61K	218	3.1
7	データ処理システムまたは方法	G06Q	152	2.2
8	化学的エネルギーを電気的エネルギーに直接変換するための方法または手段（例、電池）	H01M	150	2.1
9	微生物または酵素：微生物の保存、維持、増殖	C12N	119	1.7

順位	技術分野	IPC	件数	占有率 (%)
10	情報通信技術中の選択 (selecting) (例、スイッチ、継電器、セレクター)	H04Q	95	1.3
11	その他		4,521	64.0
計			7,063	100.0

ニ. PCT-EASY (FD出願) 及びE-filing (電子出願) による出願動向

PCT-EASYによる出願は2004年の1,310件 (36.7%)、2005年の829件 (17.7%)、2006年の687件 (11.6%) から、2007年には714件 (10.1%) に減少し続け、E-filingによる出願は2005年には2,965件 (63.2%)、2006年の4,793件 (81%) から、2007年には6,096件 (86.3%) に急増している。PCT-EASY (Electronic Application SYstem) 出願の際には、国際出願手数料のうち、100フランスフラン (約79,000ウォン) を、E-filing出願の際には、300フランスフラン (約236,000ウォン) を減免することで、出願人の費用節減に効果を挙げている。また、2005年2月からはオンライン電子出願制度が施行され、E-filingによる出願比率が徐々に高くなっている。

ホ. PCT国際出願の言語別現況

2007年の韓国語によるPCT出願件数は4,558件であり、総出願件数の64.5%を記録した。2006年度に比べ、全体出願に占める比率は1.8%増加した。また、韓国語のPCT国際公開語の採択及び優先日から14ヶ月以内に英語翻訳文を提出すれば良いという出願時のメリットにより、増加し続けると予想される。

＜表I-2-24＞国内の言語別PCT国際出願現況

(単位：件、%)

言語	韓国語	英語	日本語	計
出願件数	4,558	2,505	—	7,063
比率 (%)	64.5	35.5	0.0	100.0

へ. PCT国際出願の予想件数

PCT国際出願件数は2001年の2,314件から2007年には7,063件となり、過去7年間で年平均29.3%増加した。このように増加し続けている理由は、1999年12月から韓国が国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行しているため、韓国語で国際出願が可能であるからと考えられる。2008年の予想件数は、2000年以降鈍化している増加率を考慮すると、大幅の増加は期待できないが、大手企業のPCT出願が増加していることを考慮すれば、20.7%増加した8,525件に上ると予想される。

分析	年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
	出願件数	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,063	8,525
前年対比の 増加率 (%)		47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	19.3	20.7

ト. 韓国特許庁に対する国際調査及び／または国際予備審査請求の予想件数

2007年の総PCT出願中、韓国特許庁を国際調査機関として選択した比率は126.3%、国際予備審査請求率は7.2%を記録した。2008年にも米国特許庁からの国際調査の依頼が増えると予想され、2008年の国際調査件数は総予想出願（8,525件）の126%の10,742件と推定され、国際予備審査件数は7.2%である614件と予想される。

分析	年度						
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
国際調査件数 (%)	2,224 (88.6)	2,462 (83.7)	3,109 (87.2)	3,870 (82.5)	5,898 (99.6)	8,924 (90.0)	10,742 (126.3)
国際予備審査件数 (%)	1,365 (54.4)	1,079 (36.7)	928 (26.0)	655 (14.0)	599 (10.1)	510 (7.2)	614 (7.2)

チ. 外国人のPCTによる国内特許出願（指定官庁国内段階進入）の予想件数

2000年以降鈍化していた増加傾向は、2003年にはマイナスとなった。これは2003年3月12日から国内の段階進入機関が一律して優先日から30ヶ月を適用されるようになり、優先日から20ヶ月以内に国内段階に進入すべき出願案件が10ヶ月延期されたからと分析される。その影響により、2004年には2003年に比べ24.7%の急激な増加となり、2005年には15.6%、2006年には8.9%の増加率を示した。2007年の予想件数は、世界景気の動向や国内進入期間（優先日から31ヶ月）を考慮すると、2006年度のPCT国際出願の増加率である約9%増加した31,600件余りと予想される。また、韓国の経済規模が徐々に大きくなるにつれ、国際特許出願を通じた外国企業の国内技術市場の攻略がより激しくなると予想される。

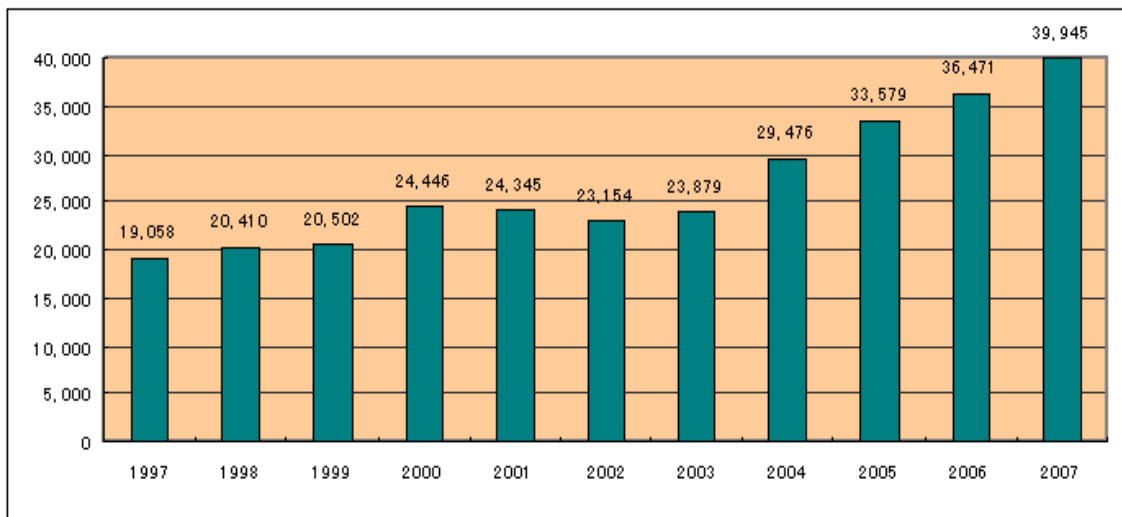
分析	年度							
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,045	31,600
増加率 (%)	10.4	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	9.0	9.0

3. マドリッド国際商標の出願動向

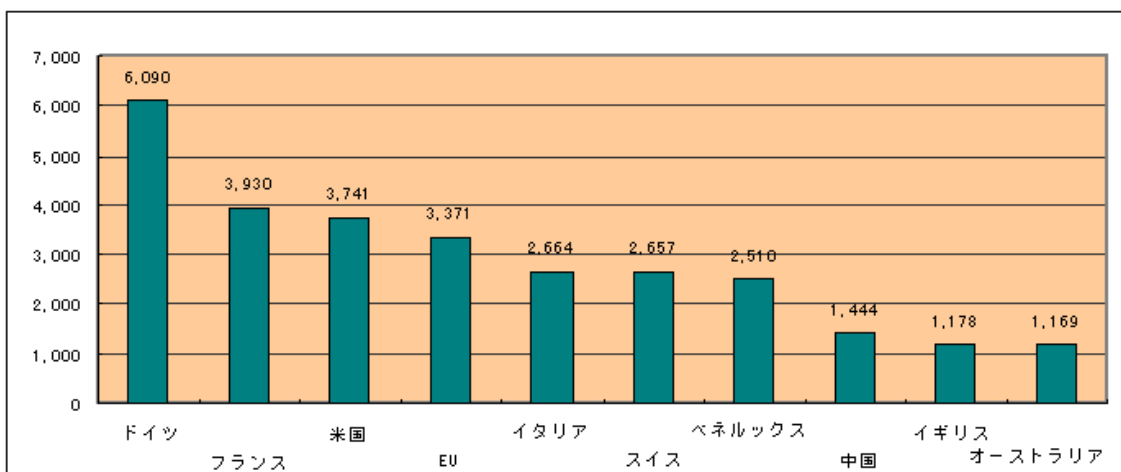
イ. 2006年の世界国際商標出願現況

1) 世界国際商標出願の現況

2007年の世界国際商標出願の総件数は36,471件であり、2006年(36,741件)に比べ3,204件(9.5%)増加した。



2007年度の世界10多出願国は次の通りであり、韓国の場合には前年度(180件)に比べ140件(73.7%)増加した330件となり、第23位を占めた。

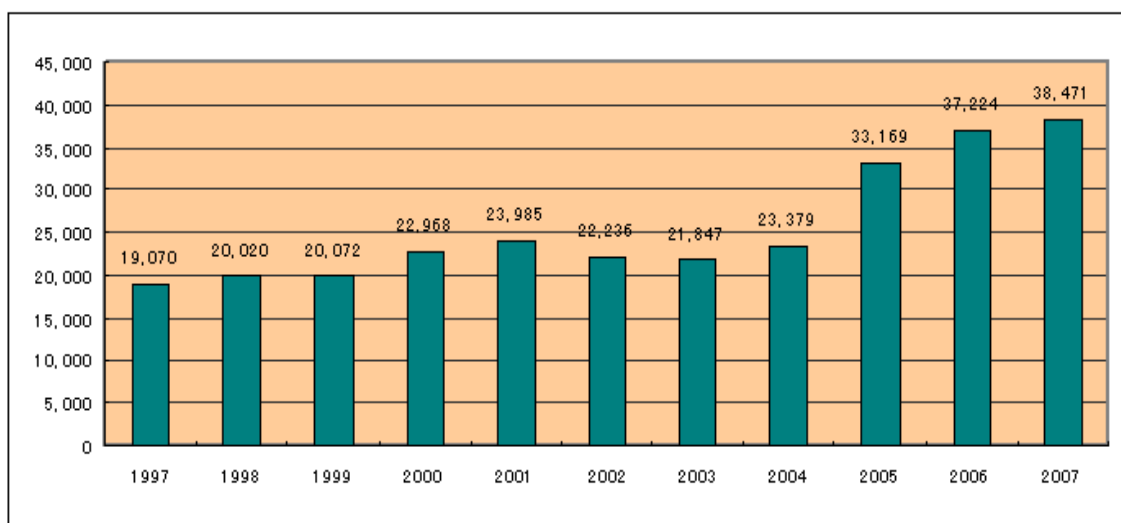


※ WIPO統計(2008年2月27日、報道資料PR/2008/537)はWIPO受付日基準であるため、韓国特許庁の統計とは差がある(WIPO統計:330件、韓国特許庁統計:283)

件)。

2) 世界国際登録の現況

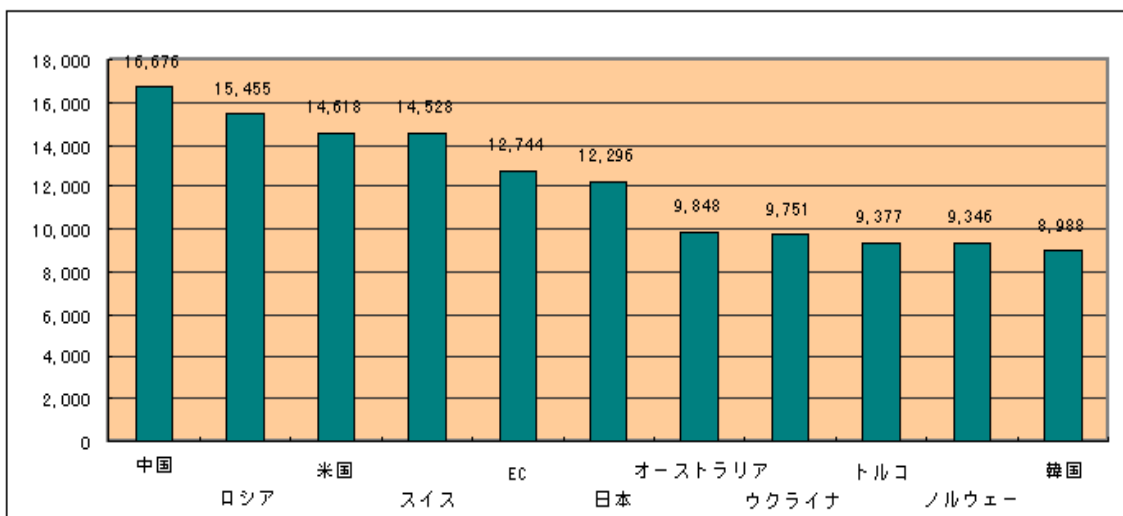
2007年度に国際登録された標章の件数は計38,471件であり、韓国を本国とする国際出願は計265件が登録された。



※ 資料：WIPO統計基準

3) 世界10大指定国の現況

2007年度の世界10大指定国は次の通りであり、中国、ロシア、米国、スイス、ECの順である。韓国が指定された件数は8,988件（国際登録が7,671件、事後指定が1,317件）と世界第11位を記録した。



※ 資料：WIPO統計基準

4) 10大国際多登録権者と10大国際多出願人

2007年末の世界10大国際多登録権者と2007年度の10大国際多出願人は次の通りである。

10大多国際登録権者			10大多国際出願者		
順位	国際登録者名	国籍	順位	国際登録者名	国籍
1	Henkel	ドイツ	1	Richter Gedeon	ハンガリー
2	Janssen Pharmaceutica	ベルギー	2	Novartis	スイス
3	Novartis	スイス	3	Henkel	ドイツ
4	ローレル	フランス	4	Lidl	ドイツ
5	Unilever	オランダ	5	Toyo Boseki	日本
6	ネスレ	スイス	6	Glaxo	イギリス
7	Sanofi-Aventis	フランス	7	Biofarma	フランス

10大多国際登録権者			10大多国際出願者		
8	Siemens	ドイツ	8	Janssen Pharmaceutica	ベルギー
9	BASF	ドイツ	9	ネスレ	スイス
10	ITM Enterprises	フランス	10	Brillux	ドイツ

※ 資料：WIPO統計基準

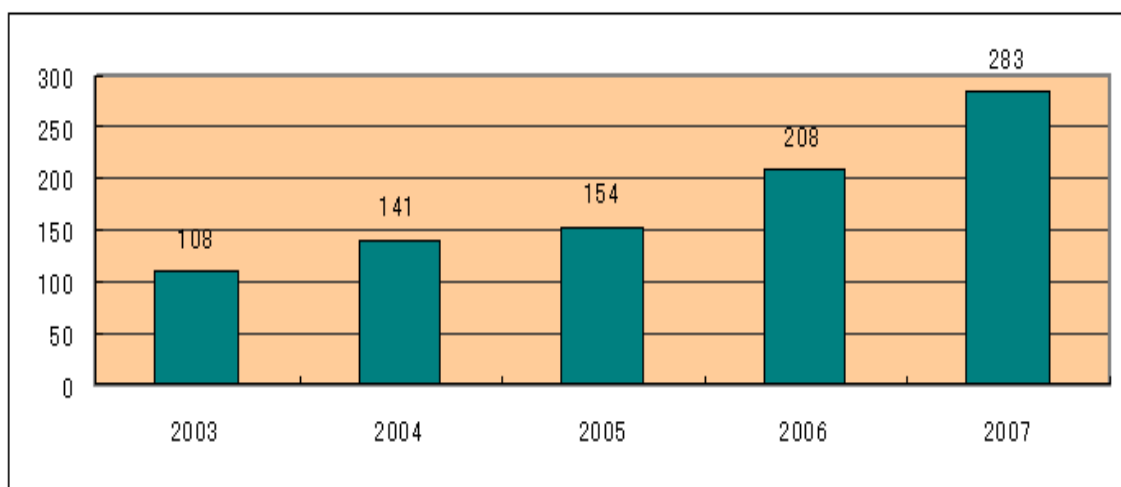
ロ. 2007年国内本国官庁の国際商標出願の現況

1) 内国民の国際商標出願現況

2007年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願は283件（事後指定申請の16件を除く）であり、2006年の208件に比べ36%増加した。

* WIPO統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況とは若干の差がある。

－ WIPO統計基準：330件、 韓国特許庁統計基準：283件



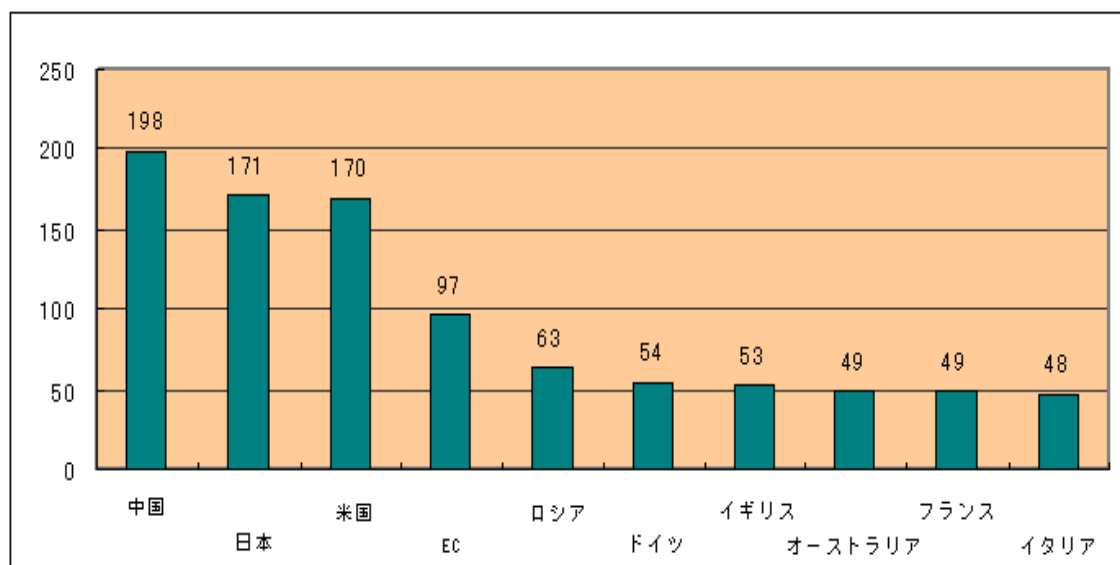
2) 内国民の国際商標電子出願の現況

2003年4月のマドリッドシステムの制度施行時から施行されていたオンライン電子出願は、2005年までは書面出願に比べて出願率が低下の傾向にあったが、過去2年間では電子出願率が書面出願率を大きく上回った。その原因はマドリッド書式作成機及び電子出願プログラムを継続して改善していることや書面出願より電子出願の手数料を政策的に低く策定したことにある。

年度 区分	2003	2004	2005	2006	2007
電子出願件数 (比率)	37 (34%)	44 (31%)	39 (25%)	154 (74%)	200 (71%)
書面出願件数 (比率)	71 (66%)	97 (69%)	115 (75%)	54 (26%)	83 (29%)
計	108	141	154	208	283

3) 内国民の国際商標出願10大指定国の現況

2007年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願の10大指定国は中国、日本、米国、EC、ロシア、ドイツ、イギリス、オーストラリア、フランス、イタリアの順であった。



* 資料：KIPO統計基準

4) 国内10大国際商標多出願人（企業）

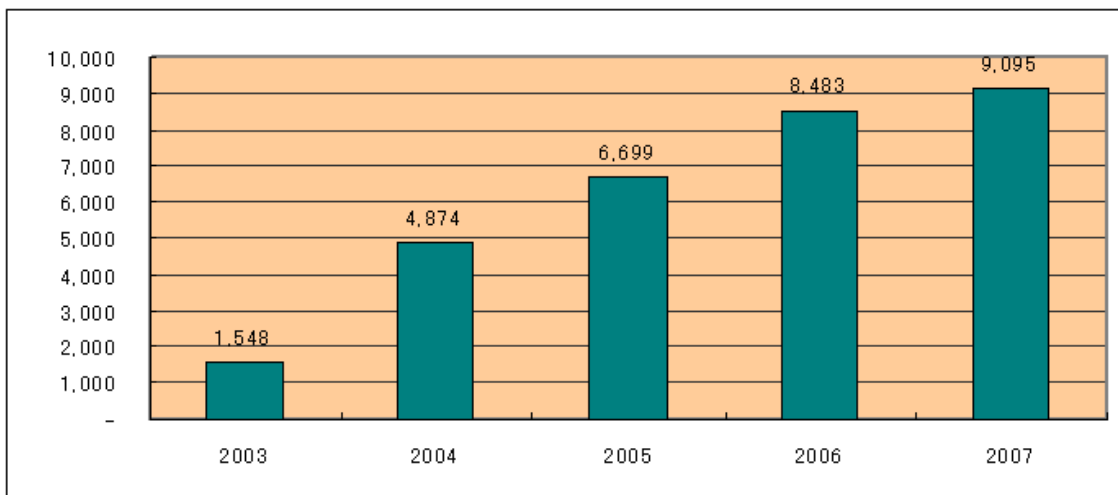
2007年度の国内10大国際商標多出願人は次の表の通りである。

順位	出願者名	出願件数
1	三星電子株式会社	32
2	(株) イーランド	18
3	株式会社ドリームスコ	15
4	LG生活健康 (株)	12
5	株式会社ザベイジックハウス	8
6	(株) ゼロトゥセブン	7
7	現代自動車 (株)	6
8	現代宅配株式会社	6
9	コアロジック (株)	5
10	HII株式会社	5

ハ. 2007年国内指定国官庁の現況

1) 外国人の韓国指定国際商標登録出願の現況

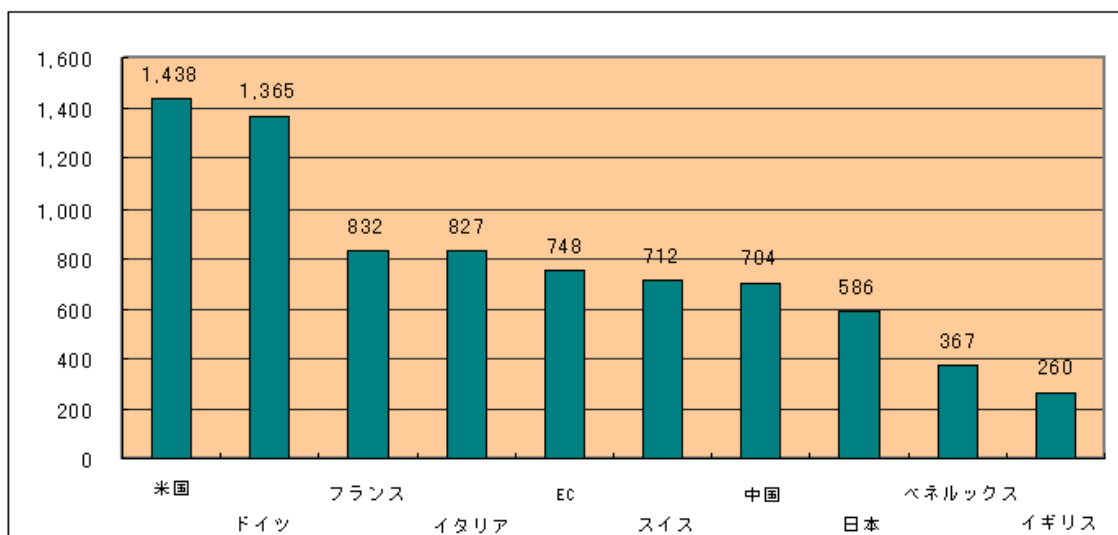
2007年度に韓国を指定した国際出願は9,095件（国際商標登録出願が7,756件、事後指定が1,339件）であり、2006年度の8,483件に比べ7.2%増加した。一方、2007年度に韓国を指定した国際出願9,095件は国内商標登録出願件（131,649件）の6.9%に当たる。



* 資料：KIPO統計基準

2) 韓国指定した10大締約国

2007年度に韓国を指定した10大締約国（外国国際商標登録出願人の国籍）は米国、ドイツ、フランス、イタリア、EC、スイス、中国、日本、ベネルックス、イギリスの順である。



* 資料：KIPO統計基準

3) 韓国指定した10大国際登録名義人

2007年度に韓国を指定した10大国際登録名義人は次表の通りである。

順位	出願者	国籍	件数
1	TOYO BOSEKI KABUSHIKI KAISHA	日本	52
2	NOVARTIS AG	スイス	48
3	SANOFI-AVENTIS	フランス	44
4	Boehringer Ingelheim International GmbH	ドイツ	35
5	Specialized Bicycle Components, Inc.	米国	32
6	Callaway Golf Company	米国	26
7	Siemens Aktiengesellschaft	ドイツ	25
8	Aveda Corporation	米国	23
9	PARFUMS CHRISTIAN DIOR	フランス	22
10	Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft	ドイツ	20

ニ. 2008年の国際商標出願の展望

1) 内国民における国際商標出願の予想件数

2004年以降からの4年間の平均増加率（約27.7%）を考慮すると、2008年の出願件数は前年より78件が増加した361件程度と予想される。

分析	年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
	出願件数	108	141	154	208	283	361

分析 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
増加率 (%)	—	30.6	9.2	35.1	36	約27.7%

2) 外国人における韓国指定国際商標登録出願の予想件数

増加率が安定した最近4年間(2005年～2007年)の平均増加率(23%)を考慮すると、2008年の出願件数は前年より2,141件増加した11,213件程度と予想される。

分析 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008 (予想)
出願件数	1,548	4,874	6,699	8,483	9,072	11,213
増加率 (%)	—	214.9	37.4	26.6	7	約23.6%

4. 国際出願の活用拡散のための広報強化

イ. PCT国際出願奨励のための冊子発刊及び配布

国内出願に比べて手続きが複雑なPCT国際出願制度の理解を助けると共に、強力な海外特許を獲得しようとする内国民出願人のPCT国際出願を奨励して権利化を手助けするため、「PCT条約及び規則」や「PCT国際出願ガイド」などを発刊・配布した。また、最近のPCT国際出願制度の手続きや手数料に関する情報を簡単に利用できるよう、PCT国際出願制度のための専用ホームページ(<http://www.pct.go.kr/>)に国際出願の手続きのみならず、PCT関連統計資料、WIPO資料、刊行物、セミナー資料などを掲載した。

ロ. PCT国際出願説明会の開催

2009年1月1日から施行予定である韓国語によるPCT国際公開、最近進行されているPCT制度の改革動向と展望及びPCT国際出願戦略を紹介し、国際調査・国際予備審査手

続きや活用要領、PCT電子出願制度などのPCT出願実務を提供し、内国民出願人のPCT活用能力を強化させるため、ソウル・釜山・富川・光州などを巡回しながら、12回に渡って国際出願の説明会を開催した。その結果、弁理士、同事務所職員、企業職員、個人発明家などが説明会に参加し、専門的な知識を学習した。

ハ. マドリッド国際商標専用ホームページの活用

2007年10月、マドリッド国際出願人のための専用ホームページ

(<http://www.madrid.go.kr/>) を一部改編し、分散されていたNICE 9版の韓英検索サイト、米国・イギリスなどの英語圏国家の商標庁商標検索サイトのリンク資料、国際事務局からの既存分類または表示間違いの事例リストを集中的に再配置し、出願人の便宜を図った。また、国際事務局から通知される間違いの分析を行った結果、手数料に関する間違い（未納または納付金額不足）が最も多いことが分かった。そのため、手数料納付時の注意事についてPCRMを通じて弁理士事務室伝えると同時にホームページに掲載した。

一方、マドリッド国際出願手続き、マドリッドシステム関連統計資料、WIPO資料、外国商標制度、刊行物及びセミナー資料などを随時掲載した。

第3節 登録

顧客サービス局登録サービス課工業事務官 ホン・サンピョ

1. 2007年度の設定登録の現況

イ. 過去5年間の設定登録現況

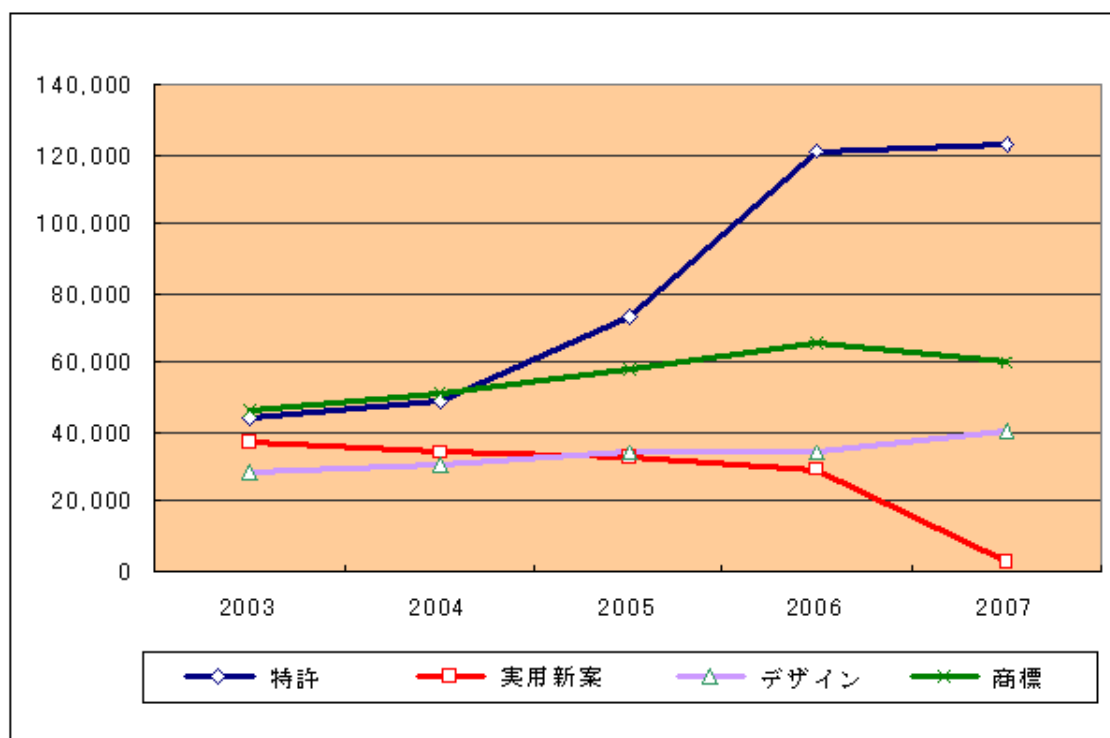
2007年の新規設定登録は226,787件であり、前年に比べ9.5%減少した。各権利別に調べてみると<表I-2-25>から分かるように、特許やデザインは前年に比べそれぞれ2.1%、18.7%の増加を見せたが、実用新案や商標はそれぞれ90.7%、8.7%減少した。

<表I-2-25>過去5年間の設定登録現況

(単位：件、%)

年度 権利	2003	2004	2005	2006	2007
特許	44,165 (△2.5)	49,068 (11.1)	73,512 (49.8)	120,790 (64.3)	123,306 (2.1)
実用新案	37,272 (△6.7)	34,182 (△8.3)	32,716 (△4.3)	29,736 (△9.1)	2,766 (△90.7)
デザイン	28,380 (4.2)	31,021 (9.3)	33,993 (9.6)	34,206 (0.6)	40,611 (18.7)
商標	46,023 (13.4)	51,104 (11.0)	57,873 (13.2)	65,825 (13.7)	60,104 (△8.7)
合計	155,840 (1.8)	165,375 (6.1)	198,094 (19.8)	250,557 (26.5)	226,787 (△9.5)

注) () 内は前年対比の増減率



ロ．権利別設置登録の現況

1) 産業部門別特許・実用新案の設定登録現況

2007年度の全体新規設定登録件数のうち、技術発展の牽引車の役割をする特許・実用新案の登録件数は126,072件である。<表I-2-26>のように産業部門別登録現況を調べてみると、電気通信分野が54.8%、機械分野が13.8%であり、この二分野の占有率が68.6%と、他産業分野に比べ高い比率を示している。化学は10.0%、土木建設は6.2%、飲料衛生は5.7%であった。産業部門別前年比の増減率を調べてみると、先登録制度の廃止による実用新案登録の急減により、雑貨部門で53.7%、事務用品印刷部門で44.8%、農林水産部門で39.2%、機械部門で31.2%減少し、全体的には16.2%減少した。

＜表I-2-26＞2007年の産業部門別特許・実用新案の設定登録現況

(単位：件、%)

区分	機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光 金属	飲料 衛生	事務用 品 印刷	農林 水産	雑貨	合計
登録	17,416	12,553	2,208	69,099	7,777	3,700	7,229	803	1,390	3,897	126,072
占有率	13.8	10.0	1.8	54.8	6.2	2.9	5.7	0.6	1.1	3.1	100.0
前年対 比	△31.2	△14.7	△23.6	△3.8	△30.1	△7.5	△14.5	△44.8	△39.2	△53.7	△16.2

2) 部門別デザイン登録現況

2007年度のデザイン新規設定登録件数は計40,611件である。＜表I-2-27＞のように部門別登録占有率を調べてみると、土木や建築用品分野が17.0%、住宅設備用品分野が15.6%、電気電子機械器具類や通信機械器具分野が15.0%、事務用品や販売用品分野が10.1%であった。部門別前年対比の増減率を調べてみると、趣味娯楽や運動競技用品分野で0.6%、土木や建築用品分野で0.4%増加した一方、製造嗜好食品分野で0.3%減少し、全体的には0.2%増加した。

＜表I-2-27＞2007年の部門別デザイン登録現況

(単位：件、%)

区分	製造嗜好食品	衣服身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸及び運搬機械	電気電子機器及び通信機器	一般機械器具	産業用機械器具	土木及び建築用品	その他基礎食品	計
件数	72	3,205	3,987	6,326	1,099	4,114	1,753	6,072	1,216	1,868	6,895	3,959	40,611
占有率	0.2	7.9	9.8	15.6	2.7	10.1	4.3	15.0	3.0	4.6	17.0	9.7	100.0
前年対比	△0.3	0.1	0.1	0.2	0.6	0.1	0.1	0.3	0.0	0.1	0.4	0.2	0.2

3) 部門別商標登録現況 (NICE分類)

2007年度の商標新規設定登録件数は計60,104件である(＜表I-2-28＞参照)。部門別登録占有率を調べてみると、サービス業分野が27.7%、化学製品分野が16.7%、機械分野が16.2%などの順に高かった。部門別前年比の増減率を調べてみると、繊維分野が18.9%、菓子分野が15.2%減少減少するなど、全体的に8.7%減少した。

＜表I-2-28＞2007年の部門別商標登録現況

(単位：件、%)

区分	化粧品	一般 金属	機械	繊維	家具	貴金 属	楽器	紙	菓子	ゴ ム	サービ ス業	その 他	計
件数	10,022	1,913	9,720	4,593	2,236	2,474	1,758	2,349	8,028	355	16,654	2	60,104
占有率	16.7	3.2	16.2	7.6	3.7	4.1	2.9	3.9	13.4	0.6	27.7	0.0	100.0
前年 対比	△9.0	△8.0	△6.4	△18.9	△9.1	△13.3	△8.9	△10.4	△15.2	△8.5	△1.9	0.0	△8.7

ハ. 個人・法人別登録現況

2007年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると（＜表I-2-29＞参照）、個人登録は24.9%、法人登録は75.1%である。権利別に区分してみると、特許の場合、個人登録が12.6%、法人登録が87.4%と、法人登録比率が非常に高いことが分かる。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって資本力と体系的な研究基盤が揃っている大手企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も開発能力の高い法人の登録率が高いが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録も一定の比率を維持している。但し、実用新案の場合、個人の登録比率が63.1%と法人の登録比率（36.9%）を大きく上回るのは、特許に比べ相対的に高度の技術を要しない発明によって登録が相対的に可能であるからと考えられる。

＜表I-2-29＞2007年の個人・法人別登録現況

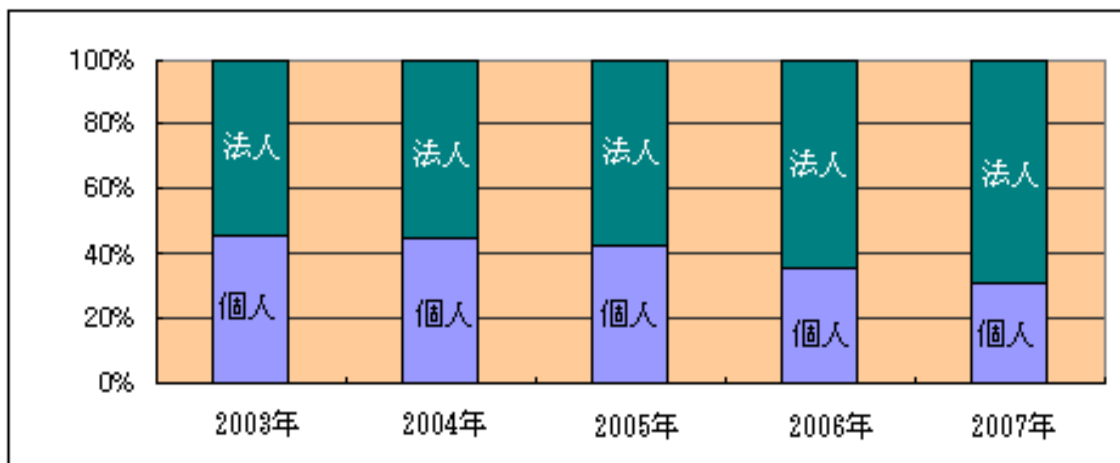
区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	15,596	12.6%	107,710	87.4%	123,306	100.0%
実用新案	1,744	63.1%	1,022	36.9%	2,766	100.0%
特・実小計	17,340	13.8%	108,732	86.2%	126,072	100.0%
デザイン	17,389	42.8%	23,222	57.2%	40,611	100.0%
商標	21,688	36.1%	38,416	63.9%	60,104	100.0%
計	56,417	24.9%	170,370	75.1%	226,787	100.0%

過去5年間の個人・法人別登録推移を調べてみると＜表I-2-30＞から分かるように、毎年法人登録比率が漸進的に上昇しており、今後もこのような増加傾向が続くと予想される。

＜表I-2-30＞過去5年間の個人・法人別登録現況

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	前年対比
個人	55,117 (35.4)	57,635 (34.9)	64,936 (32.8)	70,070 (28.0)	56,417 (24.9)	△19.5
法人	100,723 (64.6)	107,740 (65.1)	133,158 (67.2)	180,502 (72.0)	170,370 (75.1)	△5.6



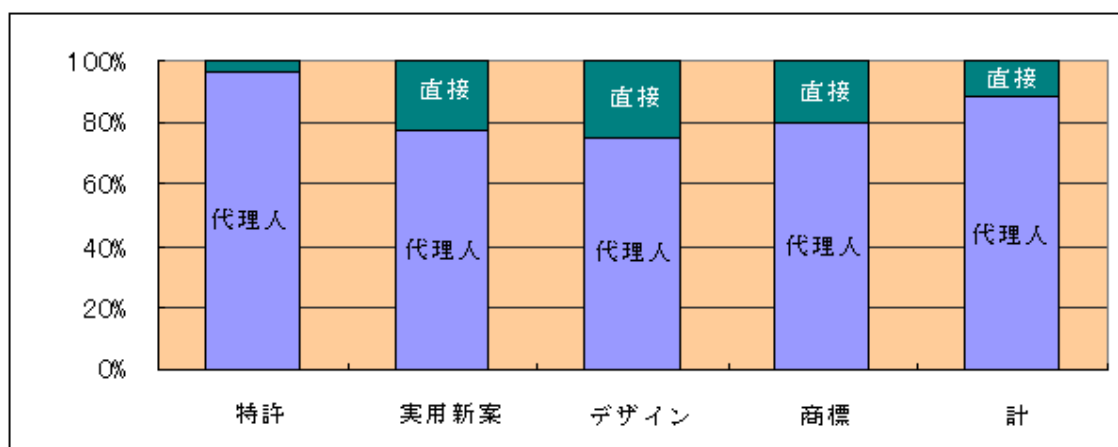
二. 代理人の有無別登録現況

登録時の代理人有無別に区分してみると、＜表I-2-31＞のように代理人による登録率が88.5%、直接登録が11.5%である。権利別に調べてみると、特許が97.2%と他の権利に比べ代理人の選任率が高いことが分かる。

＜表I-2-31＞2007年の代理人有無別登録現況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		計	
	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
件	120,199	3,506	2,164	631	30,645	10,100	48,456	11,905	201,464	26,142
構成比	97.2	2.8	77.4	22.6	75.2	24.8	80.3	19.7	88.5	11.5



ホ. 内・外国人別の登録現況

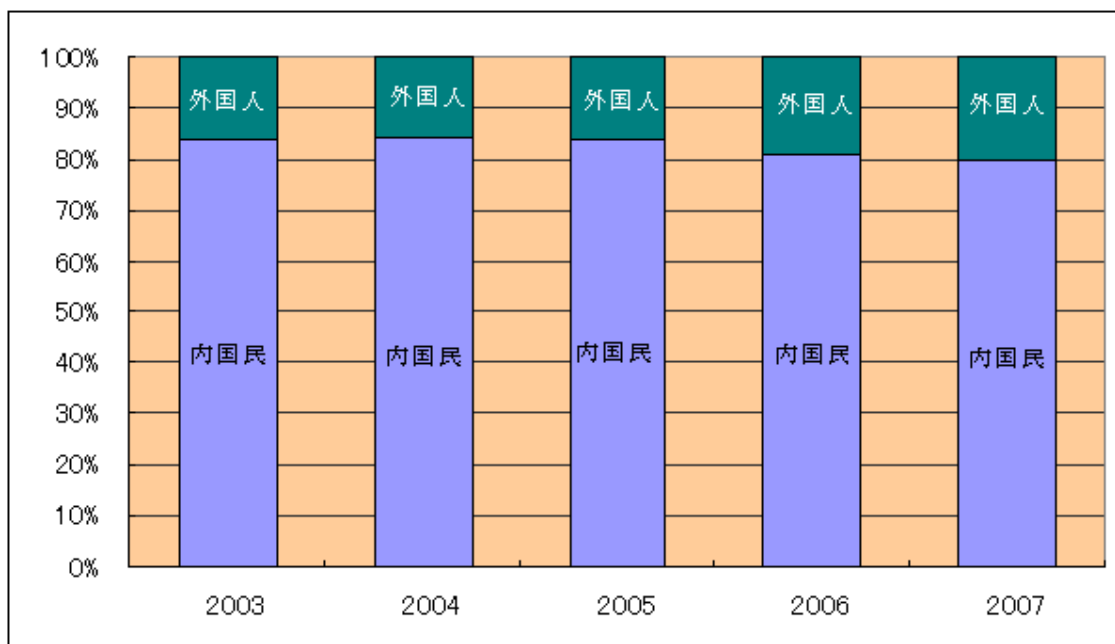
2007年の設定登録現況を内・外国人別に区分してみると、＜表I-2-32＞のように内国民が180,948件（79.8%）、外国人が45,839件（20.2%）を占め、外国人登録の増加が目立った。内国民の登録率は前年に比べ10.7%、外国人の登録比率は前年に比べ4.6%減少し、全体的にも前年に比べ減少した。

＜表I-2-32＞過去5年間の内・外国人の登録現況

(単位：件、%)

区分	2003	2004	2005	2006	2007	前年対比
内国民	130,520 (83.8)	139,549 (84.4)	166,315 (84.0)	202,533 (80.8)	180,948 (79.8)	△10.7
外国人	25,320 (16.2)	25,826 (15.6)	31,779 (16.0)	48,039 (19.2)	45,839 (20.2)	△4.6
合計	155,840 (100.0)	165,375 (100.0)	198,094 (100.0)	250,572 (100.0)	226,787 (100.0)	△9.5

注) () 内は占有比率



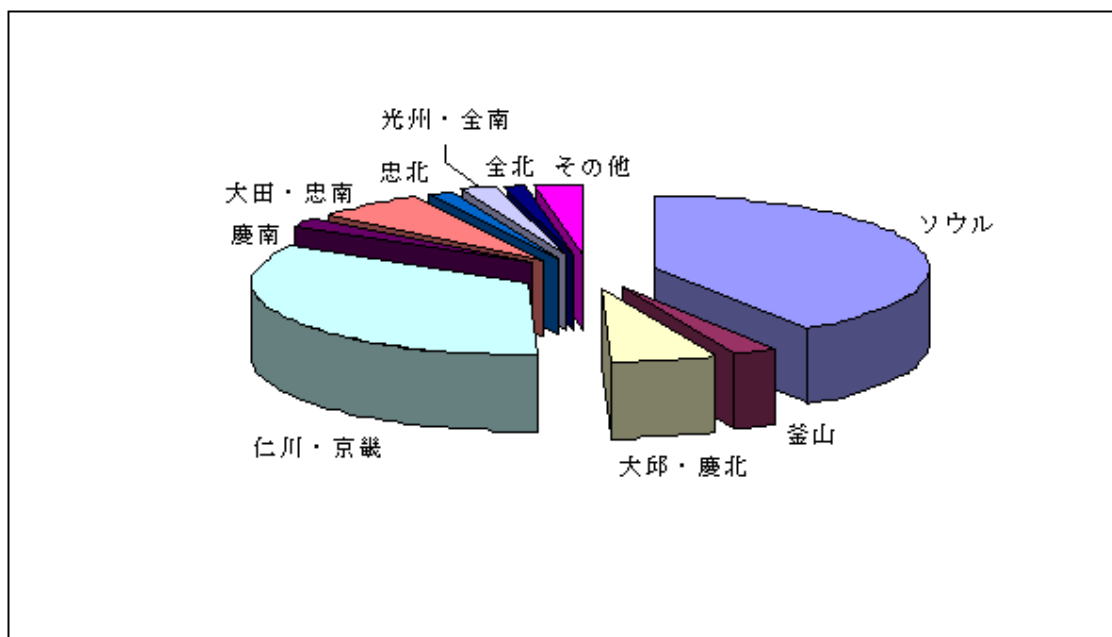
へ. 内国民の地域別登録現況

2007年の内国民登録現況を<表I-2-33>のように地域別に区分してみると、ソウル地域が40.6%、仁川・京畿地域が34.2%、大田・忠南地域が6.5%、大邱・慶北地域が5.9%、釜山地域が2.8%の順に占有率が高かった。

<表I-2-33> 2007年の市道別登録現況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱 慶北	仁川 京畿	慶南	大田 忠南	忠北	光州 全南	全北	その他	合計
登録 件数	73,468	5,102	10,719	61,847	3,994	11,782	3,006	3,885	2,055	5,090	180,948
構成比	40.6	2.8	5.9	34.2	2.2	6.5	1.7	2.1	1.1	2.8	100.0



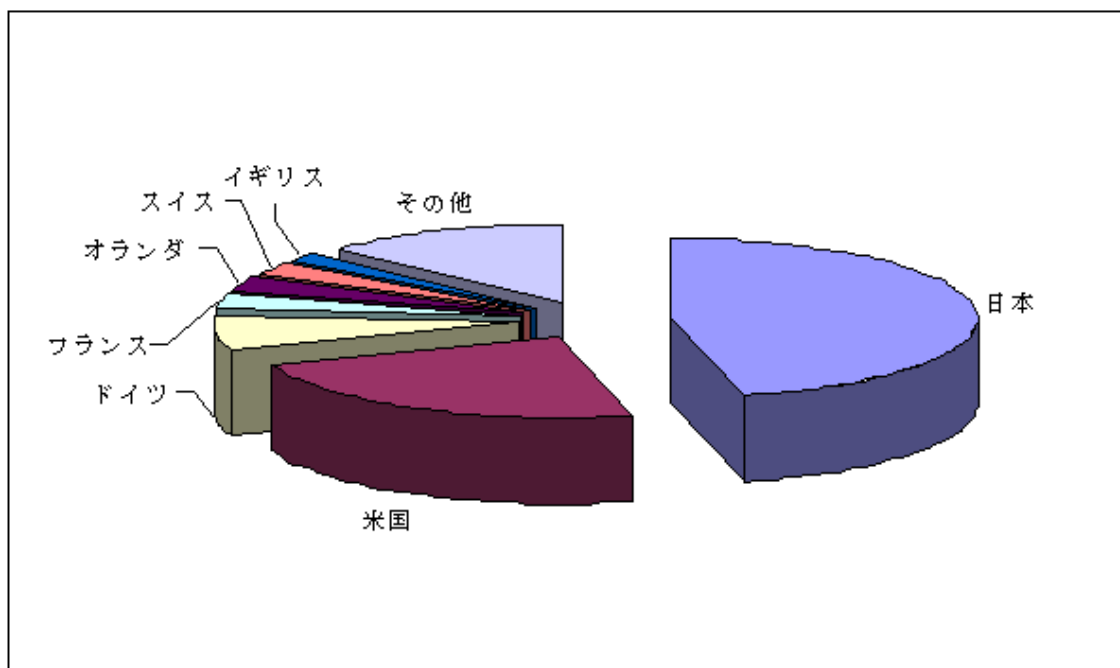
ト. 外国国家別設定登録現況

2007年度の新規設定登録件数のうち、外国人登録を<表I-2-34>のように国別に調べてみると、45,839件のうち日本が21,148件(46.1%)、米国が10,749件(23.4%)とこの二国が全体登録の多くを占めている。外国人の登録件数のうち、国別、権利別の上位国を調べてみると、日本、米国、ドイツ、フランス、オランダは特許や実用新案が相対的に多く、スイス、イギリスは商標やデザイン登録が多いことが分かった。

<表I-2-34> 2007年の外国の国別設定登録の現況

(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	イギリス	その他	合計
登録件数	21,148	10,749	3,161	1,545	1,403	1,089	801	5,943	45,839
構成比	46.1	23.4	6.9	3.4	3.1	2.4	1.7	13.0	100.0



チ. 多登録企業の現況

2007年の設定登録現況を内国民中の多登録企業別に調べてみると、三星電子（株）、LG電子（株）、三星SDI（株）などの順に出願が多かった。多登録順位20位以内には電子企業が9社あるが、これは電子分野の特許技術を主導することに起因する。

<表I-2-35> 2007年の国内多登録企業の現況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	系
1	三星電子株式会社	10,975	0	1,200	101	12,276
2	LG電子株式会社	7,858	0	685	133	8,676
3	三星SDI株式会社	3,916	0	0	3	3,919
4	株式会社ハイニックス半導体	2,557	0	0	0	2,557

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	系
5	現代自動車株式会社	1,847	0	164	17	2,028
6	株式会社ポスコ	1,671	0	2	242	1,915
7	東部エレクトロニクス株式会社	1,696	0	0	0	1,696
8	SKテレコム株式会社	1,242	0	61	318	1,621
9	株式会社大宇エレクトロニクス	1,183	0	281	10	1,474
10	三星電機株式会社	1,370	0	44	4	1,418
11	株式会社LG化学	590	4	716	51	1,361
12	(株) アモーレパシフィック	86	39	296	803	1,224
13	LG・フィリップスLCD株式会社	836	0	0	3	839
14	株式会社KT	633	0	18	143	794
15	株式会社LG生活健康	162	2	214	377	755
16	株式会社KTフリーテル	425	1	12	290	728
17	マンド機械株式会社	649	0	0	6	655
18	現代モービス株式会社	213	0	351	28	592
19	キア自動車株式会社	318	0	181	13	512
20	マグナチップ半導体有限会社	477	0	0	1	478

2. 年次登録の現況

産業財産権は新規設定登録以降にも所定の年次登録料を権利の存続期間中支払わなければ権利として存続できない。年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意思を示す指標であり、2007年には372,803件であり、前年に比べ4.0%増加した（＜表I-2-36＞参照）。権利別には特許やデザインがそれぞれ5.1%、13.6%増加した反面実用新

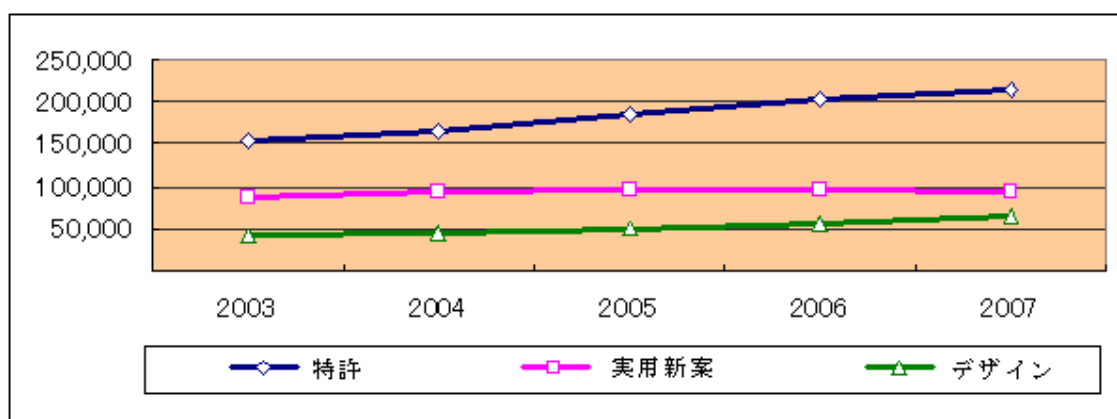
案は3.7%減少した。

＜表I-2-36＞過去5年間の権利別年次登録の現況

(単位：件)

年度 権利	2003	2004	2005	2006	2007
特許	154,575 (7.7)	165,648 (7.2)	186,949 (12.9)	204,927 (9.6)	215,284 (5.1)
実用新案	85,776 (7.7)	92,952 (8.4)	96,077 (3.4)	97,006 (1.0)	93,373 (△3.7)
デザイン	40,725 (5.9)	43,741 (7.4)	50,149 (14.6)	56,460 (12.6)	64,146 (13.6)
合計	281,076 (7.4)	302,341 (7.6)	333,175 (10.2)	358,393 (7.5)	372,803 (4.0)

注) () 内は前年対比の増減率



3. 存続権利の現況

韓国の産業財産権登録は1948年の11件（特許4件、実用新案2件、デザイン5件）

から始まり、2007年末には計2,640,315件が登録された（＜表I-2-37＞参照）。このうち、存続件数は1,588,781件であり、存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などによって消滅権利は1,051,534件であり、全体登録件数の39.8%が消滅されている。内国民と外国人に比べてみると、内国民の場合は計2,077,227件のうち、41.0%に当たる851,372件が消滅され、59.0%に当たる1,225,855件が存続している。外国人の場合は計563,088件のうち、35.5%に当たる200,162件が消滅され、64.5%に当たる362,926件が存続している。

＜表I-2-37＞2007年の存続権利の現況

権利		内国民		外国人		計	
		件	%	件	%	件	%
特許	登録	510,856	100.0%	265,064	100.0%	775,920	100.0%
	消滅	96,655	18.9%	92,481	34.9%	189,136	24.4%
	存続	414,201	81.1%	172,583	65.1%	586,784	75.6%
実用新案	登録	421,333	100.0%	15,529	100.0%	436,862	100.0%
	消滅	272,240	64.6%	12,277	79.1%	284,517	65.1%
	存続	149,093	35.4%	3,252	20.9%	152,345	34.9%
デザイン	登録	476,124	100.0%	39,352	100.0%	515,476	100.0%
	消滅	287,195	60.3%	20,394	51.8%	307,589	59.7%
	存続	188,929	39.7%	18,958	48.2%	207,887	40.3%
商標	登録	665,207	100.0%	243,143	100.0%	908,350	100.0%
	消滅	191,575	28.8%	75,010	30.9%	266,585	29.3%
	存続	473,632	71.2%	168,133	69.1%	641,765	70.7%
合計	登録	2,077,227	100.0%	563,088	100.0%	2,640,315	100.0%

権利	内国民		外国人		計	
	件	%	件	%	件	%
	7					
消滅	851,372	41.0%	200,162	35.5%	1,051,534	39.8%
存続	1,225,855	59.0%	362,926	64.5%	1,588,781	60.2%

4. 国際商標（マドリッド）登録の現況

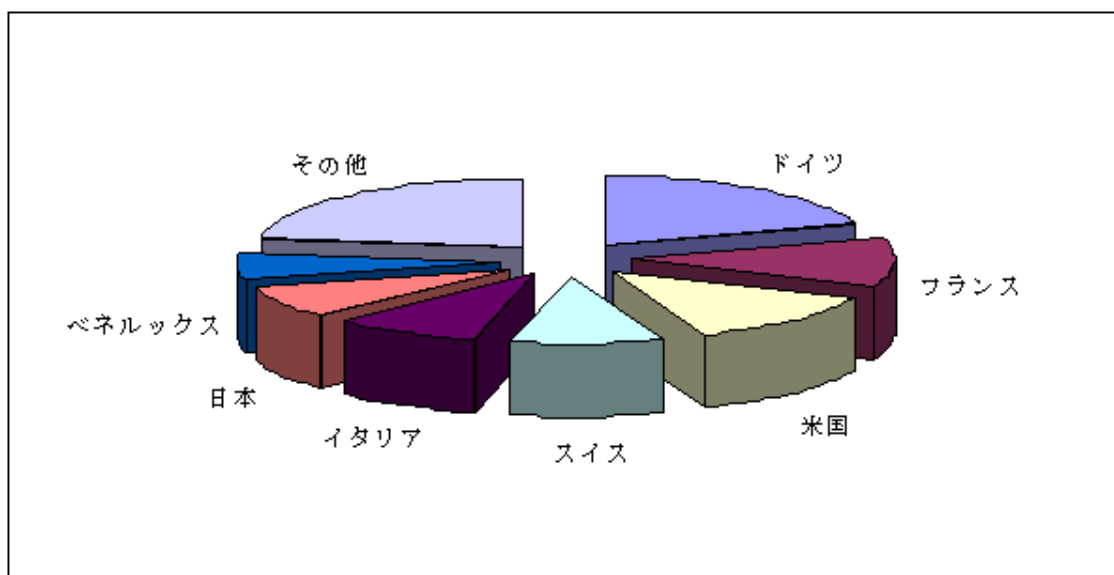
韓国がマドリッド議定書に加入した以来、2004年4月27日初めて国際商標を登録し、2004年には652件、2005年には3,070件、2006年には4,307件、2007年には4,362件を登録した。2007年末の時点で計12,391件が登録されており、国別には米国、日本、ドイツ、フランス、イタリアなどの国がほとんどを占めている（＜表I-2-38＞参照）。

2004年度には新規設定登録業務のみを行っていたが、2005年以降からは国際商標登録に関する商標権の移転、変更及び放棄などの諸般登録業務も平行して行っており、国際商標登録件数も持続的に増加すると予想される。

＜表I-2-38＞2007年の国別国際商標（マドリッド）登録の現況

（単位：件、％）

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	ベネルックス	その他	合計
登録	2,490	1,383	1,595	1,175	1,130	965	785	2,868	12,391
構成比	20.1	11.2	12.9	9.5	9.1	7.8	6.3	23.1	100.0



5. 登録証の発給対象拡大及び英文登録証の発給

イ. 導入背景

これまでには登録証の再交付は登録証の紛失・破損があった場合に限られていた。これは、登録証自体は権利関係を示す証書ではなく、単純に権利者と発明者の事項を記載した設定登録当時の事実関係を表示したものに過ぎず、権利関係の変動は登録原簿で管理する理由があるからである。最近権利者事項または権利関係の変動がある場合、正当な手続きによって権利を取得したにもかかわらず、現在の権利者本人の名前でなく、設定登録当時の権利者として登録証の発給を受けるとことは不合理であるという議論が提起され、登録証発給対象を拡大する必要性が出てきた。

ロ. 主要内容

登録証が設定登録当時の情報を表示するものに過ぎないのではなく、現在の権利者を表示する必要があるという社会的な要請を受容し、2006年5月1日から特許権の移転によって特許権者の名義が変更された場合、申請によって新しい権利者の名義で再

発給している。また、携帯用特許証と英文特許証も申請によって発給しており、ビジネス相談などで権利確認を容易にし、グローバル社会における個人の財産権行使にも役立っている。

ハ．期待効果

登録証による権利所有事実の表示により、事業上の活用など、様々な需要に応えられるようになった。また、英文登録証や携帯用登録証の発給により、顧客便宜の増進に寄与すると期待している。

6．消滅予告案内制度の改善

イ．導入背景

消滅予告案内は設定登録後に年次登録料を納付しなければ権利が維持できない特許・実用新案・デザインの権利者及び存続期間の満了が遠くない商標権者に、年次登録及び商標権存続期間更新登録出願の手続きを踏まなければ当該権利が消滅されることを予告し、期限内に登録または更新出願を行うように誘導することで、権利を保護・管理するための行政サービスである。すなわち、権利者の誤認・不注意などによって年次登録料を納付しないか、商標権の更新登録出願の時期を越えてしまい、権利が消滅されることを防止するため、年次登録料の納付期限または商標権の存続期限満了日を事前に登録権利者に知らせる制度である。

権利	通知対象	通知時期	通知手段
特許 実用新案 デザイン	年次登録料 納付期限到来分	正常納期満了3ヶ月前 (正常納期超過分は追納期間 満了3ヶ月前に2次通知)	密封葉書 (納付通知同封)
商標	存続期間満了予定分	存続期間満了3ヶ月前 (存続期間満了後3ヶ月に2次通	一般葉書

権利	通知対象	通知時期	通知手段
		知) －商標法第43条第2項	

- * 消滅予告通知現況を照会できるように特許庁ホームページに一定期間（掲載日から6ヶ月）掲載
- * 毎月5件以上の消滅予告案内を受ける多登録権利者には権利をリスト化してサービスを実施（2007年9月1日施行）

2006年7月から顧客中心の持続的な制度改善を行い、特許・実用新案・デザインの権利者に納付機関の予告通知と共にZIRO納付書を発行する「年次登録料納付ワンストップサービス」を提供することで、納付書提出などの手続きなしに、ZIRO通知書のみで近くの金融機関で登録料の支払いが可能になり、顧客の不便が解消された。

また、行政安定部の住民住所地情報を連携し、2007年11月から既存の登録原簿上の住所地に発送していたのを、最近アップデートされた住民登録住所地に発送することで、顧客により正確に伝達されている。

ロ. 主要内容

オーダーメイド型感動サービスのため、消滅予告案内方法を多様化し、2007年9月から毎月4万5千件（年間54万件）の消滅案内サービスのうち、法人など毎月5件以上の多登録権利者には「消滅予告権利目録（List）サービス」制度を施行するようになった。また、消滅予告権利を正確に管理できるよう、電子ファイル形態の目録（List）をメールで2008年2月からサービスしている。今後、特許庁ホームページにメーリングサービスの申請窓口を用意し、顧客が公認認証の手続きを受け、関連情報を入力すれば、電子ファイル形態のサービスが直接受けられるようにする計画である。

ハ. 期待効果

権利者に大量の郵便物個別通知の代わりに、保有権利に対する情報が一目瞭然に要約された消滅予告目録を通知し、正確に権利保護できるようになっただけでなく、ホームページでオンライン決済やZIROサイトなどを通じて登録手続きを簡単に行えるようになり、郵便料金などの行政費用が大きく節減できると期待される。

第4節 審査

1. 総括

電気電子審査局特許審査政策課技術書記官 シン・サンゴン

2007年の審査処理総件数は32万7,856件であり、前年の41万5,503件に比べ21.1%減少した。権利別に調べてみると、特許が12万9,156件、実用新案が1万4,407件、商標が12万7,709件であり、前年に比べそれぞれ33.9%、68.2%、0.6%減少し、デザインは5万6,584件であり、前年に比べ22.0%増加した。

2007年には特許・実用新案の審査処理件数が大きく減少したが、これは審査官の定員が727名から636名と90名減少したことによる。また、請求項別の審査制度導入やPCT国際調査依頼件数の増加などにより、1件当たりの審査処理負担が増加したのも原因の一つである。特に、実用新案の先登録制度廃止（2006年10月1日）による実用新案先登録処理件数の減少により、実用新案の審査処理件数が前年に比べ大幅に減少した。

一方、特許庁は特許・実用新案は9.8ヶ月、商標は5.7ヶ月、デザインは5.5ヶ月の1次審査処理期間を達成し、2006年に引き続き、2007年にも世界最速の審査サービスを提供した。

<表I-2-39> 権利別審査処理の現況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
1999	86,978	57,722	144,700	26,324 (28,553)	72,908 (93,427)	243,932 (266,680)
2000	68,338	68,779	137,117	27,540	83,358	248,015

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
				(29, 446)	(110, 181)	(276, 744)
2001	55, 766	54, 550	110, 316	32, 276 (33, 645)	87, 078 (123, 067)	229, 670 (267, 028)
2002	79, 414	49, 307	128, 721	38, 631 (40, 618)	100, 020 (136, 041)	267, 372 (305, 380)
2003	93, 433	48, 578	142, 011	40, 094 (42, 419)	118, 796 (157, 800)	300, 901 (342, 230)
2004	98, 404	53, 389	151, 793	40, 541 (42, 080)	116, 210 (156, 147)	308, 544 (350, 020)
2005	131, 115	49, 317	180, 432	40, 820 (41, 987)	124, 892 (171, 000)	346, 144 (393, 419)
2006	195, 395	45, 270	240, 665	46, 381 (48, 369)	128, 457 (172, 045)	415, 503 (461, 079)
2007	129, 156	14, 407	143, 563	56, 584 (58, 587)	127, 709 (171, 858)	327, 856 (374, 008)

- 注) 1. その他処分（審査請求前取消、放棄、無効など）を含む
2. 1999年までは審査終結基準であり、2000年度以降は1次審査処理基準である。
3. デザイン・商標の場合（ ）内は複数デザイン・多類基準である。

2. 特許及び実用新案

電気電子審査局特許審査政策課技術書記官 イム・ヒョンソク

イ. 特許出願の審査

2007年の特許出願の1次審査処理件数は12万9,156件であり、2006年に比べ33.9%減

少した。このうちの20.8%に当たる2万6,802件が1時審査と同時に登録が決定され、75.6%に当たる9万7,698件については意見提出などを通知した。出願から1次審査までに要した特許審査処理期間は2006年に引き続き、世界最速の9.8ヶ月を維持した。

<表I-2-40>特許1次審査処理の現況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出などの通知	取下・放棄	審査処理期間
2002	79,414 (100.0%)	19,520 (24.6%)	57,310 (72.1%)	2,584 (3.3%)	22.6ヶ月
2003	93,433 (100.0%)	19,505 (20.9%)	71,526 (76.5%)	2,402 (2.6%)	22.1ヶ月
2004	98,404 (100.0%)	19,952 (20.3%)	75,493 (76.7%)	2,959 (3.0%)	21.0ヶ月
2005	131,115 (100.0%)	21,860 (16.7%)	106,506 (81.2%)	2,749 (2.1%)	17.6ヶ月
2006	195,395 (100.0%)	39,440 (20.2%)	152,277 (77.9%)	3,678 (1.9%)	9.8ヶ月
2007	129,156 (100.0%)	26,802 (20.8%)	97,698 (75.6%)	4,656 (3.6%)	9.8ヶ月

2007年の特許出願の審査最終処理件数は計15万2,418件であり、2006年に比べ12.7%減少した。このうちの73.7%に当たる11万2,345件が登録決定され、23.2%に当たる3万5,417件が拒絶決定された。前年に比べると登録決定比率は0.8%増加し、拒絶決定率は1.8%減少した。出願の取下・放棄・無効は4,656件であり、全体審査最終処理件数の3.1%に当たり、2006年に比べ1.0%増加した。

登録決定比率が2003年以降持続的に増加しているのは、出願人の意見書・補正書の提出比率、代理人の選任率が増加している傾向と無関係ではなく、特許庁の訪問サー

ビス、審査官のポジティブ審査など、顧客志向的審査サービスと2007年から導入した請求項別審査制度の影響が大きいと分析される。

＜表I-2-41＞特許審査終結処理の現況

(単位：件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下・放棄・無効
2002	77,635 (100.0%)	49,478 (63.7%)	24,545 (31.6%)	3,612 (4.7%)
2003	79,980 (100.0%)	48,047 (60.1%)	28,077 (35.1%)	3,856 (4.8%)
2004	90,397 (100.0%)	54,551 (60.3%)	31,424 (34.8%)	4,422 (4.9%)
2005	118,092 (100.0%)	78,397 (66.4%)	36,946 (31.3%)	2,749 (2.3%)
2006	174,631 (100.0%)	127,298 (72.9%)	43,655 (25.0%)	3,678 (2.1%)
2007	152,418 (100.0%)	112,345 (73.7%)	35,417 (23.2%)	4,656 (3.1%)

2007年の特許出願の1次審査処理件数と審査終結処理件数が前年に比べて減少したのは、特許審査処理期間10ヶ月目標を達成した2006年に比べ、2007年には追加的な期間短縮なく、請求項別審査制度の導入や様々な審査品質向上のための努力を行ったからである。

ロ. 実用新案出願審査

＜表I-2-42＞実用新案1次審査処理の現況

(単位：件)

区分	計	登録決定	意見提出などの通知	取下・放棄
2002	3,879 (100.0%)	1,538 (39.6%)	2,168 (55.9%)	173 (4.5%)
2003	2,230 (100.0%)	701 (31.4%)	1,509 (67.7%)	20 (0.9%)
2004	866 (100.0%)	238 (27.5%)	612 (70.7%)	16 (1.8%)
2005	17 (100.0%)	2 (11.8%)	15 (88.2%)	—
2006	10 (100.0%)	—	10 (100.0%)	—
2007	7,342 (100.0%)	1,953 (26.6%)	5,389 (73.4%)	—

実用新案出願の1次審査処理件数は1999年7月の実用新案先登録制度施行以前に出願された物量の審査請求が減少し、2002年には3,879件、2004年には866件、2006年には10件に減少した。しかし、2006年10月の実用新案先登録制度の廃止により、実用新案審査主義に転換され、2007年には7,342件に増加した。

＜表I-2-43＞実用新案審査終結処理の現況

(単位：件)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下・放棄
2002	5,893 (100.0%)	3,299 (60.0%)	2,421 (41.1%)	173 (2.9%)
2003	2,484	1,410	1,054	20

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下・放棄
	(100.0%)	(56.8%)	(42.4%)	(0.8%)
2004	1,296 (100.0%)	674 (52.0%)	606 (46.8%)	16 (1.25%)
2005	158 (100.0%)	84 (53.2%)	74 (46.8%)	—
2006	7 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	—
2007	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	—

実用新案の審査終結処理件数も2002年には5,893件、2004年には1,296件、2006年には7件に減少したが、2007年には3,633件を記録した。実用新案の登録決定比率は2002年には60.0%、2004年には52.0%、2006年には42.9%に減少し、2007年には74.7%増加した。

1999年7月から施行されてきた旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は2006年10月の先登録制度廃止により、2007年には基礎的要件審査が249件、技術評価が8,127件に減少した。

<表I-2-44> 旧実用新案（先登録制度）審査の現況

(単位：件)

区分	基礎的な要件審査				技術評価		
	登録依頼	補正命令 など	取下・無 効	計	登録維持	登録取消	計
2002	36,632 (80.6%)	8,289 (18.3%)	507 (1.1%)	45,428 (100.0%)	11,288 (67.5%)	5,444 (32.5%)	16,732 (100.0%)

区分	基礎的な要件審査				技術評価		
	登録依頼	補正命令 など	取下・無 効	計	登録維持	登録取消	計
2003	37,096 (80.0%)	8,742 (18.9%)	510 (1.1%)	46,348 (100.0%)	9,483 (65.9%)	4,907 (34.1%)	14,390 (100.0%)
2004	29,482 (78.2%)	7,502 (19.9%)	646 (1.7%)	37,694 (100.0%)	9,686 (67.2%)	4,730 (32.8%)	14,416 (100.0%)
2005	27,717 (75.7%)	8,770 (24.0%)	105 (0.3%)	36,592 (100.0%)	8,868 (66.4%)	4,485 (33.6%)	13,353 (100.0%)
2006	24,677 (72.7%)	9,256 (27.3%)	2 (0.0%)	33,935 (100.0%)	8,005 (70.9%)	3,285 (29.1%)	11,290 (100.0%)
2007	169 (67.9%)	79 (31.7%)	1 (0.4%)	249 (100.0%)	5,389 (66.3%)	2,738 (33.7%)	8,127 (100.0%)

注) 技術評価の登録維持は一部登録維持を含む。

2007年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は2006年に比べ74.2%増加した8,280件を作成し、PCT予備審査報告書は2006年に比べ8.3%減少した586件を作成した。PCT予備審査報告書4.4%である26件に対しては見解書を作成した。

<表I-2-45>PCT国際調査及び予備審査の現況

(単位：件)

区分	PCT国際調査			PCT予備審査	
	国際調査報告書	副作成宣言書	見解書	予備審査報告書	見解書
2002	2,165	16	—	1,135	536
2003	2,327	12	—	1,310	543
2004	2,932	19	1,927	1,035	448

区分	PCT国際調査			PCT予備審査	
	国際調査報告書	副作成宣言書	見解書	予備審査報告書	見解書
2005	3,649	14	3,663	842	237
2006	4,753	35	4,788	639	99
2007	8,280	51	8,330	586	26

3. 商標及びデザイン

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課書記官 イ・チュンム

イ. 商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理量は171,858件であり、このうちの47.7%に当たる82,020件には公告決定、51.3%に当たる88,614件には意見提出通知を行った。1次審査処理期間は2007年末には5.7ヶ月となり、2006年末の5.9ヶ月より0.2ヶ月短縮し、審査処理期間の目標である6ヶ月を達成した。

<表I-2-46> 商標登録出願1次処理審査の現況

(単位：件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2007	171,858	82,020	88,164	1,674	5.7ヶ月
(構成比)	(100)	(47.7)	(51.3)	(1.0)	
2006	172,045	88,931	81,126	1,988	5.9ヶ月
(構成比)	(100)	(51.7)	(47.2)	(1.2)	

注) 多類商標基準

最終的な審査結果は、終結した155,357件の76.3%に当たる118,528件が登録決定され、23.7%に当たる36,829件が拒絶された。

1次審査処理結果の51.3%に該当する件に対し、意見提出通知を行い、前年の意見提出通知率の47.2%に比べ、多少高くなったが、商品別審査制度によって拒絶理由と解消方案をより具体的に通知したため、最終的に登録決定された比率は76.3%となり、前年度とほぼ同じ結果となった。

<表I-2-47> 商標登録出願審査終結処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2007	155,357	118,528	36,829
(構成比)	(100)	(76.3)	(23.7)
2006	170,526	130,175	40,351
(構成比)	(100)	(76.3)	(23.7)

注) 多類商標基準

ロ. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は前年に比べ21.1%増加した58,587件であり、このうちの57.6%に当たる33,758件は登録決定、42.1%に当たる24,684件は意見提出通知を行った。

1次審査処理期間は2007年末には5.5ヶ月となり、2006年末の5.9ヶ月より0.4ヶ月短縮され、審査処理期間目標である6ヶ月を達成した。

＜表I-2-48＞デザイン登録出願1次審査処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他	審査処理期間
2007	58,587	33,758	24,694	135	5.5ヶ月
(構成比)	(100)	(57.6)	(42.1)	(0.2)	
2006	48,369	31,335	16,910	124	5.9ヶ月
(構成比)	(100)	(64.8)	(35.0)	(0.2)	

注) 複数デザイン基準

審査を終結した量は54,999件であり、前年に比べ16.5%増加した。また、このうちの84.6%に当たる46,539件は登録が決定し、15.4%に当たる8,460件が拒絶決定された。前年の拒絶決定比率である10.7%より、拒絶決定比率が4.7%高くなった。これは無審査デザインに対する権利安定性強化のため、容易創作性などに対する一部審査を強化したからと判断される。

＜表I-2-49＞デザイン登録出願審査終結処理の現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2007	54,999	46,539	8,460
(構成比)	(100)	(84.6)	(15.4)
2006	47,211	42,183	5,028
(構成比)	(100)	(89.3)	(10.7)

注) 複数デザイン基準

第5節 審判

特許審判院審判政策課工業事務官 チャン・ジェファン

1. 審判請求及び処理現況

イ. 権利別審判請求及び処理件数の現況

審判請求件数は2007年には17,602件であり、前年に比べ13.6%増加した。権利別に調べてみると、特許が12.6%、実用新案が-1.6%、デザインが19.5%、商標が17.8%の増減率を示している。審判請求件数の増加要因は知的財産が主要競争要素となり、知的財産権を巡る競争が熾烈になりつつあるからと判断される。

審判処理件数は2007年には17,365件であり、前年に比べ13.2%増加した。このうち、特許処理件数は11,333件であり、前年に比べ15.7%増加している。このように、審判処理件数が前年に比べ大きく増加したのは、審判官の増員、強力な成果経営、初任審判官の業務能力の早期向上及び審判プロセスの改善などに起因する。

＜表I-2-50＞審判請求及び処理件数の現況

(単位：件)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	
請求	特許	3,298 (44.8)	1,994 (△ 39.5)	3,004 (50.7)	3,376 (12.4)	3,821 (13.2)	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)	10,950 (12.6)
	実用 新案	783 (3.3)	591 (△ 24.5)	904 (53.0)	887 (△ 1.9)	788 (△ 11.2)	827 (4.9)	786 (△ 5.0)	765 (△ 2.7)	753 (△ 1.6)
	デザ	629	508	526	559	594	544	480	503	601

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
イン	(7.7)	(△ 19.2)	(3.5)	(6.3)	(6.3)	(△ 8.4)	(△ 11.8)	(4.8)	(19.5)
商標	2,703 (△ 2.1)	2,403 (△ 11.1)	2,594 (7.9)	2,907 (12.1)	3,195 (9.9)	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)	5,298 (17.8)
計	7,413 (16.2)	5,496 (△ 25.9)	7,028 (27.9)	7,729 (10.0)	8,398 (8.7)	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)	17,602 (13.6)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許	2,481 (9.6)	2,413 (△ 2.7)	2,415 (0.1)	3,022 (25.1)	2,836 (△ 6.2)	4,051 (42.8)	6,572 (61.9)	9,793 (49.0)	11,333 (15.7)
実用 新案	729 (△ 35.9)	550 (△ 24.6)	608 (10.5)	766 (26.0)	728 (△ 5.0)	876 (20.3)	1,041 (18.8)	857 (△ 17.7)	861 (0.5)
デザ イン	696 (△ 36.2)	525 (△ 24.6)	546 (4.0)	457 (△ 16.3)	570 (24.7)	585 (2.6)	518 (△ 11.5)	465 (△ 10.2)	531 (14.2)
商標	3,373 (1.4)	2,591 (△ 23.2)	2,426 (△ 6.4)	2,645 (9.0)	2,986 (12.9)	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,221 (11.4)	4,640 (9.9)
計	7,279 (△ 6.9)	6,079 (△ 16.5)	5,995 (△ 1.4)	6,890 (14.9)	7,120 (3.3)	8,875 (24.6)	11,919 (34.1)	15,336 (28.7)	17,365 (13.2)

※ () 内の数値は前年対比の増減率 (%) である。

ロ. 審判請求人別の審判請求

過去5年間の総審判請求件数で請求人別審判請求件数の比率をみると、国内企業が41.9%、外国企業が33.3%、個人が21.8%をそれぞれ占め、審判請求件数のほとんど(97.0%)を占めている。

＜表I-2-51＞審判請求人別の審判請求の現況

(単位：件)

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
個人 (内 国民)	特許	413	313	378	605	627	739	977	1,275	1,743
	実用新 案	466	334	523	492	435	453	415	413	388
	デザイ ン	391	288	289	280	294	285	234	246	334
	商標	673	592	678	671	790	1,050	1,257	1,007	1,163
	計	1,943 (26.2)	1,527 (26.0)	1,868 (25.0)	2,048 (24.1)	2,146 (23.5)	2,527 (23.4)	2,883 (20.2)	2,941 (19.0)	3,628 (20.6)
国内 企業	特許	1,170	693	1,145	1,274	1,601	2,230	3,127	4,510	4,771
	実用新 案	297	236	371	374	342	355	354	338	352
	デザイ ン	210	185	213	240	252	253	221	226	235
	商標	885	1,034	1,257	1,465	1,631	1,694	2,061	1,643	2,022
	計	2,562 (34.6)	2,148 (36.5)	2,986 (39.9)	3,353 (39.5)	3,826 (41.8)	4,532 (42.0)	5,763 (40.4)	6,717 (43.4)	7,380 (41.9)
公共	特許	58	39	62	50	66	83	131	132	230

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
研究 機関	実用新 案	—	—	3	—	—	2	—	—	1
	デザイ ン	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	商標	—	2	12	—	1	1	3	4	2
	計	58 (0.8)	41 (0.7)	77 (1.0)	50 (0.6)	67 (0.7)	86 (0.8)	134 (0.9)	136 (0.9)	234 (1.3)
大学	特許	16	7	25	18	34	49	90	62	200
	実用新 案	—	—	—	—	—	—	—	—	1
	デザイ ン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	商標	—	5	—	4	2	10	8	7	12
	計	18 (0.2)	12 (0.2)	25 (0.3)	22 (0.3)	36 (0.4)	59 (0.5)	98 (0.7)	69 (0.4)	213 (1.2)
外国 法人	特許	1,601	903	1,348	1,388	1,464	1,641	2,701	3,434	3,854
	実用新 案	15	16	7	13	7	12	15	6	7
	デザイ ン	26	29	22	47	49	34	26	26	26
	商標	1,034	1,106	1,013	1,475	1,405	1,648	2,377	1,687	1,975
	計	2,676 (36.1)	2,054 (34.9)	2,390 (31.9)	2,923 (34.4)	2,925 (32.0)	3,335 (30.9)	5,119 (35.8)	5,153 (33.3)	5,862 (33.3)
外国 人	特許	22	11	15	12	18	24	79	82	91
	実用新 案	2	3	—	3	1	3	—	1	2

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
	デザイン	—	3	2	—	1	—	2	2	1
	商標	35	21	40	21	20	44	61	47	70
	計	59 (0.8)	38 (0.6)	57 (0.8)	36 (0.4)	40 (0.4)	71 (0.7)	142 (1.0)	132 (0.8)	164 (0.9)
その他	特許	18	28	31	29	11	32	37	230	61
	実用新案	3	2	—	5	3	2	2	7	2
	デザイン	2	3	3	—	8	—	1	3	4
	商標	74	27	48	32	87	135	102	103	52
	計	97 (1.3)	60 (1.0)	82 (1.1)	66 (0.8)	109 (1.2)	169 (1.6)	142 (1.0)	343 (2.2)	119 (0.7)

*その他：国家、自治団体など、()内は構成比(%)

ハ. 内国民・外国人間の審判請求

2007年度の当事者系1) 審判の請求件数は計4,283件であり、このうち内国民同士の審判請求件数は3,072件(71.7%)、内国民と外国人間の審判請求件数は1,080件(25.2%)、外国人同士の審判請求件数は131件(3.1%)である。内国民と外国人間の審判請求件数は商標がほとんど(85.6%)を占め、前年に比べ6.4%増加した。外国人同士の審判請求件数は前年に比べ13.9%増加した。

1) 無効審判、商標登録の取り消し審判のような登録された権利に対する両当事者間の紛争

＜表I-2-52＞内国民・外国人間の権利別審判請求の現況

(単位：件)

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
内内国	特許	215	303	324	377	421	509	651	790	939
	実用新案	403	385	559	632	552	539	474	481	457
	デザイン	413	317	381	395	436	410	319	396	420
	商標	722	600	712	713	939	1,066	1,163	1,233	1,256
	計	1,753	1,605	1,976	2,117	2,348	2,524	2,607	2,900	3,072
内外国	特許	52	58	54	52	60	89	87	90	101
	実用新案	2	1	3	4	—	1	1	—	3
	デザイン	10	3	5	—	3	2	3	7	2
	商標	177	192	194	241	183	210	242	185	240
	計	241	254	256	297	246	302	333	282	346
外内国	特許	33	21	22	37	35	4	20	18	35
	実用新案	1	9	3	12	2	5	4	6	5
	デザイン	7	17	12	33	36	14	9	24	10
	商標	318	307	313	360	363	480	534	685	684
	計	359	354	350	442	436	503	567	733	734
外外国	特許	1	6	5	8	5	13	19	6	5

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
	実用新案	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	商標	90	74	56	100	113	77	127	109	126
	計	92	80	61	108	118	90	146	115	131

* 内内国：請求人は内国民・被請求人も内国民

* 内外国：請求人は内国民・被請求人は外国人

* 外内国：請求人は外国人・被請求人は内国民

* 外外国：請求人は外国人・被請求人も外国人

二. 国内企業・外国企業間の審判請求

2007年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計582件であり、そのうち商標に対する審判請求件数が447件と76.8%を占めている。外国企業の審判請求は362件と62.2%を占め、国内企業が審判請求した220件（37.8%）より高いことが分かった。特許の場合、外国企業の審判請求が持続的に増加しており、これは韓国企業の技術水準が高くなり、外国企業の牽制が強くなっていることを意味する。

<表I-2-53> 国内企業・外国企業間の審判請求の現況

(単位：件)

区分			1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
請求人	被請求人	権利									
国内企業	外国企業	特許	44	49	41	46	50	81	85	88	73

区分			1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
請求人	被請求人	権利									
外国企業		実用新案	2	—	2	5	1	2	1	—	—
		デザイン	5	—	4	—	2	—	1	6	—
		商標	102	140	103	171	115	131	126	107	147
		計	153	189	150	222	168	214	213	201	220
	国内企業	特許	—	2	5	9	10	2	16	14	55
		実用新案	—	3	2	6	1	2	6	5	5
		デザイン	1	3	3	1	11	6	3	11	2
		商標	182	165	175	201	163	226	258	281	300
	計	183	173	185	217	185	236	283	311	362	

ホ. 中小企業・大手企業間の審判請求

中小企業と大手企業間の審判請求件数は2007年には計233件であり、前年に比べて15.3%増加した。過去5年間の権利別審判請求件数を調べてみると、商標が65.8%、特許が19.6%、デザインが7.6%、実用新案が7.0%であり、中小企業と大手企業間にも商標に関する争いが最も多いことが分かった。

<表I-2-54> 中小企業・大手企業間の審判請求の現況

(単位：件)

権利	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許	11	21	17	27	27	18	47	44	70
実用新案	7	14	26	20	10	16	15	15	18

権利	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
デザイン	13	10	15	9	20	14	25	14	7
商標	101	77	125	140	122	177	126	129	138
計	132	122	183	196	179	225	213	202	233

へ. 審判処理期間

審判処理期間は2007年末には特許・実用新案・商標・デザインのすべてにおいて5.9ヶ月を記録しており、特許・実用新案の場合、2006年には8.1ヶ月かかっていた処理期間が2.2ヶ月（-27.2%）短縮された。このように審判処理期間が短縮されたのは、審判官の増員、審判官の超過実績達成、審判プロセスの改善などの推進結果と言える。

<表I-2-55>年度別審判処理期間の現況

（単位：件）

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許・実用新案	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0	9.6	8.1	5.9
商標・デザイン	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4	5.8	5.6	5.9
計	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2	7.8	6.9	5.9

2. 特許法院の訴提起及び判決現況

特許法院の開院（1998年3月1日）以降、特許審判院の審決に対して提訴した件数は年平均938件であり、提訴率が年平均21.0%に達している。2007年の場合は提訴率が19.0%と、平均値より下回ることが分かった。一方、審決取消率（特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取り消した比率）は2007年には23.4%であり、前年に比べ

大幅に減少した。提訴率が減少したのは、特許審判院の審決に対する全般的な需要率が高まったからであり、審決取消率が減少したのは、特許審判院が下す審決の確実性が上がったからと考えられる。

＜表I-2-56＞特許法院への提訴及び判決の現況

(単位：件、%)

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
審判処理	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120	8,875	11,919	15,336	17,365
提訴可能審決	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399	7,458
提訴	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191	1,414
提訴率 (%)	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6	19.0
判決件数	911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251
取消判決	235	188	217	236	206	219	246	328	293
取消率 (%)	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7	23.4

3. 大法院の上告提起及び宣告現況

特許法院の判決に満足せず、大法院に上告した比率は2007年には41.8%であり、過去5年間の上告率の39.5%に比べ、多少高いことが分かった。また、上告審で特許法院の判決を破棄した比率は2007年には9.8%であり、過去5年間の破棄率の10.9%に比べ低いことが分かった。

＜表I-2-57＞大法院への上告提起及び宣告の現況

(単位：件、%)

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許法院の判決		911	791	796	776	752	855	938	1,184	1,251
上告	件数	316	393	355	308	300	363	366	416	523
	上告率 (%)	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1	41.8
大法院の宣告		241	365	461	368	283	383	294	473	520
破棄	件数	24	27	66	61	32	41	45	44	51
	破棄率 (%)	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3	9.8

第2編 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

第1章 審査・審判処理期間の短縮

第2章 高品質の審査・審判サービスの提供

第3章 審査・審判制度の先進化

第1章 審査・審判処理期間の短縮

第1節 特許・実用新案分野

電気電子審査局特許審査政策課技術書記官 イム・ヒョンソク

1. 世界最速の特許審査処理期間の維持

2006年には10ヶ月という世界最速の特許審査処理期間を達成するため、2002年から2005年までの間に大幅な審査官の増員を行い、2005年の特許審査官の定員は728名に増えた。しかし、2006年以降、審判処理期間を短縮するための審判官の増員や産業財産の政策業務の拡大により、審査官の定員は減少し、2007年には636名になった。

<表Ⅱ-1-1>特許審査官の定員及び審査官1人当たりの審査処理件数の現況

(単位：名、件)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
審査官の定員	391	384	380	382	453	513	558	728	727	636
審査官当たりの 1次審査処理件数	378	397	330	303	342	320	280	255	338	239

注) 1. 2006年までは特許・実用新案審査本部の審査官定員であり、2007年からは特許・実用新案審査本部内の審査部署の審査官の定員である。

2. 1次審査処理件数では、特許・実用新案、実用新案の基礎要件の審査、PCT国際調査報告書の作成件数を含む。

2006年には9.8ヶ月という世界最速の特許審査処理期間を達成した。2003年から2006年の間の特許審査処理期間の短縮による経済効果は2兆4,464億ウォンと推算される

(産業研究院の政策研究用役課題「審査処理期間の短縮による社会・経済効果」による)。2007年にも2006年に引き続き世界最速の特許審査処理期間の9.8ヶ月を達成した。特許審査処理期間をさらに短縮しなかったのは、特許審査処理期間の短縮による情報提供の機会が減少し、外国出願の国内審査の際、他国の審査結果や審査のための参考資料の活用が難しくなるからである。

2006年には特許審査の処理期間を17.6ヶ月から9.8ヶ月に約8ヶ月短縮したため、審査処理件数が増加したが、2007年には特許審査処理期間を更に短縮することはしなかったため、審査処理件数がわずかに減少した。しかし、MSや3Mなどのグローバル企業のPCT国際調査報告書の作成依頼件数は急増した。特許審査処理期間の短縮の他に、審査品質も世界的な水準まで向上させるため、様々な審査品質を向上させる努力を行った。そのため、審査業務の負担は通常より大きかった。特許出願1件に対し、審査官が請求項別に審査する請求項別審査制度を導入すると共に、すべての審査終結件に対する審査報告書を作成した。また、先行技術調査の外注用役報告書にある先行技術文献のみを引用する場合、審査点数を減点し、審査官の追加的な先行技術の検索を誘導した。

2007年における審査官1人当たりの1次審査処理件数が2006年に比べて少ないのは、請求項別審査により、審査負担が大きくなった上に1件当たりの審査負担が相対的に大きいPCT国際調査報告書の作成件数が増加したためである。

また、月別の審査処理期間を分析・管理し、目標を達成するための方案を実行した。その結果、2007年末の特許審査処理期間は世界最速の9.8ヶ月を維持することができた。主要国の特許審査処理期間を調べてみると、2006年基準で米国は22.6ヶ月、日本は26.0ヶ月、EPOは23.8ヶ月である。

＜表Ⅱ-1-2＞特許・実用新案の出願件数及び審査処理期間の現況

(単位：件、ヶ月)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
出願件数	111,292	139,173	145,416	145,329	159,477	177,868	198,096	199,097	191,709
審査処理期間	23.6	20.6	21.3	22.6	22.1	21.0	17.6	9.8	9.8

特許審査処理期間の短縮に伴い、特許審査処理期間部門の顧客満足度も上昇した。2003年には42.8点、2004年には44.5点に過ぎなかったのが、2005年には54.9点、2006年には59.3点、2007年には65.8点に上昇した。

2008年にも効率的な審査処理計画を樹立・推進し、世界最速の特許審査処理期間を維持する予定である。

2. 審査処理期間の偏差を安定的に維持

特許庁が全体として9.8ヶ月という特許審査処理期間を達成しても、技術分野別の審査処理期間の偏差が大きくなれば、出願人の不満が増大する可能性があるため、審査処理期間の偏差を縮小するための努力が必要であった。そのため、特許審査処理期間の散布や審査実績の管理を行うシステムを構築した。また、審査処理期間や審査実績の管理をシステムの管理者のみならず、審査官も利用可能にし、効率的な審査業務管理ができるよう改善した。特許審査処理期間の散布は、特許審査処理期間の平均から95%の審査件について行われる特許審査処理期間の最大偏差を意味する。

2007年の特許庁全体の特許審査処理期間の散布の目標は±3ヶ月であった。これは2006年の目標である±4より、挑戦的な目標である。特許庁は、この目標を達成するため、各特許・実用新案の審査本部における特許審査処理期間の散布を±3ヶ月以内に維持しながら、審査処理量を調節し、審査本部間の審査処理期間の偏差を最小化した。

審査処理期間の散布を各特許・実用新案の審査本部のKPI（Key Performance Indicators、重要業績評価指標）で管理し、本部内の審査チーム間で審査人材や審査量を調節できるようにした。また、審査請求から16ヶ月以上の長期に渡り、審査処理が行われていない件に対する管理を強化した。その結果、2007年には特許庁全体で特許審査処理期間の散布が±2.5ヶ月となった。

技術分野別の出願件数の変動は大きくなり、処理期間散布の管理が困難ではあるが、効率的な審査処理計画の樹立や管理により、2008年にも特許審査処理期間の偏差を安定的に維持する計画である。

3. 中間書類の処理期間を4ヶ月以内に短縮

出願人が不便に感じていた意見書や補正書などの中間書類の処理遅延を解消するため、中間書類の処理期間を2006年の6ヶ月から2007年には4ヶ月に短縮した。審査官が意見書や補正書などの中間書類の処理を4ヶ月以上遅延させた場合に、各特許・実用新案審査本部や審査チームのKPIで集中的に管理した。また、出願人が意見書や補正書を提出する際、追加の補正がないということを明示的に示した場合は、迅速な審査が行われるようにした。

中間書類の処理期間短縮に伴い、特許中間書類の処理期間部門の顧客満足度も上昇し、2003年には52.1点、2004年には57.7点に過ぎなかったのが、2005年には60.7点、2006年には66.9点、2007年には69.4点に上昇した。

第2節 商標・デザイン分野

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課書記官チョン・ヒョンジョン

1. 合理的な審査需要の予測による審査計画の樹立・施行

2007年の商標・デザイン分野の審査処理期間は前年度と同じく、1次審査処理期間を基準に、商標・デザイン共に6ヶ月に定め、世界最速の審査サービスを提供することを目標に決めた。

<表Ⅱ-1-3>過去5年間の1次審査処理期間の現況

(単位：ヶ月)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
商標	11.9	10.7	9.6	7.3	5.9
デザイン	8.4	7.3	6.8	6.7	5.9

このような1次審査処理期間を達成するため、審査分野別に商標は166千件、デザインは57千件、国際商標は18千件を審査処理する計画を樹立・推進した。

審査目標を問題なく達成できるよう、審査分野別審査官の1人当たりの審査処理目標（経歴係数1基準の審査官の年間処理件数：商標2,700件、デザイン2,460件、国際商標1,320件）を設定・運営すると同時に、国際商標出願やデザイン出願の増加に備え、最小限の審査人材の増員を推進（2007年1月106名→12月117名）した。また、審査分野間の審査処理期間や審査処理目標の不均衡を解消するための審査分野間の弾力的な補てん（2007年1月、商標75名、デザイン21名、国際商標10名→12月、商標71名、デザイン27名、国際商標19名）を行った。

また、審査処理目標期間の調整の他にも、審査結果を待つ顧客の立場から出願人が

より早く登録が受けられるよう、迅速・正確な審査処理に努力した。その結果、審査官1人当たりの審査処理目標に比べ、商標は108.5%、デザインは116.1%、国際商標は111.6%の審査処理が行えた。

このような努力が報われ、2007年の審査処理件数は商標が172千件、デザインが59千件となった。また、1次審査処理期間は商標が5.7ヶ月、デザインが5.5ヶ月となり、商標・デザインは6.0ヶ月という審査処理期間の目標を達成した。

一方、2007年8月には「商標・デザイン審査関連目標における調整係数などの調整指針」を制定し、審査経歴期間別の審査処理件数の目標などを明確に規定した。また、審査官の一定期間以上の教育や病気による休暇など、審査処理目標の軽減が必要な場合の軽減程度などに対する具体的な基準を整備し、審査処理の実績管理の一貫性や妥当性の維持に努めた。

2. 商標調査分析事業の効果的な推進

商標デザイン審査局商標デザイン審査支援課書記官 イ・スンジョン

特許庁は、2003年から商標審査の一部である商標の分析・検索業務の一部を外部に委託して処理している。「商標調査分析事業」は出願商標の意味を分析し、出願商標と同一または類似した先出願・先登録商標の検索する業務を、外部の専門調査機関に委託・処理する事業である。これにより、審査官の負担を軽減し、適正な審査処理期間の維持や審査品質の向上に努めている。

商標法第22条の2第1項は「特許庁長は、商標登録出願の審査において必要と認める場合には専門調査機関に商標検索を依頼できる」と規定しており、「商標調査分析事業」は商標法に基づいて施行されている。

特許庁は、商標検索に必要な専門人材・文献・装備などを保有している「韓国特許

情報院」を商標専門調査機関として指定し、2003年から同事業を施行してきた。また、競争による事業の効率性を高めるため、2005年12月に「(株)ウィップス」を商標専門調査機関として追加指定し、2006年の事業からは複数競争体制で運営している。一方、特許庁は商標専門調査機関の調査員を対象に、商標法や商標審査基準に対する教育やセミナーを定期的実施するなど、事業の品質向上のために努力している。

2003年に「商標調査分析事業」を始めて以来、商標審査の処理期間は2003年には10.7ヶ月、2004年には9.6ヶ月、2005年には7.3ヶ月、2006年には5.9ヶ月、2007年には5.7ヶ月と短縮され続け、特許庁の主要政策目標である審査処理期間の短縮に大きく寄与していることが分かった。

2007年度には、審査処理量の約40%を「商標調査分析事業」で処理した。また、2007年7月には「商標調査分析事業」の成果評価や発展方案研究を韓国行政研究院に依頼し、商標調査分析事業に対する診断を行い、発展方案を検討した。

2007年8月には(特許庁公示第2007-12号)を改正し、事業執行の効率性向上のため、商標専門調査機関の指定や運営に関する運営専門機関間の単価競争体制を導入した。

<表Ⅱ-1-4> 「商標調査分析事業」の推進現況

区分	2003	2004	2005	2006	2007
調査機関	韓国特許情報院	韓国特許情報院	韓国特許情報院	韓国特許情報院 (株)ウィップス	韓国特許情報院 (株)ウィップス
調査量	30,989件	35,096件	33,507件	55,060件	54,590件
予算	703百万ウォン	834百万ウォン	859百万ウォン	1,416百万ウォン	1,442百万ウォン

3. 6シグマによる審査プロセスの改善

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 ク・ザグァン

特許庁では、特許行政の処理手続きや審査プロセスを改善し、業務処理の効率性を高めると同時に、審査品質を向上させるため、6シグマ課題を積極的に発掘・研究している。2005年度に「外部顧客の満足度向上のための請願管理及び予防システムの開発」など、6つの課題で1次ウェーブを実施して以来、2007年度までに6次ウェーブを実施した。

一方、商標デザイン審査局でも2005年度の下半期に実施した2次ウェーブにおいて、「商標・デザインの審査官1人当たりの適正処理量の算定」など2つの課題を遂行して以来、3次ウェーブでは3つの課題、4次ウェーブでは6つの課題、5次ウェーブでは4つの課題、6次ウェーブでは4つの課題を研究し、審査プロセスに反映した。しかし、システムを開発している最中であり、2008年度には新しい課題を発掘して持続的に推進する計画である。これまで商標デザイン審査局で推進した6シグマ課題は次の通りである。

<表Ⅱ-1-5>商標デザイン分野の6シグマ研究課題の目録

ウェーブ	課題名
5次（2007年上半期）	商標審査対象別の難易度算定
	商標・デザイン審査業務モニタリングシステムの開発
	証拠デザインDBの効率的な構築・活用
	商標審査システムの環境改善
6次（2007年下半期）	デザインの対象となる品目別審査難易度算定
	図形商標の事例分析による審査効率性の向上
	指定商品の類似群コード入力システムの効率化

ウェーブ	課題名
	国際商標審査の効率性向上のための審査システムの改善

2007年度に推進した主要課題について簡略に紹介すると次の通りである。

「商標審査対象別の難易度算定」課題とは、審査の難易度を反映できる換算点数体系を定め、これを反映できる電算システムを開発するという課題であり、現在の商標デザイン審査政策課及び情報開発課で改善課題を遂行している。

「商標・デザインの審査業務モニタリングシステムの開発」課題とは、分散されているチーム／審査官別の審査処理量、期間及び散布などに関するインタフェースの改善により、審査現況を一目瞭然で把握できるシステムを開発し、審査政策樹立及び審査評価などに活用すると共に、審査官が自分の審査処理の実態を明確に理解できるようにするという課題であり、現在情報開発チームで同システムを開発している。

「証拠デザインDBの効率的な構築及び活用」課題とは、デザイン審査システムに6面図の比較状態での印刷機能の新設、拒絶デザインー引用デザインのイメージ連携目録の生成機能の新設、検索対象の媒体種類の全指定機能の新設、一般しおりの分割構成機能の新設、証拠デザインが類似デザインであるか否かの表示機能の新設、6面図の比較時における各デザインの処理状態表示機能の新設、体系的な審査資料の用役事業の計画樹立や検収基準整備などに関する課題であり、現在デザイン検索対象媒体の全指定機能は改善が完了し、残りについては情報管理課及び商標デザイン審査支援課で遂行している。

「商標審査システムの環境改善」課題とは、先行商標の検索結果を転送できる容量を拡大し、現行の商標審査システムの一部マニュアルを改善するという課題であり、現在の情報開発課及び情報管理課で改善課題を遂行している。

また、2007年度下半期の研究課題である「デザインの対象となる物品別審査難易度の算定」、「図形商標の事例分析による審査効率性の向上」、「指定商品の類似群コード

入力システムの効率化」、「国際商標審査の効率性を向上させるための審査システムの改善」課題は2008年度に細部課題別に管理者を指定して推進する予定である。

第3節 審判分野

特許審判院審判政策課工業事務官 チャン・ジェファン

1. 審判処理期間の短縮

イ. 審判処理期間の推移

2007年末の審判処理期間は、特許・実用新案分野が5.9ヶ月、商標・デザイン分野が5.9ヶ月で平均5.9ヶ月となった。特に、特許・実用新案の場合、2003年には14ヶ月かかっていたのを8.1ヶ月（△57.9%）に短縮した。特許・実用新案分野に対する審判処理期間を6ヶ月以内に短縮するため、過去数年間審判官の増員や審判プロセスの改善などを推進した。その結果、2007年末には5.9ヶ月という世界最高水準の審判処理期間を達成することができた。

<年度別審判処理期間の現況>

（単位：ヶ月）

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許・実用新案	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0	9.6	8.1	5.9
商標・デザイン	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4	5.8	5.6	5.9
平均	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2	7.8	6.9	5.9

ロ. 審判官の増員

審判処理期間を短縮するための必要要件である、適正な審判人材を確保するために全力を尽くした。しかし、公務員の定員拡大は容易でない上、審判官は課長級の公務員であるために定員拡大は困難を極めた。したがって、課長級公務員のみを審判官と

して任用していた慣行を破り、審査経歴が豊富で実績が優秀な書記官級の公務員を大勢審判官として任用した。特に、内部人材を最大限再配置することで、全体的な定員増加を最小化した。その結果、2005年には49名であった審判官の定員を、2006年には79名に、2007年には99名に増員できるなど、2年間で2倍の審判官を確保できた。

＜審判部及び審判官の調整現況＞

(単位：名)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
特・実分野審判官数	19	24	32	57	72
商・デ分野審判官数	20	17	17	22	27
計	39	41	49	79	99

ハ. 審判プロセスの改善

集中審理制とは、当事者から審判事件に対する主張や証拠を一度に提出してもらい、口頭審理や技術説明会などを通じて集中的に心理することで、事件を迅速に終結するために2006年から導入した制度である。審判員は2007年に関連規定を全面的に改正し、集中審理制が適用される審判事件の類型別標準審理手続きを整備した。標準審理手続きによると、1回の書面攻防の後、口頭審理や説明会を開催することを原則とし、新しい主張や証拠が提出された場合にも口頭審理や説明会を直ちに開催する。これにより、書面の攻防に要されていた期間が短縮された。

この他に、優先審査処理された事件に対する拒絶の不服申立て事件について優先審判の対象として追加し、審査段階で迅速に処理されても審判段階で処理期間が遅延し、顧客の不満が募るようなことが無いよう取り除いた。また、何の制限もなく、1ヶ月ずつ2回延長可能だったものを1回に限って2週間の間のみ延長できるよう、指定期間の延長制度を改善し、審判当事者の一方の意図的な審理遅延を防いだ。

第2章 高品質の審査・審判サービスの提供

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 特許・実用新案における審査品質向上政策の強化

電気電子審査局特許審査政策課施設事務官 イ・ソンウ

特許庁は2007年に審査品質向上に努め、先進特許庁としての立場を確固たるものにした。その結果、審査誤謬率は2003年の3.8%から、2007年には1.6%に下がり、審査に対する顧客の満足度は2003年の56.0点から2007年には62.9点に上がった。また、MSや3Mなどの世界的に有名な企業が韓国特許庁にPCT国際特許出願の審査を依頼するという件数も、2006年の735件から2007年には2,853件に大幅増加した。

2006年までは世界最高水準の審査サービスの提供を戦略的な目標として設定すると共に、迅速・正確な審査サービスの提供を主な成果目標とし、特許審査処理期間の短縮と高品質審査を遂行できる基盤を構築してきた。審査業務の評価による成果主義を確立し、審査手続き実績と審査品質を同時に向上できるシステムを構築した。また、審査組織や法体系の整備により、合理的な審査環境を作ると共に、審査官の能力強化や先行技術調査方式の改善により、審査能力が大きく向上した。更に、特許行政情報化システムの高度化によって、審査インフラを拡充すると共に、6シグマによる審査プロセスの改善を行い、完璧な特許行政を実現した。

2007年には審査品質の各分野でより詳細な分析を行い、具体的な審査品質向上のための対策を整備した。

審査本部間の審査品質向上のためのアイデアを互いにベンチマーキングして共有する方案を整備（2007年4月）し、優秀政策の活用度を高めた。また、在宅勤務審査官の審査品質を分析し、在宅勤務の内実化方案を樹立（2007年5月）すると共に、審

査経歴による審査評価において最優秀審査官に選ばれた審査官が審査欠陥率の高い審査官を管理する方を樹立（2007年6月）した。更に、同一案件に対する各国における審査結果の分析によって、韓国特許庁と3極特許庁間の進歩性の判断における差を把握することで、進歩性の判断基準を見直した（2007年7月）。

2007年までの審査品質向上のための多角的な推進事項を統合し、合理的な審査環境の整備、審査官の審査能力の向上、審査プロセスの改善、審査支援インフラの拡充、審査品質管理強化の5大政策と28の細部推進方を主な内容とする、世界的水準の特許審査品質達成のための総合マスタープランを樹立（2007年11月）・推進することで、審査品質の向上政策を強化した。

5大政策別の細部推進方は次の通りである。

① 合理的な審査環境の整備のため、審査官1人当たりの1ヶ月の審査処理件数を減らす方向で調整し、請求項別の適正な審査負担を反映するなど、審査処理の目標を適正化した。また、審査経歴が豊富な審査官により多くの審査量を処理させるよう、審査官の経歴係数を合理化した。また、技術分野別に審査難易度指数を拡大し、審査難易度による合理的な審査処理件数を算定することで、審査負担の平衡性を高めると共に、審査チーム長、パート長及び指導審査官に対する審査負担を軽減し、審査官の管理・指導能力を高めることで、審査品質を向上できるようにした。更に、審査業務に不必要なものを縮小するなど、審査官が審査業務に専念できる環境を整備した。

② 審査官の審査能力を向上させるため、審査業務管理カードを利用した審査業務に対するノウハウの共有体系を整備すると共に、審査・審判・審理官との合同セミナーの開催や審査本部別審査争点の研究事業を推進し、審査官間で審査基準を共有するようにした。また、審査官の実務（審査業務）や職務（技術・語学・法律）教育を改善し、審査官の専門性を高めた。また、学習研究会の活動（特許品質研究会の発足、2007年9月）を強化し、セミナーなどを通じて最新情報を共有し、進歩性の判断事例を討論できるようにした。更に、審査官履歴管理カードを周期的（毎月）に更新し、審査官が審査業務の成果を一目で把握できるようにした。

③ 審査プロセスを改善するため、請求項目別に拒絶理由を通知すると共に、出願人が一部請求項目に対する権利放棄や補完措置を容易に行えるようにするという、請求項目別審査制度を導入した。顧客が特許の手続きをより容易に理解できるよう、審査関連の特許法・制度を改善（2007年10月、国会提出）し、個別審査件の全般的な管理のため、審査報告書制を施行した。また、PCT専門審査官の審査能力の強化によって、PCT報告書の品質を高めた。また、審査の一貫性を維持できるよう、審査官の人事異動時には中間書類に対する引継ぎ手続きを強化し、審査官の審判の進行状況や結果を閲覧できるシステムの構築や審判過程における審査官の技術見解書提出などによって、審査官同士の意思の疎通を活性化した。更に、協議審査を活性化し、複合技術の出願に対しても高品質の審査が行えるようにした。

④ 審査支援インフラを拡充するため、6シグマ課題の遂行を通じて特許ネットの改善課題を持続的に導出しながら改善した。外国特許文献の翻訳システムの機能改善や、非特許文献DBの拡大などの先行技術検索システムを改善し、審査本部別の審査官における先行技術検査能力コンテストを開催し、審査官の先行技術検索能力を高めた。先行技術調査の専門機関に調査する分量を振り分ける際、価格評価の反映、調査量の上限・下限を導入し、専門機関間の競争体制を活性化することで、先行技術調査専門機関の品質向上を図った。また、内部の先行技術調査官や外部の先行技術調査員に対する教育課程を拡大し、調査員の専門性を高めた。更に、在宅勤務の資格要件を厳しくするなど、勤務形態を整備し、審査官の在宅勤務制度を改善すると共に、審査官の事務空間を持続的に改善し、快適な審査環境を整備した。

⑤ 審査品質管理を強化するため、審査評価の結果を組織や個人の成果評価に合理的に反映し、最優秀審査官を品質管理責任官に任命して、審査官に対する諮問やノウハウの伝授、審査官の管理など、審査品質の管理体系をより強化した。また、審査官の昇級や等級の再調整の際に、審査評価の結果を反映するようにし、審査評価機能を強化した。

2008年には審査品質を向上させる総合マスタープランの推進状況を周期的（四半期毎）に点検し、不足した点を補完すると共に、先行技術の検索向上方案など、審査品

質に主に影響を与える要素に対するより詳細な分析を行い、対策を用意するなどの努力を続けた。それにより特許顧客の審査結果に対する信頼をさらに高め、名実共に世界最高の特許庁を目指していく計画である。

<表Ⅱ-2-1>特許審査品質向上のための総合マスタープランの戦略体系図



審査官 業務管理の 合理化	学習研究会 活動の強化	協議審査の 活性化	先行技術調査 官・調査員の 専門性向上	
	審査官履歴 管理カード の改善	審査官－審判 官の意思疎通 の活性化	在宅勤務制度 の 改善	
		PCT審査の 品質向上	審査官の 事務空間改善	

2. 特許・実用新案における審査品質向上プログラムの運営

電気電子審査局特許審査政策課施設事務官 イ・ソンウ

イ. 審査官等級制

審査官等級制とは、審査業務の効率性や生産性を高めるため、審査官の審査経歴と審査能力によって主席審査官、責任審査官、前任審査官及び審査官の4段階に等級化した制度であり、2001年1月から施行されている。審査官は等級別に与えられる意思決定権が異なってくる。また、審査官の昇級に必要な資格要件や昇級手続きを規定し、2005年9月に審査官等級制の運営に関する規定を制定した。

昇級の際、次に該当する審査官は除外される。

- ・ 昇給審査前の1年間の審査評価チームによる審査評価の結果、審査欠陥率が平均より2倍以上高い審査官
- ・ 審査評価チームの審査評価結果と他審査チーム長の審査評価結果を合算した審査欠陥率が平均より2倍以上高い審査官

主席審査官への昇級要件は審査経歴8年6ヶ月以上で、審判官課程などの教育課程を履修することであり、責任審査官の昇級要件は審査経歴6年6ヶ月以上で、中堅審査官課程などの教育課程を履修することである。また、前任審査官への昇級要件は審

査経歴が3年6ヶ月以上で、PCT審査基礎課程などの教育課程を履修することである。更に、昇級手続きの透明性を確保するため、審査本部昇級審査委員会の推薦と特許庁の昇級審査委員会の決定により、昇級者を確定している。

<表Ⅱ-2-2>審査官の昇級基準

区分	経歴	昇給制限の要件	教育履修
首席 審査官	審査経歴8 年6ヶ月以 上	昇給審査前の1年間に審査 評価チームが審査評価した 結果、審査欠陥率が平均よ	審査事例研究(必須)、審判官、審決・ 判例研究、特許訴訟事例、審決・判例 深化課程のうち、2つ
責任 審査官	審査経歴6 年6ヶ月以 上	り2倍以上高く、審査評価 チームの審査評価結果と他 審査チーム長の審査評価結	審査事例研究(必須)、中堅審査官、訴 訟遂行実務、外国の知的財産権制度、 審判官、PCT審査深化課程のうち、2つ
前任 審査官	審査経歴3 年6ヶ月以 上	果を合算した審査欠陥率も 平均より2倍以上高い審査 官は昇給から除外	審査事例研究(必須)、PCT審査基礎、 先行技術調査、知的財産権関連法、中 堅審査官、STN情報検索課程のうち、2 つ

審査官には等級別に次のような意思決定権が委任されている。

- ・ 主席審査官：最終処分以外の審査関連通知事項を審査チーム長に報告せずに独自の施行を行うことができる権限
- ・ 責任審査官：意見提出通知、協議通知などの決裁権
- ・ 前任審査官：審査官名義の補正命令などの決裁権

このように審査官は等級別に異なる権限が委任されており、審査チーム長の決裁を省略することで審査過程における迅速な意思決定を図っている。また、審査チーム長の決裁を省略することによって発生する審査の一貫性の低下問題については、審査パート制を活用して補完している。

審査官等級の現況は、2007年12月を基準に、主席審査官が43名（7.6%）、責任審査官が61名（10.7%）、先任審査官が10名（17.8%）、審査官が364名（64.0%）である。

ロ. 審査パート制の運営

審査官の増加による審査チーム長の業務負担を軽減し、類似技術分野に対する審査の一貫性と専門性を高めると同時に、効果的な伝授によって審査品質と処理速度を向上させるため、技術分野別に10名余りの審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から導入・運営している。

2007年12月には、審査局別の審査パートは各審査チーム内に3つの審査パートを設け、特許審査部門に90個の審査パート（機械金属建設審査本部が27個、化学生命工学審査本部が24個、電気電子審査本部が18個、情報通信審査本部が21個）を運営している。

審査パート長は責任審査官または先任審査官級以上である書記官であり、審査能力が優秀でかつリーダーシップがある者の中から審査本部長が推薦し、特許庁長が任命する。審査チーム内の3つの審査パート中の1つは審査チーム長が審査パート長を兼ねている。審査パート長は審査チーム長に代わり、審査業務決済を遂行し、所管技術分野に対する特許要件の判断に対する研究、討論及び審査パート別学習プログラムによる学習を主導している。

このように審査パート制の運営は、審査パート別学習活動を通じて審査ノウハウを共有すると共に、PCT国際調査や国際予備審査の結果などを審査パート員が共に検討し、審査誤謬を防止するなどの審査品質の向上に寄与している。

また、審査パート別の審査処理期間の散布が適正に維持できるよう、審査官の審査処理量を調整し、特許庁が目標としている審査処理期間に対する出願人の信頼度向上を図っている。

＜表Ⅱ-2-3＞審査パート制の構成現況

審査本部	審査チーム	審査パート
機械金属 建設	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシ、自動車部品
	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム
	原動機械	エンジン、動力装置、燃焼装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	制御機械	電動制御、加工制御、推進制動制御
	金属	合金、加工、処理、操作
化学生命	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境
	生命工学	遺伝工学、生物工程、医療・衛生
	有機化学	有機化学、高分子化学、高分子応用
	無機化学	化学工程、無機化合物、セラミックス
	精密化学	精密化学工程、精密化学製品、精密化学素材
	環境化学	大気、水質、廃棄物、エネルギー、資源
	薬品化学	天然物医薬、製剤、化粧品、合成医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品
電気電子	食品生活資源	食品保全技術、食品製造技術、生物資源
	電気	電子医療、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング

審査本部	審査チーム	審査パート
	電子素子	電気素子、メモリ素子、半導体パッケージ
	電子商取引	電子商取引システム、情報検索システム、金融システム
	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム
情報通信	通信	通信端末、通信回路、通信システム
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリ回路
	映像機器	映像駆動、映像素子
	コンピュータ	コンピュータシステム、メモリ/インタフェース、無線システム
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
	デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
	ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線伝送

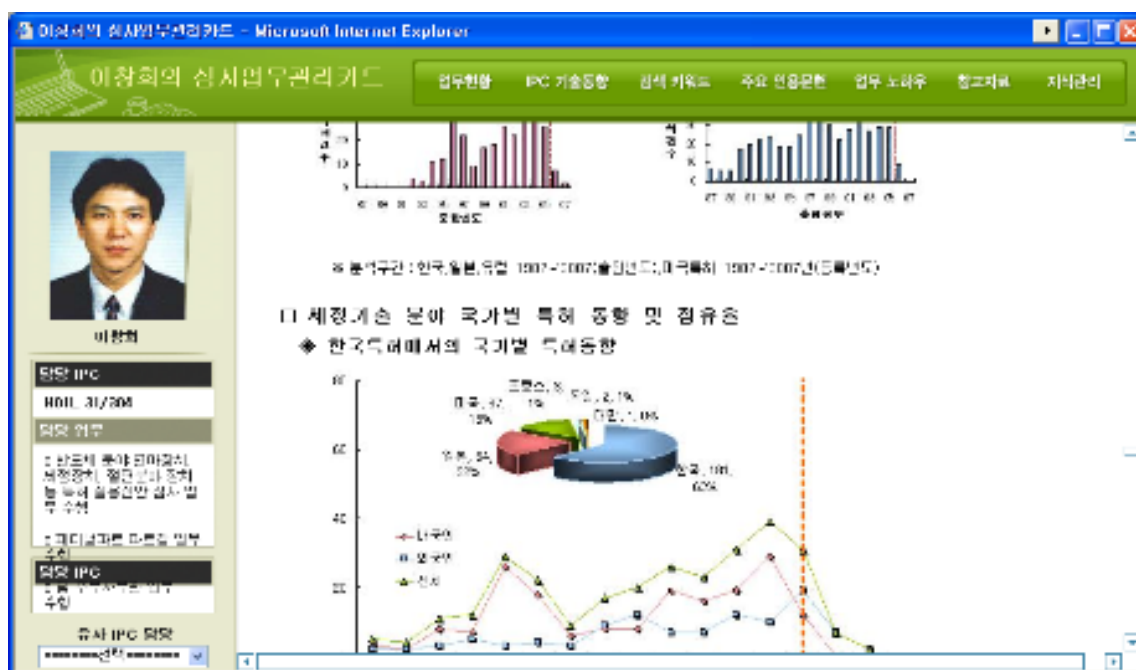
ハ. 審査業務管理カード

審査官間の審査業務ノウハウを共有するために導入された既存の審査ノウハウ集、業務引取引継カード及び知識管理カードを統合し、審査業務に関する事項を記録すると共に、資料を掲載できる個人別スペースである審査業務管理カードを2007年12月に構築・運営している。審査業務管理カードは審査官間の審査業務ノウハウに対する活用性とアクセス性を高め、後任審査官が審査業務に容易に適応できるようにすると同時に、審査業務に関する様々な資料と活用され、審査品質を向上することにも大きく寄与している。

審査業務管理カードは審査業務に関する担当技術分野の概要、出願動向、主要統計、先行技術検索のノウハウ、主要先行技術文献のリスト、業務参考資料など、他審査官と共有できる項目で構成されている。同カードには各種規定や実務指針書に記載されていない、実務から直接体得した知識も記載するようしており、審査実務中心の審

査ノウハウの知識共有システムとなっている。一方、審査業務管理カードに対する持続的なアップデートなどの管理に対する動機を付与するため、年に1度優秀審査業務管理カードコンテストを開催し、優秀な作成者を褒賞し、優秀事例を伝播している。

<表Ⅱ-2-4> 審査業務管理カード



二. 審査報告書

大規模な審査官の増員などにより、審査品質を向上させる制度的な装置が必要となり、2005年1月から審査報告書制度を導入した。2005年2月から3ヶ月間書面作成を試験的に運営しながら問題点を補完し、特許ネットⅡ開発事業の細部課題として並行推進して電算化を完了した2006年1月からは外部の先行技術調査の結果がある案件に限って運営してきた。2007年からはすべての終結処理案件を対象に全面的に施行した。

<表Ⅱ-2-5>審査報告書書式

出願番号	10-2003-0123456 (<input checked="" type="checkbox"/> 優先審査)			IPC	主 C08J 3/00
出願区分	<input checked="" type="checkbox"/> 分割/ <input type="checkbox"/> 二重			副	B29C 34/00, B29D 34/99
出願人	ホン・キルドン				
発明の名称	ゲルマニウムを含む容器				
優先権の主張	US2000-12345			対応特許	<input checked="" type="checkbox"/> EP / <input checked="" type="checkbox"/> US / <input checked="" type="checkbox"/> JP
キーワード	抗菌、ゲルマニウム、高分子、容器				
先行技術 調査文献 (選択入力)	引用	X	Y	文献情報 (*意見提出通知書引用文献)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		日本特許公開ソ55-12345号	
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	米国特許第345678号	
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	ヨーロッパ特許公開第23456号	
	<input type="checkbox"/>			韓国特許公開第2000-0123456号	
	<input type="checkbox"/>			2004.9.大韓化学会誌、第6巻第2号、220面	
	↓				
審査履歴 (自動連携)	2004.02.01 意見提出通知書 (特許法第29条第1項第1号)				
	2004.03.01 情報提出書 (2004.08.01情報提供結果通知)				
	2004.05.01 意見提出通知書 (特許法第29条第2項)				
	2004.08.01 拒絶通知書				
	2004.10.01 審査転置 (原決定維持)				
	2004.12.01 登録決定書				
	2005.01.10 異議申請書				
	2005.03.10 異議決定書 (原決定維持)				

		↓
審査メモ (自由記載)	共通	出願者/代理人面談
		面談内容を記載
		第3者情報提供
		情報提供の活用有無を記載
		協議審査
		協議審査内容を記載
		特記事項
		審査時に参考になりそうな特記事項を記載
	化学	<input checked="" type="checkbox"/> 開拓発明/ <input type="checkbox"/> 物質特許 特殊請求項 (<input checked="" type="checkbox"/> 数値限定/ <input type="checkbox"/> 機能的請求項/ <input type="checkbox"/> 諸法限定物/パラメーター発明 / <input type="checkbox"/> 治療方法/ <input type="checkbox"/> その他)

ホ. 審査官の履歴管理カード

大規模な審査官の増員により、審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握することが難しくなった。そのため、審査結果を要約・整理し、審査官別の業務成果を統合・管理する必要が出てきた。これを受け、審査官の審査業務成果を一目で把握するため、個人情報、審査評価、審査実績、審査品質、上級者の意見などの項目で作成される審査官の履歴管理カードを2006年1月から導入・施行している。

審査結果の通知は、主審査官と副審査官の共同名義で行われる。

最近では複合・先端技術が増加しており、協議審査も徐々に拡大している傾向にある。2003年には491件に過ぎなかった協議審査が、2007年には2,977件に増え、4年間で6倍以上増加した。

<表Ⅱ-2-7>過去5年間の協議審査の現況

2003	2004	2005	2006	2007
491件	345件	1,599件	2,683件	2,977件

2006年には協議審査を充実させるため、具体的な協議審査の運営基準を整備し、協議審査を管理する機能を強化した。協議審査の運営基準の詳細な内容には、①PCT専門審査官の担当IPCではないPCT出願に対しては該当IPC担当審査官を協議審査官として指定することや、②協議審査を要請する場合、協議審査官は担当分類を記載するといった確認手続きなどが含まれている。

協議審査の管理機能を強化するため、協議審査決定の際にはパート長による報告段階を追加し、適当な審査官が協議審査官として指定されたか否かや、IPC確認をパート長が行えるようにした。また、協議決定書を一元化し、協議審査官別に協議決定書を作成するという無駄を省くと共に、協議理由をオンライン上に掲載し、クリックのみで容易に選択できるようにした。

2007年には、協議審査実績が本審査の遂行実績の20%まで認められていたものを、30%までに調整し、合理的な実績点数を付与することで、協議審査を活性化した。2008年には技術分野別専門審査官DBを構築し、協議審査を効率的に遂行する環境を整備する計画である。

3. 特許審査支援事業の成果向上

電気電子審査局特許審査支援課技術書記官 シン・ヨンジュ

イ. 先行技術調査の用役事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を軽減するため、特許審査業務の一部である先行技術調査を外部の専門機関に依頼し、迅速な特許審査を支援し、特許審査の品質を高める事業を推進している。

特許法第58条及び実用新案法第15条の規定により、特許庁長は特許出願の審査において必要と認める場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができ、現在技術分野別の先行技術調査専門機関の指定現況は以下の通りである。

<表Ⅱ-2-8> 先行技術調査専門機関の指定現況

技術分野	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
指定年度			
1998	(財) 韓国特許情報院	(財) 韓国特許情報院	(財) 韓国特許情報院
2005	(株) ウィップス	(株) ウィップス	(株) 韓国IP保護技術研究所
2006	—	—	(株) ウィップス

先行技術調査の用役事業では当該年度の審査処理件数の約50%を依頼しており、2007年には約171億4千万ウォンを投入し、121,989件の用役を依頼した。

＜表Ⅱ-2-9＞先行技術調査の用役事業の推進実績

(単位：件、%、百万ウォン)

年度	1992～2002	2003	2004	2005	2006	2007
用役件数	205,800	102,500	127,233	131,000	133,078	121,989
審査処理件数	913,687	142,011	151,793	180,432	240,665	143,563
用役比率 (%)	14.1	45.1	52.4	45.4	34.6	53.1
執行額 (百万ウォン)	23,207	12,570	15,791	16,316	17,039	17,140

注1：用役件数は内国実用新案の換算件数基準（内国実用新案：内国特許：外国出願＝1：1.6：3）

注2：用役比率は内国特許の換算件数基準（用役件数÷（審査処理件数×1.6））

2007年には調査量の上限・下限を設け、特定期間が調査量を独占することを防止すると共に、調査量の配分の際に、価格評価点数を反映し、専門機関間の価格競争を誘導するなど、「先行技術調査専門機関の指定及び運営に関する要領」を改正（特許庁告示第11号）した。

ロ．国際特許分類の用役事業

国際特許分類（IPC）²⁾とは、「国際特許分類に関するストラスブール協定」によって制定された、国際的に統一された特許文献の分類体系であり、特許文献の分類と検索、審査官業務の指定などに活用している。

特許庁は特許分類審査官を指定し、特許庁内部で特許分類業務を遂行してきたが、2001年からは外部の専門機関に特許分類業務を依頼している。

国際特許分類の用役事業は「特許庁長は特許出願の審査において必要と認める場合、

²⁾ International Patent Classificationの略

専門機関を指定し、先行技術調査、国際特許分類の付与及びその他大統領令が定める業務を依頼できる」と規定した特許法第58条を根拠にしており、本格的な施行前である2000年には「国際特許分類付与専門機関の指定に関する運営要領」を制定した。

施行初年度の2001年には前年の繰越し分を含め、157,000件、2002年には140,000件、2003年には153,000件、2004年には174,000件、2005年には178,000件、2006年には188,000件、2007年には225,000件が専門機関によってIPCコードが付与された。また、1件当たりの分類単価は2003年の8,010ウォンから2007年には8,870ウォンに増加した。

<表Ⅱ-2-10> 国際特許分類事業の年度別推進現況

(単位：件、ウォン、百万ウォン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007
用役件数	153,377	174,000	177,500	188,000	225,310
用役単価 (ウォン)	8,010	8,250	8,500	8,680	8,870
執行額 (百万ウォン)	1,242	1,436	1,509	1,641	1,998

特許分類の用役事業は、2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定され、用役を遂行し、2002年以降からは「特許技術情報センター」から名称が変わった「韓国特許情報院」が用役を遂行している。

特許分類付与業務の外部用役は審査官28名の増員と同等の効果があるものと調査された。これにより、審査処理期間の短縮、審査品質の向上及びIPC分類の一貫性の確保が可能となった。

ハ. 審査官におけるIT新技術教育事業

特許出願の多くを占めているIT分野は、その技術発達の速度が非常に早く、複合化・

高度化する傾向にあり、審査官の専門性を高めるための体系的な教育システムが必要になってきた。既存の審査官の教育は特許法などの法律中心の教育であり、審査官の新技術習得は主にテキストや技術セミナーへの参加などによって行われてきた。現場体験や実習中心のオーダーメイド型教育プログラムを提供するため、韓国情報通信大学（ICU）を事業主管機関として選定し、2006年4月から審査官のIT新技術教育を実施した。

特許庁では電気電子審査本部や情報通信審査本部の各審査パート別の担当で構成された審査官のIT新技術教育タスクフォースチームを運営し、審査官が望む内容で教育を行うようにした。2007年には27つの正規課程と1つの特別課程（リーダーのためのIT新技術教育）の28課程で431名の審査官が教育を受けた。韓国情報通信大学は審査官のIT新技術教育専用の講義室と資料室を構築し、審査官が快適な環境で教育が受けられるように支援した。

<表Ⅱ-2-11> 審査官のIT新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	31個の講座に448名の審査官参加（デジタル転送など27つの正規講座、2つの連携講座及び2つの共同課程運営）	380
2007	8個の講座に431名の審査官参加（電子医療など27つの正規講座及び1つの特別課程運営）	380

また、三星電子、LG電子、高麗大病院、NHN、KBSなど、12回に渡る現場体験学習により、旬の現場技術を習得できた。教育終了後には教育内容を資料集、冊子及びCD-ROMで製作し、審査官に配布した。4つの講座については動画CDを製作し、審査官がいつでもどこでも教育が受けられるようにした。

教育結果については教育を履修した審査官の85%が満足し、特許庁顧客対象のアン

ケートの結果（現代リサーチ研究所）、IT分野に対する「審査官の専門性指数」は2006年の61点から2007年には68.3点に向上した。このような成果を元に、2008年からは機械金属建設や化学生命工学分野の審査官も参加できる「審査官の新技术教育」事業に拡大していく予定である。また、各審査本部で個別に行われていた外部専門技術教育の受講を、審査官の新技术教育事業分野に統合し、体系的な教育を行っていく方針である。

4. 外国特許庁と審査結果の相互活用の推進

電気電子審査局特許審査支援課工業事務官 ビョン・サンヒョン

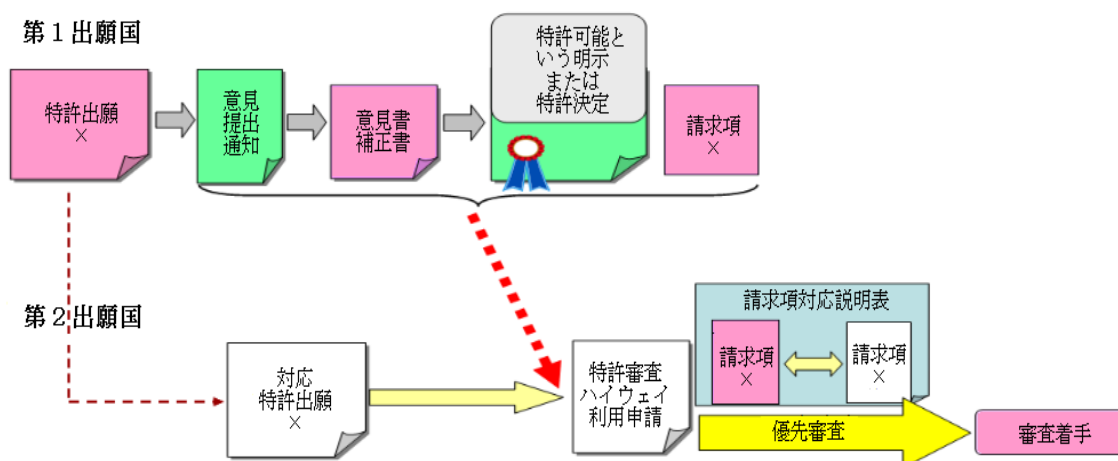
全世界の特許出願が増加し続けている。3) 特許庁は特許出願の増加によって業務負担が増え、審査が遅延した結果、発明家の特許権取得が遅くなる原因となる。このような問題点を解決するため、主要国の特許庁は世界特許出願中の相当数が複数の国に共通で出願されている点4) に注目し、互いに審査結果を活用すれば審査品質を向上しながら審査速度も改善できるということに着眼し、「国家間特許審査結果の活用」を積極的に推進している。様々な方案が議論されており、現在韓国、日本、米国などの主要国特許庁は「特許審査ハイウェイ」を特許制度の一部として反映して施行中であるか、試験的に実施中である。

3) 全世界の特許出願は884,400件（1985年）から1,599,000件（2004年）に81%増加、出典：WIPO Patent Report 2006

4) 2004年度のAPEC内の特許出願約125万件のうち、約30万件（24%）が重複特許出願、出典：WIPO Patent Report 2006

6を根拠に日本特許庁が推参

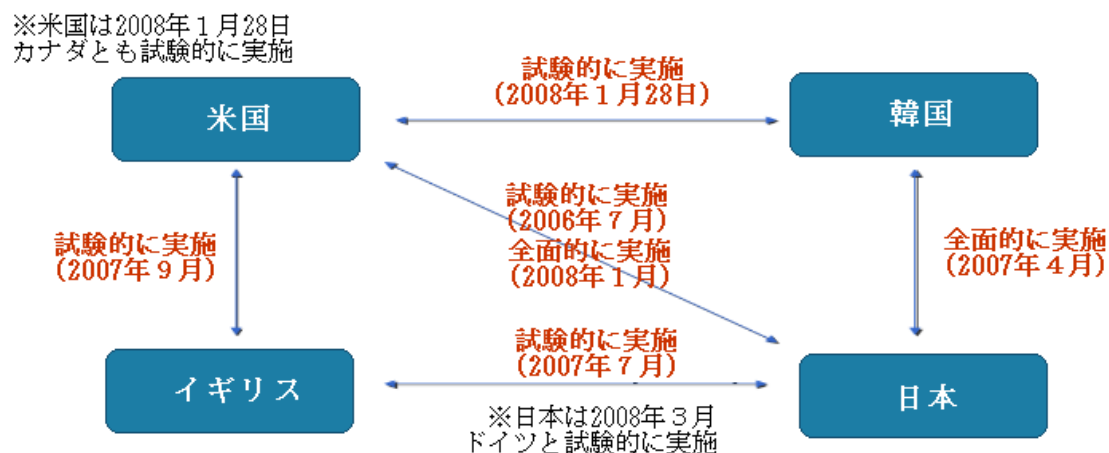
＜図Ⅱ-2-1＞特許審査ハイウェイの概要



特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway、PPH）は両国で共通して申請された特許出願に対し、先に出願した国で特許が可能であるという審査結果を得た場合、もう一方の国では先に出願した国の審査結果を活用して、該当出願を他出願より優先して迅速に審査する制度である。

韓国は2007年4月から日本と特許審査ハイウェイを全面的に実施しており、米国とも2007年9月に特許審査ハイウェイの実施に合意し、2008年1月28日から試験的に実施している。一方、イギリス、カナダ、ドイツも特許審査ハイウェイを試験的に実施、又は検討中にあり、特許審査ハイウェイをはじめとする国家間の特許審査結果の活用は更に活性化されると予想される。

＜図Ⅱ-2-2＞特許審査ハイウェイの国際的な推進動向



韓国特許庁は世界最速の特許審査結果を提供しているため、特許審査結果の活用という面では主に審査結果を提供する位置にある。このようなことから、韓国特許庁は韓国国民が韓国の特許審査結果を活用して外国で容易に特許が取得できるようにするための実質的な協力を導出するために努力する予定である。

5. PCT審査サービスの品質向上

電気電子審査局特許審査支援課技術書記官 ファン・ウンテク

PCT審査サービスは、PCT国際調査機関や国際予備審査機関としてPCT国際出願に対する先行技術調査、特許性などに対する予備的かつ非拘束的な見解などを提供するサービスである。特許庁は1999年12月からこの業務を開始し、2007年には8,924件が申請され、前年に比べ55.3%が増加した。規模（2007年12月現在）面では全体12の国際調査機関中、EPO、USPTO、JPOに次ぐ4番目の規模である。

PCT審査品質に対し、国際的には2004年からWIPOがすべてのPCT国際調査機関が品質管理体系を構築し、毎年PCT品質活動に関する報告書を提出させるなどの外部の要求が

あった。特許庁は独自に2005年から6シグマプロジェクトを活用し、米国などの外国からの国際調査依頼の急増に対する対策として本格的なPCT審査品質向上活動を始めた。

2007年度PCT審査サービスの品質向上のために推進された事項は次の通りである。

① 新規PCT専門審査官として指定された審査官に対するOJTの義務化である。PCT審査量の急増により、PCT専門審査官の資格要件を緩和（審査経歴2年→審査経歴1年6ヶ月）する代わりに、新規にPCT審査業務を担当する場合には6ヶ月間の共同審査を行う制度を導入した。

② PCT審査報告書の品質向上のため、すべてのPCT審査報告書における英語の矯正を受けることを義務化した。また、急増する英語の矯正業務に対処するため、同業務を担当する英語諮問官1名を追加採用した（2007年12月基準、5名勤務）。

③ 各種PCT審査関連指針やマニュアルなどを製作・普及した。すなわち、PCT審査報告書の作成方法や事例などを載せた「PCT審査報告書作成マニュアル」を改正し、条文別PCT条約解説集やPCT審査報告書作成のノウハウ集などを発刊した。

④ PCT審査に対する審査評価を上・下半期の2回に実施し、PCT条約、規則及び審査ガイドラインの遵守などを総合的に点検し、その点検結果をフィードバックすることで繰り返されるミスや不足な部分を改善できるようにした。

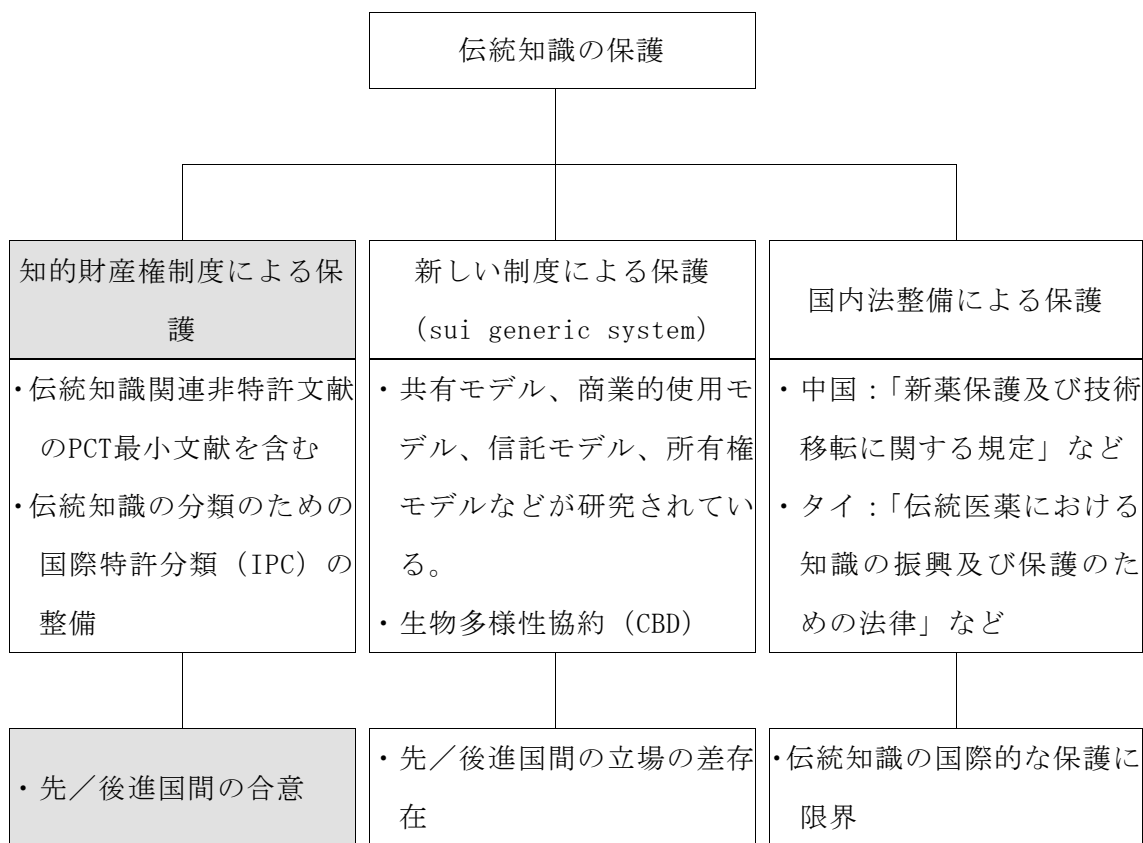
2008年にも特許庁への国際調査申請は増加し続けると予想され、PCT審査品質の強化に対する国内外の要求に応えられるよう持続的な努力を惜しまない予定である。

6. 韓国伝統知識DB及び検索サービスの開通

電気電子審査局特許審査支援課技術書記官 シン・ヨンジュ

生命工学の発達により、伝統医薬の知識や遺伝資源の経済的・産業的な重要性が増加している。特に、米国が2000年8月に「天然医薬品の産業化のためのガイドライン」を発表して以来、中国やインドを中心に伝統医薬についての知識保護の動きが活発になってきた。また、WIPO政府間委員会（Intergovernmental Committee）を中心に伝統知識の用語や概念の定義、伝統知識の保護及び伝統知識の先行技術化方案などの議論が活発に行われている。

<図 II-2-3> 伝統知識保護に関する国際的な動向



* 注：伝統知識の3つの保護方案のうち、知的財産権制度による保護は国際的な合意によって導出

このように、知的財産権の保護が先端科学技術の分野だけでなく、伝統知識（Traditional Knowledge）分野にまで拡大されたことにより、特許庁は韓国の伝統知識に対

し、外国人が国内外で特許権を取得することを防ぐため、韓国の伝統知識DBを韓国語と英語で構築する事業を推進してきた。

＜表Ⅱ-2-12＞ 伝統知識DB構築事業の推進経過及び推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2004	・ 伝統知識DB構築のための情報化戦略計画 (ISP) 樹立	45
2005	・ 韓医学分野論文DB8, 100件構築 ・ 各国の伝統知識保護体系及び活用戦略比較研究	998
2006	・ 論文 (14, 052)、天然薬剤 (5, 500)、伝統処方 (20, 100)、韓方病症 (5, 500) に対し、計45, 152件のDB構築 ・ 伝統知識DB検索システムのプロトタイプ開発	4, 675
2007	・ 論文 (1, 559)、病症 (7, 000) に対し、計8, 559件のDB構築 ・ 伝統知識のDB韓国語・英語検索システムの開発	1, 434

特に、2007年12月からはこれまでに構築してきた伝統知識DBを民間でも検索・活用できるようにする「韓国伝統知識ポータル(<http://www.koreantk.com/>)」を開通した。

< 図 II -2-4 > 韓国の伝統知識ポータル



第2節 商標・デザイン審査分野

1. 審査品質向上のためのシステム改善

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 ク・ザグァン

イ. 商標の類似性判断ガイドの普及

最近、審査官が拒絶決定した商標登録出願に対して、特許審判院に拒絶決定不服申立てを請求して勝訴し、審査本部に再審査するよう取消差戻しの件数が年平均51.8%程度と高く、その中でも商標の類似性判断に関する件が57.3%に上っている。

特許庁ではこのような取消差戻し率を減らすため、各審査チームで主要事件を審査する際に、審査官会議を経て慎重に判断するようにし、審査に参考になりそうな審・判決の事例を集め、審査官に資料として提供した。また、審・判決事例を事件別に類型化した「商標の類似性判断ガイド」を作成し、各審査チームに普及するなど、商標の類似性判断に関する審査品質を高められるようにした。

ロ. 大企業集団における出願商標の審査ガイドの普及

大企業集団が出願した商標の類似性判断において、審査段階では商標の識別力がある要部のみを比較・判断する要部観察方法を主に活用しているが、特許審判院、特許法院及び大法院では商標全体を比較する全体的な観察方法で判断し、両者間の差が徐々に広がっている。

したがって、大規模企業集団出願商標の類似性判断に関し、審査官と審判官が共有できる判断ガイドを整備し、商標の取消差戻し事例を減らし、審査品質を高める必要があった。

それにより、大規模企業集団が出願した商標の審・判決事例を集め、審査参考資料

として提供すると共に、「大規模企業集団出願商標の類似性判断ガイド」を製作し、各審査チームに普及した。

ハ. 補佐審査制度の実施

新規審査官が出願された商標を審査するには、商標審査システムの活用方法を覚えると同時に、審査関連法令や審査基準などに熟知しなければならない。特許庁ではこのような審査実務教育の一環として共同審査制度を運営し、今回補佐審査制度を追加して審査官の審査能力をより高められるようにした。

補佐審査制度とは、新規審査官がチーム長またはパート長または審査経歴2年以上の審査官を補佐して審査する制度であり、実質的な審査は新規審査官が担当するが、その審査結果に対する検討、決済及び発送名義は指導審査官の責任の下で実施する。

特許庁では9ヶ月間の共同審査期間の経過後に、単独審査官としての審査を決定していた従来の審査実務教育に、3ヶ月間の補佐審査期間を追加し、新規審査官発令から1年後から単独で審査できるようにした。すなわち、従来には新規審査官は発令から6ヶ月間、1年以上の審査経歴を持つ審査官と共同審査をした後、審査チーム長または審査パート長と3ヶ月間の共同審査を行ってから単独審査官となっていたが、今後は新規審査官の発令から3ヶ月間審査チーム長（パート長）または2年以上の審査経歴を持つ審査官を補佐して審査し、9ヶ月間の共同審査を進行するようになり、審査能力を高められるようになった。

ニ. 商標拒絶決定書の作成方法の改善

審査官が商標登録出願に対して登録を拒絶する趣旨の通知書である拒絶決定書を作成するが、その主文や理由の内容が審査官によって異なっていた事例や拒絶決定書の内容について出願人が理解し辛く作成された事例もあった。

これにより、特許庁ではこれまでに作成された拒絶決定書の類型を分析し、出願人

が意見書や補正書を提出しない場合、出願人が意見書や補正書を提出したが、当初の拒絶理由の全部または一部を克服できない場合にそれぞれ活用できる拒絶決定書作成の標準文案を作成して普及するなど、拒絶決定書の作成方法を改善し、審査結果に対する顧客の満足度を高めると共に、審査結果処理の一貫性を維持できるようにした。

ホ. 商標審査システムの機能強化

特許庁では上記のような制度改善事項の他にも、商標審査の職権破棄事例を分析し、審査官に提供する審査結果のフィードバック実施、商品別審査制度の実施、使用によって識別力が認められた商標管理方案の施行、異議申請後の職権審査に対する処理要領の示達などによって、審査品質の向上に努めている。また、商標審査システムの誤謬や苦情を是正するCSR制度や審査官専用の判例検索システムの2次推進計画を樹立・施行するなど、商標審査システムの機能強化にも努力している。

2. 審査インフラの構築

商標デザイン審査局商標デザイン審査支援課行政事務官 ク・ザグァン

特許庁は審査官の審査ノウハウを共有し、審査官の専門性を高めるため、商標・デザイン審査マニュアルコンテストを開催する一方、使用によって識別力が認められた商標の管理方案を整備・施行するなど、商標審査のノウハウを共有できるシステムを構築した。

イ. 「使用によって識別力が認められた商標」管理システムの構築

本来識別力が認められなかった商標であっても使用によって識別力が認められた場合には、商標法第6条第2項により、登録が受けられる。「使用によって識別力が認められた商標」は一般に特定商標を長い間使用した結果、一般需要者に特定人の商標として認識された場合であり、その事例は多くないため、体系的に管理しなければ審査

過程で適用が看過されるという審査結果が発生する可能性がある。したがって、特許庁では「使用によって識別力が認められた商標」については、出願公告時に電算処理を行い、登録原簿にその事実が登載できるようにすると同時に、約30件に達する先登録事例を発掘し、商標審査システムに登載するなど、審査官間で審査資料を共有し、審査品質を向上できるようにした。

ロ. 商標・デザイン審査マニュアルコンテスト開催

審査官が審査過程で獲得した様々な審査知識と関連情報などを持続的に蓄積し、審査官間で共有するため、2005年から商標・デザイン審査マニュアルコンテストを毎年開催している。商標の場合、商品類別指定商品の特徴や審査要領、商標の審査要領、審査事例及び判例分析などが主要内容であり、デザインの場合には、物品別特徴、デザインの審査要領、審査事例及び判例分析などが主な内容である。

2007年度には商標分野に35件、国際商標分野に3件、サービス標分野に1件、デザイン分野に8件で計47件が出品された。この中から最優秀作1件、優秀作2件、佳作5件を選定して受賞した。また、本マニュアルコンテストの出品作を集めて冊子として発刊し、特許庁知識管理システムに登載すると同時に、各審査チームに通知し、審査資料として活用できるようするなど、審査官の共有を図った。

3. 審査官の専門性強化のための教育実施

商標デザイン審査局商標デザイン審査支援課行政事務官 クォン・オソク

イ. 新規転入審査官に対する教育強化

2007年には商標・デザイン分野の初任審査官に対する審査実務能力の向上のための教育を強化した。

まず、国際知的財産研修院で新規審査官課程の他、審査事例研究課程を新設した。この課程では審査評価で指摘され得る審査判断の欠陥事例を法条項別、類型別に分類し、2回に渡る深化教育を実施し、審査初期の審査誤謬の発生可能性を最小化すると共に、初任審査官の審査能力の強化を図った。

また、国際知的財産研修院の教育課程とは別途に商標デザイン審査局で独自に新規及び転入審査官に対する職務教育を編成し、2回実施した。

一方、商標・デザイン審査官の専門性を強化し、審査品質を向上するため、裁判所の判例や審決の分析、類似デザインの事例分析などに対するテーマ発表や討論中心の独自の専門教育も実施した。

ロ．審査官の現場教育実施

最近商標・デザイン分野の場合、技術発達とトレンドの変化により、その環境が急速に変化しており、審査の現実性や信頼性を高めるためには、変化する新商品・トレンドを把握し、取引の実情を体験する必要がある。特に、インターネット関連分野や流行性と専門性が強い商品分野（新素材、デジタル製品、ファッション製品類など）など、急速に変化する商品分野の場合、取引動向や取引実情に対する専門知識が審査基準などに反映される速度が実際より多少遅れるという現象が起きている。

このような現実を克服し、審査品質と専門性を高めるためには、審査官が直接的な体験によって市場動向を把握し、商品に対する情報を随時収集して迅速に審査基準などに反映する必要がある。

これにより、2007年には商品45種類、デザイン物品75種類のうち、専門性と流行性が強い商品を中心に、審査官の現場教育を実施した。その結果、計52名の商標・デザイン審査官が18回に渡って現場教育を受けた。

このような現場教育の結果を商品や物品の分類制度、デザインの分類制度の改善な

どの制度改善に周期的に反映し、審査品質を高めるために努力している。また、審査官の顧客と市場に対する理解の幅を広げ、顧客中心の商標・デザイン審査サービス提供システムを構築し、審査結果に対する顧客満足度を高めるための努力を行っている。

ハ. 自発的な勉強会の活性化

商標制度改善研究会やデザイン制度改善研究会など、計4つの研究会の運営を活性化し、商標・デザイン分野の審査過程における問題点を把握すると共に、解決策を模索し、審査品質を向上した。また、審査の偏差を減らし、審査の正確性や専門性を高めた。

各研究会では商標・デザイン分野の韓・米FTA対応策の模索、商標トレンド分析、国内外の商標・デザイン制度や審査制度に対する研究活動を行った。4回の研究会は1年間に計33回の勉強会を開催し、計1,192名の庁内・外の会員が参加した。

このような研究会の活動を元に、2007年の商標法及びデザイン保護法の関連施行令、施行規則及び審査基準の改正事項を発掘・検討し、国際商標実体審査の指針書の整備及び商品類別審査マニュアル、デザイン審査マニュアル及び地理的表示団体の標章審査マニュアルなどを発刊した。また、デザイン形態分類の改善方案、デザイン審査資料の整備方案など、審査制度の改善及び分野別深化研究に大きく寄与した。

また、ブランドやデザインを主な研究分野とする本部アカデミーの「D&Bクラブ」ではユーモア経営研究所のヤン・ネユン所長などを招待し、「楽しい職場作り」や「ブランド創出と管理戦略」をテーマに研究会を開催した。

第3節 審判分野

特許審判院審判政策課工業事務官 イ・ドングク

1. 審判品質評価委員会の活動

2006年5月に「審判基準定立及び審判品質評価に関する規定」が制定され、審判品質向上のための審判品質評価委員会が構成された。同委員会では特許法院が審決取消した事件の原因を分析した。審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子の5つの分野別に構成される。分野別に主席審判長が委員長になり、審判官4人が委員として参加する。評価委員会は四半期毎に1回開催され、特許法院または大法院が審決取消した事件の原因を分析・評価し、審判基準を定立すると共に、審判官の教育資料を作成する。評価の公正性と客観性を期するため、2007年から審判官の委員4名中の2名を他分野の審判官で構成した。また、審判官事件の場合には該当審判官に意見陳述の機会を与え、意見陳述書が提出された場合は提出された意見陳述書の内容も説明させた。

2. 判例評釈寄稿の活性化

特許庁構成員の判例研究を活性化するため、判例評釈寄稿を積極的に奨励した。知的財産権関連判例研究によって、特許庁固有の審査・審判の論理開発はもちろん、構成員の専門性も育成できるからである。特に、間違った判例に対する理性的な批判・牽制によって、関連法規・制度の発展はもちろん、審査・審判の懸案事項解決に寄与できる。2007年6月に判例評釈活性化方案を樹立し、8月に判例評釈審議に関する規定を制定した。9月～10月の間に審査・審判部署を中心とする内部職員公募を行った結果、25件の判例評釈が提出された。提出された判例評釈は3段階に渡って評価・審議されるが、まず1次評価を通じて判例評釈の等級を付け、2次評価では1次評価の結果が優秀な判例評釈のみについて具体的な評価を行い、点数を付ける。最後に、2次評価の点数を考慮し、判例評釈審議委員会の審議を経て、計5編の優秀判例評釈を

選定した。判例評釈審議委員会は特許審判院長を委員長として、各分野の首席審判長が委員として参加する。持続的な判例研究のため、半期毎に内部職員を対象とする公募を経て優秀判例評釈を選定する予定である。優秀判例評釈として選定された件については、法律関連刊行物、各種ホームページ及び内部掲示板などに掲載して広報する予定であり、特に「知的財産21」に毎回2～3件を寄稿し、共有する予定である。

3. 争点別主要判例検索システムの開通

審決の正確性向上のためには適当で、核心をついた判例を容易・迅速に検索できなければならないが、現行の審・判決検索システムには過去数十年間の膨大な分量の判決文が収録されており、既存システムだけでは審決に参照できる主要判例を見つけるにも多くの時間と努力が必要である。そのため、特許法院と大法院の主要判例を争点別に検索できるシステムを別途に構築し、現行システムと並行して活用すれば、審決の正確性向上はもちろん、審判業務の効率性増大に繋がると考え、特許分野に限定して争点別主要判例をDB化し、特化された検索システムを開発することになった。6シグマロードマップによって具体化された争点別主要判例DBは2007年2月に完成されたが、2006年の判例まで系1,308件の主要判例が202個の審査・審判争点別に分類されている。また、2007年9月には争点別主要判例DBを効果的に検索する特化された検索システムを開通したが、検索システムのユーザーインターフェース及び各種機能はユーザーの要求事項を反映し、精巧に設計された。争点別主要判例DBは1年に2回、すなわち半期毎にアップデートする予定であり、2007年の特許分野の成果を元に、2008年には商標分野に特化された争点別判例DBを構築する計画である。

4. 審決文の作成マニュアルの作成・発刊

審判員例規として「コンピュータを利用した審判書の作成要領」及び「審決文簡素化に関する指針」を運用しているが、審判官が事例別に参照できる詳細な例文集がなく、選択的な記載事項はもちろん、必須記載事項についても審判官別に記載方式が異

なっていた。もちろん、審判官の責任・権限下で作成される審決文の記載事項を一律に標準化することはできないが、最小限の標準例文を審判官に提示することで、審決文の作成誤謬を減らし、審決文の作成負担を緩和する必要があった。そのため、事例別・分野別審決文作成要領及び標準案を整備し、審判品質の全般的な向上を図るため、審決文作成マニュアル発刊計画を樹立し、特許分野及び商標デザイン分野の実務専門家中心のタスクフォースチームを構成した。タスクフォースチームは標準案開発のため、数ヶ月間様々な資料収集や幅広い意見収集を行い、2007年8月に審決文作成マニュアルを発刊した。審決文作成マニュアルには段落及び字体などの形式的な記載要件の他にも審決文に使用される用語、各種注意事項及び審決類型別標準文案などを掲載し、初任審判官はもちろん、中堅審判官にも実質的に役立てるようにした。

5. 審判官の専門性強化のための教育実施

審判官の専門性向上のため、特許法院の判事及び法科大学教授を講師として招き、最近の特許法院の判例動向や民事訴訟の実務教育を実施し、審判官の実務能力向上を図った。また、在職審判官を対象に特許審判院の敗訴事件の原因を分析した結果や最近の審決及び判決動向を分析した結果に対する補修教育を年4回四半期毎に実施した。

特許審判院に新たに増員される新規審判官及び研究官については、1人の指導審判官を指定して6ヶ月間メンタリングを実施し、審判業務能力を早期に養えるように支援した。一方、初任審判官が大幅増員されたことによる審判品質低下の恐れを払拭させるため、審判処理期間短縮目標に大きく支障を与えない程度で、初任審判官の審判適応期間を1ヶ月延長した。

第4節 審査評価制度の効果的な運営

審査品質担当官室技術書記官 ソ・シンテク

1. 審査評価制度の運営

イ. 目的

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務全般に対する評価を実施し、欠陥審査を防止して改善事項を発掘・伝播することで、顧客に良質の審査サービスを提供するために導入され、2000年8月には審査評価チームが発足した。

<表Ⅱ-2-13> 主要国の審査評価制度の運営現況

国	主要運用現況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副庁長直属と審査局内へ二元化された評価組織で構成 (RQASとTQAS) ・ 審査官が処理した登録決定件を事前評価方式から抽出し、審査の全過程を評価した後、その結果を審査課長に通知 ・ 毎会計年度末に1回評価を実施し、会計年度の中間に進行状況を点検 ・ 審査課長はRQASとTQASの評価結果を参考に審査官の審査品質評価 ・ TQASは主席審査官が処理したサンプリング量を拡大して審査評価を実施することで、主席審査官に対する再認証の基礎資料として活用
ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁長直属 (DHQ所属) の内部監視局内に品質監視課を設置して独立して監査 ・ 16名の審査評価官が審査官に対する審査品質評価を遂行 ・ 事前標本抽出方式による品質評価実施 ・ 2007年度先行技術調査及び審査を監査 ・ 評価結果は個人評価に反映せず、審査課全体または当該技術分野の欠陥動向を把握する基礎資料として活用

ロ. 審査評価方法

1) 審査評価官による審査評価

審査組織に対する評価として、半期毎に特許・実用新案の場合は審査パート別に1パート員別に3倍以上、商標・デザインの場合は審査パート別に1パート員当たり12倍の審査をサンプリングして審査評価を実施している。当該半期内に審査官が登録(維持)/拒絶(取消)決定書を作成して発送し、審査が完了した件を電算で無作為に抽出し、評価している。評価官は計13名であり、商標・デザイン分野が2名、機械金属建設分野が3名、化学生命工学分野が3名、電気通信分野が5名で構成されている。

2) 他審査課長による審査評価

審査官個人に対する評価としては、審査本部に勤務する審査課長が他審査課の審査官を審査した件に対し、半期毎に特許・実用新案の場合は審査官1人当たり6件、商標・デザインの場合は審査官1人当たり18件をサンプリングして審査評価を行っている。審査官が登録/拒絶決定書を作成して出願人に既に発送した審査件を無作為に抽出して評価している。

ハ. 審査評価結果(審査評価官による評価)

1) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、556名の審査官を対象に1,655件を評価した。商標・デザインの場合は、103名の審査官を対象に1,380件を評価した。

2) 下半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、532名の審査官を対象に1,596件を評価した。商標・デザインの場合は、117名の審査官を対象に1,344件を評価した。

二. 審査評価結果の活用

審査評価結果は勤務評定または成果評価に反映しており、優秀審査官や優秀審査部署の褒賞時の選定資料としても活用している。また、審査評価結果の審査欠陥または優秀事例に対する資料を公開し、審査品質向上を誘導すると共に、国際知的財産研修院の審査官補修課程に「審査事例」科目を追加新設し、審査官の教育を強化している。

2. 審査評価規定及び指針書の改正

イ. 改正背景

審査品質担当官室の審査評価方式が事前評価として行われることによって問題点が露呈し、審査評価異議申請に対する公正性の問題が提起された。また、審査評価の欠陥及び優秀類型の細分化をしすぎることによって、区分された領域が不明確となったこともあったため、改正することにした。

ロ. 主要改正内容

1) 審査評価規定の改正

① これまでの審査品質担当官室の審査評価では、事前評価（最終的に発送された段階で抽出して評価）を行ってきたが、サンプリングの限界などにより、審査評価の公正性及び客観性が不足していることが指摘され、それを改善するため、審査評価対象者の標本抽出を事後抽出に改正した。

② 審査量に対する評価と定性評価によって行われる所属審査課長に対する評価は、実質的な審査品質に対する評価とみなしにくく、関連規定を削除した。

③ 審査評価結果に対する異議決定は審査評価を行った他審査課長が遂行し、審査官の不満をもたらしていた。そのため、審査評価を行った他審査課長及び所属審査課

長を除いた3人の審査課長が異議決定を行うように改正し、評価結果の公正性を確保した。

2) 審査評価指針書の改正

① 従来の評価指針は欠陥事例の類型が3段階に構成されていたが、欠陥1及び欠陥2は区分が不明確である上、区分して規定する実益がないため、統合した。また、優秀事例類型においても、2段階に分かれていた優秀類型を統合し、実質的・模範的な優秀事例が発掘できるよう改正した。

② 欠陥内容に比べ不利益が多い欠陥類型は削除し、漏れている欠陥類型は新設した。また、特許・実用新案分野の請求項別審査が制度的に導入されたことにより、請求項別審査の積極的な誘導のため、優秀事例の類型を改正した。

3. 審査品質指数算定方法の改善・推進

イ. 意義

審査品質は審査結果に対する出願人の満足度の増加、拒絶決定不服審判の引用率減少、無効審判の請求率減少などに繋がる総合的な結果であり、全般的な審査品質をある一つの要素のみで表現することは難しい。

このような点を考慮し、審査品質指数は審査の品質を代弁する様々な要素を抽出した後、各要素に設定された目標値に対する当該年度の実績値を計算し、各要素に適切な加重値を与えて軽量化した値である。審査品質の改善有無を把握し、更には審査品質向上のための政策樹立に活用すべく整備されたものである。

ロ. 審査品質指数算定方法の改正理由

審査品質指数は当該年度の審査品質を意味しているが、これまでの審査品質指数の

算定時に利用していた無効審判の引用率は当該年度の審査結果だけではなく、10年前の審査結果まで反映しているため、当該年度の審査品質の基準にするには不適切な点があった。

また、2006年3月3日に特許法が改正され、2007年7月1日以降から異議申請制度の廃止に伴い、審査品質指数算定に活用されていた異議申請の原決定反覆率も利用することができなくなり、審査品質指数算定方法の改正が必要になった。

ハ. 改正された審査品質指数の算定方法

審査品質指数算定のための要素は、審査評価表の平均得点をはじめ、出願人に対する満足度アンケートの調査結果及び拒絶決定不服審判の取消差戻し率など、計7つの要素で構成される。

そのうち、最も比重が高い要素は審査評価表の平均得点であり、審査品質担当官室が評価した全体審査官に対する審査評価点数の平均で審査品質の向上を判断するという、最も客観的な資料である。そのため、審査評価の平均点数に55%の加重値を付与し、残りの要素にはその重要性に似合う加重値をそれぞれ付与した。

一方、審査品質指数を構成する各要素の目標値は、審査品質の全般的な上昇傾向を考慮し、過去2年間の達成率の平均に設定した。

ニ. 分析結果

2007年度の達成率を分析した結果、審査品質指数を構成する7つの要素すべてにおいて目標値を上回ることが分かった。その中の拒絶決定不服審判の取消差戻し率は、過去3年間の達成率が悪化していたにも関わらず、過去2年間の平均値として設定した目標値を超過達成した。また、審査品質指数は2005年と2006年の平均値に比べ、1.7%増加した101.7を達成した。

第5節 審査官及び審判官の士気高揚

審査品質担当官室工業事務官 ソン・イングァン

1. 優秀審査・審判部署の褒賞

特許庁における審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の早期処理と適正性や公正性が要求される。審査・審判処理期間の短縮のため、先進主要国より多い量の審査・審判を処理しており、審査品質向上のため、審査官の審査を評価するなどの努力を行っている。

優秀審査・審判部署の褒賞は、審査・審判官の士気を高揚し、組織員間の善意の競争を誘導するため、優秀な審査・審判部署を選定して褒賞する制度である。

優秀審査・審判部署の褒賞は半期毎に年2回実施し、優秀審査部署の選定は審査局別に審査パートを対象に行う。優秀審査パートは審査品質担当官室、所属審査課長及び他審査課長の審査評価を受けた審査官が属している審査パートの平均点数の順位によって選定され、優秀審判部署は審判部別の審判処理量と品質などを評価して選定している。2007年には最優秀賞と優秀賞の場合、半期別にそれぞれ6部署と12部署が、奨励賞の場合は、それぞれ26部署と18部署が選定され、褒賞された。

優秀審査・審判部署の褒賞を通じ、部署内では共同の目標提示による団結と調和が行われ、部署間では善意の競争が誘発され、審査・審判の品質向上と迅速な審査・審判処理の目標達成に寄与している。

＜表Ⅱ-2-14＞2007年度の優秀審査・審判部署褒賞実績

区分	褒賞区分(上半期/下半期)				褒賞金(万ウォン)			備考(上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	6/6 部署	12/12 部署	26/18 部署	44/36 部署	2,480	2,340	4,820	最優秀：100万ウォン/100万ウォン 優秀：70万ウォン/70万ウォン 奨励：40万ウォン/50万ウォン

2. 優秀審査官の褒賞

優秀審査官褒賞制度は、特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査過程で関連法規や規定を順守することはもちろん、より良質のサービスを出願人に提供した模範的な審査官を選抜して褒賞する制度である。

優秀審査官褒賞は半期別に年2回実施する。審査実績の点数と審査品質担当官室の評価点数及び他審査課長の評価点数を合算して平均した点数の順によって選定し、2007年には最優秀賞15名、優秀賞20名、奨励賞52名の計82名の優秀審査官が褒賞を受けた。

優秀審査官褒賞は審査官に審査品質向上のための動機を誘発し、士気を高揚させる。また、審査評価時に発掘された優秀審査事例を教育資料として活用し、審査にフィードバックすることにより、審査品質を向上させ、究極的には国民に対する特許行政の満足度を高めることに寄与している。

また、2007年度には最優秀審査官（BE：Best Examiner）制度を導入し、審査局別に審査品質が最も優秀な審査官をBEに選定し、所属審査局の審査品質管理要員として指定・運営している。また、所属審査局の審査品質関連の各種教育を担当させ、審査局

別の審査品質管理対象者に対する審査指導を担当させている。

<表Ⅱ-2-15>2007年度の優秀審査官に対する褒賞実績

区分	褒賞区分(上半期/下半期)				褒賞金(万ウォン)			備考(上半期/下半期)
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
合計	11/6 名	11/11 名	34/15 名	56/35 名	1,560	1,510	3,070	最優秀：50万ウォン/70万ウォン 優秀：30万ウォン/50万ウォン 奨励：20万ウォン/30万ウォン

第3章 審査・審判制度の先進化

第1節 特許・実用新案分野

電気電子審査局特許審査政策課技術書記官 パク・ジョンジュ

1. 発明者にとって便利な特許制度の構築

イ. 背景

世界経済のパラダイムが知識基盤経済へ急速に転換している。韓国も要素投入中心の先進国追撃型（Catch-up）産業政策⁵⁾に依存した国家発展戦略が限界に直面し、政府は「革新主導型経済（Innovation-driven Economy）⁶⁾」への転換を推進した。

特許庁もこれに合わせ、2004年に庁内外の専門家により、「特許技術の迅速な権利化及び保護強化」を含む7大政策課題と40個の実践課題で構成された「知的財産強国実現のための特許行政のビジョンと課題」という推進目標を設定した。また、その一環として、特許行政の顧客である出願人のための、便利な特許制度を整備してより強力な特許権を手に入れ、その保護も十分に行うことを目的としたオーダーメイド型特許制度基盤強化作業を本格的に推進することになった。

特に、2006年5月に特許庁が責任運営機関へ転換したことをきっかけに「発明者に便利な特許制度の構築」という目標の下、顧客に使いやすく、親しみやすい特許行政を実現するために推進された特許法改正が2007年1月3日に終わり（法律第8197号⁷⁾）、2007年7月1日から本格的に施行されている。

⁵⁾ 外国から導入した主要原泉技術を消化・改良し、模倣する産業政策を指す。

⁶⁾ 成長の動力を新しい技術開発、開発された技術の活用・拡散及び創意的な産業人材の育成から導き出す経済を指す。

⁷⁾ 同改正法律案は2006年10月31日に国務会議の審議を経て、2006年12月8日に国会を通過し、2007年1月3日に公布され、同年7月1日から施行された。

ロ. 主要改正内容

まず、特許出願段階で特許出願人の便宜を向上させるため、特許出願明細書の作成時に発明の説明に関する記載要件を緩和した。また、特許出願人が保護を受けようとする特許出願書の特許請求範囲に対し、従来は特許出願時に記載していたものから、特許出願から出願公開までに拡大（特許請求範囲提出猶予制度）し、十分な時間を持って記載できるようになった

また、特許審査段階で特許審査官が特許出願に対し、その決定前に拒絶理由を予め通知する場合には、拒絶理由がある事項をすべて明示してその拒絶理由を具体的に記載し、特許出願人の対応をより簡単にする請求項別審査制度を導入した。

特許審査段階でも、特許無効審判手続き中に新しい証拠が提示される場合、特許権者がこれに対応する訂正を行う機会を付与し、積極的な権利範囲確認審判で特許権者に確認対象発明の特定を正しく補正する機会を付与するなど、特許権の保護をより容易に行えるよう改善する他、従来 of 制度運営上で見つかった問題点などを改善・補完した。

主要内容

- ①特許請求範囲がない状態でも特許出願を可能にし、出願公開時（出願から1年6ヶ月後）までに特許請求範囲を提出すれば、出願日を特許出願当時に遡及されるようにした（第42条第5項新設）。
- ②「発明の詳細な説明」事項の記載要件である発明の目的、構成及び効果に区分することを廃止し、特許出願人が産業資源部令によって定まる記載方法にしたがい、様々な形でその事項を記載できるようにした。（第42条第3項）
- ③特許審査官は2つ以上の請求項がある特許出願に対して拒絶理由を通知する時には、拒絶理由がある請求項すべてに対して請求項別に拒絶理由を具体的に記載するようにした（第63条第2項新設）
- ④特許請求範囲の請求項に構成ではなく、機能や動作手段などを記載することを許容する（第42条第6項新設）
- ⑤無効審判手続きのうちに、請求人によって新しい無効証拠が提出される場合、権利者である非請求人がこれに対応して新しい訂正請求を行える機会を付与する（第133条の2）
- ⑥積極的な権利範囲確認審判で確認対象発明を間違えて特定した場合、これを正しく補正することを許容する（第140条第2項）
- ⑦特許出願から1ヶ月以内に該当特許出願を取り下げるか、または放棄する場合には、出願人の請求によって既に納付された手数料を返還しなければならない（第84条第1項第4号新設）

※実用新案法も同様に改正

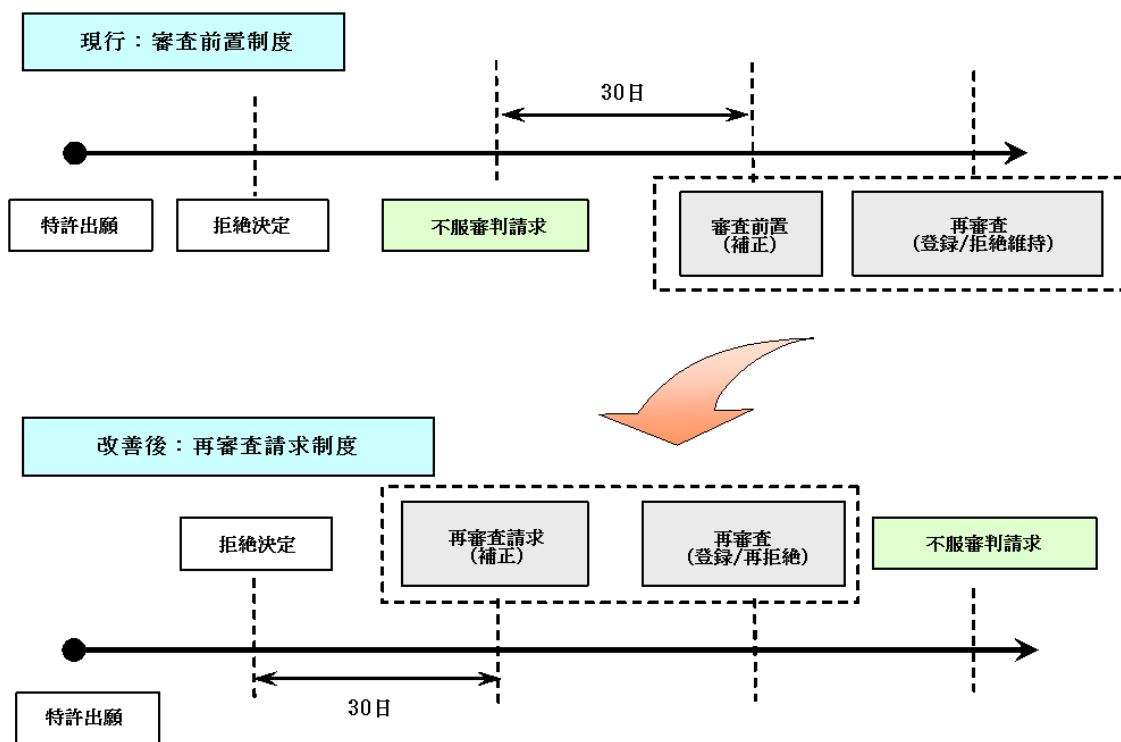
ハ．評価及び今後の計画

韓国の特許制度が顧客の要求を積極的に反映した「オーダーメイド型」に改善され、企業などの発明者に便利な特許制度となっている。特許出願はもちろん、審査・審判の過程と手続きにおいて企業の便益を提供する方向に制度が改善され、企業から好評を得ている。

今後も韓国の特許制度は相当な変革と成長を繰り返すものと予想される。特許庁は2006年5月の企業型中央責任運営機関への転換により、顧客中心の特許行政実現を实践する契機を整備し、特許出願の形式や手続きを出願人の立場で考え、最も便利に利用できるよう画期的に改善できる法改正を持続的に推進している。

現在特許庁は韓-米FTA合意事項を反映し、特許制度を顧客中心に変える特許制度改善作業を推進している。「登録遅延による特許権の存続期間延長制度」及び「秘密維持命令制度」を導入すると共に、公知例外適用期間の延長（6ヶ月→12ヶ月）などの韓-米FTA協議で合意した事項を反映した。また、「再審査請求制度」、「審査官による職権訂正制度」、「補正制限要件の緩和」など、発明者、企業及び研究所などの特許庁の主要顧客が不便を感じる制度を積極的に発掘して改善する作業を推進中である。同改正案は2007年10月16日の国务会議を通過し、同年10月25日に国会提出された状態である。

<図 II-3-1> 再審査請求制度の概要図



第2節 商標・デザイン分野

1. 商標制度の先進化

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課書記官 イ・チュンム

イ. 推進背景

技術と産業発達により、動作商標などの新しい商標が取引社会において広く使用されるようになり、商標法によって保護される権利保護対象を拡大すると共に、商標制度の登録主義及び属地主義運営による商標ブローカーなどの商標制度の悪用現象により効果的に対処するための商標法改正に伴い、その円滑な施行のため、関連下位法令を改正した。

ロ. 主要改正内容

1) 権利保護対象の拡大に伴う出願要件及び公告内容の改正

商標の定義規定を改正し、視覚的に認識できる動作商標、ホログラム商標、色彩のみで構成された商標などの非典型的な商標も登録できるようになった。そのような商標を出願しようとする場合には、商標登録出願書に商標見本を最大5つまで提出できるようにし、商標に対する説明書を一緒に提出することを義務づけた。必要な場合には見本の特徴を表す映像を収録したビデオテープやCD-ROMなどの電子的記録媒体も提出できるようにし、出願商標をより明確に表現できるようにした。また、このような非典型商標の場合には、商標公報にそのような商標の表示及び説明書を記載させ、一般公衆が出願された商標の内容をより明確に把握できるようにした。

2) 非典型商標の判断基準の整備

色彩商標の場合は、称号よりは外観と観念を重点的に比較・判断し、動作商標とそ

の他の商標間の類似性は動作商標の図面、写真または動作中の要部を重点的に比較・判断するなど、非典型商標の特性を考慮した審査基準を整備した。

3) 商品別審査制度の明文化

既存には慣行的に行われていた商品別審査制度を商標登録出願において、指定商品が2つ以上で、その一部または全部に拒絶理由がある場合には、その該当指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に明文化し、出願人に送達する意見提出通知書に記載されているすべての拒絶理由を明確に伝え、出願人の対応向上を図った。

ハ. 今後の推進計画

特許庁は2007年に締結された韓-米FTA協定のうち、商標関連事項に対する綿密な検討を行い、これを明確に規定できるよう法律改正案を整備し、円滑な施行のための下位法令整備案を綿密に準備していく方針である。また、これまでに準用していた約70個余りの特許法条文を商標法に直接記述し、商標法をより理解しやすく改善していく計画である。

2. デザイン制度の先進化

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 ビョン・ヨンソク

イ. 推進背景

産業競争力としてデザインの重要性が日々増大しており、市場環境や技術開発周期の変動など、デザイン保護環境が急激に変化している。このような環境の変化に対応し、無審査登録デザイン権の安定性向上、秘密デザインの請求期間の拡大及びその他デザイン制度の運営上の不足している点の改善・補完を行うため、デザイン保護法及び関連下位法令を改正した。

ロ. 主要改正内容

1) 無審査登録における権利の安定性向上

デザイン無審査登録の出願は新規性と創作性など、一部審査項目に対する審査を行わないことにより、無審査登録の権利の安定性に対する疑問が指摘された。出願されたデザインが国内に広く知られた形状・色彩またはこれらの結合によって容易に創作できるデザインに該当する場合には登録が受けられないが、無審査登録出願はこのような審査項目についての審査を行わないため、これに該当する場合も拒絶できず、登録決定を行わなければならない。

このような点を改善するため、容易創作規定を無審査登録出願に対する審査項目に追加し、デザイン無審査登録の出願が国内の周知のデザインによって容易に創作されたデザインである場合は拒絶できるようにした。これにより、デザイン無審査登録制度の導入趣旨である早期の権利付与に支障を与えずに、無審査登録における権利の安定性を向上できた。

2) 秘密デザイン請求時期の拡大

出願されたデザインが登録されると登録公告によって公開される。出願後、不測の事態が起これ、登録時までに出願されたデザインの商品化開発が間に合わない場合には、登録公告による公開により、他人からの模倣の危険に晒される。しかし、秘密デザインの請求時期はデザイン登録出願時に限定されており、これに対する適切な対処方法がなかった。

また、特許庁の審査待機期間短縮の努力により、デザインの審査待機期間が2002年の8.4ヶ月から2006年末には5.9ヶ月に短縮され、出願後の秘密デザイン請求の必要性が更に増大した。

このようなデザイン審査環境の変化に適切に対応し、秘密を要するデザインの適正

な保護のため、これまで出願時に限定されていた秘密デザインの請求時期を、デザイン登録出願を行った日から最初のデザイン登録料を納付する日までに拡大・改善した。

これにより、出願人は出願後の予期せぬ事態に柔軟に対処できるようになり、登録デザインの公開による他人からの模倣の危険などを防止できるようになった。すなわち、出願人の便益はもちろんデザイン産業発展及び知的財産権秩序の確立に寄与した。

3) 拒絶決定確定または放棄された出願の先出願の地位排除

同一・類似デザインが2つ以上出願される場合には、先に出願した者のみが登録を受けられるが、デザイン登録出願が無効または取消となった場合には、先出願の地位がないものとみなしていたが、拒絶決定確定または放棄された出願の場合、デザイン登録出願は先出願の地位を認め、それと類似した後出願には拒絶理由として働き、公開されていないデザインによって後出願が登録を受けられなくなるという不合理な点があった。

このような点を改善するため、デザイン登録拒絶決定の確定または放棄された出願のデザインに対しては、先出願の地位を排除し、登録拒絶理由から外した。これにより、公開されていないデザインによって後出願が登録を受けられない場合がなくなり、デザイン創作意欲を鼓舞し、デザイン産業の発展に寄与した。

4) 図面提出の簡素化

デザイン出願の際に省略可能な図面の範囲を拡大し、出願人の便宜を向上し、審査官の審査効率を図った。具体的には、6面図のうち、同一図面が複数ある場合には重複する同一図面を全部省略できるようにし、画像デザインの場合には正面図のみを提出するようにした。

5) 無審査対象物品の拡大

無審査対象物品は1998年3月に導入・運用されてきたが、市場環境や技術変化に伴う出願人やデザイナーなどの需要者からの調整要求があり、それに関する研究用役を実施し、その研究結果を元に無審査対象物品を拡大した。したがって、物品の区分のうちA1（製造食品や嗜好品）、携帯電話及びコンピュータなどの液晶画面などの表示部に実現される画像デザインが新たに無審査品目として選定され、早期の権利確保が可能になった。

ハ．今後の推進計画

特許庁は、2008年度には韓－米FTA合意事項の反映、秘密漏洩罪に対する量刑の上向き調整、未納デザイン登録料の納付方式の改善及びデザイン保護法の独自法化のための法改正を推進する計画である。

第3節 審判制度の改善

特許審判院審判政策課通信事務官 ジョン・ビョンラク

1. 集中審理制の拡大施行

2007年には2006年に試験的に導入した集中審理制を当事者系審判事件の全体に拡大した。すなわち、侵害訴訟事件に関する審判事件や権利範囲確認審判などの審判に対して、早期終結が必要な事件にのみ一部適用されていた集中審理制をすべての当事者系事件に拡大・適用したのである。集中審理制とは、当事者から審判事件に対する主張や証拠を一度に提出させ、口頭審理や技術説明会などによって集中的に審理するものであり、事件を早期終結させるための制度である。審判官は、集中審理事件について口頭審理または技術説明会を開催して争点を早期に整理し、答弁書提出期間満了日（優先審判決定書を発送する場合には優先審判決定書の発送日）から4ヶ月以内または当事者の最終意見書提出日から75日のうちの遅い日までに審決する。

審判部は集中審理制を当事者系審判事件全体に拡大・適用することで、該当事件の争点を迅速・明確に整理できるようになった。また、審決却下または請求却下を行う場合、争点が明確であり、早期終結が可能な場合など、集中審理の必要な場合には、例外として書面審理のみで終結できるようにした。一方、審理終結予定時期の通知を受けた後の主張・証拠の提出によって審理が遅延されることを防止するため、口頭審理・説明会時の当事者間の主張・証拠が十分に提出された場合には審理終結予定時期を口頭で迅速に通知できる、などの改善を行った。

2. 口頭審理・説明会の遅延防止対策の樹立

口頭審理・説明会の申請書の処理期間に対する規定が別途に設けられておらず、口頭審理・説明会開催の遅延によって顧客の不満が高まる恐れがある。そのため、口頭審理・説明会の開催要求申請書の処理期間を15日以内に設定し、口頭審理・説明会開

催の遅延が起こらないようにした。また、口頭審理・説明会の申請はあったが、書面審理のみで審判する場合にも、15日以内にその事実を申請者に通知する手続きを新設し、審判サービスの予測可能性を高めた。

3. 審判事件における審査官の意見提出機会の拡大

審判品質向上のためには、審判官の間で意見交換がより活発に行われなければならない。これまでに審判官による分野別合同セミナーなどを通じて、一般的な特許性判断の基準に関する議論を行ってきた。したがって、個別事件に対しても審判官の間で意見交換を可能にするため、審判事件に対する審査官の意見提出機会についての拡大方案を整備した。もちろん現在の法律でも審査官の意見を聴取することは可能であるが、審判員の意見提出の要請があった場合にのみ提出し、意見提出のための具体的な手続きやシステムもなく、過去3年間の審査官による意見要請率は0.1%と非常に低い。そのため、すべての拒絶決定不服審判請求権に対し、審査官に意見提出機会を提供するため、審判請求時に審査官が自動的に認知できるようシステムを改善すると共に、関連規定も整備した。審査官に意見提出を求める時期は請求理由に対する補正期間を考慮し、最初の審判官を指定した後、1ヶ月経過した時点に設定した。また、審査官は拒絶決定または原決定の維持理由に追加する事項がある場合のみに意見書を提出させ、追加業務の負担を軽減した。

4. 審判結果の携帯や電子メールへの転送サービス開始

審判結果を特別送達郵便で通知するように法律で規定されており、審判顧客は郵便物を受け取らない限り審判結果が確認できなかった。2006年に審判院は郵便物の受領前でも、審判結果を顧客に迅速に通知するため、審決文を郵便発送した後に特許庁ホームページの「私の審判」コーナーに審判結果（棄却、引用）を表示した。

しかし、インターネットのアクセスが不可能な場合や、ホームページ提供サービス

を知らない当事者が存在し、審判院に直接電話をかけて結果を問い合わせるという事例が頻繁にあった。そのため、審判結果を迅速に知りたい当事者のために、審決文を郵便で発送すると同時に携帯電話の文字サービス及び電子メールを利用して審判結果を通知するというサービスを開始することになった。

通知対象は、出願人コードを付与した申請書に携帯番号や電子メールを登録した審判当事者のうち、代理人を選任しない者にした。代理人が選任されている事件は、代理人がホームページなどにより審判結果を迅速に確認し、当事者に伝えているという点を考慮して除外した。審判政策と発送担当者が郵便で審決文を発送処理するのと同時に、電算システムを利用して文字メッセージや電子メールを発送するため、審判顧客は郵便発送と同時に審判結果を確認できるようになった。

5. 無効審判、権利範囲確認審判制度の改善

無効審判で特許権の無効を主張する側には、新しい無効証拠をいつでも提出することができるが、特許権者はこのような主張に対応する機会が十分に与えられていない。2007年7月1日に施行される特許法では、特許権者も新しい無効証拠に対する訂正の機会を持つようにし、無効審判に対する適切な防御策がとれるようにした。すなわち、武器対等の原則にしたがい、当事者間に対して平等に攻撃・防御の機会を提供したものである。

一方、権利範囲確認審判では、特許権者が相手の実施物品の指摘を間違えた場合の変更が厳しく制限され、同一事案に対して再度審判請求を行わなければならないという不便があった。そのため、指摘を間違えた事実を相手が主張する場合、特許権者に実施品目を変更できるようにし、特許紛争が必要以上に長期化することを防いだ。これにより、同一事案に対して不必要な審判を提起することが減り、当事者間の迅速な特許紛争の解決が可能になった。すなわち、当事者系審判の2大軸と言える無効審判と権利範囲審判で、特許権者が紛争の当事者として相手と対等な位置で競争できるようになった。

第4節 国際知的財産研修院における教育訓練の現況

国際知的財産研修院企画総括課行政事務官 キム・ナムドゥ

国際知的財産研修院は、社会に知的財産を創出・活用できる知的財産の専門家を養成することを目標とし、公務員と企業などの知的財産権業務担当者と、発明に関心のある学生、教師及び発展途上国の公務員を対象とする様々な教育課程を運営している。また、WIPO（世界知的所有権機関）及び国外特許庁などの知的財産権関連の国際機構と共同して世界の知的財産権の教育分野における発展のためのセミナー開催や、共同研究事業も行っている。教育課程は教育実施会場により、公務員課程、民間人課程、学生発明課程、外国人課程である院内教育と、各学校を巡回して教育する院外教育に分けられる。2007年には69の課程で188回の院内教育において6,816名が履修し、113校で9,034名が院外教育を履修した。また、「WIPOアジア太平洋地域セミナー」などの計8つの国際セミナー及びワークショップを開催し、135名の外国人を対象にIP教育を実施した。特に2007年には、初めて外国政府の要請を受けて、オーダーメイド型委託教育を2回実施すると共に、アゼルバイジャンにおける知的財産権の研修機関設立・運営のための指導国としてコンサルティングを行うなど、知的財産権教育分野で大きな成果を挙げた。

1. 公務員課程

2007年度には39の公務員課程を運営し、総勢2,560名が教育研修を受けた。公務員課程の教育運営目標を「知識情報社会を先導する知的財産権関連公務員の能力強化」とし、当該目標の効率的な達成を考慮して、教育課程の編成や審査・審判人材の実務能力の強化のため、課程を改編した。

まず、審査・審判官としての法律素養を育成するため、既存の画一的な特許法・商標法・デザイン保護法関連課程を、各水準別及び段階別に細分化し、基礎課程と深化課程に分離して運営し、審査・審判人材の再教育効果の最大化を図った。教育内容も「新規審査官課程」、「中堅審査官課程」及び「審判官課程」において、実務実習時間

及び審査・審判事例研究時間を拡大運営するなど、実務能力の向上に重点をおいた教育内容となった。

また、教育修了生を対象に行った調査を元に、類似した教育課程と教科目は統廃合し、必須科目の教育時間を拡大・編成するなど、新しい教育需要を積極的に受容して教育課程全般を再調整した。特に、最近重要視されている公務員組織の革新能力の強化を考慮し、「政策広報課程」や「PIMS使用者課程」などを特別課程として開設し、特許庁公務員の政策管理及び広報能力の向上に寄与した。

教育担当者の専門性の強化及び競争力向上のため、研修院内部の「革新評価会議」と民間諮問委員会である「知的財産教育諮問委員会」の周期的な開催により、教育課程と教育内容の全般的な運営結果を検討し、教育成果の評価に活用するフィードバックシステムを構築・活用している。

＜表Ⅱ-3-1＞公務員課程における教育訓練の現況

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	1	37
中堅審査官	新規審査官課程履修者	1	75
審判官	中堅審査官課程履修者	1	85
特許法基礎	特許庁公務員	1	57
商標法基礎	特許庁公務員	1	32
デザイン保護法基礎	特許庁公務員	1	35
特許法深化	特許庁審査・審判官	1	38

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
商標法深化	特許庁審査・審判官	1	10
デザイン保護法深化	特許庁審査・審判官	1	9
審査事例研究	特許庁審査経歴1－2年次初任審査官	2	68
*PCT審査基礎	特許庁特・実審査官	2	80
PCT審査深化	特許庁特・実審査官	4	148
国際商標審査	特許庁商・デ審査官	1	30
知的財産権関連法	特許庁公務員	3	131
STN情報検索	化学生命工学領域の特許庁審査官	1	21
出願・登録・審判方式の 実務審査	特許庁公務員	1	18
エクセル中級	特許庁公務員	2	89
プレゼンテーション中級	特許庁公務員	2	82
先行技術調査	特許庁公務員	1	28
特許行政新規実務者	特許庁新規採用または転入した6級以下	1	36
審決・判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	46
審決・判例深化	特許庁5級以上の公務員	1	20
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	16
デザイン高級	特許庁5級以上の公務員	1	21
外国の知的財産制度	特許庁公務員	1	54
*特許法全文	特許庁公務員	1	76
*商標法全文	特許庁公務員	1	34

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
*デザイン保護法全文	特許庁公務員	1	35
知的財産権	各部署公務員	2	72
知的財産権指導要員	検・警察、通関、地方自治体公務員など	4	144
情報共有と著作権	特許庁公務員	1	20
特許英語 (DL101)	特許庁公務員	2	84
特許商標法律英語	特許庁審査一審判官	2	56
電算実務	特許庁公務員	3	93
特許経営コンサルティング	特許庁公務員	1	75
広報政策	特許庁公務員	2	86
PIMS使用者教育	特許庁公務員	2	81
サイバー広報の理解と戦略	特許庁公務員	5	245
広報業務の理論と実際	特許庁公務員	4	193
合計		65	2,560

2. 民間人課程

民間人課程では企業・研究所・特許法律事務所などの知的財産権関連業務従事者及び弁理士試験合格者を対象に12個の課程を設け、1,090名に教育を実施した。2007年に実施された民間人教育課程は、技術発展と教育環境の変化に伴い、既存の20過程から11過程に再編した。また、教育の品質向上のため、教材や優秀講師の審議など、需要者中心の教育によって、高品質の教育サービスを提供した。

2007年は「知的財産専門家養成のための民間人課程の運営効率化」を教育目標とし、最近の特許紛争増加などの新しい教育需要に伴い、特許紛争対応戦略課程と特許意見書及び補正書作成課程を2回に増設・運営し、講義室の規模と受講生の教育集中度などを考慮して1回の教育人数を30～40名に調整し、学習効果を向上させた。また、企業や各種団体を対象に在職者の知的財産権水準を診断し、機関の業務特性に合うオーダーメイド型教育を提供するための「団体研修プログラム」を年間9回運営した。

また、画一化された教科課程から、難易度と専門性を考慮して個人の経歴と能力に合った学習が行えるよう、基礎と深化課程に区分・運営した。特に、弁理士、審査官など、関連分野の専門家の諮問を経て教育プログラムを設計し、教育運営の適正性と品質を向上すると共に、受講生の満足度向上を図った。

＜表Ⅱ-3-2＞民間人課程における教育訓練の現況

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	224
特許マップ作成実務	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	2	53
特許明細書及び請求範囲の解釈	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	2	63
特許意見書及び補正書作成	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	2	61
特許紛争対応戦略	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	2	65
PCT国際出願の実務	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	1	28

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
商標とデザイン	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	1	35
産業財産権	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	5	220
特許訴訟事例	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	1	27
特許情報活用	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、公務員	1	23
団体研修	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、大学生など	9	267
中小企業特許経営	企業、研究所、特許法律事務所職員及び関連業務従事者、大学生など	1	24
合計		28	1,090

3. 学生発明課程

学生発明課程には学生や教師・校長・奨学官などの教育関係者を対象とする10の課程があり、3,031名が研修を受けた。

学生発明課程は教育目標を「創意的で優秀な発明人材及び発明指導者の養成」とし、才能ある学生を対象とする発明の深化教育や発明教育の底辺拡大のための様々な発明教育プログラムの開発・普及及び発明指導者に対する教育拡大を行った。

特に、小・中・高校の学生を対象とする既存のジュニア発明リーダー課程などの段階別（小・中・高級）オーダーメイド型教育についてより充実させ、受講生が選択したテーマに対する集中探究方式の「発明マスター課程」を新設し、需要者中心の段階

別オーダーメイド型教育の定着に最善を尽くした。

一方、発明教育プログラムの底辺拡大のため、市・道教育庁と連携し、地域の特色を生かした教育課程を新設すると共に、大徳バレー近隣の地域的利点を活用できるよう、優秀研究施設訪問などの体験学習を強化した「1日発明探究課程」を新設し、大田地域付近の学生を対象に教育を実施した。

また、訪問教育である「学生発明巡回教育」を既存の大都市部中心から中小都市、島しょう部、僻地の学校を中心に変更し、地方の学生に対する学生発明教育の機会を拡大した。また、夏休み期間中には小・中学生や父兄を対象に、研究団地の見学などの体験を中心とした発明キャンプを開催し、発明に対する認識を向上させた。

<表Ⅱ-3-3> 学生発明課程における教育訓練の現況

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
発明クラス指導教師の実務	各学校の発明教室専任教師及び発明クラス指導教師	2	72
教育管理者と発明振興	教育庁奨学士及び各学校の校長・教頭など	6	390
学校発明指導者	小・中・高発明指導教師、発明教育に関心のある教師	2	122
ジュニア発明リーダー	学校の発明クラス及び発明教室で推進された小・中・高の学生	21	652
*ジュニア発明マスター	学校の発明クラス及び発明教室で推進された小・中・高の学生	8	276
創作的問題解決	学校の発明クラス及び発明教室で推進された小・中・高の学生	4	133
両親と一緒に発明キャンプ	小学校3～6年生及び両親	1	66

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
中学生発明キャンプ	中学校1～3年生	1	50
*発明探究	大田地域の小・中発明クラスの学生	40	1,202
ジュニア発明ツアー	学校の発明クラス及び発明教室で推進された小・中・高の学生	2	68
学生発明巡回教育	全国小・中・高の学生	113	9,034
合計		200	12,065

4. 外国人課程

1987年、WIPO（世界知的所有権機関）の資金支援の下、設立された国際知的財産研修院はWIPOとKOICA（韓国国際協力団）との協力により、主にアジア・太平洋地域の発展途上国の専門研修機関として毎年3回以上の外国人教育課程を運営している。

このような努力の結果、2006年3月15日に国際知的財産研修院は世界で初めてWIPOの公式知的財産権教育機関に指定された。これにより、研修院は名実ともに世界知的財産権教育の中核機関となった。

国際知的財産研修院は2007年度に、WIPOセミナーやKOICA課程などを含む8つの課程を運営し、135名の外国人に対して教育を行った。

WIPOアジア・太平洋地域セミナーは1987年の研修院以来、20年間WIPOと共同で知的財産権の国際懸案事項を中心として一貫して推進してきたセミナーであり、WIPOと持続的な教育事業協力関係を維持している。一方、韓国信託基金（KTF）で開催されたセミナーは紛争調整制度、特許情報活用などのテーマで関連分野の専門講師を活用し、3回に渡って開催された。

KOICA課程は2007年7月と11月に2回開催された。特に、既存の知的財産権一般という画一的なテーマで構成されていた課程を、2006年に初めて「特許行政情報化課程」にテーマを変更してから、教育課程をより充実させ、ITによる審査プロセス過程を紹介する課程として運営した。本課程は理論教育と共にKIP0-netシステムのデモンストレーション、特許法院訪問、代理人事務所の訪問などの実習を中心として行われ、特許ネットシステムと周辺知的財産権関連機関が知的財産権の生成、保護、活用プロセスにおいてどのように活用されているかを紹介し、参加者から多くの関心と好評を受けた。

2007年の研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は、海外知的財産権教育機関の設立支援や外国政府の要請によるオーダーメイド型委託教育課程の開設である。

国際知的財産研修院は2006年にWIPO及びアゼルバイジャン政府の要請により、アゼルバイジャン知的財産権教育機関設立のためのコンサルティング任務を遂行し、その事後措置として5月にコンサルティング報告書（Concept Paper）を作成・提出した。これはアゼルバイジャン政府がWIPOに公式に要請し、WIPOが国際知的財産研修院をベンチマーキングモデルとして提案したことから始まった。このような成果を元に、2008年にはインドネシアIP教育機関設立のためのコンサルティングを遂行する予定である。

また、2007年にはベトナムとマレーシア政府の公式要請により、両国の知的財産権関連業務を担当する公務員を対象に、韓国の特許制度や審査制度を紹介する教育課程を開設し、両国の公務員24名を教育した。今回の教育は外国政府が費用を負担し、研修院で施行した最初のオーダーメイド型教育であり、WIPO公式知的財産権教育機関としての立場を確固たるものにすると同時に、アジア・太平洋地域国家との知的財産権教育協力事業推進のための基盤になると考えられる。

＜表Ⅱ-3-4＞外国人課程における教育訓練の現況

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
WIPO Asia-Pacific Regional Workshop on the Use of Patent Information System for Promotion of Innovation	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	26
WIPO Sub-Regional Workshop on Arbitration and Mediation of Intellectual Property Dispute	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	15
KOICA/IIPTI Intellectual Property Expert Training Course	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	15
Technology Transfer and Intellectual Property Training Course for Vietnamese Government Officials	ベトナム科学技術部の公務員	1	20
WIPO Asia-Pacific Regional Seminar on the Evolving Role of Intellectual Property System	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	25
WIPO Sub-Regional Workshop on the Effective Use of the Patent Cooperation Treaty (PCT)	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	14
Coaching & Training program for Malaysia patent examiners	マレーシア生命工学分野審査官 4名	1	4
KOICA/IIPTI Training Course on IP Office Automation and Patent Information	アジア太平洋地域発展途上国の公務員	1	16

課程名	研修対象	実績	
		回数	人数
合計		8	135

5. サイバー国際特許アカデミーの運営

国際知的財産研修院教授課電算事務官 イ・ジェグン

イ. 事業概要

サイバー国際特許アカデミー (<http://www.ipacademy.net/>) は知的財産関連の専門人材の養成・供給を通じて、国家産業発展や技術保護を図る目的で設立された。特許庁はサイバー空間で時間と空間の制約なしに、様々な先端教育技法によって誰でも高品質の知的財産権教育が受けられるという生涯教育の場になれるよう、サイバー国際特許アカデミーを運営している。

サイバー国際特許アカデミーは一般人、青少年、大学生、R&D研究員など、教育対象別にサイトを運営しており、オーダーメイド型コンテンツ教育を実施している。

一般人、大学生などの教育課程は「知的財産権の基礎」、「特許法」、「商標法」のみならず、「特許情報の検索」、「特許明細書の作成」、「米国特許出願」など、産業財産権に関する基礎から、すぐに活用できる実務課程まで網羅されている。青少年課程としては、創意力と問題解決能力を高められる「発明英才になってみよう」や「戦争の歴史を変えた発明」などと、青少年の興味を引くことができる発明ゲームやコミュニティなどを多数用意している。また、父兄課程としては「発明家族作り」など、家族全員が一緒に参加できる教育内容を提供している。

ロ. 推進経過と運営実績

2001年10月にサイバー国際特許教育院を構築し、韓国発明振興会に運営を委託・実施し、2002年5月には8つの教育課程で正式に開院した。

2004年には遠隔生涯教育施設を認可され、2005年には教育情報化白書の10大優秀教育サイトに選ばれた。2006年には韓国Uラーニング連合会でeラーニング専門機関の認証を獲得した。

2007年末には27万名の会員数を確保し、22万名がサイバーアカデミーの教育課程を受講した。サイバーアカデミーは148の様々なコンテンツを確保している。

また、2007年には83の大学を通じて、発明活用に利用できるようサイバー教育課程及びコンテンツを支援した。延世大や高麗大など、34の大学では単位認定のオンライン教育課程を支援しており、43の企業や研究現場にオンライン教育を支援した。これにより、企業で要求する専門知識を兼備した人材養成に大きく役立っているという評価を得ている。

また、WIPO（世界知的所有権機関）と業務協定を締結し、国内大学生を対象に知的財産権教育課程を普及した。教育課程の履修者に対してはWIPO WWA院長、特許庁長、韓国発明振興会長の共同名義で終了証も発給している。したがって、「サイバー国際特許アカデミー」の優秀な知的財産権教育能力が国際的に認められる良いチャンスとなっている。

更に、WIPOと共同で開発したコンテンツ（IP-Panorama）を、全世界や国内の企業職員や大学生を対象にサービスを行っている。APECとは知的財産権eラーニングコンテンツ（IP-Xpedite）開発プロジェクトを完了し、2008年からは国内外にサービスを行う予定である。これにより、サイバー国際アカデミーは国内のみならず、WIPOやAP ECが認める世界最高の知的財産権専門教育機関としての地位を確立できると予想される。

ハ. 今後の計画

2008年1月からはこれまでに分散・運営されていたサイバー国際特許アカデミーとサイバー発明教育研修院運営事業を国際知的財産研修院に一元化し、研修院における集合教育とサイバー教育を連携・運営することで、教育効果を最大化する計画である。

また、知的財産サイバー教育の統合運営体系を整備し、公務員の専用オンライン学習サイトを新たに構築する計画である。青少年、大学、企業及び教員のための専用オンライン教育サイトの開設を拡大運営し、教育対象の目線に合った高品質コンテンツを持続的に拡充する計画である。

ニ. サイバー国際特許アカデミーコンテンツの細部内訳（2007年末基準）

○ 青少年分野：79のコンテンツ保有

対象	運営コンテンツ
初等 (43)	発明遊び場／ちびっこ発明日記／楽しい磁石遊び／発明の謎々／発明大会へ参加しよう／発明の灯を灯そう／歴史の中の発明／電気の世界／生活の中の発明／発明の天才になろう／科学実験遊び場／ちびっこエジソン教室／探究教室／発明原理の世界／生活の中の科学原理／玩具とマジックの中の科学原理／小学校低学年発明百科－事例編／小学校低学年発明百科－習慣編／小学校高学年発明百科－応用編／小学校高学年発明百科－遊び編／小学校高学年－アイデア編／生活の中の発明－手紙の封筒の変身／アイデアと発明 地域発明文化を探し求めて－光州広域市／戦争の歴史を変えた発明 科学教科の中の発明 4年1学期用／科学教科の中の発明 4年2学期用 科学教科の中の発明 5年1学期用／科学教科の中の発明 5年2学期用 科学教科の中の発明 6年1学期用／科学教科の中の発明 6年2学期用 創意力プログラム 1年1学期用（学生用） 創意力プログラム 1年2学期用（学生用） 創意力プログラム 2年1学期用（学生用）

対象	運営コンテンツ
	創意力プログラム 2年 2学期用 (学生用) 創意力プログラム 3年 1学期用 (学生用) 創意力プログラム 3年 2学期用 (学生用) 創意力プログラム 4年 1学期用 (学生用) 創意力プログラム 4年 2学期用 (学生用) 創意力プログラム 5年 1学期用 (学生用) 創意力プログラム 5年 2学期用 (学生用) 創意力プログラム 6年 1学期用 (学生用) 創意力プログラム 6年 2学期用 (学生用)
中等 (10)	発明と創意力／発明！一緒にやろう／事例で見る成功した発明 青少年のための特許及び発明品検索法／発明と科学原理／楽しい科学権利 創意力向上のための発明天才クイズ／発明の原理をみつけよう 運動とエネルギー／楽しく勉強しよう、科学
高等 (6)	読み直す科学史／発明家科学者／高等学校基礎発明ステップバイステップ 機械原理を利用した発明／センサーを利用した発明／通信の歴史と発明
教師 (18)	発明クラス指導教師課程／発明クラスの運営及び出願指導 効果的な発明クラスの指導法／学生発明品の大会出品指導要領 発明品製作実務課程／発明品の事例分析 創意力プログラム 1年 1学期用 (教師用) 創意力プログラム 1年 2学期用 (教師用) 創意力プログラム 2年 1学期用 (教師用) 創意力プログラム 2年 2学期用 (教師用) 創意力プログラム 3年 1学期用 (教師用) 創意力プログラム 3年 2学期用 (教師用) 創意力プログラム 4年 1学期用 (教師用) 創意力プログラム 4年 2学期用 (教師用) 創意力プログラム 5年 1学期用 (教師用) 創意力プログラム 5年 2学期用 (教師用)

対象	運営コンテンツ
	創意力プログラム6年1学期用（教師用） 創意力プログラム6年2学期用（教師用）
両親 (2)	我が子を発明の天才に育てよう／発明家族になろう

○ 一般人分野：69のコンテンツ保有

大分類	中分類	運営コンテンツ
知的財産権 制度及び 法課程 (8)	知的財産権 産業財産権法	知的財産権基礎／科学技術と知的財産／職務発明制度 知的財産権入門 特許法2007（再開発）／商標法／デザイン保護法 2007改正特許法解説課程
特許情報 検索及び 分析課程 (8)	特許情報検索 及び分析	特許情報の価値／特許情報の活用／特許情報の検索 特許情報の分析及び特許マップの作成 特許情報の理解（大学課程）／特許情報の活用（大学課程） 事例で見る紛争対策特許マップー次世代移動通信 事例で見る紛争対策特許マップー改良新薬技術
特許出願 及び 明細書作成 課程 (13)	明細書作成 特許出願	特許明細書作成（1）／特許明細書作成（2） 特許明細書作成（3）／特許明細書作成ー化学分野 特許明細書作成ー生命工学分野／特許明細書作成ーBM特許 分野 英文明細書作成実務 電子出願実習ー電子出願一般編／米国特許出願Ⅰ、Ⅱ 特許制度と出願書作成／電子出願実習ーPCT国際出願編 電子出願実習ーマドリッド国際商標出願編
特許紛争課 程 (3)	特許訴訟 及び紛争	特許侵害判断と請求範囲の解釈／判例で見る特許侵害訴訟 国際特許紛争時の交渉及びライセンス戦略

大分類	中分類	運営コンテンツ
特許管理 及び活用課 程 (6)	特許活用 戦略	<p>分かりやすい特許管理／科学技術保護に未来をかける。</p> <p>成功する企業のブランド&デザイン戦略</p> <p>デザインIP保護戦略／技術移転及び事業化戦略</p> <p>研究者のための特許管理</p>
その他の 課程 (31)	英文課程	IP-Panorama
	資格課程	2002年弁理士試験既出問題のテスト（1次試験）
		2002年弁理士試験既出問題のテスト（2次試験）
		2003年弁理士試験1次－特許実用新案法、商標法、意匠法
		2003年弁理士試験2次－商標法、意匠法、特許法
		2004年弁理士試験1次－特許実用新案法、商標法、意匠法
		2004年弁理士試験2次－商標法、意匠法、特許法
		2005年弁理士試験1次－特許実用新案法、商標法、デザイン保護法
		2005年弁理士試験2次－特許実用新案法、商標法、デザイン保護法
	IT教養課程	<p>ナモウェブエディター5（韓国のホームページ作成ソフト）</p> <p>お母さんと子供と一緒に習うコンピュータ</p> <p>PC活用能力試験（PCT）／コンピュータ活用能力</p> <p>電子商取引管理士2級／ハングル2004活用</p> <p>インターネットショッピングモール運営実務</p> <p>フォトショップCS／老年層でもできるコンピュータ</p> <p>主婦のためのコミュニティ活用</p>

第5節 公務員教育訓練の実績

人事課技術書記官 パク・ヨンジュ

1. 公務員教育訓練の概観

公務員教育訓練は公務員に国民への奉仕者として備えるべき姿勢の確立と、任された職務を効果的に遂行できる能力の習得を目的としている。

特許庁は公務員教育訓練法上の教育目的を達成する一方、知的財産強国の実現という特許庁のビジョンを実現するため、審査・審判分野をはじめ、知的財産行政の諸分野の専門性強化に重点をおいている。

2007年度には既存の教育体系を特許庁の成果達成に直結する力量基盤の教育体系（Competency Based Curriculum）に全面的に改変し、この実行を後押しするための力量開発支援ソリューションであるMy KIP0wayシステムを開通した。このような努力などにより、特許庁は民間や公共機関を対象とする優秀ヒューマンリソース開発機関（Best HRD）認証制評価で200余りの参加機関中の最高点数で認証を受ける快挙を成し遂げた。

特許庁の教育訓練は国内教育と国外教育に区分される。国内教育は職場教育、教育訓練機関教育及び委託教育に分けられ、国外教育は長・短期国外訓練に分けられる。2007年度の分野別教育訓練実績は次の通りである。

2. 国内教育訓練の実績

国内教育訓練は全職員を対象とする職場教育、職務との関連性が高い教育訓練機関における職務教育及び外部機関に公務員教育を委託する委託教育に区分される。

イ．職場教育

職場教育には政府施策を全公務員に教育する施策教育や、親切教育など、分野別公務員が備えるべき基本素養を教育する素養教育がある。

2007年度には計11回に渡って2,036名が政府施策及び素養教育を受けた。革新に関する教育は全11回のうち、6回であった。

ロ．教育訓練機関教育

教育訓練機関教育は公務員が職務を担当するに当たって、新しい知識を習得し、既存の職務関連知識を高める教育課程であり、基本教育と専門教育に区分される。2007年度には94名が基本教育を、5,114名が専門教育を受けた。

ハ．委託教育

委託教育は国内大学院や研究所などに公務員教育を委託する教育課程を指す。2007年度には研究所などの委託教育及び忠南大特許法務大学院、韓南大特許法務大学院、培材大特許法務大学院などが独自に実施する委託教育に43名の委託教育を依頼した。

<表Ⅱ-3-5>2007年度の国内教育の現況

区分		教育課程数（教育回数）	教育実績（名）	備考
職場教育	施策及び素養教育	11（6）	2,036	
職務教育	基本教育	9（13）	94	
委託教育	専門教育	347（569）	5,114	
	大学院・研究所など	—	43	
計	—	367（588）	7,287	

3. 国外教育訓練の実績

公務員の国外訓練はその実施機関が6ヶ月以下である短期国外訓練と、6ヶ月以上である長期国外訓練に区分される。短期国外訓練ではチーム制訓練、短期個人訓練、政策及び実務研修などがあり、長期訓練には学位課程と職務訓練課程がある。

特許庁では審査・審判の専門性確保、特許権／実用新案権／商標権などの知的財産権の国際的な流れの把握を及び急変する新技術動向の把握を行い、審査・審判に活用するため、毎年20名程度の公務員を対象に公務員国外訓練を実施している。

イ. 短期国外訓練

2007年度の国費短期国外訓練の実績として12名の審査官を、イギリス、米国、ドイツ、オランダ、オーストラリア、日本及びスペインの7ヶ国に派遣し、次のような課題を遂行させた。

- － 電子商取引と米国のサイバー関連法に関する研究
- － 米国における医療行為の発明特許制度に関する研究
- － 非典型的商標（ホログラムなど）に対する審査基準、手続き及び事例に関する研究
- － ヨーロッパ特許庁のPCT国際調査、国際予備審査の実態に関する研究
- － ドイツの知的財産権保護及び紛争対処方案に関する研究
- － 米国のトレードドレス（Trade dress）制度に関する研究
- － 特許法条約（PLT）加入のためのイギリス特許法のPLT導入事例に関する研究
- － 日本の産・学・官の特許技術移転協力体系に関する研究
- － EUの知的財産権通商戦略に関する研究（EUとメキシコ、チリのFTA交渉課程を中心に）
- － 成果面談及び審査官育成プログラムの運営事例に関する研究
- － ドイツの特許請求範囲の記載及び解釈方法に関する研究
- － 知的財産専門人材養成のための先進制度の比較研究

ロ. 長期国外訓練

2007年度の長期訓練課程では、イギリス、米国、日本、中国、チェコ、フランス及びオーストラリアの7ヶ国に16名を派遣し、次のような課題を遂行させた。

- － 日本の国際特許紛争政策及び制度に関する研究
- － 中国の知的財産権侵害と企業の訴訟戦略に関する研究
- － ヨーロッパ連合の知的財産権司法制度の統一化に関する研究
- － スペイン語使用国間の知的財産権、審判及び訴訟事例に関する研究
- － 東欧の国々の知的財産権制度に関する研究
- － 韓・米FTA及び法律市場開放に対応する知的財産権紛争解決制度の先進化方案に関する研究
- － 米国の商標制度上の使用注意に関する研究
- － 責任運営期間の自律性及び責任制確保方案に関する研究
- － 特許情報の活用体系及び戦略に関する研究
- － 米国の特許侵害訴訟及び和解事例に関する研究
- － ヨーロッパのET分野の研究開発政策及び知的財産権保護法制に関する研究
- － 韓国と日本の国際商標出願及び登録に関する研究
- － 米国の知的財産権強化政策と企業生産性の相関関係に関する研究
- － 国際特許紛争に対する政策的対応方案及び紛争事例の調査研究
- － 知的財産権政策決定の体系及び知的財産権の通商に関する研究
- － 知的財産権事業化促進のための制度に関する研究

<表Ⅱ-3-6> 2007年度の長・短期国外訓練の現況

区分	課程	対象職位	人数(名)	訓練国	備考
長期訓練	学位課程	4～7級経歴職	9	5	
	職務訓練課程	同上	7	4	

区分	課程	対象職位	人数（名）	訓練国	備考
短期訓練	個人訓練課程	同上	12	7	
計	—	—	28	—	

第3編 顧客が満足する電子請願サービスの提供

第1章 特許行政情報システムの高度化

第2章 特許情報の活用促進及び情報サービスの強化

第1章 特許行政情報システムの高度化

第1節 未来型特許行政情報システムの開発推進

1. 特許情報システムの改善推進

情報企画局情報開発課技術書記官 ヤン・テファン

イ. 推進経過

1999年の特許ネットシステムの開通以降、持続的な拡充を行い、2002年には政府機関では初めて電子政府を実現し、インターネット公報の発刊、SMSサービス、プッシュメールサービスなどの様々な付加サービスを提供してきた。

2003年からは特許ネットシステムの統合性や安定性を高めるため、データベースやシステムの統合、ミドルウェアの適用、ネットワークの単一化など、特許ネットの基盤構造を高度化する特許ネットシステムのリモデリングを推進した。その結果、2005年には政府機関では初めて、いつでもどこでも特許業務を遂行できる365日24時間電子請願サービスや在宅審査サービスが提供できるようになった。

2006年からは顧客中心で欠点の無い特許行政サービスを提供するため、各界各層の様々な要求事項や業務プロセスの改善要求を積極的に受容し、特許ネットシステムの高品質化、顧客中心化、グローバル化を推進した。

2007年には未来型特許情報システムを構築するため、特許行政の情報化における戦略計画樹立事業を推進し、顧客価値を実現するための世界最高の知的財産情報体系を構築した。

特許行政の情報化における戦略計画の5大戦略目標及び17大戦略課題は次の通りで

ある。

＜表Ⅲ-1-1＞2008～2012特許庁情報化戦略計画

戦略目標	戦略課題
高品質な特許情報サービスの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高品質な特許情報検索サービスの実現 ・ 情報価値向上のためのデータ管理体系の強化 ・ データアーキテクチャの統合及び標準化 ・ 特許情報の普及・活用基盤の強化
顧客中心の特許行政サービス基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願人を中心とした電子請願サービスの高度化 ・ オーダーメイド型特許情報共有サービスの実現 ・ 需要者中心の特許情報分析サービスの実現 ・ 特許行政業務支援の強化 ・ 特許行政政策決定支援の強化
グローバル特許行政情報化の先導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査情報の連携及び交換体系の強化 ・ 特許情報活用支援コンテンツ及びチャンネルの構築 ・ グローバル標準化対応体系の構築 ・ KIPOnetシステムの海外普及体系強化
システム及びインフラの最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境変化に柔軟な統合応用アーキテクチャの構築 ・ 資源活用の最適化及び性能改善のための統合インフラの構築
成果中心の情報資源管理体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁レベルの情報資源管理体系の確立 ・ IT Governance中心の組織体系の設計

ロ. 2007年度の推進事項

2007年には完璧な特許行政を実現するため、①6シグマ業務プロセス革新事業、②知的財産の環境変化に迅速に対応するための法改正事項のシステム反映、③顧客中心のオーダーメイド型電子請願サービス構築事業、④特許情報の活用度を高めるための

戦略的な特許情報統計分析システムの構築事業を重点的に推進した。

特に、個人出願人の便宜を図るため、電子出願ソフトウェアを別途に設置しなくてもホームページにアクセスし、容易に出願が行えるようにした。また、複雑な請願書式を統合し、記載事項を大幅に簡素化し、誰でも簡単に電子出願できるよう、電子出願システムを改善した。

また、特許手続きに対する理解不足により、指定期日を過ぎることがないように、個人別オーダーメイド型電子請願サービスを提供すると共に、手数料の納付手段を多様化し、クレジットカードや携帯などで各種手数料が支払えるようにした。更に、行政情報共同利用網（G4C）を通じ、行政機関間の行政情報の連携を拡大し、添付書類の提出を大幅に簡素化した。

主要推進内容は次表の通りである。

<表Ⅲ-1-2>2007年に完了済みの主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願サービスの 便宜性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブ基盤電子出願サービスの拡大（商標→全権利） ・ 請願書式の統廃合・簡素化による電子出願システムの改善 ・ 電子出願S/Wの機能改善
オーダーメイド型 電子請願サービスの提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特許路」ポータルサービスを拡大
電子請願 プロセスの革新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者情報の統合管理体系の構築 ・ 手数料納付手段の多様化 ・ 行政情報共同通信網の連携拡大
特許行政革新支援 システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6シグマ革新課題の特許ネットシステムへの反映 ・ 法制度改善事項の特許ネットシステムへの反映

推進分野	推進内容
国家間審査情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ TDA⁸⁾ 基盤の3極による特許庁審査情報の連携・活用体系の構築 ・ 3極審査情報の特許ネット（審査事務処理）連携の構築
特許情報の統計分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ DW基盤の特許情報統計システムの構築
特許行政支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子メールシステムの構築 ・ 経歴開発管理（CDP）システムの構築 ・ 審査参考文献閲覧サービスの構築

ハ. 今後の推進計画

2008年には顧客価値を中心とした知的財産情報体系の構築計画により、顧客中心の価値創出型特許情報システムの構築事業を推進する予定である。

まず、特許顧客が電子出願などの電子請願サービスをより簡単に利用できるよう、常用キーワードに基づいた電子文書作成ソフトの開発、情報修正概念の請願処理システムの構築及び特許情報のウェブサービスを拡大する予定である。

また、ホームページを利用する顧客の便宜を図るため、ウェブ標準を適用してアクセス性を高めると同時に、コンテンツのビジュアル化し、情報へのアクセス性や識別性を高める予定である。

更に、知識管理システムにWIKI⁹⁾ 技法を適用し、使用者が知識の創出・普及・活用を積極的に行えるよう、審査ノウハウ集、業務マニュアルなどをWIKI知識に転換する予定である。

⁸⁾ TDA : Trilateral Document Access

⁹⁾ WIKI : ウェブブラウザ上で文書を共有し、使用者が内容を追加できるウェブページの集まり

主要推進計画は次表の通りである。

<表Ⅲ-1-3> 2008年の主要改善予定事項

推進分野	推進内容
価値創出型 特許情報システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商用基盤の電子文書作成機の開発 ・ 情報修正概念の請願処理システムの構築 ・ 特許情報のウェブサービス拡大 ・ ホームページのウェブ標準適用 ・ WIKI基盤の知識管理制度の導入
法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6シグマ5次、6次改善課題の特許ネット適用 ・ 半導体の配置設計登録業務のオンライン化
事務処理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅審査の申請・管理の自動化 ・ 特許技術賞の申請・処理の自動化 ・ 成果評価プロセスの改善 ・ 通知書送達管理の自動化
審査審判の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許・実用新案・商標・デザイン・PCT審査システムの高度化 ・ 審判・訟務システムの高度化
特許情報の国際共有拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際特許情報の共有システム構築

2. 検索システムの高度化

情報企画局情報管理課通信事務官 キム・ヨンウン

イ. 概要

検索システムは、国内や世界各国の特許、商標、デザイン、審・判決の情報などを迅速・正確に検索できるように構築した情報検索システムであり、内部の審査官や審判官が使用できるようにして特許庁の主要業務である審査・審判業務を支援している。

ロ. 検索システムの構成現況

区分	内容
特・実検索システム (生命工学システムを含む)	国内、日本、米国、ヨーロッパなどの世界各国特許情報の非特許文献などをウェブ環境で簡単かつ容易に検索するシステム
商標検索システム	国内商標情報をウェブ環境で簡単かつ容易に検索するシステム
デザイン検索システム	国内、日本、WIPOなどのデザイン情報をウェブ環境で簡単かつ容易に検索するシステム
審・判決文検索システム	産業財産権に関連する審決文と判決文をウェブ環境で簡単かつ容易に検索するシステム

ハ. 検索システム高度化の主要成果

1) 知能型情報検索技術を適用し、類似商標や類似特許の検索が可能な知能型検索システムを構築した。

2) デュアルモニター検索環境、使用者別メニュー定義機能、グリッド方式サービス、図面の一括表示、しおり機能及び各国の特許分類のマッピング情報を提供するなど、効率を高められるインタフェース構築し、検索の利便性を最大化した。

3) 事務処理システムとの連携を通じ、審査処理の動線を短縮すると共に、グーグルスカラー (Google Scholar) 検索や非特許文献検索の連携により、検索範囲の拡大、アクセスの向上を行った。

ニ. 検索システムの高度化推進経過

年度	内容
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査分野別検索システムの構築及び統合 ・ 検索システムの標準化及び同一なインタフェース体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> － 審査官の検索効率増大とシステム管理の7効率性の向上
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許・実用新案分野の統合検索機能の拡充 <ul style="list-style-type: none"> － 技術同義語及び多国語辞書などを利用し、単一質疑語による統合検索の実現
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための基盤環境構築 <ul style="list-style-type: none"> － 類似商標検索の自動化及び意匠電子屏風審査環境の実現 － 非特許文献の統合検索システムの構築
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索のための重要技術の導入 <ul style="list-style-type: none"> － 自動検索技術導入によるシステムの知能化 － 使用者の便宜を中心とした効率の良い検索機能の実現
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知能型検索システムの構築完了 <ul style="list-style-type: none"> － 類似特許検索、検索メモ機能などの開発 － 非特許メタ検索のウェブバージョンの再構築
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> － 検索エンジンのアップグレード、日韓翻訳機の交替 － X-Internet適用による検索システム使用者のインタフェース改善 － 非特許メタ検索機能の強化
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 <ul style="list-style-type: none"> － 言語障壁のない審査・審判環境造成のための外国特許文書の自動翻訳システム (英→韓、仏→韓、独→韓など)構築のマスタープラン樹立 － 特許・実用新案の先行技術調査報告書における検索機能の実現 － 冊子形態で発刊された「争点別特許判例集」をDBとして構築 － 非特許建築文献の検索機能追加 － WIPO公報資料のTEXT基盤検索機能の追加

3. オンライン在宅審査システムの構築及び運営

情報企画局情報開発課工業事務官 キム・ジンホ

イ. 在宅勤務の推進背景

国内の特許出願が2003年には12.1%、2004年には17.4%に増加する中、特許庁は審査処理期間を10ヶ月以内に短縮するため、審査官を大幅増員した。また、審査官の増員による事務空間の不足問題の解消、優秀な審査人材の確保及び労働方式の改善による業務効率の向上を図るため、2005年3月からオンライン在宅勤務を施行することになった。

ロ. 在宅勤務の運営経過

在宅勤務者は在宅勤務の種類により、週に2、3日を自宅で勤務し、オフィスに出勤する日には2～3名が一つの席を共有するという形態で勤務をしている。2005年3月には54名が在宅勤務の試験的な運営に参加し、2006年2月には80名が在宅勤務の試験的な運営をするなど、試験的な運営期間に92名が参加した。

本格的な実施が始まった2006年3月には106名が在宅勤務を行い、2007年3月には148名、2008年3月には67名が在宅勤務の形態で勤務している。在宅勤務の申請者数は年度別に増減することがあるが、特許庁で働く一つの方法として定着しつつある。現在、在宅勤務の対象業務は特許、実用新案、商標、デザインの審査・審判業務である。

ハ. オンライン在宅審査システムの構築及び運営

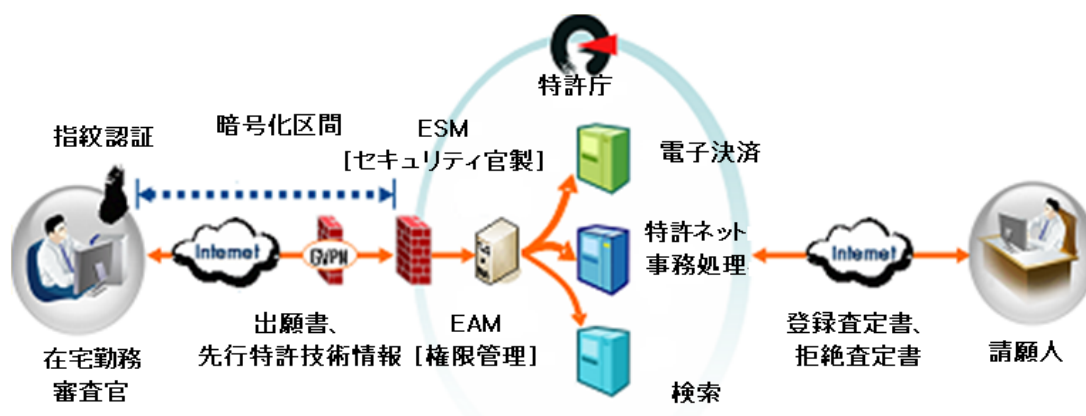
在宅勤務者は特許庁内で使用するものと同じ業務システムやデータにアクセスできる。試験的な運営期間中には、公開された出願書類のみにアクセスできるよう権限を制限していたが、2006年6月からは国家情報院のセキュリティ基本指針により、電子文書のセキュリティ技術であるDRM (Digital Rights Management) を適用し、非公開

出願書類などについても在宅からアクセスできるように支援している。

在宅勤務者が使用する基本装備やソフトウェアはパソコン、モニター、指紋認識機、インターネット回線、GVPN（Government Virtual Private Network、遠隔勤務電算網支援センター）などである。これらを利用し、在宅勤務者は自宅から一般のインターネット回線を使用し、行政自治部のGVPNを経由して特許ネットにアクセスした後、審査・審判業務を遂行する。

在宅勤務のセキュリティ強化のため、パソコンの起動時に指紋認識による本人確認、GVPN認証書による認証、特許ネットの統合認証、特許ネットの指紋認証の計4段階の認証手続きを踏むようにしている。また、定期的に在宅勤務者に対するセキュリティ教育やセキュリティ点検を実施している。

＜図Ⅲ-1-1＞在宅審査システムの構成概念図



4. 国家間の特許情報交換・活用システムの構築・推進

情報企画本部情報協力チーム電気事務官 ホ・ヨンハン

イ. 推進背景

世界知的所有権機関（WIPO）の統計によると、韓国は2007年に特許協力条約（PCT）による国際特許を7,601件出願し、世界第4位の出願国となった。多出願企業の順位でもLG電子が13位、三星電子が20位、ETRIが41位を占めるということから、半導体や携帯などの韓国のIT技術力が世界的水準であることを確認できた。また、韓国の特許文献は2007年4月から「PCT最小文献」となり、14の特許庁（国際調査機関）がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討するようになった。一方、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書アクセスシステム（TDA：Trilateral Document Access）を構築し、互いの審査情報及び優先権書類の交換・活用を行い、審査結果の相互認定や行政効率の向上を図っている。

特許庁はこのような国家技術力向上、PCTに関連する必要最低限の文献の発効及び先進特許庁の動向を総合分析した結果、韓国の特許情報に対する需要が大きく増えると判断した。また、外国審査官が韓国特許文献を含む特許情報に容易にアクセスして利用できる国家間特許情報の交換・活用システムを構築している。

ロ．国家間特許情報の交換・活用システムの構築

特許庁は2003年に「特許庁間における審査結果の相互活用を目的とした審査情報公開システム構築計画」を樹立し、2005年11月からは外国特許庁に特許公報を、2006年1月からは審査過程の書類の韓英自動翻訳サービスを、インターネット基盤のK-PION（Korean- Patent Information Online Network）サイトを通じて提供している。また、2007年11月からは韓国特許英文抄録（KPA、Korean Patent Abstract）を英文キーワードで検索できるようにし、韓国特許情報の活用手段を多様化している。

このような自動翻訳サービスにおいて、高い水準の翻訳品質を確保するために主要先進国は奮闘している。特許庁は、特許文献に頻繁に使用される文型を分析すると共に、340万個に達する特許専門用語辞典及び審査用語辞典を結合させ、外国人も韓国特許文献の内容を十分に把握できる水準の翻訳サービスを提供している。その結果、米国・ヨーロッパ・日本の特許庁を含む27ヶ国の外国特許庁がK-PIONを通じて韓国の特

許情報を利用している。

また、特許庁は米国・ヨーロッパ・日本の特許庁と3極文書アクセスシステム（TDA）を基盤とする審査情報及び優先権書類の相互交換や活用を推進している。2006年には日本特許庁との審査情報相互交換システムを構築し、2007年4月から審査情報を本格的に交換している。2007年には日本特許庁と優先権書類を交換するためのシステム構築作業を完了し、今年の4月頃に優先権書類の交換を開始する予定である。

また、特許庁は2008年に米国特許庁と審査情報及び優先権書類の相互交換システム、ヨーロッパ特許庁と優先権書類の相互交換システムを構築することに合意・推進しており、今後3極特許庁以外の主要特許庁とのシステム構築を拡大・推進する計画である。

ハ．期待効果

特許庁はK-PION及び3極の文書アクセスシステムを通じて韓国特許情報を外国特許庁に普及し、国内特許権の海外保護基盤を強化すると共に、国際特許紛争の原因を最小化した。また、国際社会における韓国の特許情報のイメージを向上させた。

また、特許庁は審査情報を各国特許庁と相互共有することで、各国に出願された同一特許出願に対する審査結果を相互認定した。これにより、各国の審査期間の短縮及び審査品質の向上問題を画期的に解消できる基盤を整備できた。また、優先権書類の電子的交換により、特許行政の効率や出願人の便宜を向上できると期待している。

第2節 特許ネットシステムの安定的・効率的な運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画局情報開発課行政事務官 パク・チャンヒョン

特許ネットシステムの運営を民間のIT専門業者に委託したのは、専門民間企業の情報技術のノウハウを活用し、運営の効率性を図ると共に、最新情報技術を適時に反映し、庁内外のユーザーの要求に迅速に応えることで、業務処理の効率化や顧客満足度の向上を図るためである。民間委託運営は1998年12月に企画予算署の方針にしたがい、公共機関では初めて1999年1月に特許ネットの開通と同時に始めた。委託は応用S/W部門とH/W部門に分離して行っている。

委託対象業務としては出願、登録、審査、審判などの事務処理システムと、検索システム、知識管理システム、電子文書システム、ホームページ、データ管理などの39の応用システムの運用・維持・補修及びサーバ・DB・ネットワーク・電算センター・セキュリティ管制などの基盤技術の運営などである。詳細な内容は応用SW部門とH/W部門に分けて説明する。

イ. 応用S/W部門

1999年に委託業務を開始した当時は、特許庁応用ソフトウェアシステム数は22であり、携わっていた技術者は55名であった。その後、すべての特許行政業務の電算化のため、毎年新規に開発される応用システムを委託・運用し、2008年3月には39のシステムに68名の技術者を投入して運営している。

2002年には出願から登録や審判などすべての産業財産権請願の100%オンライン化が完了した。2003年からオンライン諸証明の請求／交付システムの開通及びマドリッド議定書関連システムの構築完了と共に、知能型検索システムの1年目の開発事業が完了し、特許ネットシステムがより安定して運営できるようになった。

特に、2002年には国際知的財産権の法制度環境の変化に能動的に対応し、多様化・高度化された顧客の情報要求を積極的に受け入れると共に、最新情報技術（標準）の適用によるシステムの最適化・軽量化を達成するためのISP作業を遂行し、次世代特許ネット開発の基本計画を完成した。

これに伴い、2003年から次世代特許ネット開発事業に着手し、2003年には事業の1段階として特許ネット内部プロセスの効率化作業、2004年には2段階として特許ネットユーザーの便宜増進事業、2005年には3段階として24時間電子請願サービスの構築と在宅審査システムの構築を行い、2006年以降は6シグマ革新課題と法改正支援課題の構築などにより、一段階アップグレードされた特許ネットシステムを安定運営している。

ロ. H/W部門

特許ネットシステム委託運営のH/W部門は既存のハードウェア電算資源を効果的に運営・維持すると共に、特許ネットⅡの新規システムの開発及び適用に伴う運営業務を早期に安定させてU-特許庁の実現に役立っている。主な業務は電算機、ネットワーク、現場支援及び電算センターの運営である。

大規模H/W電算資源に対する長期間の運営経験を元に、システム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、要領管理など、国際的水準のITサービス管理概念（ISO20000）を導入し、運営の効率性向上のための革新的な業務を遂行し続けている。

＜表Ⅲ-1-4＞年度別の投入人材及び契約の現況

（単位：百万ウォン）

区分		年度									
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
投入	S/W	54.8名	54.5名	60名	69名	69.8名	68名	67名	67名	70名	68名

区分		年度									
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
人材	H/W	23.4名	25名	28名	19名	19名	19名	28名	31名	32名	19名
	合計	78.2名	79.5名	88名	88名	88.8名	87名	95名	98名	102名	87名
契約 金額	S/W	3,100	3,420	3,669	3,849	4,340	4,240	4,204	4,291	4,616	4,514
	H/W	1,240	1,450	1,565	1,052	1,160	1,172	1,645	1,834	1,988	1,368
	合計	4,340	4,870	5,234	4,901	5,500	5,412	5,849	6,125	6,604	5,882

2. 特許ネットシステムの安定的・効率的な運営

情報企画局情報基盤課電算事務官 チャ・ゴンスク

1999年1月に特許ネットシステムが開通してから、持続したサービスの拡充が行われ、システムが大幅に増加してユーザーの様々な要求を満足できるようになった。また、サービス品質を向上させるため、システムの安定性と効率性を向上させると共に、システム基盤環境の高度化を推進してきた。2005年からはサービス水準合意（SLA、Service Level Agreement）評価などを通じ、持続した運営能力の改善を行い、システムの正確性と信頼性を増進させ、運営管理者の管理能力向上を図った。

特許電算センターの政府統合電算センターへの移転など、様々な変化の中でも、2007年度特許ネットシステムの稼働率は99.9953%（目標値：99.99%以上）、オンライン稼働率は99.9925%（目標値：99.9904%以上）、オンライン上の3秒以内の回答率は99.63%（目標値：99.57%）と、すべて目標値を超えて達成した。このような安定した運営はシステムの容量管理、構成管理、変更管理、バックアップ管理、障害管理などの日常的な業務だけではなく、運営の効率性と性能向上のための、次のような業務を遂行して達成することができた。

① 委託運営企業のストライキ及び戦時に備えた特許ネットシステムの非常時の運営訓練の実施、24時間特許ネットサービス実現のためのサービス及びネットワークの二重化テスト実施、災難復旧システムのオンラインテスト及びネットワーク転換テストなどの定期的な訓練及び二重化テストの遂行により、業務連続性の検証を行い、特許ネット無中断サービス実現のための常時対処体系を構築した。特に、電算センターの政府統合電算センターへの移転に備え、災難復旧システムのテストを模擬環境ではなく、実環境で運営するなどの、実用的な訓練を実施した。

② 特許ネットシステムの性能改善のため、サーバ設定値の最適化、LANの二重化S/Wの再構成、ディスクF/Cチャンネルの再構成、イベント管理システムのDBMSバージョンのアップグレードなどを実施した。

③ ユーザー中心の統合性能管理システムの構築により、要請されたサービスに対する回答時間や使用可能なデータなど、すべての区間・システム内の業務が画面単位のダッシュボードの携帯でリアルタイムに表示され、情報把握が可能となり、顧客のリアルタイム性能モニタリング体系を整備した。

④ 特許電算センターが光州政府統合電算センターへ移転されたことにより、大田⇄光州間の距離（250km）による通信速度の遅延が予想され、通信回線の十分な帯域幅（622Mbps）の確保と二重化構成を通じ、特許ネットサービスの安定性を確保した。また、障害予防のためのモニタリング・点検・迅速な障害復旧などの障害予防活動を通じて通信装備の稼働率99.99%を維持した。

⑤ 政府統合電算センターの発足による電算装備の安定的な移転を完了した。2007年9月にソウルの災難復旧センターの電算装備を大田政府統合電算センターに移転し、11月には特許庁の許電算センターの電算装備を光州政府統合電算センターに移転した。移転期間中にも国民へのオンライン電子出願サービス（特許路）は災難復旧センターを通じて継続して提供された。また、この移転方法は24ある政府機関のうち、特許庁と警察庁の2つの機関のみが実施した移転方法である。

<図Ⅲ-1-2>クレーンを利用した大型ディスクの搬出



<図Ⅲ-1-3>光州政府統合電算センターの視察



3. 電算設備の増設及び商用S/Wの持続的なアップグレード

情報企画局情報基盤課電算事務官 チャ・ゴンスク

特許庁は世界最高水準の特許行政情報化システムの実現及び審査・審判の効率性向上のため、インフラの高度化による特許情報システムの品質向上を推進した。

特許情報統計システム、電子メールシステム、経歴開発管理システム、審査参考文献閲覧システム、伝統知識検索システムなどの情報システム開発事業で革新的な役割をするIT資源を導入した。また、特許行政情報化連動計画（2007～2009年）の推進課題中の「電算装備拡充及び特許情報保護強化」を推進するため、高性能ネットワークシステムと新しい情報セキュリティの脅威に積極的に対するための情報セキュリティシステムを導入し、セキュリティを強化した。

2007年11月に特許電算センターが政府統合電算センターに移転され、特許情報システムに適合したリアルタイム性能モニタリング道具を導入した。これにより、統合管制センターを構築し、サービスに対する全般的な現況及び障害・災害・侵害事項に備えた。また、業務別モニタリングを行い、サービス品質の向上や安定したサービス管理のための常時監視体系を確保した。

また、公共S/W事業の品質向上及びS/W産業の競争力強化のための公開S/Wの導入及びS/W分離発注を推進した。

4. 特許ネットシステムの現場支援チームの運営

情報企画局情報基盤課電算事務官 ハン・サンヨン

特許ネットシステムの現場支援チームは庁内の電算装備（PC、プリンターなど）の使用中に障害が発生する可能性がある要素を見つけ、事前に点検し、障害発生時には直接現場に投入し、迅速・正確に措置することでユーザーの不便を解消し、業務の空白を最小化する役割を担当している。

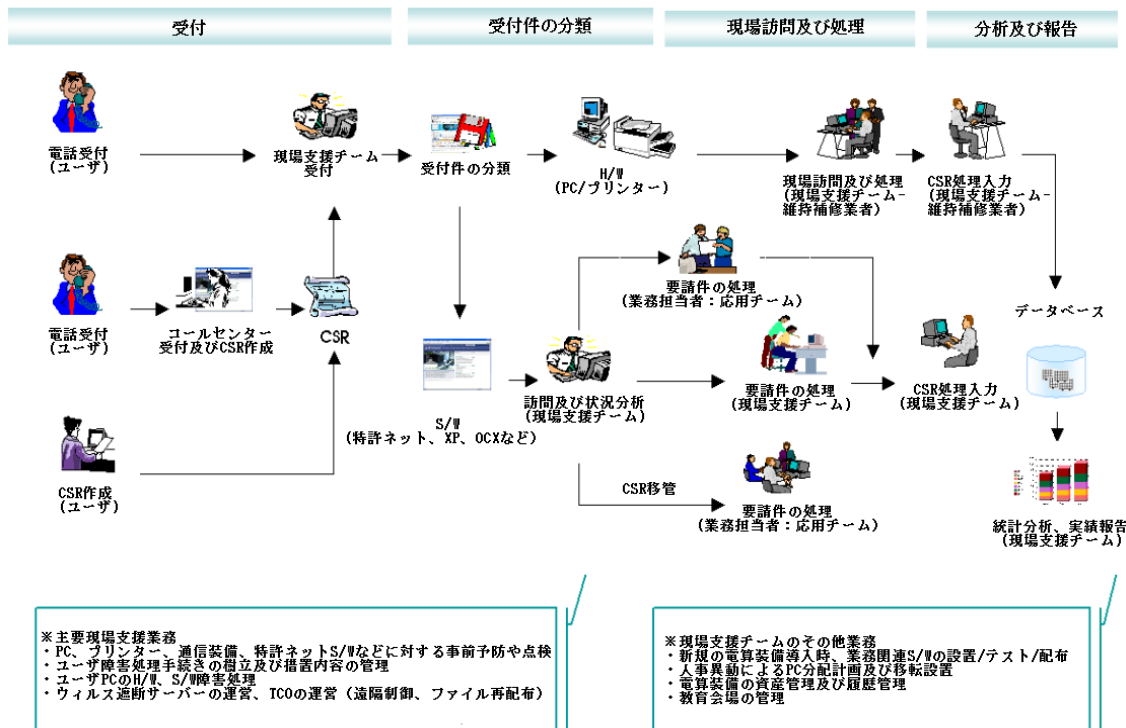
＜表Ⅲ-1-5＞年度別業務支援現況

主要業務区分	2005	2006	2007
障害処理及び支援	24,749件	29,527件	30,961件
ハッピーコールサービス		2,952件	3,101件
在宅勤務者支援		2,923件	2,339件
訪問サービス			3,066件

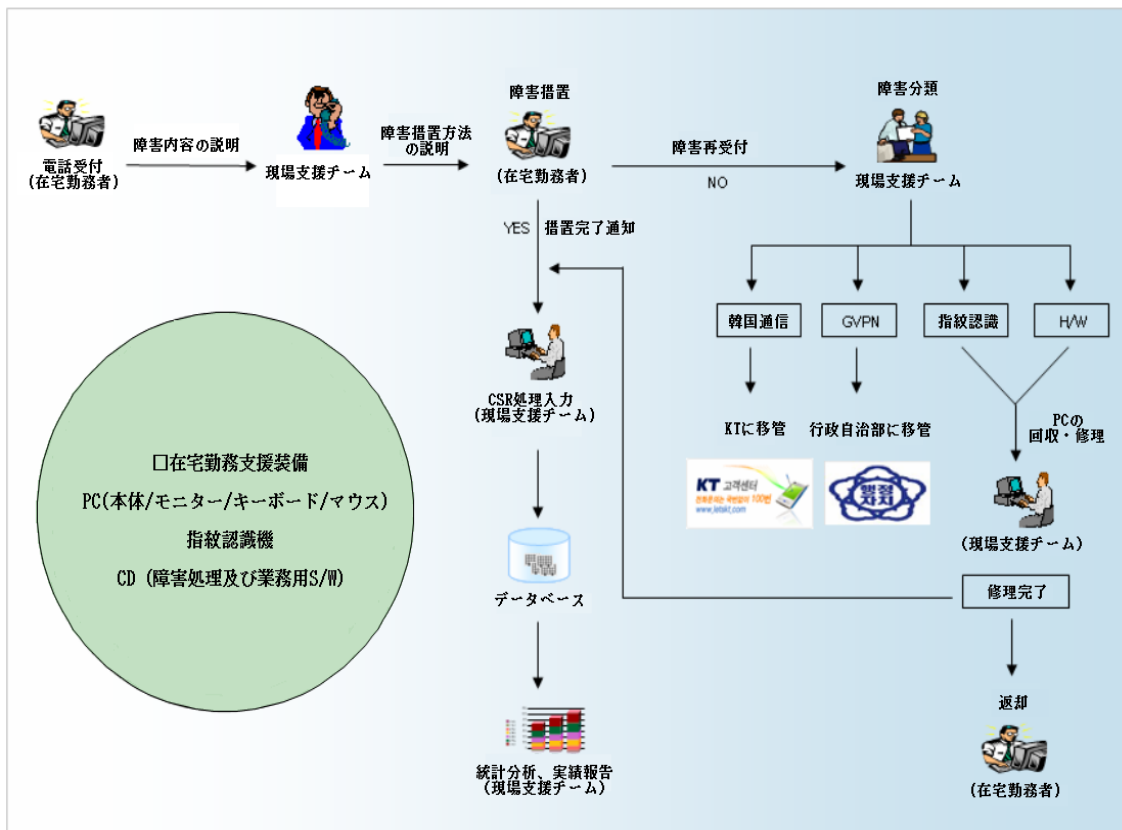
現場支援チームはユーザーの意見を取り入れ、より良いサービスを提供するため、2006年からハッピーコールサービス制度を導入した。また、公共機関では初めて実施した在宅審査を拡大・実施し、在宅勤務に適した電算環境の構築を支援している。2007年4月にはプリンターなどの電算装備のドライブ自動設定プログラムを自主開発してユーザーに配布し、人事異動及び電算装備移転設置時の業務効率性を高めた。

今後はユーザー支援体系を強化し、老朽化した電算装備（PC/プリンターなど）を迅速に買換え／設置し、最適な電算業務環境を提供すると共に、ユーザーの要求事項と電算装備の障害類型に対するデータベースを構築・活用し、ユーザーが不便を感じず、効率よく特許ネットシステムなどを利用できるよう対処していく計画である。

<図Ⅲ-1-4> 現場支援における障害処理の構成図



<図Ⅲ-1-5> 在宅審査における障害処理の構成図



5. 特許ネットサービスの水準向上

情報企画局情報開発課行政事務官 パク・チャンヒョン

特許庁は1999年1月に特許ネットシステムを全面的に開通して以来、特許ネットユーザーの様々な要求事項を迅速に反映し、特許ネットを使用した特許行政業務の迅速性・正確性及び利便性を改善し続けるなど、特許ネットサービスの水準を向上させるため多くの努力を行ってきた。

特に、2001年11月の「特許ネットシステムの開発・運営及び付加サービス」に対するIS9001認証獲得を契機に、2002年から年2回定期的な特許ネットの顧客満足度調査

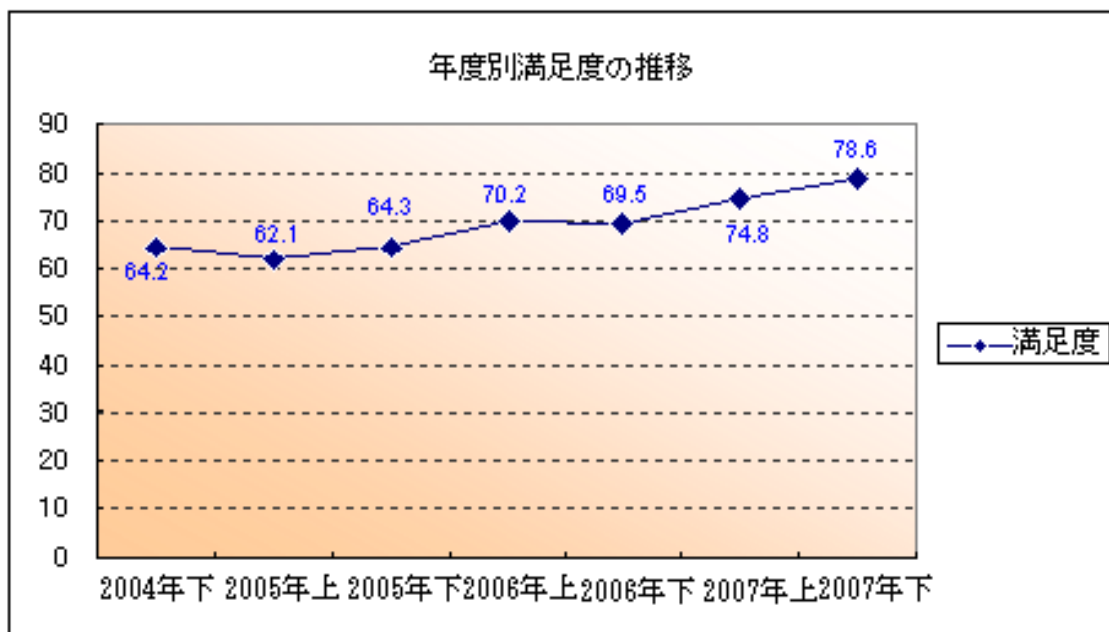
を行い、特許ネットユーザーの満足度と要求事項を把握すると共に、それを特許ネット改善に反映する主要指標として活用している。

また、2005年から運営委託契約を既存の随意契約の形態から交渉による契約形態に変更し、他情報システムの運営専門企業の参加機会を拡大すると共に、運営委託契約内容に特許ネット運営品質の確保方案を提示するよう明示した。2005年から運営委託業者と特許庁間の顧客要求に対する納期遵守率、処理率、システム稼働率、障害発生件数、顧客満足度などの基準を設定し、SLA (Service Level Agreement) を締結し、SLAに基づいたサービス水準を管理している。

2006年10月には特許ネットシステムに対する持続的な品質改善活動を通じ、国際品質認証基準であるCMMI (Capability Maturity Model Integration) のレベル4の全領域に対し、政府機関では初めて公式認証を獲得した。また、2001年から運営してきたISO9001を2006年12月にISO20000に転換して認証を獲得するなど、特許ネットサービスの水準向上を推進している。

2008年からは運営委託契約を1年単位から多年契約にする一方で、投入人員基準の対価算定方式から業務処理量を客観的に算定して対価を支払う機能点数方式を導入し、システムの安定的な運営と運営委託の効率化を図った。

＜表Ⅲ-1-6＞年度別利用者満足度の調査結果



6. 特許ネットシステムの情報保護体系の強化

情報企画局情報基盤課工業事務官 イム・ヨングク

特許庁は特許ネットシステムに対し、2006年12月に中央行政機関では初めてISO27001認証を獲得し、国際標準の情報保護管理体系を整えた。2007年にはこのような特許ネットの情報保護体系を更に強化・高度化する情報保護マスタープランを元に政策を推進した。

① 特許ネットシステムの情報保護管理体系（ISO27001）の認証維持のため、年間2回の事後審査によって特許ネットシステムの情報セキュリティ事項を全般的に診断し、情報保護プロセスを改善した。これにより、特許ネットシステムの情報保護プロセス及び特許庁の情報資産に対する対策も一層強化された。

② ネットワークを通じて行われる様々な技法の攻撃パターンをリアルタイムで探

知し、直ちに防御する侵入防止システム（IPS、Intrusion Prevention System）を導入し、特許庁統合セキュリティシステムを高度化した。これにより、特許庁の情報資産に対する対処が迅速に行われ、特許庁顧客の知的財産の保護もより強化された。

③ 検索データベースのセキュリティソリューションを拡大・構築し、データベースへのアクセス権限の統制を強化し、特許ネットシステムのデータベースセキュリティを強化した。これにより、情報の侵害・流出の監視及び予防が行え、信頼性あるサービス体系を整備し、セキュリティの強い特許ネット検索データベースを構築した。

このような努力により、国家情報院が主管するセキュリティ業務評価会議で大統領機関表彰を受賞し、同機関が主管する情報セキュリティ管理の実態評価でも99の公共機関中のうち最優秀機関（第1位）に選ばれた。

特許庁は今後も知的財産行政の主務部署として、情報保護分野で主導的・先導的な役割を遂行すると共に、顧客の知的財産権保護に最善を尽くす予定である。

第3節 グローバル特許情報ネットワークの強化

1. 特許ネットシステムの海外拡散及び普及拡大

情報企画本部情報協力チーム土木事務官 キム・ヨンピョ

イ. 電子政府の海外進出推進の背景

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般のパラダイムの変化を生み、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として新しいIT市場を主導している。そのため、韓国政府も特許情報化システムや関税情報化システムなど、6つの電子政府システムを発展途上国の電子政府構築支援のための「電子政府6大戦略課題」に選定し、政府レベルの電子政府の海外進出を積極的に支援している。電子政府事業を中心に成功したIT産業分野の技術を発展途上国に伝授し、国家間の情報格差を解消すると共に、新しいIT海外進出市場を創出し、国家競争力を高めることに、電子政府の海外進出の目的があると言える。

ロ. 知的財産権分野の電子政府の海外進出環境

今日、世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率よく処理し、出願人の便宜を向上するため、特許分野の電子政府の実現を急いでいる。特に、3極特許庁と言われている米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国の特許行政の情報化のみならず、「世界特許システム」を開発し、発展途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進するなど、特許行政の情報化分野の熾烈な主導権確保競争が展開されている。特許ネット技術移転事業は知的財産権の行政情報化分野で技術標準の国際的な主導権を確保し、多くの支持基盤の確保及び発展途上国との戦略的同伴関係を形成することで、国際社会における国益優先を目的とした関係形成の基礎を固めると同時に、民間SI企業の海外市場の進出を支援することに意義がある。

ハ．特許行政情報化システム（特許ネット）の海外拡散の現況

韓国特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムが、3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象になっているだけでなく、APEC域内の発展途上国特許庁における情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選んでいる。また、知的財産権分野の国際規範の定立や国際協力を管掌している世界知的所有権機関（WIPO）がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムが世界的な注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネットによる電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化の水準を高く評価し、2002年の発展途上国における特許行政技術協力事業のメインパートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このようにして得たAPEC特別基金を活用して、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行った。これにより、APEC域内の加入国の高い評価が得られ、特許行政の情報化分野を先導する国家だと認識されるようになった。

特許ネットの海外進出推進は主要拠点国家を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月、タイ商務部はタイ特許庁の情報化事業（IP Center構築事業）に韓国特許庁の参加を要請した。韓国特許庁は韓国通信、LG-GNSなどとコンソーシアムを構成し、2006年の下半期に予備事業提案書を提出した。その後、両国の特許庁間で試験的な事業についての合意も行われたが、タイでクーデタが起き、同事業の推進は保留となった。2006年12月末にタイ政局は安定し、協議を再開した。2007年9月に両国特許庁はタイIP Center構築の協力のための了解覚書（MOU）を締結すると同時に、韓国特許庁がWIPOと共同で開発した知的財産権e-ラーニングコンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョン開発事業に着手した。これにより、韓国特許庁はIP Center構築事業参加のため他国と競争する際に、確固たる優位を確保した。

2003年8月に韓・インドネシアの特許庁間で締結した包括的な協力のための了解覚

書（MOU）を元に、韓国特許庁は2007年の上半期にインドネシア特許庁の情報化事業（DGIPnet構築事業）のための事業妥当性調査を実施し、総額33百万ドル規模の特許情報化事業を共同推進することで合意し、2007年9月に両国特許庁はDGIPnet構築協力のための了解覚書（MOU）を締結した。その後、インドネシア特許庁は事業妥当性の調査結果を元に、DGIPnet構築事業を自国の国家開発庁（Bappenas）に借款事業として公式的に申請し、この事業がインドネシアの借款事業に選定されるよう協議中である。2008年にはインドネシア特許庁の情報化事業について韓国政府が提供する借款である対外経済協力基金（EDCF：Economic Development Cooperation Fund）事業として確定した後、インドネシア特許情報化システムの構築事業に本格的に参加し、特許ネットシステムを普及する計画である。

一方、2005年にWIPOの要請によって着手した、国際出願を受付・処理・管理できる国際特許出願受付システム（PCT-ROAD：PCT-Receiving Office Administration）の共同開発を完了し、2005年にはベトナム、イスラエルなどの7ヶ国に、2006年にはマレーシア、インドネシアなどの5ヶ国に普及した。また、スペイン特許庁の基金60,000スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンのPCT-ROADを開発完了し、2007年にはキューバ、ドミニカ共和国などのラテンアメリカの国々を含む6ヶ国に普及した。

PCT-ROAD事業の成功を元に、2006年にWIPOとデジタル形態の知的財産権教育コンテンツを共同開発し、全世界の特許庁に普及する事業を推進した。知的財産パノラマ（IP Panorama）と呼ばれるこのコンテンツは特許情報、技術取引、M&A、電子商取引、特許紛争など、計10の分野に渡る知的財産権関連教育資料であり、2006年には10のコンテンツの開発を完了し、全世界の特許庁への普及を推進した。2007年にはタイ語バージョン開発に合意し、推進中である。

また、APEC特別基金を誘致し、発展途上国への情報化コンサルティングを遂行した経験を元に、知的財産権eラーニングコンテンツ開発のためのAPEC基金を確保した。2006年には特許情報の活用に関する8つの分野、2007年には主要国別の特許文献作成及び解釈に関する6つの分野のeラーニングコンテンツ（IP Xpedite）を開発し、APEC域内の加入国に普及する事業を推進している。2007年末には、中国特許庁やサウジア

ラビアなどとIP Xpediteの自国語バージョン開発のための協力策について議論している。

ニ. 今後の計画

韓国特許庁の情報化水準に対するAPEC、WIPOなどの国際機構はもちろん、海外特許庁から好評を得てスペイン特許庁、フランス特許庁などの先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業への意思を打診している。ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム（EPTOSシステム）とPCT-ROADシステムとの統合による世界特許システム構築を提案するなど、これまで3極特許庁主導で進行されていた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。すなわち、韓国特許庁が情報化システムと知的財産権関連デジタルコンテンツの普及などをWIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことにより、特許行政情報化分野で韓国特許庁の役割が大きくなっており、特許行政の情報化に関連する世界標準の制定・改正問題に対する議論を韓国が主導的に行える環境が整いつつある。また、このような事業を通じ、韓国の標準や技術がWIPOシステムやこれを導入した各国システムに自然に採択されるようにすることで、情報化の世界標準の定立によって韓国特許庁の役割を更に強くしていくという計画である。このような計画を失敗なく遂行し、韓国特許庁が3極の特許庁と共に、知的財産権分野の国際規範や情報化世界標準の定立を主導する先導特許庁（Leading office）を目指す予定である。

2. 主要国特許庁との情報化の協力強化

情報企画本部情報協力チーム書記官 パク・ヒョンヒ

イ. 必要性

現在、知的財産の情報化分野は日々増えつつある各国の審査・審判業務の負担を軽減させるため、国家間特許情報共有システムの構築とシステム標準の制定・改正業務

などの情報化システムや制度の調和・統一化が行われている。これを実現するため、米国、ヨーロッパ、日本の3極特許庁は相互間の特許情報共有システム及び優先権書類の電子的交換システムを構築した。また、WIPOでは今後統一化された情報化システムを構築するためのWIPO標準の制定・改正議論を活発に行っている。

このような情報化分野の国際的な発展方向に注目し、韓国特許庁がグローバル特許情報化を先導するためには、主要国との情報化協力の強化が必要である。情報化の発展方向を実質的に左右する5ヶ国（米国、ヨーロッパ、日本、中国、韓国）の協力強化によって、情報化戦略及び情報技術を相互交換すると共に、情報化の主要問題に対する韓国特許庁の立場を積極的に主張する必要がある。また、その他の特許庁との協力強化を通じ、今後国際舞台で韓国特許庁が主導的に先導できる基盤を整備しなければならない。

ロ. 推進経過と成果

1) 韓・日特許庁間の情報化協力強化

韓・日特許庁は2007年4月に特許審査ハイウェイのための情報化基盤である特許情報閲覧システムを開通し、両国の出願人に関連証明書類の提出負担を減らし、より迅速な審査を可能にした。

また、2007年6月に開催された第10回韓・日情報化専門家会議では、両国の特許庁間の優先権書類の電子的交換システムの構築、韓・英や和・英の自動翻訳システムの構築、WIPO情報化標準議論における協力などが議論された。同会議で日本特許庁は韓国特許庁にTDA (Trilateral Document Access) 標準変更情報の提供を約束し、両国の特許庁間の検索システムの性能を向上するため、韓国特許で生成されたDNA塩基序列DBを国際的に提供することに合意した。また、日本特許庁内の検索システムに韓国特許文献を搭載するための技術的協力に合意し、今後韓国特許文献の国際的な普及や活用を期待できる。

両国の特許庁はこのような情報化協力活動を通じ、優先権書類をオンラインで交換するなど、出願人の便宜を増進すると共に、検索データを定期的に交換して審査官の先行技術検索の正確度を高める努力を行っている。また、相互間の優秀情報技術に対するベンチマーキングを行い、システム開発の効率性を向上させた。

2) 韓・ヨーロッパ特許庁間の情報化協力強化

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月に両国の特許庁間で締結した包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年了解覚書の履行のための年間協力計画(Agreed Minutes)を樹立し、体系的に情報化協力を推進している。両者は特許データの交換、相互情報化システムの統合、相互検索システムの連動、韓国特許情報専門家の派遣など、情報化分野全般について包括的に協力している。

特に、2007年から韓・ヨーロッパ特許庁間の優先権証明書類の電子的交換(半自動)が全面的に施行され、2008年の下半期には3極網を基盤とする全自動の優先権証明書類の交換システムを開通するための技術的議論が行われている。

3) 韓・中・日の3国特許庁間における情報化の協力強化

韓・中・日の3国は2007年11月に日本で第5回3国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じて3国は各国の自動化システムの現況及び開発計画に関する情報を交換し、3国間の優先権証明書類の電子的交換、統計データの交換、各国間の特許DB普及政策の統一化などを議論した。

また、3国ホームページ(<http://www.tripo.org/>)に3国間で交換可能な検索データ目録を掲載し、交換可能な目録を常時確認・交換することで合意した。また、主要な国際的問題について議論し、共同で対応することにした。

このような努力はグローバル特許庁時代において、東北アジア地域の特許庁間の実質的な協力の枠組みを整備したという点で重要な意味を持つ。

4) 韓・米特許庁間の情報化協力強化

韓・米特許庁は2005年9月の両国の特許庁間の情報化協力に関する了解覚書（MOU）を締結して以来、相互情報化協力活動が本格化され、2007年6月に実質的な情報化実務会議が開催された。

特に、2007年4月に韓国特許文献がPCT関連する必要最低限の文献となったことにより、韓国特許データに対する米国特許庁の需要が急増している。また、両国間の特許情報共有システムの構築や3極網を基盤とする優先権書類の電子的交換に合意し、2008年末の開通を目標に関連システムの開発を推進中である。

ハ. 今後の計画

2008年に韓国特許庁は日本、ヨーロッパ、米国、中国特許庁との両者間情報化協力を持続的に強化した。また、5ヶ国特許庁情報化実務会議に参加して主要5ヶ国間の情報化協力事業を推進し、知的財産権国際社会で韓国特許庁がグローバルな特許情報化を先導できるように努力していく予定である。

<表Ⅲ-1-7>主要国特許庁との今後の計画

区分	日程 (2008年)	主要議論課題
韓/EPO	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・特許情報交換システムの構築 ・3極網基盤における優先権書類の電子的交換
5ヶ国情報 化実務会議	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・審査効率化のための戦略（共通検索DB、共通出願フォーマットなど） ・審査負担節減のためのIT issue
韓/JPO	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・検索データの交換 ・知的財産権の主要問題についての共同対応

区分	日程 (2008年)	主要議論課題
韓／米	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報交換システムの構築 ・ 3極網基盤の優先権書類の電子的交換 ・ PCT文書の電子的交換
韓／中／日	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓・中・日の3国間の情報化戦略及び技術共有

3. 知的財産権の情報化における技術標準制定への参加

情報企画本部情報協力チーム工業事務官 キム・ドンファン

イ. 必要性

知的財産権分野の情報化標準の制定・改正は、特許行政の全プロセスを電算化した膨大なインターネットシステムを開発・運営している韓国にとっては危険要素となる可能性が大きい。韓国の特許ネットシステムが採択している標準とは異なる標準が世界標準として採択されると、莫大な予算をかけて開発した特許ネットシステムを全面的に再開発しなければならない。そのような危険を防止し、知的財産権分野の世界標準や知的財産権の国際的な保護水準を韓国に有利な方向に誘導するためには、知的財産権分野の情報化標準国際議論で韓国の立場を十分に反映できるよう、主導権を確保しなければならない。

ロ. 推進経過と成果

韓国特許庁は先進知的財産権の情報化システムである特許ネットシステム（KIPOnet）の開発・運営経験を元に、情報化標準会議（SDWG）活動によって、WIPO標準制定・改正に能動的に参加している。また、3極及び主要国特許庁との両者協力を通じ、知的財産権の情報化国際標準の制定・改正活動を強化し、KIPOnetの互換性や安全性の確

保に努めている。

情報化分野のWIPO国際標準化活動は、情報化標準会議（SDWG）の傘下にある多数の分課委員会やe-forumによって行われる。標準案の草案は分課委員会の委員長の提案によって提示されるが、分課委員の同意を得なければならない。SDWG会議では形式的な検討の後に承認を行う。韓国特許庁も主要分課委員会に参加し、標準の議論動向を持続してモニタリングしており、韓国の意見を積極的に述べている。

2007年11月にSDWGの第9回会議が開催された。韓国特許庁は2002年から商標標準の分課委員会の委員長を務め、商標分野の標準制定作業を主導している。また、特許やデザイン分野まで領域を拡大するために努力している。

1) 2007年の情報化標準会議（SDWG）活動

韓国特許庁はSDWG傘下の「商標標準」、「出願番号標準」、「年次技術報告書（ATRs）」、「文書標準」など、12の主要特許分野における分課委員会に参加して活動している。特に、標準制定作業が完成段階にある特許分野とは異なり、標準制定作業が始まったばかりの商標分野の最も重要な標準制定業務である「商標標準分課委員会」の委員長を務め、商標標準の制定作業を主導している。これにより、自国標準を防御し、3極などの主要国の標準動向をモニタリングするという効果が得られている。

標準制定作業は一般的に分課委員会の委員長の主導によって行われる。具体的には、①SDWG会議で特定分野に対する標準制定の必要性を提案して同意を得る、②分課委員会の委員長が同標準制定作業を遂行する「事業計画書（Project Brief）」を提出する、③SDWG会議で事業計画書の内容の承認を受ける、④委任された範囲内の標準作業を遂行するといった手順で行われる。

分課委員会の委員長はe-forumを通じ、標準案制定作業のための全体日程を提案し、分課委員会の委員との協議を経て最終的な作業日程を確定する。定められた作業日程にしたがって加入国の自動化現況把握のためのアンケート草案をe-forumによって提

示し、分課委員の検討意見を元に修正した後、最終的なアンケートを完成し、国際事務局に移管される。アンケートは3ヶ国語（英語、フランス語、スペイン語）に訳され、WIPO会員国に配布される。その後、回収された加入国のアンケート結果を元に標準草案を作成してe-forumに上程し、分課委員の検討を経て標準の最終案を作成する。この標準案を次期SDWG会議に上程し、同意を得れば標準として公表される。

SDWG会議の際、分課委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告を行うと共に、加入国の建議・質疑事項に答える。また、同期間に開かれる分課委員会会議を主宰し、e-forumによって提示された主要問題について討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。

現在、商標標準分課委員会の委員長を務めている韓国は、加入国の商標イメージに関するアンケートに対する分析結果をe-forumを通じて伝達し、意見聴取及び反映を行った。2007年3月の第8回SDWGでは商標標準の草案を発表し、2008年2月の第9回SDWGでは同意を得る予定である。

また、出願番号分課委員会はJPOが主宰し、出願番号の統一化を推進している。JPOの「権利類型コード」や「一連番号」のみを必須構成要素とした提案に対し、韓国は「年度」まで必須構成要素とすることを求め、出願番号を「権利類型＋年度＋一連番号」の順で固定する韓国の立場を反映させた。

2) 韓・WIPO間のPCT電算化分野の協議

WIPOとPCT分野の情報化協力を通じ、優先権証明書類などをオンラインで交換している。2007年からWIPOは全世界特許庁の優先権証明書類の電子的交換のため、DAS (Digital Access System) という電子図書館を構築に努めている。韓国も3極の意見に同意し、積極的に意見を貫徹している。

電子的交換PCT文書が2007年11月には11種に上っており、徐々に拡大される見通しである。

ハ. 今後の計画

特許庁は持続的なSDWG活動によって、商標標準の制定作業をリードする予定であると共にKIPOnetの柔軟性や互換性確保のため、PCT標準改正作業に積極的に参加する計画である。また、2008年5月から開催される5ヶ国情報化実務会議によって、特許庁のインターネット技術が世界標準に反映されるよう積極的に対応する予定である。

＜表Ⅲ-1-8＞情報化技術標準のための今後の計画

日程（2008年）	推進内容
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9回SDWG会議参加 ・ 商標標準草案の発表（バージョン1.0）
3月～4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標イメージ標準に対する改正案をe-formによる告知
4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ WIPO商標標準分科委員会の意見収集及び商標イメージ標準案と付録に対する第2回改正案e-formによる告知
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10回SDWG会議参加後の改正案発表

第2章 特許情報の活用促進及び情報サービスの強化

第1節 特許技術の動向における調査の活性化

1. 特許技術の動向における調査概要

情報企画本部情報企画課技術書記官 ウォン・ジョンヒョク

イ. 特許情報の有用性

特許情報は論文に並ぶ新技術情報の宝庫であり、知的財産の創出、管理、活用の全段階で有用に活用されれば、知的財産の価値増大に寄与できる。2006年に韓国電算院が遂行した知的財産情報化における成果研究によると、先行特許及び情報検索などの特許情報の活用を行えば、重複研究開発投資の回避によるR&D投資効率性が向上されるのはもちろん、研究開発期間の短縮によって、R&Dの投資生産性が向上し、研究開発期間は平均して26.18%短縮され、研究開発費用は27.59%節約できることが分かった。また、知的財産権創出効果は国内では19.99%、国外では11.33%が向上することが分かった。

先進国ではこのような特許情報の重要性を認識し、国家や企業のR&D投資、技術移転などに於いて特許情報を活用している。

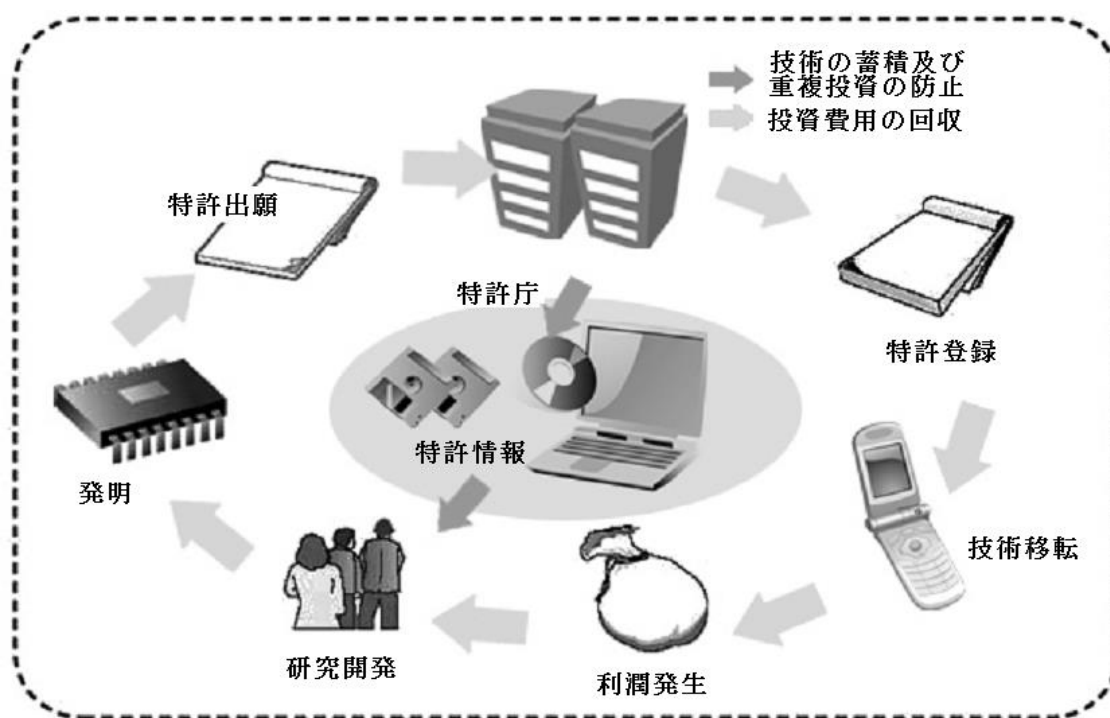
ロ. 特許情報と研究開発の好循環体制

韓国の場合は、研究開発時の特許情報活用率はそれほど高くない。2003年に国内の主要研究所を対象に実施した調査結果によると、全体回答者の55.4%が研究開発遂行前に特許情報を調査しないと応えた。

しかし、特許情報は国家や企業の技術革新能力と研究開発活動の効率性を向上するなど、様々な波及効果をもたらすため、持続した研究開発と特許情報活用の相互補完

体制を構築しなければならない。創意的な研究開発により、国際的に特許が取得可能な発明を量産し、それを特許として登録を受け、事業化や技術移転などによって国家レベルの付加価値を創出しなければならない。また、特許行政の遂行過程で蓄積された全世界の特許情報を空白技術の発掘や重複投資の防止などの効果的な研究開発方向設定のため、積極的に活用し、研究開発と特許情報による好循環サイクルを構築しなければならない。

<図Ⅲ-2-1> 研究開発と特許情報活用の好循環サイクル



ハ. 特許技術の動向調査における政策推進方向

これまで国家研究開発事業では莫大な予算が投入され、それによって開発された技術は国家の科学技術能力を増大し、産業発展を牽引する役割を担ってきた。特に、最近では成果中心の国家研究開発事業が強調され、研究開発の結果として知的財産権の確保が重要になってきている。特に、研究開発の企画段階から事業化までの全過程に渡って産業財産権の情報が重要視されている。そのため、特許庁では国家研究開発課

題に対する特許技術動向調査の義務化、特許紛争マップ及び紛争対策特許マップの作成など、様々なプログラムによって産業財産権情報を生産、普及、活用するための政策的な努力を拡大している。

特許技術の動向調査は特許庁が保有している1億3千万件余りの国内外の特許文献を分析・整理し、国内企業や研究所などの研究開発方向を設定するために支援された。2004年までは5年間で120の新技術分野に対する特許マップ（Patent Map）を作成・普及した。

2004年12月の国家科学技術委員会で「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」を報告したことを契機に同事業は全盛期を迎えた。すなわち、2005年からは国家研究開発事業の研究企画、課題選定、成果評価などの段階で分析された特許情報を提供し、国家開発事業の投資効率性を向上するための「国家R&D特許技術動向調査事業」、中小・ベンチャー企業の特許紛争対応力向上のための「国際特許紛争支援事業」、科学技術者の特許情報活用能力強化のための「特許情報活用教育事業」などに区分して推進している。

2007年にも関連予算を持続的に拡大し、国家R&D事業に対する特許技術動向調査の支援を受けるR&D課題数を、2006年の2,099課題から2007年には3,433課題に拡大した。また、特許能力を備えた研究人材を大学から体系的に育成するため、理工系大学や大学の正規科目として特許講座を開設・運営している。また、大学の創意的な研究開発を促進するため、研究室単位で大学の重点研究分野に対する特許マップを大学と共同で作成している。

2. 国家R&D特許情報の支援事業

情報企画本部情報企画課技術書記官 ウォン・ジョンヒョク

国家研究開発の研究成果の目標は国家競争力の向上であり、そのために国家が投資

する研究開発の予算規模は継続的に増大している。したがって、研究開発予算をどのような分野に、どのように適切に投資し、その成果をどのような方法で評価・管理するかという問題は非常に重要であると言える。最近、持続的な研究開発投資の増大により、韓国の研究開発成果は大きく伸びているが、技術革新面においては先進国に比べ効率性が低く、R&D結果の経済的成果への連携も不足しているのが実情である。特に、国家研究開発事業において特許情報活用の不足により、重複研究などの重複投資が起きる恐れがある。そのため、特許庁では国家研究開発事業に特許情報を積極的に活用し、科学技術の競争力を高められる方法を多方面で模索してきた。

特許庁では第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」(2004年12月)を上程し、2005年から試験的な事業を実施した後、持続的に研究開発事業の企画段階における特許動向調査や研究課題の選定段階における先行技術調査を実施している。ソウル大経済研究所の報告書によると、本事業の推進により、2006年には2,238億ウォン、2007年には3,600億ウォンの予算節減効果が期待される。また、KDIの研究報告書によると、毎年の特許出願が2.25%増加され、2010年には29千件、2015年には61千件の理工系雇用を創出する効果が期待される。このように、同事業の成果が本格的に出始めている。

イ. 研究開発事業の企画段階の特許動向調査

特許動向調査事業は、既存の専門家中心のトップダウン (Top-down) 方式の研究開発事業を企画する際に、該当分野の技術動向、空白技術、源泉特許の内容を含む特許動向調査書を通じて技術動向、空白技術及び源泉特許などを事前に把握し、更に完璧な国家研究開発方向を提示することを目的としている。そのため、各R&D部署で研究開発事業の企画段階における特許動向調査が実質的に行えるよう、研究開発事業企画のための予算と期間を拡大・調整し、国家研究開発事業の運用要領や指針などの関連規定に、特許動向調査の具体的な施行計画を整備するようにした。

これにより、特許庁では2005年からR&D関連部署との協議を経て、特許情報提供対象の課題を確定し、科学技術部、産業資源部など、R&D中長期大型課題の特許動向調査の

結果を該当部署に提供した。各部署では提供された特許動向調査の結果を利用し、研究企画方向を設定・変更するなど、研究企画報告書に特許情報を反映させた。

2006年には科学技術部、産業資源部など、4つの部署で211の課題について研究企画段階の特許動向調査を実施し、部署の研究企画日程に合わせ、韓国、米国、日本、ヨーロッパなど、全世界の特許情報を分析した。また、各課題の研究企画委員会に該当技術分野の特許庁審査官がR&D特許支援団として参加して分析を支援し、企画に反映させた。2007年には支援課題を大幅に増やし、科学技術部融合技術開発事業や産業資源部中期拠点技術開発事業など、290の課題について特許動向調査を実施し、特許庁審査官をR&D特許支援団として研究企画会議に参加させた。

調査結果を提供した後、研究企画委員を対象に行ったアンケート調査（2007年）では、回答者の95.4%が特許調査について研究企画に有用であったと応え、90.4%がR&D特許支援団によって効果的な企画が可能であったと答えた。

制度的には「国家研究開発事業の管理などに関する規定」（2005年6月改正）で国家研究開発事業の研究企画段階で特許動向調査を義務化し、中長期大型研究開発事業の遂行時、特許動向調査の実施が制度的に保障された。2007年2月には国家研究開発事業の段階評価時にも特許動向調査結果を評価に反映できるという条項を新設し、継続課題として研究期間を分けて協約された課題の場合も特許動向調査を制度化した。

また、本事業で得られた結果である特許動向調査報告書はe-特許ナラのウェブサイト（<http://www.patentmap.or.kr/>）により一般に公開し、研究者が研究遂行段階で活用できるようにしている。

<表Ⅲ-2-1> 2007年度の国家研究開発事業の特許分析支援の現況

区分	主管部署	研究開発事業名	課題数
研究企画時の	科学技術部	融合技術開発事業	41

区分	主管部署	研究開発事業名	課題数	
特許動向調査		陽性子基盤工学技術開発事業	4	
		ナノメカトロニクス技術開発事業（中間企画）	2	
		強み技術開発事業	4	
	産業資源部		部品素材ロードマップ	8
			中期拠点技術開発事業	22
			次世代新技術開発事業	12
			中期拠点技術開発事業（中間企画）	10
			次世代新技術開発事業（中間企画）	7
			エネルギー技術開発事業	20
			電力産業研究開発事業	15
			システムIC2010事業	18
			再生エネルギー技術開発事業	12
			ナノ半導体装備源泉技術商用化支援事業	10
			戦略技術開発事業（示範事業）	8
			戦略技術開発事業（本格事業）	22
	情報通信部		新成長動力核心技術開発	50
	建設交通部		航空先進化事業	2
			建設技術革新事業	5
			プラント技術高度化事業	2
海洋水産部		R&D事業企画研究	4	
保健福祉部		保健医療技術研究開発事業	12	

区分	主管部署	研究開発事業名	課題数
合計			290
課題選定時の 先行技術調査	産業資源部	電力産業研究開発事業	137
		清浄生産技術開発普及事業	108
		再生エネルギー技術開発事業	85
		自動車基盤技術開発事業	52
		バイオスタープロジェクト	31
	情報通信部	IT産業競争力強化事業	97
		IT優秀技術支援事業	128
	環境部	次世代核心環境技術開発事業	604
	農林部	農林技術開発事業	232
	海洋水産部	水産特定研究開発事業	129
	保健福祉部	韓方治療技術研究開発事業	59
	文化観光部	文化コンテンツ技術開発支援事業	22
	中小企業庁	技術革新開発事業戦略課題	1,252
	防衛事業庁	基礎研究事業（個別基礎研究）	19
	農村振興庁	農業特定研究事業	32
	文化財庁	伝統科学技術先端実用化事業	15
山林庁	林業特定研究	70	
	林業試験研究	10	
団体評価時の 先行技術調査	科学技術部	次世代成長動力（バイオ新薬臓器）	48
	保健福祉部	韓方治療技術研究開発事業	13

区分	主管部署	研究開発事業名	課題数
合計			3,143

ロ. 研究開発課題の選定段階における先行技術調査

課題選定段階の先行技術調査は、農林部、環境部、中小企業庁など、R&D部署の短期小型課題によって実施され、ボトムアップ（Bottom-up）方式の研究開発事業の課題選定時に、該当分野の先行特許などを事前に調査し、重複研究開発を防止し、特許が可能な課題に集中して投資するために推進された。各部署は研究課題の選定に先行技術調査の結果が活用できるよう、評価期間中の15日以上を先行技術調査の最低限の期間として確保し、調査結果を評価に反映して支援課題を選定する。この時、特許庁は部署で調査依頼された評価対象について、先行技術調査を遂行して各部署に提供する。最終的に選定された課題申請機関には報告書形態の先行技術調査結果を提供し、先行技術を考慮した研究開発を誘導する体制として推進されている。

2006年には中小企業庁、情報通信部など、7つの部署で1,888の課題について課題遂行段階の先行技術調査を実施した。2007年には部署の需要に合わせ、支援課題を大幅に増やし、中小企業庁、科学技術部など、13の部署で3,143の課題について先行技術調査を実施した。また、これにより、636の課題で同一先行特許を発見し、課題支援対象から排除できるという重複投資の防止効果も得られた。2008年の需要調査では16の部署で10,908の課題を申請するなど、特許分析の要求が急増している。

課題選定委員を対象に実施したアンケート（2007年）では、回答者の88.6%が先行特許について課題評価に役に立ったと応え、90.1%が今後先行技術調査を制度化すべきであると答えた。

今後も特許庁はこのような成果を元に、韓国の国家研究開発事業の効率性を高めるため、特許情報活用の制度化が定着できるよう動力し続ける予定である。

3. 特許紛争に備えた知的財産権の情報支援事業

情報企画局情報企画課工業事務官 イム・チャンス

イ. 事業概要

国際特許紛争支援事業は2000年から2004年まで推進してきた「特許技術の動向調査事業」の次の事業であり、2005年から2007年には国際特許紛争マップの作成と特許マップの作成事業を推進した。

国際特許紛争マップは2006年に作成された米国の特許紛争マップをアップデートしたものであり、米国連邦控訴裁判所（CAFC）の最近の特許訴訟判例（2006年5月～2007年4月）を詳しく分析し、最近のCAFCにおける特許紛争の動向に対する統計的分析と法律争点により、特許訴訟の判例を分析した。また、イギリスやドイツの裁判所における特許訴訟関連判例に対する分析を行い、韓国企業が米国だけでなく、ヨーロッパなどで発生する特許侵害事件にも効率的に対処できるよう情報を提供している。

特許マップ作成事業は研究企画段階から特許紛争が予想される技術分野に対する特許分析を実施し、その結果を韓国企業に提供することで、今後の特許紛争を予防し、紛争に適切に対処できるよう支援するための事業である。

ロ. 推進内容

1) 国際特許紛争マップの作成

特許庁は2005年から2006年までの事業推進過程で提起された関連業界の要求事項を補完し、2007年には実質的な面でもより詳細な「テーマ別」特許紛争マップを作成した。また、2007年には2006年に作成された米国の特許紛争マップをアップデートし、イギリスや同一の裁判所における特許訴訟関連判例800件余りを分析したヨーロッパ特許紛争マップを作成した。

国際特許紛争マップは技術分野、訴訟類型、利害当事者（提訴者、被提訴者）、該当国の観点で分析された。定量分析では侵害事件の件数を基準に、紛争現況に対する傾向の比較・分析を実施し、定性分析では定量分析の結果を元に主要侵害事件に対する更なる分析を実施し、政策示唆点を導出した。

また、2007年に作成された米国特許紛争マップでは特許訴訟の専担高等裁判所と言えるCAFCに提起された120件余り（2006年5月～2007年4月）のすべての特許訴訟を詳しく分析し、米国における最近の特許訴訟の判決傾向などを把握できるようにした。また、ヨーロッパ特許紛争マップはイギリスやドイツ内の特許訴訟事件を詳細に分析し、特許紛争の現況や特性を技術別・法律争点別に整理し、該当判例の原文も一緒に提供した。

2007年11月には事業結果発表会を開催し、特許分析情報のポータルサイトである「e-特許ナラ」に関連資料（特許技術動向報告書、特許紛争マップ、判例情報など）を提供することにより、特許情報のワンストップサービスを実現した。

2) 特許マップ作成事業

同事業は研究企画から特許紛争が予想される技術分野に対する特許マップを作成し、企業などに普及する事業である。

特許庁では企業や研究所などに公文と電子メールなどにより、作成課題に対する需要調査を実施し、課題選定委員会で最終的に10個の課題を選定して、それに対する特許分析を実施した。

課題選定委員会は各産業分野別（電気電子、機械金属、薬品化学）の6名程度の専門家で構成される。また、課題別の特許庁審査官1名と外部専門家2名で構成された技術諮問委員会を構成し、作成機関を選定するための技術審議、技術系統図及び検索式による解釈範囲の設定、段階別結果の諮問及び最終評価などを遂行した。

2007年8月に中間発表会を開催し、韓国企業の特許マップ活用事例の紹介及び要求事項を聴取した。2007年11月には最終発表会を開催し、各課題の事業結果を紹介し、分析報告書は「e-特許ナラ」によって国内の関連企業に普及した。

2008年には主要交易国（米国、中国）の特許紛争マップ作成や国内外の産業財産権侵害訴訟及び紛争情報の提供によって、企業の産業財産権の紛争における対処能力の強化に寄与する予定である。

<表Ⅲ-2-2> 2005～2007特許マップ作成課題の現況

分野（2007）	課題名
機械／金属（2）	極限地域の船舶及び海洋構造物
	車両衝突時の衝撃吸収装置
電気／電子（4）	半導体用洗浄技術
	再構成型SoC
	バイオセンサー素子
	次世代メディアストレージ
化学／薬品／その他（4）	光学異性体医薬品
	神経疾患治療薬
	形質転換動物及びバイオ臓器
	ナノ粉末化技術
分野（2006）	課題名
機械／金属（1）	車両用ブラックボックス
電気／電子（5）	半導体平坦化技術（CMP）
	DRM（Digital Right Management）

分野（2007）	課題名
	電界放出ディスプレイ
	テレマトリックス端末機
	AMOLED LTPS技術
化学／薬品／その他（4）	機能性食品素材及び製品
	西方型薬物伝達システム
	高分子電解質燃料電池
	ナノ医薬品開発技術
分野（2005）	課題名
機械／金属（1）	ヒューマンロボットインタフェース（HRI）
	携帯移動放送技術
電気／電子（5）	Uーバンキング技術
	次世代移動通信技術（携帯インターネット）
	ホームサーバー及びホームゲートウェイ技術
	デジタルイメージプロセッシングチップ
化学／薬品／その他（4）	炭素ナノチューブ製造及び応用技術
	改良新薬技術（ブロックバスター薬品など）
	ディスプレイ用無機化学素材
	遺伝子利用診断及び治療技術

4. 大学特許教育支援事業

情報企画局情報企画課林業事務官 ジョン・ギヒョン

イ. 推進背景

第16回国家科学技術委員会（2004年12月21日）に上程された「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」と共に、科学技術者の特許情報活用認識の向上によるR&D事業の効率性及び国家技術革新能力の向上を支援する特許情報活用教育の必要性が出てきた。

また、企業競争においても特許戦略の重要性がこれまでより強調されている。最近、国内企業はこのような傾向を反映するかのようになり、特許経営政策を打ち出し、特許専担の最高責任者（CPO）や特許専担部署を新設している。

研究開発過程で適用できる実質的な特許情報関連教育プログラムの提供により、科学技術者の特許情報に対する認識を向上させると共に、特許情報活用能力を向上させた。また、体系的な教育により、特許に強い研究人材を養成するための大学の特許教育を支援する事業を実施するようになった。

ロ. 推進内容

1) 理工系大学（院）生及び研究者を対象とする特許講座の運営支援

ソウル大、KAISTなど、全国の主要大学及び大学院に正規の教育課程として特許科目を編成し、大学の研究者に特許に対する関心を高め、特許制度全般に対する実質的な教育を実施した。

理工系大学の場合、2007年の1年間37大学に70の講座を開設し、4,370名が受講した。理工系大学院の場合、高麗大、ソウル大、延世大、KAISTの4大学院に10の講座を開設し、421名が受講した。

2) 大学の重点研究分野に対する特許マップの作成支援

2006年に試験的に行った大学の重点研究分野に対する特許マップ支援事業を大幅に拡大・運営した。その結果、2007年には光州科学技術院、建国大、高麗大、ソウル大、延世大、KAIST、浦港工科大など、16の研究センターの大学を対象に20個の課題について支援を行った。

支援を受けた研究室は、研究室の主要研究分野を中心とした特許マップを専門事業遂行機関と協力して作成し、研究開発に活用する。また、その過程を通じ、特許情報活用に関する専門的な素養を備え、特許に強い研究人材となる。

3) 特許教育インフラ強化のための知的財産権教授養成プログラムの運営

大学の特許教育を安定して長期間運営するために必要とされる教授の増員、教材の開発など、特許教育インフラ強化のため、様々な努力を行った。

まず、理工系教授を対象に、特許教育のノウハウ、教育事例の共有などのための理工系教授ワークショップを2回行った。また、特許庁の審査・審判官、弁理士などの専門講師による教授の特許教育を並行した。このように、理工系教授が特許に一層詳しくなるきっかけを整備した。

一方、理工系学生、特に、R&Dと直・間接的に関わる研究人材を育てるための特許教材が不足しているという大学の意見により、2006年に製作した「特許と情報分析」を改正し、大学院の受講生に配布した。また、大学生に特許を教えようとする理工系教授や講師のための「大学特許教育活用書」を製作・発刊した。これは「知的財産権入門」、「特許制度と出願書の作成」、「特許情報調査と分析」、「特許戦略と研究成果の管理」という4つのテーマで構成されており、各巻はモジュール形態で構成し、学生に必要な部分を選択して講義できるようにした。

<表Ⅲ-2-3> 大学重点研究分野における特許マップ支援課題の現況（2007）

番号	大学	課題名
1	KAIST	ナノバイオ融合技術
2	KAIST	ナノCMOSを利用したバイオセンサー技術
3	建国大	RFIDを活用した物流管理システムの構築と運営
4	慶熙大	脳神経保護及び痛風予防
5	高麗大	ナノ粒子を基盤とする電子及び光素子
6	高麗大	高温用高分子電解質及び燃料電池（PEMFC）の開発
7	光州科技院	小型ハンドヘルドプローブを持つ断層映像医療機器
8	釜山大	有機発光ダイオード（OLED）に使用される燐光発光材
9	ソウル大	ハイドロキシアパタイトの生成・合成及び応用技術
10	ソウル大	表面増強ラマンナノ標識粒子及びこの製造方法
11	延世大	水溶性磁性ナノ粒子の合成及び生物学的応用
12	延世大	Multi-hop transmission with heterogeneous communication systems
13	嶺南大	太陽電池用素材及び工程
14	仁荷大	天然物を利用した美白化粧品
15	全南大	臨床ワクチン研究開発（抗がんワクチンなど）
16	全北大	LCD技術IPS/FFS mode
17	情報通信大	光パケットスイッチングシステム（Optical Packet Switching）
18	忠南大	人体デジタルモデル化技術
19	浦港工科大	ナノ棒異種構造及び量子構造を利用した多機能性ナノ棒ナノ集積素子

20	漢陽大	AMOLED画質改善技術
----	-----	--------------

<表Ⅲ-2-4> 1学期の大学（院）特許教育講義の開設現況（2007）

区分	大学名	担当教授	学科	講座名	科目区分
学部	カトリック尚志大	カン・スンウク	鉄道電気科	科学技術科知的財産	工大教養
	江陵大	オム・ワンソプ	産業システム工学科	知識産業化科学技術	工大教養
	江原大	オク・ヨンシク	資源生物環境学科	ウェルビーイング農産物知的財産権	工大教養
	高麗大（西倉）	イ・ユンソク	科学技術大学長	科学技術科知的財産	工大教養（英文）
	金川大	オ・ジョンミン	医療保障具科	発明と特許	全体教養
	大仏大	イ・ギョンテ	情報産業学科	発明と特許	工大教養
	大真大	クオン・ヒョクホン	機械設計工学科	発明と特許	工大教養
	東国大	イム・ジョンヨン	機械工学科	科学技術と知的財産	工大教養
	東西大	パク・チャ Chol	応用生命工学部	①発明と特許 ②特許管理	工大教養
	ソウルジョンズ大	イ・ジュヒョン	カーエレクトロニクス	発明と特許	一般教養
西江大	シン・ウンソプ	化学科	知的財産権と特許	工大教養（英語）	

区分	大学名	担当教授	学科	講座名	科目区分
	ソウル大	ファン・ チョルソ ン	材料工学部	特許と技術移転	工大教養
	ソウル女 子大	キム・ミ ョンジュ	コンピュータ工学部	知的財産権	工大教養
	世明大	ユン・ソ クピョ	バイオ環境工学科	特許と環境新技術	工大教養
	水原大	パク・ベ シク	物理学科	発明と科学	工大教養
	亜州大	チョイ・ スンチョ ル	新素材工学科	発明と特許	工大教養
	延世大	ハン・ギ ョンヒ	工学教育革新センタ ー	技術創造と特許	工大教養（英語）
	円光大	キム・ジ ュンホ	工大	①知的財産権基礎 ②科学技術と知的財 産	工大教養
	仁済大	キム・イ ルソン	ナノ工学部	特許情報検索	専攻選択
	全南大	キム・ヨ ンチョル	応用化学工学部	①科学技術と知的財 産 ②知的財産権基礎(英 文)	工大教養
	全北大	ソン・チ ョルギョ	電子情報工学部	特許と知的財産権	全体教養
	済州大	ハン・ヘ ナム	生物産業工学部	①発明と特許 ②発明と特許	全体教養
	浦港工科	キム・ジ	人文学部長	知的財産権	工大教養

区分	大学名	担当教授	学科	講座名	科目区分
	大	ヨンギ			
	韓国技術 教育大	イ・ガン ファン	コンピュータ工学科	工学と特許	工大教養
	ハンバッ 大	イ・チョ ンソク	電波工学科	知的財産権	専攻選択
大学 院	ソウル大	ホン・グ クソン	材料工学部	特許と情報分析	専攻選択
	KAIST	ジョン・ ギフン	バイオシステム学科	特許分析と発明出願	共通必須
	延世大	チョウ・ ヒョンヒ	機械工学部	特許と情報分析	共通科目（選択）
	高麗大	キム・ソ ンシク	情報経営工学部	特許と情報分析	専攻選択
計	25大学／4個大学院			大学29講座／大学院4講座	

＜表Ⅲ-2-5＞2学期の大学（院）特許教育講義の開設現況（2007）

区分	学校名	担当教授	学科	講座名	科目区分
大 学	カトリック 尚志大	カン・ス ンウク	鉄道電気科	特許情報検索	工大教養
	高麗大（西 倉）	イ・ユン ソク	科学技術大学長	科学技術と知的財産	工大教養（英文）
	高麗大（安 岩）	シン・ヨ ングン	知能情報システム研 究	特許と知的財産権	全体教養
	公州大	チョウ・ グクヨン	新素材工学科	①特許及び文献収集 演習	専攻選択

区分	学校名	担当教授	学科	講座名	科目区分
		チョン・イシキ	工学センター長	②発明と特許A ③発明と特許B	工大教養
	金鳥工科大	キム・ヨンテ	機械工学科	発明特許概論	専攻選択
		ユン・ドンファン	電子工学部	創意設計プロジェクト	専攻必須
	大仏大	イ・ギヨンテ	情報産業学科	発明と特許	全体教養
	大真大	クオン・ヒョクホン	機械設計工学科	発明と特許	工大教養
	東国大	イム・ジョンヨン	機械工学科	科学技術と知的財産	工大教養
	東西大	パク・チャ Chol	応用生命工学部	①発明と特許 ②特許管理 ③特許設計	工大教養
	明知大	キム・ギユソン	コンピュータ学科	知的財産権の理解	教養選択
	牧園大	ジョン・ホェファン	兼任教授	知的財産権及び知識経営	工大教養
	西江大	シン・ウンソプ	化学科	知的財産権と特許	工大教養（英文）
	西京大	ソン・ギウオン		技術と特許	全体教養
	ソウル大	ファン・チョルソ	材料工学部	特許と技術移転	工大教養

区分	学校名	担当教授	学科	講座名	科目区分
		ン			
	ソウル女子大	キム・ミヨンジュ	コンピュータ工学部	知的財産権	工大教養
	ソウルジョンス大	イ・ジュヒョン	カーエレクトロニクス科	発明と特許	
	世明大	ユン・ソクピョ	バイオ環境工学科	特許と環境新技術	工大教養
	水原大	パク・ベシク	物理学科	発明と科学	工大教養
	亜州大	チョイ・スン Chol	新素材工学科	発明と特許	工大教養
	延世大	ハン・ギヨンヒ	工学教育革新センター	技術創造と特許	工大教養（英文）
	嶺南大	ジョン・ジェハク	化学工学部	6シグマ特講及び知的財産概論	工大教養
	円光大	キム・ジュンホ	兼任教授	①知的財産権基礎 ②科学技術と知的財産	工大教養
	梨花女子大	チョウ・ギョンスク	環境工学科	知的財産権管理	工大教養
	全南大	キム・ヨン Chol	応用化学工学部	①科学技術と知的財産 ②科学技術と知的財産	工大教養
	全北大	キム・ド	ヘルスケア工学部	特許と知的財産権	工大教養

区分	学校名	担当教授	学科	講座名	科目区分
		ンウク			
	済州大	ヒョン・ヘナム	生物産業学部	① 発明と特許－バイオ分野	全体教養
		キム・グイシク	機械エネルギーシステム工学	② 発明と特許－機械分野	工大教養
		イ・グァンマン	電気電子工学部	③ 発明と特許－IT分野	工大教養
	朝鮮大	ホン・ジンフ	応用化学素材工学科	発明と特許	専攻選択
	中央大	ジョン・イソプ	機械工学部	機械工学の情報技術	専攻選択
	浦港工科大	キム・ジョンギ	人文学部長	知的財産権	全体教養
	韓国技術教育大	イ・ガンファン	コンピュータ工学科	工学と特許	工大教養
	漢陽大	ユン・ソンヒ	法大	特許法の理解	工大教養
	ICU	イム・ジンア	国際教育センター	知識人の創意力と倫理	全体教養
大学院	ソウル大	ホン・グクソン	材料工学部	特許と情報分析	専攻選択
		ホン・グクソン	材料工学部	研究者のための技術管理と事業化	専攻選択
	延世大	パク・サンヒョン	コンピュータ科学科	特許と情報分析	共通選択
	高麗大	パク・サンソン	情報経営工学部	特許と情報分析	専攻選択

区分	学校名	担当教授	学科	講座名	科目区分
	KAIST	チョウ・ ヨンホ	バイオシステム学科	特許分析と発明出願	共通必須
		チョウ・ ヨンホ	バイオシステム学科	特許分析と発明出願	共通必須
計	32大学 / 4 大学院			学部41講座 / 大学院 6 講座	

第2節 特許情報活用のためのインフラ拡大

1. 顧客志向型特許情報検索サービス（KIPRIS）の運営

情報企画局情報企画課行政事務官 ジョン・ヨンイク

特許制度は国が一定期間発明家に独占・排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進させ、産業発展に寄与するための制度である。したがって、最新の特許技術に関する情報は特許庁審における査・審判はもちろん、研究所や企業などの研究開発のための革新的な情報であり、重複研究を防止し、技術開発動向を提示する客観的な指標として活用されている。

ほとんどの先進特許庁は自国の技術保護と産業技術の発展のため、自国の特許情報をインターネットによって無料で提供しており、その範囲を拡大している。このような世界的な流れに対応して国家産業競争力を向上させるため、特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス（KIPRIS）を通じ、国内外の特許情報を無料で提供している。KIPRISのサービス範囲と使用方法是利用者の要求によって拡大・改善されてきた。2008年現在国民が最も容易にアクセスできる代表的な特許情報検索サービスとなっている。

無料化に転換する当時、KIPRISは国内特許情報を優先的に提供し、その後韓国特許英文抄録（KPA）検索サービス（2000年）や審判検索サービス（2001年）などを開始した。また、特許庁内の検索システムと同じ構造にKIPRISシステムを構築（2003年）してサービスを提供し、データの信頼性とサービスの安定性を確保した。無料化した当時、中断されていた海外特許検索サービスは抄録に限定して再開（2003年）された。

基本的な国内外特許情報を提供していた2003年までをKIPRISの導入期とすると、2004年から2007年までは利用者の利便性を大幅に強化し、飛躍的な発展を成し遂げた成長期と言える。過去にSGML形態で発行されていた公報をXMLに変換・提供（2004年）し、別途ビューアの使用による不便を解消した。また、特許情報をオンラインダウンロードロー

ドし、活用できるよう様々な形態（Excel、PIAS用など）で提供（2004年）した。また、韓国特許の地位に合うよう、海外利用者のための英文インタフェースを提供（2005年）すると共に、行政処理事項も英文で提供（2007年）した。言葉の壁を解消するための韓英自動翻訳サービスも提供（2007年）した。

利用者の利便性強化のため、ログインなしに検索サービスが利用できるようにした会員認証制度の改善（2006年）、海外特許の全文サービス（2006年）、訪問する特許検索サービス（2006年）、データ搭載所要期間の短縮（1日、2006年）、特許検索ツールバーサービス（2007年）、ウェブ標準を適用したウェブサイトの改編（2007年）なども行った。

今後、KIPRISは「解放」、「共有」及び「流通」というキーワードを中心の総合サービスに発展するため、サービス志向型構造（Service Oriented Architecture）への転換を試みている。2007年3月から試験的に実施されている商標情報対象のサービス志向型ウェブサービス（KIPRIS Plus）がその代表的な事例である。

特許情報の活用・拡散政策に伴い、KIPRISの利用も大幅に増加した。KIPRIS利用指標としている年間検索回数を調べてみると、2001年には88万回に過ぎなかったが、2002年には203万回、2004年には686万回と増え、2006年11月には史上初めて検索回数1,000万回を上回り、2007年には1,611万回に上った。国民が特許情報の重要性を認識しつつあり、国際社会における韓国の知的財産権の比重と重要度も日々増加している。そのため、今後もKIPRISを利用する利用者数は増加し続けると期待される。

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・容易にアクセスできるよう、顧客の要求を取り入れてきており、それを元にサービスを改善・拡充できるよう最善を尽くしている。

＜表Ⅲ-2-6＞特許情報検索サービス（KIPRIS）の情報提供の現況

(2007年12月基準)

区分		提供範囲	提供件数（千件）
国内	特許	書誌、抄録、代表図面、公報全文、KPA	8,958
	実用新案	書誌、抄録、代表図面、公報全文	3,285
	デザイン	書誌、六面図、公報全文	4,052
	商標	書誌、商標イメージ、公報全文	4,563
	その他	行政処理・登録事項、審判事項（審決文を含む）	8,387
	小計	—	29,245
海外	米国特許	書誌、抄録、代表図面、全文	10,564
	ヨーロッパ特許	書誌、抄録、代表図面、全文	3,256
	日本特許	書誌、抄録、代表図面、全文	17,268
	PCT	書誌、抄録、代表図面、全文	2,719
	小計	—	33,807
計			63,052

＜表Ⅲ-2-7＞年度別特許情報検索サービス（KIPRIS）仕様車の現況

(2007年12月基準)

区分		～2000年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
KIPRIS	大手企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926	221

区分		～2000 年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
使用者 登録現況 (名、新規 加入者)	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594	905
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16	10
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119	430
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863	3,052
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953	6,295
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471	10,913
KIPRIS 検索回数 (千回)	期間別 (増加 率)	879 —	2,033 (131.4 %)	5,514 (171.2 %)	6,858 (24.4 %)	9,242 (34.8 %)	13,049 (41.2 %)	16,107 (23.4 %)	
ホームペー ジ訪問回数 (千回)	期間別 (増加 率)	1,601 —	3,279 (104.8 %)	3,765 (14.8 %)	4,104 (9.0%)	4,220 (2.8%)	4,429 (4.9 %)	7,808 (76.3 %)	11,214 (43.6 %)

2. 知的財産権創出管理支援のためのR&D特許運営センターの運営

情報企画局情報企画課工業事務官 イム・チャンス

イ. 事業概要

1999年以降、国家R&D投資は毎年平均13%以上増加し、2007年には約9.7兆ウォンに達するほど、国家R&D投資は増加し続けている。また、これに比例して国家R&D事業による特許成果が毎年増加している。しかし、国家R&D事業の主要遂行主体である大学や公共研究機関の技術移転比率は20.7%に過ぎず、R&Dの結果得られた特許などの知的財産権の管理・活用は未熟である。

R&D特許センター (<http://www.ipr-guide.org/>) は国家R&D事業の全過程に渡って知的財産権の創出・管理・活用に関する相談や関連情報を提供し、国家R&D事業の知的財産権の創出・活用を促進するため、2006年に設立・運営されている。R&D特許センターは国家研究開発事業の効率性を高めるため、研究成果に影響を与える研究機関や研究者に対する特許情報を活用し、研究提案書の作成、研究ノート作成、秘密情報の管理、論文特許戦略など、知的財産因子を発掘した。また、これに基づき研究成果を高められるよう、R&D現場を支援している。

ロ. 推進内容

1) 国家R&D関連オンライン知的財産管理相談及び教育

研究ノート、論文・特許戦略などの知的財産管理相談が148件（2006年）、352件（2007年）と、2005年に比べ138%増加し、オンライン知的財産管理教育課程として研究室知識管理、研究ノート作成法及び技術分野別特許請求範囲の作成（4つの課程）の計6つの課程のオンライン教育を実施している。

2) R&D現場密着型知的財産権戦略コンサルティング及び教育実施

R&D特許センターが現場密着型知的財産権戦略コンサルティング及び教育を実施するようになった背景には、第16回国家科学技術委員会（2004年12月21日）で確定された「国家研究開発事業効率化のための特許情報の活用・拡散計画」や、第21回科学技術関係長官会議（2007年1月）で研究者及び研究管理者に対する知的財産教育をR&D特許センターが担当するという議決の事後措置の一環として、研究ノート定着事業、Lab別知的財産権戦略支援事業、R&D IP School運営及び知的財産権説明会などの事業を遂行した。

イ) 研究ノート定着事業

国家R&D開発事業を遂行するすべての科学技術者に研究記録文化を拡散させ、研究

ノウハウを保存し、研究結果の特許への活用時にその価値を最大化するための研究ノート作成ガイドの提示が目的である。

2007年に遂行された研究ノート事業では、研究ノート及びガイドラインを普及し、韓国原子力研究院や浦港工科大など、20個の機関に対する研究ノート定着事業を遂行した。

ロ) Lab別知的財産権戦略支援事業

研究者が創出した結果の価値を高められるよう、「研究開発結果の質 (Quality) に関する知的財産関連要素 (知的財産因子)」を研究室単位別に研究開発の初期段階から考慮し、研究開発活動を持続的に行うよう誘導するための事業である。

2007年にはKAISTの代謝及び生物分子工学研究室、ソウル大の分子薬物学室など、30の研究室に対するコンサルティングを支援した。

本事業の特徴は1回の支援に終わるのではなく、コンサルティング以降にも研究室に「研究室特許戦略マニュアル」を提供し、研究開発過程で知的財産関連要素を考慮し続けられるシステムを定着させたところにある。また、一定期間の経過後に、その知的財産管理能力指標を測定し、能力向上を周期的にチェックしている。更に、研究室特許戦略マニュアル30種を各研究室に普及した。

ハ) 知的財産権教育及び説明会

国家R&D開発事業への参加者の知的財産権管理能力向上と特許の戦略的活用を支援するための研究者、研究機関及び政府間の相互協力及び連携強化のため、知的財産権教育と説明会を42回開催した。

2008年には公共研究機関や大学を対象とするB2B知的財産権管理能力向上課程の開設を中心に推進し、オンライン教育の活性化及び教育対象者を拡大する予定である。

また、研究ノート制度定着のための説明会とLab別知的財産権戦略支援事業などのR&D現場密着型知的財産戦略コンサルティング事業を強化し、国家R&D効率性を最大化する予定である。また、国家R&D知的財産能力評価システムを構築して国家R&Dを遂行する研究者を対象に知的財産管理能力を測定し、研究者及び研究機関別の水準を分析して政策的な示唆点を提示する予定である。更に、これによって得られた成果を利用し、研究開発現場の需要を積極的に反映した新しいサービスを発掘すると共に、国家R&Dの効率的な遂行を戦略的に支援できる事業となるよう、努力し続けていく方針である。

第3節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

1. 検索DBの持続的な拡充

情報企画局情報管理課工業事務官 キム・ウンギョン

イ. 概要

特許庁では国内外特許技術情報に対する先行技術資料を迅速・正確に検索できるよう、1999年から知的財産権検索DBを構築・運営中である。特許技術情報交換政策により、21ヶ国や5つの機関から85種の特許技術情報を入手し、そのうちWIPO、EPO、米国、日本などの主要特許技術先進国に対する特許技術情報を検索データベースに掲載している。

2007年12月に検索DBに掲載された特許技術情報は約15,904万件に上り、前年に比べ1,353万件が増加している。

構築された資料は先行技術検索のため利用され、審査官利用率の面では、日本の特許・実用新案の公開資料とEPOのIFD¹⁰⁾の利用率が高い。

2008年には韓国特許文献がPCTに関連する必要最低限の文献に含まれ、データ品質向上のため、ヨーロッパのDOCDB¹¹⁾、WIPOのMCD¹²⁾など、各国で整備して品質が向上されたデータを手入・掲載する計画であり、韓国のデータの品質を高めるという努力も

¹⁰⁾ IFD(INPADOC Family Data) : 世界各国のファミリー特許情報を収録したINPADOC (国際特許文献センター) のデータベース

¹¹⁾ DOCDB (Document Database) : 世界各国の特許書誌情報データを収録したデータベースであり、IFDデータを整備した正確にしたもの。豊富なデータベース

¹²⁾ MCD (Master Classification Database) : 世界各国の特許書誌情報 (IPCを含む) を収録し、再分類されるIPCの管理が容易なデータベース

行う計画である。

ロ．検索DBの構築現況

<表Ⅲ-2-8>特許・実用新案検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	1947～	Text	2,330
	抄録	1947～	Text	2,328
	公開情報	1983～1998	Image	786
		1983～	SGML/XML	1,585
	公告公報	1947～1998	Image	289
		1979～	SGML/XML	1,215
	全文イメージ（拒絶決定）	1947～1998	Image	664
	KPA（韓国特許英文抄録）	1979～	SGML	1,089
日本	書誌	1975～1998	Text	9,539
	特・実公開公報	1975～1992	Image	10,080
		1993～	SGML/XML	5,927
	特・実公告公報	1986～1993	Text	1,846
		1994～	SGML/XML	1,986
	特許抄録	1975～1996	Image	5,394
PAJ	1976～	SGML	7,787	
ヨーロッパ	IFD	1974～	Text	46,833

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
	FPD	1974～	SGML	6,344
	ESPACE-A	1978～	SGML/Image	2,499
	ESPACE-B	1990～	SGML/Image	1,064
	ESPACE-W	1978～2002	SGML/Image	1,550
米国	特許公告公報	1975～	Image	3,791
		1976～	SGML/XML	3,813
	特許公開公報	2001～	Image	1,601
		2001～	SGML/XML	1,605
WIPO	Impact Rule 87	2002～	XML/Image	1,803
台湾	特許公開抄録	2003～	Text	167
イギリス	特許公開	1991～2003	SGML	187
中国	特許公開・公告抄録	1985～	Text	1,197
カナダ	特許公開・公告	1999～	SGML	407
オーストラリア	特許公開・公告	1998～	SGML	601
ドイツ	特・実協会・公告	1991～	Image	1,075
フランス	特許公開・公告	1992～	Image	227
計	127,608			

＜表Ⅲ-2-9＞デザイン検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料の形態	件数
国内	先出願	1960～	Text/Image	2,663
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image	187
	国内公報	1966～	Text/Image	3,908
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image	238
	拒絶書類全文イメージ	1992～1998	Image	36
	登録書類全文イメージ	1966～1991	Image	235
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image	132
	カタログ	1980～	Text/Image	6,579
	画像デザイン	2003～	Text/Image	284
	字体	2004～	Text/Image	78
日本	登録公報	1965～	Text/SGML	1,157
		1965～	Image	4,013
ドイツ	登録公報	1988～	Text/Image	748
WIPO	登録公報	1999～	Text/Image	298
OHIM	登録公報	2003～	Text/Image	1,186
過去資料	登録公報	1975～2004	Text/Image	1,868
米国	登録公報	1997～	Text/Image	210
計	26,583			

＜表Ⅲ-2-10＞商標検索DBの構築現況

(単位：千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料の形態	件数
国内	書誌	1950～	Text	2,044
	見本イメージ	1950～	Image	1,891
	拒絶書類全文イメージ	1989～1998	Image	151
	登録書類全文イメージ	1974～1999	Image	527
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	240
計	4,853			

2. 特許文書電子化センターの運営

情報企画局情報管理課行政事務官 イ・ボムチョル

イ. 概要

特許ネットシステムはすべての業務処理が紙を利用しない（Paperless）システムで実現されている。これにより、特許文書電子化センター（以下、「電子化センター」とする）では特許庁に寄せられるオンライン出願を除いたすべての書面または郵便書類を電子化する目的で2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は電子化センターを特許法によって特許文書電子化機関として指定し、(財)韓国特許情報院に委託・運営している。電子化センターの業務範囲は、電子化対象書類の電子化、出願人への確認用DM発送¹³⁾、公報CDの発刊・配布¹⁴⁾、特許文書電子化

¹³⁾ 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性を確認してもらうために、出願人に電子化データ

システムの運営及び関連S/W、H/W管理などの電子化関連業務全般である。

ロ. 運営成果

2007年の電子化センターの電子化対象書類は777種であり、2006年の647種に比べ20.09%増加した。電子化処理量は電子出願率¹⁵⁾の増加により、2006年の194千件より28千件(14.43%)が減った166千件であった。しかし、電子化センターは電子化データの品質向上及び電子化期間短縮に全力を集中した結果、2007年には電子化誤謬率0.35%及び電子化所要期間2.32日を達成した。また、文字商標及び過去の特許書類293千件を電子化し、検索DBとして構築することで、高品質審査環境作りに寄与している。

<表Ⅲ-2-11> 2007年の特許文書電子化センターにおける書面書類の電子化実績
(単位：件)

区分	書面受付書類 の電子化	文字商標 の電子化	過去の特許書類 の電子化	計
処理件数	166,233	115,745	177,533	459,511

3. データ管理センターの運営

情報企画局情報管理課工業事務官 キム・ウンギョン

イ. 推進経過

を郵便で発送する業務

¹⁴⁾ 韓国公開公報及び登録公報のデータが入った公報CDを国内の国会図書館などと世界各国の特許庁及び図書館などに発送する業務

¹⁵⁾ 2003 (86.5%)、2004 (89.1%)、2005 (90.8%)、2006 (92.2%)、2007 (93.1%)、知識財産主要統計 (2008年2月) を参照

1999年1月から本格的に稼動した特許ネットシステムが徐々に安定し、特許庁データ政策の方向がデータの量的拡充からデータの正確性確保による品質向上に転換された。

特許庁は既存の庁内各部署で推進していた電子化事業を一元化されたデータ管理組織を通じ、過去と現在のデータを生産、整備、分析し、電子化過程で発生したデータ誤謬を訂正し、今後発生する恐れのあるデータ誤謬を予防するため、2002年5月からデータ管理専担組織である「データ管理センター」を発足した。

ロ. 運営成果

データ管理センターでは既に関発されたデータ管理システムを適用し、2002年1月から4月に試験的運営を行った。これを元にデータ生成から分析までの工程・日程・人材別の運営計画をテストし、実際運営の試行錯誤を最小化した。同センターは特許情報専門機関である（財）韓国特許情報院に委託・運営することで、特許情報専門機関によるデータ品質向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算節減にも寄与した。

発足初年度である2002年の1年間、データ管理センターでは46名の人材を投入し、データ生成工程からデザインカタログや書面包袋など、62千件の過去書面資料を電子化した。また、データ整備分野である検証工程では特許庁の検索及び特許ネットDBの誤謬や漏れたデータ85千件を整備し、データ分析工程では過去や現在の誤謬データを相互比較、分析した後、データ標準を定立することで、今後発生し得るデータの誤謬類型を事前に予防した。

また、同センターではデータ生成・検証・分析業務と共に、各工程をプロセス別に分析・調整して効率的に管理することで、データ品質向上に努めた。2003年には文字商標の円滑な検索のため、商標名入力をデータ生成工程に追加・運営している。2004年からは過去の文字商標の商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を共に推進

し、2005年にはデータ修正、インターネット公報の発刊、優先権書類の電子的交換、媒体管理及びデータ搭載に関する業務を統合し、データ管理のシナジー効果を最大化した。これを元に2006年にはデータ業務規則の導出やデータ整備マスタープランの樹立など、データ品質管理方法論を導入し、データ品質管理基盤を造成した。また、2007年には品質指数を選定し、データの正確度96.32%から97.14%に向上させ、国内外特許データ分析及びファミリーデータの再構築など、データ活用能力向上に重点をおいた。特許庁は今後も「データ管理センター」を通じ、請願人はもちろん、審査・審判官が良質のデータを業務に積極的に活用できるよう、努める予定である。

<表Ⅲ-2-12>2007年度のデータ管理センターの処理現況

(単位：千件)

区分	データ品質管理				特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報の共同活用
	業務規則	CSR分析	業務規則関連データ整備	DB検証及び整備	国内	国外	公報発刊	優先権交換	CSR修正	
実績	200件	12件	16,303	578	6,308	7,225	369	228	10	16,296

4. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画局情報管理課行政事務官 イ・ボムチョル

イ. 概要

特許庁は韓国企業の権益を保護し、多出願国家としての地位を向上するため、国内に出願された特許技術内容を英文に要約した韓国特許英文抄録(KPA)を発刊している。また、KPAを国際調査機関及び国際予備審査機関を含む国内外の関連機関に迅速に普及

し、国家間の先行特許技術調査及び技術動向把握のための基礎資料として活用している。

2005年10月のWIPO PCT総会で、韓国特許文献が「PCTに関連する必要最低限の文献（PCT Minimum Document）」に含まれ、国債調査機関に対してPCTに関連する必要最低限の文献として韓国特許英文抄録（KPA）を提供する義務が発生した（2007年4月発効）。

韓国特許英文抄録（KPA）は、特許公報に記述されている発明の要旨を迅速・正確に判断できるよう、分かりやすい英文で完結に記載した英文要約であり、書誌事項・要約文・代表図面で構成されている。

書誌事項は出願及び公開番号、発明の名称、発明者など、11の項目で構成されており、公報発行時点の情報を基準に製作している。英文要約文は明細書全体を要約した内容で、解決しようとする目的が記載された部分と技術的な解決手段と構成要素間の関係が記載された部分で構成されており、250英単語以内の範囲で作成される。

ロ．推進経過

韓国特許英文抄録（KPA）は1979年から登録特許公告を冊子形態で発刊した。また、1997年から特許3極（米国、ヨーロッパ、日本）で共通して使用されるMIMOSA S/Wを活用し、検索と照会が可能なCD-ROMやインターネットを通じてKPAを普及している。

特に、2000年度から国内出願技術の保護を強化するため、韓国特許英文抄録の発刊対象を登録特許公告から公開特許公告に拡大した。2001年からは公開特許の発刊方法を改善し、優先権主張出願件に対し、PAJ（日本特許英文抄録）の活用により、予算を節減した。

2007年にはこれまでKPAの発刊対象から外されていた外国人出願PCT公開特許の発刊を推進し、2000年10月から2007年10月までの外国人出願PCT公開特許約16万件を追加で発刊した。

ハ. 推進実績

＜表Ⅲ-2-13＞韓国特許英文抄録（KPA）DBの構築現況

(単位：件)

区分	1979 ～1999	2000 ～2001	2002 ～2003	2004 ～2005	2006	2007	合計
登録特許	82,086	94,966	16,032	7,907	16,859	41,693	259,543
公開特許	—	127,702	167,177	141,082	165,606	301,111	902,678
小計	82,086	222,668	183,209	148,989	182,465	342,804	1,162,221

ニ. 韓国特許英文抄録（KPA）の普及及び活用

韓国特許英文抄録（KPA）はCD-ROMとして製作され、海外46ヶ国や国内33ヶ所の知的財産権関連機関に無料で配布している。

国内の場合、国立中央図書館を含む知的財産権関連12機関と21の地域知的財産センターに配布しており、海外の場合には、米国や日本を含む39ヶ国の特許庁とWIPOやEP0などの国際調査機関に配布している。また、これらの情報は韓国特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr/>) から検索できる。

＜表Ⅲ-2-14＞韓国特許英文抄録（KPA）CD-ROMの国内外への配布現況

区分	海外特許庁	国際調査機関	その他海外機関	特許庁以外の国内機関
配布所	米国、イギリスなど (39ヶ国の特許庁)	EPO	APCTT (India)	国立中央図書館
		WIPO	JAPIO	など (12の機関)
		ARIPO	ユーラシア	地域知的財産センター
		(3つの国際	中国特許研修院	(21の機関)

区分	海外特許庁	国際調査機関	その他海外機関	特許庁以外の国内機関
		機関)	(4つの海外機関)	

5. インターネット公報の発刊

情報企画局情報管理課工業事務官 キム・ウンギョン

2001年7月2日からインターネット公報サービスが実施された。同サービスは誰でも特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr/>) を通じて公開公報や登録公報を発刊と同時に無料で閲覧ができるようにしたサービスである。

1999年から電子出願を実施すると共に、書面で提出された特許文書を電子化し、公報発刊対象書類のほとんどを電子文書化できた。また、インターネット公報の発刊工程の自動化によって発刊周期を短縮し、最新特許技術情報をインターネットによって適時に提供した。これにより、請願人に対する特許技術情報の提供サービスを大幅強化した。

インターネット公報サービスは3つのサービスに区分される。

① 発刊サービス。別途のプログラムの設置をすることなく、インターネット環境でウェブブラウザさえあれば誰でも閲覧できるようPDF文書として発刊している。発刊する公報データの正確性確保のため、多段階の検査及び校正工程を備えている。

② プッシュメール (Push Mail) サービス。電子メールアドレスを登録すると、請願人の関心分野や新しく発刊される公報を、一定周期毎に取り集め、関心分野リストを電子メールで送ってくれる。請願人はこれを開いて該当の特許技術情報を直ちに照会できる。したがって、同サービスは出願人はもちろん、発明家、企業及び研究所の研究院など、特定分野の最新特許技術情報が必要な請願人にかなり役に立つサービス

である。

③ インターネット公報サービス。特許技術情報流通の幅を大きく広げ、それによる波及効果が大きかった。また、産業界に提供された特許技術情報は新技術の開発を促進させ、国家競争力の向上に大きく貢献している。

＜表Ⅲ-2-15＞2007年度の公報発刊件数

(単位：件)

公開 特許	公開 実用新案	登録 特許	登録 実用新案	デザイン	商標 公告	計
122,582	1,328	124,796	2,808	42,686	75,574	369,774

＜表Ⅲ-2-16＞インターネット公報メーリングサービスの加入者数及びメール発信件数

(単位：名、件)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
加入者数	335	410	616	1,332	3,602	2,268	8,563
発信件数	116,229	179,108	273,794	378,570	687,700	876,027	2,511,428

第4節 電子出願制度の定着

情報企画局情報企画課行政事務官 カン・スンミン

電子出願制度は手作業処理による請願処理の遅延、書類資料管理費及び公報発刊費の急増などの諸般の問題点を根本的に解消し、全国どこでもオンラインネットワークを利用した出願、登録及び閲覧を可能にするために施行された。「特許ネットシステム」の開発により、1999年1月から施行され、今年10年目を迎えている同制度は、公共部門の情報化分野で先頭を走っている特許庁の情報化の象徴である。

請願人は「特許路」というオンライン特許出願システムを利用し、特許庁を訪問せずに電子メールを送る感覚で出願に関するすべての書類をオンラインで提出できる。「特許路」を利用するためにはユーザー登録を行わなければならないが、出願人コードと電子文書利用申告認証書の発給を受ければ良い。システムを初めて利用する請願人は「特許路」のメインホームページにある「電子出願の道しるべ」というメニューを利用するか、「模擬電子出願」プログラムをダウンロードし、実行してみることであり、電子出願について学ぶことができる。

電子出願率は制度を開始した1999年には74.0%で始め、2年後である2001年には80%を超えた。2005年には90.8%となり、90%台を超え、2007年には93.1%を記録した。施行初期には毎年2～5%ずつ増加したが、最近では1%以内に増加率が減った。これは電子出願率が100%に近接し、その増加幅が小さくなったからである。

<表Ⅲ-2-17> 年度別電子出願率

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
電子出願率 (%)	74.0	79.4	81.4	83.6	86.5	89.0	90.8	92.2	93.1

出展：「知的財産主要統計」2008年2月

権利別の電子出願率の現況を調べてみると、特許が97.2%、実用新案が82.8%、デザインが90.1%、商標が90.7%と特許の出願率が多分野より高い。これは特許出願が他出願に比べ、出願書類の作成などで専門性を要し、代理人選任による出願が多いからである。また、出願人別電子出願率の現況を調べてみると、代理人出願が99.6%、代理人を選任せず、個人が直接出願する場合は66.2%であった。

<表Ⅲ-2-18>2007年の権利別電子出願の現況

権利区分 電子出願		特許	実用新案	デザイン	商標	計
		件	167,464	17,442	48,955	120,038
電子出願	%	97.2	82.8	90.1	90.1	93.1

出典：「特許情報統計システム」2008年3月

主要国別の電子出願率を比較してみると、EPOの場合は2005年に23.4%、2006年に32.4%を記録し、米国のUSPTOの場合は2007年に49.3%を記録した。その他の国と比較して2倍を超える韓国特許庁の電子出願率から、韓国特許庁の情報化水準がどれほど進んでいるかが分かる。

第5節 電子請願サービスの高度化

1. 24時間電子請願サービスの支援

情報企画局情報開発課技術書記官 ヤン・テファン

イ. 推進経過

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、勤務時間中心に電子出願サービスを提供し、請願人のサービス時間拡大の要求が増えてきた。

特許庁は請願人の要望に応え、365日24時間いつでも電子請願サービスを利用できるように、特許ネットシステムを改善することを決定し、まず365日24時間ノンストップの電子出願サービス提供のためのマスタープランを樹立した。

2003年には、2002年に樹立したマスタープランにしたがい、特許ネットシステムをリアルタイム（Real-Time）サービス体系に転換する作業に着手すると同時に、関連法制度を改善し、2005年11月からは24時間電子請願サービスを提供できるようになった。

ロ. 2003年度の推進事項

2002年に樹立したマスタープランにしたがい、まずバッチ処理（Batch Processing、一括処理）形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理（Real-Time Processing）体系に転換できるよう、特許ネット基盤構造（Infrastructure）設計作業を行った。

また、請願人の電子出願サービスを容易にするため、出願人コード付与の申請や電子文書利用の申告などの事前登録手続きを簡素化し、インターネットZIRO納付、誤納付手数料のオンライン変換などの手数料管理体系を改善した。

主要推進内容は次表の通りである。

<表Ⅲ-2-19>2003年に推進完了済みの主要改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告など、オンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過誤納手数料のオンライン返還など、手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信など、利用者中心の電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット基盤構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ バッチ処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方式へのアーキテクチャの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のため、出願ネットワーク、特許ネットワーク、行政ネットワークを単一ネットワークとするネットワークの統合設計 ・ 24時間データベース起動のための無中断・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・コピー作業を取り除くためのデータベースの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・計量化のための統合ミドルウェアの適用

ハ. 2004年度の推進事項

2003年の特許ネット基盤構造設計に伴い、2004年にはバッチ処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編するという作業を行うと共に、電子出願システムの障害発生時の救済方案や週休2日制の施行による書類提出期限の調整などの関連法制度の改編作業を行った。

電子出願システムに障害が発生した場合、書類の提出期限が自動的に延長できるようにするなど、制度の変更によって請願人が不利益を受けないようにするためである。

すなわち、書類提出期限の締め切りが土曜日である場合には、提出期限の締め切りを次の勤務日に変更できるよう、関連法制度や特許ネットシステムを改善した。

主要推進内容は次表の通りである。

<表Ⅲ-2-20>2004年に完了済みの主要改善事項

推進分野	推進内容
法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願システムの障害によって、提出期限が定められた書類を提出できない場合の処理方案の整備 ・週休2日制の施行による請願便宜のため、提出期限の末日が土曜である場合は次の勤務日に延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・翌日バッチ処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 ・リアルタイム進入探知及びセキュリティモニタリングのため、統合セキュリティ管理システム（ESM：Enterprise Security Management）の適用 ・無中断サービスを提供するため、災難復旧（DR：Disaster Recovery）システムの構築 ・オンラインリアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の誤謬検証機能の実現 ・様々な添付書類の受付及び通知機能の実現 ・書類提出による後続手続きの連携機能の実現 ・電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 ・書類提出期限の締切日が土曜である場合、期限の末日算定機能の実現

二．2005年度の推進事項

2005年2月に特許ネットⅡシステムを開通し、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスを施行した。また、特許顧客の電子請願サービスの利用便宜のため、漸進的にサービス時間を拡大し、2005年11月からは夜間や休日にも電子出願などの電子請願サービスを利用できるようにした。

24時間提供されるサービスとしては、出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿などの各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類の処理過程のリアルタイム通知などがあり、ほとんどの電子請願サービスが提供されている。

また、書類作成及び特許業務の処理手続きに慣れていない個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防ぐため、請願人が納付すべき特許手数料及び提出しようとする書類の確認をリアルタイムで行えるようにした。

主要電子請願サービス対象及びサービス時間は次表の通りである。

<表Ⅲ-2-21>24時間電子請願サービスの対象

対象サービス	改善内容
オンライン出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯の支援→24時間支援（方式審査は現行維持） ・欠陥書類の提出前の検証／矯正サービスを24時間提供
オンライン通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程の通知について、 <ul style="list-style-type: none"> －翌日バッチ処理→リアルタイム処理 －勤務時間帯の支援→24時間支援
諸証明の申請／発給	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯の支援→24時間支援 ※申請サービスは24時間支援するが、発給サービスは手数料が納付された場合に限って24時間支援
審査進行情報などの検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンリアルタイムサービス→リアルタイムサービス

＜表Ⅲ-2-22＞24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス（1段階）	休日サービス（2段階）	24時間サービス（3段階）
時期	2005. 2～2005. 6	2005. 7～2005. 10	2005. 11～
サービス時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：08～24時 ・ 土曜：08～24時 ・ 祝祭日：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：06～24時 ・ 土曜：06～24時 ・ 祝祭日：09～21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日：00～24時 ・ 土曜：00～24時 ・ 祝祭日：09～21時

ホ. 2006年度の推進事項

24時間電子請願サービスの提供により、翌日に処理されていた業務が当日にリアルタイム・ノンストップで処理され、請願処理時間の短縮による請願費用の節約及び行政効率の向上など、請願サービスが画期的に改善された。

特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が整備され、書類作成及び特許業務処理手続きに慣れていない個人出願人の不便や不利益を最小化できた。また、時間と空間の制約なく、外国特許庁とのリアルタイムの電子文書交換が可能になった。

2006年には請願サービスを充実化するため、請願書式の簡素化を推進した。その結果、334種類の請願書類を149種類に減らせた。また、手数料の誤納付による請願人の不便解消のため、手数料納付事項をオンラインで照会・訂正・再利用できるシステムを構築するなど、手数料返還及び納付手続きの簡素化により、請願処理時間を大幅に短縮した。

主要推進内容は次表の通りである。

＜表Ⅲ-2-23＞2006年度の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似請願書式の統廃合（334種類→149種類） ・記載項目の簡素化（6,881項目→1,336項目）
手数料納付事項の オンライン上の訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料返還情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関と連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物分譲申請及び発給手続きのオンライン化

へ. 2007年度の推進事項

これまでの持続的な電子請願サービスの拡充により、いつでもどこでもノンストップで請願処理することが可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便は解消されなかった。そのため、2007年にはオーダーメイド型請願サービスを開発し、請願人が該当サイトに訪問しなくても請願人が処理すべき情報を一つに集めて提供するサービスを11月から施行している。

また、これまで電子出願をするためには特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置しなければならなかったが、ウェブ基盤の電子出願システムを構築し、専用ソフトウェアを設置しなくても誰でも特許庁ホームページにアクセスして電子出願ができるようにした。

また、クレジットカード、携帯、リアルタイムZIRO振込みなどの手数料納付手段を多様化し、特許顧客の手数料納付の便宜を大幅に改善した。

主要推進内容は次表の通りである。

<表Ⅲ-2-24> 2007年度の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合及び簡素化による電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書式の統廃合（347種類→149種類、57%減少） ・ 使用者の便宜を中心に書式作成時間の短縮（1件当たり10分、年間236,237時間の短縮予想） ・ ウィンドウビスタなどの様々なPC環境を支援
電子出願S/Wの機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書の記載不備による意見提出通知率の減少（43.62%→4.36%、90%減少） ・ 請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・ 記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型電子出願サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願サービスのアクセス段階の減少（5段階→3段階） ・ 請願処理結果などのリアルタイムオーダーメイド型お知らせ情報の提供で、処理期間満了による請願被害の予防
ウェブ基盤電子出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商標から全権利に拡大 ・ 個人出願人の利用増加（商標の場合、前年に比べ、5.6%増加）
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料納付手段の拡大（2種類→7種類） （クレジットカード、携帯、口座振り込み、プリペイドカード、ARS、ZIRO、訪問） ・ 手数料納付時間の短縮（既存の訪問、ZIRO納付） ・ 納付情報のリアルタイム管理による行政効率の向上

ト. 今後の推進計画

2008年には高級化・多様化されている顧客の要求に符合できる顧客中心の電子請願サービスを大幅に拡充する予定である。

まず、特許顧客が電子出願などの電子請願サービスを容易に利用できるよう、常用キーワード基盤の電子文書作成機を開発する予定である。請願書式を知らなくてもホームページにアクセスし、特許行政手続きを行えるよう、情報修正概念の請願処理システムを構築する予定である。

また、昨年に引き続きウェブ出願サービスを拡大し、出願書類のみならず、中間書類や登録・審判書類までウェブ出願を利用して提出できるようにする予定である。

同時に、特許情報共有の拡大及び利用価値の最大化のため、特許情報ウェブサービスを拡大し、手続きの進行状況を中心にサービスを提供する予定である。

更に、ホームページ利用顧客の便宜のため、ウェブ標準を適用し、ウェブアクセス性を強化する予定であり、コンテンツのビジュアル化し、情報へのアクセス性や識別性を向上する予定である。

主要推進計画は次表の通りである。

<表Ⅲ-2-25> 2008年度の主要改善予定事項

推進分野	推進内容
価値創出型 特許情報システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常用キーワード基盤の電子文書作成機の開発 ・ 情報修正概念の請願処理システム構築 ・ ウェブ出願サービスの拡大 ・ 特許情報ウェブサービスの拡大 ・ ホームページへのウェブ標準適用 ・ WIKI基盤の知識管理体系の導入

2. 行政情報照会サービスの支援

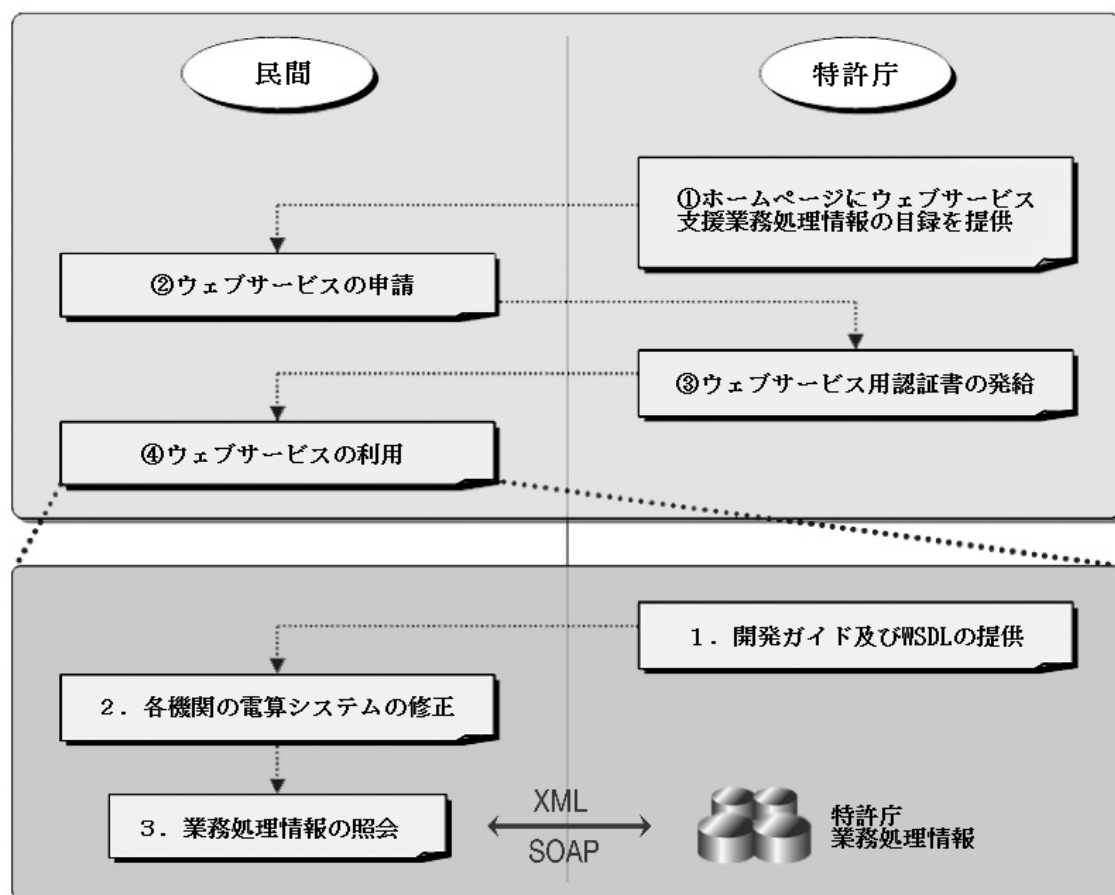
情報企画局情報開発課工業事務官 アン・ジェヨル

特許庁は2005年11月7日から知的財産行政情報の公開範囲を大幅に拡大し、出願人が自分の出願や特許権利をリアルタイムで照会・閲覧できるように支援する「私の出願・登録照会」サービスを提供している。

これまで出願人は「私の出願について」、「私の登録について」、「私の審判について」に分離されたメニューを通じ、特許業務処理情報を照会していたが、照会が可能な範囲は抄録形態の基本情報のみであった。

このような出願人の不便を改善するために導入された「私の出願・登録照会」サービスは従来の出願・審査・審判手続きの業務処理情報を含め、国際出願・登録・異議申請・技術評価手続きの業務処理情報を追加提供し、抄録情報に加え、受付書類・通知書類・特許公報などを電子文書としてダウンロードし、活用できるようにした。

また、「私の出願・登録照会」サービスは、個人出願人のためのHTMLウェブページ方式と企業・大学・研究所・特許法律事務所などの機関のためのSOAP (Simple Object Access Protocol) 基盤のウェブサービス方式の照会を支援する。



[ウェブサービスの利用手続き]

したがって、それまで特許管理を手作業に依存していた機関が、特許庁ホームページでウェブサービスを申請し、ウェブサービス用の認証書の発給を受け、該当機関のシステムと特許庁の業務処理情報をリアルタイムに連携することで、特許管理自動化システムを構築できるようになった。

「私の出願・登録照会」のサービス利用現況を調べてみると、照会件数は月30,962件（2005年11月）から月101,134件（2008年2月）に、約3.3倍増加し、ダウンロード件数は月2,935件（2005年11月）から月15,200件（2008年2月）に、約5.2倍増加した。

出願人は「私の出願・登録照会」サービスによって特許庁の審査官・審判官に提供される出願情報と権利情報を閲覧できるようになり、電子出願以降に手作業によって

管理されていた特許管理業務を自動化することが可能になり、民間－政府間の行政情報共同利用の理想的なモデルを提示している。

また、最近導入されたオーダーメイド型電子請願サービスによって、オンライン提出結果及び今後行わなければならない業務情報を簡単に確認できるようになり、より親しみやすく、便利な「私の出願・登録照会」サービスを提供できるようになった。

3. ホームページによる電子出願サービスの支援

情報企画局情報開発課電算事務官 チャン・ギョンテ

特許庁はホームページで直接商標を出願できる新しい電子出願システムを構築し、2005年11月7日からサービスを提供した。2007年11月16日から特許、実用新案及びデザインの出願書や補正書などの出願書類もホームページから出願できるように拡大した。これまでは個人出願人が電子出願をする場合にも、様々な大容量ソフトウェアをダウンロード・設置しなければならず、多機能のソフトウェアの使用方法も習得も難しかった。

特許庁は個人出願人の電子出願時の不便を解消するため、より簡便なホームページによる電子出願サービスを提供している。ホームページによる電子出願は、以前の電子出願方法に比べ、次のような特徴がある。

① 電子出願をするために様々なソフトウェアを設置しなくても良い。現在特許庁ホームページで提供されている国内出願用ソフトウェアは書式作成機などの6種で構成されており、電子出願に慣れていない個人出願人が書式作成機、電子文書作成機、添付書類入力機などに細分化されている電子出願ソフトウェアを使用することは多少難易度が高かった。

② 特許庁ホームページにアクセスしてクリックするだけですべての出願手続きが

自動的に行われる。個人出願人は、電子出願に必要な基本的な認証と共に、画面に指定商品DBを表示させて商品を選択し、準備された見本と証拠書類を添付して提出すれば良い。同システムではこのような手続きによって作成された出願書類に対し、記載事項の誤謬や重複提出の有無をチェックするだけでなく、提出結果もリアルタイムで閲覧できるように支援している。

特許庁では同システムの構築により、これまで電子出願が難しく、出願に不便を感じていた個人出願人がインターネットを利用して容易に出願できるという新しい基盤を整備した。2008年には登録・審判書類などに対象を拡大し、最終的にはすべての特許関連書類をホームページ上で提出できるように支援する計画である。したがって、個人出願人はホームページで出願・登録・審判書類を直接作成・提出できるだけでなく、特許手数料も納付できるようになり、電子出願手続きが一層便利になると予想される。

<参考>ホームページによる出願現況（2005. 11～2007. 12）

区分	2005	2006	2007	合計
出願件数	476件	4,618件	5,706件	10,800件

第4編 知的財産の創出基盤強化

第1章 知的財産政策基盤の構築

第2章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化

第3章 地域における知的財産の創出強化

第4章 知的財産の認識向上及び人材養成の支援

第1章 知的財産政策基盤の構築

第1節 知的財産政策研究の強化

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 ジョン・イルナム

1. 推進背景

知識基盤経済時代の到来により、知的財産の競争力が国家競争力を左右するようになった。そのため、国家の知的財産政策や企業の知的財産戦略を樹立するための研究の需要が増大している。

知的財産権の主要問題に対する分析及び国内外の主要政策の動向を把握し、国家の知的財産政策を誘導する必要がある。また、知的財産権に関する学制の研究及び実務の研究による企業の特許経営の高度化を誘導し、企業の知的財産戦略を樹立するための基礎資料を提供することも必要である。

2. 主要内容

知的財産研究を活性化するため、特許庁内部や企業の需要を反映し、知的財産政策の研究テーマを選定している。その主要内容は次の通りである。

- － 産業財産権、コンピュータプログラム、地理的表示などの新知的財産権の登場による法制度の研究
- － 科学技術、通商、中小企業、人材育成、国民保健など、国家の主要政策と特許政策を連携するための政策研究
- － 南北統一に備えた南北の知的財産協力方案の研究により、南北の知的財産の交流及び協力政策を提示するための研究

- － 知的財産権に関する学制の研究を行い、企業における特許経営の高度化の支援や、知的財産専門人材の育成のための教育資料として活用するための研究
- － 主要国の知的財産関連の法令、制度及び政策動向などを分析し、政府の法制度の改善策を導出する研究
- － 生命工学、ナノ技術、情報通信技術などの先端技術分野の知的財産権に関する研究

政策研究用役審議委員会では、最終的な研究テーマの選定を行い、一般競争入札によって外部の研究機関に研究を委託・運営している。政策研究用役の推進手続き及び運営は次の通りである。

＜政策研究用役の推進手続き及び運営＞



研究結果の評価	
研究結果の公開及び活用の促進	

※ 「政策研究用役管理規定施行細則」（特許庁訓令第447号）の制定・運営

2007年に遂行した研究テーマは次の通りである。具体的な研究結果報告書は特許庁ホームページで閲覧できる。

<2007年の知的財産政策研究用役のテーマ>

区分	課題名
1	署名制度の導入方案に関する研究
2	グローバルな知的財産専門化教育カリキュラムの開発
3	業務分析による特許料などの手数料の原価分析
4	先進国の技術保護主義に対する対応策
5	学習組織の構築に関する基盤強化
6	先進国の中小企業への特許支援政策の実態調査
7	知的財産専門人材像の研究及び需要の調査
8	職務発明の活性化を阻害する要因の分析及び改善策に関する研究
9	特許庁の教育訓練プログラムの発展方案
10	特許技術の取引移転を促進するための技術取引機関間のネットワーク構築方案
11	特許製品の電子商取引システムによる支援効果の分析及び効果的な運営方案

区分	課題名
12	主要国における特許管理の実態調査及び事業化の促進方案
13	特許審判院の先進化及び特許事件の集中管轄のための米国特許審判院及び連邦巡回控訴裁判所に関する研究
14	商標法体系を再定立するための商標法の独自体系の構築方案
15	主要物品の類似性についての判断基準マニュアルの製作
16	国内外における地理的表示の効果的な保護策及び国内の地理的表示団体標章制度の活性化方案
17	PQ制度が建設技術の開発や特許出願に及ぼす影響に関する研究
18	伝統知識及び遺伝資源に対する知的財産権の保護が国内産業に及ぼす影響の分析及び対応戦略に関する研究
19	審査処理期間の短縮による社会・経済的な効果の分析
20	顧客の要求を反映したオーダーメイド型特許制度の発展方案に関する研究
21	特許権満了予定の物質特許情報の分析
22	医療発明の特許許諾に対する意識調査及び影響評価に関する研究
23	IT関連特許紛争の動向、対応水準の分析及び対応システムの構築方案に関する研究
24	国内IT分野の特許プール結成と運営活性化方案
25	偽造商品の取締りシステムの改善策
26	大学・公共研究機関の知的財産戦略マニュアル

第2節 知的財産政策研究インフラの構築

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 ジョン・イルナム

1. 知的財産政策を巡る動向調査

知識基盤社会における国家競争力向上のためには、知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的研究基盤の構築が必要である。また、国内外の主要政策動向の把握及び主要な問題に対する分析などによって、国家知的財産政策の樹立に寄与することも必要である。さらに、国内外ネットワークの構築及び知的財産分野の論文や学会誌などによって、国内の知的財産研究分野の認識向上及び研究成果の普及も不可欠と言える。

そのため、韓国知的財産研究院では特許行政のシンクタンク（Think Tank）となっている知的財産権の動向に対し、迅速な把握や速やかな対応策の樹立ができるよう、知的財産分野に関する情報を収集・分析する知的財産政策動向調査（Weekly IP Look）を実施し、2002年7月から毎週、情報誌として発刊している。

Weekly IP Lookでは、海外研究報告書やジャーナルなどの各種資料を検索し、米国、EU、日本、中国などで取られている知的財産分野の政策及び紛争事例を主要な問題別にブリーフィング形式の資料として製作・提供している。

これまでWeekly IP Lookによって「米国の特許手数料2倍増大計画」、「米国の政府レベルでの国家知的財産権法執行調停委員会の設置」、「2001年の日本の知的財産権侵害が疑われる物品の輸入禁止の件数が最も多いのは韓国」、「米国議会、人間複製技術関連特許を禁止する特許法改正案を廃棄」、「米下院、先出願主義への移行などを含む特許改革法案を可決」など、知的財産分野で最も話題となっている情報を提供した。

今後は、このようなIP情報の動向調査に、知的財産に関する研究論文の紹介や各種統計資料の分析などを追加し、知的財産関連の総合情報誌にしていく予定である。こ

の総合情報誌は政府や企業の知的財産戦略樹立の基礎資料として提供する予定である。

韓国知的財産研究院ではWeekly IP Lookの他にも、知的財産政策を巡る動向調査の一環として次のようなことを行っている。

- － 国内外で発生している争点や問題となりそうなテーマに対し、詳しく分析・整理して普及する「主要問題の分析報告」
- － 知的財産関連の国際機関及び主要な研究機関の主要話題や研究動向などの資料を収集・分析して知的財産政策の立案に役立たせる「政策資料の収集」

2. 知的財産研究ネットワークの構築

韓国知的財産研究院は知的財産研究の基盤を構築するため、セミナー、シンポジウム、フォーラム、研究交流事業などを遂行した。

R&D IPフォーラムや国際共同セミナーなどの運営によって、知的財産に関する政策議題を発掘して政策方向を提示した。また、国際的な共同研究や共同シンポジウムを通じ、各国の知的財産関連の法制度及び研究動向を把握し、国際協力ネットワークを拡大している。

その他にも、知的財産セミナーやフォーラムを定期的を開催し、知的財産関連研究者や専門家のネットワーク構築及び情報共有を活性化し、各界各層の専門家の意見交換の場として活用している。

3. 知的財産専門図書館の運営

韓国知的財産研究院は、世界各国のIP関連学術資料、専門蔵書及びオン・オフラインによる知的財産情報を提供するため、知的財産専門の図書館を2007年から運営している。このため、韓国知的財産研究院内に開放型の図書館を拡充し、国内外における知的財産関連の統計・研究情報・動向などの収集及びDB化を推進した。また、IP専門

図書や電子ジャーナルを補充するなど、政策分析及び研究を支援するための基盤を整備した。

今後は、国内外の関連企業と協定を締結し、情報を共有する予定であり、電子図書館の機能を追加して知的財産に関するすべての情報を開放型専門図書館としてオンライン上で提供する予定である。2008年には図書館のホームページを構築し、外部から誰でも知的財産関連図書を検索可能にする予定である。

第2章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化

第1節 大学・公共研究機関に対する支援施策の強化

産業財産政策局産業財産政策課技術書記官 キム・ギヨン

1. 推進背景

イ. 必要性

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門のR&D効率化は、国家の革新及び産業競争力強化の土台となる。そのため、技術革新の革新主体である大学や公共研究機関の研究生産性を向上するための政府レベルの政策支援を推進してきた。これを受け、特許庁は従来の個人・中小企業支援から最近では大学・公共研究機関などの支援に政策領域を拡大した。2005年からは、国家R&Dの課題である特許動向調査の支援や知的財産能力の強化を行うためのMOU締結及び特許情報の活用教育などを推進した。2007年には、韓国特許庁の主要業務計画に「大学・公共研究機関の基礎・源泉特許創出基盤の構築」及び「大学・公共研究機関の知的財産管理能力の向上」を履行課題という形態で反映し、大学の重点研究分野に対する特許情報分析の支援、国家R&D IPフォーラムの運営、特許管理アドバイザーの派遣などを行った。

主要政策の顧客として浮上している大学・公共研究機関の知的財産競争力を向上するための戦略的なアプローチが必要な際、これまでに蓄積された知的財産分野の専門性を活用し、正確な現実診断を行い、実効性のある支援策を発掘・推進した。このような、国家競争力の強化に寄与できるような知的財産の創出・管理・活用の全部門に渡る総合計画を2006年から樹立して体系的に推進している。

ロ. 大学・公共研究機関における知的財産能力の現況

1) 知的財産創出能力の側面

大学と公共研究機関は、2006年の国家総R&D投資の22.7%を使用し、博士級研究人材の67.1%を保有している。しかし、内国民の全体特許出願件数（2001～2005年）のうち、大学と公共研究機関の占有率は毎年4～5%に過ぎず（2005年は6.0%）付加価値の高い知的財産を創出するための潜在能力に比べ、特許成果が不振な状態である。

＜表IV-2-1＞研究開発費及び博士級研究人材の現況（2006年）

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用研究開発費 (占有率)	27,219億ウォン (9.9%)	34,970億ウォン (12.8%)	211,268億ウォン (77.3%)	273,457億ウォン (100%)
博士級研究人材 (占有率)	40,256名 (67.1%)	8,083名 (13.5%)	11,674名 (19.4%)	60,013名 (100%)

※ 資料：2007科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

＜表IV-2-2＞特許出願件数及び占有率（2001年～2005年）

区分	2001	2002	2003	2004	2005
大学	711件 (1.0%)	957件 (1.3%)	1,692件 (1.9%)	1,962件 (1.9%)	2,905件 (2.4%)
公共研究機関	2,024件 (2.9%)	2,656件 (3.6%)	3,185件 (3.6%)	3,479件 (3.4%)	4,453件 (3.7%)
企業	49,012件 (69.1%)	51,743件 (70.5%)	63,917件 (71.9%)	76,970件 (74.4%)	90,671件 (74.4%)

※ 資料：韓国の特許動向2006

大学と公共研究機関は、R&Dの効率化のための特許情報活用能力が不足しており、研究課題遂行前に特許調査をするケースは39.4%（企業は51.1%）、機関レベルで研究者に特許情報を調査・活用できるよう支援する比率も57.6%に過ぎない（2007知的財産活動実態調査、特許庁）。

また、政府R&D予算の70%以上を使用しているにもかかわらず、国家R&D関連の知的財産権制度及び情報に対する研究者の認識が足りず、一部の先導機関を除いては研究課題の計画、選定、協約の締結及び事後管理などの国家R&Dの全過程に渡る体系的な特許戦略が不足しているのが実情である。全般に渡る意識不足が、特許と連携したR&D活動の不振を生み、これは国家研究開発事業の特許成果不振の主要要因として作用している。

大学の場合、未だに論文中心の研究実績評価で、特許などの知的財産創出の誘引に対しては不足している。国際特許の配点がSCI級掲載論文より高い大学は5.3%であり、国の特許配点が国内著名論文より配点が高い大学は13.5%に過ぎない。そのため、研究業績評価の際は論文中心の評価になり、特許成果は低く評価されている（教授の業績評価時の特許指標反映実態調査、2005. 11、大学技術移転協会）。

2) 知的財産権の管理及び活用能力の側面

研究成果の民間移転など、知的財産の活用実績は改善しているが、未だに不足している水準であり、大学・公共研究機関の技術移転率は21.4%（2006年）で2005年（20.7%）より小幅上昇した。具体的には大学は13.6%（2005年9.3%）、公共研究機関は26.3%（2005年30.0%）であり、大学による移転率が著しく低い。

<表IV-2-3> 技術移転率の現況

区分	2006年			2006年累計（機関設立～2006年末）		
	新規確保技術	技術移転	移転率	保有技術	技術移転	移転率
公共研究機関	4,395件	1,358件	30.9%	25,987件	6,825件	26.3%
大学	4,156件	715件	17.2%	16,051件	2,189件	13.6%
合計	8,551件	2,073件	24.2%	42,038件	9,014件	21.4%

※ 資料：2007公共研究機関における技術移転実績調査（産業資源部）

技術料収入の場合、公共研究機関は740億ウォン、大学は80億ウォン（2006年）であり、公共研究機関が技術料収入の90%を占めている。R&D生産性（投入した研究開発費に対する技術料収入の比率、2006年）は大学が0.3%、公共研究機関が2.3%水準であり、米国の場合（大学が4.8%、公共研究機関が8.2%（2005年基準））に比べかなり低い。

<表IV-2-4> 技術料収入の現況

（単位：百万ウォン）

区分	2002年累計	2003年	2004年	2005年	2006年	合計
公共研究機関	379,443	46,846	53,313	61,853	74,017	615,472
大学	11,191	2,250	3,177	6,878	8,002	31,498
合計	390,634	49,096	56,490	68,730	82,030	646,980

※ 資料：2007公共研究機関における技術移転実績調査（産業資源部）

このように技術移転の成果が低い主な理由としては、大学・公共研究機関の知的財産管理及び活用インフラが全般的に不足していることが挙げられる。2005年の調査によると、特許管理及び技術移転専担人材は1機関当たり平均0.5名に過ぎない。米国のコロンビア大学には21名、スタンフォード大学には30名、MITには25名（技術移転専担人材基準）であるのに比べると大きな差がある。

また、組織及び人的構成の限界により、技術移転活性化の主要要素である専担人材と研究間の円滑なコミュニケーションが不足している状況である。大学名義の出願と保有特許の増加による特許経費の急増及び特許戦略の不足により、適切な検証手続きなしに特許を放棄するなど、大学の平均特許保有期間は4.6年、保有特許の維持・放棄関連規定及び手続きがない大学は37%（大学及び研究所における特許管理実態調査、2005年10月）であり、今後も技術移転可能性が高い優秀技術が放置される恐れがある。

技術移転の出発点である発明申告の形式的な運営及び体系的な評価体制の不足により、効果的な技術マーケティング戦略の樹立が困難で、技術移転基盤構築のための内部業務プロセスが確立されていない。具体的には発明申告時に発明に関心を寄せると予想される企業、競合研究など、技術マーケティング観点の情報提供が足りない。

また、2007年に国内の20の主要大学及び公共研究機関を対象とした特許管理能力を診断した結果によると、韓国の主要大学及び公共研究機関の特許管理能力は先進機関に比べ45.8%水準である。また、特許管理の専門性が高い機関であるほど、1件当たりの技術料収入が高いことが分かった。すなわち、特許管理の専門能力と技術料収入の間には密接な相関関係があることが分かった。

しかし、主要大学及び公共研究機関の特許管理の専門能力は、全般的に特許管理の基礎能力及び特許活用能力に比べ、不足していることが分かった。これを解決するには、特許管理分野の専門性を高める対策が必要である。

＜表IV-2-5＞主要大学・公共研究機関における特許管理能力の点数（平均）

区分	配点	大学		研究所		全体	
		平均	到達率（％）	平均	到達率（％）	平均	到達率（％）
基礎的特許管理	24.7	14.49	58.7％	14.51	58.7％	14.50	58.7％
専門的特許管理	38.6	10.59	27.4％	13.27	34.4％	11.93	30.9％
安定的特許活用	36.7	19.63	53.5％	19.13	52.1％	19.38	52.8％
合計	100	44.71	44.7％	46.91	46.9％	45.81	45.8％

※ 資料：主要大学・公共研究機関における特許管理能力の診断結果、特許庁（2007.7）

注）基礎的特許管理とは、特許の効率的な権利化を支援し、反復的で行政的な活動
 専門的特許管理とは、事業化の可能性のある有望特許を保有・管理するための体系的で戦略的な活動
 安定的特許管理とは、特許から収益を創出することに直接的に関わる技術移転・事業化関連活動

そのため、韓国特許庁は特許管理分野の専門性を高めるため、2007年に「大学・公共研究機関における知的財産管理能力強化の総合計画」を樹立し、優秀研究成果の発掘・管理・評価の体系構築分野、知的財産管理の専門性向上や基盤構築分野及び効果的な知的財産管理業務遂行のための制度改善分野の3つの政策分野について21の細部推進課題を設定し、2008年から集中的に推進する予定である。

2. 主要推進施策

イ. MOU締結による総合支援体制の構築

大学・公共研究機関の知的財産能力強化の基盤を構築するため、大学・公共研究機関とMOUを締結し、研究現場に適した支援施策を発掘・推進するなど、選択と集中による支援強化を図っている。2007年12月末、21の大学及び公共研究機関と知的財産能力強化のためのMOUを締結し、これらの機関を知的財産の拠点に育成するための政策支援を行っている。

MOU締結大学には職務発明補償規定の標準モデルを普及すると同時に職務発明制度の説明会を始め、重点研究分野の特許マップ作成を支援している。具体的には、特許情報の活用教育の正規科目を開設するなど、特許庁支援事業において優待措置を取ると共に、業務協約の全過程の統合や体系的な管理及び履行の実効性を確保するため、「業務協約管理指針」を制定し、上・下半期に業務協力推進の実績を定期的に評価している。

ロ．大学特許管理アドバイザーの派遣

1) 推進背景

特許庁は国家R&D投入に比べて、知的財産権の創出基盤及び管理能力が相対的に弱い大学に対する体系的な支援によって知的財産の創出、管理及び活用能力を強化するため、2006年から各地域の大学に専門家（特許管理アドバイザー）を派遣する事業を遂行している。

2) 事業概要

特許庁は2006年1月の公募を通じ、10大学に特許管理アドバイザーを初めて派遣してから、2007年には弁理士、技術取引及びマーケティング専門家、企業及び研究所の特許担当経歴者の中から特許管理アドバイザーを選抜し、該当大学に派遣した。

特許管理アドバイザーの所属は広域拠点の地域知的財産センターであるが、原則的に派遣大学に常駐し、大学の知的財産管理業務を遂行しており、国庫からアドバイザ

一の人件費の80%の支援を受けている大学は、残りの人件費20%、出張費及びその他経費を支援する。

<表IV-2-6>2007年の特許管理アドバイザー派遣大学の現況

圏域	大学
首都圏（2校）	漢陽大（安山キャンパス）、仁荷大
江原圏（1校）	江陵大
忠清圏（4校）	KAIST、忠南大、忠北大、湖西大
湖南圏（3校）	全南大、全北大、順天大

事業管理のため、特許管理アドバイザーが派遣された大学とアドバイザーは半期毎に活動実績の評価を受けている。2007年の場合、活動実績の不振や特許管理体系の完成により、アドバイザー派遣の必要性がない3つの大学（漢陽大、順天大、忠南大）をアドバイザー事業から除外した。

2008年の場合、特許管理アドバイザー派遣大学を16校拡大するため、派遣を続ける7大学の他、新規に9大学を追加で選抜する予定である。

3) 主要事業内容

特許管理アドバイザーは、各大学で職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、学内知的財産価値の最大化のため、特許ポートフォリオ戦略の樹立など、様々な活動によって、該当大学の知的財産管理基盤の構築に努めている。知的財産権セミナー及び説明会を開催、産学協力団の専担職員、教員、学生を対象とする知的財産権の相談及び諮問の提供などによって、大学の知的財産に対する認識の向上に寄与している。

アドバイザーは大学の知的財産権管理能力の向上の他に、該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転し、収益を創出することにも大きく寄与した。2007年には141件の技術移転を行い、約29億ウォンの技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大きな役割を遂行した。

また、地域の産・学・研の人材プールを構築し、地方自治体、特許情報や事業化コンサルタント、企業などとの協力によって技術の需要や移転に関する情報交流に専念した。その他にも、地域革新主体との協力ネットワーク構築のために努力している。

<表IV-2-7> 大学特許管理アドバイザーの活動実績（2007年）

	大学名	相談・諮問 (件)	セミナー (回)	説明会 (回)	技術移転	
					件数	定額料（百万ウォン）
1	江陵大	107	3	6	7	103
2	仁荷大	70	6	9	3	157
3	漢陽大	117	12	2	1	300
4	忠南大	162	13	5	9	106
5	忠北大	99	1	6	23	363
6	湖西大	161	16	3	10	98
7	KAIST	142	9	4	27	900
8	順天大	172	1	8	21	77
9	全南大	117	6	6	33	679
10	全北大	121	2	16	7	114
	合計	1,268	69	65	141	2,897

ハ. 優秀研究成果に対する海外出願費用の支援

特許庁は、中小企業、大学及び研究所などの技術革新の主体が、熾烈な技術戦争の中で国際特許を獲得するため、競争の優位を確保できるよう開発した技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する海外出願費用補助事業を遂行している。

申請資格は内国民でかつ外国に特許、実用新案またはデザイン登録出願をした個人・中小企業・大学・研究所である。特許庁は各申請者の技術に対する評価を行い、その結果が優秀な発明に限って申請日を基準に過去3年以内に送金した出願費用に対し、事後支援している。特許協力条約（PCT）による国際出願の場合には、外国の特許庁に対して出願手続きを始める場合に限り、出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

大学や研究所に対しては2005年から支援を開始した。2007年の場合、海外出願1件当たりに重要技術は1,100万ウォン、高度技術は600万ウォン、優秀技術は300万ウォンなど、優秀技術に対する支援を大幅に強化した。特に、主要技術に対しては事前の支援ができるよう支援手続きの改善を行い、出願費用の他に登録費用も支援した。

これにより、2007年には優秀・高度技術に対し、51件144百万ウォンの海外出願費用を支援した。重要技術には26件103百万ウォンの海外出願費用を支援し、77件で247百万ウォンの海外出願費用を大学・公共研究機関に支援した。

<表IV-2-8>2007年度の支援実績の細部現況

(単位：件、百万ウォン、%)

区分		申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援比率 (B/A)
優秀・高度技術	個人	667	180	495	27.0
	中小企業	1,004	252	701	25.1
	大学	63	33	92	52.3
	研究機関	66	18	52	27.3

区分		申請件数 (A)	支援件数 (B)	支援金額	支援比率 (B/A)
	小計	1,800	483	1,340	26.8
主要技術	大学	348	26	103	6.6
	研究機関	—	—	—	—
	小計	348	26	103	6.6
合計		2,148	509	1,443	23.7

2008年からは支援対象の差別化によって、個人や中小企業を集中的に支援するため、大学・公共研究機関に対する支援は知識経済部の特許経費支援事業に一元化し、特許庁の海外出願費用支援事業は個人と中小企業のみを対象に施行する予定である。

二. 国家R&D IPフォーラムの運営

政府R&D予算の約70%を大学・公共研究機関で使用しているにもかかわらず、大学・公共研究機関が知的財産権を創出・管理・活用する水準は非常に低いため、各機関の知的財産戦略の優秀事例を発掘して拡散する必要が出てきた。

そのため、特許庁、知的財産研究院、国家研究開発事業を管理する4つの管理機関及び20の主要大学・公共研究機関を中心とする国家R&D IPフォーラムを2007年に構成した。国家R&D IPフォーラムでは、4回のフォーラムを開催し、大学・公共研究機関の知的財産管理戦略や成果向上のための制度改善事項など、様々なテーマに対して詳しく議論した。

その結果、国家R&D IPフォーラムが政府の政策方向を提示し、大学・公共研究機関の意見を取り入れる学・研・官の討論の場として定着した。大学・公共研究機関が必要とする様々なコンテンツをワンストップで提供するネットワークを形成し、特許庁が開発した研究ノート、職務発明の標準モデル、先行技術調査のマニュアル、特許価値評価のスコアボードなどを大学・公共研究機関へ早期導入を支援した。

＜表IV-2-9＞2007年の国家R&D IPフォーラム開催の現況

区分	日時	会場	テーマ
1回	4. 25	韓国原子力研究院	大学及び公共研究機関の国家R&D IP運営事例
2回	5. 30	中央大	大学及び公共研究機関の知的財産管理戦略
3回	9. 18	韓国生命工学研究院	大学及び公共研究機関の知的財産管理能力評価
4回	11. 8	COEX	国家R&D成果向上のための制度改善策

＜表IV-2-10＞2007年の国家R&D IPフォーラム参加機関の現況

区分	機関名
運営委員会 (6機関)	特許庁、知的財産研究院、学術振興財団、韓国科学財団情報通信研究振興院、産業技術評価院
大学 (10大学)	KAIST、仁荷大、忠南大、順天大、釜山大、延世大、仁済大、全南大、朝鮮大、中央大
公共研究機関 (10機関)	原子力研究機関、電子通信研究機関、エネルギー技術研究機関、電子部品研究機関、国防科学研究機関、科学技術研究機関、標準科学研究機関、化学研究機関、機械研究機関、生命工学研究機関

第2節 職務発明の活性化誘導

産業財産政策局産業財産政策課工業事務官 キム・ジョンテク

1. 職務発明制度の概観

イ. 職務発明の意義と重要性

世界経済は知識と技術が国富創出の主要要素となる知識基盤経済へ急速移行している。その中、主要・源泉技術の確保は国と企業の技術競争力を測る尺度であり、生存及び発展のための必須戦略として位置づけられている。

今日、ほとんどの主要・源泉技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されている。これは、産業が高度化され、それを後押しする技術が高度に複雑かつ多様化されるようになり、既存の技術（Prior Art）を超える新しい技術の開発は大規模な研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるからである。

そのため、今日には個人発明家による発明は少なく、企業などによって行われる職務発明がほとんどを占めている。また、技術が高度化されるにつれ、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重がさらに高まっている。韓国の場合、〈表IV-2-3〉から分かるように、職務発明の比重が2000年度の76.6%から2007年には81.3%に、毎年増加し続けている。

このような数値は〈表IV-2-4〉のように毎年増加している企業、研究所及び大学の研究開発予算の推移とも密接な関連がある。

したがって、各研究主体別に行われる職務発明をどのように制度化し、育成するかの問題は企業のみならず、国家競争力向上のレベルでも非常に重要な問題と言える。

＜表IV-2-11＞最近の韓国の職務発明の推移

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007
個人発明 (A)	19,662	21,275	22,104	24,368	27,062	32,005
職務発明 (B)	86,474	97,377	118,011	136,553	139,127	138,706
計 (C)	106,136	118,652	140,115	160,921	166,189	170,711
職務発明の比重 (B/C)	81.5%	82.1%	84.2%	84.9%	83.7%	81.3%

注) 知的財産主要統計 (2008. 2)

＜表IV-2-12＞研究主体別研究開発費使用の推移

(単位：10億ウォン、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006
総研究開発費	16,110.5	17,325.1	19,068.7	22,185.3	24,155.4	27,345.7
公共研究機関	2,160.2	2,552.6	2,626.4	2,964.6 (13.4%)	3,192.9 (13.2%)	3,497.1 (12.8%)
大学	1,676.8	1,797.1	1,932.7	2,200.9 (9.9%)	2,398.3 (9.9%)	2,721.9 (10.0%)
企業	12,273.6	12,975.4	14,509.7	17,019.8 (76.7%)	18,564.2 (76.9%)	21,126.8 (77.3%)

注) 公共研究機関には国公立試験研究機関、政府出捐研究機関、その他非営利研究機関を含む。

資料：2007科学技術研究開発活動調査 (科学技術部)

ロ．職務発明制度の運用目的と趣旨

前述したように、21世紀の世界経済が知識基盤経済に移行し、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人中心から大学、研究所及び企業中心に移りつつある。これにより、研究員、大学教授、企業の従業員及び公務員の研究開発や発明意欲を奨励するため、職務発明制度をどのように運用するかという部分が国と企業などの重要な知的財産戦略として浮上している。

職務発明制度は、発明を創出できる基盤、すなわち、研究開発（R&D）投資と施設などを提供する使用者と創造的な努力で発明を完成した者の間で利益を合理的に調整することで、使用者にはより積極的な投資をするよう誘導する一方、従業員には経済的な補償を提供して創造的に発明に専念できるように支援し、従業員と使用者の両方が共生するための制度である。

すなわち、職務発明制度は使用者には知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の帰属及び正当な補償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、国及び企業の発展を追求することに目的がある。

2．職務発明活性化のための法制度の改善

イ．職務発明法制（発明振興法）の改正推進

2004. 2. 2の大統領年頭業務報告時に、大統領が「企業の投資や研究革新を誘導する方向に職務発明のインセンティブを研究すること」を指示したことにより、公聴会及び関係部署の協議を経て「職務発明報償制度の改善策」を整備し、第27回国務会議（6. 15）の時に大統領に報告した。

職務発明補償に対しては政府の直接介入を最小化し、民間の自律性を尊重するという基本方向を確定し、今後の法制整備及び政府施策推進時の準拠基準にするようにし

た。

① 企業、研究所などの職務発明補償制度の導入拡大を推進することを決めた。技術移転促進法上の公共研究機関の範囲を拡大し、所属研究員が技術料の純収入額の50%以上という十分な補償を受けられるようにした。また、政府R&D事業に参加する企業に対して職務発明補償制度導入を誘導するため、R&D支援プロジェクト協約締結時に職務発明補償計画書を添付するようにした。そのため、産業資源部は2004年10月に産業技術開発事業の運用要領管理指針を改正したことがあり、現在同制度を積極的に施行中である。

② 職務発明関連法令を整備することを決めた。特許法と発明振興法に散在している職務発明関連規定を統合し、体系的に規定することで、職務発明制度に対する使用者と従業員の予測可能性を高めた。また、権利関係及び手続きなどに対して明確に規律することで、紛争発生を最小化する方向に推進することにした。

③ 民間職務発明補償の拡大を積極的に誘導することを決めた。企業が自発的に補償規定を制定できるように、職務発明補償規定の標準案を作成、配布し、各種教育及び説明会を通じて職務発明制度に対する認識向上及び広報を強化することにした。

ロ．現行法制の現況及び問題点

1) 職務発明法制の現況

世界各国は知的財産の戦略的価値を認識し、知的財産権の創出・活用の好循環システムを構築するため、法律の形態は異なるが、ほとんどの場合職務発明制度を持っている。また、職務発明を活性化するための多角的な施策を国レベルで推進している。

韓国の場合、職務発明の概念、効果及び補償などの実体的な事項を規定している特許法と、民間の職務発明補償の実施支援、自由発明へのみなし、職務発明の出願留保などの手続き的な事項を規定している発明振興法を職務発明制度の法的根拠として運用している。

＜表IV-2-13＞主要先進国の職務発明制度の比較

区分	韓国	ドイツ	イギリス	日本	米国
法的根拠	特許法 発明振興法	従業員発明に 関する法律	特許法	特許法	一部州法、判 例 (連邦技術移 転法)
職務発明の概 念	各国がほぼ類似				
職務発明の帰 属	発明者	発明者	使用者	発明者	発明者
補償基準	正当な補償	別途の指針 (拘束力な し)	正当な補償 (考慮事項に 列挙)	正当な補償	—
最小補償制	公務員の場合 50%	—	—	公務員の場合 10～30%	連邦研究所所 属公務員15%
職務発明紛争 調整機構	任意的な手続 きで実効性が ない	仲裁前置主義	なし	なし	なし
使用者の権利	無償の通常実 施権	有償の通常実 施権	—	無償の通常実 施権	—

2) 問題点

イ) 職務発明補償制度の制度化における補償程度の不足

技術競争力の確保により、国家間の新技術競争で優位に立つためには、優秀な職務発明の創出を通じ、国家技術革新を牽引することが何より重要である。そのためには成果に相応した適正な補償の実施が必要である。

しかし、2004年7月に国内の民間企業を対象に実施した職務発明補償制度の実態調査の結果¹⁶⁾によると、職務発明補償制度を実施する企業は19.2%に過ぎず、今後補償制度を導入する意思がない企業も54.6%に達することが分かった。したがって、企業の自発的な補償制度の導入を誘導する制度的措置の整備などの改善が急がれている。

ロ) 職務発明法制の整備遅延による立法の空白の長期化

職務発明制度の根本的な問題であると同時に、職務発明報償制度の実施率が低い原因の一つは、民間の職務発明補償を誘導し、合理的に規律するための職務発明法制が未だに整備されていないという点である。

これは職務発明制度を巡る使用者と従業員間の利害関係の対立及び労働部、科学技術部などの関係部署との意見調整が長期化し、経済・社会的な環境変化に符合する法制整備が適期に行われなかったことが原因であると言える。

すなわち、職務発明に対する合理的な補償基準の皆無、職務発明の創出及び承継や補償など、職務発明に関するプロセス段階別に議論される権利関係を明確に規律できる手続き関連規定などが立法の空白状態のまま放置され、使用者と従業員間の紛争誘発及び共生協力を阻害する主要な要因として作用している。

このような問題点が解消されなければ、企業の自発的な職務発明補償制度の導入は難しい。これは職務発明の活性化を深刻に阻害する結果をもたらすだけでなく、従業員の技術開発意欲低下による重要人材及び技術の流出をもたらし、国家と企業競争力の弱体化に繋がる可能性が非常に高いと言える。

¹⁶⁾ 特許庁、産業資源部、労働部が共同で実施した。雇用保険に加入した30人以上の事業者のうち、アンケートに答えた2,053の企業中の19.2%に当たる392の企業のみが職務発明報償制度を実施していると答えた（2001年労働部調査時には15.6%のみが職務発明報償制度を実施）。2005年12月の職務発明報償実態調査における職務発明報償実施率は20.1%であった。

ハ. 改正の推進経過

1) 推進背景

政府では、従業員の職務成果に対する正当な補償体系の確立によって従業員の発明意欲を高めることで職務発明を積極的に奨励するため、2001年2月に民間企業従業員の職務発明に対する補償金支給に関する必要事項を大統領令によって定めるよう特許法を改正したことがある。

2001年3月に使用者が承継した職務発明の実施または処分に伴う純収入額の15%を補償金として支給する最低補償制（Minimum Compensation）の導入を骨子とする特許法施行令改正案を整備した。しかし、民間の自律性侵害、純収入額算定が技術的に困難、企業の財政圧迫などの理由を提起した財界の反発及び関係部署間の意見対立により、法改正が無為になったことがある。

それ以降、先進国の職務発明補償制度に対する研究サービス及び公聴会などによって最低補償制導入の現実的な限界を認識し、政府では職務発明補償に対する政府の直接的な介入を最小化し、使用者と従業員の双方が共生できる合理的な法制度を模索するという努力をしてきた。

前述したように、職務発明補償制度の改善策報告を契機に2004年下半期から法制の統一的整備のための本格的な検討作業に着手し、外国法制の改正動向を綿密に把握すると同時に各界専門家の意見を聴き入れた。

これを通じ、職務発明報償に対しては民間の自律に任せるという大原則を遵守しながら、手続き関連規定を明確にし、職務発明に対する権利帰属、権利承継時点などに対する紛争余地を根本的に遮断する方向で改正作業に入った。

2) 政府案の確定段階

イ) 発明振興法改正T/Fの発足

上述のように過去の法改正の失敗を教訓にして、職務発明の主要争点に関する最近の先進国の改正事例及び論議を元に政府でも本格的な法制の整備に着手した。

まず、使用者と従業員間に発生する様々な利害関係を事前に調整し、法案に反映することで、利害関係者に対する受容性を高めるため、使用者側と従業員側の関係者と産業資源部、労働部、化学技術部などの関係部署の実務者及び学界や法曹界などの民間専門家を中心に法改正T/Fを2005年2月に発足した。

同T/Fチームでは、職務発明に関する手続き規定の新設妥当性の検討、民間の自律を尊重する方向への補償基準の改正など、主要な争点事項に対する詳しい議論¹⁷⁾を行った。また、後述する政府と利害関係団体間の合意案妥結に実質的な契機を提供した。

ロ) 立法予告

改正法の主要骨子は大きく従業員の職務発明の申告及び使用者の承継意思通知義務の新設、発明振興法第12条の自由発明取扱い条項の削除、職務発明補償に関する合理的な手続きによって民間が自律的に決定した補償基準を尊重する内容の補償基準の整備であった。

立法予告段階で自由発明取扱い条項の削除及び補償基準の改正に関し、科学技術界の利害関係団体の集中的な問題提起とそれに対するメディア報道¹⁸⁾があったが、それ以降政府の仲裁を元に経営界、科学技術界間の協議と譲歩によって、7月初めに後述するような合意案を導出するに至った¹⁹⁾。

¹⁷⁾ 2005年2月中旬に結成、4月初めに改正案を成案するまで3回の実務会議を開催

¹⁸⁾ 「発明振興法契約論難」(ハンギョレ、6. 14)、「新しい発明振興法では特許権取れない」(ハンギョレ、6. 18)、「科学技術人連合発明振興法改正案に強く反発」(釜山日報、6. 22)

¹⁹⁾ 政府側代表として特許庁長、経営界側代表として経総常任副会長、科学技術界側代表として韓国科学技術

今回の合意はこれまでの利害関係の対立に打ち勝ち、使用者と従業員全てが譲歩と妥協しながら共生する道を見つけるという考え方によって行われ、国家の技術革新及び産業競争力の強化という側面で高く評価できると言える。

ハ) 政府案の確定

利害関係団体との合意案を妥結した後、規制や法制処の審査を順調に終え、2005年10月4日の国務会議の議決及び大統領の許可を経て、発明振興法の改正案が政府案として確定し、10月11日付で国会に提出された。

3) 国会審議及び議決段階

政府案は国会に提出された翌日の10月12日付で産業資源委員会に回付され、法案審査小委員会の審議を経て12月2日に産業資源委員会で議決された。

この過程で既に提出された議員立法案、すなわち産業資源委員会キム・ギョフン委員の代表発議案20)と国防委員会パク・グンへ議員の代表発議案21)が政府案と統合、最終的に産業資源委員会の代案として議決された。その後、一部の自主修正を経て12月7日付けで法制司法委員会を通過した。

団体総連合会事務総長、韓国科学技術人連合の運営委員など、政府と利害関係団体側の代表が7月6日に会い、争点に対する最終協議の末、合意案に妥結

²⁰⁾ 発明振興法改正案：職務発明に関連する紛争の迅速かつ経済的な解決を図り、訴訟外の代替的紛争解決の活性化のため、発明振興法第29条の産業財産権紛争調整委員会の調整効力を従来の民法上契約の契約から裁判上の和解に強化する内容を主要骨子とする（産業資源委員会の代案に反映）

特許法改正案：特許法第40条第2項及び第3項を改正、民間が合理的な手続きによって自立的に決定した補償を尊重する内容を主要骨子とする（政府案に既に反映）

²¹⁾ 発明振興法第10条の職務発明補償審議委員会の設置・運営を義務化、職務発明補償額に対する意見を調整し、客観的な補償額算定を誘導しようとする内容を主要骨子とする（産業資源委員会の代案に未反映）

定期国会の最終日である12月9日に、この改正案は本会議の処理案件として上程されたが、当時の私学法通過による国会空転のため処理されず、2006年2月9日の臨時国会の本会議を通過した。

ニ. 主要改正内容

1) 職務発明関連の規定を発明振興法として統一

職務発明に対する全般的な事項を単一法で統一かつ体系的に規律するために、特許法の職務発明関連規定（第39条、第40条）を発明振興法に移管し、職務発明法制を発明振興法に単一化した。

＜表IV-2-14＞職務発明制度の改正前後の比較

旧法	改正法
＜特許法＞	＜発明振興法＞
第39条（職務発明）	「第2節 職務発明の活性化」
第40条（職務発明に対する補償）	・職務発明の意義
+	第8条（職務発明）
＜発明振興法＞	第9条（職務発明補償制度の実施及び支援施策）
「第2節 職務発明の促進」	・職務発明の手続き
第8条（職務発明補償制度の実施）	第10条（職務発明完成事実の通知）
第9条（共同発明の承継）	第11条（職務発明補償制度の実施及び支援施策）
第10条（補償審議委員会）	第12条（共同発明に対する権利の承継）

第11条（自由発明とみなす職務発明）	・ 職務発明の補償
第12条（秘密維持の義務）	第13条（職務発明に対する補償）
第13条（職務発明の出願留保など）	第14条（出願留保時の補償）
第14条（特許法などの準用）	第14条の2（職務発明審議委員会）
第38条（罰則）	・ 職務発明の紛争など
	第14条の3（職務発明関連紛争）
	第14条の4（秘密維持の義務）
	第38条（罰則）

2）従業員の職務発明完成事実の通知義務の新設（法第10条）

従業員が職務発明を完成した場合にはその事実を使用者に書面で通知するようにし、通知時点については到達主義を取り、通知書が使用者に到達した時とした。

また、通知方法は文書主義を採択し、書面及び電子文書による通知の両方を可能にした。最近大多数の研究所の場合、内部オンライン決裁システムを活用して文書を交換しているという現実を十分に反映したものであった。

更に、通知内容に対しては発明者、発明者の持分率（共同発明時）、発明の内容（名称、種類、職務関連性、明細書）などの事項を企業設定に合わせて自主的に運営できるよう民間に委任した。

3）職務発明に対する使用者の承継意思の通知義務新設など（法第11条）

従業員から職務発明完成事実の通知を受けた使用者は大統領令が定める期間内（4ヶ月以内）にその承継意思を文書で通知するようにした。

また、予約承継規定がない場合の従業員の通知に対しては、これを発明に対する権利の承継意思を聞く通知ではなく、単純に発明の完成事実を報告することに過ぎないという効果を付与し、従業員の意思に反して使用者がその発明に対する権利の承継を主張できないようにした。

大統領令が定める期間内に使用者が職務発明に対する権利の承継意思を通知した場合、その権利は使用者に承継されたものとみなし、使用者の権利承継時点を明確にした。

更に、使用者が大統領令の定める期間内に職務発明に対する権利の承継意思を通知しない場合には当該発明に対する権利の承継意思がないものとみなし、発明を行った従業員にその権利を帰属させる。この場合、使用者などはその発明を行った従業員などの同意を得ないで通常実施権を持つことができないようにし、旧法第11条の職務発明の自由発明扱い条項の趣旨を反映した。

今回の改正立法を通じて今後の職務発明に対する使用者と従業員間の権利関係をプロセス別に図式化すると次のように整理できる。

<表IV-2-15>新設された職務発明手続き規定による権利関係

	予約承継規定有 <使用者などが承継を決定>	予約承継規定無 <従業員などが譲渡を決定>
従業員など	承継意志の通知 (大統領令で定める期間以内)	従業員などの譲渡意志無
職務発明を完成	・使用者：職務発明に対する権利承継 (第11条②)	・使用者：無償の通常実施権取得 (第8条①)



4) 職務発明に対する合理的な補償基準の整備（法第13条）

契約または勤務規定で職務発明に対する補償を定めている場合、その定められた規定により、使用者と従業員が協議して決定した補償が合理的な手続きによるものと認められれば、これが法律上の正当な補償として尊重されるようにした。

合理的な手続きであるか否かの判断に必要な手続き要素としては、補償額及び補償形態を決定するための基準の策定状況、当該基準の提示状況、補償決定時の従業員の意見など、報償額（形態）の決定及び支給までの全過程における合理性判断に不可欠な手続き要素を提示した。

契約または勤務規定で職務発明に対する補償を定めていないか、第2項の規定による正当な報償とみなせない場合、補償額を決定するに当たっては従来と同じ基準を適用し、発明によって使用者などが得た利益とその発明の完成に使用者ら及び従業員らが貢献した程度を考慮するようにした。

以上から、今後改正される補償基準体系を要約すると次のように整理できる。

二元化された補償基準体系の運用

- ・ 契約または勤務規定において補償について定めた場合
 - その定めた通りの補償が合理的な手続きによるものと認められる場合、その補償は法律上の正当な補償
 - * 裁判所は補償規定及び手続の合理性のみを判断

- ・ 契約または勤務規定において補償について定めていない場合、または第2項の規定による正当な補償とみなせない場合
 - 使用者が得ると予想される利益の額及び発明に対する両当事者の貢献度などを考慮し、定めた補償が正当な補償
 - * 裁判所が補償額の適正性を判断

5) 職務発明の出願留保要件の緩和及び補償義務の強化（法第14条）

職務発明に対する権利を承継した使用者が出願を留保しようとする場合、従業員の同意を要する規定を削除した。

また、出願留保時に対する補償の活性化のため、使用者が従業員から職務発明に対する権利を承継した後、出願していない場合などに対しても補償を行わなければならないことを明示し、出願留保時の補償額決定要因をより具体化した。

6) 職務発明紛争に関する訴訟外の代替的な紛争解決手続きの強化（第14条の3、

第29条の6)

職務発明に関し、使用者と従業員間に紛争が発生する場合、法第29条の規定による産業財産紛争調整委員会の調整を申請できるようにし、国民が同制度を利用しやすくした。

同規定を新設しなくても職務発明に関する紛争発生時に産業財産権紛争調整委員会に調整を申請できるが、これまでに同制度に対する広報及び民間の認識不足により、制度が持つ有用性にもかからわず、活用度が低かったことに対する補完策の一環として新設された。

また、法第29条の6の産業財産権紛争調整委員会の調整効力が従来の民法上の契約から裁判上の和解に強化された。

同内容はキム・ギョフン議員の代表発議案の内容を反映したもので、これまでに調整決定の実効性が足りず、同制度の活性化を妨げていたが、調整決定の効力が強化されたことにより職務発明関連紛争に対する代替的な紛争解決が活性化されるものと期待される。

7) 秘密維持義務の範囲を明確化（法第14条の4）

職務発明に対する従業員の秘密維持義務の範囲を明確にするため、職務発明に対する権利が使用者が承継しないことが確定した場合には、秘密維持義務を負担しないことを明示した。

旧法の規定では「従業員などは職務発明を出願するまで」発明の内容に関する秘密を維持するようになっており、秘密維持義務の主体が従業員のみであることを明らかにしているだけで、出願主体が誰であるか、職務発明に対する権利所有とは関係なく義務を負担するののかに対する明確な規定がなかった。

よって、使用者が出願主体であることを明示し、従業員が負担することになる秘密

維持義務の対象を明確にした。また、使用者が職務発明に対する権利を承継しないことにより、従業員に権利が帰属される場合、その出願主体は従業員になるため、発明に対する権利の所有者に秘密維持義務を負担することは不当である。この場合には従業員に対する秘密維持義務を負担しないことにした。

すなわち、職務発明に対する従業員の秘密維持義務の枠組みは維持するが、その義務を負担しない場合を明確にし、両当事者間の不必要な紛争の余地を事前に予防した。

3. 改正職務発明制度の国民への広報

イ. 職務発明補償実態調査（2007年）

企業、大学、公共研究機関の職務発明補償制度運営実態を調査・分析し、職務発明関連法制度の改善及び政策樹立に活用しようと2004年から毎年実施している。

<調査概要>

- 調査期間：2006年9月3日～11月30日（3ヶ月間）
- 主管：特許庁（2001年、2004年、2005年、2006年に続いて5回目の調査である）
- 調査機関：韓国知的財産研究院（コリアデータネットワーク）
- 調査対象：
 - ・ 特許庁の産業財産権出願統計資料を基に、基準年度（2004年と2005年）に2件以上（年平均1件以上）の特許・実用新案を出願した国内10,202の機関（企業10,050社、大学及び公共研究機関152ヶ所）
 - ・ 標本抽出のため、特許・実用新案の出願規模（共通）、業種（企業）及び機関類型（公共研究機関）を基準に40の集団に分け、最終標本機関を選定
 - ・ 基準年度に10件以上（年平均5件以上）の特許・実用新案出願を行った機関は全数調査、基準年度に10件未満（年平均5件未満）の特許・実用新案出願を行った機関は業種別や機関類型別母集団の大きさを考慮し、抽出率35%の無作為標本抽出（Simple Random Sampling）

- 標本誤差：95%信頼水準で最大許容誤差±2.15%
- 回答率：38.2%（企業37.0%、大学及び公共研究機関81.1%）
- 主要調査内容
 - ・ 職務発明補償制度の細部実施現況
 - ・ 職務発明補償制度の認知度及び不実施要因
 - ・ 職務発明補償制度活性化のための政府の役割及び改正法制に関する認知度及び評価

など

企業の職務発明補償実施率は38.3%²²⁾であり、前年に比べ6.0%上昇した。職務発明補償類型別の実施率を調べてみると、国内特許の出願や登録補償を実施する企業が全体調査対象企業の30%を占め、職務発明補償の核心と言える実施補償と処分保証を実施する企業の比率はそれぞれ16%と10%に過ぎないことが分かった。

企業規模別実施率は大手企業と中小企業が大きな差を見せている。大手企業は72.1%、中小企業は34.5%、ベンチャー企業は28.4%と調査された。

＜企業形態別職務発明補償の実施率＞

区分	2005	2006	2007
大手企業	42.3%	65.3%	72.1%
外国系企業	19.0%	45.3%	—
ベンチャー企業	22.9%	27.8%	34.6%
中小企業	18.1%	20.3%	28.4%

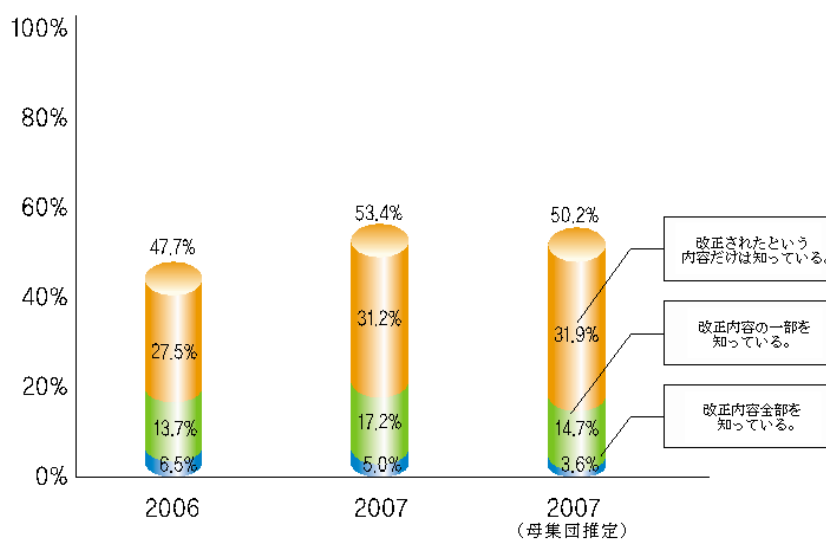
2006年に改正された職務発明制度について、改正内容全部を知っていると答えた企業は5.0%であるのに対し、改正された事実を全く知らない企業の比率は46.6%に上っ

²²⁾ 職務発明補償実施率：2004年（19.2%）、2005年（20.1%）、2006年（32.3%）、2007年（38.3%）

ている。

改正された職務発明制度の主要内容のほとんどが現在企業の職務発明の規定などに反映されておらず、50%程度の企業は今後反映する計画もないことが分かった。

<改正された職務発明補償制度の認知度>



(単位：百万ウォン)

区分	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
登録補償金	33	27	103	133	145	93	44	49	59	75	44
処分補償金	1	—	13	26	42	114	63	75	129	336	213
機関褒賞金	—	—	1	4	2	16	11	14	—	22	31
計	34	27	117	163	189	223	118	138	188	433	288

注) 知的財産主要統計2008年2月

ロ. 国民への広報

1) 広報目標及び戦略

改正した職務発明法制は2006年3月3日に公布され、2006年9月4日から施行された。改正した職務発明制度の民間への早期定着を誘導するため、2006年に特許庁の重点広報課題として選定し、国民への広報に全力を尽くした。

企業の職務発明報償に対する自発的な実施を誘導するため、改正制度に対する当為性を広報対象別に広報し、法改正の趣旨が国民全体に早急に拡散できるよう様々な広報チャンネルを通じて積極的に広報した。

一般国民を対象に職務発明報償の必要性と効果を積極的に広報し、正当な職務補償の拡散を誘導した。また、改正職務発明制度が使用者と従業員全てが共生できる最適のモデルであることを認識させ、使用者（企業）が実質的な職務補償規定を整備するよう、積極的に誘導するという広報目標を設定した。

2) 詳細推進実績

イ) 政策顧客別広報戦略の差別化

企業²³⁾に労・使間の報償関連紛争事例が伝播することによって報償規定の早急な整備を誘導することに注力し、大学・研究機関の場合は実際に適用される主要内容を

²³⁾ 大手企業：韓国経営者総協会、全国経済人連合会などと協調、大手企業の特許担当者対象に説明会を別途に開催

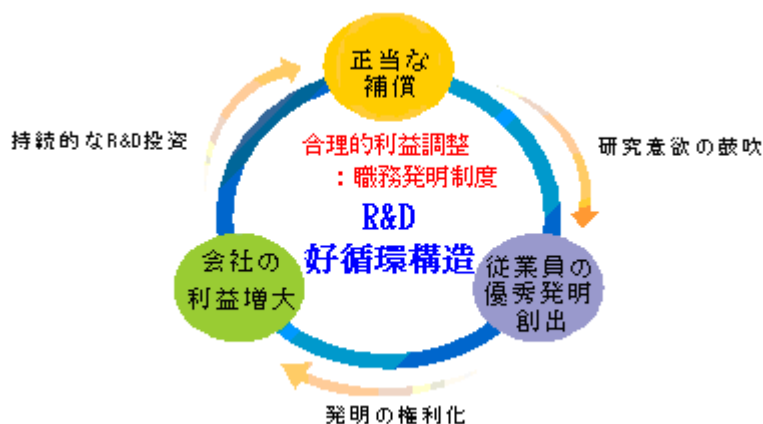
中小企業：主要業種別団体とテクノパーク入店企業などを対象に全国単位の説明会を開催（企業に直接訪問して説明会を実施）

中心に説明会を開催した。

一般国民には職務発明報償に対する友好的な社会的雰囲気作りと同制度活性化のため、一般国民の目の高さに合わせた感性的な放送プログラムなどの映像を製作して広報した。

ロ) 重点広報メッセージを発掘、戦略的に広報

「職務発明の導入が企業の生存戦略である。」という趣旨で企業及び大学・公共研究機関に対し、職務発明に対する補償未実施によって研究員の研究意欲の低下及び技術流出など、企業の生存と直結することを説明し、発明者（従業員など）に対する正当な補償が研究意欲を高め、国家・企業の競争力を向上することを広報した。



職務発明が長期的な観点で現実的な発明家と潜在的な発明家の養成を通じて国家競争力を強化すると共に、職務発明活性化により理工系の人材を国家の中核として育成するという大きな役割をすることを強調した。

ハ) 広報効果を最大化するための広報チャンネルの変化

企業、大学及び公共研究機関などの主要技術革新主体を対象に需要者中心の説明会

を実施した。また、主要顧客に対する広報のため、民間企業²⁴⁾、大学²⁵⁾の主要関係者で構成された政策フォーラム及びセミナーに参加し、テーマ発表を行った。

改正制度に対する専門家階層の理解を助けるため、関連団体の発行雑誌への寄稿及び改正制度が施行される9月まで毎月、改正職務発明制度の主要内容をPCRMで広報した。

また、K-TV企画プログラム出演などを通じた広報も実施した。

ニ) 顧客水準別広報コンテンツの製作・普及

企業・大学など政策顧客の類型と顧客別職務発明制度の実施水準を考慮し、様々な広報コンテンツを製作した。改正職務発明制度の紹介資料を製作し、説明会の教材として活用した。また、一般人の目の高さに合わせた改正制度の広報パンフレット²⁶⁾を作成・配布した。企業の特許担当者などが直接実務に活用できるよう改正制度の主要内容に対する質疑回答集²⁷⁾を作成した。

改正制度を反映した標準職務発明補償規定を製作・普及し、改正制度に符合する企業内部規定の早急な制・改定のため、企業及び大学用の標準職務発明補償規定を作成・普及した。

ホ) オン・オフラインによるアクセス強化

特許庁ホームページ、NAVERの特許ページなどに「改正職務発明制度」コーナーを開設し、各種広報コンテンツを掲載した。E-book、PDFファイルなど様々なフォーマットの資料を提供し、企業などの需要者が容易にアクセスできるよう便宜を向上した。

²⁴⁾ 多数の企業特許管理者が参加している三星経済研究所（SERI）フォーラム（知識財産経営戦略研究会）の定期セミナーを活用

²⁵⁾ 大学技術移転協会（40個余りの会員大学で構成）フォーラムを活用

²⁶⁾ 「職務発明制度がこのように変わりました。」など

²⁷⁾ 「問答式で習う改正職務発明制度」など

改正法を反映し、国民を対象とした映像を製作・普及した。

＜訪問する巡回説明会の開催実績＞

	機関名	日時	人数	対象
1	湖西大技術移転センター	5. 30 (水)	30名	大学院生、企業職員、教授
2	高麗大	5. 30 (水)	30名	教授、大学院生
3	韓国ソフトウェア産業協会の会員社	6. 7 (木)	73名	企業
4	韓国原子力研究院及び創業保育センター	6. 12 (火)	40名	研究員
5	国立気象研究所	6. 13 (水)	40名	研究士、研究官
6	韓国富士ゼロックス (株)	6. 18 (月)	40名	研究員
7	公州大	6. 25 (月)	25名	教授
8	(株) コリアナ化粧品	6. 26 (火)	40名	研究員
9	忠清北道保健環境研究院	7. 18 (水)	30名	研究員
10	(株) セドン	7. 20 (金)	150名	企業の職員
11	新韓ダイヤモンド工業 (株)	7. 26 (木)	30名	研究員、エンジニア
12	クレアゼン株式会社	7. 30 (月)	25名	企業の職員
13	(株) ビューワークス	8. 8 (水)	48名	企業の職員
14	(株) 新韓電気	8. 14 (火)	20名	研究員、企業の職員
15	済州大	8. 16 (木)	20名	教授、研究院
16	韓電KPS (株) ヨングァン事業所	8. 21 (火)	100名	企業の職員

	機関名	日時	人数	対象
17	アバド（株）	8. 22（水）	20名	研究員
18	三星重工業	9. 4（火）	100名	研究員、企業の職員
19	円光大	9. 11（火）	35名	教授、研究員
20	壇国大	9. 12（水）	40名	教授、研究員
21	慶尚大	9. 13（木）	50名	教授、研究員
22	（株）大宇エレクトロニクス	9. 18（火）	40名	研究員
23	韓国機械研究院付設材料研究所	10. 2（火）	20名	研究員
24	梨花女子大産学協力団	10. 5（金）	25名	教授、研究員
25	環境管理公団	10. 15（月）	20名余り	公団職員
26	光雲大産学協力団	10. 19（金）	50名	大学院生、教授、研究員
27	韓電電力研究院	10. 24（水）	60名	研究員
28	韓国基礎科学支援研究核融合研究センター	10. 25（木）	20名	研究員
29	ジンチョン商工会議所	10. 18（木）	25名	企業の職員
30	韓国生命工学研究院	10. 25（木）	20名	研究員
31	STX造船（株）	10. 26（金）	25名	研究員、特許担当者
32	国防科学研究所	10. 29（月）	60名	研究員
33	東国大産学協力団	11. 2（金）	40名	教授、大学院生
34	韓国食品研究院	11. 13（火）	30名	研究員
35	農林部獣医科学検疫院	8. 2（木）	50名	研究生
36	101警備団	9. 3（月）	140名	

	機関名	日時	人数	対象
37	農村振興庁作物科学院嶺南農業研究所	10. 11 (木)	64名	研究士、研究官
38	農村振興庁農業科学技術院	11. 7 (水)	80名	研究士、研究官

4. 国有特許活用の促進

産業財産政策本部産業財産振興課工業主査 ソ・ソンヒョン

イ. 国有特許の概念

国有特許とは国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で登録した特許を指す。

発明振興法第10条第1項、第2項は公務員（国公立大学内に専担組織が設置された国公立大学はの教職員は除く）が行ったその職務に関する発明は国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明をしようとした行為が公務員の現在または過去の職務に属する発明に対しては国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国家が承継した国家公務員の職務発明によって得られる特許権を国有特許とし、これに対しては特許庁長が処分または管理するように規定している（地方公務員の職務発明による特許は地方自治体が管理）。

特許庁は「公務員職務発明の処分、管理及び報償などに関する規定（大統領令）」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合には発明者の公務員に登録補償金を、国有特許が民間部門に移転または実施され、処分収入金が発生した場合には処分補償金をそれぞれ支給している。

ロ． 国有特許の登録現況

2007年12月末まで国有特許（実用新案、デザインを含む）は1,758件が登録され、2006年に比べ約10%増加した。特許が77%、実用新案が17%、デザインは6%を占めている。

2007年に新規登録された国有特許は215件であり、2006年の223件に比べ若干減少した。特許は2006年より20%以上増加したが、実用新案登録は2006年に比べ75%以上減少した。

<表IV-2-16> 年度別国有特許の保有現況

(単位：件)

区分	新規登録					消滅 及び移転	累計					備考
	特許	実用 新案	デザ イン	海 外 特 許	計		特許	実用 新案	デザ イン	海外 特許	計	
1993	6	1	4		11	1 (特)	20	9	5	—	34	
1994	8	1	—	—	9		28	10	5	—	43	
1995	3	4	—	—	7		31	14	5	—	50	
1996	15	2	1	—	18		46	16	6	—	68	
1997	38	8	4	2	52	1 (特)	83	24	10	2	119	
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239	
1999	101	14	13	2	130	5 (実4、デ1)	284	50	24	6	364	
2000	111	52	24	3	190	2 (特1、実1)	394	101	48	9	552	

区分	新規登録					消滅 及び移転	累計					備考
	特許	実用 新案	デザ イン	海 外 特 許	計		特許	実用 新案	デザ イン	海外 特許	計	
2001	122	41	18	4	185	5 (実3、デ2)	516	139	64	13	732	
2002	149	45	25	6	225	6 (特1、実3、デ2)	664	181	87	19	951	
2003	153	36	11	2	202	61 (特50、実9、デ2)	767	208	96	21	1,092	
2004	171	54	6	2	233	30 (特21、実6、デ3)	917	256	99	23	1,295	
2005	147	31	4	5	187	75 (特51、実24)	1,013	263	103	28	1,407	
2006	163	44	7	9	223	49 (特35、実14)	1,141	293	110	37	1,581	
2007	193	10	6	1	215	38 (特18、実12、デ8)	1,321	291	108	38	1,758	

ハ. 国有特許の活用現況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対し、特許を受ける権利などを売却、専用実施権または通常実施権を設定し、民間企業などが国有特許技術を活用するように促すことを指す。

国有特許権活用のための実施権の数は2001年に大幅に増加して以来、増加し続けている。2007年には253件の有償または無償通常実施及び専用実施契約を締結し、合計5.7億ウォンの実施料収入を得た。

また、特許庁は国有特許権の活用度向上のため、発明機関の担当者に対する教育及び発明機関との連携を通じ、国有特許活用促進のための積極的な広報活動を展開している。また、国有特許技術の目録及び技術内容などを特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr/>) とIP-Mart (<http://www.ipmart.or.kr/>) に公開し、一般人が簡単に

アクセスできるようにしている。未活用国有特許の活用促進のため、2006年には3年以上の長期未活用国有特許の無償実施制度を導入し、2007年には100件の長期未活用国有特許の価値評価を実施した。

<表IV-2-17> 年度別国有特許の実施現況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾 (件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
1994		6	—	6	36,709
1995		4	—	4	8,129
1996		5	—	5	1,224,138
1997		5	—	5	5,345
1998		18	—	18	87,806
1999		24	—	24	92,209
2000		36	—	36	67,319
2001		62	49	111	313,074
2002		57	29	86	279,116
2003		53	42	95	315,170
2004		82	59	141	376,130
2005		98	63	161	486,212
2006		149	57	206	635,629
2007		193	60	253	574,213
計		792	359	1,151	4,495,251

二. 国有特許の登録、処分補償金の支給拡大

特許庁は公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、「公務員職務発明の処分、管理及び補償などに関する規定」を改正（2004年12月）し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上向き調整した。

従来の処分報償金は登録された権利または出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分補償金として支給していたが、改正後には一括して処分収益金の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2007年には125件に対し、2億1千2百万ウォン余りの処分補償金が支給された。また、計103件の新規登録国有特許権に対しては、4千4百万ウォン余りの登録補償金が支給された。

<表IV-2-18> 国有特許の登録・処分補償金の支給現況

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関補償金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
1992	3 (特)	3,000,000	1	602,060		
1993	10 (特5、実1、デ4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9 (特9、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6 (特6、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18 (特15、実2、デ1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39 (特28、実8、デ3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32 (特26、実3、デ3)	27,350,000	2	603,210		

区分	登録補償金		処分補償金		機関補償金	
	支給件数	支給額	支給 件数	支給額	支給 件数	支給額
1999	114 (特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166 (特129、実15、デ22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231 (特157、実45、デ29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193 (特148、実20、デ25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106 (特87、実4、デ15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
2004	117 (特109、実7、デ1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148 (特125、実21、デ2)	58,724,850	111	129,488,650	—	—
2006	193 (特168、実16、デ9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000
2007	103 (特94、実7、デ2)	44,235,000	125	212,498,350	14	31,000,000

第3章 地域における知的財産の創出強化

第1節 地域における知的財産創出の総合インフラ構築

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 シン・スンホ

1. 地域知的財産センターの運営

イ. 推進背景

特許庁は地域の中小企業における知的財産創出活動を積極的に支援するために、地域別に拠点を整備して知的財産サービスを強化している。地域知的財産センターは1978年から、15の市・道商工会議所を指定して特許資料を利用できるように運営する地方特許資料閲覧所に位置している。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権請願の相談などを提供した。また、2004年1月に更なる改編を行い、地域知的財産センターを設立した。

2007年12月末には、全国31ヶ所の地域知的財産センターを運営しており、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合請願相談及び知的財産権の説明会など、地域に特化した事業を遂行している。

ロ. 地域知的財産センターの事業内容

1) 事業の目標

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとしての機能を担当させている。これにより、地域の発明認識向上による知的財産権の創出や積極的な活用が可能となり、地域の競争力の強化や地域経済発展、更には国家競争力向上に繋がる。

2) 主要な機能

地域知的財産センターは特許情報サービスと総合請願相談サービスを提供し、知的財産基盤構築のための知的財産説明会や教育課程を運営することで、地域の知的財産権に関する需要を顧客に近い立場で充足させ、顧客価値経営を実現している。

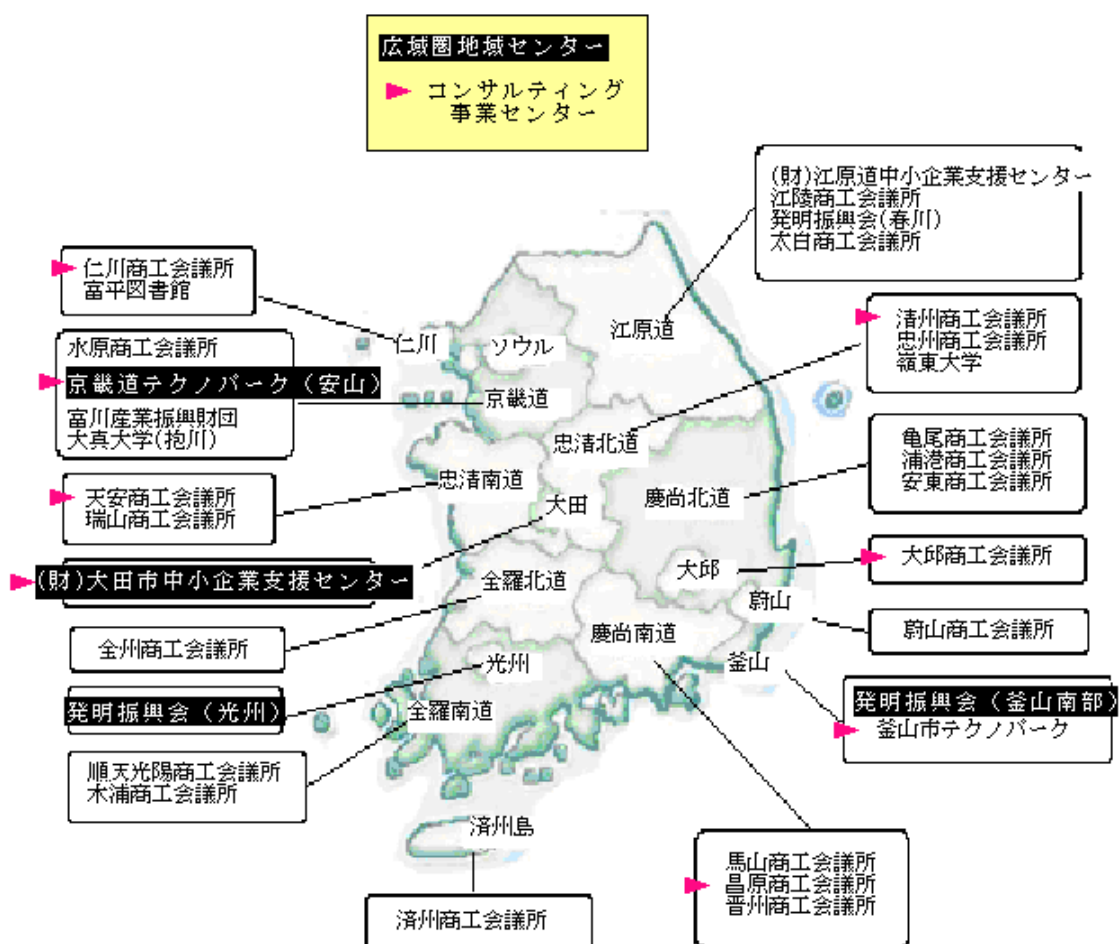
また、地域知的財産センターは地域の知的財産創出を促進し、活用方案を増進させると共に、事業化を支援する。また、知的財産権総合支援体制の構築によるワンストップサービスを提供し、知的財産権の創出・活用を行い、地域経済の活性化に寄与している。

2006年に地域知的財産センターは地域の知的財産創出・活用のため、地域知的財産権サポーターズ、地域ブランド価値の向上、特許情報総合コンサルティングなど、様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じ、地域の知的財産権創出の前進基地となった。2007年には地域知的財産センター職員の専門性強化のため、教育を強化し、地域の知的財産権総合支援サービスの品質を高めた。このような機能改善により、センターの利用顧客の「普通」以上の満足度が97.5%（2007年11月、韓国ギャラップ調査）と高いことが分かった。

<表IV-3-1> 運営主体別事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員）	備考
発明振興会支部	釜山南部（4）、光州（4）、春川（3）	発明奨励官を含む
地域商工会議所	大邱（3）、仁川（2）、蔚山（2）、水原（2）、清州（3）、天安（2）、亀尾（2）、浦港（1）、馬山（2）、全州（3）、順天（2）、済州（2）、昌原（3）、晋州（2）、江陵（1）、忠州（2）、木浦（3）、安東（2）、瑞山（2）、太白（2）	

運営機関	地域センター（専担人員）	備考
テクノパーク、産業振興財団	釜山（2）、京畿（2）、富川（2）	
仁川広域市（富平図書館）	富平（2）	
中小企業総合支援センター	江原（3）、大田（2）	
大学	大真大（1）、永同大	
小計	31センター69名	



< 図IV-3-1 > 地域別事業遂行機関の分布現況

＜表IV-3-2＞地域知的財産センターの設置運営現況

	センター名	運営機関	職員	連絡先	登録 (設置) 日	住所
1	釜山南部知的 財産 センター	韓国発明振興会 釜山支部	ソ・ミヨン	051) 645-9683	(2000. 2)	釜山市南区門峴 3洞 243
2	大邱知的財産 センター	大邱商工会議所	ウ・ユンド ン	053) 242-8081	(2000. 2)	大邱市東区新川 3洞107
3	仁川知的財産 センター	仁川商工会議所	キム・ジョ ンスタク	032) 810-2838	(2000. 2)	仁川市南東区論 峴洞447
4	光州知的財産 センター	韓国発明振興 会光州支部	イ・ファシ ン	062) 954-3841	(2000. 2)	光州光山区道泉 洞621-15
5	蔚山知的財産 センター	蔚山商工会議所	イ・ウンジ ョン	052) 228-3083	(2000. 2)	蔚山市南区新亭 3洞589-1
6	水原知的財産 センター	水原商工会議所	オ・ビョン ミン	031) 244-3453	(2000. 2)	京畿道水原市長 安区亭子 2洞 80-17
7	春川知的財産 センター	韓国発明振興会 江原支部	キム・ジョ ンテク	033) 258-6580	(2000. 2)	江原道春川市後 坪洞198-25
8	忠北知的財産 センター	清州商工会議所	パク・チソ ン	043) 254-4281	(2000. 2)	忠北清州市上党 区北門路 2 街
9	忠南知的財産 センター	忠南北部商工会 議所	ジョン・ジ ョンオ	041) 556-7131	(2000. 2)	忠南天安市院城 洞286-7
10	亀尾知的財産 センター	亀尾商工会議所	キム・ダル ホ	054) 454-6601 (134)	(2000. 2)	慶北亀尾市松亭 洞454
11	浦港知的財産	浦港商工会議所	チェ・ジョ	054)	(2000. 2)	慶北浦港市南区

	センター名	運営機関	職員	連絡先	登録 (設置) 日	住所
	センター		ンシク	274-2233 (132)		上道洞10-2
12	馬山知的財産 センター	馬山商工会議所	キム・ジョ ンサム	055) 241-4121	(2000. 2)	慶南馬山市山湖 洞17-5
13	全北知的財産 センター	全州商工会議所	ベク・スン マン	063) 288-3013	(2000. 2)	全北全州市完山 区前洞 2 街 140-11
14	順天知的財産 センター	順天光陽 商工会議所	ソン・ホギ ル	061) 741-5511	(2000. 2)	全南順川市長泉 洞58-2
15	済州知的財産 センター	済州商工会議所	オ・ヨンソ ク	064) 757-2164	(2000. 2)	済州市道南洞市 民福祉タウン4B 1L
16	慶南知的財産 センター	昌原商工会議所	イ・ギジョ ン	055) 283-0608	2001. 7	慶南昌原市新月 洞97-6
17	江原知的財産 センター	江原道中小企業 支援センター	ウォン・ソ ンホ	033) 749-3310	2001. 7	江原道原州市牛 山洞405-29
18	晋州知的財産 センター	晋州商工会議所	イ・ギウン	055) 753-0411	2001. 12	慶南晋州市上大 洞341-3
19	富平知的財産 センター	仁川広域市 富平図書館	チェ・ミギ ョン	032) 512-8023	2003. 1	仁川市富平区十 井洞186-454
20	釜山知的財産 センター	釜山テクノパー ク	キム・ソン ウォン	051) 320-3624	2003. 3	釜山市沙上区殿 弓洞651-1
21	京畿知的財産 センター	京畿テクノパー ク	パク・サン ギユ	031) 500-3030	2003. 10	京畿道安山市常 緑区四1洞 1271-11
22	大田知的財産	大田市中小企業	キム・デソ	042)	2003. 10	大田市儒城区长

	センター名	運営機関	職員	連絡先	登録 (設置) 日	住所
	センター	総合支援センター	ン	867-4002		洞23-14
23	江陵知的財産 センター	江陵商工会議所	キム・ギル ナム	033) 643-4411	2003. 10	江原道江陵市校 2洞349-2
24	大真大知的財 産センター	大真大	ソン・ソン イ	031) 539-1277	2004. 12	京畿道抱川市仙 壇洞山11-1
25	永同大知的財 産 センター	永同大	ソン・ミン ヨン	043) 740-1122	2004. 12	忠北永同郡永同 邑雪溪里山12-1
26	忠州知的財産 センター	忠州商工会議所	キム・イン ヨン	043) 843-7002	2005. 7	忠北忠州市文化 洞562番地
27	富川知的財産 センター	富川産業振興財 団	ジョ・ジェ ホン	032) 621-2082	2005. 7	京畿道富川市遠 美区若大洞193
28	全南知的財産 センター	木浦商工会議所	キム・ムン イル	061) 242-8581	2005. 7	全南木浦市中洞 2街1番地
29	安東知的財産 センター	安東商工会議所	ガン・ギフ ン	054) 859-3090	2005. 11	慶北安東市雲興 洞300-6
30	瑞山知的財産 センター	忠南西部 商工会議所	キム・ヨン ムン	041) 663-3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内 洞114-1
31	太白知的財産 センター	太白商工会議所	イ・ジョン ウク	033) 552-5555	2005. 11	江原道太白市黄 池洞264-6

※2001年7月、登録制に変更（以前に設置されたセンターは設置日を表示）

2. 地域知的財産権サポーターズの運営

イ. 推進背景

特許庁では地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体の構成・運営を通じ、地域知的財産権の創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の基盤構築機能を遂行できるよう2006年から地域知的財産権サポーターズを運営している。

ロ. 推進内容

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど、地域別に平均20名規模のサポーターズプールを構成し、地域知的財産権サポーターズとして運営している。2007年には17の広域自治体が地域知的財産権サポーターズを構成し、四半期毎に1回ずつ歓談会を開催した。同事業の運営は17の広域地方自治体内の優秀センターによって行われている。

＜表IV-3-3＞地域知的財産権サポーターズの運営現況

地域	地域センター（遂行機関）
ソウル特別市	韓国発明振興会（事業主管機関）
釜山広域市	釜山南部知的財産センター（韓国発明振興会釜山支部）
大邱広域市	大邱知的財産センター（大邱商工会議所）
仁川広域市	富川知的財産センター（仁川富川図書館）
光州広域市	光州知的財産センター（韓国発明振興会光州支部）
大田広域市	大田知的財産センター（大田市中小企業支援センター）
蔚山広域市	蔚山知的財産センター（蔚山商工会議所）
京畿道	京畿知的財産センター（京畿テクノパーク）

地域	地域センター（遂行機関）
江原道	春川知的財産センター（韓国発明振興会江原支部）
忠清北道	忠北知的財産センター（清州商工会議所）
忠清南道	忠南知的財産センター（忠南北部商工会議所）
全羅北道	全北知的財産センター（全州商工会議所）
全羅南道	順天知的財産センター（順天光陽商工会議所）
	全南知的財産センター（木浦商工会議所）
慶尚北道	亀尾知的財産センター（亀尾商工会議所）
慶尚南道	晋州知的財産センター（晋州商工会議所）
済州島	済州知的財産センター（済州商工会議所）

第2節 地域における知的財産創出の支援

1. 特許情報総合コンサルティング

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 シン・スンホ

イ. 推進背景

特許情報総合コンサルティング事業は、1996年に通商産業部で始まった「産業財産権診断及び保護体制の構築事業」に基づいている。同事業は、技術開発過程で先行特許との抵触に対する診断によって不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を向上するために始まった。1997年11月には特許庁に移管され、2004年までに211の中小企業に対する診断が実施された（総事業費2,474百万ウォン）。

<表IV-3-4>年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模と支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤の構築という大きな目標は達成できないという認識が多かった。そのため、企業全体に波及効果が大きい知的財産権創出基盤の構築部門への事業転換が必要になり、それに対する代案として特許情報総合コンサルティング事業が始まったのである。

ロ. 推進内容

1) 事業概要

特許情報コンサルティング事業は特許情報を事前に調査、分析して提供することでR&D投資方向の設定を支援し、分析した特許情報を技術開発課題の選定に活用させることで重複投資を防止し、研究の効率性を高めた。また、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化を目的としている。

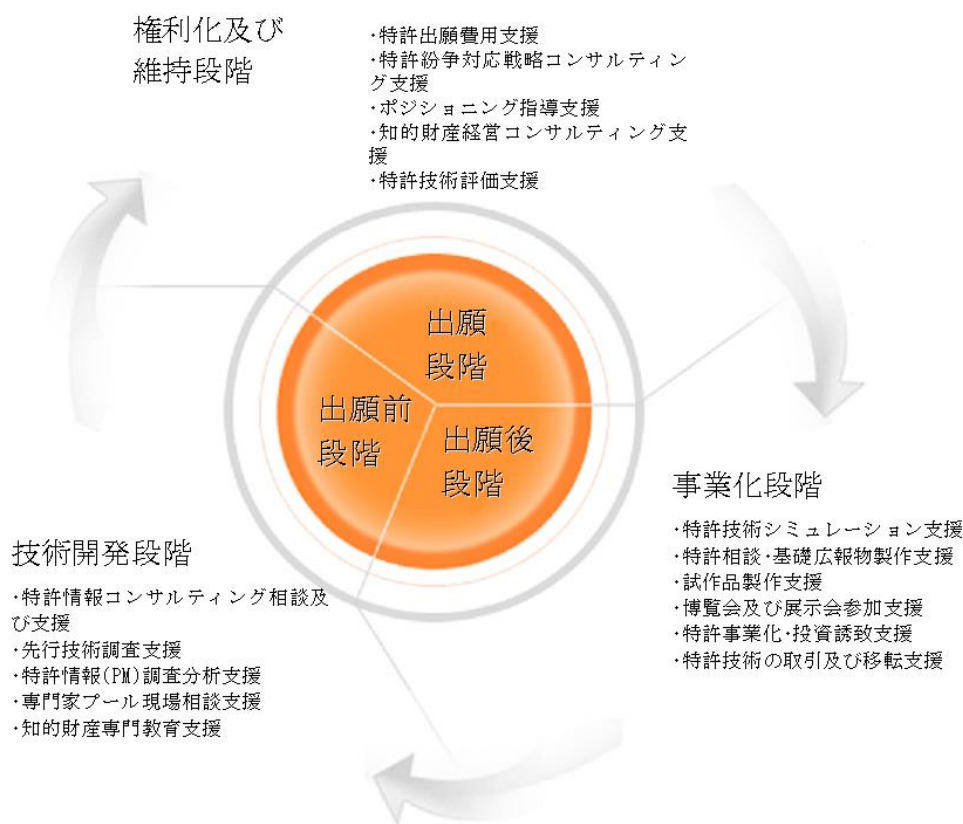
また、同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資（マッチング比率50：50、マッチング金額2億ウォンを原則）させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域の特性に合った事業開発によって地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。また、2005年に2つの地方自治体（大田、京畿）の示範運営を経て、2006年には8つの地方自治体、2007年には9つの地方自治体とマッチングファンドを構成して運営した。

<表IV-3-5>2007年の特許情報総合コンサルティングの運営現況

自治体	地域センター（事業運営機関）	住所	金額	備考
大田市	大田知的財産センター （大田中小企業支援センター）	大田市儒城区長洞23-14	3億	2005年 示範地域
京畿道	京畿知的財産センター （京畿テクノパーク）	京畿道安山市四1洞 1271	2.5億	2005年 示範地域
釜山市	釜山知的財産センター （釜山テクノパーク）	釜山市沙上区巖弓洞山 84-2	2億	2006年参 加
仁川市	仁川知的財産センター （仁川商工会議所）	仁川市南洞区論峴洞447	2億	
大邱市	大邱知的財産センター （大邱商工会議所）	大邱市東区新川3洞107	2億	

自治体	地域センター（事業運営機関）	住所	金額	備考
忠清南道	忠南知的財産センター （忠南北部商工会議所）	天安市院城洞286-7	2億	
忠清北道	忠北知的財産センター （清州商工会議所）	清州市上堂区北門路2街 116-84	2億	
慶尚南道	慶南知的財産センター （昌原商工会議所）	昌原市新月洞97-6	2億	
江原	江原知的財産センター （江原道中小企業総合支援センター）	江原道原州市牛山同 405-29番地	1.5億	2007年参加

<図IV-3-2> 特許情報総合コンサルティングの推進段階



2) 細部事業内容

特許情報総合コンサルティング事業は、大きく特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供と、地域特化産業に対する特許技術動向調査による支援事業の2つに分けられる。

イ) 特許情報分析及び活用の総合コンサルティングの提供

同事業は総合的な特許情報サービスの提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コンサルティング及び特許事業化コンサルティングをワンストップ総合サービスとして提供することを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタントによって遂行され、該当特許情報の事業化分野に対する専門家で構成された特許コンサルタントは事業運営機関である該地域の知的財産センターの契約職員としての身分を持つ。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力が弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示すると共に特許紛争を予防することに焦点を合わせている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する更なる先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援などを含んでいる。

特許事業化コンサルティングは、優秀特許技術を保有しているにもかかわらず、特許技術事業化に必要な資金の確保、投資の誘致などで困っている中小企業を対象に、政府・金融機関の各種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を行い、開発された特許技術の早期事業化を促進した。また、技術の需要者と供給者を直接繋ぐことで特許技術移転の支援に重点をおいている。更に、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品開発支援や創業資金支援などのプログラムと連携・運営し、特許技術の活用によるシナジー効果を模索した。

ロ) 地域特許スター企業の育成

特許庁は選択と集中による地域の特許スター企業（Star Company）を育成し、地域中小企業の知的財産の創出や活用を支援している。地域特許スター企業育成事業の目的は、①成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などを集中的に支援すると共に、②中小企業の知的財産経営コンサルティングとの連携を通じ、特許庁の審査官や特許コンサルタントによるオーダーメイド型コンサルティングを提供することで、該当企業を地域の代表的な企業とに育成し、地域競争力を向上することである。

2007年には51の地域特許スター企業を育成し、先行技術調査、出願費用、試作品製作などのオーダーメイド型コンサルティングを集中的に支援した。これらの地域特許スター企業は特許コンサルティング支援を受け、2006年に比べ特許出願は15.7%、売上は10%、雇用規模は6.6%改善された。また、特許スター企業の売上規模が3,873億ウォンに達し、地域経済発展にも大きく貢献している。

＜表IV-3-6＞2007年の特許スター企業の支援成果

（単位：％）

区分	特許出願	売上	雇用規模
特許スター企業（計51社）	15.7	10	6.6

* 前年比の増加率

＜表IV-3-7＞2007年の特許スター企業の現況

（2007年12月現在）

センター名	選定企業名（企業数）	所在地	分野
1 仁川	(株) パワース	仁川市	機械
	ジェネラルローター（株）	仁川市	機械

センター名		選定企業名 (企業数)	所在地	分野	
		(株) セゾンパーマーテック	仁川市	機械金属	
		(株) スマトロニク	仁川市	電気電子	
		(株) 名家インターナショナル	仁川市	金属製造	
2	京畿	(5)	(株) セミシスコ	水原市	電気電子
			(株) エフテック	安山市	電気電子
			(株) ジノチェック	安山市	バイオ
			モクサン電子 (株)	城南市	電気電子
			サムファコンデンサー工業 (株)	龍仁市	電気電子
3	大田	(5)	ウィーワールド株式会社	大田市	情報通信
			(株) ピルテック코리아	大田市	機械
			(株) ヒムスコリア	大田市	機械
			(株) スペック	大田市	電気電子
			(株) アールピーエムテック	大田市	機械
4	忠北	(6)	(株) メタバイオメド	清原郡	化学バイオ
			(株) エコウイン	清原郡	機械建設
			(株) イッツウエル	清原郡	電気電子
			(株) ジェysonアールアンドディ	清州市	情報通信
			(株) コヘンズ	沃川郡	機械
			(株) チャムソンジン総合食品	鎮川郡	食品バイオ
5	忠南	(7)	(株) デギョン	錦山郡	機械金属
			(株) 電子ビーム技術センター	牙山市	電気電子

センター名		選定企業名（企業数）	所在地	分野	
		(株) エムテックイーアンドギー	唐津郡	機械金属	
		(株) ドモッチンバイオテック	燕岐郡	食品バイオ	
		(株) ヨンファテック	天安市	電気電子	
		(株) オボバイオ	天安市	バイオ	
		(株) ジェーエステック	天安市	電気電子	
6	釜山	(5)	ウィンラインテック (株)	釜山市	化学
			(株) ジェーピーエスマイクロテック	釜山市	化学
			(株) アイシービー	釜山市	化学
			ジェーコレクション	釜山市	電気電子
			フルアンドフィルバイオ	釜山市	食品
7	大邱	(6)	デジュ機械	大邱市	機械
			(株) キャブ	大邱市	機械
			(株) ウィニテック	大邱市	情報化
			(株) エスアンドエステック	大邱市	電子
			(株) アバコ	大邱市	電子
			(株) ドゥイル企業研究所	大邱市	機械
8	慶南	(6)	(株) アミコゼン	晋州市	化学
			(株) デミョンエンジニアリング	山清郡	機械
			(株) サムウEMC	金海市	機械
			(株) デホテック	昌原市	機械
			(株) アイゼングローバル	金海市	電気電子

センター名		選定企業名（企業数）	所在地	分野	
		ヒート産業	咸安郡	製造	
9	江原	(6)	(株) ネオドクター	原州市	医療機器
			(株) エムキュア	原州市	医療機器
			(株) ミュズテック	原州市	医療機器
			(株) オプトバイオメド	原州市	医療機器
			(株) エージーアイ	春川市	バイオ
			(株) サムギョン鋳業	江陵市	新素材

ハ) 地域特化産業に対する特許技術動向調査の作成・普及

既存の特許技術動向調査結果はIT、BT、NTなど、産業全般または国家規模の広範囲な特許技術マップであった点、専門用語の乱用、統計的資料の羅列などによって個別企業、特に特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の活用度は非常に低かった。また、既存の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の回避設計の提示が不足したという指摘もあった。

このような認識の下、特許情報総合コンサルティング事業では地域企業の需要を反映した特許マップ（Patent Map）のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果の普及により、その活用度を向上させた。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じ、地域の戦略産業を発掘して該当地域から重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップの作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物の普及によって地域企業の技術需要を伝達する通路として活用している。

2006年の場合、8つの地方自治体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する10の課題を遂行し、60の特化産業の従事企業に対するPM作成と深層コンサルティングを施行した。2007年には9つの地方自治体の特化産業従事企業に対し、90のオーダーメイド型PM作成とコンサルティングを施行した。

2. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 シン・スンホ

イ. 推進背景

地域ブランド価値の向上事業は2005年7月1日から施行された地理的表示の団体標章制度を活性化し、ドーハ開発アジェンダ（DDA）、自由貿易協定（FTA）などにおける国際的な地理的表示強化の動きに対応し、国内の地理的表示が外国でも保護されるような基盤を構築した。一方、地方自治体で流行っているブランド経営の流れに積極的に呼応するために2006年から始まった。

ロ. 推進内容

地域ブランドの価値向上事業は大きく、地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援と地域特産品のデザイン開発及びマーケティング支援に分けられる。

地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援の場合、地理的表示の団体標章を登録するための要件である特定地域に対する客観的な資料調査及び試験研究用役と地域特産品の生産・加工団体などに対する現況資料を収集・支援することで、2007年には公募を通じて17地域の特産品を選定し、地理的表示団体標章のための権利化支援事業を施行した。

次に、248の地方自治体を対象に、1996年から2006年まで出願した商標を分析し、地

方自治体ブランドマップを作成した。それを元に地方自治体のブランド価値評価及びブランド管理戦略に対するコンサルティングを提供している。2007年には地方自治体ブランドマップを元に光州広域市南区、済州島などの14の地方自治体に対し、地域ブランドコンサルティングを施行し、地域の実情に合うブランド価値評価と管理戦略を提供した。

最後に、地域特産品の公報・マーケティング支援事業によって、地理的表示団体標章の有望品目に対して、TV放送などの企画・広報を実施している。2007年には「第2回商標デザイン展」で地域ブランド館を運営し、TV広報としてはKBS 1 TVの「6時、私の故郷」の中で「全国の名物大東特産物マップ」という題名で地理的表示団体標章の有望品目について9月から12月まで毎週月曜に、計12編をシリーズで企画・放映した。

<表IV-3-8>地理的表示の定義を満足させるための具備書類

根拠条文（商標法施行令第1条の3）
① 商品の特定品質・名声またはその他の特性に関する書類 ② 地理的環境と商品の特定品質・名声またはその他の特性との本質的な関連性に関する書類 ③ 地理的表示の対象地域に関する書類 ④ 地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用できる商品を生産、製造または加工することを生業として営為する者のみで構成されていることを証明する書類 ⑤ 原産国で地理的表示として保護されていることを証明する書類（外国の地理的表示に対し、地理的表示団体標章登録出願を行った場合に限る）

＜表IV-3-9＞2006年の地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品

	地域知的財産センター	順番	特産品目
1	京畿安山	1	安山ブドウ
		2	利川米
2	京畿水原	3	利川陶磁器
3	仁川	4	江華薬よもぎ
		5	江華大根
		6	江華人参
4	仁川富平	7	白翎島いかなごの塩辛
		8	江華花紋席
5	江原春川	9	華川トマト
6	江原江陵	10	江陵ガルゴル（地名）の韓国菓子
7	江原原州	11	原州漆（の樹皮）
		12	安興の蒸しパン
8	忠南	13	公州栗
9	忠南瑞山	14	瑞山にんにく
		15	寒山素穀酒
10	忠北	16	陰城唐辛子
11	蔚山	17	蔚山甘柿
		18	蔚州梨
12	安東	19	安東山薬

	地域知的財産センター	順番	特産品目
13	慶南晋州	20	南海竹防齧
		21	居昌リンゴ
14	全南	22	高興ゆず茶
		23	順川甘柿
15	光州	24	谷城メロン
		25	鴨村（大豆の）麴
16	全北	26	順天コチュジャン
		27	長水リンゴ
		28	南原木器
17	済州	29	済州豚
		30	済州ヒラメ
		31	済州みかん

<表IV-3-10> 2007年の地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品

	地域知的財産センター		特産品目
1	江原春川	1	春川マックス（そば）
2	江原江陵	2	注文津いか
3	江原原州	3	原州韓紙
		4	鳳坪そば
4	江原太白	5	太白山韓牛

	地域知的財産センター		特産品目
5	忠南天安	6	唐津草落島よもぎ
6	忠南瑞山	7	瑞山生姜
7	忠北清州	8	會坪人参
8	釜山西部	9	釜山大渚トマト
9	慶北安東	10	安東りんご
10	慶南晋州	11	咸陽漆
11	慶南昌原	12	昌原甘柿
12	全南木浦	13	靈巖いちじく
		14	康津青磁
13	全北	15	鎮安高冷地唐辛子
14	済州	16	済州にんじん
		17	済州緑茶

<表IV-3-11> 2007年の地域ブランドコンサルティング対象地方自治体の現況

	地方自治体	所属	コンサルティング申請内容	地域祭り
1	慶尚南道 梁山市	農政課	農・畜産物の代表共同ブランド開発コンサルティング	—
2	慶尚南道 昌原市	農業技術センター	使用中の共同ブランド全般に対するコンサルティング	—
3	慶尚南道 昌寧郡	農政課	代表ブランドである「牛浦沼オニバス米」と「昌寧火旺山セリ」のブランド化コンサルティング	—

	地方自治体	所属	コンサルティング申請内容	地域祭り
4	光州広域市 南区	企画監査室	保有している28件のブランド 全般に対するコンサルティング	豆祭り (2004～) 味噌作り行事 (2004～)
5	釜山広域市 江西区	農産課	代表特産品である大渚トマト のブランド化戦略樹立コンサル ティング	大渚トマト祭り (2001～)
6	全羅南道 曲城郡	地域振興課	代表特産品である曲城メロン のブランド化戦略樹立コンサル ティング	曲城シムチョン祭り (200 2～) 内広場開設
7	全羅南道 唐津郡	経済発展課	代表特産品である唐津青磁の ブランド化戦略樹立コンサル ティング	唐津青磁文化祭 (1996～)
8	全羅南道 霊巖郡	地域経済課	保有している16種の特産品、2 2種の観光文化商品に対する コンサルティング	霊巖いちじく・太刀魚祭 り (1997～)
9	全羅北道 金堤市	企画監査担 当官室	代表ブランドである地平線の ブランド化戦略樹立コンサル ティング	金堤地平線祭り (1996～)
10	全羅北道 南原市	経済室	代表特産品である南原木器の 保有ブランド全般に対するコ ンサルティング	春香祭り (1997～) 内の 木工芸体験
11	済州島	先端産業化	済州特別自治島の発足によ り、競争力あるブランド確保 及び体系的な管理のためのコ ンサルティング	済州豚祭り (2003～) 済州みかん祭り (1980～)
12	忠清南道 瑞山市	農林課	保有ブランド全般に対するコ ンサルティング	瑞山にんにく料理祭り (2 005～)
13	忠清北道	企画監査室	保有ブランド全般に対するコ	—

	地方自治体	所属	コンサルティング申請内容	地域祭り
	丹陽郡		コンサルティング	
14	忠清北道 陰城郡	農政課	保有ブランド全般に対する コンサルティング	陰城清潔唐辛子祭り（1996～）

3. 「中小企業特許経営コンサルティング」支援事業の実施

産業財産政策局産業財産経営支援チーム工業事務官 ヨ・ドクホ

2000年以降、特許などの知的財産権を企業経営の主要戦略として活用する特許経営が大手企業を中心に本格化しているが、中小企業は特許マインド、専担部署及び専門人材の不足などで体系的な対応が足りなかった。

これに対し、特許庁は革新型中小企業の特許能力の強化によって経済の成長潜在力拡大のため、2006年9月に「中小企業特許経営支援団」を発足させることにした。

支援団は産業財産政策チーム長を支援団長とし、産業財産政策チームの2名、技術審査本部の4名を含む計7名で構成され、30名の技術分野別審査官でコンサルティンググループを構成した。支援団を発足した初年度はコンサルティング示範事業期間として、10月から12月まで計34企業に対するコンサルティングサービスを提供した。

初年度の試験サービス以降、中小企業は特許経営だけでなく、ブランドやデザイン分野のコンサルティングを要請し続けてきた。このような企業の需要を反映し、2007年6月に既存の支援団を「中小企業知的財産経営支援団」に拡大・改変し、ブランドやデザイン経営コンサルティングを提供するようになった。支援団は拡大・改変後、2007年の上半期には56社、下半期には45社を対象に、1企業当たり平均4.1個のテーマについてコンサルティングを提供した。

同組織はこれまでの成果を反映し、充実したコンサルティングの提供及び支援施策を樹立するため、既存の支援団を2007年12月に「産業財産経営支援チーム」に改編した。産業財産経営支援チームは効果的で実質的なコンサルティング提供のための支援施策の樹立や運営を行い、関連機関との業務協力ネットワークによる常時協力体制を構築する。同事業では関連機関のうち、地域知的財産センターと緊密に協力し、申請書の受付、現場の実態調査、コンサルティング後の事後管理などに対する役割を分担した。また、2007年の下半期には特許情報総合コンサルティング事業で選定した特許スター企業から申請を受け、コンサルティング効果を高められるようにした。

コンサルティングは、革新能力が優秀な企業の選定、選定企業を訪問して中小企業の知的財産専担設置の有無や職務発明の運営状態などに対する事前診断を遂行、事前診断の結果と該当企業が希望する分野を元にオーダーメイド型コンサルティングを提供するという順で行われる。コンサルティング対象企業の需要を反映し、充実したコンサルティングを行うため、コンサルティング専担人材だけでなく、特許庁の審査（審判）官で構成された人材プールを利用し、コンサルティングを提供する。人材プールが業務上、提供できないコンサルティング領域については、公益弁理士、特許流通相談官などの外部専門人材を活用する。大手企業または外国企業と紛争中であるか紛争が予想される企業には公益弁理士を派遣し、特許紛争に関する法律諮問を提供する。また、技術移転または導入を計画している企業を対象に、特許流通相談官が技術の取引方法、関連制度、政府支援施策などに対する相談を提供する。

同事業では人材プールまたは外部専門家による支援の他にも、2006年には12社、2007年には20社に戦略品目に対するオーダーメイド型特許マップを作成・普及し、研究開発方向設定や主要国への輸出時の紛争を事前回避ができるようにした。コンサルティングを行った後にも「中小企業特許経営マニュアル」、「中小企業のためのブランド・デザイン経営マニュアル」、「政府の特許経営支援施策案内」、「職務発明補償手続きのガイドライン」、「特許情報ハンドブック」など、様々な知的財産経営案内書を提供し、企業のCEOと担当者が参考にできるようにした。このような一連のコンサルティング過程を通じ、中小企業に研究開発の事前特許調査、重要技術保護のための特許出願や登録、企業の顔に当たる商標やサービス標の出願・権利化、デザインの開発や権利化、

知的財産担当者の配置や持続的な教育、研究人材の士気高揚、企業の技術流出防止のための職務発明補償制度の導入などをコンサルティング対象企業のCEOや経営陣に提案した。

2007年下半期の満足度調査の結果、ほとんどの中小企業の経営陣が企業経営に知的財産権が必要であることを認め、中・長期的にコンサルティングで提案された事項を導入すると答えた。また、多くの中小企業のCEOは社内の知的財産権強化のため、コンサルティングを持続的に施行することを要請した。これにより、同事業が当初目標としていた中小企業の知的財産能力の強化を一定部分達成し、コンサルティングを受けた中小企業は同事業の成果に共感していることが分かる。

中小企業知的財産経営コンサルティング項目及び主要内容

コンサルティング項目	主要内容	診断項目
□特許経営部門		
特許経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －特許経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業の特許経営事例及び最近の動向説明(中小企業事例を含む) －特許専担部署及び人材の業務内容の紹介 	IPマインド
特許制度及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －特許・実用新案制度及び出願手続き案内 －特許明細書・請求範囲の理解と作成戦略の教育 －特許審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析 	権利化
特許情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行技術調査など、特許検索方法の説明 －企業の主力技術分野の特許動向資料の提供 	創出
特許紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －企業の主力技術・製品分野の特許紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及びライセンス交渉戦略の説明 	保護
特許事業化及び取引・評価	<ul style="list-style-type: none"> －特許事業化及び取引・評価関連支援施策と活用方案の紹介 	活用

コンサルティング 項目	主要内容	診断項目
職務発明制度	<ul style="list-style-type: none"> －改正職務発明制度の紹介 －企業の職務発明補償規定の標準モデル提供及び自 体規定化の誘導 	IPインフラ
□ブランド経営部門		
ブランド経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －ブランド経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む) 	IPマインド
商標制度及び 出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －商標制度、出願手続き及び戦略の照会 －商標審査実務の紹介及び該当企業審査事例の分析 	権利化
商標情報の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行商標調査などの商標検索方法の説明 －企業の生産製品分野の商標動向資料の提供 	創出
商標紛争の対応	<ul style="list-style-type: none"> －商標分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介 	保護
□デザイン経営部門		
デザイン経営一般	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン経営の重要性及び導入の必要性 －先進企業のブランド経営事例及び最近の動向説明 (中小企業の事例を含む) 	IPマインド
デザイン制度 及び出願戦略	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン制度、出願手続き及び戦略の紹介 	権利化
デザイン情報 の活用	<ul style="list-style-type: none"> －先行デザイン調査などのデザイン検索方法の説明 －企業の生産製品分野のデザイン動向資料の提供 	創出
デザイン紛争 の対応	<ul style="list-style-type: none"> －デザイン分野の国内外紛争事例の説明 －紛争関連法律諮問及び対応戦略の紹介 	保護

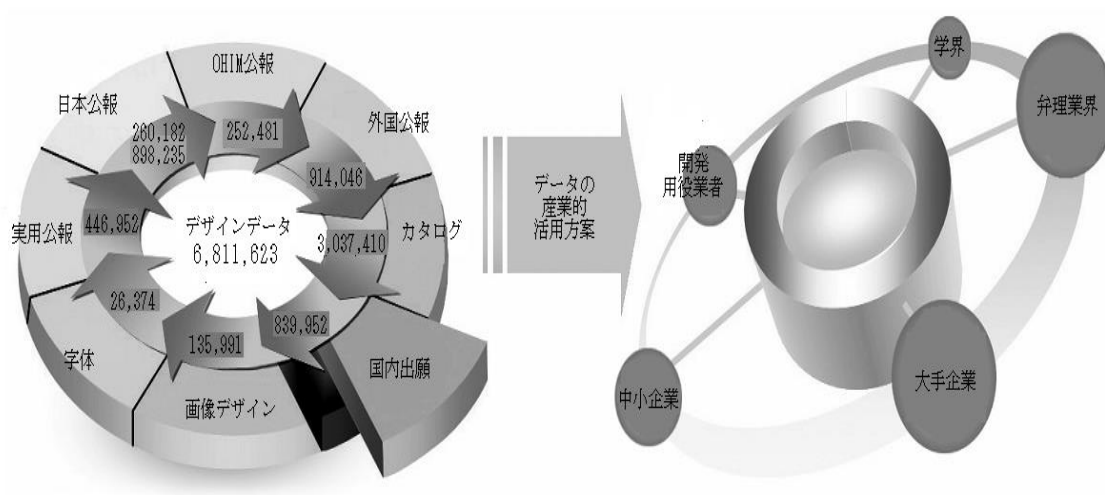
4. デザインマップの開発及び分析事業

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 イ・サンヨン

イ. 推進背景

今後世界市場はデザインによって市場競争力が左右される時代になりつつある。すなわち、デザインはグローバル競争時代において企業成功の必須アイテムになっており、世界優秀企業はデザイン開発に努力している。特許庁ではデザイン産業の競争力強化のために、デザイン審査の証明資料として使用されている600万件に上る膨大な量のデザインデータベースを企業で活用し、グローバル競争に対応できるよう、マップ事業を推進中である。

(単位：件)



* デザイン参考資料現況 (2008年2月14日基準)

▲グローバルデザイン市場

最近の報道をみると、世界の携帯電話市場での出荷量の年間成長率は2004年度の31%から2005年には25%に縮小されている状況でも、モトローラの場合、新しいデザインである「レーザーモデル」を通じて5,000万台に上る販売を成し遂げ、LGの場合2006年3月に新しいデザインである「チョコレートフォンモデル」により、市販後8週間

で100万台以上を販売した。優秀なデザインは消費者の需要を刺激し、最高級製品のみならず安価製品にいたるまで売り上げに直結する要素としての重要性が日増しに高まっている。

消費者を惹き付けるデザイン事例は携帯電話だけでなく、産業全般で起きており、大手企業のみならず中小企業の場合でもデザインは競争力確保のための重要な要素として浮上した。

しかし、現在韓国の中小企業ではデザイン開発の初期段階から市場調査によるデザイントレンドの把握や製品の変化の把握に対して現実的には多くの時間を与えられず、投資ができない実情である。そのため、中小企業を中心にデザイン力を育てられるように政府レベルの支援が切実に必要である。

ロ. デザインマップの開発及び分析事業の概要

デザインマップ (Design Map : DM) とは、国内外デザイン情報の各種書誌的な権利情報事項と図面項目を整理・加工分析し、デザインのトレンド把握、類似分析及び紛争分析などの結果を人目で把握できるようにプログラム化したものである。

デザインマップは物品別トレンド分析と産業別トレンド分析という2つの大きなモジュールで構成され、2010年までに120のアイテムに対するデザインマップが構築される予定である。また、各産業領域別の産業動向分析が行われる。このようなデザインマップは製品の開発方向の設定及び競争力の強化、特定分野のデザイントレンドと市場及び商品の変化を把握すると共にデザイン権利間の連携性などを分析するための資料であり、産業界、学界、弁理業界、一般出願人などの現場作業において積極的な活用が予想される。これにより韓国のデザインインフラ構築やデザイン産業水準のアップグレードに大きく寄与すると期待される。



＜携帯のデザインマップ機能別開発例；デザインマップ初期画面、デザイントレンド表示、
イメージマッピング分析＞



＜携帯のデザインマップ機能別開発例；デザインマップ管理、出願動向分析、
ポジショニング分析＞



<電気スタンドのデザインマップ機能別開発例；トレンド分析、類似性分析、紛争分析>

現在デザインマップに対する公共機関の構築事例は皆無であり、一部民間企業の外部委託による少数デザインマップの構築事例が存在する。デザインマップと構築目的が類似している特許マップ（Patent Map：PM）の場合、特許庁の主導で2000年から構築事業を始め、特許に関する持続的な課題を遂行中である。外国の場合、日本特許庁が唯一2000年からデザインマップの構築事業を始め、現在17分野の革新デザインに対するデザインマップを作成完了したという水準であり、まだ初歩的なデザイン情報提供水準であると分析された。

ハ．推進現況

6シグマプロジェクトとして2005年10月から2006年2月末まで実施されたデザインマッププロジェクトは2007年度の本格的な事業に先立ち、2006年にハイテク分野の携帯とローテク分野の電気スタンドをそれぞれ示範アイテムとして選定し、顧客の声（VOC:Voice of Customer）を聞くために数回に渡って専門家との討論とワークショップ、PCRM(Personal Customer Relation Management)及び事業説明会などを行った。また、業界、学界、弁理業界などの要求を聞き入れ、デザイン産業の活用度を高めるために数多くの機能を付け加えるためのセキュリティ作業などの努力を惜しまなかった。このような努力により、本当の国家デザイン競争力の基礎となる事業としてのPilot Testを無事終わらせることができた。特に、2007年度には20のアイテムに対するデザインマップの開発と安定的な運営のため、「システム分析」を実施し、2008年には18のアイテムに対するデザインマップの作成及びシステム構築を行う予定である。

現在、特許庁が推進中のデザインマップ事業はデザインデータベースを活用し、各用途別にプログラム化されたサービスを世界最初に施行することであり、デザインの無限競争が加速化されている国内外状況で、21世紀の国家デザイン競争力強化のための道しるべの役割を果たすと期待される。

*デザインマップワークショップの写真（2006年4月21日、国際知的財産研究院国際会議場）



<デザインマップの説明と質疑回答>

* デザインマップ事業説明会の写真（2006年8月25日、リッツカールトンホテルグランドボリウム）



＜デザインマップに対する説明と参加者＞

- * デザインマップ事業完了報告会の写真（2007年12月12日、ソウル商工会議所議員会議室）



＜デザインマップに対する説明と聴取者＞

- * デザインマップ作成の対象物品

年度	2007	2008	2009	
物品数	20品目	17品目	31品目	
物品	コンパクト	指輪	アクセサリー (メダル)	筆記具
	天井直付け灯	椅子	ベッド	シャーペン
	天井ぶら下げ灯	MP3プレーヤー	机	セキュリティ 機器
	壁直付け灯	自動車用ヘッドライ ト	街路灯	イヤホン

年度	2007	2008	2009	
物品数	20品目	17品目	31品目	
	ベンチ、ソファ	ゲーム機器	空気清浄機	キーホルダー
	乗用車	体力鍛練機器	ビデオカメラ	建物用取っ手
	パネルTV受像機	包装用瓶	ノートパソコン	運搬車
	冷蔵庫	家庭用医療機器	プリンター	MP3
	オーブン	自動車用タイヤ	建物用取っ手	ペット用品
	建物用扉	ナビゲーション	タイル及び図版	壁紙
	運動靴	セットトップボックス	帽子	歯ブラシ
	エアコン	CCTV、監視カメラ	イヤリング	写真立て
	テーブル/カバン/リストウォッチ/ボールペン	カメラ/デジタルカメラ	ネックレス	額
	スピーカーボックス	マッサージ機	リストアクセサリ	食品包装材
	リモコン	浄水器	メガネ	蛇口
	皿、お椀	デジタルドアロック	洗濯機	
	電気掃除機	フェンス		

第3節 知的財産の認識向上及び制度の広報

1. 地域巡回知的財産権フォーラムの開催

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 シン・スンホ

イ. 推進背景

特許庁では企業競争力の主要要素である知的財産創出の能力強化を支援するため、1999年7月から「中小企業の知的財産権保有運動」を持続して展開している。当時の中小企業の知的財産権保有現況を調べてみると、国内で5人以上の中小企業約9万1,000社余りのうち、約4.4%に過ぎない4,000社余りであった。企業が特許権や実用新案権を元にした企業経営ができるように中小企業毎に1件以上の特許を保有・活用することを奨励するため、全国巡回説明会及び業種別団体説明会を開催するようになった。また、2006年以降には全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに転換して運営している。

ロ. 推進内容

全国巡回説明会の場合、2003年には67回で3,931名、2004年には64回で3,907名、2005年には54回で3,145名が参加した。その後持続的な需要減少により、2006年以降からは地域需要を反映した説明会への転換が必要になった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現況に対して討論する、地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を向上させる一方、地域関連機関の専門家など、様々な階層の参加を誘導している。2007年には16回の地域巡回知的財産権フォーラムに2,011名が参加した。

2. 業種別団体の知的財産説明会の開催

産業財産政策局産業財産政策課行政事務官 シン・スンホ

イ. 推進背景

業種別団体説明会の場合にも1999年に「中小企業の知的財産権保有運動」の一環として推進された。同説明会の推進目的は業種別団体の知的財産権に対する認識及び管理能力の向上を通じた知的財産権の創出及び活用の能力強化と業種別団体会員企業の知的財産権関連苦労事項などを発掘してそれを解消することである。

ロ. 推進内容

業種別団体説明会の対象は特許庁審査チームと知的財産権の業務協力約定が締結された30団体であるが、企業から説明会開催の要求があれば、特許庁の担当審査官に繋いで推進している。

業種別団体説明会の場合、2003年には27回に1,277名、2004年には30回に1,459名が参加し、2005年には41回に1,983名、2006年には40回に1,961名、2007年には32回に2,897名が参加するなど、増加を続けている。

第4章 知的財産の認識向上及び人材養成の支援

第1節 発明奨励行事の開催

産業財産政策局産業財産振興課書記官 ムン・チャンジン、事務官 パク・ソンヨン

知識基盤社会における国家と企業の競争力の主要源泉は、知的財産の創出、知的財産の活用による付加価値創出及び再投資である。このような好循環の始発点である知的財産の創出を促進するためには、社会各界各層の知的財産創出底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない、社会全般に渡って発明と知的財産の重要性に対する認識を共有できる発明雰囲気作りが必要である。

特許庁は2007年にも知的財産の重要性に対する認識を向上し、発明文化の確立によって、国民生活中の知識活動を定着するため、「発明の日記念式典開催」など、様々な発明奨励行事を開催した。

1. 「第42回発明の日」記念式典の開催

「発明の日」は世宗大王の測雨器（雨の量を測る機械）の発明を公布した日（1442年5月19日）を記念して、1957年に法定記念日として指定し、初めて記念式を挙げて以来、発明家の祭として位置づけられてきた。

2007年「第42回発明の日」記念式は、特許庁長、発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など、約1,000名余りが参加する中、5月18日（金）に COEXで盛大に行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者78名に金塔産業勲章（現代モータースジョン・ソクス社長）などの政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示などを行い、発明に関する一般

人の多くの関心と参加を誘導した。

特許庁長は、国家競争力強化のためには主要・源泉技術を開発して特許として保護しながら技術的優位を確保する必要があると、政府が積極的に努力することを表明した。特に、政府機関では初めて企業型責任運営機関に転換した特許庁は、重点的に推進している特許審査処理期間10ヶ月の維持、特許技術事業化の支援体制強化、国家研究開発事業における特許情報の活用支援などの事業に対し、格別な関心を持つよう強く要請した。

2. 発明行事開催による知的財産の認識向上

昨年5月「発明の月」の期間中に特許庁は学生・女性・中小企業家・研究院などの各界各層の国民を対象に発明意識を高め、知的財産創出の底辺を拡大するため、全国的に様々な発明行事を開催した。

特許庁は発明の月の間、TV、新聞、インターネットなどの様々な媒体を活用した広報を行い、一般人の関心と参加を促した。

5月の1ヶ月間、「知的財産UCCコンテスト」、「特許行政革新韓国・WIPO共同コンファレンス」、「知的財産ブログコンテスト」、「発明料理コンテスト」など、様々な家族参加型のイベントを開催した。また、学生を対象に、「2007学生発明体験の場」、「ロボット組み立てコンテスト」、「発明クイズ大会」など、100回余りの行事を全国各地で開催した。

また、「特許技術移転博覧会」、「知的財産研究フォーラム」など、50回余りの博覧会と学術セミナーを開催し、この分野の従事者と専門家が参加できる場を設けた。

イ. 大韓民国発明特許大展の開催

大韓民国発明特許大展は優秀発明品の展示を通じて技術移転及び優秀特許技術の早期事業化を促進すると共に、国民の発明意識を高めることと発明者の士気向上のために実施する年中行事である。

同行事の展示分野は一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは個人または企業の特許・実用新案・デザインの出願または登録された発明品を機械・金属、繊維・化学、電気・電子、情報通信、土木・建築など、技術分野別に展示する。特別展示コーナーでは国庫補助支援試作品、国際発明品展の受賞作品、職務発明コンテストの入賞発明品、特許技術賞受賞品などを展示する。

また、特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引士などが発明から権利化・事業化までの全般的な苦情事項及び手続きについて無料で相談にのる。

大韓民国特許技術大展では発明家の士気向上及び全国民の発明意識の向上のため、一般展示品を対象に、大統領賞、国務総理賞、WIPO事務総長賞、特許庁長賞などを授与している。

褒賞を与える発明品の選定は、主管機関の褒賞推薦審査会議を経て特許庁公的審査委員会で最終的に決定し、中小企業及び個人発明家を優待する。この行事では展示特許技術の売買・譲渡及びライセンスの機会を付与し、次年度の「発明の日」行事時に出品企業または褒賞者には加点が付与される。また、褒賞企業に対しては優先購買の申請時優待している。

2007年には296件が出品され、128件を一般展示し、優秀特許製品に対しては大統領賞を含め、122名に褒賞することで、発明家の士気を向上させた。特に、技術移転及び販売契約実績は60件余り、技術移転及び相談実績は390件余りが行われ、技術事業化に大きく寄与した。

＜表IV-4-1＞大韓民国発明特許大展の出品及び観覧の現況

区分	年度	2003	2004	2005	2006	2007
	出品申請（件）	257	286	236	274	296
展示件数	160	166	148	153	128	
観覧者数（名）	25,200	112,680	27,060	115,091	27,546	

ロ．ソウル国際発明展示会

ソウル国際発明展示会は国家イメージの向上、競争力強化、発明による技術・文化交流の促進及び優秀発明品の販売ルートの開拓などの事業化を促進するため、2002年から隔年で開催している。国際機構である世界知的所有権機関（WIPO）と国際発明家協会連盟（IFIA）が後援する国際的な発明展示会である。

同展示会は国内外発明家と企業の特許、実用新案、デザインとして出願または登録された発明品を計8つの分野（機械・金属、電気・電子、生活用品、農水産、情報・通信、土木・建築、繊維・化学、デザイン）別に展示される。また、発明特許大展と同時開催され、特許情報専門機関や提供機関の参加により、特許技術関連情報、無料弁理及び事業化支援のための制度相談を提供し、国内外のビジネス関係者を含む一般人に多くの見物と特許技術事業化の機会を当時に提供する。

授賞制度は、大賞（グランプリ）、準大賞（SIIF）、金賞、銀賞、銅賞で構成されており、分野別審査委員は国内の著名な弁理士、研究院及び大学教授である。受賞作の選定は展示場における現物審査によって行われる。受賞者に与えられる特典としては、次年度の「発明の日」行事の参加だけでなく、「試作品製作支援事業」申請時に加点が付与される。

2006年ソウル国際発明展示会では23ヶ国で352件の発明品が展示され、合作投資（ロイヤルティ支払など）や販売の契約実績が200件余り行われた。また、輸出や代理店開設に関する相談件数も50件余り行われ、特許技術の事業化に大きく貢献した。

<表IV-4-2> ソウル国際発明展示会の展示現況

区分	2002	2003	2004	2005	2006	2007
展示件数 (国内／国外展示)	379 (137/242)	—	290 (112/178)	—	352 (143/209)	—
受賞件数	313	—	252	—	311	—
参加国数	34	—	20	—	23	—
観覧者数	115,724名	—	112,680名	—	115,091名	—

注) ソウル国際発明展示会（隔年開催）

ハ. 100大優秀特許製品の選定及び広報

100大優秀特許製品の選定事業は、特許発明を製品化した優秀特許製品を選定し、授賞・広報することで、特許製品を生産する中小企業の販売ルート拡大と市場進出を支援するためのもので、2002年度に始まった。

100大優秀特許製品は上半期・下半期に分け、それぞれ50件ずつ選定され、特許新製品と特許ヒット製品を半分ずつ含む。選定基準は生活用品、機械製品、電子製品、化学・生命工学製品など、4つの分野に分け、技術性、事業性、デザインなどの評価により選定する。選定された製品のうち、優秀特許製品に対しては産業資源部長官賞、特許庁長賞、韓国日報社長賞などを授与する。

同大会で選定された優秀特許製品は大韓民国発明特許展で特別展示され、韓国日報

社の特集記事などで製品の優秀性について広報されることになる。また、特許庁は同製品の優先購買申請時に優待するなどの販売ルート開拓も支援している。

2007年には、電子分野及び生活分野の特許製品より、生命工学・化学分野及び機械分野をより多く選定し、最近の特許技術製品を広報した。

<表IV-4-3>100大優秀特許製品の選定現況

区分		2003	2004	2005	2006	2007
公募件数		169	291	325	420	470
展示件数		60	41	43	43	25
選定 分野	生活分野	23	33	20	27	24
	機械分野	26	27	24	24	29
	生命工学・化学分野	26	12	26	29	26
	電子分野	25	28	30	20	21

3. 2007商標－デザイン展

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 ユン・ネハン

イ. 推進背景

商標とデザインが消費者の主な商品選択基準となる国内外市場環境において、企業の商標・デザインの競争力強化を支援できる政策の推進が急がれていた。特許庁に登録された商標とデザインのうち、企業や地域の競争力向上に寄与した商標とデザインを展示し、企画から開発、保護及び価値向上戦略までの全段階に渡る体系的な学習機会を提供するため推進した。

ロ. 展示概要

特許庁は商標・デザインの価値と用途を正しく伝えるため、経済4団体と共同で「商標ーデザイン展」を開催した。今年で2回目を迎える展示会は、商標とデザインのすべてを一度で見られる体験展示会となり、2007年8月2日から4日間、ソウル江南区三成洞COEX太平洋館で開催された。

1) 特許庁館－「知的財産権の探検開始」

「2007商標ーデザイン展」は計8つの展示館で6つの参加プログラムを用意し、商標・デザインをはじめとする知的財産権の概念と登録方法、商標とデザインのトレンドを紹介するなど、知的財産の価値と活用度を伝えた。

特許庁館では、開庁30周年を迎え、これまでの小史を登録商標とデザインで表現した。また、現場で描いてくれる肖像画を商標として出願する「特許路」体験は人気を集めた。また、実際の審査官になり審査を行ってみる「私も審査官」コーナーと自分が考える優秀な商標を書いて提出し、どの商標が最も多く選ばれたかを競う商標コンテストにも多くの人が参加した。



▲特許庁館正面図

特許庁のシンボルを展示場の入り口に配置し、特許庁の



▲特許庁館入口



▲商標・デザイン造形物展示

最初に登録された商標・デザインから現在までに登録さ

地位を象徴的に表した。

れた1万番目毎の商標・デザイン



▲特許庁館のカリカチュアイベント広場

▲特許庁館の「特許路体験館」の全景

2) 商標・デザイントレンド館—有名「ブランド」と「デザイン」の過去・現在・未来

商標・デザイントレンドの展示館では、乗用車と冷蔵庫などのデザイン20個と香水や携帯などの商標7つをTV広告とともに展示し、商標とデザインの流れや各種統計から過去の歴史を把握すると共に、未来のための準備を行えるようにした。

特に、商標DBを分析・加工した資料集を元に、商標の時代別変転、現況特性の分析、商標紛争の内容分析、長寿商標の分析、商品別の拒絶理由分析を行い、一般人も容易に理解できるよう、商標を再構成した。特に、現在まで権利が存続中である長寿商標を紹介しながら、広告映像も紹介し、多くの人が集まった。

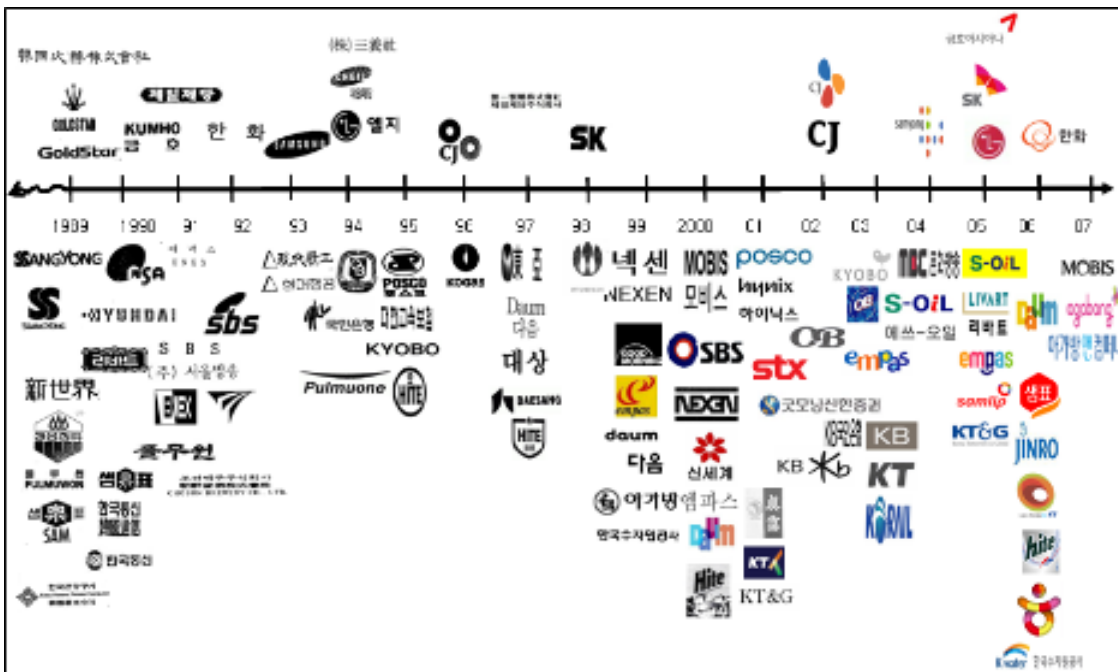
[国内商標分析]

				
1950年代	1960年代	1990年代	2000年度始め	2000年度半ば

[国際商標の分析]

				
1950年代	1980年代	1990年代	2000年代初め	2000年代半ば

[企業別ブランド及びCI (Corporate Identity) の変転]

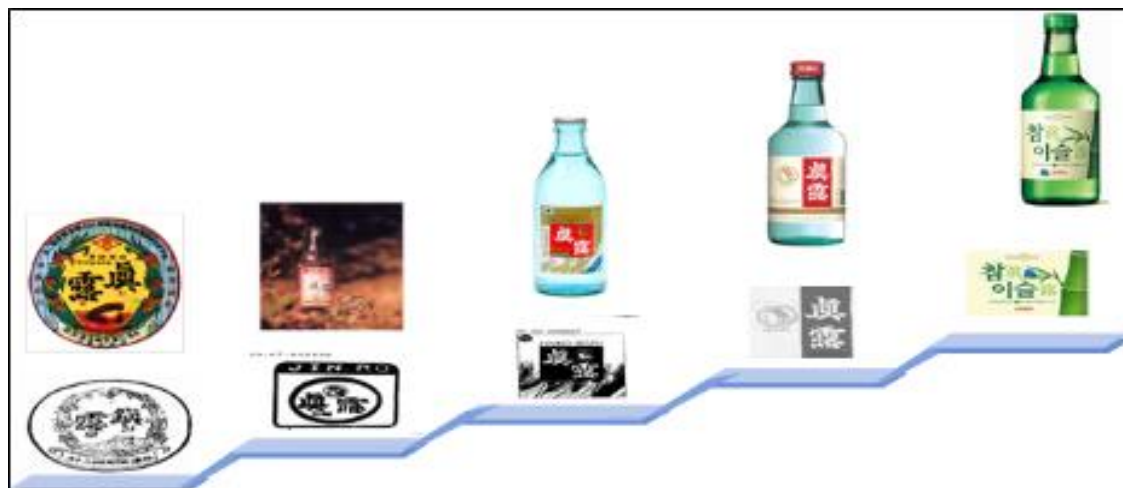


[デザイントレンドー自動車、携帯]

(上段：自動車、下段：携帯)



[長寿商標の分析]



1950年代

1960年代

1980年代

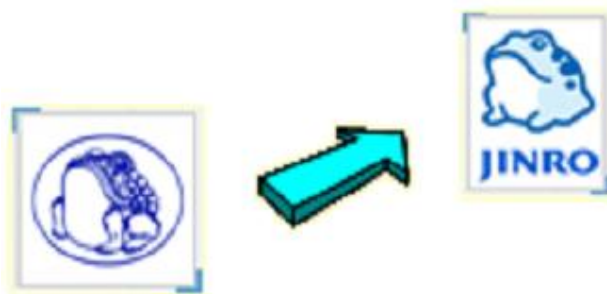
2000年代初め

2000年代半ば

「真露」製品名の由来－真露が初めて生産された平安南道龍岡郡池雲面真池洞の「真」と、焼酎を蒸留する時の様子が露のようであるということから由来した「露酒」の「露」を結合して「真露」となった。

「ヒキガエル」マークの由来－北西地方で福神として崇められていた猿をトレードマークとして使用していた。しかし、本社をソウルに移転後、ソウルでは猿は否定的なイメージがあるという意見があり、猿をヒキガエルに変えた。ヒキガエルは無限の繁殖力や長寿の生命力を象徴し、きれい・純粹・逞しさというイメージを持っており、真露のイメージに採択された。

字体は単純化すると共に、アイコンを親しみやすく可愛いデザインに変更し、企業のグローバル化の意思を強調（2006年度）



3) 大学生デザイン公募展館：予備デザイナーたちの素晴らしい共演

大学生デザイン公募展館では、特許庁2007大学生デザイン権利化支援事業の結果を展示する場であった。「第2回大学生デザイン公募展 (Design & Right)」の受賞作40点を展示した。また、自分のデザイン権利を堂々と宣布する次世代デザインリーダーの素晴らしい挑戦を紹介した。

4) 地域ブランド

周りで一度は聞いたことのある地域の話盛り込んだ地域ブランド館では、37個の地域特産品（韓山（ハンサン）からむし、宝城（ボソン）緑茶、陰城（ウムソン）クリーン唐辛子など）を紹介し、多くの人の目を引いた。

5) 偽造商品展示館

この他に、メディアに最も多く紹介され、観覧客から好評を得た「真品（「正規品の意）・模造品比較体験展示館」では、国内外の正規品の真似をしている偽造品と、偽造品を区別する方法及び偽造品の通報・対処要領などを案内・展示した。また、弁理士やデザイン専門会社の職員と1対1で相談できる「知的財産コミュニケーション」と知的財産権保護や管理戦略をテーマとした「フォーラム」が展示期間中に行われた。

◇展示場の写真



▲優秀知的財産権企業館に展示された現代自動車の技術力と代表ブランドであるソナタの変遷を紹介

▲本物／偽物比較体験展示館
ブランドの商標とデザインを違法に盗用した商品と国内のオートバイをそのまま模倣した中国産製品を展示



▲商標・デザイントレンド展示館
デザイン20個と商標7個の動向を一目で把大賞である特許庁長賞をはじめ、40の才能握できるように展示

▲大学生デザイン公募展の展示館
溢れる作品を展示

第2節 学生及び女性の発明活動の積極的な支援

1. 学生発明活動に対する支援強化

産業財産政策局産業財産人力課行政事務官 チョイ・チョルスン

特許庁は21世紀知識基盤社会を先導する発明人材の無限な潜在力を目覚めさせ、韓国の未来を担っていく優秀発明人材の発掘・養成のため、様々な分野の事業を発掘・支援している。1995年から教育庁と共同で全国182の拠点に設置した発明教室は、地域発明教育の中心センターとしての役割を遂行しており、発明奨学生事業や大韓民国学生発明展示会などの各種大会を開催し、発明に対する素質と潜在力の高い学生を発掘・授賞している。このように、発明教室で教育を受け、各種大会で発掘された優秀発明人材が21世紀を先導する創意的な人材に成長している。教育科学技術部（旧教育人的資源部）が2008年1月に発表した第7回「21世紀を先導する優秀人材賞」という報道資料によると、高校生の受賞者40名には各種発明大会の受賞者や発明奨学生など、発明教育や発明活動が優秀な学生6名が含まれており、発明教育の成果を確認できる契機となった。

「優秀人材賞」は、韓国が21世紀の知識・経済強国に跳躍すべく、知識基盤社会に符合する様々な分野の優秀な人材を発掘・激励するため、全国の高校や大学の卒業予定者を対象に、市・道の教育庁（高等部門40名）と大学（大学部門20名）の推薦を受け、厳正な審査を経て選抜される。高等部門は、芸術部門の特技、創意性、奉仕度、リーダーシップ及び身体障害克服の各領域で優れた実力と実績を持っており、特別目的高校（外国語や科学を専門的に勉強する学校）、一般高校、専門高校（工業系高校、商業系高校）などの区分なく、該当領域で21世紀の人材として成長する可能性のある学生を選抜する。

一方、これまでの発明教育は正規教育ではなく、特別活動という形態で運営されており、父兄や学生の関心が足りず、発明教師の士気低下など、発明教育の底辺拡大に限界があった。しかし、発明教育関連機関や教師の努力により、2007年2月には教育

部の第7回教育課程改正時に中等及び高等学校の正規教育課程となり、発明教育の量的・質的転換のための契機を整備した。

□ 国民共通の技術・家庭の7学年課程：技術と発明（大単元）

（イ）発明の価値を理解し、日常生活の技術的な問題を解決するため、創意的なアイデアを構想する。

（ロ）発明の技法や原理を理解し、簡単な生活発明品を作ってみることで、発明活動の楽しさを体験し、創意的な思考能力を養う。

□ 高校の工学技術の11学年課程：工学と創意的な問題の解決（中単元）

（イ）発明特許について理解し、人間心理に対する創意性及び問題解決に関する方法論を活用して問題解決力を養う。

（ロ）発明した結果を特許として出願する課程を学ぶ。

また、2007年には政府レベルで推進中である「政府部署による特化専門高校育成」事業の一環として「発明・特許特化高校プログラム支援学校」4校を選定した。同事業により、高校の段階で体系的な発明や特許分野の専門教育を受け、創意的で問題解決能力の高い学生を養成し、関連産業界の技術開発や特許管理分野の実務人材として育てる。

2007年にはこれまでの発明教室単位で自主的に推進されてきた発明の英才教育が本格的に推進できるよう、関係部署との協力を強化した。教育人的資源部が中心となって樹立した「第2回英才教育振興総合計画（2008年～2012年）」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大推進など、発明の英才養成のための推進根拠と基盤を整備した。

イ．発明教室運営の活性化

発明教室は1995年、ソウル仁憲中学（現在の奉天中学）に試験的に設置されて以来、全国の市・郡・区教育庁別に1つずつ、182の発明教室を設置することを目標に推進された。各市・道の教育庁と連携し、毎年16程度の発明教室を設置した。2006年には24

設置し、182の発明教室設置事業を1次的に完了した。発明教室の設置が完了する2006年には、発明教室の充実な運営のため、発明教室運営費の大幅な支援を行い、老後発明教室の現代化事業を新規に推進した。2007年にも発明教室運営費の支援規模を2006年より更に拡大し、現代化事業の支援も行った。

2006年に大幅拡大された発明教室の運営費は、発明教室間の善意の競争を誘導するため、運営実績を評価し、4等級に分けて異なる金額を支援した。2007年にもこのルールは守られた。市・道教育庁の自主審議と学校発明協会の上位等級現場の実態調査及び2次審議などを経て、S等級（20%）には10百万ウォン、A等級（30%）には7百万ウォン、B等級（40%）には6百万ウォン、C等級には4百万ウォンをそれぞれ支援した。

< 発明教室運営費の評価基準 >

領域	基本施設	教育実績	行事实績	サイバー教育	予算	運営人材	知的財産権取得	計
配点	10	35	25	5	15	5	5	100

< 発明教室運営費の支援現況 >

(単位：ヶ所、百万ウォン)

区分	S等級	A等級	B等級	C等級
学校数	38	55	69	20
支援額	10	7	6	4

老朽化した発明教室の補修や現代的発明教育に必要な実験装備の交換のため、2006年には34の老朽化した発明教室の改築を支援し、2007年には2001年以前に設置された34の老朽化した発明教室の近代化を支援した。設置年度、提案書の内容及び発明教室の

運営実績などを評価し、全面補修（21）に70～100百万ウォン、部分補修（13）に30～50百万ウォンをそれぞれ支援した。

＜発明教室現代化の支援現況＞

区分	全補修				部分補修		
	S等級	A等級	B等級	C等級	S等級	A等級	B等級
学校数	5	7	7	2	2	7	4
支援額	100	90	80	70	50	40	30

＜発明教室現代化の選定基準＞

領域	設置年度	提案書の内容	マッチングフ ァンド	発明教室の運 営評価	計
配点	20	35	25	20	100

＜表IV-4-4＞発明教室の現況＜市・道教育庁別発明教室の現況＞

市・道	発明教室設置学校及び機関	教室数
ソウル	仁憲中、ソウル蠶院小、聖水中、城一中、ソウル滄川小、南部科学教育センター（中等）、上溪第一中、ソウル漢南小、 垂洲中、ソウル空港小、ソウル敦岩小、漢城科学高、スド電気工高、ソウル科学高、南部科学教育センター（初等）、阿峴中、ソウル新倉小、ソウルゲナム小、ソウル北工高	19
釜山	釜山子供会館、釜山市教育科学研究院、周礼女子中、槐亭小、新道小、韓国科学英才学校、城南小、蓮山中、萊城小	9
仁川	仁川鶴翼小、ダムバン小、東仁川女子中、甲龍小、仙鶴小、部馬小、仁川安山小、蘇萊小、 仁川ウォンダン小	9

市・道	発明教室設置学校及び機関	教室数
大邱	南山小、デミョン女子中、達成小、教育科学研究院、凡一中、城西小、 花源小、江北中	8
大田	大田大興小、大田ポドゥネ中、内洞小、東新中、忠南機械工高、大田 メボン小、大田教育科学研究院、大徳電子機械工高	8
光州	ウサン小、金塘中、松亭中、新光中、グァンチョン小	5
蔚山	鹽浦小、香山小、ユゴク中、蔚山 南部小、也音中、含月小	6
京畿	梅山小、一山中、樂生高、議政府長岩小、熙星小、地莊小、軍浦小、 仙府中、深谷小、加平小、検山小、白城小、陶農小、雪峰小、駒城小、 松炭中、新長小、金浦小、驪州小、全谷中、東陽小、西村小、イダム 小、城南東小、永北小、鶴峴小	26
江原	江原草溪学生修練場、江原教育科学研究院、ノアム小、丹邱小、上長 中、三陟小、上泉小、ブクサム小	8
忠北	忠州三原小、清州中、三山小、南泉小、槐山北中、ナムシン小、竹香 小、永同小、真川三秀小、角里小、丹陽中	11
忠南	珠山小、天安中、光東小、長項中央小、秋富小、南面小、瑞東小、温 陽龍禾中、鷄城小	9
全北	全州全一小、金堤女子中、群山中央小、淳昌中、裡里小、全州インボ ン小、高敞三仁総合学習場、全北教育情報科学院、南原ドトン小、扶 安東小、任実東中、東新小、長水小	13
全南	麗水中央小、サチャン小、羅州中、海南第一中、イルロ小、玉果小、 和順第一小、順天城東小、全南教育科学研究院、木浦デソン小	10
慶北	皇南小、尙州教育館、金泉発明教室、山大小、ヨンガ小、亀尾小、醴 泉南部小、慶山中央小、栄州発明教室、慶北科学教育院、永川東部小、 聞慶発明教室、老音小、ジンボ小、桃村小、草田中、義城中、伊西小、 新東中	19
慶南	南海小、大叵中、金海慶原高、陝川小、昌寧小、慶南航空高、泗川高、 辰橋小、昌原サパ高、馬山女子中、慶南教育科学研究院、居昌小、山	17

市・道	発明教室設置学校及び機関	教室数
	清小、忠烈小、中部小、蜜城小、アンゴルポ小	
済州	西歸西小、済州中央中、翰林中、済州南小、城山中	5
計		182

＜年度別発明教室の設置現況＞

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
設置数	1	3	11	30	18	16	16	16	15	17	15	24	182

ロ．発明教師の専門性向上及び教育機会の拡大

特許庁は発明教育の重要な役割を担当している発明指導教師の専門能力の向上や満足度向上のため、様々な政策を推進している。発明教師のオン・オフライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会や研究会の支援、優秀発明教師の海外研修や発明教師のワークショップの支援などを行っている。2007年には発明教師の職務研修の大幅拡大、優秀発明教師の海外研修支援拡大などにより、発明教育の正規教科への反映に備えて発明教育の質を向上した。

1) 発明教師を対象とした職務研修の支援拡大

21世紀型知識基盤人材養成のため、注入式教育から創意力や問題解決力を養うことができる発明教育への変化が必要である。それに伴い、現場教師の発明教師研修機会の拡大及び専門性向上のための様々な教育サービス提供の要求も増えている。

2005年まで発明教師の職務研修は主に夏休みや冬休み期間を活用した集合教育の形態で行われていた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才団で実施された同研修を通じ、年間200～300名の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

2006年には社会的環境や教育環境の変化に対応し、現場教師の要求水準を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。

発明教師の専門性向上や教育機会の拡大のため、2006年7月に教育部の認可を得て運営したサイバー発明教育研修院 (<http://www.ipteacher.net/>) では、30時間課程や60時間課程の2つの課程を運営し、400名（修了者数330名）に新しい発明教育の機会を提供した。

2007年には30時間教育課程2つを新規に開発し、計4つの課程を13回運営した。2007年には計1,450名に教育機会を与え、そのうちの85.9%である1,246名が教育課程を修了した。一方、4回目までは1回当たり100名を定員として運営していたが、教師の持続的な増員要求により、5回目からは30時間3つの課程の定員を50名増員した150名で運営した。

＜サイバー発明教育研修院の修了現況＞

区分	募集定員	受講者数	修了者数	履修率
2006年	400名	400名	330名	82.5%
2007年	1,450名	1,450名	1,246名	85.9%

＜2007年のサイバー発明教育研修院の課程運営の現況＞

(単位：名、%)

区分	課程名	運営回数	受講者数	修了者数	履修率
30時間	教科の中の発明	5	550	486	88.4
	アイデア発想技法－TRIZ	2	250	202	80.8

区分	課程名	運営回数	受講者数	修了者数	履修率
	発明英才教育	1	150	135	90.0
60時間	発明世界で生き残る	5	500	423	84.6
計	4つの課程	13	1,450	1,246	85.9

2) 発明教育研究会の支援

発明教師の発明教育に対する自主研究機能を強化し、地域別の発明教育ネットワーク形成のため、2001年から地域別の発明教育研究会を支援している。

2005年までは市・道教育庁に登録された研究団体である発明教育研究会（発明クラス及び発明指導教師を中心に構成）の地域別発明教育行事やセミナー、教師研修などを支援した。

2006年からは発明教師の実質的な研究能力を向上させ、事業の成果及び効率性を高めるため、同事業の支援体系を全面的に改編した。公開募集によって政策的に必要な研究課題及び自主研究課題を選定し、市・道教育庁の登録研究会のみならず、自主的な教師研究会団体の研究活動を支援した。

2007年には「放課後の学校指導書開発」、「発明英才クラス運営の適用と分析」など、指定課題9つ、自由課題1つ、活動課題4つの計14の課題を選定し、4～10百万ウォンの研究費を支援した。

3) 発明教師ワークショップ及び海外研修の支援

特許庁は発明教室の指導教師の発明教育の情報共有拡散、ネットワーク構築、発明教室運営の活性化などを議論するため、毎年発明教室関係者のワークショップを開催している。2007年には4月12日から4月13日まで忠北丹陽（ダンヤン）で発明教室を

設置している機関の長、指導教師、各教育庁の発明関連奨学士（官）など、393名が参加し、学校発明教育の活性化方案などを議論した。

また、発明教室の指導教師の士気向上や海外発明教育の事例調査のため、毎年優秀発明教室の指導教師を選抜し、海外研修を支援している。2006年には40名の教師を選抜して日本研修を支援し、2007年には支援規模を拡大して60名の教師に研修機会を与えた。

4) 教員対象発明大会及び研究大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を向上するため、「全国教員発明品コンテスト」と「全国教員発明研究大会」を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接的な出品と褒賞授与によって、発明指導の質を高めると同時に発明意欲も高めるために、1999年から開催されている。2007年に開催された第9回大会には202名の教師が発明品を出品し、そのうちの13名が受賞した。銀賞以上の受賞者3名には海外研修の特典を与えた。

また、発明指導教師の研究意欲を高め、各学校の発明教育を活性化するため、1996年から毎年「全国教員発明教育研究大会」を開催している。この大会は発明クラス及び発明教室などの発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定により、入賞など級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。2007年には計25編の論文が受け付けられ、5編の優秀研究論文を選定・授賞した。

ハ. 発明研究示範学校の指定及び支援

特許庁では発明教育に対する様々な政策の試験的な適用と研究機能を強化するため、1997年から市・道教育庁別に毎年発明教育研究示範学校を指定・支援している。発明教育研究示範学校では地域別特製や時代状況に合う様々な発明教育プログラムや方法

を試験的に適用し、研究結果の共有を通じて発明教育の拡散や教育品質の向上を図っている。また、市・道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高揚させている。2007年には20校に5～10百万ウォンずつ、計160百万ウォンを支援した。

<表IV-4-5>2007年の発明教育研究・示範学校の運営現況

	教育庁	学校名	支援金		研究テーマ
			額(百万ウォン)	区分	
1	ソウル市	敦岩小	5	新規	地域社会連携プログラムの開発・適用による発明教育の活性化
2		韓南小	5	新規	体験を中心とした発明教育プログラム適用による発明意識の鼓吹
3		阿峴中	5	継続	楽しい体験活動と土曜を活用した発明教育の活性化方案
4	釜山広域市	蓮山中	10	新規	発明インフラを活用した発明教育の2段階跳躍
5	大邱広域市	花源小	10	継続	発明工作活動によるアイデア実現能力の成長
6	大田広域市	東新中	10	新規	様々な発明教育プログラムによる創意力向上方案
7	光州広域市	松亭中	10	継続	ホームページのサイバー発明教育と発明行事体験による創意力の向上
8	蔚山広域市	也音中	5	継続	体験的な発明活動による創意力啓発及び発明教育インフラの構築
9		南部小	5	継続	体験中心の発明教育を通じた発明マインドの形成
10	京畿道	東陽小	10	新規	発明王プログラム実現・適用による発明の生活化実践方案
11	江原道	鷲岩小	10	新規	体験中心の発明教育プログラム運営による創意力

	教育庁	学校名	支援金額（百万ウォン）	区分	研究テーマ
					向上
12	忠清北道	ナムシン小	10	継続	水準別発明教育プログラム実現・適用による創意力向上
13	忠清南道	扶餘女子中	10	新規	体験中心の段階別発明活動による創意力向上
14	全羅北道	淳昌中	10	継続	発明教室運営プログラムの考案、適用による発明マインドの増進方案
15	全羅南道	和順第一小	5	継続	発明教育プログラムの開発、適用を通じた自己主導的な創意力の向上
16		山二中	5	新規	体験的な発明活動による創意力向上
17	慶尚北道	牟西小・中	10	継続	統合学校の発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
18	慶尚南道	辰橋小	10	継続	段階別発明教育プログラムの考案、適用を通じた発明マインドの形成
19		忠烈小	5	新規	オーダーメイド型発明体験プログラムの適用による発明思考力の向上
20	済州特別自治道	西帰西	10	新規	発明の基礎・基本教育による創意力向上

二．発明奨学生の選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を施行している。

発明奨学生は小学生から大学生まで産業財産権の出願、登録実績、学生発明大会への参加及び入賞実績、発明活動及び教育実績などを総合的に評価して選抜する。2007

年には大学生及び高校生を各100名、中学生及び小学生を各60名、計320名を選抜し、最高4百万ウォンの奨学金を支給した。

＜発明奨学生の年度別選抜人数＞

2003	2004	2005	2006	2007
481名	411名	298名	320名	320名

＜発明奨学生の選抜基準＞

評価項目	評価基準	最高配点		細部配点基準			確認資料	備考
		小・中	高・大	区分	小・中	高・大		
産業財産権の出願及び登録 (*30、50点)	権利出願	10	20	特許	4点	5点	・出願受付書など	・実用新案先登録及びデザイン無審査登録は出願とみなす。 ・実用新案の登録実績は技術評価後登録維持が決定された件に限る
		10	20					
		10	20	デザイン	2点	3点		
	権利登録	20	30					
20		30	実用新案	6点	10点			

評価項目	評価基準	最高配点		細部配点基準			確認資料	備考
		小・中	高・大	区分	小・中	高・大		
		20	30	デザイン	4点	5点		
学生発明大会の参加及び入賞（*40点、30点）	大会参加	10	8	1件当たり	1点	1点	・大会参加の証拠資料	・発明大会細部配点基準参考
	大賞入賞	30	22	1件当たり	1.2～20点	0.8点～14点	・受賞実績の証拠資料（コピー）	
発明活動実績（*30、20点）	発明活動の参加実績	20	10	2年以上	20点	10点	・活動実績確認書（同好会日誌、出席簿のコピーなど）	・全国発明教室、発明同好会のみ該当 ・校内発明クラス、発明英才クラス、発明記者団は50%認定
		20	10	1年以上	10点	8点		
		20	10	6ヶ月以上	5点	5点		
		20	10	3ヶ月以上	3点	3点		
	10	10	1回当たり	0.4点～2点	0.4点～2点	・教育の履修証拠（コピー）	・韓国発明振興会のサイバーアカデミー及び政府機関主管の発明・知的財産権教育	

ホ. 学生発明大会の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

1998年から開催している大韓民国学生発明展示会は、創意性ある発明品の考案や製作を通じ、学生の発明に対する創意性を啓発して発明を生活化することで、知識基盤社会の主役となる発明人材を発掘・要請することを目的としている。

2007年に開催された第20回大韓民国学生発明展示会では、5,675件（教員の202件を含む）の出品作品の中から448件を選定し、2007年8月1日から8月5日まで韓国総合展示館（COEX）で展示した。

同展示会の出品対象は小・中・高校の発明や考案品であり、出願や登録の有無とは関係なく、書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞などの個人賞と団体賞に分けて授賞しており、上位の受賞者には賞状や賞金の他にも、発明キャンプや海外研修などの機会を提供している。特に、高校に在学中の受賞学生は発明特技者選考で大学に入学できるという機会が与えられる。

2007年には鎮川（ジンチョン）青少年修練院で2泊3日間開かれた発明キャンプに奨励賞以上の賞を受賞した学生が参加した。金賞以上の賞を受賞した学生や指導教師には、ヨーロッパやオーストラリア研修を通じ、発明指導意欲の鼓吹及び学生発明の活性化を図った。

付帯行事の一環として行われる地方巡回展示会では、学生発明展示会や教員発明品コンテストの奨励賞以上の受賞作と全国大学発明コンテストの受賞作を展示し、2007年には羅州（ナジュ）や済州で開催された。

2) 大韓民国学生創意力オリンピック

全国学生創意力オリンピックは「人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同的な問題解決過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的とする。同大会は2002年から特許庁と三星電子が共同主催している。この大会の特徴は5

～7名の学生が1チームとして参加し、事前に与えられた課題（長期課題）と大会現場で与えられる課題（現場課題）の解決過程で学生たちの創意性を評価する。

2007年の大会は7月末に開催された全国5つの圏域別（首都圏、中部圏、忠清圏、湖南圏、嶺南圏）の予選大会を通過した93チームが参加し、8月17日から18日まで韓国総合展示場（COEX）で本選を開催した。

2007年の大会は「想像の世界－ストロー構造物」、「宇宙旅行－飛んでいく鳥」、「文化衝突－ゴールドバグ装置」の3つの分野の挑戦課題に263チームが予選に参加し、93チームが本選に進出した。本選の挑戦課題や現場課題の解決過程の総合評価を通じ、60個の受賞チームを選抜した。金賞を受賞した9チーム中の最優秀3チームについては海外文化探訪の機会を与えた。

3) 全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン大会

発明想像画・キャラクター描写大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するためのものであり、現場で与えられたテーマに合う発明想像画及びキャラクターを直接描き、評価を受けることになる。

5月から7月まで全国的に市・道予選を行い、10月に本選を開催したが、2007年の市・道予選には約30,000名の学生が参加し、本選大会には予選を通過した684名の学生が参加した。小学生を対象とする発明想像画部門には199名が参加し、83名が受賞した。小・中・高校生を対象とする発明キャラクター描き部門では362名が参加し、144名が受賞した。デザイン部門には123名が参加し、50名が受賞した。

4) 全国大学発明コンテスト

特許庁では予備産業人材である大学生の知的財産創出及び活用能力を向上し、大学生の発明意欲を鼓吹するため、全国大学発明コンテストの開催や大学発明同好会の活動などを支援している。

全国大学発明コンテストは2005年までは全国大学発明同好会コンテストとして行われたのだが、2006年からは大韓民国学生発明展示会の大学部門と統合され、現在のようない個人およびチーム部門といった形態へ変わって行われている。2007年には410個の作品が出品され、本選に残った42作品を対象に、8月22日から8月24日まで忠南鳥致院（ジョチウオン）の弘益大国際研修院で発明の創出及び権利化課程、発明の技術性及び経済性、発明品の製作能力及び発表能力を評価し、受賞作を選定した。

国務総理賞と金賞受賞者（チーム）には海外研修の機会を与え、銀賞以上の受賞作品については事業化技術評価書の製作を支援した。また、銅賞以上の受賞作品については専門家のメンタリングサービスを支援した。

一方、安定的な事業推進と学生の自発的な参加による発明活動を促進するため、全国43個の発明同好会で構成された全国発明同好会連合会の発明同好会作品展、発明キャンプなどを支援しており、発明同好会の発明活動関連事業費を上・下半期に区分して支援した。

へ. 発明・特許特化高校の育成支援

特許庁は高校段階における体系的な発明や特許分野の専門教育によって、関連産業界の技術開発や特許管理分野の実務人材を養成するため、2007年に4つの専門高校を「発明・特許特化プログラム支援校」に選定した。教育人的資源部など、7部2庁が参加し、「政府部署による特化専門高校育成事業」の一環として推進している事業である。

事業計画書の評価、現場調査、発表審査などを通じ、2007年6月に特化高校と選定された学校は三一高校（京畿水原、私立）、大徳電子機械高校（大田、公立）、大光高校（釜山、私立）、慶南航空高校（慶南固城、公立）の4つである。

2007年には発明・特許特化高校運営方案に対する研究を推進し、同結果を元に教育目標、教科開発、教育課程の運営など、学校別事業推進計画を具体化した。また、特

許庁、教育人的資源部、4つの教育庁間の特化高校支援のための業務協約（MOU）を締結し、支援主体間の役割を明確にした。

ト．発明の英才養成のための基盤整備

特許庁は2007年に政府レベルで推進中の「第2回英才教育振興総合計画（2008年～2012年）」の樹立に積極的に参加し、発明の英才養成のための基盤を整備した。

「第2回英才教育振興総合計画」は2007年12月に国家人的資源委員会で確定された。同計画には教育人的資源部、科学技術部、文化体育観光部、女性部、企画予算署、特許庁の6部署が参加した。

特許庁は同計画に発明教室を活用した発明英才学級の推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など、発明英才が体系的に発掘・要請できるよう制度的装置を整備した。

イ．発明教室運営の活性化

発明教室は特許庁が発明教育を第一線の教育現場に拡散するために、市道教育庁と共同投資し、地域拠点に設置された教育施設である。特許庁は1995年7月にソウル銅雀教育庁管内の仁憲中学校に試験的に設置してから、1996年に仁川、全南、忠南に3ヶ所を設置し、1997年には教育部とソウル市教育庁が38ヶ所、1998年には特許庁とソウル市教育庁が3ヶ所を設定し、1999年以降には特許庁と各市・道教育庁の協力で毎年市・道別に15～16ヶ所を追加設置した。その結果2006年末には全国に182ヶ所の発明教室が設置・運営されている。

<表IV-4-6>年度別設置現況

(単位：校)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
設置数	1	3	10	31	18	16	16	17	15	16	15	24	182

<表IV-4-7>市道別設置現況

(単位：校)

ソウル	釜山	仁川	大邱	大田	光州	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
19	9	9	8	8	5	6	26	8	11	9	13	10	19	17	5	182

<表IV-4-8>学校別設置現況

(単位：校)

小学校	中学校	高校	教育庁、廃校	計
112	43	12	15	182

発明教室が設置されて以降、2001年から2006年までの教育実績は下の表の通りである。発明教室設置増加により、利用実績も毎年増加傾向を示している。また、発明教室は学生のみならず、地域住民及び教師も多くに関心を寄せており、地域の発明文化空間としての役割を果たしている。

<表IV-4-9>年度別発明教室の受講者数

(単位：名)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006
学生	237,710	271,613	326,533	350,657	395,158	491,031
父兄	19,047	27,262	28,370	24,994	37,828	35,317
教師	9,646	8,944	9,655	10,162	19,167	19,598
合計	266,403	307,819 (15.5)	364,558 (18.4)	385,813 (5.8)	452,153 (17.2)	545,946 (17.1)

※ () 内は前年対比の増加率

<表IV-4-10>全国発明教室の設置現況

市・道	設置場所（運営主体）	市・道	設置場所（運営主体）
ソウル (19)	仁憲中、ソウル蠶院小、聖水中、城一中、ソウル滄川小、南部科学教育センター（中等）、上溪第一中、ソウル漢南小、 叡洲中、ソウル空港小、ソウル敦岩小、漢城科学高、ソド電気工高、ソウル科学高、南部科学教育センター（初等）、阿峴中、ソウル新倉小、ソウルゲナム小、ソウル北工高	京畿 (26)	梅山小、一山中、樂生高、議政府長岩小、熙星小、地莊小、軍浦小、仙府中、深谷小、加平小、檢山小、白城小、陶農小、雪峰小、駒城小、松炭中、新長小、金浦小、驪州小、全谷中、東陽小、西村小、イダム小、城南東小、永北小、鶴峴小
釜山 (9)	釜山子供会館、釜山市教育科学研究院、周礼女子中、槐亭小、新道	江原 (8)	江原草溪学生修練場、江原教育科学研究院、ノアム小、丹邱小、上長中、

市・道	設置場所（運営主体）	市・道	設置場所（運営主体）
	小、韓国科学英才学校、城南小、蓮山中、萊城小		三陟小、上泉小、ブクサム小
		忠北 (11)	忠州三原小、清州中、三山小、南泉小、槐山北中、ナムシン小、竹香小、永同小、真川三秀小、角里小、丹陽中
		忠南 (9)	珠山小、天安中、光東小、長項中央小、秋富小、南面小、瑞東小、温陽龍禾中、鷄城小
大邱 (8)	南山小、デミョン女子中、達成小、教育科学研究院、凡一中、城西小、花源小、江北中	全北 (13)	全州全一小、金堤女子中、群山中央小、淳昌中、裡里小、全州インボン小、高敞三仁総合学習場、全北教育情報科学院、南原ドトン小、扶安東小、任実東中、東新小、長水小
仁川 (9)	仁川鶴翼小、ダムバン小、東仁川女子中、甲龍小、仙鶴小、部馬小、仁川安山小、蘇萊小、仁川ウォンダン小	全南 (10)	麗水中央小、サチャン小、羅州中、海南第一中、イルロ小、玉果小、和順第一小、順天城東小、全南教育科学研究院、木浦デソン小
光州 (5)	ウサン小、金塘中、松亭中、新光中、グァンチョン小	慶北 (19)	皇南小、尙州教育館、金泉発明教室、山大小、ヨンガ小、亀尾小、醴泉南部小、慶山中央小、栄州発明教室、慶北科学教育院、永川東部小、聞慶発明教室、老音小、ジンボ小、桃村小、草田中、義城中、伊西小、新東中
大田 (8)	大田大興小、大田ボドゥネ中、内洞小、東新中、忠南機械工高、大田メボン小、大田教育科学研究院、大徳電子機械工高		
蔚山	鹽浦小、香山小、ユゴク中、蔚山	慶南 (17)	南海小、大亜中、金海慶原高、陝川小、昌寧小、慶南航空高、泗川高、

市・道	設置場所（運営主体）	市・道	設置場所（運営主体）
(6)	南部小、也音中、含月小		辰橋小、昌原サパ高、馬山女子中、慶南教育科学研究院、居昌小、山清小、忠烈小、中部小、蜜城小、アンゴルポ小
		済州 (5)	西歸西小、済州中央中、翰林中、済州南小、城山中

ロ．発明研究示範学校の指定・支援

特許庁では発明教育に対する様々な示範適用と研究機能を強化するため、1997年度から市道教育庁別に毎年発明研究示範学校を指定・支援してきた。発明研究示範学校では様々な発明教育プログラム及び方法を示範的に適用し、研究結果の共有を通じ、発明教育を拡散させ、質的向上を図っている。また、市道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。2006年には19の学校に5～10百万ウォンずつ、計160百万ウォンを支援した。

<表IV-4-11>2006年の発明教育研究・示範学校の運営現況

	教育庁	学校名	研究テーマ
1	ソウル市教育庁	清潭小学校	学校、家庭、地域社会と連携した発明教育の活性化を通じた創意力の向上方案
2	ソウル市教育庁	阿峴中学校	楽しい体験活動と土曜を活用した発明教育の活性化方案
3	釜山市教育庁	萊城小学校	発明体験プログラムの考案、適用を通じた多重知能の啓発
4	仁川市教育庁	麻田小学校	体験中心の発明教育を通じた創意力の向上

	教育庁	学校名	研究テーマ
5	大邱市教育庁	花源小学校	地域特性に合った発明教育の活性化
6	大田市教育庁	メボン小学校	様々な発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
7	光州市教育庁	松亭中学校	ホームページのサイバー発明教育と発明行事体験を通じた創意力の向上
8	蔚山市教育庁	南部小学校	体験中心の発明教育を通じた発明マインドの形成
9	蔚山市教育庁	也音中学校	様々な発明教育プログラムの適用を通じた創意力の向上
10	京畿教育庁	駒城小学校	発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
11	江原教育庁	太白上長中学校	体験中心の発明活動を通じた発明教育の活性化
12	忠北教育庁	ナムシン小学校	体系的な発明教育プログラムの適用を通じた創意的問題解決能力の向上
13	忠南教育庁	長項中央小学校	体験中心の発明教育プログラム運営を通じた創意力の向上
14	全北教育庁	群山南小学校	発明教授、学習活動を通じたアイデア創出能力の向上
15	全北教育庁	淳昌中学校	発明教室運営プログラムの考案、適用を通じた発明マインドの増進方案
16	全南教育庁	和順第一小学校	発明教育プログラムの開発、適用を通じた自己主導的な創意力の向上
17	慶北教育庁	牟西小・中学校	統合学校の発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
18	慶南教育庁	河東辰橋小学校	段階別発明教育プログラムの考案、適用を通

	教育庁	学校名	研究テーマ
			じた発明マインドの形成
19	済州特別自治道教育庁	城山中学校	体験活動中心の発明教室運営を通じた創意力の向上

ハ．発明指導人材の育成

1) 発明教育研究会の支援

発明教師の発明教育に対する自律研究機能を強化し、地域別の発明教育ネットワーク形成のため、2001年から地域別の発明教育研究会を支援している。

2001～2005年までは市・道教育庁に登録された研究団体である発明教育研究会（発明クラス及び発明指導教師を中心に構成）の地域別発明教育行事やセミナー、教師研修などを支援した。2005年度には10の団体に5百万ウォンずつ計50百万ウォンが支援され、地域単位の発明教育による底辺拡大と活性化に寄与した。

2006年からは発明教師の実質的な研究能力を向上し、事業の成果及び効率性を高めるため、同事業の支援体系を全面的に改編した。研究課題を指定課題及び自律課題に区分し、既存の市・道教育庁登録の発明教育研究会だけでなく、自律的な教師研究会団体にも機会を与えた。

「学校週5日制と連携した発明教育」、「地域社会と連携した発明教育の活性化方案」などの課題を選定して公募及び事業計画審査を通じ、11個の研究会を選抜した。選抜された研究会には5百万ウォンから9百万ウォンが支援された。

2) 研究活動及び研修支援

21世紀型知識基盤人材養成のため、つめこみ式の教育から抜け出し、創意力及び問

題解決能力を養える代案教育として発明教育が浮上している。この動きに合わせて現場教師の発明教育研修機会の拡大や専門性向上のための教育サービスの提供要求も増えている。

2005年末まで発明教師の職務研修は主に（夏／冬）休み期間を活用した合宿教育で行われていた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才財産で実施された同研修を通じ、年間200～300名の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

2006年には社会的環境及び教育環境の変化に対応し、現場にいる教師の要求水準を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。

既存の研修プログラムとは差別化された優秀な研修プログラムを運営する教育機関を公開募集し、釜山東西大学（知能型ロボットを利用した創意的発明能力の向上）及び大邱広域市教育科学研究院（発明メンター（良き指導者の意）課程）の2つの機関を「発明教育の職務研修機関」として選定・運営した。

また、オフライン職務研修の時間、空間的な制約を克服し、現場教師の発明教育の機会を拡大するため、2006年7月にサイバー発明教育研修院（IP-Teacher）を設立し、30時間及び60時間教育プログラムを開発した。30時間深化研修（教育名：教科の中への発明旅行）は3回の教育を242名が履修し、60時間一般研修（教育名：発明世界で生き残る）は1回の教育に88名が参加した。

3) 教師対象発明大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を向上するため、全国教員発明品コンテストと全国教員発明研究大会を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接的な出品と受賞を通じ、発明指導の質を高めると同時に発明意欲を鼓吹するために、1999年に新設され、2006年に

第8回を迎えている。2006年の第8回全国教員発明品コンテストには計177名の教師が参加し、奨励賞以上金賞まで13名の出品が入賞した。

また、発明指導教師の研究意欲を高め、各学校の発明教育を活性化するため、1996年から毎年全国教員発明教育研究大会を開催している。

この大会は発明クラス及び発明教室などの発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定により、入賞など級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。2006年には計69編の論文が受け付けられ、13編の優秀研究論文を選定・授賞した。

<表IV-4-12> 全国教員発明教育研究大会の開催現況

(単位：編)

年度	提出論文数	受賞論文数	受賞内訳
1996	61	18	金賞：3、銀賞：6、銅賞：9
1997	65	26	金賞：4、銀賞：9、銅賞：13
1998	81	32	金賞：5、銀賞：11、銅賞：16
1999	172	50	金賞：8、銀賞：17、銅賞：25
2000	98	36	金賞：6、銀賞：12、銅賞：18
2001	78	31	金賞：5、銀賞：10、銅賞：16
2002	95	37	金賞：7、銀賞：14、銅賞：16
2003	86	35	金賞：6、銀賞：12、銅賞：17
2004	86	35	金賞：6、銀賞：12、銅賞：17
2005	66	13	金賞：2、銀賞：4、銅賞：7

年度	提出論文数	受賞論文数	受賞内訳
2006	69	7	金賞：1、銀賞：2、銅賞：4

二. 発明奨学生を選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進させるため、2003年に「発明奨学生」選抜事業を始め、2006年まで4回実施している。

発明奨学生は産業財産権の出願及び登録実績、学生発明大会の参加及び入賞実績、発明活動の実績などを総合評価し、選定される。

2003年度に481名の発明奨学生を選抜し、2006年には小学生60名、中学生60名、高校生100名、大学生100名の計320名の奨学生を選抜し、最高4百万ウォンの奨学金を支給した。

＜表IV-4-13＞発明奨学生を選抜現況

(単位：名)

区分	第1回 2003年	第2回 2004年	第3回 2005年	第4回 2006年
ソウル	119	97	92	70
釜山	23	30	16	14
大邱	12	2	2	0
仁川	18	10	7	7
光州	16	18	6	4
大田	26	33	28	67

区分	第1回 2003年	第2回 2004年	第3回 2005年	第4回 2006年
蔚山	0	12	0	3
京畿	136	69	63	87
江原	6	2	1	2
忠北	14	19	8	2
忠南	3	10	8	4
全北	7	1	2	0
全南	9	4	3	0
慶北	61	66	29	35
慶南	26	28	31	25
済州	5	10	4	0
総選抜人数	481	411	300	320

発明奨学生選抜事業は小学生から大学生までの、発明家になることを夢見る学生の発明意欲を向上し、第一線の学校に発明の雰囲気を広め、優秀発明学生の持続的な発明・研究活動の誘導に寄与してきた。

ホ. 学生発明行事の開催

1) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じ、学生の発明創意意欲を啓発し、発明を生活化することで、知識基盤社会の主役となる未来の発明家を発掘・養成することが目的である。

2006年に第19回大韓民国学生発明展示会は計4,492点の作品が出品され、2006年7月20日から7月24日まで韓国総合展示館（COEX）で443点展示された。同展示会の出品対象は小・中・高・大学生の発明及び考案品で、出願及び登録有無とは関係なく、受賞作品は書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

毎年展示会に出品された作品に対しては大統領賞及び国務総理賞など、個人賞と団体賞に分けて授賞しており、受賞作品に対しては韓国総合展示館及び地方展示会に展示され、受賞者には発明キャンプ、優秀指導教師には海外研修などの機会が与えられる。特に、高校在学の受賞学生には発明特技者選考で大学に進学できる機会が与えられる。

<表IV-4-14> 大韓民国学生発明展示会の開催現況

(単位：点)

年度	出品数	展示作品数	受賞作品数	展示会場
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1、259	339	89	発明奨励館
1993	1、149	346	106	発明奨励館
1994	1、338	227	106	発明奨励館
1995	1、501	180	106	発明奨励館
1996	1、720	184	106	発明奨励館
1997	1、871	211	106	発明奨励館
1998	1、873	257	108	COEX
1999	3、605	393	149	COEX
2000	5、715	495	151	COEX

年度	出品数	展示作品数	受賞作品数	展示会場
2001	4、143	419	186	COEX
2002	4、260	400	178	COEX
2003	4、137	423	182	COEX
2004	3、993	647	192	COEX
2005	4、617	541	205	COEX
2006	4、492	443	207	COEX

地方巡回展示会は奨励賞以上の受賞作品と歴代国務総理賞以上の受賞作を展示対象とし、2006年10月には木浦と浦港で開催された。また、奨励賞以上の受賞学生に対しては7月に2泊3日の発明キャンプを実施し、特に金賞以上の受賞学生の指導教師に対しては発明指導意欲鼓吹及び学生発明活性化のための雰囲気を広散させるため、海外研修を実施した。

2) 全国学生創意力オリンピック

全国学生創意力オリンピックは「人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同的な問題解決過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的とする。同大会は2002年から特許庁と三星電子が共同主催し、韓国学校発明協会の主管で開催され、2006年の大会は8月25日から26日までの2日間に渡り、韓国総合展示場（COEX）で開催された。

この大会の特徴は5～7名の学生が1チームとして参加し、事前に与えられた課題（長期課題）と大会現場で与えられる課題（現場課題）の解決過程で学生たちの創意性を評価する。

2006年度には「未来環境への探査旅行」、「ホイルの中への創意旅行」、「歴史の中へ

の「発明旅行」の3つの挑戦課題に205のチームが予選に参加し、93チームが本選に進出した。本選では挑戦課題及び現場課題解決過程の総合評価を通じ、51チームの優勝チームを選抜した。最優秀3チームに対しては国外文化探訪の機会が与えられた。

3) 全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン大会

発明想像画・キャラクター描写大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するためのものであり、現場で与えられたテーマに合う発明想像画及びキャラクターを直接描き、評価を受けることになる。

5月から7月まで全国的に市・道予選を行い、10月に本選を開催したが、2006年の市・道予選には23,042名の学生が参加し、本選大会には予選を通過した418名の学生が参加した。小学生を対象とする発明想像画部門には106名が参加し、48名が受賞した。小・中・高校生を対象とする発明キャラクター描き部門では245名が参加し、124名が受賞した。デザイン部門には67名が参加し、28名が受賞した。

へ. 大学生発明活動の活性化

特許庁では予備産業人員である大学生の知的財産創出及び活用能力を高めるため、大学発明同好会の活動を支援している。特に安定的な事業推進と学生の自発的な参加による発明活動を促進するため、全国45個の発明同好会から構成された全国大学発明同好会連合会を中心に様々な発明活動を支援している。大学生は全国大学発明同好会連合会を通じ、夏季発明キャンプ、発明同好会作品展、広報館運営などの活発な活動を行った。

同時に大学生の発明意欲を鼓吹し、研究開発を通じた優秀発明人材養成のため、第5回全国大学発明同好会コンテストが開催された。

同大会は2005年までは全国大学発明同好会コンテストとして進行されたが、2006年からは大韓民国学生発明展示会の大学部門と統合し、全国大学発明コンテストに大会

の名称を変更して開催された。個人及びチーム部門に分けて行われた2006年の大会には399個の作品が出品され、8月17日から8月19日まで天安の国立中央青少年修練院で本選に勝ち進んだ42個の作品の事例発表を通じて受賞作を選定した。国務総理賞と金賞受賞者（チーム）には海外研修の機会を付与し、銀賞以上の受賞作品に対しては事業化技術評価書の製作及び専門家の指導サービスを支援した。

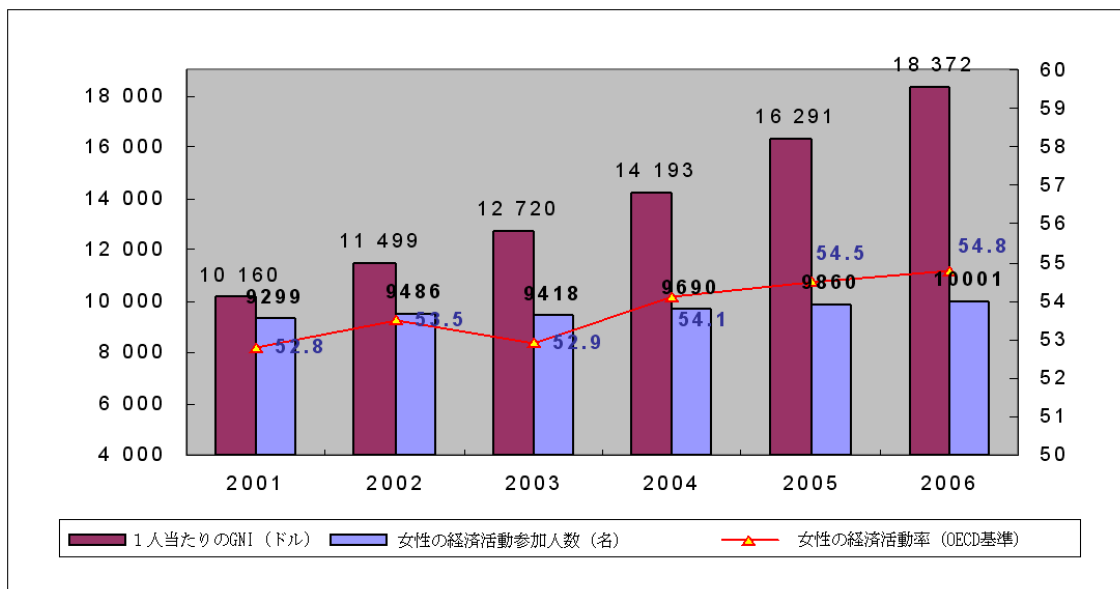
2. 女性発明活動の促進

産業財産政策局産業財産振興課施設事務官 キム・ヒョンピョ

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性の経済活動参加人口は増加し続け、2006年には1,000万名に到達した。また、女性の経済活動参加率も持続的に増加している。しかし、女性の経済活動参加率は54.8%と、OECD平均の60.8%より低い水準であり、増加率も韓国GNI増加に比べ低い方である。高度人材及び技術のみが先進外国との競争で生き残ることができるという現実の中、高齢化や出生率低下による人手不足は、動労市場の潜在力となっている女性人材を経済活動人口に転換しなければならない必要性を増大させる要因になっている。

※ 国別女性の経済活動参加率の比較（2006年）：韓国54.8%、OECD平均60.8%、米国69.3%、スウェーデン77.7%、日本61.3%

＜図IV-4-1＞ 1人当たりのGNI及び女性の経済活動参加率の変化（2001～2006）



※ 資料：統計庁、KOSIS DB

特許庁は2002年12月に女性の発明に対する創意力を開発し、優秀女性発明人材を養成するための政策をより効率的に樹立・推進するため、発明振興法を改正、女性発明活動奨励の根拠となる条項（第6条の2）を整備した。それ以降、女性を「知的財産権創出及び活用の軸」として養成するための様々な施策を樹立・推進している。

2003年には「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させた「女性発明コンテスト」を初めて開催し、2004年には女性の発明アイデアの具体化及び特許出願を手助けするため、「女性弁理諮問事業」を新規に推進した。

2006年には女性発明の底辺拡大や発明に対する関心誘発のため、「女性発明創意教室」を運営し、女子大生の発明や産業財産権に対する理解・認識を高めるため、「女子大生発明キャンプ」を開催した。2007年には優秀な女性発明アイデアを具体化し、技術開発促進や事業化支援のための「試作品製作支援事業」を推進するなど、女性の知的財産権向上、底辺拡大、創意的な女性発明人材の発掘及び事業化支援のための総

合的な対策を整備し、積極的に推進した。

その結果、2007年の女性による産業財産権の出願件数は18,879件に上り、2001年の11,462件に比べ64.7%増加した。内国民全体出願のうち、女性出願が占める比重も、2001年の5.3%から2007年には6.2%に増加した。

<表IV-4-15> 女性産業財産権の出願現況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
特許	1,285	1,356	1,581	1,884	2,235	2,932	3,519
実用新案	2,081	2,147	2,443	2,275	2,386	2,429	1,527
デザイン	2,159	2,153	2,228	2,342	3,167	5,911	4,561
商標	5,973	6,845	7,596	7,782	8,303	8,982	9,272
計	11,462 (22.1)	12,501 (9.1)	13,848 (10.8)	14,283 (3.1)	16,091 (18.3)	20,254 (25.8)	18,879 (△7)

注) () 内は前年対比の増加率

イ. 女性の知的財産権に関する認識向上及び底辺拡大のための努力

1) 全国巡回女性知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気を高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協調して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生のお母さん、女性教師などを対象とする「全国巡回女性知的財産権説明会」を2001年から開催している。

特許庁審査官、発明教育現場専門家、成功した女性発明家などを講師として構成し

て運営される同説明会は知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を行っている。この説明会は知的財産権に対する認識を向上し、底辺の拡大に大きく寄与している。2006年には地方自治体の女性教育機関と協調し、女性発明創意教室を新規に開設して体系的な女性発明の深化教育プログラムを追加運営した。56回に渡って開催された2007年度の説明会には4,700名余りの人が参加するなど、熱い関心が寄せられた。

2) 女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは女性に斬新な創意力を発揮する機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識向上によって発明の活性化を図るため、既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。このコンテストは発明内容を発表し、審査する方式で行われる。

2007年には学生部から102件、一般部から243件の計345件が出品された。この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、大賞（大統領賞）及び優秀賞（国務総理賞）各1件を含め、計61件に対してを賞を与えた。

3) 女性発明情報誌（月間「発明する人々」）の発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で2002年7月に創刊された月刊誌「発明する人々」も2007年に創刊5周年を迎えた。

「発明する人々」は発明マインドの向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国民的発明生活化運動の展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

ロ．創意的女性発明人材の発掘及び事業化支援

1) 女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性を利用して斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2007年には33件の応募作品の中、6件を選定し、発表会を開催した。この発表会では女性発明家が発明を行うようになった動機と研究開発過程、権利化過程及び事業化過程など、現場で経験した貴重な話が聞けた。これにより、女性が生活の中で容易にアイデアを開発し、それをどのように権利化して事業化に成功させるかのノウハウ（Know-how）を教わる良い機会となった。

2) 女性発明品博覧会の開催

女性企業の優秀発明品を発掘・展示することで、女性の発明活動に対する動機の付与及び優秀製品販売ルート開拓ができる。優秀特許技術の事業化を支援するため、2001年から毎年COEX展示館にて女性発明品博覧会を開催している。

特に、2005年からアジア地域の女性発明家の発明品も一緒に展示することで、国際的な発明情報交流機会を提供している。

2007年の女性発明品博覧会には国内の78社の企業、海外の10社の企業など、計88社の企業が参加した中で成功裏に開催され、女性発明家に対し、苦勞して作った発明品を広く広報・販売できる機会を提供した。同時に、観覧客には展示された発明品の観覧を通じて、発明に対する興味を誘発し、自ら発明に参加する動機を付与する機会となった。

3) 女性弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願を手助けするため、産業財産権の無料弁理相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連各種諮問、特許出願時の弁理費用の割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。

2007年には無料弁理相談が114件、弁理費用が割引になる出願代行が49件などの実績を記録した。

4) 試作品製作支援事業

女性の発明意欲鼓吹、技術開発促進及び発明アイデアの事業化支援のため、優秀な女性発明アイデアの試作品製作支援を2007年から実施している。産業財産権として登録されない特許、実用新案、デザインの範疇に属するアイデアを対象に、試作品を通じて具体化できるよう支援した。2007年には84件の申請の中から40件選定し、32件に対して支援を行った。

3. 大学生デザイン権利化支援事業

商標デザイン審査局商標デザイン審査政策課行政事務官 ユン・ネハン

イ. 推進背景

2007年国内にはデザイン関連学科が320余りの大学に開設され、27万名の学生が在学しており、毎年3万名余りの卒業生を輩出している。しかし、知的財産権及びデザイン保護制度に対する教育課程がなく、それに対する認識が低いため、創作性の高いデザインに対し、法的保護を受けられずにいる。

特許庁は2005年10月から大学生のデザインがデザイン権として保護を受けられるよう「大学生デザインの権利化支援事業」を計画・推進している。この事業は全国のデ

デザイン専攻の大学生及び産業現場のデザイナーにデザイン保護制度教育を通じ、デザイン権に対する認識を向上すると共に、学校と産業現場で創作したデザインがデザイン権として保護を受けられるように指導・奨励することで、デザイン出願の増加とデザイン産業発展に寄与することに意義がある。

更に、2006年にはデザインの創作意欲を高め、デザイン権の保護を強化するために、「大学生デザイン公募展 (Design & Right 2006)」を開催した。また、大学生だけでなく、企業で働いているデザイン関連役・職員にも教育が受けられるよう事業を拡大・推進した。

このような大学生デザインの権利化支援事業の結果により、大学生のデザイン登録出願件数が2004年の241件から2007年には1,367件に467%増加した。

＜表IV-4-16＞大学生のデザイン登録出願件数

年度	2004	2005	2006	2007
デザイン登録出願件数	241	588	1,530	1,367

ロ. デザイン権利化支援事業

特許庁ではデザイナーの卵と現場のデザイナーに知的財産権及びデザイン保護法に対して紹介し、電子出願の要領と図面の作成方法を熟知させ、自分のデザインがデザイン保護法による保護を受けられるようにした。特に、デザイン権として認識されていなかったキャラクター、GUIなどの画像デザイン、CI、BIデザインと字体デザインなどにもデザイン権が付与される可能性があることを関連学科、団体及び企業に積極的に広報し、教育を実施した。

※GUI (Graphic User Interface) 、CI (Corporate Identity) 、BI (Brand Identity)

デザイン権利化支援事業は特許庁のデザイン審査官が学校と企業を訪問し、各学校と企業の特徴に合う教育を行う事業であり、2007年には弘益大と三星電子をはじめとする44の機関で、計2,360名に教育を実施した。



▲2007年度大学生デザイン権利化の説明会（9月、弘益大学デザイン学科）

ハ. 大学生デザイン公募展 (Design & Right 2007)

大学生デザイン公募展は大学生の創作意欲とデザイン権に対する認識を高め、斬新なアイデアを持つデザイナーを発掘するため、「2007商標ーデザイン展」の一環としてソウル貿易展示場 (COEX) 太平洋館で2007年8月2日 (木) ～8月5日 (日) までの間に開催された。

産業デザイン、視覚・包装・ファッションデザイン及び字体デザイン分野に分けて公募したデザイン公募展には、34大学の大学生及び大学院生の作品128点を受け付けた。1次パネル審査、2次特許庁審査官による審査及び最終模型審査を経て40点を選定・展示した。審査には学生のデザイン展開能力だけでなく、特許庁のデザイン出願登録を基本条件としており、学生に法的な手続きを体験させ、デザイン権利に対する関心を誘導した。



▲2007年度大学生デザイン公募展大賞作「韓方薬湯加湿器」

第3節 弁理士試験の合理的な運営

産業財産政策局産業財産人力課行政事務官 キム・ヒョンソク

1. 2007年度弁理士試験の実施

イ. 弁理士試験の概要

弁理士試験は弁理士法第4条の2及び同法施行令第2条の規定に基づき、特許庁長が毎年1回、1・2次試験に区分して施行している。

1次試験は産業財産権法、民法概論、自然科学概論に対する多肢選択型試験であり、2007年3月4日にソウルと大田で施行された。2次試験は特許法、商標法、民事訴訟法及び選択科目一つに対する記述式の試験であり、8月8日、9日の両日にソウルで施行された。

ロ. 施行現況

<表IV-4-17> 弁理士試験の施行現況

区分	日時	備考
願書受付	1. 3 (水) ~ 12 (金)	5,039名
1次試験	3. 4 (日)	3,058名受験
1次合格者発表	5. 11 (金)	606名 (同点者を含む)
2次試験	8. 8 (水) ~ 8 (木)	1,441名受験
2次合格者発表	12. 7 (金)	202名

* 1次試験：ソウル4校、大田1校

2次試験：ソウル淑明女子大学

2007年度弁理士2次試験の受験者全体平均点数は46.29点であり、前年の49.24点より2.95点低くなった。合格点数は前年の60.000点より1.09点低い58.91点であった。

最終合格者の選考別分布を調べてみると、機械・電気・化学などの理工系が全体の99%の200名、人文社会系が1%の2名であった。女性の合格者数は52名（25.7%）であり、前年の57名（25.3%）より0.4%増加し、女性の進出が活発になっている。このことは、高度女性人材が21世紀知識基盤社会の代表的な専門職である弁理士を目指しているからである。

※ 合格者決定方法

1次試験：すべての科目が40点以上、全科目の平均が60点以上の高得点者の順に2次試験最小合格人数の3倍を合格者とする。

2次試験：すべての科目が40点以上、全科目の平均が60点以上の得点者

（但し、上記得点者が最小合格人数に満たない場合にはすべての科目で40点以上の得点者の中から、全科目平均得点が高い順に合格者とする（同点の場合はすべて合格とする））

2. 受験生の便宜などのための制度改善の推進

イ. 弁理士試験専用ホームページの運用及び100%インターネット願書受付

2003年に弁理士試験専用ホームページ(<http://pt.uway.com/>)を開設し、主管機関、試験紹介、告示事項、資料室などのメニューで、受験生により多くの情報をリアルタイムに提供した。また、受験生の質疑・回答コーナーやサイバー就職情報センターなど、受験生のためのスペースやコンテンツ拡充に努力した。願書受付も専用ホームページで100%オンライン化された。

しかし、2008年からの国家資格統合管理に伴い、弁理士試験の管理業務が産業人力公団に委託されたことにより、約5年間に渡って運用した弁理士試験の専用ホームページは閉鎖されることになった。

ロ. 1次試験の仮採点制度

特許庁では試験実施後、合格者発表までに2ヶ月の時間的空白があり、受験生が進路決定及び受験準備に苦勞を感じている点と一部私設塾で予想合格点などの不正確な予測値を提供し、受験生に混乱をもたらす点などを考慮し、受験生の意見を反映して1次試験後2～3週以内に予想合格点と本人の予想得点を予測する「仮採点制度」を実施した。

仮採点は全体答案紙をOMR判読器で採点し、採点の正確度を判断するため、答案紙の一部を標本抽出し、手作業で対照するなどの手続きによって行われた。受験生本人は予想合格点数、予想合格人員、本人の予想得点を弁理士試験ホームページから確認できる。これは試験後に受験生が最も必要とする情報を逸早く提供するという点で、受験生から非常に高い評価を得ており、考試新聞などのメディアで試験制度の革新事例として頻繁に報道された。参考に、2007年度1次試験に対する仮採点結果は3月20日に発表された。

ハ. 放送による試験進行及び2次試験の民間委託管理

1) 放送による試験進行

弁理士1次試験の場合、ソウルと大田の様々な試験会場で分散して実施されるため、各試験会場別に受験生注意事項と試験開始及び終了など、試験進行において多少の差が発生する可能性があり、試験の公正な運営に対する負担になる可能性があった。

このような問題を解決するため、2003年度に試験的に適用して以来、放送による試

験を進行することになった。すなわち、試験会場別に放送専担者を指定し、既に放送シナリオを録音して製作したテープを試験会場の放送室を通じて一括案内し、受験生に同一時間に同一内容の案内事項が伝達できるようにすることで試験の公正性を高めると同時に試験監督官の不注意による案内事項漏れを予防することができた。1次試験における導入の成功を基にして、2次試験においても放送によって試験を進行し、今後にも持続的に発展させていく計画である。

2) 試験運営の民間委託管理

これまでに弁理士試験執行のため、特許庁職員を試験監督官や学校責任者などに選定し、運営してきたが、試験管理に対する専門性及び経験不足が試験管理の負担となってきた。また、選定される職員にも心理的負担感として作用していた。これを受け、2004年度1・2次試験では試験管理専門の民間機関であるトイック委員会に試験管理を委託して実施した。

相対的に受験者数が少ない2次試験に試験的に適用後、その評価結果を土台に1次試験にまで拡大するという方針の下、2003年度2次試験に適用した結果、受験生と試験管理担当部署全てから良い評価を受け、2004年からは1・2次試験全てに適用し、受験生に対する顧客サービスとして努力した。

二. 2次試験答案用紙様式の改善

2006年まで使用された弁理士2次試験の答案用紙は10面（5枚）の冊子形態で製作されていたが、試験時間と出題方法、答案構成に所要される時間などを考慮すると、改善が必要である。弁理士試験は事例問題を中心に出题され、問題を把握し、答案体系を構成して作成しなければならないが、10面をすべて作成するにはかなりの時間が所用されるため、受験生の実力を効果的に測定できないという問題点があった。

このため、特許庁では弁理士2次試験の答案用紙を計8面（2枚）の形態に改善し、受験者が出題形式に合わせ、A、B間に対してそれぞれ1枚ずつ作成し、答案用紙全

体の分量を合理的に調節できるようにした。このように、受験者が単純に大量の答案を作成するよりは、答案の内容と構成に集中できるように誘導し、2次試験で要求される高度の思考力と論述力及び該当項目に対する知識を詳しく検証できるようになった。

3. 受験環境の変化などの対応

イ. 試験環境などの変化

2000年に改正された弁理士法により、特許業務経験者、すなわち5級以上の公務員であり、5年以上特許庁で勤務している者の受験が2006年から始まることになった。これにより、選抜方法の客観性を確保するため、2005年12月に弁理士法施行令を改正し、選抜方式、試験合格の基準など、関連内容の根拠規定を明示した。

また、弁理士試験は理工系の代表的な試験というイメージがあるため、市場が望む様々な専門分野の弁理士を育成することを目的として31の選択科目を採択してきた。しかし、選択科目間の点数偏差が生じ、不必要な平衡性論難誘発と請願、訴訟の増加要因化するなど、試験制度の内在的問題が存在するため、これに円満に対応する必要がある。そのため、特許庁は2008年から弁理士の2次試験の選択科目を19に縮小して施行する計画である。

一方、弁理業務の国際化傾向に伴い、弁理士1次試験の民間英語能力検定試験の基準点数を引き上げた。また、民間英語能力検定制度の変化に対応し、TOEFL IBTに対する基準点数を追加した。このように変更された英語能力検定試験の基準点数は2008年の弁理士試験から適用される予定である。

ロ. 国家資格の統合管理に伴う弁理士試験管理業務の委託

2006年から国家資格試験管理の効率性を高めるため、国家資格試験の統合管理が推

進され、弁理士試験をはじめ、多数の国家資格試験の管理業務が韓国産業人力公団に移管された。これに関し、2007年12月に行政権限の委任及び委託に関する規定が改正され、弁理士試験移管の根拠が整備され、2008年の第45回弁理士試験からは韓国産業人力公団が管理する予定である。

移管される試験管理業務の対象は、出題、試験の施行、採点などであり、試験制度をはじめ、弁理士制度、政策業務、資格証発給及び登録業務などは今後も特許庁が担当する予定である。韓国産業人力公団では弁理士試験のための別途のホームページを運営する予定であり、それに関する作業を行っている。弁理士試験のホームページが構築されるまでは既存の韓国産業人力公団のホームページ (<http://www.Q-net.or.kr>) で願書受付や合格者発表などのサービスを提供する予定である。

ハ．環境変化及び問題解決のための代案模索

これまで弁理士試験の効率的な運営のために努力し、試験の環境変化などの柔軟に対応できるための制度改善を推進してきた。

試験制度の合理的な改善は、具体的な事案毎に受験生などの関係者の利害が対立する可能性があるため、事前に受験生に対するアンケート調査や関連専門家の諮問などの十分な準備過程を経て進行すべき事項である。特許庁では効率的で合理的な試験が運営できるよう努め、優秀な人材が弁理士として選抜できるようにする予定である。

第5編 知的財産権の活用促進

第1章 特許技術の事業化促進

第2章 特許技術取引・移転の活性化

第1章 特許技術の事業化促進

第1節 特許技術事業化資金支援の拡大

1. 特許技術事業化協議会による事業化支援

産業財産政策局産業財産振興課施設事務官 キム・ヒョンピョ

21世紀の知識基盤経済時代において、技術力中心の産業構造改編や国家競争力の向上を図るためには、特許などの知的財産権を確保できる主要技術を活用し、世界市場を先導しなければならない。2005年、現代リサーチ研究所に依頼し、2,942名の特許権者を対象に実施したアンケートの結果によると、特許技術のうち、事業化の可能性がある技術は36.98%に過ぎず、事業化に成功した比率は49.2%であった。特許技術の事業化を妨げる主な障害要因としては、事業化資金の不足が52%と最も多く指摘され、マーケティング・営業能力の不足が26%、偽造・模倣商品が7%指摘された。

特許庁ではこのような特許技術事業化の支援需要に応えるため、1999年11月に政府レベルの支援体制である「特許技術事業化協議会」を構成し、優秀特許技術の事業化を促進するための資金支援を強化してきた。産業資源部や中小企業庁などの8つの政府機関と、10の関連機関が参加する同協議会では、特許の創出や事業化の段階で技術・デザインの開発、創業支援、施設・運転資金などの支援を行っている。

2007年、特許技術事業化協議会では1,100億ウォンの融資、829.2億ウォンの出捐、1,156.5億ウォンの投資、500億ウォンの補助／保証など、計3,733.8億ウォンの支援計画を樹立し、その103%に当たる3,848.5億ウォンの支援を行った。昨年（2006年）の支援実績の1,927億ウォンに比べ、約37%増加した。

＜表 V-1-1＞2007年の特許技術事業化資金及び支援条件

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件
融資 (1,110億ウォン)	産業技術開発資金のうち、特許課題 (90億ウォン、産業資源部・韓国発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> 登録または出願中の特許・実用新案保有企業の特許技術実用化に要する費用を支援 (最大30億ウォン) 年4.75% (変動金利)、3年据え置き5年分割返済
	開発技術化事業資金 (350億ウォン、中小企業庁・中小企業振興公団)	<ul style="list-style-type: none"> 技術性・事業性が優秀な中小企業の開発技術及び移転技術の事業化・商品化を支援 (1企業当たり10億ウォン、運転資金は3億ウォン) 年4.75% (変動金利)、2年据え置き5年分割返済
	中小・ベンチャー創業資金 (570億ウォン、中小企業庁・中小企業振興公団)	<ul style="list-style-type: none"> 創業及び創業初期の企業経営に所要される運転及び施設資金を支援 (最大20億ウォン、運転資金は最大5億ウォン) 年4.75% (変動金利)、貸出金利は企業信用度及び担保の種類によって異なる。
	特許権担保融資事業 (100億ウォン、特許庁・韓国産業銀行)	<ul style="list-style-type: none"> 特許技術価値評価による事業化資金を支援 融資限度：技術価値評価金額以内
出捐 (846.2億ウォン)	産業革新技术開発事業、中短期主要技術開発事業 (42億ウォン、産業資源部・産業技術評価院)	<ul style="list-style-type: none"> 主要戦略技術、世界一流化商品技術のうち、主管機関の希望課題 (年間3億ウォン以内、2～3年間、技術料徴収)
	新技術創業育成 (TBI) 事業 (80億ウォン、産業資源部・技術取引所)	<ul style="list-style-type: none"> 新製品開発など、新技術事業化の所要資金を支援 (75%範囲内、最高1億ウォン (SWは6

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件
		千万ウォン以内)、無担保利子、1年間)
	中小企業技術革新開発事業 (70億ウォン、中小企業庁・発明振興会)	・特許技術に基づき、1年以内に開発完了が可能な新製品の開発費を支援 (75%範囲内、最高1億ウォン、無担保無利子、成功課題20%技術料)
	中小企業移転技術開発事業 (92億ウォン、中小企業庁・中小企業技術情報振興院)	・国内外大学、研究機関などが開発した技術を中小企業が移転を受け、実用化する際に所要される追加技術開発資金を支援 (75%範囲内、最高1億ウォン、無担保無利子、成功課題20%技術料)
	農林技術開発事業のうち、一般課題 (80億ウォン、農林部・農林技術管理センター)	・農林業関連中小企業の技術開発資金を支援 (75%範囲内、最高10億ウォン、無担保無利子)
	特定水産技術開発事業 (56.5億ウォン、海洋水産部・海洋水産開発院)	・水産業の育成発展に寄与可能な先端技術開発課題の研究開発資金を支援 (50~90%範囲内、3~10億ウォン、無担保無利子)
	海洋水産中小ベンチャー技術開発事業 (15億ウォン、海洋水産部)	・海洋水産関連産業の育成発展に寄与可能な技術開発資金を支援 (75%範囲内、2億ウォン以内、無担保無利子、成功課題50%技術料)
	新技術投入現場適用課題 (5.5億ウォン、農村振興庁)	・農・畜産物の付加価値を高められる技術開発資金を支援 (100%、無担保無利子)
	林業特定研究開発事業 (85億ウォン、山林庁)	・林業分野の新技術開発及び開発技術の実用化研究支援

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件
		(100%、1億ウォン以内、無担保無利子)
	事業化連携技術開発支援事業(110億ウォン、産業資源部・技術取引所)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業化の企画段階から法人の設立、製品開発、生産、マーケティングに至るまでの技術事業化全体過程を連携支援 －事業企画：6ヶ月以内、5千万ウォン －商品化開発：2年以内、10億ウォン
	特許経費支援事業(30億ウォン、産業資源部・産業技術振興協会)	<ul style="list-style-type: none"> ・出捐(研)、国公立(研)、大学などが発掘した優秀研究成果の権利化費用を支援 －国内外基準経費以内で実経費を支援
	技術事業化研究開発事業(130.2億ウォン、科学技術部・大徳特区本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・大徳特区内事業化対象課題の発掘支援により、研究成果の事業化支援 －事業化開発資金、5億ウォン、1年6ヶ月、75%支援
	世界一流商品のデザイン開発事業(10億ウォン、産業資源部・デザイン振興院)	<ul style="list-style-type: none"> ・産業資源部が認証した世界一流商品の生産企業 －開発費の2/3、1億ウォン、1年
	未来有望商品のデザイン開発事業(23億ウォン、産業資源部・デザイン振興院)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術標準院が選定したNEP認証及び10大次世代成長動力の産業品目 －開発費の2/3、1億ウォン、1年
	新技術デザイン開発事業(30億ウォン、産業資源部・デザイン振興院)	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁が支援した技術開発成功課題に対し、デザイン技術開発を支援 (75%範囲内、最高5千万ウォン、無担保無利子)
補助 (108.1億ウォン)	特許技術評価支援事業(56.8億ウォン、特許庁・発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術の技術性・事業性評価手数料を支援 (9%国庫支援、年間最高5千万ウォン(1件当たり最高3千万ウォン))

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件
	優秀発明試作品製作支援事業 (32.3億ウォン、特許庁・発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術取引及び製品量産前の市場調査のための試作品製作を支援 (70%~100%国庫支援、最高5千万ウォン)
	特許技術常設広場、シミュレーション製作支援事業 (4億ウォン、特許庁・発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術取引促進のためのシミュレーション製作支援及び展示 (無料) — IP-Mart登録技術の中から選定
	海外出願費用支援事業 (15億ウォン、特許庁・発明振興会)	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、中小企業、大学、研究機関の優秀特許技術の権利獲得のための海外出願費用を補助
投資 (1,156.5億ウォン)	特許技術事業化投資組合 (56.5億ウォン、特許庁・技術保証キャピタル)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術に基づき、世界最高の競争力を保有する可能性のある特許企業の発掘・投資
	中小企業投資母体組合 (300億ウォン、中小企業庁・ベンチャー投資(株))	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術に基づき、世界最高の競争力を保有する可能性のある特許企業の発掘・投資
	技術事業化投資事業 (500億ウォン、特許庁・産業銀行)	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術事業に精通したベンチャーキャピタルへの安定的な出資を通じ、ベンチャー投資市場に持続的な投資財源を供給
	保証連携投資 (100億ウォン、技術保証基金)	<ul style="list-style-type: none"> ・設立5年以内で投資妥当性認定企業 — (一般) 10億ウォン~ (特別) 70億ウォンが限度
その他 (保証) (500億)	特許技術価値評価保証 (400億ウォン、技術保証基金)	<ul style="list-style-type: none"> ・特許技術価値評価金額の範囲内で特許権を担保に保証・支援
	技術移転保証制度 (100億ウォン、)	<ul style="list-style-type: none"> ・技術導入段階から事業化までの技術移転

区分	資金名 (支援資金及び資金運営主体)	支援条件
ウォン)	技術保証基金)	資金を保証・支援

＜表V-1-2＞特許技術事業化協議会による支援実績

年度	支援内訳	備考
2000	支援計画377億ウォンの73%である277億ウォン支援	
2001	支援計画506億ウォンの110%である559億ウォン支援	
2002	支援計画1,039億ウォンの105%である1,135億ウォン支援	
2003	支援計画1,471億ウォンの121.5%である1,788億ウォン支援	
2004	支援計画1,831億ウォンの97.4%である1,783億ウォン支援	
2005	支援計画2,342億ウォンの82%である1,927億ウォン支援	
2006	支援計画3,089億ウォンの85%である2,639億ウォン支援	
2007	支援計画3,734億ウォンの103%である3,848億ウォン支援	

2. 特許技術金融支援プログラムの拡大

産業財産政策局産業財産振興課行政事務官 イ・ジュヒョン

特許事業化の実態調査によると、毎年特許事業化における最大の苦勞事項として挙げられるのは資金の不足である。しかし、特許庁は特別会計という会計構造上の問題点を抱えており、直接企業に事業資金を支援できるほどの予算を確保・運営できない。そのため、特許権者から資金支援の請願が絶えないのが実情である。

特に、個人や中小企業の特許権者は債務を多く抱えており、物的担保または信用で資金支援を受けることが非常に難しい状況であった。それを解決するためには、技術力を担保とする資金支援プログラムが必要であったが、そのような要求があったにも

かかわらず、技術担保の危険性により、2005年まで金融機関では技術担保による資金支援を運営できずにいた。

特許庁は1996年から運営している特許技術の価値評価事業の経験を元に、該当技術の事業性を正確に評価できれば、技術を担保として資金を支援することがそれほど難しいことではないと考え、金融機関に特許担保事業の導入を2000年から打診してきた。しかし、評価結果の信頼度やIMFのため、保守的に資金を運営していた金融機関はすぐに特許担保事業を導入することができなかった。

このような協議過程を通じ、一般金融機関が特許担保事業を導入するには相当な時間がかかると判断し、技術の評価能力を持っている金融機関である産業銀行と、特許担保事業の導入について集中的な議論を繰り返してきた。何故なら、金融機関が自ら危険を冒してまで支援を行うためには、自己判断による決定が必要であり、技術の評価能力を保有している産業銀行なら、技術力の判断を自ら行い、資金支援の決定を下すことができるからである。

本交渉戦略は技術革新型中小企業の育成が必要であるという時代のニーズに合っていたため、期待通りの成果が挙げられた。すなわち、産業銀行がベンチャー企業の支援対策の一環として特許担保事業の導入を検討し始め、2005年2月には特許庁との業務協約を結び、特許技術の価値評価による特許担保付き事業資金支援プログラムを実施するようになった。

特許担保事業は産業銀行が技術の価値評価を遂行し、その価値評価金額以内で事業資金を支援する。特許庁が評価に要する費用を支援しているため、財務構造が劣悪である優秀特許保有企業（ベンチャー企業）が技術の価値評価によって、事業資金を調達できるようになった。

産業銀行の特許担保事業の運営成果は、同一形態の協力事業が技術信用保証基金に拡大されるきっかけとなった。技術信用保証基金は2005年12月に特許庁と協約を締結し、産業銀行より支援対象を拡大した「特許技術の価値評価保証」制度を運営するこ

とにした。

特許技術の価値評価保証制度は、産業銀行に比べて支援対象を「特許権保有企業」に拡大し、産業銀行の場合と同様に技術信用保証基金が特許技術の価値評価を行い、価値評価金額以内で10億ウォンを限度に保証の支援を行っている。特許庁は評価に要する費用を支援する。

＜表V-1-3＞特許担保ローン支援プログラムの種類

区分		特許担保事業	特許技術価値評価保証事業
支援対象		登録特許保有の中小・ベンチャー企業（売上実績）	登録特許保有の中小企業（個人事業者、法人）
支援内容	事業資金	価値評価金額以内	価値評価金額以内、10億ウォン限度
	評価費用	500万ウォン（自費負担は200万ウォン以内）	500万ウォン（自費負担は50万ウォン）
申込・受付 資金支援機関		産業銀行	技術保証基金
技術評価機関		産業銀行	技術保証基金

特許担保事業は2006年5月に民間の4つの銀行にも拡大・導入された。その後、民間の4つの銀行による特許担保事業は、産業資源部と共同で推進された。同事業は革新型中小企業の技術金融支援事業という事業名で推進中であり、オンラインサイト（<http://www.tf.or.kr/>）で申込や受付を行っている。

＜表V-1-4＞特許担保ローンの実績

区分	産業銀行 (協約：2005年2月 4日)			技術保証基金 (協約：2005年12月 26日)			民間銀行 (協約：2006年5月 24日)			計		
	申込	支援	貸出額	申込	支援	保証額	申込	支援	貸出額	申込	支援	金額
2005	69	25	8,630	—	—	—	—	—	—	69	25	8,630
2006	7	9	13,667	132	121	28,930	233	15	9,790	372	145	52,387
2007	5	—	—	289	264	40,946	284	141	35,613	578	405	76,559

3. 試作品製作支援による事業化支援

産業財産政策局産業財産振興課事務官 パク・ソンヨン

優秀発明の試作品製作支援事業とは、内国民の個人や中小企業が保有した特許・実用新案・デザインとして登録された権利を対象に、事業化の可能性、事業の成長性、輸出の有望性、商品の市場性、技術の革新性や優秀性（特許・実用新案の場合）、デザインの審美性や優秀性（デザインの場合）、国家産業への波及効果、CEOの事業化推進意志や事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品を製作する際に要する費用を、国庫から支援する制度である。

支援の申し込みは毎年の1月中（1月1日～1月30日）に受けており、支援金額は1件当たり5,000万ウォン以内（超過分は本人負担）である。学生及び経済的に余裕のない発明家は試作品の製作費の全額を支援し、個人発明者や中小企業は審議委員会の審議結果により、70%から80%の範囲内で支援する。

発明振興法第35条により、評価機関の評価の結果、優秀な発明、職務発明補償制度

を実施する企業の発明、特許技術賞など、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した発明、海外出願費用の補助金支援を受けた発明、申込者が障害者または女性である場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化支援を受けた発明である場合には、選定審査の際に優待している。

試作品製作費の支給は、試作品制作の契約直後に手付金として契約金の20%から30%を支給し、試作品の製作が完了すると、試作品の検収を行った後に、残りの製作費用を清算して試作品の製作者に支給する。申し込みに関しては韓国発明振興会発明振興事業化チーム（02-3459-2844）に問合せのこと。

今後も特許技術活用促進のため、試作品の製作支援はもちろん、「特許技術事業化協議会」の支援機関と連携し、1年から3年までの一定期間の間に事業化資金や販売ルートの開拓などの支援を推進している。

<表V-1-5>過去5年間の試作品製作支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分		2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
予算（直接事業費）		600	700	700	1,097	1,480	3,145	3,006
申込件数		237	249	223	272	270	442	673
支援 内訳	件数	39	35	40	55	79	165	135
	金額	589	669	668	1,064	1,463	3,140	3,005
事業化数		28	25	27	37	53	113	—
事業化率（%）		71.8	71.4	67.5	69.1	67.1	68.5	—

注) 予算額は年度別全体予算から人件費や付帯経費などを除いた直接事業費である。

注) 事業化数（比率）は3年間累積調査した数値であり、2007年は支援した翌年の10月に調査を実施した。

第2節 特許技術製品の販売ルート支援強化

1. 特許製品の電子商取引システムの運営

産業財産政策局産業財産振興課工業事務官 イ・ウリ

特許製品の電子商取引システム（e-marketplace）は、特許・実用新案・デザインとして登録された優秀な特許製品をオンライン上で取引できる電子商取引インフラである。

バイインベンション（<http://www.buyinvention.com/>）と命名されたこのシステムは、韓国発明振興会が構築や運営を担当しており、技術力はあるが資本やマーケティング能力が不足した個人や中小企業の特許商品の販売ルートの開拓及び流通促進を支援するための公式の事業である。

本システムは2004年10月に本格的なオンライン取引サービスを開始し、特許庁は研究開発による発明とその発明の権利化、特許発明の事業化及び特許製品の販売による利益実現を通じ、再び研究開発投資が行えるようにする全体的な発明支援体制を構築した。

本システムの入店企業の資格は、特許（実用新案を含む）技術を保有（権利者または実施権者）し、該当技術の商品化によって国内への製品の供給ができる中小企業、個人、団体及び組合である。入店商品の要件は、国内企業が保有している供給可能な特許製品のうち、B2BまたはB2C電子取引に適切な物品である。入店の選定は、本システムを直接運営しているカテゴリ別のMDで構成された内部品質評価会が、技術性、商品性、品質の保証性、物品の調達性及び事業の推進度などを総合的に考慮して決定する。

2003年には9億5千万ウォン、2004年には12億3千万ウォン、2005年には9億2千万ウォン、2006年には4億ウォン、2007年には3億6千万ウォン（38億6千万ウォン）

の予算が投入されたこの事業は、発明特許品の取引を活性化するため、販売商品として発明特許品の他にもアイデア優秀商品、優秀デザイン商品、新技術認証商品などを取り扱っている。また、顧客との関係強化や顧客満足サービスの提供のため、特許商品のe-カタログDBの拡充や365日顧客相談コーナーの開設を行い、発明特許品に対する顧客の不満に迅速に対処している。また、既存の流通チャンネルや販売ネットワークを活用し、発明特許品の販売ルートの拡大を支援している。

2007年には発明特許品の取引を活性化するため、22,000点以上の入店商品と、51,581名を確保し、収益は70.4億ウォンであった。発明特許品の過去の売り上げは、2004年には0.5億ウォン、2005年には52.2億ウォン、2006年には63.1億ウォンであった。また、調達庁、中小企業流通センター、(株)オークション、(株)GSホームショッピング、エーアールディホールディングス(株)など、既存の流通チャンネルと協力し、発明特許品の販売ルートを拡大した。また、モバイル商取引(M-Commerce)や企業内部モール(B2E)などの新規ビジネスモデルを開発・運営し、発明特許品の流通インフラを強化した。

<表V-1-6>特許製品の電子商取引システムの運営実績

区分	会員現況	入店商品	取引件数	売上額
2003	—	500店	—	—
2004	3,580名	1,500店	133件	0.5億ウォン
2005	38,102名	1,751店	907件	52.2億ウォン
2006	45,401名	11,067店	2,230件	63.1億ウォン
2007	51,581名	22,048店	10,701件	70.4億ウォン

* 会員現況、入店商品数は累計値である。

2. 優先購買の推薦

産業財産政策局産業財産振興課工業事務官 イ・ウリ

イ. 中小企業の優秀特許技術に対する優先購買推薦の支援

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対する優先購買の支援を行い、技術開発投資資金の早期回収や適正利潤の確保を支援している。具体的には、発明振興法第39条の規定に基づき、国家機関、地方自治体、国家または地方自治体が投資・出捐する機関及びその傘下機関などを対象に、発明振興会によって選定された特許技術製品の優先購買推薦事業を施行している。

優先購買の推薦対象を選定するための審査基準としては、品質の優秀性（既存製品との性能比較）、購買の効果性（輸入の代替効果や能率の向上など）、製品の経済性（予算の節約や経費の節減など）、購買対象機関の適格性、その他製品の生産・供給能力などを用いている。同事業の運営実績は次の通りである。

<表V-1-7> 優秀発明品の優先購買推薦実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
申込件数	18	15	45	15	19	13	44	32	59	67
推薦件数	17	14	44	15	18	13	44	27	52	59
購買発生*	7	3	13	5	7	2	8	6	11	—
納品金額*	3,087	56	8,389	499	3,972	1,848	2,093	7,333	5,252	—

* 2007年の購買発生件数及び納品金額は2008年6月に調査（予定）

第2章 特許技術取引・移転の活性化

第1節 特許技術価値の評価基盤の構築

産業財産政策局産業財産振興課行政事務官 イ・ジュヒョン

1. 特許技術価値の評価手数料の支援

特許技術の経済的価値に対する客観的な評価は、特許技術の事業化及び技術取引ための基礎資料であり、特許技術を財産価値として判断する基本要件となる。

特許庁が2005年10月に現代リサーチ研究所に依頼して行った特許事業化に対する実態調査の報告書によると、登録された特許の事業化率は33.2%であり、事業化に成功した比率は18.4%であった。

事業化できないような優秀な特許技術を開発するために投資された費用、人材、時間などは、発明家と国の両方にとって大きな損失である。そのため、特許庁は個人、中小企業及び公共研究機関などを対象に、特許技術の評価手数料を支援する事業をはじめ、発明の評価機関指定や発明の特許技術評価教育プログラムの運営など、特許技術の客観的な経済価値評価のための枠組みを整備した。これにより、特許技術の事業化率を高め、技術取引の活性化が期待される。

特許技術の評価は、大きく事業性評価や技術性評価に区分できる。市場で価値がある技術か否かについては事業性評価によって、特許技術が優秀であるか否かは技術性評価によってそれぞれ判断し、技術の需要者と供給者間の取引を促す。また、技術の価値評価は、無体財産権である特許権を、有体財産権である現金の流動的な価値への変換を可能にする。

評価費用の支援事業は、発明振興法第30条規定に基づき、個人、中小企業及び公共

研究機関などが保有した特許技術に対し、技術性評価または事業性評価に要する評価手数料の80%まで、3千万ウォンの範囲内で、1人当たり5千万ウォンを限度に支援を行っている。

申し込みの対象は、内国民で申込日に特許法や実用新案法によって登録された権利者やその承継者及び専用実施権者の個人または中小企業と、技術移転促進法第2条第5号と第7条による公共研究機関または技術取引機関である。補助金の支給は、補助金の申し込み→予備決定→評価→最終決定→補助金支給の順に行われる。

特許技術の評価結果は発明の事業化の前段階であり、発明品の技術性や事業性を判断し、特許技術事業化斡旋センターによる権利譲渡、実施権の許諾、合作投資などの斡旋時に客観的な資料として活用される。また、評価結果が優秀であると認められる場合には、技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会の優秀発明試作品製作支援及び優秀発明品の優先購買推薦など、事業化支援のための選定審査時に加点を付与し、事業化支援が優先的に行われるようにしている。

評価手数料の支援対象は、評価課題の適正性・具体性・実用性、評価結果の活用計画の明確性及び国家産業発展への寄与度などを総合的に考慮して選定する。審議の結果、同一点数また同一順位による競合が発生する場合には、零細発明家、個人発明家、中小企業の順に優待する。

また、特許庁は評価結果の活用・拡大を図るため、産業銀行と初めて特許技術の価値評価を通じて事業資金を支援する協力事業を2005年2月から推進した。特許庁はこの協力事業において特許技術の価値評価に要する評価費用を支援し（1件当たり5百万ウォン）、産業銀行は特許技術の価値評価金額以内で特許を担保にして事業資金を支援している。このような協力事業は産業銀行から技術信用保証基金や民間の4つの銀行（国民銀行・企業銀行・新韓銀行・ウリ銀行）に拡大・実施された。

特許庁は2007年の評価費用支援事業において、1,129件で5,616百万ウォンの技術性評価または事業性費用を支援した。特に、公共研究機関の場合は支援率が低い点を考

慮し、別途に1,166件について選別評価や詳細評価の費用を支援した。

＜表V-2-1＞最近8年間の発明評価手数料の支援実績

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
予算（直接事業費）		604	604	800	1,080	1,584	1,682	5,616	5,261
申込件数		1473	50	57	85	212	392	2,283	3,372
支援 内訳	件数	1473	50	57	76	127	169	1,483	1,129
	金額	559	491	730	1,074	1,583	1,682	5,616	5,261

注) 1. 予算額は年度別全体予算から人件費や付帯経費などを除いた直接事業費である。

2. 2000年のIP-MART登録技術1,434件を評価

2. 特許技術評価機関の専門性向上

特許庁は、産業財産権として登録された発明の迅速な事業化が必要と認められる場合、その発明の評価のため、関連行政機関の長と協議し、国公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明に対する評価機関として指定できる。

特許技術の評価は高度の技術力、専門性及び客観性を要求するため、評価を担当する専門評価機関を指定する際には、当該機関の過去3年間の産業財産権の評価実績または類似業務の経験、専門人材及び評価業務を遂行する際に必要な施設の有無、評価可能な技術分野及び具体的な評価技法の有無などを総合的に考慮して指定する。

評価機関が詐偽などの不正な方法で評価機関の指定を受けた場合には、直ちに指定

を取り消す。また、発明の技術性や事業性に関する評価能力を喪失した場合や発明振興法、発明振興法による命令や処分違反した場合にも、指定を取り消すことができる。

また、特許庁では評価対象技術に対する資金支援や、評価範囲や評価機関に対する評価手数料について協議・決定できる。但し、評価手数料の協議を行う際には、評価対象技術・評価範囲・評価期間などを考慮しなければならない。評価機関は評価を要請した者の同意なしには他人に評価結果を公表できないが、公益上必要な場合には特許庁長と協議して評価結果を公表できる。

特許技術の評価が重要であるにもかかわらず、評価を専門とする人材はかなり不足している。特許庁は、特許技術評価基盤を構築するための事業の一環として、韓国発明振興会を通じて特許技術の評価専門人材を養成するためのプログラムを運営している。2007年には発明の評価機関の担当者などに対して技術評価の実務教育を実施し、専門家を養成した。また、6月には特許技術評価セミナーを開催し、最近話題となっている技術金融への技術評価の活用事例と共に、民間の4つの銀行の審査役を対象とした技術評価の基本教育を実施した。また、評価機関運営協議会を開催し、評価事業の活性化方案及び制度改善事項について議論すると共に、評価機関の関係者を対象にワークショップを開催し、評価技法などの情報を評価機関の間で共有した。

この他にも、特許技術の評価に関する認識向上及び特許技術の活用を促進するため、特許技術の評価及び評価結果の活用に関する優秀事例を発掘・分析して普及した。優秀評価の活用事例集である「特許技術ジェガプバックキ（「相応の対価を受けること」の意）」を1,400部発刊し、評価専門人材の養成課程を受講する学生や発明評価機関などに配布した。

このような評価機関の専門性を向上するための様々な方案にもかかわらず、過去に指定された31の評価機関のうち、実際に発明の評価を遂行している評価機関は15に過ぎないことが2005年7月に実施した「発明評価機関の中間実態調査」で分かった。

同調査は過去10年間運営されてきた発明の評価事業を現実に合う事業に改編するために実施した基礎調査であり、評価機関の人材、施設及び運営現況などを把握することを目的としている。

調査結果によると、多くの評価機関は評価遂行実績が全くないか、非常に少なく、人材及び施設面でもかなり不足していた。特に、評価実績は技術信用保証基金の実績が全体の97%を占めており、評価費用支援の案件を対象とした実績でも技術保障基金が全体手数料支援件の83%を占めている。このような評価実績から、評価機関の評価遂行能力は技術信用保証基金を除く機関では非常に不足していると言える。

特に、評価機関としての指定は受けているが、評価実績が全くない機関は15機関に上っており、評価信頼度の向上など、評価サービスの信頼性を高めるため、評価機関の指定基準を強化する必要が出てきた。

そのため、4月から評価機関運営協議会を活用し、評価機関の意見を聞いた後、評価機関の指定要件及び取消要件を大幅に整備し、12月に発明奨励事業推進要領を改正した。また、改正された規定に基づいて評価機関を再整備し、2007年2月には9つの機関を再指定した。

<表V-2-2>評価機関の指定現況

評価分野	指定機関
技術性評価（4種）	韓国化学試験研究院、産業技術試験院、韓国乾資材試験研究院、 韓国機器油化研究院
事業性評価（5種）	韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術 信用保証基金、韓国発明振興会

第2節 特許技術取引インフラの改善

産業財産政策局産業財産振興課工業事務官 ペク・ギョンドン

国家の長期成長の持続のためには、主要技術を開発するためのR&D投資、開発された技術に対する特許権の確保及び特許権の事業化が必要である。

特許庁は、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化するため、国家知的財産の保護及び事業化を支援するシステムの構築に努めている。特に、「特許技術の取引」を促進するため、オン・オフラインによる特許技術の取引市場を運営し、特許技術移転相談会を開催するなど、特許技術情報の拡散や技術取引を直接支援するため、様々な事業を推進している。

1. オン・オフライン特許技術取引市場の運営

イ. インターネット特許技術広場 (IP-MART) サービス基盤の強化

情報技術 (Information Technology) と電子商取引の発達は、産業生産物の画期的な増大や顧客への便利・有用なサービスの提供はもちろん、政治・経済・社会・文化のすべての分野における生活方式の変化をもたらしている。

このような発達した情報技術を活用し、優秀特許技術の移転や事業化を支援するため、特許庁は2000年4月1日からインターネット特許技術広場 (IP-MART : <http://www.ipmart.or.kr/>) を構築し、技術の需要者と供給者間の技術取引が直接行えるように支援している。2007年末には、38,000件余りの移転希望技術DBを含め、計74,000件余りの技術情報DBを構築した。

また、技術取引活性化のため、インターネット特許技術広場に情報が登録されると、それを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム (Push-Mail) を構築・運営し、中小・ベンチャー企業が必要とする技術情報及び産業現場の苦情情報が産業



別・技術分野別に提供している。その他にも、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など、技術取引のための総合情報を提供し、容易に技術移転契約が結べるように支援している。

一方、2001年から特許出願人が技術移転を希望する場合、出願書にその内容を表示させ、出願公開された技術ま

たは登録された技術に対し、インターネット特許技術広場に登録させるようにした。これにより、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘・支援できるようになった。

インターネット特許技術広場では、取引対象技術に対する広報と技術情報の提供を主に行っており、実際の取引は当事者間の直接相談による個別取引または特許技術常設広場の間接支援によって行われている。2007年の特許技術常設広場による技術取引の実績は299件であり、2006年の168件に比べ78%増加した。

<表V-2-3>インターネット特許技術広場DBの構築現況

年度	プログラム開発	追加DB 構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> ○E-mailサービス ○IPCインデクシング ○フルテキスト検索システム ○会員管理の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・重複した住民番号の検索 ・ID、パスワード紛失時はメール発送 ○使用者インターフェースの拡充 	35,000件	6,200名	2000. 4. サービス開始

年度	プログラム開発	追加DB 構築	加入会員 (累計)	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ○登録技術別の利用者関心度把握機能 ○オンラインアンケート調査システム 			
2001	<ul style="list-style-type: none"> ○特許技術常設広場と技術オンライン連携展示 ○システム速度の改善 ○人口知能K-2検索エンジン適用 ○D/B情報の細分化 ○移転希望技術を現在進行状態で確認する方法を提供 ○利用者分析、管理ツール ○ヘルプ機能の強化 	7,000件 (累計 42,000件)	12,120名	
2002	<ul style="list-style-type: none"> ○新規構築技術移転情報D/Bは信頼度検証 ○実時間の書誌情報確認 ○Front-end/Back-endサーバープログラムの言語変更 (JSP/JAVA Scriptなど) ○特許技術取引の道しるべ ○My Pageで一括技術管理 ○本人連絡先の選択的な公開 ○サイト検索機能及び結果内の検索機能 	8,000件 (累計 50,000件)	16,100名	
2003	<ul style="list-style-type: none"> ○特許情報の最新情報への自動更新機能 ○利用者の実名確認プロセスの構築 ○国有特許提供情報の多様化 ○特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報を提供 ○大学及び研究機関における移転を対象とした優秀特許技術の情報提供 	5,000件 (累計 55,000件)	19,980名	
2004	<ul style="list-style-type: none"> ○専用サーバー及びストリーミングシステムの 	6,000件	21,730名	

年度	プログラム開発	追加DB 構築	加入会員 (累計)	備考
	構築 ○コミュニティー構築、簡易メッセージ機能 ○フルテキスト検索の安全性などの機能向上 ○技術分類体系の変更・改善 ○PDF明細書サービスの提供	(累計 60,000件)		
2005	○“ニュースレター”の発刊 ○発明の自主診断／評価システム搭載 ○技術移転DBマーケティング確保 ○企業購買技術の詳細調査 ○独自の検索エンジン導入 ○追加ドメインネーム（インターネット住所） の確保 ○政策資金／産業情報／試験／装備情報提供機 関と提携	4000件 (累計 64,000件)	24,090名	
2006	○技術マッチングシステムの開発 ○オンライン技術競売システムの開発 ○技術金融照会システムの開発 ○技術動向調査のための特許庁PIASシステム搭 載 ○技術情報書式の変更・改善 ○検索ロボットCIMSの導入	4,000件 (累計 68,000件)	26,800名	
2007	○ホームページデザインの開発及び構成の改変 ○使用者技術登録の有効性チェック機能追加 ○使用者の動向分析機能追加 ○オンライン技術競売システムの機能拡大 ・複合技術の競売 ・写真・動画編集機能など	6,000件 (累計 74,000件)	29,700名	

年度	プログラム開発	追加DB 構築	加入会員 (累計)	備考
	○サーバー増築（2つ）及びシステムソリューションのアップグレード ○統合フレームワーク（Framework）の構築			

ロ．特許技術常設広場の設置・運営

特許技術常設広場は、2000年11月にソウル江南区駅三洞所在の発明会館の3階に展示場、投資説明会場など、185坪の規模で開館したが、2003年に韓国知的財産センター（KIPS）の3階に移転された。特許技術常設広場では移転希望技術や事業化成功技術などを周期的に交替・展示している。



特許技術の取引のためには、技術に対する正確な理解が必要である。試作品がある場合には特許技術に対する理解が比較的容易であるが、移転希望のほとんどの特許技術は試作品がなく、特許明細書が全てである。これは、試作品製作にも多くの時間と費用を要し、個人及び中小企業の大きな負担になっているからである。

特許技術常設広場では、優秀特許技術に対して該当技術が商品化された場合の動作の様子や機能などをグラフィックで具体化した動画を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通じて提供している。また、インターネット特許技術広場と連携し、ストリーミングサービスも行っており、技術の需要者が取引技術に対して理解を

深め、実際の取引に役立っている。更に、技術の購買者に客観的な資料（技術性、事業性及び権利性）を提供するため、優秀特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供している。特許技術常設広場の開設から2007年まで計2,000点余りの動画や技術評価書作成を支援した。

特に、技術取引市場の動向、収益の予想及び技術の移転と事業化に対するコンサルティングや、事後管理に関する総合コンサルティングを提供する専門流通相談官を配置・運営している。これにより、技術の売買・実施権の許諾・クロスライセンス契約など、技術の移転に関する契約書の作成時に、発明者や投資家の双方が満足できる契約の標準モデルを提供している。

特許技術常設広場を通じて移転された技術は、2000年には30件に過ぎなかったが、2007年には299件に達した。特許技術常設広場の開設から2007年までの総取引実績は941件である。

＜表V-2-4＞権利別技術移転の実績

累計別取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	259	747
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	39	174
デザイン		1		9	—	—	2	1	13
商標			1	6	—	—	—	—	7
計	30	81	64	91	98	110	168	299	941

＜表V-2-5＞類型別技術移転の実績

累計別取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	26	108
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	273	833
計	30	81	64	91	98	110	168	299	941

また、プレ創業者や中小・ベンチャー企業に、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウが習得できる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では、優秀特許技術として事業化に成功した企業の特許技術開発における事業化過程、流通過程、販賣過程など、事業化に関するすべての過程の内容を発表し、現場で金賞（産業資源部長官賞）、銀賞（特許庁長賞）、銅賞（韓国発明振興会長賞）など、7件について授賞し、副賞として賞金も授与している。2007年まで計77の特許企業の優秀成功事例を発掘・褒賞した。

2. 市場志向的な需要者中心の特許技術の移転促進

イ. 需要技術の調査

21世紀の知識基盤社会の到来と情報化の発達には、技術の融合化・複合化はもちろん、消費者の要求水準を高め、技術のサイクルは急速に短縮している。このような技術サイクルの短縮により、不必要な技術を売却するか、新しい技術を導入する企業も増えつつある。これは、企業が自主開発にかかる費用や時間を節約し、技術移転やライセンスングによって迅速に技術を確保するオープンイノベーション（Open Innovation）を企業の技術経営戦略として採択していることを暗示している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術の取引市場には少数の技術需要者と多数の技術供給者が存在し、需要と供給のバランスが取れていない構造となっているため、特許技術の取引が活性化できていない。また、技術供給者は市場需要、すなわち、需要者の希望にあわせずに開発をするため、未活用特許を量産することになり、技術を必要とする企業の技術購買欲を低下させている。

特許庁は、このような国内の特許技術の取引市場環境下では、知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援する方が効果的であると判断し、技術需要者が探し求めている技術内容を先に把握した後、それに合った供給技術を見つけ出すための需要技術の調査を実施した。特に、特許庁は技術需要者が事業化資金の支援が受けられるよう、韓国発明振興会を通じて産業銀行と技術取引に関する業務協力協定を締結した。この協力協定は、韓国発明振興会を通じて技術移転を受け、事業化を推進する企業に最大60億ウォン（運転資金30億ウォン、施設資金30億ウォン）の事業化資金を支援することを主な内容としている。これにより、需要技術は技術移転後の事業化をより安定して推進できるようになった。

2007年度の上半期には123件の需要技術に合った供給技術（特許）447件、下半期には187件の需要技術に合った供給技術503件をそれぞれ関連技術として調査し、需要者に提供した。そのうちの6件については、技術取引のための支援が受けられるように推薦した。

ロ．特許技術移転相談会（特許流通フェスティバル）

特許庁は、需要技術の調査を通じて発掘された需要技術の情報を元に、公共研究機関及び研究開発企業が保有した供給技術を調査し、両当事者が集まって技術移転の交渉や契約条件を協議する場である特許技術移転相談会を開催した。

上半期の特許技術移転相談会は2008年5月31日～6月1日までの2日間、韓国発明振興会の国際会議室で、下半期の特許流通フェスティバルは2008年11月6日から8日までの3日間コエックス韓国貿易展示場コンファレンスセンターでそれぞれ開催された。

特許技術移転相談会は特許技術移転説明会（下半期）、特許技術移転相談会及び付帯行事である知的財産コンファレンスで構成されている。「特許技術移転説明会」は技術の販売者が技術の購買者に技術性、事業性、市場性などを説明する特許技術説明会であり、「特許技術移転相談会」は事前マーケティングによって調査された内容を元に技術の販売者、技術の購買者及び技術の仲介者が一度に集まって特許技術の移転契約条件（金額、取引の形式）を協議する行事である。また、「知的財産コンファレンス」は、知的財産権関連の様々なテーマ発表や事業化資金支援の説明会で構成されている。

特許技術移転相談会は、既存の単純な展示による特許技術の移転ではなく、事前マーケティングによる特許技術の移転可能性を高めた特許技術の取引者が集う場として、2006年に初めて開催された。2007年には特許技術移転相談会を2回開催し、計6件（453百万ウォン）の特許技術の移転を支援した。

第6編 知的財産権の保護強化

第1章 知的財産権の侵害に対する取締り及び広報活動の強化

第2章 小企業・個人発明家保護のための支援強化

第3章 知的財産権の徹底的な保護

第4章 海外における韓国企業の知的財産権の保護強化

第5章 積極的な知的財産分野の国際協力推進

第1章 知的財産権の侵害に対する取締り及び広報活動の強化

第1節 偽造商品の流通根絶のための取締り強化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 チョウ・ジョンホ

1. 偽造商品に対する合同取締りの実施

イ. 偽造商品の取締り

偽造商品の製造・販売は、他人の商品標識など同一または類似した標識を使用し、他人の商品と混同させて健全な商取引秩序を乱す。これにより、商品の流通構造は乱れ、消費者は不信感が募り、購買意欲が落ちるなど経済社会全般に対して悪影響が及ぶ。また、偽造商品の流通は、消費者に対して商品の出所や品質の混同を起し、偽造商品によって欺かれることになる。偽造商品の流通により、企業の固有ブランド製品に対する投資・開発が縮小され、企業及び製品の信頼度も失墜する。これは働き口の減少をもたらし、企業の正常な事業遂行に莫大な損害を与え、国内産業発展を大きく阻害している。

特許庁は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、地方自治体と合同で偽造商品取締り班を編成し、定期取締りを実施している。また、必要に応じて検察・警察と合同し、特別取締りも実施している。

2007年の1年間、検察・警察・地方自治団体と定期・合同取締りを計30回実施し、1,182件を摘発した。そのうちの116件を立件し、1,066件については是正勧告を行った。

＜表VI-1-1＞偽造商品の取締り及び措置の内訳

(単位：件、点)

区分		2003	2004	2005	2006	2007
摘発	立件	332	198	88	128	116
	是正勧告	217	425	749	966	1,066
	計	549	623	837	1,094	1,182
物量		10,160	149,555	17,742	14,852	35,366

摘発された商標のほとんど（1～10位）は外国の有名ブランドであり、品目別にはアクセサリ類、衣類、靴・財布類などが多かった。

＜表VI-1-2＞主要品目別の取締り実績

(単位：点)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
衣類	2,596	84,781	7,102	2,172	4,598
靴・財布類	1,790	1,307	1,916	2,066	7,823
靴類	402	615	1,280	471	1,203
アクセサリ類	4,219	53,849	6,969	8,747	20,830
その他	1,153	9,003	475	1,396	912
計	10,160	149,555	17,742	14,852	35,366

ロ．偽造商品通報センターの運営

特許庁は偽造商品の流通を根絶するため、取締り活動と共に、産業財産保護チーム

内に「偽造商品通報センター」を設置し、通報のあった偽造商品の流通関連事項について管轄検察・警察に移牒するか、必要に応じて合同取締りを実施するなどの迅速な措置を取っている。

また、偽造商品通報者の便宜を図るため、特許庁ホームページ内に偽造商品通報センター (<http://www.kipo.go.kr/ippc/>) を設置し、インターネットによる通報も可能にした。

＜表VI-1-3＞偽造商品通報センターの運営実績

(単位：件)

区分		2004	2005	2006	2007
通報	移牒	50	62	398	439
受付	内容不明	117	188	1,207	1,935
計		167	250	1,605	2,374

2. 偽造商品の通報褒賞金制

特許庁は偽造商品を追放するため、検察、警察及び地方自治団体と合同で取締り活動を行ってきたが、国内偽造商品の流通は絶えることがなく、その流通経路が散在化・巧妙化されており、取り締りにかなり苦勞している。

これを受けて、一般人の情報提供によって偽造商品の流通を根本的に遮断し、偽造商品に対する国民の注意を喚起させると同時に、韓国政府の偽造商品に対する防止能力を先進国などの国際社会に広報し、対外通商協定などの円滑な進行に寄与しようと2006年1月1日から偽造商品の通報者に対する褒賞金制を実施している。通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信

頼性を確保するため実名通報を原則としている。

実施の初年度である2006年には5億ウォンの予算を策定し、最低10万ウォンから最高1,000万ウォンまでの褒賞金を支給するようにし、計107件の偽造商品の通報者に対して3億2,300万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると約3,430億ウォンに上る。2007年には計89件の偽造商品の通報者に対し、2億5千万ウォンの褒賞金を支給した。摘発された偽造商品による被害総額は、正規品の価格を基準に換算すると2,290億ウォンに上る。また、同制度が導入される以前の2005年の場合、特許庁に寄せられた偽造商品の通報件数は年間250件に過ぎなかったが、2006年には1,605件、2007年には2,374件に大幅増加し、同制度が偽造商品摘発だけでなく、国民の意識向上にも効果があることが分かった。

2007年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が30件（68.2百万ウォン）、インターネット販売の通報が10件（20.6百万ウォン）、倉庫保管の通報が11件（44百万ウォン）、製造工場の通報が38件（117.2万ウォン）であった。

このように偽造商品の通報褒賞金制が迅速に活性化し、2008年度からは流通業者の場合、偽造商品の量が正規品基準で2千万ウォン以上の場合にも褒賞金を支給するよう、「偽造商品通報者に対する褒賞金支給に関する規定」を改正した。

<表VI-1-4> 類型別褒賞金の支給現況（2007. 1～12）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部類型	支給件数	支給金額
流通業者	卸・小売流通	30	68.2
	インターネット販売	10	20.6
	倉庫	11	44
製造業者	製造工場	38	117.2
合計		89	250

第2節 知的財産権保護のための広報及び教育の強化

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 チョウ・ジョンホ

1. 知的財産権保護認識向上のための広報

イ. 都心地域の大型電光板を利用した広告の推進

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為であり、消費者の健康と安全を脅かし、健全な商取引秩序に混乱をもたらすと共に国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的にも通商摩擦を招くため、国家経済発展の妨げになる。

このような点を広く認識させるため、偽造商品追放のための国民に対する啓蒙・広報の一環として国政広報署と協議し、全国主要都市で大勢の人が集まる都心の繁華街に設置された114個の大型電光掲示板と政府中央庁舎の電光掲示板を活用し、映像及び文字表出方式による偽造商品追放のための啓蒙・広報を7ヶ月間（1ヶ月単位）実施した。

ロ. 「主に盗用される商標資料集」及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取締りに関し、検察、警察及び地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員が取締り業務をより効率的に遂行できるように、取締り実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度などを考慮し、主に盗用される国内商標10件と外国商標86件の計96件の商標を選定後、「主に盗用される国内外商標集」を3,000部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁などの関連機関に配布した。

主に偽造商品に盗用される商標を中心に商標登録番号と商標見本を収録した「主に盗用される国内外商標集」は、偽造商品取締り業務及び検察・警察の事件処理などに参考資料として広く活用できるようにした。

また、英文広報冊子「Anti-counterfeiting Activities in Korea 2006」を1,500部発刊して駐韓外国商工会議所、大使館などに配布し、韓国の偽造商品根絶に対する努力など、知的財産権保護のための活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序を確立するための「偽造商品を追放しよう」などの啓蒙・広報チラシを15,000部製作し、関連機関公務員、一般消費者及び商人に配布した。

2. 知的財産権侵害取締り公務員の教育

地方自治体担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取締り能力を高めるため、定期的な地域巡回教育（18回）を行った。また、検察・警察・関税庁・地方自治体の取締り業務担当公務員を対象に特許庁国際知的財産研修院で専門教育（知的財産権指導要員課程、4回）を実施すると共に、その他の教育（昌原地検、陽川警察庁など）を実施する一方で、偽造商品取締り要領冊子を発刊し、警察と地方自治体に提供した。

<偽造商品識別要領などの支援資料>

- － 「偽造商品の取締り、どのように行う？」
- － 「主に盗用される商標資料集」
- － 「偽造商品追放広報用のパンフレット」
- － 「不正競争防止業務の教育教材」

このような持続的な努力により、地方自治体の取締り活動水準や検察・警察・関税庁などの関連機関公務員の知的財産権の関連知識水準が向上した。今後もすべての地方自治体が自発的で専門的な取締り活動を推進できるよう、知的財産権保護業務の能力強化を積極的に支援していく計画である。

＜表VI-1-5＞偽造商品取締り公務員の教育実績

(単位：回、名)

区分	2003	2004	2005	2006	2007
教育回数	17	21	23	33	28
教育人数	401	399	544	759	535

第2章 小企業・個人発明家保護のための支援強化

第1節 特許法律救助事業の推進

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 チョイ・スヨン

1. 特許法律救助事業の概要

特許法律救助事業とは、国民基礎生活保障法上の補助金受給者、国家有功者、障害者、学生、零細個人発明家、小企業など経済的な弱者の産業財産権の審判・訴訟費用を支援し、発明意欲を高めて知的財産創出に寄与するための制度であり、2001年から施行している事業である。

1 権利当たり 1 千万ウォン以内、1 申請者当たり 2 千万ウォン以内で、審判及び訴訟事件毎の審判費用は 2 百万ウォン、訴訟費用は 5 百万ウォンまで支援しており、勝訴時は支援金の 50% を代理人の成果給として支援している。

全国の特許法律事務所、地域知的財産センター及び大韓弁理士会で特許法律救助事業を申請し、特許法律救助審査委員会で権利救済の必要性及び勝訴可能性などで支援するか否かを審査し、支援が決定される場合は費用を支援している。

2. 特許法律救助事業運営細則の改正及び運営強化

2004年6月の特許法律救助事業の運営細則を改正し、支援対象の範囲を事業の趣旨に合うよう調整すると同時に、支援金額も審判 2 百万ウォン、訴訟 1, 000 万ウォンから、審判 2 百万ウォン、訴訟 5 百万ウォン以下に変更した。また、勝訴時に手付金の 50% を成功事例として支給し、代理人が審判・訴訟に積極的に臨むようにした。

2006年1月から零細発明家、2006年6月から大手企業と産業財産権紛争が起きている中、企業を支援対象として追加するよう、特許法律救助事業の運営細則を改正し、経済的弱者の知的財産権をより幅広く保護できるようにした。また、事業申請窓口を地域知的財産センターと大韓弁理士会だけでなく、全国のすべての特許法律事務所に拡大して申請人の便宜を図った。

3. 特許法律救助事業の広報強化及び支援実績

特許庁は特許法律救助事業をより多くの国民に知らせるための努力を行ってきた。2007年には中小企業ニュース新聞に4回、「特許と商標」に10回、地下鉄のフリーペーパーに2回など、同事業を知らせるためのポスターを掲載した。また、特許法律救助事業の広報用ポスター500部とパンフレット1,000部を製作・配布した。

第2節 公益弁理士特許相談センターの運営

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 チョイ・スヨン

1. 公益弁理士特許相談センターの運営概要

高価な弁理サービスの利用が難しい国民基礎生活保障の受給者、障害者、国家有効者、学生、小企業及び大手企業と紛争中の中企業などの経済的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民の特許などの産業財産権出願を支援するため、2005年4月1日に公益弁理士特許相談センターを開所して運営している。

現在、責任弁理士を含め、9人の弁理士、図面士、行政要員など、計11名で構成され、各種特許関連相談業務、書類作成の支援、知的財産権保護説明会の開催、中小企業経営コンサルティングなどの業務を遂行している。

2. 公益弁理士特許相談センター細則の改正

より効率的で有用な業務遂行のため、2005年2月に、公益弁理士特許相談センターの運営細則を制定して以来、業務の拡大及び運営の改善などが行われる度にこれを改正し、業務を遂行している。

2006年6月に改正した細則は公益弁理士の兵役代替サービスの一貫として公益勤務相談弁理士を採用して、運営できる根拠や報酬水準に関する基準を整備した。また、大手企業と特許紛争中である中企業に対する公益弁理士の紛争関連相談や法律諮問を支援し、公益弁理士特許相談センターの支援対象を拡大した。

また、2006年12月には中小企業に対する特許紛争経営コンサルティング業務の新設、巡回相談業務の地域平衡性の考慮、発明振興法施行令の改正による書式変更などを反映し、より効率的で合理的な業務遂行が可能になった。

3. 公益弁理士特許相談センターの運営広報強化及び相談実績

2007年には公益弁理士特許相談センターを活発に広報し、相談運営がより活性化された。

運営報道資料を利用したメディア及び特許庁のホームページによる広報をはじめ、大邱、晋州、木浦、順天、済州の5つの地域の新聞広告による相談や支援を拡大しようとした。また、公益弁理士特許相談センターのパンフレットと支援制度のガイドマップやマニュアルなどを製作し、地域知的財産センターや特許顧客サービスセンターなどの関連機関に配布した。

また、各市・郡・区の地域商工会議所、中小企業支援センターなど248個の全国関連機関に公益弁理士特許相談センターの相談運営を広報し、産業財産権関連利用者の支援対象者などが広く活用できるようにした。

このような広報活動と支援対象や業務領域の拡大などにより、相談実績は毎年増加している。運営初年度である2005年には4月から12月まで1,387件を、2006年には3,144件の相談業務を遂行した。2007年には知的財産権保護説明会を22回、中小企業に対する特許紛争経営コンサルティングを26回開催するなど、5,160件のサービスを提供した。

今後も積極的な広報を通じ、特許相談サービスを拡大していく計画である。

○ 相談サービスの実績

(単位：件)

相談期間	電話相談及び オンライン相 談	訪問相談	巡回相 談	中小企業経営 コンサルティング	説明回	書類支 援	計
2007年1 月～12月	3252	915	540	26	22	405	6972

○ 請願別相談実績

(単位：件)

区分	生活保護 対象者	国家有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
電話相談	102	112	283	351	330	1218	2396
訪問相談	73	137	292	211	165	274	1152
巡回相談	16	17	43	39	105	393	613
オンライン相談	19	18	50	257	171	436	951
計	210	284	668	858	771	2321	5112

(中小企業特許紛争経営コンサルティング及び説明会の実績は除く。)

第3節 産業財産権における紛争調停制度の充実化

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 チョイ・スヨン

1. 制度の概要

今日韓国は世界有数の産業財産権多出願国として浮上し、韓国企業間はもちろん、韓国企業と外国企業間で発生する紛争も日々増加している。この場合、ほとんどの紛争当事者は弁護士や弁理士を通じ、訴訟や審判を提起して解決している。しかし、このような解決手続きには長時間を要するため、商品のライフサイクルが短くなり技術の寿命が短くなっている現在では法的救済による実益が少ないと言える。また、訴訟や審判に要する人材、金銭、時間など、紛争解決のために大きな費用を使うため、この過程で企業の競争力をなくしてしまうケースが発生することもある。

先端技術分野などの急速な発展により、紛争が更に複雑化・高度化され、産業財産権の専門家による仲裁や調停制度が必要になり、発明振興法第29条に基づいて1995年から産業財産権における紛争調停制度を導入することになった。

紛争調停委員会は、特許庁所属の公務員、弁理士・弁護士、教授など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成される。紛争調停委員会では産業財産権の侵害・譲渡・実施の際に発生する紛争、職務発明補償に関する紛争、その他産業財産権に関する紛争を数ヶ月以内に、ほとんど費用を使わずに解決する。紛争調停申請についての両当事者間の合意が行われて調停調書が作成されると、紛争当事者と調停委員が捺印することで、紛争調停委員会の効力が発生する。これは確定判決と同一な効力を持ち、「裁判上の和解」が成立したことになる。

2. 運営実績

紛争調停制度が施行された1995年から2008年3月現在まで、90件の紛争調停申請が

寄せられた。そのうち22件は紛争当事者間の円満な調停を通じ、短期間に費用をかけず紛争を解決し、1件は調停が進行中である。

特に、社会的な話題となった白血病治療薬「グリベック」の強制実施権に関する仲裁事件は、2002年に2回、2003年に1回の計3回の紛争調停委員会を開催し、十分な議論を経て棄却決定を出したことがある。

また、2006年の携帯端末の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意によって個人発明家に特許技術料4千5百万ウォンを支給するよう調整・成立され、関心を引き起こした。

＜過去10年間の産業財産権紛争調停の現況＞

(単位：件)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
調停申請	15	7	5	3	15	5	5	5	5	5	70
調停成立	4	3	—	—	2	1	1	—	1	1	13
調停不成立	11	4	5	3	13	4	4	5	4	4	57

3. 紛争調停制度の活性化方案

産業財産権における紛争調停制度は複雑になっていく産業財産権紛争解決の経済性確保のために運営されているが、過去13年間の年間平均調停申請件数は6.8件、調停成立件数は1.7件に過ぎないなど、調停実績が低く、改善の必要がある。

2006年1月の産業財産権紛争調停委員会の運営細則の改正により、政府の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、紛争当事者の住居を考慮して調停会の

開催場所を選択するようにし、紛争調停に当事者の参加を誘導する予定である。

紛争調停制度の趣旨、調停手続き、事例などの広報活動も強化した。産業財産権紛争調停制度の内容が入った「特許庁が顧客の為に運営する産業財産権の支援・保護制度」という案内冊子を8,500部発刊し、特許庁ソウル事務所、サービスセンター、地域知的財産センター、地域商工会議所、発明振興会、KOTRAなどに配布した。また、「産業財産権紛争調停制度のガイド」という案内パンフレットを2,000部ほど製作し、地域知的財産センター、特許庁請願室及びソウル事務所に配置し、より多くの市民が同制度を理解・活用できるようにした。

第3章 知的財産権の徹底的な保護

第1節 営業秘密保護制度の定着推進

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 チョイ・スヨン

1. 韓国の営業秘密制度の沿革

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定では初めて明文化されて以来、WTO体制の発足などによって技術や知識が重要な生産要素となり、韓国でも営業秘密保護制度を導入した。

これは営業秘密を産業財産権のような権利の携帯として保護するというよりは、他人の努力と成果に便乗し、不当な利益を習得する行為を禁止させる不正競争禁止の法理によるものであり、健全な競争秩序の確立するためのものである。また、新しい技術上または経営上の情報開発の意欲を鼓吹させ、研究・開発活動を促進させる一方、技術移転過程などで発生する可能性のある秘密漏洩を事前に予防し、国内企業間または国家間の技術移転をスムーズに行わせる機能を持つ。これにより、特許権や著作権による保護が難しい技術的情報、秘密としている管理秘訣などの経営上の情報、営業上のアイデアなども法的保護を受け、特許制度と著作権制度を補完している。

韓国は1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。営業秘密の定義、侵害行為の類型や侵害行為の禁止、予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などの民事的規制手段、職員がその企業特有の生産技術に関する営業秘密を第三者に漏らす行為に対する刑事的規制手段及びこれに対する親告罪の構成などがその内容である。

その後、1998年に半導体国外流出事件を契機に法律の名称を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人

の損害額として推定できるようにした。また、営業秘密を海外に流出した者を加重処罰し、前職の役・職人が第3者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に関する刑罰規定を大幅強化する法律改正を行った。

一方、韓国の電子及び半導体分野などの先端産業技術が日々発展するにつれ、先端分野の営業秘密が国内企業または外国に流出される事例が増加している。そのため、不当に得た利益の回収ができるよう罰金の上限額を調整し、営業秘密範囲の拡大、親告罪の廃止、未遂・予備・陰謀罪の新設など、大幅に補強した。

2007年12月に国外に流出される営業秘密に対する計量を増加する内容の法律を改正し、2008年3月を基準に、営業秘密の国外流出時は10年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金、国内流出時は5年以下の懲役または財産上利得額の2倍以上10倍以下の罰金の刑罰規定や民事的救済手段で企業の営業秘密を保護している。

2. 営業秘密制度の広報強化

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防するため、「営業秘密保護ガイドブック」や「営業秘密自分で守りましょう」などの案内冊子を発刊・配布すると共に、知的財産権センターのホームページ (<http://www.kipo.go.kr/ippc/>) を通じて営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、国際知的財産研修院・地域商工会議所による教育を通じ、営業秘密保護に関する企業の認識向上に努めた。

第2節 半導体配置設計権の保護及び振興

電気電子審査局半導体設計財産チーム技術書記官 パク・ジェフン

1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」とは半導体集積回路を製造するための設計であり、各種回路素子及びそれらを繋げる導線を平面的・立体的に配置する設計を指し、一種の建築用設計図のようなものである。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護するに当たって、特許法・著作権法などの既存の知的財産権法体系では限界があり、米国で1985年特別法として半導体チップ保護法を立法化したことで、新知的財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

その後、1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約(チップ保護条約会議)と1991年12月のWTO/TRIPs最終合意により、国際的な保護体制に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠の中で1992年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

1993年9月に施行されて以来、法律関連業務は産業資源部が担当し、知的財産権専担部署である特許庁は登録業務のみを担当する形態で運営されていたが、効率的な法制運営のため、1999年1月1日から特許庁が「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

1999年9月には担当部署を従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体配置設計振興室」に改称した。これにより、2000年からは配置設計権の設定登録行政だけでなく半導体設計技術の発展による配置設計保護制度研究と認識拡散誘導、配置設計権の創出活性化及び半導体設計財産の保護・流通インフラ構築など、半導体配置設計技術振興事業に対し本格的に着手した。

2007年5月には半導体配置設計振興室を、課単位の半導体配置設計振興チームに拡大・改変し、10月にはチーム名を産業界で通用される用語である半導体設計財産チームに変更し、業務範囲を明確にした。また、10月28日には半導体配置設計登録をオンラインで申請できるよう法律を改正し、顧客中心の行政サービスを改善した。

2. 「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況

イ. 概要

電子・通信・情報製品の小型化（携帯、Hand Held PC）、半導体集積度の急激な増加など、半導体分野の急激な技術進歩と、それによる適切な時期の市場投入（Time to Market）のため、半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。すなわち、個別半導体に代わる半導体設計財産（SIP）²⁸⁾を流通市場で購買し、単一半導体チップ内にレゴブロックを組み立てるように設計し、電子製品を実現するシステム半導体（SoC）²⁹⁾方式が、過去の印刷回路基板上で個別半導体及び部品を、組み立て製品を作っていく方式を代替している。

半導体設計財産の形態はソフトSIP、ファームSIP及びハードSIPに分類される。ソフトSIPとは、ハードウェア記述言語（HDL）で書かれた論理合成可能な設計財産を意味し、ファームSIPとは、若干のフロアプランニング（Floor Planning）情報を持つゲートレベルのネットリストを意味する。また、ハードSIPとは、工程が完全に決まっており、レイアウトが完了した設計財産を意味する。

²⁸⁾ Semiconductor Intellectual Propertyの略

²⁹⁾ System on a Chipの略であり、これは既存の一つや二つの機能（ロジックまたはメモリー）のみをチップに搭載するICチップとは異なり、既存のメモリー・非メモリー半導体を区別せず、一つのチップにマイクロプロセッサ、メモリー、アナログブロック、デジタル演算及び制御ブロックなどを搭載することを意味する。

このような半導体産業の新しい流れにおいて優位に立つために米国・日本・ヨーロッパなどの先進国は、半導体設計財産を再使用するための標準化、流通システム、法的保護法案研究などを政府と民間が主導している。これを受け、知的財産権専担部署である特許庁は①新知的財産権領域である半導体設計財産に対する法・制度を研究し、②効率的な法制運営のため、保護・流通技術（登録基準・保護流通モデル）を開発し、権利の保護・流通システムを構築している。

また、半導体配置設計関連技術の振興のため、メモリー分野に偏っている国内半導体産業の不均衡構造の改善に努めた。非メモリー半導体分野の主要設計財産権を外国産に依存せず、国内で創出できるよう、③核心半導体設計財産権の創出促進事業を推進している。

ロ．2007年度の事業推進実績

<表VI-3-1>半導体配置設計技術における振興事業の推進実績

事業内容	事業実績
半導体設計技術振興環境作り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8回半導体配置設計公募展開催 <ul style="list-style-type: none"> －大賞（大統領賞）など12件の褒賞（褒賞金2千万ウォン） ・ 半導体知的財産セミナー：3回 ・ 半導体設計企業に対するコンサルティング：16社 ・ 半導体配置設計統計年報の発刊・配布
半導体設計財産の保護及び流通基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遂行機関：（株）イージーファックス ・ 事業実績 <ul style="list-style-type: none"> －保護・流通DB及び検索システムの構築（SIP1, 201件登録） －オンライン上流通モデルの構築 －評価検証システムの構築：遠隔設計財産検証システムの運営 －流通市場の活性化：ニュースレターやSIPカタログの製作・配布のホームページ運営

事業内容	事業実績
主要半導体設計財産の創出促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要半導体の設計財産創出及び普及（16企業に普及） － 遂行機関：KAISTなど、6つの機関

1) 半導体設計における技術振興環境の造成事業

イ) 第8回半導体配置設計公募展の開催

国内半導体設計の技術向上と開発活性化を図り、新知的財産権である半導体配置設計権に対する一般人の認識向上のため、第8回大韓民国半導体配置設計公募展を開催した。2007年には応募した70チームの中から、書面・本選・総括審査を経て12チームを選定し、大賞である大統領賞をはじめ、国務総理賞、産業資源部長官賞、特許庁長賞、特別賞（韓国半導体産業協会会長賞、韓国発明振興会長賞、大韓弁理士会長賞）と副賞として2,000万ウォンを授賞した。

ロ) 半導体知的財産セミナー

今日半導体設計財産は新しい知識創作の一つとして評価されている。このような半導体設計財産の保護、利用及び取引の活性化のため、先進国は既に流通環境を整備し、世界の半導体設計財産市場を先占するために努力している。このような世界的な流れを把握し、対応策を模索するため、半導体設計財産チームは国内外の半導体設計財産の技術動向や今後の政策推進方向、制度改善方向などについて自主的または専門家を招待して半導体知的財産セミナーを運営している。2006年には6回を開催し、冊子を発刊した。2007年には計3回のセミナーを開催し、急変する最先端半導体設計技術及び市場動向情報を把握し、対応策を立てるために努力した。

ハ) 半導体設計企業に対するコンサルティング

零細なファブレス企業は技術公開を恐れ、半導体設計財産を知的財産権として保護

するよりは、営業秘密として維持しようとする傾向がある。そのため、半導体に関する知的財産権保護制度と振興のための特許庁の活動を知らせ、積極的に保有技術を権利化するよう誘導するため、16社を対象にコンサルティングを推進した。知的財産権制度を説明し、現行の配置設計制度に対する意見交換を行うと共に、特許庁の半導体設計財産振興事業を広報した。

2) 半導体設計財産の保護及び流通基盤の造成

イ) 国内外の動向

米国は120社余りの企業が設計財産標準団体（VSIA）³⁰⁾を構成・運営しており、日本も大手企業を中心に90年代後半から設計標準を研究している。設計財産取引所には、イギリスのVCX³¹⁾、フランスのD&R³²⁾、日本のIPTC³³⁾、台湾のSoCコンソーシアムなどがある。一方、韓国の場合、DB構築・運用技術と流通技術は初期研究段階として国策研究所や大手企業が自主研究によって得られた設計財産を蓄積している水準に過ぎず、国家レベルの半導体設計財産の収集・分類・供給の体系化が急がれる。

<表VI-3-2> 海外設計財産の標準及び取引所の現況

機関名	設立年度 (設立主体)	役割	会員会社
VSIA (米国)	1996年 (SIP供給/需要者)	・SIP設計標準/検証標準、侵害防止技術	三星電子、HP、ソニーなど、120社余り
VCX	1998年	・SIP取引所の役	ケイデンス、ARM、東芝、UM

³⁰⁾ Virtual Socket Interface Allianceの略

³¹⁾ Virtual Component eXchangeの略

³²⁾ Design & Reuseの略

³³⁾ Intellectual Property Trading Centerの略

機関名	設立年度 (設立主体)	役割	会員会社
(イギリス)	(イギリス政府)	割 ・ 法的苦情の解決	Cなど
SoCコンソーシアム (台湾)	2000年 (政府研究所)	・ SIP取引所の役割 割 ・ SIP産業育成	台湾内の企業
IPTC (日本)	2000年 (東芝、日経BP)	・ SIP取引所の役割 割	政府、研究所、企業、弁護士事務室と連携
D&R (フランス)	1997年 (ベンチャー企業)	・ SIP取引所の役割 割	17千名の使用者会員 190社余りのSIP登録企業

ロ) 推進計画

半導体設計財産は反復的に使用する製品であるため、知的財産権の設定登録過程で公開する際、直ちに第三者の違法な利用にさらされる。法的・物理的な保護・流通管理システムがなければ、法制運営や流通市場の支援は不可能である。

また、市場で必要とされている半導体チップを適時に供給するためには、半導体設計財産を再利用する半導体設計が必要であり、そのような技術が重要技術として浮上している。すなわち、半導体設計財産の流通の必要であると言える。

このように、半導体設計財産の保護・流通の必要性が増大し、2006年8月に(株)イージーファックスに「半導体設計財産流通センター (KIPEX) 34)」を設立した。本流通センターではSIP流通システムの活性化、SIP検証体系の確立、SIPの確保・普及を通じ、実質的なSIP流通活性化を目標として事業を遂行している。

³⁴⁾ Korean semiconductor Intellectual Property EXchangeの略

＜表VI-3-3＞半導体設計財産の保護・流通基盤造成事業の計画

区分	2006	2007	2008
目			
事業内容	事業基盤作り	事業の拡大発展	事業の活性化
① 半導体IP流通システムの活性化	関連企業との協力体制や専門家プールの構築	関連企業の半導体IP流通のハブ役	安定した協力体系の維持
	半導体IP流通システムの補完による取引一元化サービス		
	半導体IPコンファレンス及び展示会の開催、ニュースレター、ウェビナーサービス		
② 半導体IP検証体系の確立	半導体IP類型別／検証システムの開発・サービス	評価／検証システムの補完及び安定化	評価／検証システムの活性化
	半導体IP等級基準の整備	半導体IP認証サービス	半導体IP認証体系の活性化
③ 半導体IPの確保及び普及	必要な半導体IP調査及びロードマップの構築	半導体IPロードマップの構築	半導体IPロードマップのアップグレード
	必要な半導体IPの発掘	半導体IPの公開及び廉価普及	半導体IP流通による自立基盤の整備
	半導体IP基盤SoC設計方法論の開発	応用分野別SoCプラットフォーム開発	SoCプラットフォームの活用拡大

ハ) 推進実績

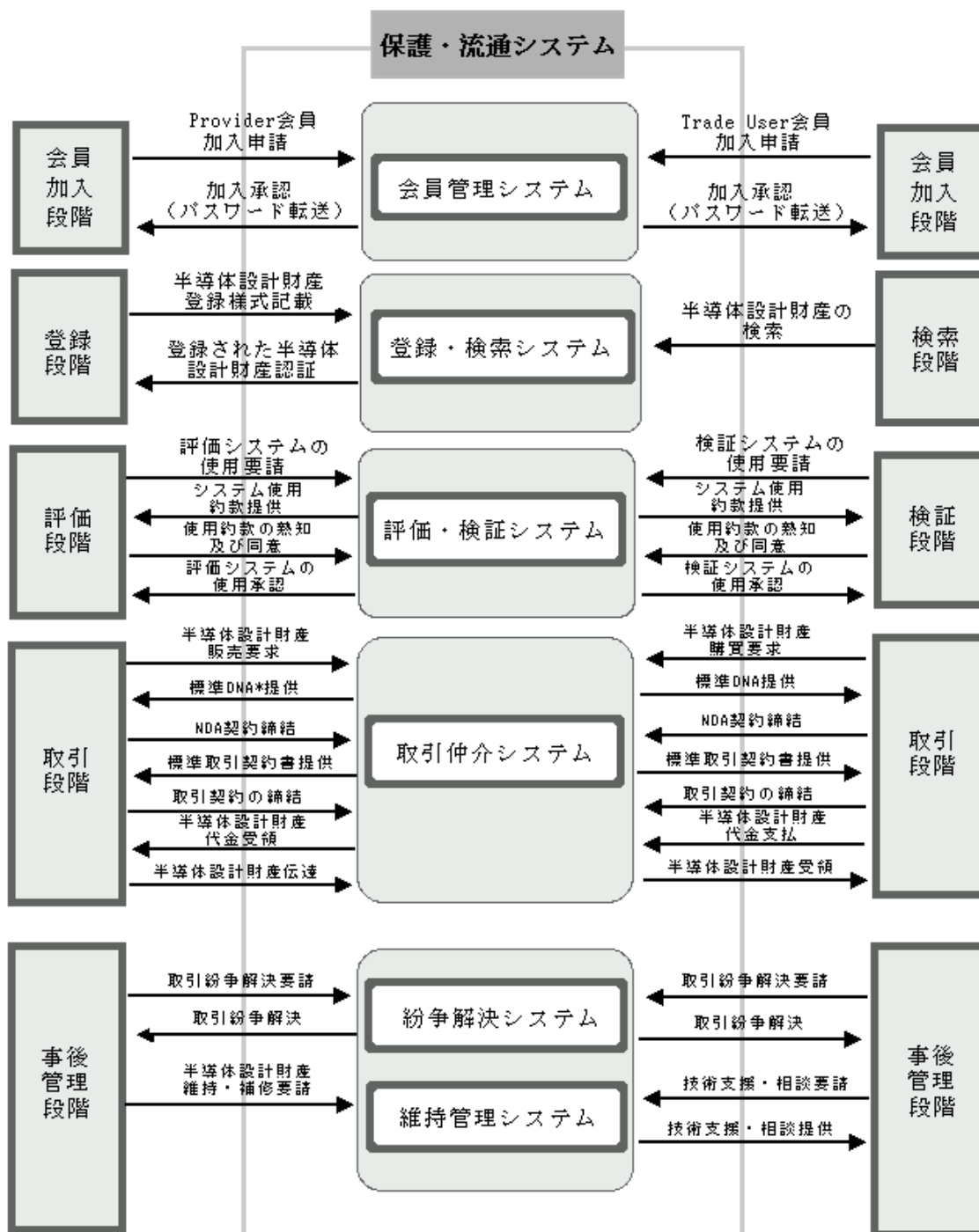
2007年度はKIPEXの流通システムと遠隔検証システムを運営・アップグレードし、1、

201件の設計財産をDBに登録した。また、リサイクル可能な設計財産の流通のため、ホームページの運営、ニュースレター及びSIPカタログを発刊・配布するなど、設計財産流通市場の活性化に努めている。

＜表VI-3-4＞事業の主要成果指標の達成実績

No	内容	当該年度の目標値	実績	計画の実績率
1	半導体IP登録件数	1,200件	1,201件	100%
2	半導体IP取引仲介件数	50件	51件	102%
3	半導体IP取引金額	30億ウォン	30億ウォン	100%

<図VI-3-1>保護・流通DBシステムモデル



3) 主要半導体設計における財産権の創出促進事業

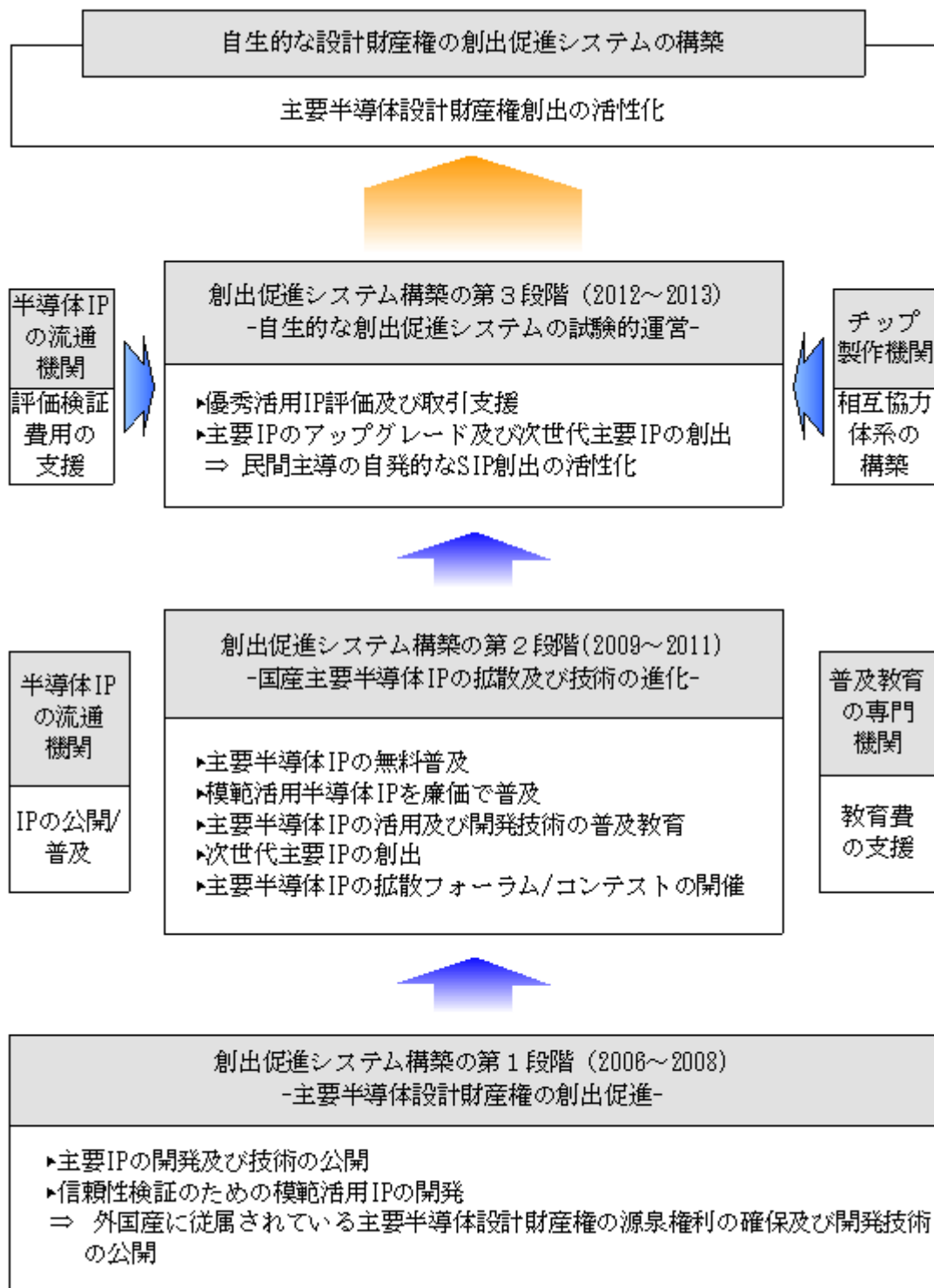
イ) 推進背景

莫大な付加価値を創出できるEmbedded Processor関連技術はこれまでの間、そのほとんどを先進国に依存してきた。技術依存はEmbedded Processorに限ったものではなく、Embedded Processorを活用するプログラムの開発、コンテンツの製作にも大きな影響を及ぼしている。メモリー分野に偏った国内半導体産業の不均衡構造を改善するため、非メモリー半導体分野の主要設計における財産権を外国産に依存せず、自生的に創出できる基盤を整備する必要がある。

ロ) 推進方向

非メモリー半導体設計の重要要素である「Embedded Processor」と設計環境の試作品を国内技術で集中開発し、関連分野に対して開発技術が無償または廉価で提供し、全面的な拡散を誘導することで、自生的な権利創出を活性化し、主要半導体設計における財産技術を広く活用できるようにした。このような主要半導体設計財産技術の活用拡大はこれまでの技術先進国からの依存から抜け出し、国産品の競争力を向上させ、外国産との代替効果を得ると同時にユビキタスコンピューティングのような新しい応用分野でも積極的に活用できるようにする方針である。

<図VI-3-2> 主要半導体設計における財産権の創出促進システム



ハ) 主要半導体設計における財産権の創出促進事業現況

核心半導体創出促進事業は2006年から2008年まで進行される事業であり、第1中課題の1～8の細部課題は主要半導体設計の財産と設計環境のためのEmbeddedシステムの実現を担当し、1次年度から推進された。このうちの5～8の細部課題は半導体設計財産ライブラリーを確保するために要求される課題であり、1次年度に事業が終了する。第2、第3中課題は開発されたEmbeddedシステムの有効性を立証し、活用を促進するための模範活用事例を開発する事業であり、第1中課題の結果物が出始める2007年から推進された。

<表VI-3-5>創出促進システム構築事業の現況

<主要半導体IP及び設計環境>		<模範活用事例>	
3次年度 (2008年)	<第1中課題> 計4細部課題 1. Embedded processor & On-Chip Bus創出 2. Compiler & OS開発 / ポータリング 3. In-Circuit Emulation & Debug Systemの創出 4. DSP & FPUの創出	<第2中課題>	<第3中課題>
2次年度 (2007年)		Core-A及びPeripheral IPを基盤とするMobile Device (PMP、MP3、PDA) 共有プラットフォームの開発	監視用IP Cameraシステムの開発
1次年度 (2006年)		<第1中課題>	Peripheral半導体IPの創出
		5. Embedded processor用Peripheral 半導体IPの創出	
		6. LCD Controller & Memory Controller 半導体IPの創出	
		7. USB Controller半導体IPの創出	
		8. CSMA/CR制御半導体IPの創出	

＜表VI-3-6＞研究課題及び研究機関の現況

中課題	細部事業名	研究機関
第1中課題	Embedded Processor及びOn-Chip Busの創出	KAIST
	Embedded CompilerやOSの開発及びポーティング	全北大
	In-circuit Emulation及びDebug Systemの創出	釜山大
	Embedded DSP及びFPUの創出	(株) アステル
	*Embedded Processor用Peripheral半導体IPの創出	KAIST
	*LCD ControllerとMemory Controller半導体IPの創出	ソウル大(延世大)
	*USB Controller半導体IPの創出	建国大(韓技大)
	*CSMA/CR制御半導体IPの創出	全北大
第2中課題	Core-A及びPeripheral IPを基盤とするMobile Device (PMP, MP3, PDA) の共有プラットフォーム開発	ソウル大
第3中課題	監視用IP Cameraシステムの開発	ハイバス

* 2006年に完了した課題

ニ) 主要半導体設計における財産権の創出促進事業の成果

特許庁では2007年に主要半導体設計における財産権創出促進事業の1年目の結果として創出された半導体IP (Peripheral 半導体IP) を、16社の半導体設計関連企業に無償で配布した。1段階の事業が終了する2008年にはEmbedded Processorとその設計環境を含むすべての半導体IPを無償で配布する計画である。この事業によって創出されたEmbedded Processorが外国産のEmbedded Processorを代替するには持続的な性能改善や事後管理に基づき、創出された半導体IPを普及・拡大する必要がある。

3. 半導体配置設計権設定登録の現況

半導体配置設計権は2007年までに1,844件が登録された。このうち、内国民による登録は1,004件、外国人による登録は840件である。最近、半導体配置設計権の登録は大手企業の登録現象により、全体的に減少する傾向にあるが、2006年には政府出捐研究機関、2007年には中小企業や個人の登録が大きく増加している。

2006年の登録件数139件に比べ、2007年の登録件数は57件とかなり減ったが、2006年の登録件数の61%（85件）を占めていた電子通信研究院の登録を除けば、中小企業や個人の登録は増加し続けている。2007年10月28日から施行された登録料減免制度や電子申請制度の影響により、2007年10月28日以降から年末までの登録件数が2006年の同期に比べ200%（12件→24件）増加したことから、設定登録の申請は増加し続けると期待される。

<表VI-3-7>内・外国人別設定登録の現況

（単位：件）

区分	1993～ 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
国内	476	88	95	86	78	33	107	41	1,004 (54%)
外国	652	77	31	16	8	8	32	16	840 (46%)
計	1,128	165	126	102	86	41	139	57	1,844 (100%)

* 資料：特許庁

1993年から2007年10月27日まではロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、リニアIC、その他ICなど、機能別に分類したが、2008年10月28日からはAnalog and D

igital Mixed Signal、Digital Logic、Microcomponent、Memory、Physical Library、Othersの第1分類（大分類）と第1分類を細分化した第2分類（小分類）で配置設計分類表を改正した。

<表VI-3-8>機能別設定登録の現況（1993～2007. 10. 27）

（単位：件）

区分	1993～ 2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007. 10. 27	計
ロジック	274	21	11	15	7	7	10	2	347
メモリー	139	35	4	1	3	0	0	0	182
マイクロ プロセッサ	209	27	22	9	1	4	2	0	274
リニア	407	36	20	19	6	6	24	22	540
その他	99	46	69	58	69	24	103	9	477
計	1,128	165	126	102	86	41	139	33	1,820

<表VI-3-9>第1分類別設定登録の現況（2007. 10. 28～12. 31）

（単位：件）

区分	2007. 10. 28～12. 31	計
Analog and Digital Mixed Signal	13	13
Digital Logic	6	6
Microcomponent	0	0
Memory	0	0
Physical Library	0	0

区分	2007. 10. 28～12. 31	計
Others	5	5
計	24	24

* 資料：特許庁

国内機関別の登録現況を調べてみると、大手企業の登録が大きく減っている反面、研究機関、中小企業及び大学の登録は増加し続けている。

これは大きな資本施設の投資が無く、蓄積された技術と経験を元以小規模の専門人材のみで事業の遂行が可能な半導体設計事業の特性をよく活用した研究機関、中小期間及び大学によって半導体設計財産の開発が更に活発に行われた結果であると判断される。

<表VI-3-10> 機関別設定登録の現況

(単位：件)

区分	細部 区分	1993 ～2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
国内	企業	330	44	12	16	14	16	1	20	453
	大学	15	22	16	26	7	14	17	8	125
	研究所	131	22	67	44	57	3	89	13	426
	小計	476	88	95	86	78	33	107	41	1,004
外国	企業	652	77	31	16	8	8	32	16	840
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	細部 区分	1993 ～2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
	小計	652	77	31	16	8	8	32	16	840
総計		1,128	165	126	102	86	41	139	57	1,844

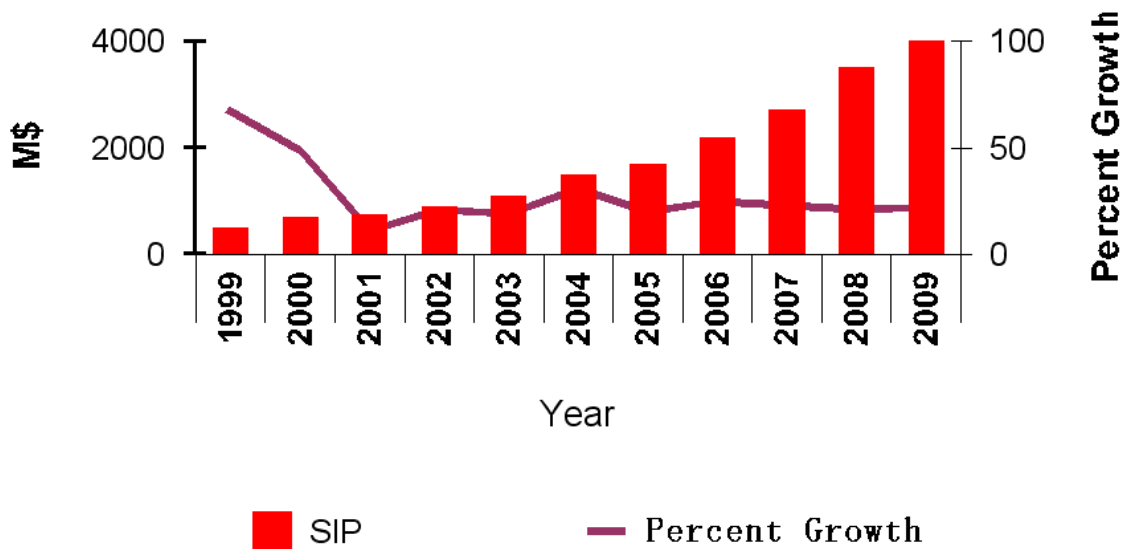
* 資料：特許庁

4. 今後の計画

半導体設計財産関連法・制度の研究及び半導体知的財産権の重要性に対する認識拡散を通じ、半導体設計技術振興のための環境を作っていく計画である。また、半導体設計財産の保護・流通のため、検証及び流通システムを構築し、主要半導体設計における財産権の創出及び普及により、自生的な半導体設計財産創出基盤を作っていく計画である。更に、2007年まで開催されていた「大韓民国半導体設計公募展」を、2008年からは「大韓民国半導体設計大展」に拡大・改変し、名実共に韓国最高の半導体設計競争の場にしていく予定である。

また、特許庁は半導体設計分野で新しい流通技術の出現（半導体チップの取引→機能ブロック別設計図の取引）と流通市場の拡大に備え、新知的財産権制度を整備し、運営基盤を構築すると共に、民間の設計財産権取引市場が定着できるよう積極的に支援し、電子及び半導体産業の変革を先導する計画である。

<図VI-3-3> 世界半導体設計財産市場の展望、2006～2009



* 資料：Semico Research Corp2005. 6.

第4章 海外における韓国企業の知的財産権の保護強化

第1節 実効性のある海外知的財産権保護活動の展開

産業財産政策局産業財産保護チーム書記官 キム・ホンジュ

1. 海外知的財産権保護の必要性

今日、世界で500の主要企業の財産の中には無体財産権が1/2以上を占めるなど、世界経済は名実共に知識基盤経済へ移行しつつある。これにより、特許を含む知的財産権は財貨などの有体資産より重要な交易要素となった。米国、ヨーロッパ、日本などの先進国は素早く知的財産権を商品貿易と連携させ、国富獲得の源泉として活用すると共に、自国企業の知的財産権の保護のため、外国に対する各種通商圧力を行使している。

韓国は過去50年間、輸出中心の経済戦略を推進してきたが、このような世界的な流れには逆らえない。2007年の場合、韓国の輸出額は3,715億ドルに上るなど、輸出入を含む全体貿易規模で世界第10位となった。このような対外交易の増加において、過去には米国、日本中心の貿易構造を形成していたが、最近では中国を含む東南アジア地域への輸出市場へ変わってきている。このような輸出の拡大及び変化により、韓国の輸出に対する知的財産権侵害が起きている。最近、韓国企業の技術力や商品の認知度が高まり、中国などの発展途上国で韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加している³⁵⁾。

海外における韓国企業の知的財産権侵害は、国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や

³⁵⁾ OECDの調査によると、全体物品取引量のうち、偽物商品は約5～7%占めている。韓国の場合、これを悪用すると、約220億ドル（2007年基準）規模になる。

韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害を受けているという実情である。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外投資を通じて積極的に国富を増進できるよう、海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、侵害発生時には積極的に支援するための事業を推進する必要がある。

2. 海外知的財産権侵害の現況

2000年以降の最近8年間（2000～2007）、特許庁の実態調査によって把握されている海外で知的財産権侵害を受けた韓国企業は269社で、計339件の知的財産権侵害が発生した。また、被・侵害企業は年平均18.4%の割合で増加している。2007年度には前年に比べ侵害企業の数が9.3%減っているが、知的財産権侵害または紛争を企業が避けていることや、貿易額が拡大しつつある点などを考慮すると、実質的な被害規模は大きくなり続けると予想している。

具体的な韓国企業の被・侵害事例を侵害発生地域別に調べてみると、中国などのアジア地域における侵害件数が全体侵害件数の56.5%を占めており、最近ではこれらの国で製造された模倣品が米国、日本、ヨーロッパなどの先進国に輸出・流通される事例も見られ、これに対する積極的な対策を考えなければならない。

<表VI-4-1>年度別・地域別被・侵害の現況（2000～2007）

（単位：社）

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
アジア	中国	—	11	8	6	5	18	13	21	82

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
中華圏	1	—	2	2	1	1	7	3	17
アジア圏	5	1	6	7	4	5	14	11	53
アフリカ圏	1	—	3	8	4	2	4	—	22
ヨーロッパ圏	4	4	6	11	3	2	7	5	42
北米・オセアニア圏	—	—	4	4	5	5	7	6	31
中南米	1	—	2	—	2	1	1	—	7
その他	3	1	—	4	3	—	1	3	15
計	15	17	31	42	27	34	54	49	269

注) 中華圏は台湾、香港、マカオを含み、アジア圏は中国及び中華圏を除いたその他アジア国家で、侵害発生国家を基準とする。

269社の被・侵害事例を権利別に調べてみると、商標権に関する侵害が48.3%と最も多く、商標の保護・管理が難しいということを示している。また、特許などの技術に対する侵害も増加していることが分かった。

<表VI-4-2> 権利別被・侵害の現況 (2000～2007)

(単位：件)

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
特許・実用新案	6	5	13	18	6	10	17	25	100
デザイン	3	4	5	1	2	10	12	9	46
商標	7	11	23	29	18	22	37	17	164
その他	—	1	1	2	3	9	8	5	29

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	計
計	16	21	42	50	29	51	74	56	339

また、2007年に特許庁の海外知的財産権保護センターへ通報があった侵害類型を調べてみると、全体の50%（25件）が偽造品（偽物）に関するものであり、韓国企業が投資または営業活動を行っている国の知的財産権執行と密接に関連があるものと把握している。

<表VI-4-3>侵害類型（2007）

（単位：件）

侵害類型	登録知的財産権を模倣した模造品の流通	未登録地的財産権の無断使用または模造品の流通	現地人の産業財産権の無断先登録	その他（模造品の輸出入／商標登録の妨害など）	計
件数	17	8	9	16	50

3. 「海外知的財産権保護センター」の運営

特許庁では韓国企業の海外知的財産権関連苦情事項に対し、相談・法律諮問及び通商交渉を通じた外交的な支援などを提供するため、1997年から「海外知的財産権苦情センター」を設置し、2000年に「海外知的財産権保護センター」への名称変更や機能強化を行った。

同センターは弁理士、弁護士などの知的財産権専門家を法律諮問官として委嘱し、海外における自国企業の知的財産権侵害及び紛争に関する各種苦情事項の専門的な相談及び法律諮問を支援している。国別・言語別に17名で運営していたのを、ヨーロッパ地域やアジア地域の専門化を追加し、30名に拡大した。

海外において韓国企業の知的財産権の保護の場合、侵害が外国で発生しており、当該国の知的財産権制度や現地の情報が円滑でないため、国内における侵害発生時より、解決が難しい点を考慮し、事前に保護することが重要である。そのため、特許庁は侵害が発生しないよう事前に権利保護をするため、次のような事業を推進している。

まず、2004年から開催している「海外知的財産権保護説明会」を2007年にも14回（国内8回、海外6回）開催し、海外に進出予定企業や既に海外に進出している企業に現地の知的財産権関連情報を提供した。また、韓国企業の主要進出国であるドイツ、ブラジル、タイ、トルコ編の「海外知的財産権保護ガイドブック」を発刊し、該当国の知的財産権制度を紹介した³⁶⁾。

このような事前侵害防止活動の他にも、侵害が発生した場合の事後侵害救済のための様々な事業を推進した。まず、2006年に始めた中小企業及び個人に対する審判及び訴訟費用支援事業を活性化した。2007年には13件に対して3億ウォンを支援し、現在まで1件が勝訴するなど、2006年から現在まで計3件が勝訴し、可視的な成果が現われている³⁷⁾。

また、2006年に設置された海外知的財産権保護センターホームページのサーバー容量を拡大し、海外知的財産権保護ガイド及び各種資料の他に、海外知的財産権保護説明会の映像を掲載するなど、海外知的財産権保護関連の各種事業の広報に積極的に活用している。

また、侵害が最も頻繁に発生している中国を中心に、海外知的財産権保護活動を推進するため、外交部や中央人事委員会と中国駐在官派遣について議論したが、派遣に

³⁶⁾ 2005年には中国、2006年には米国、日本、ベトナム、フィリピン、台湾、ロシア、マレーシア編を製作して配布した。

³⁷⁾ 2006年に10件の審判・訴訟費用として238百万ウォンを支援し、2件が勝訴、2件が敗訴した。残りは現在も進行中である。

は至らなかった。その代案として韓・中特許庁長会談を通じ、中国特許庁と互いに職員を派遣することに合意した。2007年3月に中国北京のKOTRA貿易館に特許官1名を派遣し、韓国企業の知的財産権保護活動を遂行させている。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産権を保護するため、産業資源部やKOTRAなどの関連機関と協力し、韓国企業の知的財産権の侵害を事前に予防すると共に、侵害があった場合には救済のための各種施策を推進し続けていく計画である。

第2節 企業の国際特許紛争対応能力向上

産業財産政策局産業財産保護チーム行政事務官 イ・ヒジュン

1. 国際特許紛争の発生現況

最近、先進国の企業と韓国企業間の特許紛争が急増している。2007年の紛争の様子は以前に比べかなり変わってきた。まず、紛争件数が2006年に比べ2倍以上増加し、以前には韓国企業が紛争を提起した事件が非常に少なかったが、2007年には韓国企業が紛争を提起した数が増えた。

具体的な内容が確認された主要国際特許紛争は、2000年から2007年まで110件あるが、国際特許紛争が企業秘密に属することが多く、企業が公開を避けているため、実際の件数はかなり多いと推定される。

紛争が発生した分野は主に電気・電子（85件）及び化学・医薬品（22件）であり、電気・電子は主に輸出市場である国外で訴訟が多く発生し、化学・医薬品は国内製薬業者の内需用複製医薬品の生産に関する訴訟が多い。

紛争対象を国別に分けると米国が54件、日本が23件と、この2ヶ国に関する紛争件数が全体の70%以上を占める。最近の特許紛争は、半導体、ディスプレイ、携帯など、韓国企業の主要輸出品目と内需品目中の薬品分野で頻繁に発生している。

2007年の国際特許紛争関連統計を調べてみると、韓国企業の反撃が目立つことが分かる。特に、半導体分野で先端技術を保有している韓国の大手企業が、それを侵害する他国の企業を対象に直接提訴するか、他企業の提訴を逆に利用するケースが増えている。

＜表VI-4-4＞2007年の韓国企業と外国企業間の国際特許紛争の提訴現況

分野		外国企業の 提訴件数	韓国企業の 提訴件数	小計	総計
電気 電子	PDP	1	1	2	29 (76.3%)
	LCD	6	—	6	29 (76.3%)
	半導体	3	3	6	29 (76.3%)
	携帯	2	—	2	29 (76.3%)
	デジタル	4	1	5	29 (76.3%)
	コンピュータ	1	—	1	29 (76.3%)
	その他	4	3	7	29 (76.3%)
化学 薬品	化学	1	1	2	8 (21.1%)
	薬品	3	2	5	8 (21.1%)
	繊維	—	—	—	8 (21.1%)
	食品	1	—	1	8 (21.1%)
機械	自動車	—	—	—	1 (2.6%)
	精密加工	1	—	1	1

分野	外国企業の 提訴件数	韓国企業の 提訴件数	小計	総計
				(2.6%)
合計	27 (71.1%)	11 (28.9%)	38	38

<表VI-4-5> 外国企業との技術分野別特許訴訟件数 (2000~2007)

分野	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	小計	総計	
電気 電子	PDP	—	—	—	—	2 (1)	1 (1)	—	2 (1)	5 (2)	85
	LCD	—	—	1 (1)	1	3	—	1 (1)	6	12 (2)	85
	半導体	1	1	1	1	2	6 (1)	3 (1)	6 (3)	21 (5)	85
	携帯	—	—	—	—	1	3	4	2	10	85
	デジタル	—	—	—	—	4	—	—	5 (1)	9 (1)	85
	コンピュータ	10 (10)	2 (2)	—	—	—	—	1	1	14 (12)	85
	その他	—	1	—	2	1 (1)	—	3 (1)	7 (3)	14 (5)	85
化学 薬品	化学	—	—	—	—	—	1	—	2 (1)	3 (1)	22
	薬品	1	1	1	2	4	—	2 (1)	5 (2)	16 (3)	22
	繊維	—	1	—	—	—	—	—	—	1	22
	食品	—	1	—	—	—	—	—	1	2	22
機械	自動車	—	—	—	—	—	—	1	—	1	3
	精密加工	—	—	—	—	—	—	1	1	2	3

分野	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	小計	総計
合計	12 (10)	7 (2)	3 (1)	6	17 (1)	11 (2)	16 (4)	38 (11)	110 (31)	110

* 紛争発生年度基準

* 国内外裁判所及び米国ITC（国際貿易委員会）の提訴件数

－ 提訴機関及び派遣企業別に1件

－ () 内は韓国企業が外国企業を相手に訴訟を提起した件数

* 国際特許紛争は企業秘密に属する場合が多く、企業が公開を避けており、実際はこの数値より多いと推定される。

<表VI-4-6>相手国別特許紛争の件数（2000～2007）

国	外国企業→韓国企業	韓国企業→外国企業	合計
米国	43	11	54
日本	18	5	23
台湾	1	12	13
イギリス	5	－	5
フランス	4	－	4
カナダ	2	－	2
スウェーデン	1	－	1
ドイツ	1	－	1
ベルギー	1	1	2
スイス	1	1	2
シンガポール	1	－	1
オランダ	1	－	1

国	外国企業→韓国企業	韓国企業→外国企業	合計
中国	—	1	1
合計	79	31	110

このように韓国企業を対象とした国際特許紛争の主要な特徴を調べてみると次の通りである。

① 韓国企業の技術力向上により、LCD、半導体、デジタルなどの電気・電子分野で紛争が熾烈になり、高付加価値産業に対する技術主導権争いが激しくなっている。具体例を挙げると、三星－ルネサステクノロジー間のメモリーチップ製造技術に関する双方向訴訟と、日立－LG電子間のPDP技術に関する双方向訴訟など、韓国企業と海外企業間の特許紛争が一つの国の一方的な主導権ではなく、双方間の主導権を握るための争いに拡大されている。

② 代表的な高付加価値産業の一つである化学・医薬品分野で韓国企業が国際特許紛争の積極的な攻勢を展開し、勝訴している。SK（株）は日本のドウネンとのLiBS関連特許及び営業秘密侵害訴訟で勝訴し、京東製薬もスイスに本社があるノバルティスを相手に提起した抗ウィルス剤「Famciclovir」の特許侵害訴訟の控訴審で勝訴するなど、最近この分野の7件の訴訟で3件勝訴している。

③ それにもかかわらず、国内企業の特許紛争による被害が減らない理由の一つは事前予防能力の不足である。最近の技術特許は更に細分化され、研究企画段階から先行技術調査など、特許分析が事前に十分に行われない場合、特許紛争に巻き込まれる可能性が大きい。

2. 国内企業の特許管理実態及び問題点

国内企業のほとんどは効果的で体系的な対処能力が欠けている。中小・ベンチャー

企業の場合、特許の重要性は認識しているが、ほとんどの場合特許専担部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争発生時に対処する能力が不足している。大手企業の場合も三星電子、LG電子などの一部企業を除いては特許専門家で構成された特許専担部署がなく、法務チームなどで特許出願・登録を単純に管理する水準であり、このままでは国際的な特許紛争を事前に予防、対処することは難しい。

また、国内企業は研究企画段階から十分な特許分析を通じ、事前に特許紛争を予防する努力が不足している。日本の場合、特許出願の50%が先行技術の調査不足によって拒絶され、この拒絶された件の中にはR&D着手時点に既に先行技術が存在したケースが80%に上るというが、韓国の場合も大きく変わらないと判断される。

3. 国際特許紛争対応能力の向上方案

国内企業の国際特許紛争対応能力向上のため、特許庁が推進している対応方案には次のようなものがある。

① 特許情報分析サービスを強化している。特許庁は国内企業と研究所の国際特許紛争の対応力向上のため、2005年から地域（国家）別の特許紛争マップや特許紛争が予想・進行される核心技術分野に対する紛争対策用特許マップを作成・普及している。主要交易国の体系的な特許紛争の現況把握のための特許紛争マップは2005年米国編（1）を作成し、2006年には米国編（2）と日本編を作成した。また、2007年にはドイツ・イギリス編を作成し、2008年には中国またはオランダ編を製作する計画である。

また、特許紛争の事前予防と重複研究の防止などのため、2005年からは産業資源部などの関連部署と協力して次世代成長動力産業と紛争多発分野を中心に毎年10分野に対し、紛争対策用特許マップを作成・配布している。

また、特許庁は2005年から科学技術部、産業資源部など各部署の研究開発事業の研

究企画・課題選定時に特許技術動向調査を義務化するようにし、国家R&D課題の効率性を向上すると共に、国際特許の取得が可能な技術開発を誘導している。更に、研究機関及び民間企業の特許分析要求に対応するため、韓国特許情報院の特許情報分析サービス機能を強化した。

② 特許紛争関連情報を拡散させている。このため、特許庁は技術研究会を活用し、特許技術情報の活用を促進するための教育を強化した。特許庁の審査官で構成された技術研究会は業界の国際特許紛争における共同対応戦略樹立を支援するために、半導体・ディスプレイ装備の特許コンソーシアムのセミナー、ワークショップなどに参加し、特許情報、関連法制などの技術的な諮問を提供している。

また、2008年度のチーム制訓練の課題として米国のマイクロソフト（MS）の事例を研究することを計画するなど、主要先進国の大手企業の特許紛争事例及び特許技術活用事例を研究し、関連業界に情報を提供する予定である。

③ 海外知的財産権保護センターの機能を拡大し、国際特許紛争に関する救済制度を整備・実施している。特に、知的財産権侵害が頻発する地域に、2008年からIP-Deskを設置し、海外知的財産権保護のための拠点として活用すると共に、この制度を徐々に拡大し、韓国企業が海外で知的財産権を保護できるよう支援する方針である。また、中国に特許官を派遣し、中国で韓国企業を相手に、知的財産権侵害に関する苦情の相談や被害事例を分析するなど、国際特許紛争に積極的に対処している。

また、官・民協力を通じ、大手企業の特許紛争ノウハウを中小企業と共有する海外知的財産権保護協議会を2007年6月に発足し、国際特許紛争に積極的に対処できるよう歓談会やセミナーなどを推進し続けている。

第5章 積極的な知的財産分野の国際協力推進

第1節 主要国との両者協力強化

1. 主要国との庁長会談

産業財産政策局国際協力課行政事務官 イ・ジンヨン

1990年以降、世界主要特許庁と活発に協力事業を続けてきている韓国特許庁は、2000年代に入り、審査結果の相互利用という中期的目標達成のための前段階として、他国特許庁と先行技術共同調査事業を推進しており、情報化分野の優先権主張証明書類の電子的交換など、様々な分野に協力事業を拡大している。

まず、5月8日、特許庁開庁30周年記念の国際コンファレンスに参加するため、韓国を訪問したオーストラリア特許庁長とソウル新羅ホテルで第8回韓・豪庁長会談(チョン・サンウ庁長、Ian Heath庁長)を開催した。両国の実務者間で議論されていた先行技術共同調査事業の具体的なアクションプランについて合意し、オーストラリアが主導的に推進していたAPEC域内発展途上国に対する技術的支援のため、韓国が積極的に協力することにした。これに対する事後措置として11月に両国の特許庁間の審査官が相互訪問し、第1回先行技術共同調査事業を実施した。

全世界の特許出願の75%以上を占めている特許先進5ヶ国(韓・米・日・中・EU)間の特許庁長会談が5月11日から12日まで米国のハワイで開催された。本会議で5ヶ国は適切な時期に高品質の特許審査を提供し、特許制度を簡素化できる方案や出願された特許の質の重要性などについて議論した。また、検索や審査の結果を相互活用することに合意した。各国の特許庁は米国特許庁が作成した包括的なマトリックスにしたがって必要な資料を提供し、具体的な協力事業を推進することに合意した。この会談は既存の米・EU・日の3極を中心に行われていた会議であり、ここに韓国と中国が参加できたことには大きな意味がある。

2. 先進5ヶ国間の特許協力活動の強化

産業財産政策局国際協力課書記官 キム・イルギョ

イ. 知的財産の国際動向

1) 5ヶ国特許協力の推進経緯

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、最近全世界で知的財産出願が急増している。伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパの他、最近中国と韓国の知的財産権出願も急増している。韓・米・日・中・ヨーロッパの5ヶ国からの出願は全世界の出願の75%に上る。これにより、5ヶ国の特許庁の審査負担や審査積帯も急激に増加し、これを解消するための5ヶ国間の特許協力の必要性が高まった。

このような5ヶ国間協力の必要性が高まり、5ヶ国の特許庁は米国特許庁の提案にしたがって、2007年5月に米国ハワイで史上初の知的財産権分野先進5ヶ国特許庁長間会議を開催した。

2) 第1回5ヶ国特許庁長会談の成果及び意義

2007年5月11日、12日の両日間、第1回5ヶ国特許庁長会談が米国のハワイで開催された。韓国のチョン・サンウ特許庁長、ヨーロッパのAlain Pompidou特許庁長、日本の中島誠特許庁長官、中国のTian Lipu特許庁長、米国のJon W. Dudas特許庁長が参加し、審査積帯の解消、業務の相互活用方案模索、情報化、特許分類、特許統計分野の協力など、計10個の議題について議論し、5ヶ国間の相互協力について協議した。

特に、5ヶ国特許庁は5ヶ国間の特許出願量中の相当数が5ヶ国間で共通に出願されていることを利用し、5ヶ国特許庁の特許審査負担と特許出願積帯の増加に共同で対応することに合意した。適時 (Timeliness) に高品質 (High quality) の特許審査

を提供し、特許制度を簡素化（Simplicity）できる方案について議論した。

そのため、5ヶ国特許庁は各国の検索や審査結果は最大限相互活用されなければならないということに同意した。全世界の特許出願の75%を担当している5ヶ国特許庁としては長期的な目標に対する議論を続けるよりは、短期間に実質的な成果が挙げられるよう、具体的な事項に対する協力を推進することで合意した。

また、検索や審査の結果を活用するための情報化基盤を構築するため、共同で努力することに合意した。具体的には、審査品質の向上のため、審査官の教育制度、審査評価制度、特許情報の拡散政策などに関する各国の現況情報を共有し、議論した合意議題別に細部実行計画を樹立・履行することに合意した。

第1回5ヶ国特許庁長会談の後、5ヶ国は合意した細部実行計画にしたがい、特許審査品質管理などに対する報告書の作成・交換、統計実務グループ会議の開催、特許分類調和会議の開催など、様々な分野の事後協力を共同で遂行している。

このような5ヶ国特許庁長会談などの先進5ヶ国特許協力活動は、知的財産の先進5ヶ国体制が本格的に発足したということに大きな意義がある。既存の3極（米国、日本、ヨーロッパ）間の協力体制に、韓国と中国が入り、5ヶ国体制に拡大され、国際社会における韓国の立場を開代弁できる環境が整った。また、国際的な知的財産権制度の発展に寄与できる場が広がった。

また、5ヶ国間の協力チャンネルを構築し、審査業務の共有など、細部事項に対して協力することになり、今後5ヶ国間の相互協力活動は更に活性化される見通しである。特に、審査情報の共同活用に相互合意したことにより、韓・米間の審査情報共有システムの共同構築や主要国との特許審査ハイウェイ制度の拡大など、主要国との協力が更に加速化すると予想される。

3) 今後の推進計画

2007年には、第1回先進5ヶ国間の特許庁長会談を開催するなど、5ヶ国の特許協力体系を整備し、2008年からは5ヶ国間の実質的な協力が行われる予定である。

業務共有のための5ヶ国実務会議、5ヶ国統計実務グループ会議、5ヶ国特許分類調和会議、5ヶ国情報化技術協力会議などが年内に開催され、特許協力のための実務分野の会議を続けていく予定である。また、第2回先進5ヶ国特許庁長会談を2008年の下半期に開催し、5ヶ国間のこれまでの協力事項を確認すると共に、今後の具体的な協力推進方案を議論する計画である。



第2節 知的財産権の国際議論における韓国の立場の積極的な開陳

1. 知的財産権の国際規範形成議論への積極的な対応

産業財産政策局国際機構チーム環境事務官 キム・ヨンミン

イ. 2007年WIPO第43回総会

9月24日（月）から10月3日（火）までジュネーブで開催された第43次WIPO総会で184加入国の同意を得て、韓国語が英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語、中国語、アラブ語と共に9番目のPCT国際公開語に採択された。韓国語のPCT（Patent Cooperation Treaty：特許協力条約）国際公開語採択は、国際特許出願で韓国語がUN共用語に指定されたのと同じ機能をし、韓国語の国際公開語が実施される2009年1月1日から韓国語でPCT出願が可能になった。これまで英語で作成しなければならなかったPCT規定により、苦勞してきた多くの個人出願人は今回の韓国語のPCT国際公開後採択により、2009年からそのような苦勞から解放されることになった。

韓国語のPCT国際公開語の採択のため、特許庁は特許・実用新案分野では世界第4位、PCT特許出願分野では世界第5位の地位を元に、韓国語のPCT国際公開語の採択の当為性を主張した。また、公開語の議論に先立ち、WIPO事務局長やWIPOに大きな影響力を持っている米国、日本、中国、EPO、オーストラリア、ドイツ、カナダ、デンマークの特許庁長とそれぞれ両者協力を通じ、加入国の協力を求めた。

韓国特許庁は基調演説を通じ、顧客満足と多様性を抱擁する政策基調の需要を促進し、発展途上国と先進国の対立が展開されているWIPOの建設的な活動方向を提示した。また、特許庁はWIPO韓国信託基金の成果など、韓国の発展途上国知的財産権発展のための支援努力を説明し、今後も知的財産権制度の発展経験の共有や韓国と世界知的財産権制度の発展のため、WIPO及び他加入国と積極的に協力していく方針である。

総会では現在のイドリス事務局長の年齢詐称問題による今後の去就が重点的に議論

されたが、辞任を主張する米国などの先進国と留任を主張する発展途上国間の対立により、合意導出は失敗した。また、2008年から2009年の事業予算が議論され、事業予算承認に対する評決まで行われたが、賛成票が2/3を満たさず、否決された。これにより、会計規定や予備活動と共に予算の重要変数であるPCT手数料の引き下げも否決された。しかし、事務局長の去就及び予算などの行政事項とは異なり、発展途上国の支援やPCT審査品質向上のための加入国間の合意には大きな進展があった。発展途上国の支援については4回のPCDAを通じて導出された45個の履行課題が今回の総会で承認され、そのうち追加予算が必要ない19個の履行課題については直ちに履行が推進された。また、追加予算が必要な26個の履行課題については2008年からCDIP（IP及び開発委員会）会議を通じ、具体的な推進方案（Action Plan）を協議することにした。また、PCTの品質向上のため、補充的な国際調査制度が承認された。

総会期間中に特許庁は計10回の両者及び多国間の集まりを活発に展開した。インドネシアとは特許情報化システムの構築と人的資源開発プログラムを共有するMOUを締結し、日本とは特許審査ハイウェイ事業などの協力関係を具体化した。特に、海外知的財産権を保護するため、重要な利害関係のある中国とは、知的財産権専門家の相互派遣MOUを締結することで合意した。また、WIPOのPCTを管掌しているフランスガリ事務局次長との信託基金の運営を通じ、発展途上国の支援を管掌しているサバワル事務局次長との両者協議を通じ、WIPOへの韓国人進出に対する協力を求め、協力方案について議論した。

一方、韓国代表団は総会期間中にWIPO本部ロビーに特許庁とWIPOが共同で開発した知的財産権e-ラーニングシステムであるIPパノラマの試演のためのブースを設置し、総会に参加した加入国を相手に広報活動を展開し、韓国の知的財産権教育コンテンツの優秀性を広く広報した。

ロ. WTO/TRIPs論議

2005年にはDDA38) 交渉などのためのTRIPS理事会が3回、香港ではWTO閣僚会議が開催された。同会議では「TRIPS協定と公衆保健議題」、「地理的表示関連議題」、「生命工学関連議題」などが論議されたが、このうちの公衆保健議題を除く他の議題に対しては国家間の意見がかなり対立し、これといった論議の成果は得られなかった。

まず、特許の強制実施関連条項であるTRIPS協定第31条(f)は強制実施権と関連し、医薬品生産施設がないか、不足している国の医薬品供給を事実上不可能にしているため、TRIPS理事会では強制実施を通じて生産された医薬品の輸出を可能にする方案と強制実施の対象となる疾病の範囲及び医薬品の種類などに関する交渉を行った。

熾烈な激論の末、2002年12月に国内市場供給関連条項であるTRIPS第31条(f)項に対する効力停止及び各国の疾病範囲に対する裁量認定を骨子とする議場の草案を基本内容とする2003年8月の最終決定分が妥結された。また、2005年12月にはようやくTRIPS協定第31条の2の新設が合意され、発展途上国の公衆保健問題解決のため、輸出医薬品の強制実施権を発動できる根拠が整った。2007年3月に同条項は韓国を始め、米国、スイス、エルサルバドルなど4つの会員国が受諾し、残りの会員国の受諾のために開放されている状態である。この条項は会員国の3分の2以上が受諾する時点で発効される予定である。

地理的表示に関してはブドウ酒及び蒸留酒(wines and spirits)に対してのみ認められている追加的な保護(additional protection)をブドウ酒及び蒸留酒以外の商品に拡大することを扱う「地理的表示の追加的保護の拡大」問題とブドウ酒及び蒸留酒の地理的表示を容易にするため、「ブドウ酒と蒸留酒の地理的表示の通知と登録のための多国間登録システムを設置」する問題が論議中である。

まず、地理的表示の追加的保護の拡大問題は地理的表示保護において、商品間に差別をする必要がないという理由からその拡大を主張する国家(ECなどの旧農業国家)と現行保護システムでも十分な保護が可能であると主張しながら、追加的な保護拡大

³⁸⁾ Doha Development Agendaの略

による経済的、行政的費用の発生可能性に憂慮を示す拡大反対国家（米国、オーストラリアなどの新農業国家）の対立構図が続いている。韓国は世界的に広く知られている地理的表示が多くないことを考慮し、新農業国の立場を支持している。

次に、ブドウ酒及び蒸留酒に対する国際登録システムの設置問題は別途の地理的表示登録制度が存在しない国家で追加的な義務負担をもたらさない非拘束的なシステムを賛成する国家（米国、オーストラリアなどの新農業国家）と拘束的なシステムを賛成する国家（ECなどの旧農業国家）間で意見が対立しており、これからも両者の論争及び対立が持続されると予想される。

生命工学関連議題は生命体に対する特許付与、植物新品種の保護方案及び伝統知識と遺伝資源の保護などに関するもので、生命体に対する特許の制限と伝統知識に対する強力な保護を主張する発展途上国と現行の知的財産権制度内で同事案を論議しようとする先進国の立場が対立している。

最近では両側の立場が対立する中、特許出願書に遺伝資源の出所公開を義務化する問題と遺伝資源使用時に事前同意と利益共有を要件化するかについて先進国と発展途上国間の激しい論議が展開されている。

発展途上国は遺伝資源及び伝統知識を利用した技術を開発した場合、事前に遺伝資源及び伝統知識の利用に対する同意を得てその特許出願書に出展を公開し、技術から得られる利益を共有する立場である。それに対し、先進国はそのような内容を私的契約によって規定すべきであり、知的財産権制度に導入すべきではないという立場を堅持しているため、両陣営の立場が対立している。韓国は遺伝資源が多くなく、生命工学技術発展の可能性が高い状況考慮し、先進国陣営と同じ立場を取っている。

ハ．国際特許分類（IPC）会議

IPCは発明の技術分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1971年に締結された「国際特許分類に対するストラスブール協定」によって成立された。2006年1月1

日からは国際特許分類第8版が使用されている。現在、ストラスブール協定の加入国は57ヶ国であり、韓国は1999年10月8日に加入した。

2007年には需要に合わせて、IPCを基本レベルと拡張レベルに二元化する作業が重点的に行われた。基本レベルは改正実務作業班において3年周期で開催され、拡張レベルは拡張レベルIPCの改正を担当するIPC改正実務協議体である拡張レベル分課委員会（ALS、Advanced Level Subcommittee）で随時改正作業が行われる。また、生命工学技術の発展によるIPC分類の改正も一緒に議論されている。イスラエル（提案国）、ドイツ、ヨーロッパは技術の細分化が切実であると主張する一方、日本、米国は再分類作業の多さに比べ分類改正による効果が少ないとして反発している。韓国特許庁は韓国の産業に適したIPC改正のため、改正作業に積極的に参加し、基本レベルや拡張レベルのIPC改正時に、IT産業分野で世界的な競争力がある韓国産業の現況を反映できるよう、新規IPC改正要素を積極的に発掘・提案する予定である。また、米国、日本、EPOと共に拡張レベルを使用する唯一国家としての立場を反映した拡張レベルの改正のため、拡張レベルの改正作業にも積極的に参加する予定である。

二. 政府間委員会（IGC）

WIPOでは遺伝資源や伝統知識（GR/TK）の保護問題を議論するため、「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会」を2001年4月に構成した。

2007年の会議でも既存の会議と同様に、遺伝資源の出所公開や利益共有を巡り、発展途上国と先進国間の立場が対立した。発展途上国は先進国が独占してきた遺伝資源の利用による利益を共有するため、特許出願時遺伝資源の出所を公開し、利益共有を強制執行できる制度的な措置の整備を主張した。それに対し、韓国、米国、日本は遺伝資源の保護と利益共有は私的な契約で十分達成できるため、出所公開が出願人と特許庁の行政負担が過重になる可能性があるという理由から遺伝資源の出所公開と利益共有のための国際規範の制定に反対した。EPOは遺伝資源の保護のため、出所公開をすることは支持するが、利益共有に対する国際規範の制定に対しては反対の立場を表明した。但し、利益共有に関してはガイドライン水準の規範制定程度は認められるという

ことも言及した。

特に、韓国と先進国はGR/TKの保護と先行技術としての活用のため、関連DBの構築を主張したが、発展途上国は安全装置が整備されていない現状でDBが構築されれば、遺伝資源の侵害が誘発される恐れがあるとして反対した。また、伝統知識を実質的に保護できるよう、法的拘束力のある国際規範の制定を強く求めたが、韓国と先進国は伝統知識や権利者・受惠対象者に対する定義と侵害範囲がまず決定されるべきと主張し、上記事項に対する国際的な合意が行われていない状態で、処罰の水準とそれを規定する国際規範を議論することは時期尚早であると説明した。

ホ. 商標法常設委員会 (SCP)

WIPOは各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のため、2002年から8回の商標法常設委員会によって商標条約を改正したシンガポール条約を2006年9月に採択し、韓国、米国、日本、オーストラリアなど、34ヶ国が加入した。

商標法条約は、商標出願・登録時に国際商品分類 (NICE分類) の使用、多類1出願・登録制度、更新出願商標に対する実体審査の禁止、各種書類の返戻時の意見陳述の機会付与、出願書・申請書の記載事項の簡素化などで構成されている。2007年の2回の会議では、締約国に登録されたすべての包装の同条約適用 (第2条)、電子出願と書面出願の両方の提出書類の認定 (第8条)、期限未遵守に対し、期限延長、手続き継続、権利回復のような救済手段の規定 (第14条) などが議論された。このうち、期限未遵守時の救済手段は出願及び登録過程が長期化される恐れがあるため、審査処理期間短縮を推進している韓国特許庁の立場では慎重に検討している。

ヘ. NICE国際商品分類

NICE国際商品分類は、商品及びサービス業の分野を表す国際的に統一された分類体系であり、1957年にWIPOの主導で締結された「標章登録のための商品及びサービス業の国際分類に対するNICE協定」によって樹立された。韓国特許庁は1998年3月にNICE

国際商品分類制度を導入した。

2007年に開催された会議では食品関連商品を中心に、第10版の改正作業が進行した。分類の基準を生物学的な種や原材料から、機能または目的に変更する方案が議論された。動物性食品である第29類と植物性食品である第30類は生物学的な種に基づいているが、機能や目的に重点を置いて「食用または保存用加工食品」として併合する方案が提案された。無アルコール飲料である第32類とアルコール飲料である第33類の現行の分類基準は原材料に基づいているが、機能や目的に重点を置いて「酒類及び飲料」に併合する方案が議論された。韓国特許庁は第9版に「キムチ」を含ませたように、韓国産業に適したNICE国際商品分類の新設のため、第10版に新規に含まれる可能性のある商品の発掘を推進している。

ト. マドリッドシステム

マドリッドシステムはマドリッド協定 (Agreement) とマドリッド議定書 (Protocol) で構成され、マドリッド協定またはマドリッド議定書に加入した国はマドリッドシステムに加入したとみなされる。韓国は2003年1月20日にマドリッド議定書に加入した。マドリッド協定またはマドリッド議定書の加入国はマドリッド協定や議定書の改正を議論するため、マドリッドシステム改善のための実務会議を毎年開催している。

2007年の会議ではセーフガード条項の廃止議論で提起された一部加入国の拒絶理由通知期限を、現行の18ヶ月から12ヶ月に短縮する方案が主張された。マドリッドシステムの締約国はマドリッド協定からマドリッド議定書への転換のための経過規定であるセーフガード情報を廃止し、議定書への完全転換を推進した。しかし、セーフガード条項を廃止し、マドリッド議定書に転換する場合、現在の議定書に規定された拒絶理由通知期限である18ヶ月を適用しなければならないが、ノルウェーなどの一部加入国は出願人の権利取得が遅れる可能性があるということを理由に協定書通りに12ヶ月とすることを主張した。そのため、拒絶理由通知期限については、議定書体制への転換の例外とすることで合意した。

チ．開発アジェンダ

WIPOでは第4回総会を通じ、発展途上国の開発協力をアジェンダとして制定し、府間委員会の会期間会議（IIM）及び開発アジェンダに対する臨時委員会（PCDA）によって、2007年まで議論した。2008年からはIIMとPCDAを終了し、WIPO知的財産権及び開発委員会を新設して具体的な推進方案を導出することを決意した。

開発アジェンダの履行課題を巡る発展途上国と先進国の対立の中でも、45の課題のうち、予算が必要なく、宣言的な意味を持っている19課題を「直ちに履行可能な課題」として分類・推進することに合意した。また、基金整備、差別的な国際規範の適用、技術移転など、追加予算が必要か、先進国グループが反対する26の履行課題については更なる議論を行って推進することにした。

リ．APEC論議

2005年のAPEC域内の知的財産分野における最重要議論事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つもモデルガイドラインの採択であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を整備するためのもので、2005年6月の通常長官会議（MR T）で最終的に承認・採択された。

同構想は知的財産権保護に関する広範囲で高水準の執行体制の樹立を扱っており、会員国の支持獲得が難しいと予想されていた。しかし、韓国特許庁は中国及びASEAN市場などで、韓国知的財産の保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加し、同構想に韓国の立場も適度に反映できるように努めた。

2007年には同構想を元に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法・制度のような現況を加入国に紹介した。また、9月にはシドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピーを販売するブランド市場」の用語使用を巡る先進国や発展途上国の激しい対立で、韓国

は仲裁の役割を遂行した。

ヌ． 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA：Anti-Counterfeiting Trade Agreement）

韓国は2007年10月に新しく始まった模倣品・海賊版拡散防止条約に公式に加入し、2007年12月で開かれた第1回ACTA交渉に参加した。既存のTRIPs協定は知的財産権保護のための最低限の内容のみを規律しており、新しい種類の知的財産権侵害に効果的に対処できていないのが実情である。そのため、2005年7月に日本の小泉総理がG8首脳会談でTRIPs協定を補完するLegal Regime制定の必要性を提起し、2006年以降日本と米国が共同で構想してきた。韓国は韓－米FTA交渉が進行中であることを理由に交渉への参加を留保してきたが、2007年4月に韓－米FTA交渉妥結により、執行分野の見解が相当部分受容されたため、ACTA参加を再検討し、日本や米国はじめとする知的財産権分野の先進国との交渉に公式的に参加することを決意した。

同協定は知的財産権分野の国際共通基準（International Common Standard）やそれを先導するリーダーシップ協定（Leadership Agreement）の設立を目標としており、同協約が高水準の知的財産権保護を保証できるよう、TRIPsより高水準の協約を受容可能な国家間で先に協約を締結した後、加入国を増やしていく計画である。

2． WIPO、APECなどとの知的財産権の協力強化

産業財産政策局国際機構チーム環境事務官 キム・ヨンミン

イ． WIPOとの知的財産権協力強化

特許庁はWIPOと2001年11月に大田 で 「 KIPO-WIPO間の協力のための基本協定（Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIPO）」を締結し、知的財産権の制度化及び執行において国際的水準の維持、韓国信託基金の設置運営による対発展途上国知的財産権情報化支援事業の拡大などで国際機構内の位置を高めている。

まず、2005年に外交部から特許庁に移管された国際機構義務負担金を2倍上げ（Class VII→Class VIbis）、今後2009年まで中国水準の4の2等級（Class IVbis）まで持続的に上げる計画である。

また、2005年の第41次WIPO総会時に合意した通り、2006年3月15日にイドリス事務局長が韓国を訪問し、国際知的財産研修院（IIPTI）を世界最初のWIPO公式研修機関に指定した。WIPOは過去20年間国際知的財産研修院がアジア地域の発展途上国における知的財産権に対する認識拡散に貢献したことを高く評価したのである。国際知的財産研修院が公式研修機関に指定された以降、インド、アゼルバイジャンなどが研修院のベンチマーキングを実行し、研修院に講師派遣の要請をするなど、多くの関心を示している。今後韓国特許庁は知的財産研修院を名実共にWIPO研修機関に育成するために講師派遣、教科目の選定、コンテンツの拡大などの協力を強化する計画である。

次に、特許庁は2004年にWIPOと締結したコリアファンド（Korea Fund）の設置協定により、韓国信託基金事業を遂行した。現在、2007年7月から2008年6月までの第4回事業を遂行している。第4回事業はPCTワークショップ及びLDCワークショップなどの情報提供と専門家の諮問などのコンサルティング事業、装備支援など、7つの細部事業で構成されている。

韓国特許庁は特に韓国の経済発展に対する知的財産権の役割を評価し、発展途上国の経済発展の「Best Practice Model」となるため、WIPOと共同で研究プロジェクトの推進を協議し、2008年4月7日から4月8日までの間、研究計画書の作成のためのラウンドテーブルを開催する予定である

ロ．APECとの知的財産権協力強化

アジア・太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）はアジア及び太平洋沿岸国家の円滑な政策対話と協議を主目的として作られた、政府と民間が自発的に参加する「ゆったりとしたフォーラム（Forum）」形態の協力団体である。

1989年オーストラリアのキャンベラで開催された12ヶ国閣僚会議を起点に始まった。1993年にクリントン米国大統領の提案により、米国シアトルで第1回首脳会議が開催され、2005年には韓国の釜山で開催された。これまでの間APEC会員国数においても12ヶ国から21ヶ国に増えた。

APEC内知的財産権関連論議は域内における知的財産権の保護・執行に焦点を合わせており、自発性、全員合意による決定方式で明確な成果の導出が難しい中、特許庁と韓国は2005年一年間活発な活動を行った。まず、2003年7月にカナダのバンクーバーで開かれた第17回会議で韓国が知的財産専門家グループ(IPEG)の議長国に選任され、2004年4月から中国北京で開かれた第19回会議から議長の役割を着実に遂行している。特に、2005年2月に韓国で開催された第20回会議及び8月にフィリピンで開催された第21回会議で議長国として当時論議中の「GIに関するアンケート」、「光ディスク不法複製防止のイニシアティブ」、「商標出願書の標準様式」などの早急な修了及び新しい事業発掘を注文して同意を得るなど、効果的な会議進行及び推進事業の整理などを通じ、リーダーシップを発揮した。

また、特許庁は「知的財産情報の活用」という議題の主導国としてAPEC基金を活用し、知的財産権e-learningコンテンツを製作し、特許庁及びIP Academyの教育教材として活用し、全世界にサービスを提供するために「知的財産権e-learningコンテンツ開発事業」を提案し、承認を受けた。同事業は2006年末に第1段階が完了され、その結果が会員国に公開された。2007年の年末には同プロジェクト完了し、同コンテンツの様々な活用方案に関する議論が加入国間で持続的に行われている。

一方、2007年1月に韓国特許庁は米国、日本及びシンガポールと共同で「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」を提案し、同年9月に高位管理会議(SOM)で最終的に採択した。これにより、APEC域内における特許審査に関する協力方案を議論できるようになった。同構想はAPEC加入国間の特許出願手続きの簡素化、APEC域内の審査協力及び特許審査能力の向上を図り、出願人の出願を容易にすると共に、迅速で高品質な特許権取得ができるようにするためのものであり、構想の実現のための具体的な議論を続けていく予定である。

第3節 FTA知的財産権分野の交渉対応

1. 韓-EU FTAにおける知的財産権分野の交渉対応

産業財産政策局国際協力課工業事務官 イ・ヒョンソン

イ. 推進経過

韓国とEUは両者間の交易自由化のため、2006年7月及び9月に2回の予備会談を行った後、2007年5月から公式交渉を開始した。2008年1月まで計6回の交渉を行い、第7回交渉が2008年4月にベルギーブリュッセルで行われる予定である。

ロ. 交渉進行状況

FTA交渉でEUは地理的表示の保護や執行強化などの知的財産権分野の保護強化を強く主張しており、韓国は国内企業の要求事項を貫徹しようと努力している。

第1回交渉では相手側の制度把握に努力し、第2回交渉ではEU側が提示した協定文の草案の意味を明確にした。第3回交渉では韓国側の修正案を元にした質疑・回答を通じ、韓国側の協定文案に対する立場を明確にした。

両者が提示した協定文を元に、第4回交渉では知的財産権分野に対する両者の主要争点を把握し、一部文案に対する合意が行われた。EU側は地理的表示の協定文草案を韓国側に伝達し、韓国側は特許分野の要求事項をEU側に伝達した。

第5回及び第6回交渉を通じて商標分野の場合は合意点を導出できたが、デザイン、特許、執行分野の未解決事項及び地理的表示については今後議論を続けていく予定である。

※ 参考：韓-EU FTA公式交渉日程

2006. 7. 19	第 1 回予備協議開催
2006. 9. 26～27	第 2 回予備協議開催
2007. 5. 7～11	第 1 回協議開催（ソウル）
2007. 7. 16～20	第 2 回協議開催（ブリュッセル）
2007. 9. 17～21	第 3 回協議開催（ブリュッセル）
2007. 10. 15～19	第 4 回協議開催（ソウル）
2007. 11. 19～23	第 5 回協議開催（ソウル）
2008. 1. 28～2. 1	第 6 回協議開催（ブリュッセル）

2. 韓－メキシコFTAにおける知的財産権分野の交渉対応

産業財産政策局国際協力課環境事務官 イ・ジンヨン

イ. 推進経過

韓国とメキシコは両国間の経済関係強化のため、2004年10月から2005年8月までに6回の専門家会議を経て、2006年2月から6月までに3回に渡る戦略的経済補完協定（SECA）³⁹⁾を開催した。第3回交渉以降は商品解放水準などに対する見解の差により、交渉が一時中断されたが、2007年12月の第4回交渉からはFTAに転換・開催した。

ロ. 主要交渉結果

両者は第1回交渉で韓国側が提示した協定文草案を元に議論を行い、地理的表示などの一部文案を除くほとんどの文案に対しても合意し、第2回及び第3回交渉では、

³⁹⁾ SECA (Strategic Economic Complementation Agreement) : すべての商品を協商の対象とせずに、自由化対象商品の範囲を協商によって決定するFTAより多少自由化程度が低い形態の貿易協定

第1回交渉に引き続き、地理的表示及び特許分野協力などについて議論したが、両者の意見の差を縮めることはできなかった。

第4回交渉（第1回FTA）で両者は地理的表示、国際協定、有名商標の保護、PCT国際調査（ISA）／予備審査機関（IPEA）指定、修正実体審査制度などで議論し続け、一部分野では進展が見られたが、地理的表示など、両者の立場が対立している部分については進展が見られず、次回の交渉で議論を続けることにした。

* 参考：韓－メキシコFTA公式交渉の日程

2004. 10	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第1回会議開催（ソウル）
2004. 12	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第2回会議開催（メキシコ）
2005. 3	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第3回会議開催（ソウル）
2005. 4	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第4回会議開催（メキシコ）
2005. 6	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第5回会議開催（ソウル）
2005. 8	韓－メキシコ経済関係強化のための専門家グループの第6回会議開催及び共同研究報告書の採択（メキシコ）
2005. 9. 9	韓－メキシコ首脳会談時に、戦略的経済補完協定（SECA）推進に合意（メキシコ）
2005. 11. 3～4	韓－メキシコSECA交渉開始関連事前準備会議（メキシコ）
2006. 2. 7～9	韓－メキシコSECA第1回交渉開催（ソウル）
2006. 4. 18～20	韓－メキシコSECA第2回交渉開催（メキシコ）
2006. 6. 14～16	韓－メキシコSECA第3回交渉開催（ソウル）

2007. 12. 5～7	韓－メキシコFTA第1回交渉開催（メキシコ）
---------------	------------------------

3. 韓－カナダFTAにおける知的財産権分野の交渉対応

産業財産政策局国際協力課工業事務官 ペ・ヨウル

イ. 推進経過

韓国とカナダはFTAによる貿易増進のため、2005年1月から3月までに2回の予備協議を経て、2005年7月から2007年12月までに12回の公式交渉を開催した。

ロ. 主要交渉結果

両側は第1回交渉で交渉推進日程、交渉分野など、今後の交渉推進体系（framework）を論議し、第2回交渉では知的財産権分野の協定文案作成時に含まれるべき要素について協議した。カナダ側は地理的表示、執行関連協力などを提示し、韓国は先行技術共同調査、優先権証明書類の電子的交換、PCT国際調査／国際予備審査の相互指定、審査官交流などの協力法案を提示した。

第3回交渉でカナダ側は知的財産権分野の協定文草案を提示し、韓国はこれに対する検討意見を提示した。両側は相互制度に関する理解を高めるため、知的財産権違反時の執行に関する制度及び地理的表示保護制度に関する紹介及び質疑・回答を行った。

第10回交渉では知的財産権における関連協力を強調したカナダ側の協定文を韓国側が受容し、両者は知的財産権協定文の妥結に到達した。しかし、第11回交渉でカナダは地理的表示保護関連文案を追加提示し、第12回交渉で両者は同事項について議論した。

* 参考：韓－カナダFTA公式交渉の日程

2005. 1. 25～26	第 1 回予備協議開催
2005. 3. 31～4. 1	第 2 回予備協議開催
2005. 7. 28	第 1 回協議開催
2005. 9. 27～30	第 2 回予備協議開催（ソウル）
2005. 11. 28～12. 2	第 3 回予備協議開催（オタワ）
2006. 2. 13～17	第 4 回予備協議開催（ソウル）
2006. 4. 24～27	第 5 回予備協議開催（オタワ）
2006. 6. 26～29	第 6 回予備協議開催（ソウル）
2006. 9. 25～28	第 7 回予備協議開催（オタワ）
2006. 11. 20～23	第 8 回予備協議開催（ソウル）
2007. 1. 29～2. 1	第 9 回予備協議開催（バンクーバー）
2007. 4. 23～4. 26	第10回予備協議開催（ソウル）
2007. 10. 9～10. 12	第11回予備協議開催（オタワ）
2007. 11. 26～11. 29	第12回予備協議開催（ソウル）

4. 韓－印CEPAにおける知的財産権分野の交渉対応

産業財産政策局国際協力課工業事務官 ペ・ヨウル

イ. 推進経過

韓国とインドは包括的な経済同伴者協定（CEPA）の妥当性を検討するための共同研

究を2005年1月から始め、2006年1月まで4回の会議を開催し、その結果物である共同研究報告書を採択した。その後、両国は2006年3月からCEPA交渉を始め、2007年12月まで9回の公式交渉を開催した。

ロ. 主要交渉結果

両側は第1回と第2回交渉で交渉推進日程、交渉分課など交渉推進計画を論議し、知的財産権分野の論議は第3回交渉から始めた。第3回交渉で韓国側は特許庁の現況、法令集、英文年報などの資料をインド側に提供し、インド側は知的財産権の担当組織、知的財産権制度などに対して説明した。韓国側は第4回交渉で知的財産権協定文の草案を整備することに合意した。

第4回交渉で韓国側は知的財産権分野の協定文案を提示したが、同協定文案にはPCT国際調査／国際予備審査の指定、修正特許実体審査などの特許取得に関する協力方案が含まれた。第5回交渉で両側は協力の実体的な内容であるPCT国際調査／国際予備審査の指定、修正特許実体審査、新品種保護に関する協力方案を除くほぼ全ての文案に合意した。

インド側は第6回交渉でこれまで議論してきた知的財産権協定文の代わりに知的財産権関連協力を宣言的に表現した新しい協定文で交渉することを要求した。第7回交渉では知的財産権分野の協力に関し、韓国・インドがMOUを締結することを提案した。また、第8回、第9回交渉は両国の知的財産権担当者の不参加により、開催されなかった。

* 参考：韓－印CEPA公式交渉の日程

2006. 3. 23～24	第1回交渉開催（デリー）
2006. 5. 10～12	第2回交渉開催（ソウル）
2006. 7. 18～21	第3回交渉開催（デリー）

2006. 10. 10～13	第4回交渉開催（ソウル）
2007. 1. 10～12	第5回交渉開催（ジャイプル）
2007. 4. 3～4. 6	第6回交渉開催（ソウル）
2007. 7. 24～7. 27	第7回交渉開催（ソウル）
2007. 10. 31～11. 3	第8回交渉開催（ソウル）
2007. 12. 17～12. 20	第9回交渉開催（ニューデリー）

第4節 韓国・北朝鮮間の産業財産権交流協力の積極的な推進

1. 南北産業財産権における交流協力の推進経過

産業財産政策局国際協力課行政事務官 イ・スングァン

南北は1991年に「南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書」（以下、「南北基本合意書」とする）を採択し、1992年同合意書の「第3章南北交流・協力」の履行と遵守のための「付属合意書」で産業財産権保護のための措置を取るよう合意した。

また、南北間の経済協力が本格化された時点である2000年度に締結された「南北間の投資情報に関する合意書」には知的財産権及びこれと類似した権利を投資資産の定義に含めさせることで、知的財産権保護のための土台を整備した。

また、南北両側はWIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連国際条約にも同時に加入しており、産業財産権の相互出願及び登録可能性が保障されている。また、PCTを通じた国際特許出願またはマドリッドルートを通じた国際商標出願が国際法上では可能である。

しかし、このような交流協力の根拠及び韓国側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北側は南側の産業財産権出願または登録を許容しておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。但し、WIPOなどの国際機関が主管するセミナーに参加する北朝鮮の産業財産権関連担当者と非公式的な意見交換は行っている。

2005年7月に中国北京で開かれた「PCTセミナー」で韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、超短期協力推進方向及び今後の戦略についての相互意見交換、南北間の産業財産権交流協力に関する細部合意書（案）を伝えたが、これは南北間の産業財産権関連最初の意見交換の場を設け、北朝鮮の知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局の関係者接触

を通じた南北産業財産権協力論議が可能になった点で意義がある。

2006年9月にモンゴルで開かれた「WIPO主管セミナー」でも南北産業財産権協力を関し、国家品質管理局の関係者と非公式に接触した。北側は産業財産権協力の必要性に共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置し、直接出願する方案を望んでいるものと判断された。

また、2007年7月にジュネーブで韓国基金（Korea Trust Fund）を通じて開催された「北朝鮮代表団Study Visitセミナー」では、北朝鮮の発明総局などの関連部署の関係者に特許行政革新、特許技術の事業化及び移転に対する重要性と、韓国特許庁のこれまでの革新努力と成果を伝播した。同セミナーはWIPO職員を除いては北朝鮮代表団のみが参加した最初のセミナーで、北朝鮮が知的財産権分野に大きな関心を寄せており、今後北朝鮮との産業財産権協力は北朝鮮側の必要に応じて徐々に活性化されると期待される。

特に、2007年12月に開催された「南北経済協力共同委員会」では、産業財産権分野の協力問題が議題として上程されたが、北朝鮮側の議論拒否により、最終協定文には投資環境の造成や制度的な保障問題の協力を推進するために構成した「南北経済協力制度分科委員会」で産業財産権について議論することで合意した。

2. 南北産業財産権交流協力の基本方向

知的財産権分野で南北間交流協力は「南北基本合意書及び付属合意書」の内容の有効性を確認し、これに対する具体的な実践方案を模索することから始めるべきである。

韓国特許庁の場合、知的財産権分野の交流・協力活動事項を具体化した「南北間産業財産権保護に関する細部合意書(案)」を既に整備している。また、同細部合意書(案)に基づいて南北間の「実務協議会」を構成し、知的財産権交流協力事業及び相互関心事項を段階的・漸進的に推進する計画である。

南北間知的財産権分野の交流協力内容のうち、最も革新的な事項は特許・商標など、産業財産権の相互出願・登録保障及び保護問題である。相互間の産業財産権出願登録保障を通じた保護が先決されてこそ、商品、サービス、技術及び資本が自由に移動可能で、これを土台に南北間経済協力も活性化できるからである。

次に、人的交流及び特許情報・資料の交換を通じ、南北間の知的財産権制度上の格差を解消し、統一化を段階的に推進していくと共に、相互間の知識と経験を共有できる機会を作っていくべきである。

同時に、中・長期的に南北を繋げてくれる特許電算網の構築事業を推進する必要性がある。相互連携される電算網の構築を通じ、出願人などに対する情報提供及び出願・登録などの手続きに伴う時間と費用を短縮できる。また、これによってもたらされる知的財産権関連情報の円滑な流れは技術移転及び新技術開発を促進すると期待される。

また、南北間知的財産権分野の交流協力を通じ、国際社会で提起されている知的財産権問題に対する共助も模索できる。特に、韓国と北朝鮮が共助し、WIPOなどで論議されている国際的な話題について共同で対応すれば、国際社会における韓国の地位は更に高まると予想される。

産業財産権分野の交流・協力は中・短期的に南北間経済協力推進の切り札として機能しなければならない。民族の知的財産保護に重点をおいて行われなければならない。

また、長期的には南北経済のバランスの取れた発展を追求できるよう、統一に備えた南北間の単一産業財産権制度の構築に念頭に推進しなければならない。

3. 交流協力の細部推進計画及び展望

イ. 細部推進計画

産業財産権分野の南北協力を体系的に推進するため、「南北財産権協力基盤構築」、「南北産業財産権協力の制度化」及び「南北産業財産権制度の調和」という3段階アクションプラン（Action Plan）を樹立した。

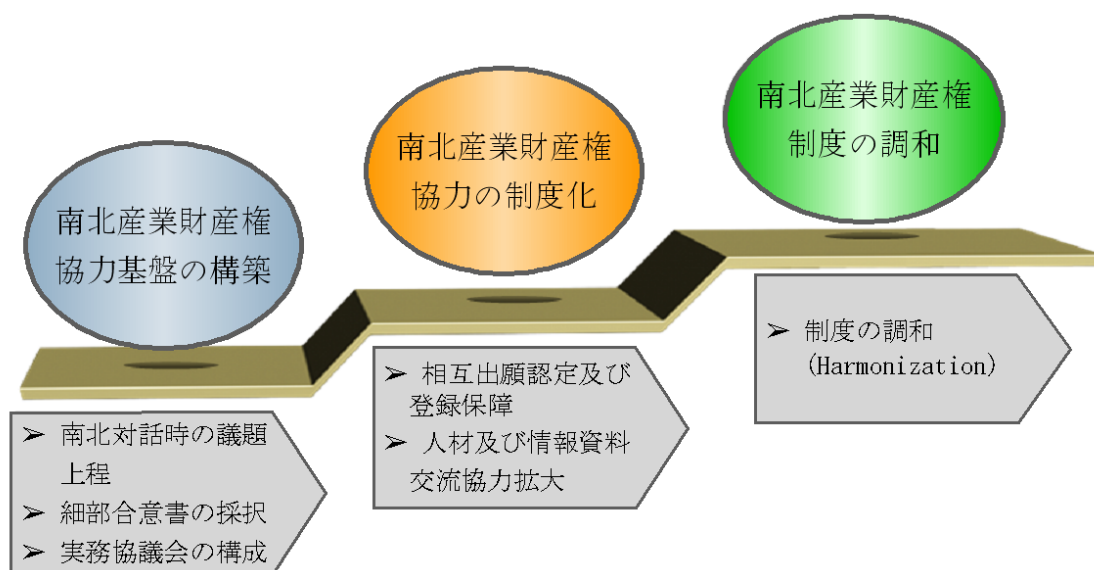
「南北産業財産権協力基盤構築」の段階では、南北公式対話を通じ、産業財産権分野の議題上程を行い、南北間の産業財産権の交流・協力のための細部合意書の採択及び実務協議会の構成を推進する。「南北産業財産権協力の制度化」段階では、南北相互出願認定、登録保障、人的交流、情報資料の交換及び民間部門の交流支援などの交流・協力を拡大する。また、「南北産業財産権制度の調和」段階では統一に備えた南北産業財産権制度の調和（Harmonization）に関する議論を行う。

また、庁内関連部署の担当者、北朝鮮学の専門教授、関連研究所の研究者、産業界の代表、代理人、関連機関の担当者など、外部専門家を含むタスクフォースチームを構成・運営する計画である。タスクフォースチームは、当分間は懸案に対する庁内外の意見聴取、対応戦略の整備、広報チャンネル及び南北産業財産権協力に関する諮問などを担当する予定である。

ロ. 今後の展望

北朝鮮は中国の北京に「東江科学技術諮問公社」を設立し、北朝鮮の特許商標業務を総括する海外代行として指定するなど、北朝鮮を対象とする産業財産権の国際出願に興味を示している。また、北朝鮮へ出願する商標と特許の方式審査を担当する審査官を北京に派遣し、外国人による国際出願の便宜を提供している。

知的財産権の南北交流効力は、個人や企業の権利保護に限られたものではなく、財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など、あらゆる有・無形の物的財産が南北間で円滑に流通される制度的な枠組みである。



南北産業財産権分野の協力問題は、南北間の政治的関係の枠内で進めるしかないという限界があるが、同分野は南北問題の相互主義原則を謳っている「実用的な対北朝鮮政策」に適した非政治的で経済的な案件である。

したがって、韓国特許庁は対北朝鮮投資協力事業の切り札として韓国産業財産権の保護、相互出願及び登録許容のための南北産業財産権協力を体系的に推進中であり、近い将来南北当局間で産業財産権に関する議論が開始されることを期待している。

第7編 成果及び顧客志向的特許行政革新の実現

第1章 革新目標及び推進体系

第2章 特許行政の革新推進戦略

第3章 革新文化の内在化

第1章 革新目標及び推進体系

企画調整館創意革新担当官室技術書記官 キム・ウスン

第1節 革新目標及び方向性

1. 特許行政革新の推進背景

世界市場において、資本、知識及び労働などの生産要素の自由な移動、市場の統合及び情報の非対称性の減少などを特徴とするグローバル化によって、競争の原理が根本的に変化している。

先進企業はグローバル競争で勝利するため、競争の優位を確保している知的財産を活用したデザイン、R&D及びマーケティングなどの分野に集中し、その他の価値創出活動についてはグローバルアウトソーシング（Global Outsourcing）戦略を推進し、継続的に生産性を高めようとしている。

2000年代の、中国やインドなどが世界の生産基地となっていく現象は、企業レベルで展開されていたバリューチェーン⁴⁰⁾（Value chain）の相互依存的な連携（Linkage）の強化によって、価値活動を最適化する努力が国家レベルで拡大した結果と言える。

このような経済環境における政府の役割は、企業競争力の核心ともいえる価値ある知識の創出、そして保護及び活用などの善循環を行うことができる社会的システムを構築することであると言える。

⁴⁰⁾ 企業活動で付加価値が生成される過程を意味し、1985年米国ハーバード大学のマイケルポーター（M. Porter）がモデルとして定立した後、広範囲に活用されている理論である。具体的には付加価値創出に直・間接的に関わっている一連の活動・機能・プロセスの連携で構成され、主活動（primary activities）と支援活動（support activities）に分けられる。

1980年代、日本の製造業の競争力に脅威を感じた米国は、自国企業が競争優位にあった知的財産を戦略的に活用し、競争力を回復できるよう、「親特許（Pro-Patent）政策」を推進し、世界最高の競争力を回復した。

日本は1990年代の生産性低下や景気低迷によって危機を迎えたため、2002年に小泉総理が直接知的財産戦略本部を設置し、政策と制度を整備した。これにより、マイナス成長を続けていた日本経済が2003年以降は年平均1.3%のプラス成長に転換した。

先進国政府は新しい競争環境に対して素早く適応したが、特許庁のサービスは満足できる水準ではなかった。2002年の全国経済人連合会が調査した結果によると、特許行政に対して満足する企業の比率は25%に過ぎず、特許庁の基本サービスである特許審査期間の長期化により、26%の企業が被害を受けた。また、このうちの67%は事業の推進を延期または放棄したことが分かった。

「特許行政の非効率により、顧客が苦勞している」ということは、特許庁が既存の行政慣行と組織文化に根本的な疑問を投げかけ、特許行政全般に渡って変化と革新を選択する原因となった。

2. 特許行政革新の推進目標及び方向

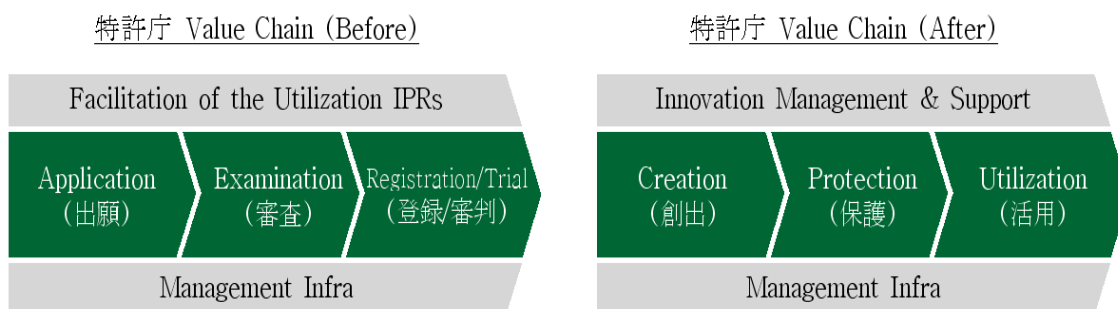
特許庁の任務である「知的財産の創出・権利化・活用の促進や保護強化により、技術革新と産業発展に貢献する」ため、組織の生産性向上と強化した能力を基盤として、国富創出の源となる企業におけるグローバル競争力の強化を支援するための革新的な政策を発掘・推進した。

イ. 価値チェーンの見直し

まず、特許庁の価値チェーン（Value Chain）について、それまでの審査プロセスを中心としたものから、知的財産の創出・保護・活用を主な活動として、組織運営支援

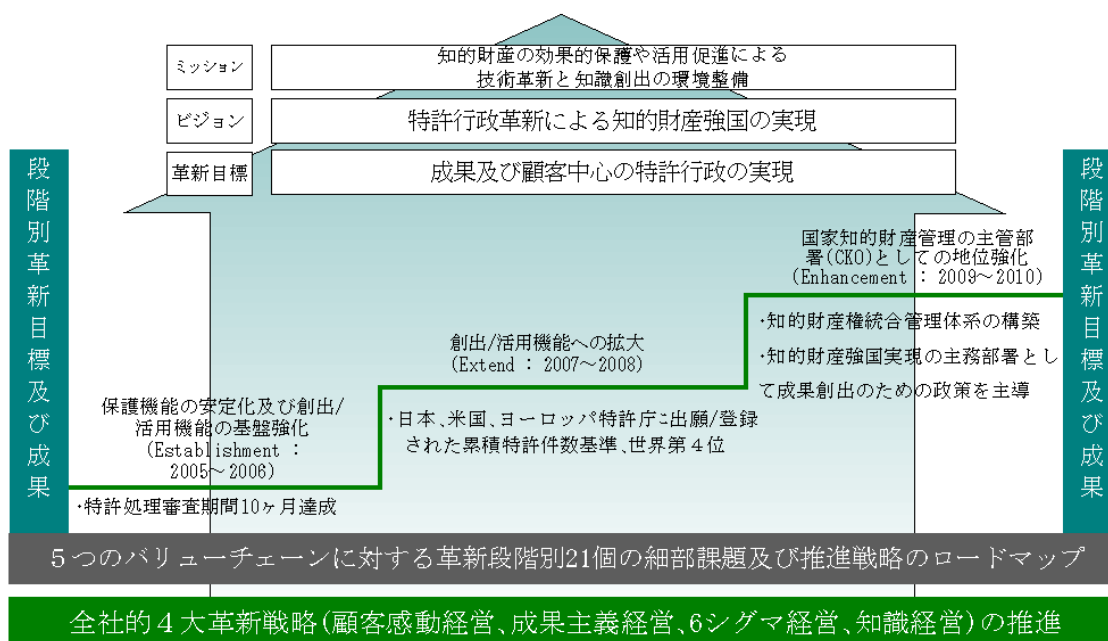
と革新の内在化を支援活動とする形態に再設計した。

<特許庁バリューチェーンの再設計>



ロ. Change Master Planの樹立

これを元に、2010年までに知的財産の創出・保護・活用など、特許行政の全分野において超一流企業の水準の行政サービスを提供し、顧客価値の創出に寄与できるような知的財産政策部署に成長するため、3段階の革新目標を設定した。



<特許行政における革新3段階推進戦略>

第1段階（Establishment、2005～2006年）は、知的財産保護機能を安定化し、創出・活用支援政策の基盤を強化する期間である。組織の環境及び能力を活用して達成できる戦略課題を選定し、推進する期間である。

第2段階（Extension、2007～2008年）は、知的財産の創出と活用に対する支援機能を拡大する期間である。現在の組織環境下では、組織力量の強化や投資規模の拡大によって達成できる戦略課題を推進する期間である。

第3段階（Enhancement、2009～2010年）は、韓国特許庁が国家の知的財産管理の主務部署として、企業のグローバル競争力の強化を支援するために知的財産の創出・保護・活用政策を樹立し、関係部署との協力によって施行していく期間である。

第2節 2007年度の特許行政革新活動

1. 総括

2007年は「顧客及び成果中心の特許行政革新」を実践するために必要な顧客感動経営、成果主義経営、6シグマ経営、知識経営の4大革新戦略を体系的に推進し、勤務方式を改善して政策品質を向上するための努力を行った。

このような努力の結果、特許庁は革新生産性評価において5年間で総合1位、政府革新水準診断（GII）で1位となり、リーダーシップ、革新力量、革新文化、革新成果の4つの部門に渡って行われた2007年政府革新管理評価でも中央部署の中で総合2位を占めるなど、企業型政府運営のモデルを定立した政府の革新先導部署としての地位を確立した。

イ. 顧客感動経営

企業型の責任運営機関として、特許庁は顧客を最優先に考える顧客感動経営によって、世界最高水準の知的財産サービスを提供することを第一の目標としている。特許庁が責任運営機関に転換する際に、中央部署では初めて4チーム規模の顧客サービス本部を新設し、「顧客感動経営」を宣言した。

「国民参加型請願・制度改善プロセス」を活性化し、2007年に公募された351件の制度改善提案事項を政策に反映した。また、顧客の立場に立った特許行政サービスの問題点を発掘・改善するため、特許庁の新規職員、関連機関の職員及びMOU締結機関の職員などで構成された特許行政体験団を運営し、2007年には計192件の改善事項を発掘・解決した。2007年7月から施行された小額諸証明手数料のクレジットカードによる納付制度を契機に、特許庁は中央政府機関では初めてクレジットカードや携帯などを利用した特許手数料納付制の導入を推進中である。

ロ. 成果主義経営

BSC (balanced scorecard) 成果管理システムを基盤とする成果主義経営は、本部・チーム単位の評価と個人評価を連携しただけでなく、民間企業の水準で成果と能力に対する差別化⁴¹⁾を実施し、組織目標の達成に対する個人の集中度を高める効果をもたらした。このような連携過程は特許庁が世界最速の審査期間達成、PCT国際特許審査サービスの輸出などで核心的な役割を果たしたと評価されている。

ハ. 6シグマ経営

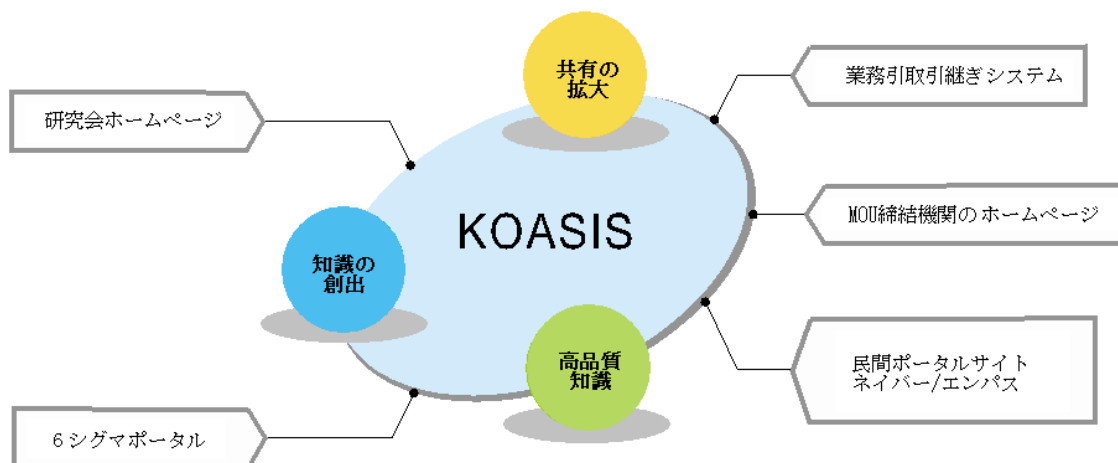
特許庁は過去の革新によって、不正確な業務処理が原因の顧客の不満を解決し、多様化・専門家された顧客の要求に合ったサービスを提供するための革新方法論を検討した。そのうち、民間企業で多くの成果を導出している6シグマに注目し、2005年5月に本格的に導入した。また、2007年の5次、6次ウェブにより、計51のプロジェクトを遂行し、審査品質、審査プロセス及びサイクルタイムなどの行政サービス関連分野で目に見えた成果を創出すると同時にプロジェクト進行に必要なベルト別強化課程とEZ 6シグマ教育課程を運営し、計479名の新規6シグマ専門人材を養成した。

ニ. 知識経営

特許庁は2000年に知識経営を正式に導入し、自動車研究会、ナノ技術研究会など、自発的な学習組織 (CoP) と、2001年に構築された特許庁知識管理システム (KOASIS) を二大軸として発展している。2007年末には、ナノ技術研究会、特許法研究会など、71の学習組織 (CoP) が活発に活動している。これらの研究会には内部職員のみならず、外部研究所や企業などの顧客も参加し、会員数は6,202名に上る。KOASISの「知識Q&A」において全職員が討論し、キーワード検索ですべての決裁文書の内容まで把握できるようになった。2007年KOASISに登録された知識件数は15,738件、知識照会件数は1,621,224回に上る。

⁴¹⁾ 2007年、5級事務官を基準にした場合、成果賞与の差が最大800万ウォンになるよう設計

＜特許庁の知識管理システム（KOASIS）の現況＞



特許庁はこのような知識経営に関して内部が持っている能力を元に、他部署の国家R&D事業が効率的に行えるように支援し、MOUを締結した16の研究所や大学のKMSと特許庁のKOASISを連携して知識を共有している。

2. 革新優秀事例の創出要因

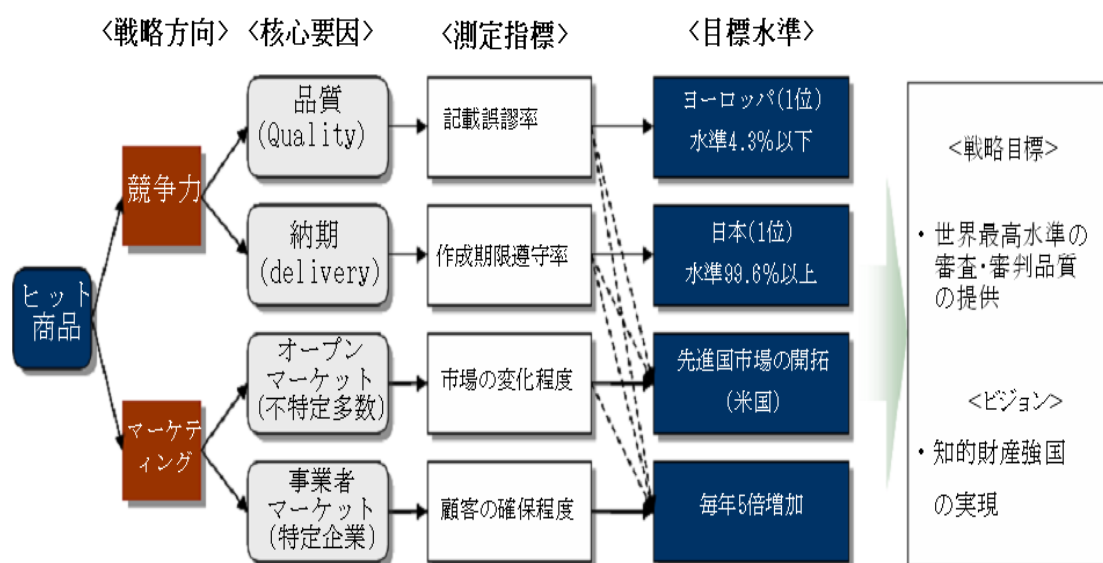
2006年以降持続的な生産性向上の努力により、世界最速の特許審査サービスを提供することで世界を驚かせた韓国特許庁は、2007年には顧客の選択権が存在する国際競争市場であるPCT国際特許審査サービス市場に本格的に参入し、約63万ドルの外貨を獲得した。

これまでの政府サービスは国内市場における独占的な地位に満足し、顧客が望む水準のサービスへの改善は行っていなかった。特許庁は「現実的には国家間での政府サービス水準の比較は難しい」、「私たちの顧客は内国民である」という先入観を果敢に捨て、「グローバル水準のサービスを提供」と「海外顧客の確保」を目標に革新を推進し、国際特許競争市場で注目されるという成果を成し遂げた。以下では特許庁が短期間の革新を通じて全世界が注目するという成果を得られた成功要因について述べる。

イ. 体系的な革新戦略

国際特許を多く出願するグローバル企業、国内大手企業などを重要顧客と定義し、集中的に顧客満足度調査及びインタビューなどを実施すると共に、国際機関の会議資料などを綿密に検討した結果、グローバル水準のサービスを提供するためには高品質な審査及び納期遵守が最も重要な競争要素であることが分かった。

また、海外顧客の確保のためには、比較的に進出しやすかった東南アジアの国から、単一国家では最大市場である米国市場にターゲットを変え、マーケティング能力を集中させる必要があることを認識した。グローバル企業が集中している米国市場において韓国特許庁の審査能力を認められれば、他国市場への進出も十分可能であると判断した。



ロ. 意志の疎通及び権限委任

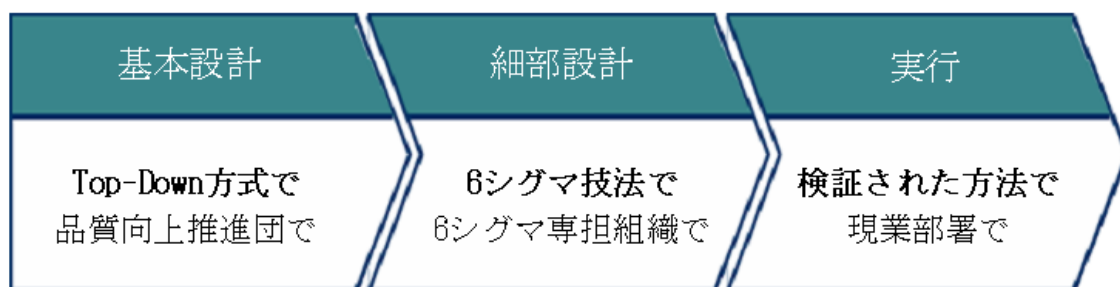
2006年以降、特許庁は特許審査の処理期間について世界最速の10ヶ月を維持しながら、審査品質を先進国水準に向上させることに組織の重要な能力を集中させていた。また、PCT国際特許審査サービス市場への本格的な進出のため、重要な能力を分散させてはならないという強い反発があった。

しかし、他の分野とは異なり、国際特許審査サービスの国際的な競争は避けられない。そこで、時期を逃しては取り返しのつかない結果をもたらしてしまうという状況を説得し、「困難を極めると考えられるが、やってみよう」という共感を形成できた。

ハ．変化速度維持及び制度化

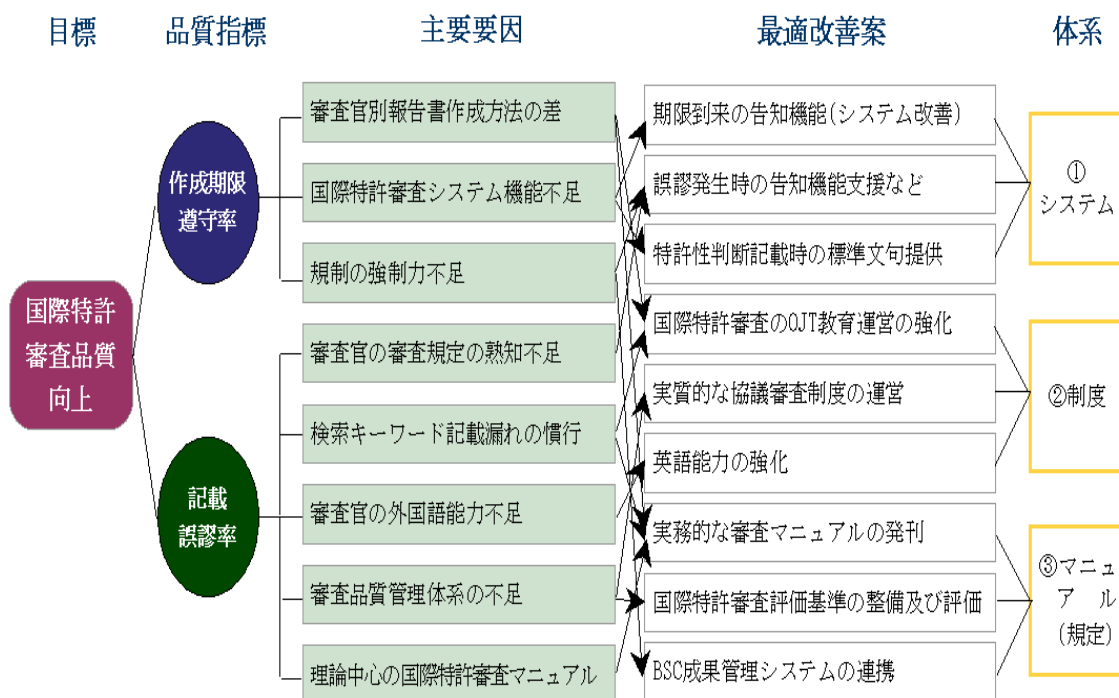
韓国のPCT国際特許審査サービスを国際市場において、競争力あるヒット商品にするための改善案の体系的な推進方案について悩んだ末、既存の「国際特許審査品質向上推進団」と「6シグマT/F」及び現業部署を有機的に連結する推進体系を構成した。

「国際特許審査品質向上推進団」は特許庁次長を団長として各審査本部長で構成されており、政策の総括と迅速な意思決定ができるようにした。また、「6シグマT/Fチーム」は強力な品質向上方法論である6シグマDMAICを活用した研究・発展によって、国際競争力の向上を短期間に成し遂げられる答えを見つけ、現業部署は現場で蓄積した経験を元に科学的な技法で検証された品質向上対策を体系的に推進した。



ニ．具体的な成果の持続的創出

審査品質向上のための基礎段階としてValue Stream分析やFishbone Diagram技法を活用し、審査品質及び納期に影響を与える21の潜在原因を発掘すると共に、パレトの法則や仮説検定などの6シグマ技法を活用し、最終的に8つの重要原因を導出した。また、ブレインストーミングを通じ、9つの最適改善案を導出した。



最適改善案をシステム構築、制度改善及びマニュアルの整備などに体系化して国際特許審査品質管理体系を構築し、革新を持続的に行えるようにした。

① 審査の正確性と効率性を高める国際特許審査システムを構築するため、審査事務処理システムに国際特許審査報告書の作成期限を自動で知らせる機能を実現すると共に、審査官がよく使用する文句を類型化し、電算システムに標準文句としてDB化して国際特許審査報告書作成を容易にした。

② 業務の標準化のための審査プロセス及び制度の改善を継続して実施した。複合技術に対する実質的な協議審査制度を運営した。国際特許審査には高い水準の外国語能力が必要となり、昇進審査時に外国語能力に比例した加点を付与した。また、国際特許審査報告書の作成期限遵守率をBSC成果管理システムの本部やチーム単位のKPIで管理した。

③ 業務能力の上向き平準化のため、報告書作成事例と指針を整理した国際特許審査マニュアルを製作・配布した。また、国際特許審査官に対するOJT教育運営を強化し、

国際特許審査官を教育する際に国際特許審査マニュアルを教材として活用した。

ホ. 革新リーダーシップ

特許庁が国内市場における独占的な地位に満足せず、大規模な変化を経て国際競争市場へ行政サービスを輸出できた要因としては、①体系的な革新戦略、②意思疎通及び権限委任、③具体的な成果の迅速かつ持続的な創出、④変化速度維持及び制度化、を指摘したが最も大きな要因はこのような変化の流れが持続できるようにしたリーダーシップと言える。

顧客の要求と知的財産の創出・保護・活用という特許庁本来の任務に対する認識を元に、①成功が不透明な戦略の承認、②完了主義の限界を克服するためのBSC成果管理システムの構築、③行政の科学化のための6シグマ導入などの決断が必要な時に、「顧客が特許庁の存在理由」という経営哲学を特許行政で実現しようとした、強力で一貫したリーダーシップがあったからこそ特許庁の変化と革新は成功したのである。

第2章 特許行政の革新推進戦略

第1節 企業型中央責任運営機関

企画調整館創意革新担当官室5級 ソン・ヨンソン

1. 中央責任運営機関の概要

イ. 中央責任運営機関への転換

特許庁は審査処理期間の長期化による企業の被害を予防するため、審査官を増員した。その結果、最近10年間で定員が2倍以上に増加（2005年659名→2007年1392名）し、事務官が定員の65.2%（政府平均は11.6%）を占めるという歪んだ組織構造となった。

事務官の人数に対する課長の人数の比率が12.5%であり、関連部署である産業資源部の27.6%、中小企業庁の26%に比べ著しく低い。技術審査局の場合、課長1人当たり平均25～30名を統率する構造となり、組織運営において深刻な問題点をもたらした。

また、審査人材の構成については博士（44.9%）、韓国国家公務員1種試験合格者（29.3%）、技術士・弁理士（6.1%）などの優秀な人材を確保したが、画一的な目標設定やインセンティブの不足により、個々人の能力を最大限発揮できない状態である。

財政運用の側面でも多くの問題があった。特許庁は機関の運営に必要な財源を特許顧客の手数料から100%充当しており、民間企業のように顧客が特許行政サービスを利用しなくなると存在できなくなる。しかし、2000～2005年の間、顧客サービスの改善に使用する手数料収入のうち、1,430億ウォンを財政融資特別会計に預けて置くなどの、財政運用の自律策が不足した結果、顧客サービスの改善に限界があった。

特許庁は人事、組織及び財政運用の自律性を確保し、顧客志向の特許行政を実現し、

その結果に責任を持つという必要を実感した。その対策として、責任運営機関制度を検討し、2006年5月に中央行政機関では初めて企業型の中央責任運営機関へ転換した。

ロ. 中央責任運営機関の特徴

特許庁は中央部署のうち、唯一の中央責任運営機関であり、機関運営に必要な財政収入の全部または一部を自主確保できる事務を主業務とする企業型の責任運営機関である。機関長は任期2年の政務職であり、総理が任命要望を出して大統領が任命している。

また、機関長の任期中に1回に限り、国務総理が事業目標及び事業運営計画を国務総理所属の中央責任運営機関運営委員会（以下、「運営委員会」とする）の審議を経て付与（承認）する。その後、特許庁は年度別の事業計画を樹立し、国務総理の承認によって年度別事業が確定される。このようにして確定された年度別事業計画にしたがい、事業成果の評価を毎年受けるよう、責任運営機関の設置・運営に関する法律で規定している。

このため、特許庁は庁長の任期開始と共に国務総理から、顧客と成果中心の責任行政実現、世界最高水準の迅速かつ正確な審査・審判サービスの提供、核心・源泉技術確保のための知的財産創出基盤の強化、開発された技術を事業化するための知的財産権の活用促進、知的財産権を効果的に保護するための基盤強化の5つの事業目標を付与され、2006年と2007年の2年間、中央責任運営機関としての業務を遂行した。

2. 中央責任運営機関の運営成果

特許庁は審査・審判サービスの提供を通じて、強化された知的財産の重要な能力を知的財産の創出・保護・活用分野でも積極的に活用し、企業のグローバル競争力強化を支援している。また、知的財産強国を実現するため、過去2年間努力し、様々な成果を創出した。これらの成果を事業目標別に分けると次の通りになる。

① 「顧客と成果中心の責任行政を実現する」という目標を設定し、環境変化や顧客要求に弾力的に対応するため、顧客感動・成果主義・6シグマ・知識経営などの民間経営技法を積極的に導入すると共に、勤務方式を改善し、政策品質の向上に努めた。

② 「世界最高水準の迅速かつ正確な審査・審判サービスを提供する」という目標を設定し、審査官の増員と審査プロセスや制度の改善を通じ、業務効率性を高めた。急増する出願にもかかわらず、特許審査処理期間を2003年の22.1ヶ月から2006年と2007年には9.8ヶ月に短縮し、世界最速の特許審査サービスを提供した。

また、6シグマなどの民間経営技法を活用し、審査プロセスを改善すると共に、審査評価を強化し、特許審査品質も先進国水準まで向上した。MS、3Mなどのグローバル企業が韓国特許庁にPCT国際特許出願の国際調査を依頼する件数が2005年の20件から2007年には2,853件に急増した。

③ 「主要・源泉技術の確保のために知的財産の創出基盤を強化する」という目標を設定し、特許審査官で構成されたR&D特許支援団を発足した。この特許支援団は国家R&D企画や課題選定時に、特許分析結果の諮問の役割を遂行し、国策課題に対する特許動向調査を行った。2006年には211課題を遂行し、2007年には290課題を遂行した。先行技術調査は2006年に1,888課題を遂行し、2007年には3,143課題を遂行した。これにより、2006年には2,238億ウォンの経済的な利益が発生した。

また、大学や公共研究機関の知的財産の創出能力を強化するため、大学に「特許管理アドバイザー」を派遣し、業務協力協約(MOU)を締結するなど、知的財産権の創出能力について強化に努めた。また、中小企業の知的財産能力を強化するため、特許経営コンサルティング事業や特許マップなどの支援事業を行った。

④ 「開発された技術が事業化できるよう、知的財産権の活用を促進する」という目標を設定し、特許庁・知識経済部・中小企業庁などの関連機関で構成された「特許技術事業化協議会」を運営し、事業化資金を2007年に2,770億ウォン支援した。また、担保能力が弱い革新型中小企業の事業化支援のため、技術評価機関と民間金融機関を

連携した特許担保ローンシステムを構築した。

⑤ 「知的財産権を効果的に保護するための基盤を強化する」という目標を設定し、偽造商品の通報褒賞金制度、経済的弱者の審査・審判費用の支援ための特許法律救助事業を遂行した。

特に、海外における韓国企業の知的財産権を保護強化するため、知的財産権の被害が頻発する中国に特許専門家を派遣した。また、地域別に特化された法律諮問団を運営し、無料法律サービスを行うと共に、審判・訴訟費用の支援による被害救済を行った。

このような成果を元に、特許庁は韓国語が特許協力条約（PCT）による国際公開語に採択されるよう努力した結果、UNの公用語の6ヶ国語を除き、日本語・ドイツ語に次いで3番目に特許協力条約（PCT）による国際公開語に採択された。これは韓国の特許行政が既に世界的な競争力を保有していることを表している。

第2節 顧客感動経営

顧客サービス本部顧客サービス課行政事務官 チョン・スン Chol

特許庁は既存の顧客満足経営から、よりレベルの高い顧客感動経営を追求することによって、顧客のために何をすべきかではなく、顧客の立場に立ち、どのようにするのが顧客にとって有益で便利なのかという観点ですべての仕事を処理するよう努力している。

1. 顧客感動経営戦略の樹立及び推進

イ. 顧客サービス業務に対する企画・統合調整者機能の遂行

2006年6月に新設されて以来、顧客サービス局は顧客サービス関連事項に対する企画や統合調整機能を担当し、顧客の利益を最優先にした特許行政サービスを提供するよう努力してきた。今後も企業型責任運営機関としての2年間の成果を点検し、第2の飛躍を遂げるための顧客サービス体制を整えていく方針である。

ロ. 顧客感動経営マスタープランの推進

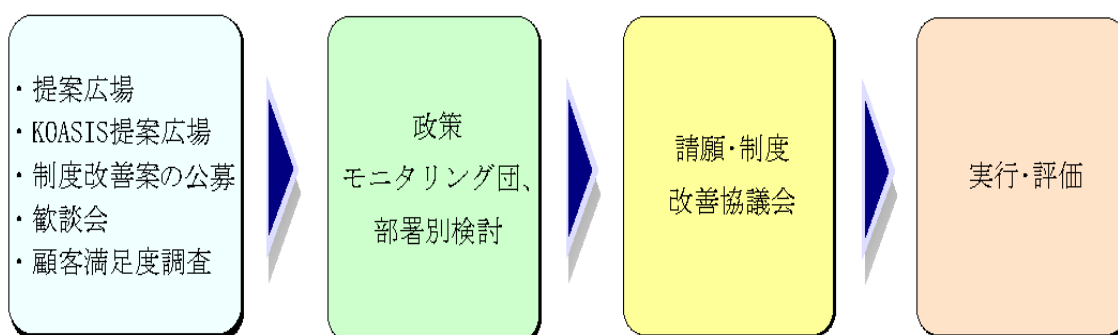
「世界最高の顧客サービス実現」というビジョンを達成し、顧客感動経営を体系的に推進するため、顧客感動経営マスタープランを整備・推進した。顧客感動経営のため、顧客の目線に合わせた制度改善やオーダーメイド型サービスの強化など、99の細部課題を推進し、これにより特許顧客満足度の向上や全職員に対する顧客サービスマインドの育成などの効果が得られた。代表的な推進事例としては、①顧客の利益を最優先にするための手数料引下げの検討・推進、②顧客の立場で特許行政サービスを直接体験し、顧客からの苦情を発掘して改善する、特許行政体験団の構成・運営及び③334の特許行政書式を157に減らした請願書式の削減などがある。

2. 顧客参加による請願制度の改善

イ. 「国民参加型の請願・制度改善プロセス」の活性化

不合理な制度のために顧客の請願受容が難しい場合にも、制度自体を改善することで問題を根本的に解消することが必要である。これは「国民参加型の請願・制度改善プロセス」によって行われているが、制度改善提案の公募や特許行政体験団によって導き出された制度改善課題を該当部署や政策モニタリング団で検討し、請願・制度改善協議会を経て改善するか否かを最終的に検討している。代表的な改善例としては、登録料の引下げや特許手数料免除対象の拡大、クレジットカード納付制度の導入及び請願書式に関する署名制度などがあげられる。

<図VII-2-1>特許行政の国民参加型請願制度の改善プロセス



ロ. 特許行政体験団の運営

特許行政体験団は特許庁の新規職員、関連機関の職員及びMOU締結機関の職員などで構成され、特許庁が提供しているすべてのサービスを実際に受ける様に顧客の立場で経験し、改善策を導き出すプログラムである。体験団員は特許・商標・デザイン分野の電子出願や書面出願、設定登録、移転登録などの登録過程、優先審査・異議申請などの審査過程、各種審判請求、発明支援事業の申請及び知的財産関連教育の申込など、16の分野で各種書式を作成して手数料を納付し、担当公務員を訪問する過程などを体験した。

体験活動を通じて各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式の種類及び書式数の適正さ、請願処理時間などについて点検し、些細な不便事項から制度改善に対する事項まで、2007年に192の補完事項を発掘した。

ハ．特許行政制度における改善提案公募の実施

特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を促し、制度改善に活用することで実質的な顧客感動サービスを提供するため、2007年の上・下半期の特許顧客に対する制度改善の提案公募を実施した。制度改善についての提案公募により、351件の提案を受け付け、制度の改善を推進した。優秀提案事例としては請願の質疑回答時に関連書式をリンクし、すぐにダウンロードできるようにする請願書式リンクなどがある。

ニ．請願・制度改善協議会の開催

制度改善の提案公募や革新提案などで提起された改善課題について、公務員や民間委員などで構成された請願・制度改善協議会で審議し、推進するか否かを決定している。2007年には12回の協議会を開催し、外国出願人名（発明者名）の英文併記や特許手数料減免制度の改善方案などを審議した。

ホ．オンブズマン（Ombudsman）制度の運営

外部専門家や特許顧客などから特許庁名誉オンブズマンを22名委嘱し、オンブズマンの意見を制度改善事項に反映することで、顧客参加型の特許行政が実質的に改善されるよう努めている。2007年には4回のオンブズマン会議を開催し、「商標権存続期間の更新登録出願におけるワンストップサービス制度の導入」など、8案件について専門家の意見を聞いた。

3．顧客の声（VOC）の常時モニタリング及びモニタリング結果の還流

イ. 半期別・四半期別顧客満足度調査

＜表VII-2-1＞特許顧客満足度の推移（2004～2006）

（単位：点）

区分	2004	2005	2006	2007
満足度	63.2	68.2	71.5	72.9

特許庁は分野別特許行政サービスの水準を正確に診断し、顧客満足度の推移を把握するため、特許顧客満足度調査を四半期別を実施している。特許顧客満足度調査は電子出願・文書出願・審査・登録・審判・公務員態度・ホームページの7分野に対して実施され、書面請願人、コールセンター利用者、地域知的財産センター利用者、ホームページ利用者、出願人及び代理人などの特許行政利用者約2,000名を対象に行われる。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に依頼して施行し、顧客満足度の結果は各局（課）の成果指標（KPI）として設定され、報酬、昇進などの成果評価に反映する。このように、顧客満足度の改善と成果評価システムとの連動を制度化した。2007年の特許顧客満足度は72.92点であり、2006年の71.5点に比べ1.9%（1.42点）上昇した。

ロ. 四半期別電話応対時親切度調査

特許庁は四半期別に職員の電話応対時の態度をモニタリングし、本部別・チーム別に点数を発表し、電話応対優秀者には革新マイレージを付与するなど、電話応対の態度を向上させる努力を行った。電話の受け方、応対態度、引継ぎ方及び電話の切り方など主要評価要因を設定し、四半期別にモニタリングしている。2007年の総合点数は89.03点であり、2006年の総合点数86.00点に比べ、3.52%（3.03点）向上した。

ハ. 請願行政サービスに対する評価強化

顧客の不満や要求事項に対する迅速・正確な処理は何よりも大切である。特許庁では各種請願の答弁に対し、受付経路別にモニタリングするという体系を整備し、顧客の意見を積極的に取り入れている。まず、書面請願事項に対しては答弁書を送付する際、満足度調査葉書を同封し、請願答弁書に対する満足度を返信してもらうようにしている。インターネット請願に対しては電子メールで答弁を送付する際に、5点満点の満足度アンケートで請願処理に対する満足度を返信してもらうようにしている。請願行政サービスの満足度向上のため、実行計画を樹立して努力した結果、特許庁の2006年度請願行政サービス満足度は、2005年の70.5点から1.9点（2.7%）上昇した72.4点であった。

二．特許顧客サービスハンドブックの発刊

特許顧客が容易にアクセス可能な、出願や登録の便利な指針書として活用できるよう、「特許顧客サービスハンドブック」を発刊した。このハンドブックには2007年7月1日から施行される法令書式の統廃合による請願書式の改正内容を収録すると共に、各種書式の具体的な作成例示、作成要領及び解説などの内容を修正・補完した。

4．顧客の利益を最優先とする特許行政サービスの提供

イ．出願から登録までの徹底的な顧客管理のためのエンジェルコール（Angel Call）サービス

特許庁は顧客に発送する各種通知書が、顧客に送達されずに返送された場合、公示送達を行っている。また、特許顧客が通知書を受けられなかったために必要書類の提出や手数料の納付ができなかった場合、努力して取得した権利が消滅するなどの不利益を受ける可能性がある。そのため、これを防止するために公示送達事実に関する案内サービスであるエンジェルコールを2005年1月に実施し始めた。2007年からは公示送達以外に、商標登録更新出願、誤納手数料の返還、設定・年次登録料の納付案内も行い、顧客の不注意による権利の消滅とそれによる経済的な損失を防いだ。

既存のコールセンターが顧客からの相談電話を受け、それに対応する受動的な案内サービスを提供するとすれば、特許顧客コールセンターのエンジェルコールサービスは、顧客がコールセンターを探す前に相談が必要な顧客を見つけ出し、先に連絡をすることで顧客が必要とするサービスを提供している。



ロ．特許料引下げ及び特許手数料の免除対象の拡大

特許庁は企業型責任運営機関として大胆な手数料引下げにより、特許権設定のための負担を軽減し、特許権の事業化促進に寄与するため、特許料などの徴収規則を改正し、第9年次以内の特許・実用新案の登録料を平均11%引き下げた。また、5・18民主有功者、ダイオキシン後遺症患者、特殊任務遂行者は出願料や最初3年分の登録料の全額免除を受けられるようにし、特許手数料の免除対象を拡大した。

ハ．クレジットカード納付制度の導入

特許庁は特許顧客の特許手数料納付の便宜性を向上させるため、政府機関では初めてクレジットカードや携帯などを利用した特許手数料の納付制導入を推進中である。既に、2007年7月から小額諸証明の手数料に対するクレジットカード納付制を施行し

ており、一般特許手数料に対するクレジットカード納付制施行のため、クレジットカード加盟店の手数料予算を確保し、2008年4月からクレジットカード納付制を本格的に施行する予定である。

ニ. 出願人コードによる顧客情報統合管理システムの構築

特許庁は出願人コード付与の根拠規定を整備し、登録段階でも登録名義人全員が出願人コードの付与が受けられるよう制度を改善した。これは出願人コード情報変更申請により、登録原簿の情報も一括変更されるようにし、顧客の不便を最小化するためのものである。

ホ. 特許料（登録料）納付制度の改善検討

現在特許庁では特許料などの追加納付料を追加納付期間によって差をつけて納付できるようにするという制度改善を推進している。現行の制度では、特許料の納付期間が過ぎた場合、6ヶ月以内に納付しなければならない特許料の2倍の金額を一律に納付させている。しかし、制度改善が行われれば、追加納付期間の1ヶ月以内であれば20%、2ヶ月～3ヶ月までは50%、3ヶ月～6ヶ月までは100%を追加納付するようになり、納付者の金銭的な負担を減らせると考えられる。

第3節 成果主義経営

企画調整館室成果管理チーム行政事務官 ユン・ジョンソク

1. 戦略集中型組織の実現

イ. 戦略的な成果管理システムの高度化

2006年5月1日、中央行政機関では初めて企業型の責任運営機関に転換した特許庁は、2006年に戦略集中型組織への変身のための本格的な行動を開始した。特に、2005年から推進してきたBSCと6シグマなど、4大戦略的革新イニシアティブを更に高度化し、経営革新団を新たに新設するなどの革新推進体系を見直した。

特許庁のBSC成果管理システムは戦略履行体系及び成果管理ツールとして導入され、変化管理レベルで革新の安定的な定着とリーダーシップ・組織の文化・人材育成などの組織力強化の目的を持っている。

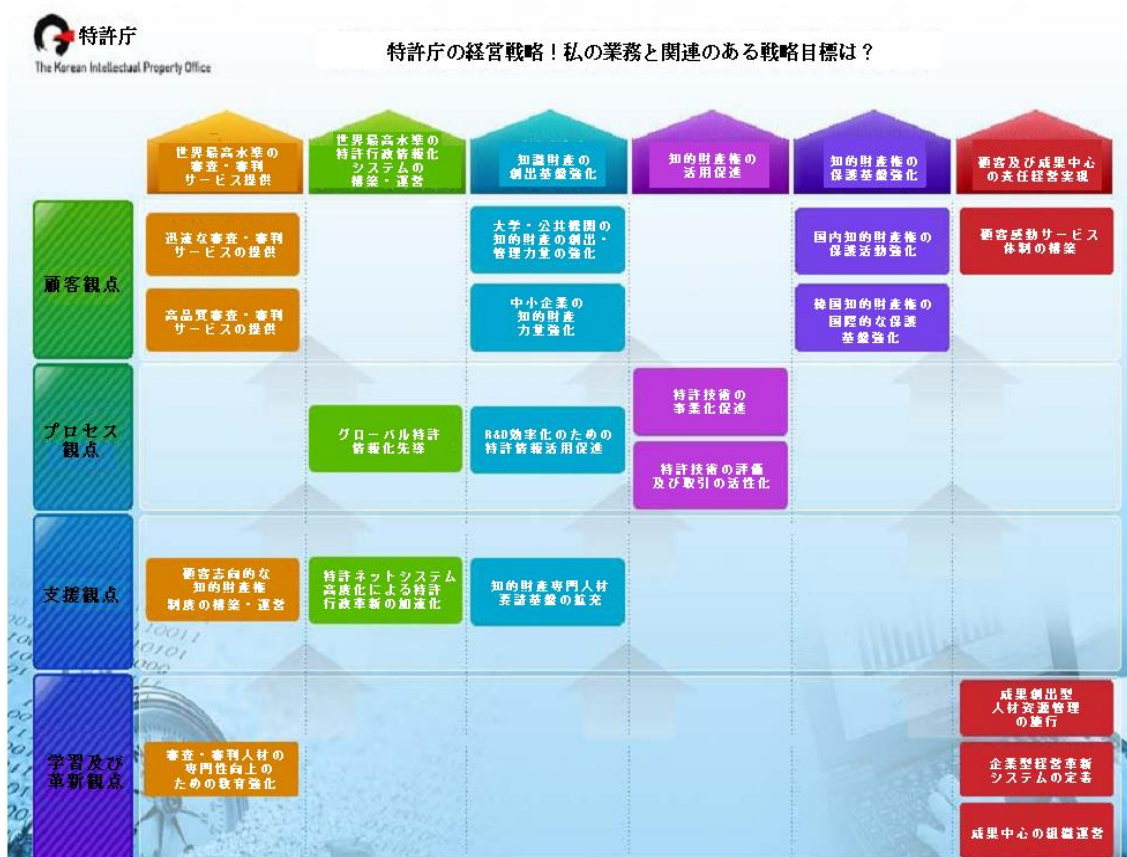
特許庁は組織の任務とビジョン達成のため、構成員の力量を結集させ、戦略的成果管理システムによるコミュニケーションの活性化や、組織と個人の成果を体系的に管理できる成果中心の特許行政革新インフラ構築という背景の下、2004年11月からBSC成果管理システムの導入を推進した。

その後、職務成果契約制度の導入、成果評価制度の改善、戦略体系のアップデート、職務等級制の導入、成果管理システム機能の高度化など、持続的な改善・補完を推進した。このような努力の結果、BSCによる戦略実行力を高めている機関に授与する「2006大韓民国BSC大賞」を受賞（2006年6月13日）し、公共部門への成果主義の導入・拡大に貢献した機関として「大統領賞」を受賞（2006年12月21日）した。

ロ. 特許庁ビジョンと戦略体系

特許庁は特許行政における品質の向上と顧客を満足させる行政サービス提供の土台を整備するため、「知的財産の創出・権利化・活用を促進し、保護を強化すると共に、技術革新と産業発展に寄与する」という任務と「特許行政の革新による知的財産強国の実現」というビジョンを元に公共機関という特性を考慮し、2006年度には5大戦略目標を導き出した。2007年には顧客の重要性と成果中心経営についての時代的な要求に合わせるため、「顧客及び成果中心の責任経営実現」という戦略目標を追加し、6大戦略目標を定立した。このようなビジョンと戦略の定立のため、競争国の動向分析、国内産業環境の変化及び特許行政機関としての地位を分析した。また、特許庁のバリューチェーン（Value Chain）を見直し、変化の必要性と方向性を確立した。

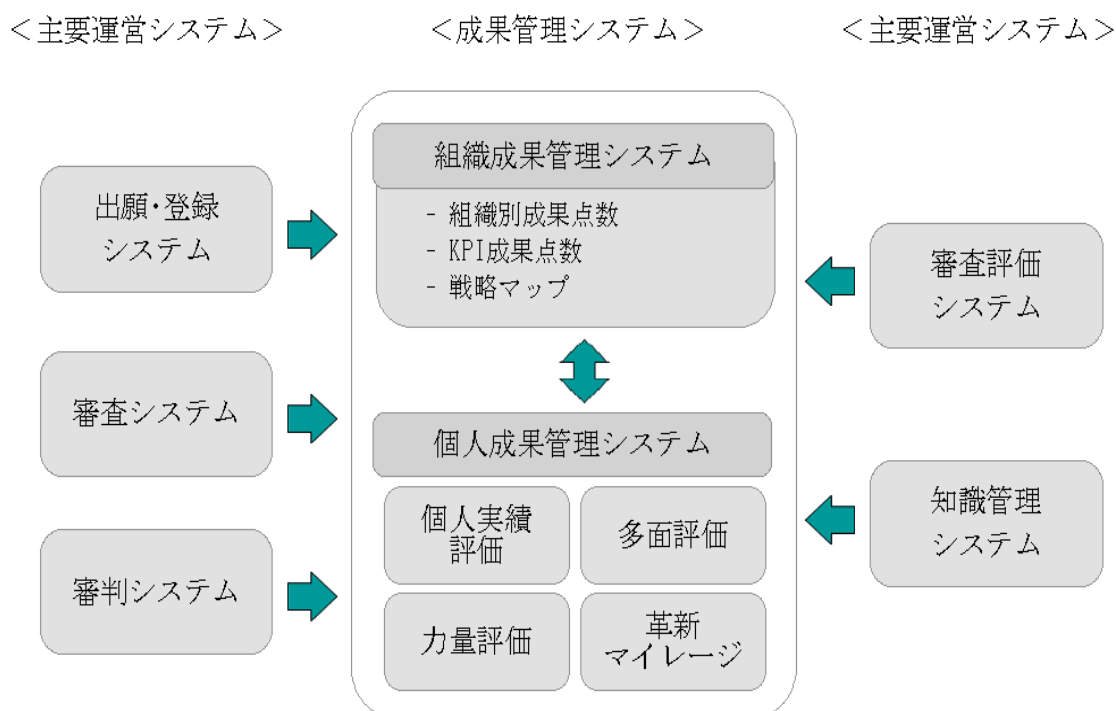
<図VII-2-2> 2007年度の特許庁戦略体系図



ハ. 特許庁のBSC成果管理システム

特許庁のBSCシステムは、特許庁の内部ネットワークにリンクされた組織成果管理システムと個人成果管理システムで構成されている。組織成果管理システムでは、特許庁の出願、登録及び審査・審判などの主要運営システムと審査評価、知識管理などの支援システムから実績データが入力され、目標と比較して成果達成度を算出する。

<図VII-2-3>特許庁BSCシステムの構成図



個人が所属している組織の戦略実行状況を随時モニタリングし、現状の問題点を導出・分析することで、戦略の実行力を高められる。また、組織のビジョンと戦略達成のため、構成員の能力を結集し、コミュニケーションを活性化できる体系的な意思疎通の道具としての役割も果たしている。

個人成果管理システムは組織の戦略目標と個人の成果目標を連携して個人の実績を評価し、能力評価、革新マイレージなどの精巧な評価要素を体系的に統合し、人事と報酬に反映することを目的としている。

個人実績評価では、組織成果管理システムの組織成果評価の結果が個人成果管理システムに自動的に連携し、個人の業務遂行中に随時入力した実績評価結果を合算して評価点数を算出している。能力評価は職務分析によって、職務技能群別に導出された職務行動力、全庁レベルで共通に要求される基本能力及びチーム長以上のリーダーグループに適用するリーダー力に区分して評価する。評価結果は本人に通知し、個人発展計画の樹立や育成プログラムに活用する。

ニ. 戦略実行力の強化方案

国内外の多くの機関がBSCを導入して運営しているが、運営に成功したと評価されているところは50%にも満たない。これはBSCを導入したからといって経営戦略の実行に成功するということを意味するものではないということを表している。

特許庁ではBSCの導入と共に、戦略に対する実行力を強化するための多角的な努力を行っている。まず、戦略を中心とした経営管理プロセスを強化した。庁長主催の下、資源配分や成果モニタリング・評価・還元から成る一連の手続きを体系化し、戦略の実行力を持続的に点検している。

その他にも、組織成果と個人補償制度の連携、HR及びIT戦略と全庁戦略との連携強化、戦略を中心とした組織の再整列化などの活動を行っている。

戦略に対する理解と共有の度を向上させるための多角的な努力により、2007年5月に戦略的準備度を調査した結果、4.08水準であることが分かり、全世界BP水準である民間企業の3.74より高いことが判明した。

2. 成果主義文化の定着

イ. 成果主義の定着方案

BSCを中心とする新しい成果評価システムが導入されてから2年目となる2006年は、特許庁の成果主義が一段階成熟した年となった。特に、上級者による単独評価体系へ転換したことにより、チーム長の責任と権限が強化された。また、職務等級制度を全庁レベルで全面的に導入し、人事や組織運営に新しい転機を迎えることになった。

特に、人事・組織革新プロジェクトを推進し、全庁レベルで職務分析を実施し、職務評価プロセスを進行してチーム単位の職務等級制を導入した。これに関する組織内部の葛藤がない訳ではないが、特許庁の人事制度が一段階成熟する契機になると考えられる。

成果管理が定着し、成果主義の組織文化を内在化するためには、中間管理層のマインド変化や成果管理リーダーシップの育成が重要であることを考慮し、中間管理層に対する教育を強化した。特に、組織文化を診断した結果、提示された変化の妨害要因とその対応策に対する教育を実施し、上下間の円滑なコミュニケーション活性化のための意思伝達及び積極的な尋ね方を習得するためのプログラムを運営した。個人成果管理システムには、オンライン評価ノートを導入し、チーム長が成果面談の結果や観察事項を持続的・累積的に記録して成果評価時に活用するようにしたのは、政府のどの部署よりも進んだ技法とシステムであると言える。

また、成果管理に対する庁内専門家を養成するため、各部署に成果管理の担当者を指定して運営しており、革新ジュニアボードで持続的に成果管理制度に対する改善方案を議論し、制度化する手続きを運営している。外部の成果管理専門家とのネットワーク強化のため、「BSC研究会」に定期的に参加し、外部の事例を学習・討論するなど、成果管理の内部能力強化のためにも努力している。

ロ．成果主義への認識転換

特許庁は過去3年間に多くの困難があったにもかかわらず、全職員の積極的な参加と努力により、短時間でBSCモデルを基盤にした成果管理システムを定着させることができた。総額人件費制度の試験的な実施機関として成果賞与の規模を大幅に拡大し、

職位調整による昇進やそれに対する補償もこれまでより大規模に実施した。このような過程で多くの困難に直面したが、成果主義に対する構成員の認識は初期に比べ、持続的に改善されていることが分かる。2005年10月には51.8点であった成果主義に対する受容度が、2007年12月には69.13点に向上した。成果賞与金など、様々な補償制度の適用基準を考慮すると、成果主義に対する職員の受容度を一般満足度指数と直接比較はできないが、向上している点は高く評価できる。

また、特許庁の主要サービス領域に該当する特許審査分野においても、審査処理期間は2004年末の21.0ヶ月から、2005年末には17.6ヶ月、2007年末には9.8ヶ月に短縮され、世界最速の特許審査処理を達成した。特許庁の全般的なサービス満足度も2007年には70.87点となり、BSC成果管理システム導入後持続的に改善している。

3. 評価及び還流プロセスの強化

イ. 成果と補償制度の連携強化

BSCによる戦略的成果管理の定着のため、特許庁は成果に対する評価結果を初期から補償制度と強く関連づける方法を採用した。また、2006年には総額人件費制の試験的な実行機関として成果主義をより強力に推進した。5級の審査官がS等級の評価を受けた場合、年間800万ウォンの成果賞与を支給するなど、全般的な成果補償の規模を拡大した。更に、職位調整を実施し、大規模な人事異動を行うなど、成果創出とそれに対する補償が公式化された。

成果賞与の支給以外にも成果評価の結果は昇進対象者の選定や補填、教育訓練対象者の選抜、待遇公務員の選抜、パート長選抜及び審査官昇級制などに活用される。最近では能力に対する重要性が浮上している点を考慮し、補償体系で能力部分が占める比率が大きくなるよう調整した。

ロ. 成果評価結果の還元

全庁レベルで持続的な成長と顧客に対するサービス品質向上を図るための様々な努力を行っている。その一つが成果評価結果に対する還元プロセスである。成果評価を評価のみで終わらせず、評価過程で導き出された改善・補完事項を次年度の成果管理計画の樹立時に反映し、政策品質向上やサービス品質向上に寄与している。

具体的に成果評価結果を分析し、チーム長級以上の幹部と全職員を対象に説明会を開催した。説明会では、何が問題であり、今後どのように改善すべきかに対する学習と共有の場を設け、持続的な成果管理体系を構築した。

また、上半期の成果評価結果のうち、目標妥当性の評価結果が「普通」または「不足」と評価された場合には、下半期中に目標を修正させ、挑戦的な目標を設定させている。

ハ．成果面談制度の活性化

成果主義文化の定着や個人能力強化のため、チーム長による成果面談や評価ノート制度を導入している。個人単位の成果管理計画を樹立する段階で目標設定面談を定例化し、業務遂行過程における苦情や目標修正事項に対する中間面談を実施している。成果管理プロセスの最終段階である成果評価段階で評価面談を実施し、評価後には評価結果に対する還元手続きを行っている。

2006年の下半期からオンライン評価ノートをシステム化し、チーム長の成果面談記録の便宜を向上した。2007年度には組織共通KPIでの管理により、成果面談の履行率が99.83%に達し、ほぼすべてのチーム長が成果面談を実施した。

第4節 6シグマ経営

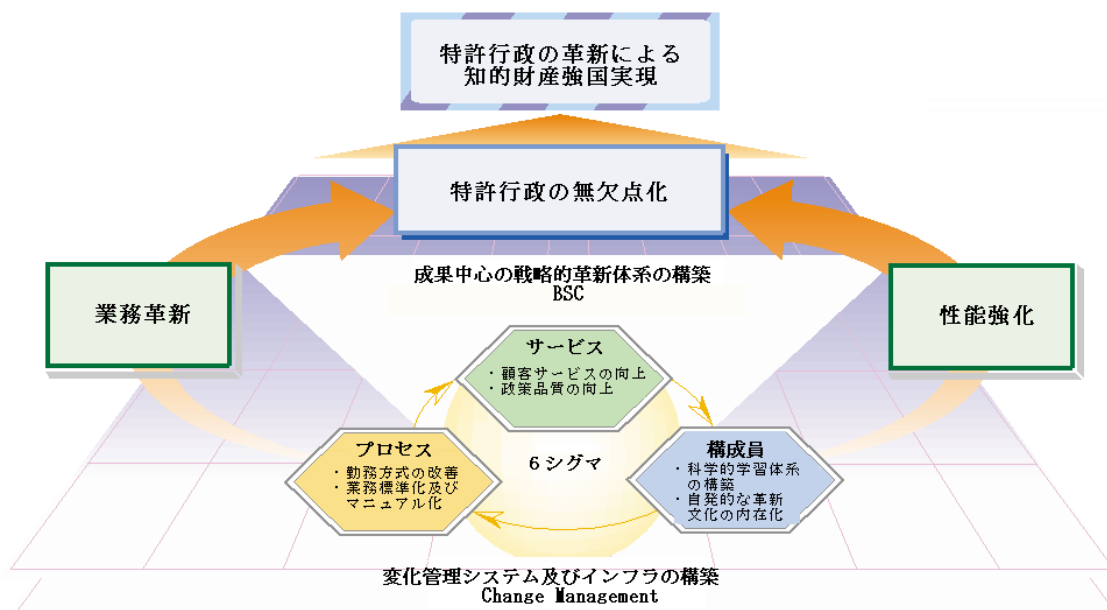
企画調整館創意革新担当官室工業事務官 キム・ドングク

1. 6シグマ推進体系

イ. 推進戦略

知的財産権が国家競争力の革新要素となりつつあるため、国家間競争は日に熾烈になり、知的財産権の出願規模は持続的に拡大している。このような対内外の環境変化に対処できるよう、特許庁は「知的財産強国の実現」というビジョンを設定し、戦略的な成果管理システムと6シグマを連携・実行することで実現しようとした。6シグマは戦略的BSC (Balanced Score Card) 成果管理システムの具体的な実行方法を推進し、サービス・構成員・プロセスという6シグマプロジェクトの3要素に対する変化や革新を加速化させることで、ビジョン達成のための戦略実行道具として活用する。

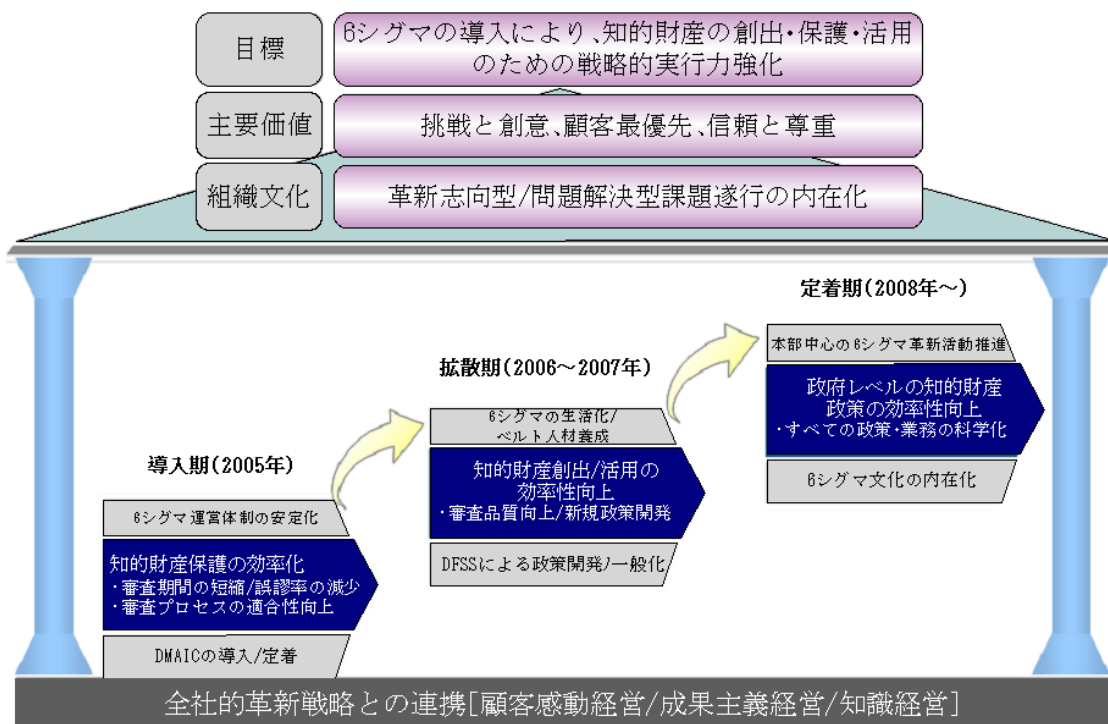
<特許庁変化革新ビジョンと6シグマ>



ロ. 推進目標

6シグマの導入・拡散・定着のため、段階別に目標を設定し、これを実行できるマスタープランを樹立して6シグマを運営する。特許庁6シグマの段階別推進目標は次の通りである。2005年には6シグマを導入し、サイクルタイム（Cycle Time）の減少やプロセス整合性の向上のための改善課題（DMAICロードマップ：Define-Measure-Analyze-Improve-Control）遂行と教育による重要人材の養成をや運営体制の安定化を推進した。2006年及び2007年には6シグマ報告書作成ガイドや、全職員を対象に6シグマを簡単に学習できるよう簡素化したEZ 6シグマ教育ロードマップを開発・普及し、新規政策開発業務や組織全般に拡散されるようにした。2008年以降には6シグマ運営の内在化のため、本部中心の6シグマ活動が推進されるようにし、政策業務の科学化のため、特許庁に合った6シグマロードマップを開発し、6シグマを特許庁に定着させる定である。

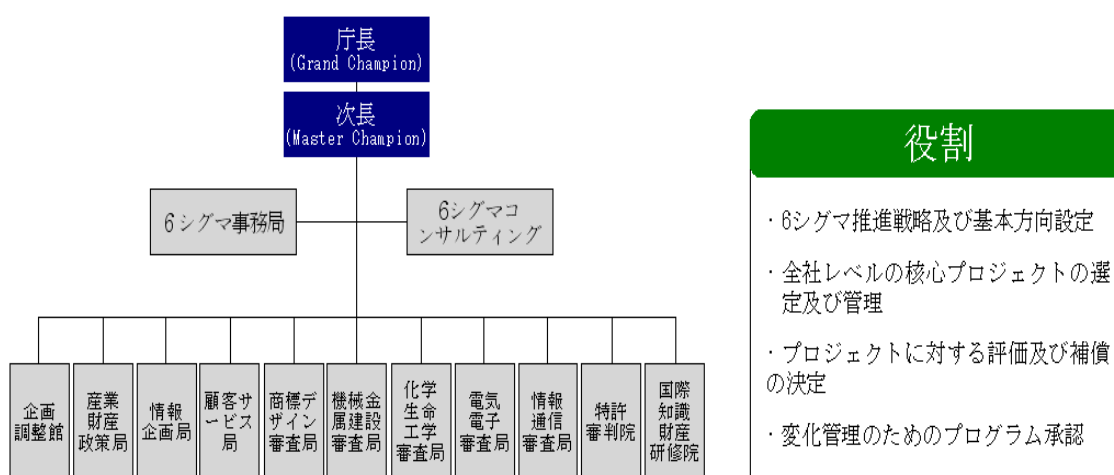
<特許庁変化革新のビジョン・戦略構造と6シグマ>



ハ. 6シグマ運営の組織構成

6シグマ推進戦略及びインフラ構築など、6シグマの企画や運営を総括する6シグマ事務局を企画調整館創意革新担当官室内に設け、庁長が主宰する変化革新委員会（6シグマデイ）を構成し、6シグマの推進戦略及び方向性を随時修正・補完する。課題リーダー（Black Belt：BB）は課題遂行に専念できるよう、5ヶ月間off-the-jobの常勤形態で運営し、業務遂行のために別途に整備された事務所に集合して課題を遂行する。

<変化革新委員会（6シグマデイ）の構成及び役割>



ニ. 6シグマ運営の手続き

1) 課題導出

6シグマはBSCの主要KPI（Key Performance Index）点検や、顧客の声を聴取したものを基に課題を選定し、6シグマのロードマップにしたがって課題を進行する。どの課題を選定するかについては、課題推進だけではなく、課題の成功・失敗、職員の関心度の向上において重要な要素であるという判断から、特許庁は既存のDMAIC、DIDOVロードマップ（DFSSの代表的なロードマップ、Define-Identify-Design-Optimize-Verify）

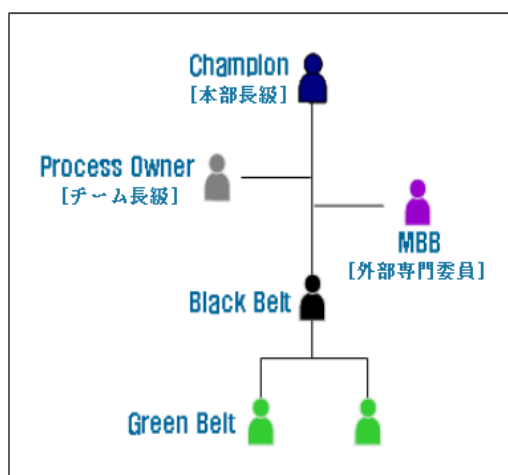
rify) の先行段階として選定 (Select) 段階を追加して6つのフェースで課題を遂行する。

課題選定 (Select) 段階では、KPI及び戦略分析によるトップダウン (Top-down) の課題導出と、課題公募によるボトムアップ (Bottom-up) の課題導出方式によって課題を導き出した後、2段階の選別過程を経て、最終的に推進する課題を選定するという体系的な課題選定手続きを運営している。

本部単位で推進される2008年上半期の7次ウェーブでは、ウェーブ開始前に各本部内でKPI分析や課題公募などの自主課題導出過程を行う。その後、2段階の選定課程を経て最終推進課題を導き出す。このように、選定段階の遂行期間を大幅削減して運営する予定である。

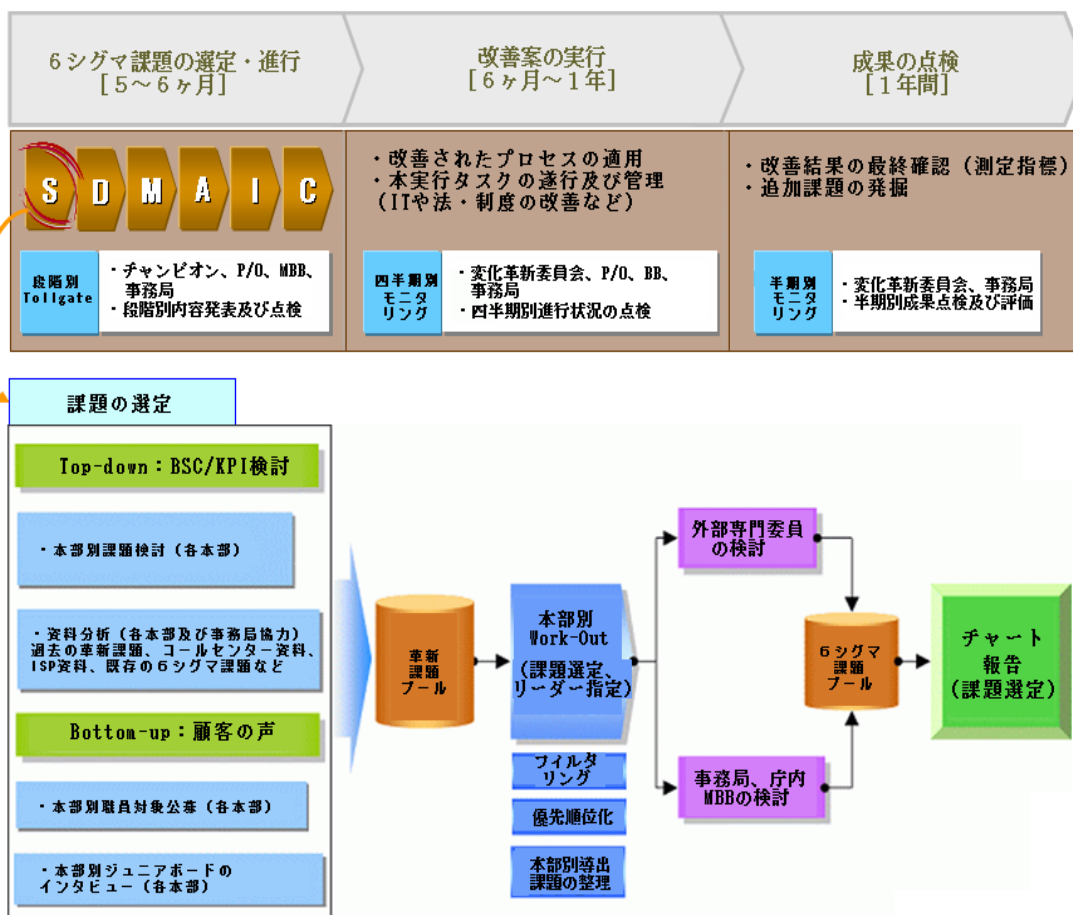
2) 課題推進チームの構成及び課題の進行

6シグマ課題推進チームはチャンピオン (課題の総括責任者、本部長級)、プロセスオーナー (課題実務部署のチーム長、Process Owner、PO)、課題リーダー (Black Belt、BB)、課題チーム員 (Green Belt、GB) で構成され、外部専門委員 (Master Black Belt、MBB) の一日指導やチャンピオンデイによって進行中の課題が無事遂行できるように管理する。



週1回ずつ課題リーダー (BB) 及び課題チーム員 (GB) の参加の下、外部専門委員から課題進行手続き及び細部内容に対する諮問を受けて課題を遂行する。また、月2回のチャンピオン (課題総括責任者、本部長級) 及びPO (課題実務部署チーム長、チーム長級) とのチャンピオンデイによって課題の進行方向を決めていく。

<特許庁の6シグマ運営手続き>



3) 導出された改善案の実務部署への移管及び成果の点検

6シグマ課題遂行ロードマップの最終段階である管理 (Control) 段階では、追加実行が必要な改善案 (Task) を定義し、実務部署の担当者との協議を経て実務部署へ改善案の実行業務を移管する。6シグマ事務局では定期的の実務部署の履行状況をチェックすると共に、完了プロジェクトに対する成果を点検して報告するなどの事後モニタリングを実施し、課題改善案の実行力を高めると同時に、成果を最大化できるようにする。

2. 6シグマインフラの構築及び拡散

イ. 6シグマベルト制度及び教育

6シグマプロジェクトの体系的な推進のため、6シグマベルト制度を定立し、それぞれの役割及び責任に合うように教育課程を構成・運営する。6シグマプロジェクトチームの構成員であるチャンピオン、P0、PB、GB及びYB別の教育課程を運営し、専門的な教育を行う。固有の革新体系、他機関の優秀事例（best practice）及び特許庁の事例を元に、特許庁の組織的特性を反映し、6シグマ課題の遂行及び運営の効率を最大化できる特許庁独自の教材を開発し、教育に適用する。

< 6シグマ教育の構成 >

ベルト	役割及び責任	教育の目的	教育の内容
チャンピオン	<ul style="list-style-type: none"> 変化の主導 方向設定、プロジェクトの責任 	<ul style="list-style-type: none"> 6シグマの理解 強力な支援の確保 戦略的改善領域に対する理解 	<ul style="list-style-type: none"> 6シグマの理解 6シグマの成功要素 6シグマの推進方向、役割及び責任
P0	<ul style="list-style-type: none"> BB課題遂行時のプロセス専門家として寄与 解決案の実行 	<ul style="list-style-type: none"> 解決案を意図に合うよう現場業務に適用 	<ul style="list-style-type: none"> プロセスマネジメントの概要及び活用方案（P0）
MBB	<ul style="list-style-type: none"> 課題遂行の指導 6シグマ運営関連事務局と協業 	<ul style="list-style-type: none"> 事業戦略の理解 課題遂行指導能力の向上 高度統計の理解 	<ul style="list-style-type: none"> MBB候補のための教育プログラム 経営分析、課題管理 高級統計、問題解決技法
BB	<ul style="list-style-type: none"> 課題遂行及びチームリード 課題別チーム員の教育 	<ul style="list-style-type: none"> 課題遂行能力の確保 問題の認識・分析・解決能力及びGB指導能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> BB候補のための教育プログラム DMAIC、DFSS 全般的な統計技法、ミニタップの活用

ベルト	役割及び責任	教育の目的	教育の内容
GB	・BB課題のチーム員及びGB課題のパートタイムの遂行	・BB課題遂行の支援及び自発的な小規模課題遂行能力の向上	・GB候補のための教育プログラム ・DMAIC ・基礎的統計技法、ミニタップの活用
YB	・GB課題のパートタイム支援 ・6シグマの教育履修	・6シグマ遂行方法論の理解 ・6シグマ式報告書の作成	・EZ 6シグマ教育プログラム ・6シグマ式報告書の作成方法

6シグマプロジェクト遂行のための教育は、基本能力を高める理論教育、課題を遂行しながら並行するプロジェクト指導（メンタリング）、必要時に解説も可能な深化した教育で構成・運営する。

＜プロジェクト遂行のための教育体系＞

教育	内容	進行方法	進行内容	対象
正規の理論教育	6シグマ方法論の教育	段階別ロードマップ教育後、課題数以降方式の進行	・6シグマ方法論 ・統計分析技法 ・課題推進力量（リーダーシップ、課題推進技法、問題解決技法、変化管理）	BB候補
プロジェクト指導（メンタリング）	課題遂行途中の密着教育	課題遂行期間中週1回（3時間）	・BB進行内容及び産出物の発表 ・MBB-BB間のメンタリング（BB進行内容の発表と並行可能） ・課題進行に必要な6シグマ教育 ・次の段階の進行計画の協議及びチーム員の役割分担	BB候補、チーム員（P0）

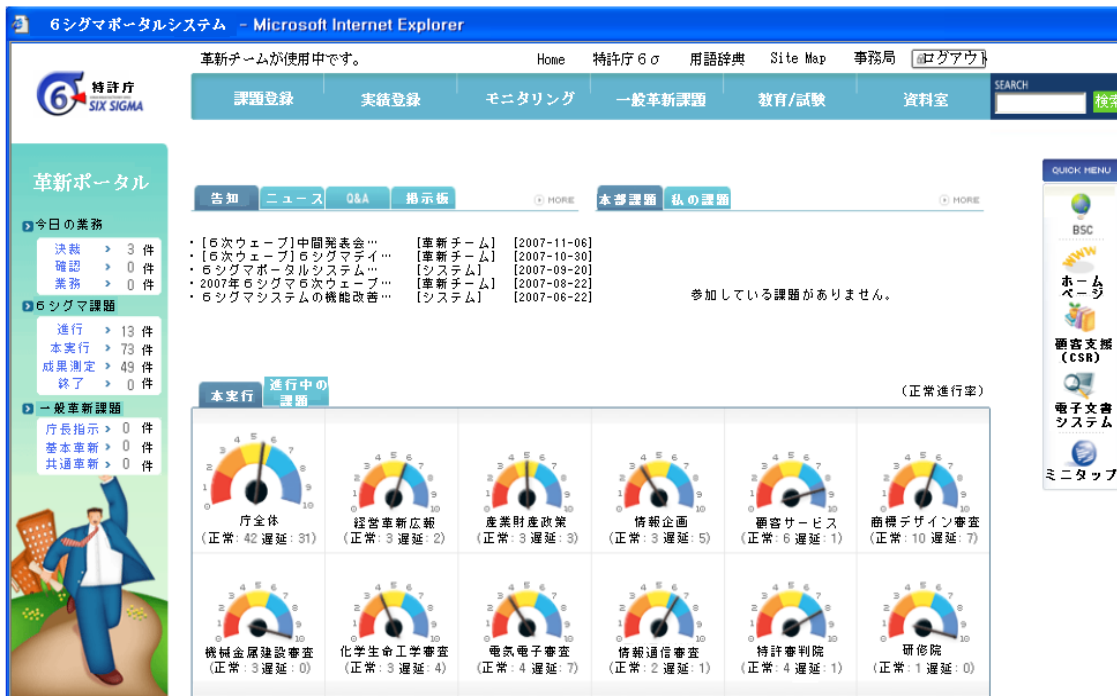
教育	内容	進行方法	進行内容	対象
深化した教育	需要による付加教育	必要時に進行	<ul style="list-style-type: none"> 課題によって高級統計・シミュレーションなどの教育実施 統計及びミニタツプ専門家の技術支援 	BB候補、チーム員、PO、関係者

ロ. 6シグマポータルシステム

6シグマポータルシステムとは、2005年から遂行している特許庁6シグマ課題の効果的な管理を目的とし、課題の登録から進行、完了及び事後管理に至るまでのすべての情報をDB化して管理できるプロジェクト管理システム（PTS：Project Tracking System）である。6シグマポータルシステムでは成果管理システム（BSC）、特許庁ホームページ、電子文書システム、顧客支援システム、顧客支援システム（CSR）など、6シグマ関連システムとの連動による一括業務処理が可能となる。

6シグマポータルシステムの主要機能はプロジェクト管理、ベルト／認証管理、目標達成度管理、コミュニケーション及びシステム管理で構成され、6シグマ課題関連の情報だけでなく、特許庁6シグマ広報資料、6シグマ関連用語辞典なども提供する。また、資料室、ニュース、Q&A及び掲示板などの様々な機能により、学習支援やコミュニティの役割も遂行している。

< 6 シグマポータルシステムの構成 >



< 6 シグマポータルシステムの主要機能及び内容 >



主要機能	主要内容
プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの登録及び承認 プロジェクト進行手続きの定義及び進捗管理 本実行の管理
ベルト/認証	<ul style="list-style-type: none"> 教育管理 (出席や履修現況の管理) ベルト/認証の管理
目標達成度	<ul style="list-style-type: none"> プロセスの指標管理 (CQI, Vital Fewなど) プロジェクトの目標管理 総合状況の管理
Communication	<ul style="list-style-type: none"> ニュース, コラム, 他社事例の共有 変化管理/広報 課題関連資料の共有
システム管理	<ul style="list-style-type: none"> 基準情報 プロジェクト管理 その他管理

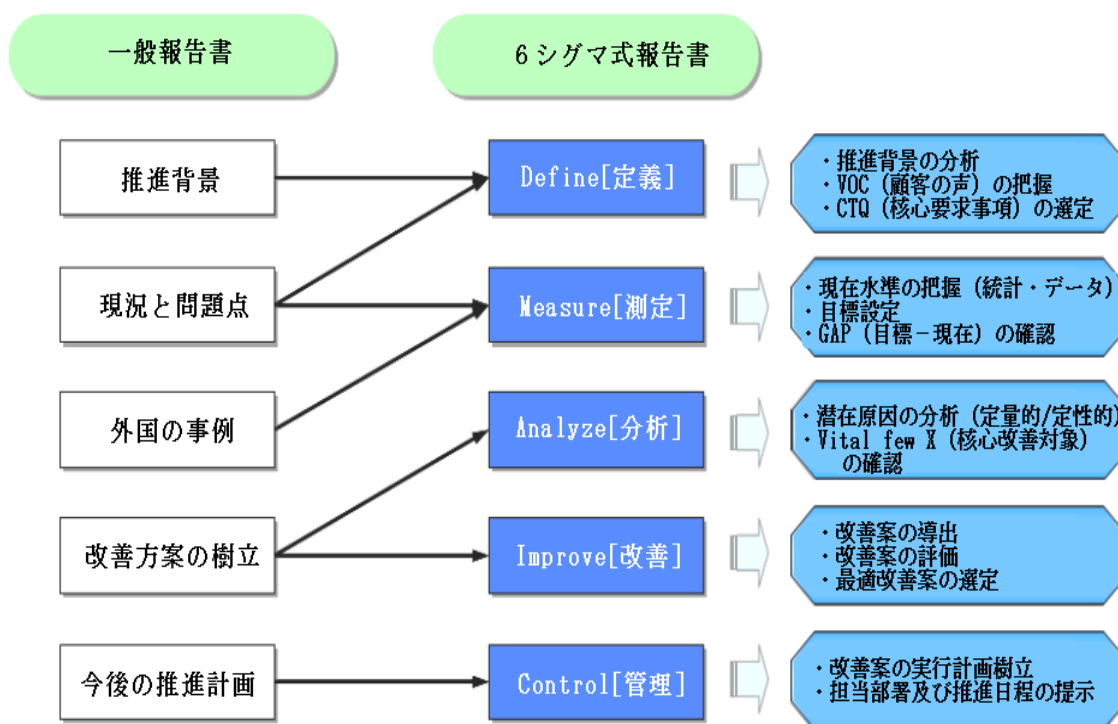
ハ. 6シグマの生活化

全職員が参加する組織文化として6シグマを拡散させるため、6シグマを生活化し、変革革新をシステム化すると共に、業務と生活の科学化を図った。

1) 6シグマ式報告書

6シグマの理念を浸透させて生活の中に適用できるように、庁長決裁報告書のうち単純な報告事項を除いた報告書について、6シグマロードマップに伴う報告書として作成させるよう作成指針を製作・配布した。6シグマ式報告書に含まれる内容は、一般報告書と類似しているが、顧客の立場に立って問題を定義すると共に、正確にどのような問題がどのような原因によって発生するかを科学的に分析し、最適の改善案を導き出すことで、実行力を高められるより体系的で科学的な報告書である。

< 6シグマ式報告書と一般報告書の比較 >



＜ 6 シグマ式報告書の作成指針 ＞

Define		D	M	A	I	C
※Define (定義) 段階は、推進背景 (D1) と顧客の声の把握 (D2) で構成され、対内外の環境分析を通じ、問題と機会を明確に定義し、顧客が望む主要要求事項を規定						
⇨ 報告書の右上線の6シグマロードマップフェース表示は選択事項						
D1. 推進背景						
⇨ 推進背景では現況分析を通じ、報告書を作成する背景を記述						
1. 経営環境						
<input type="checkbox"/> 内部・外部環境 (必須)						
<input type="checkbox"/> 現在の政策・制度の水準						
⇨ 内・外部の環境要因を分析し、現在の水準を確認						
2. 問題及び機会の導出						
<input type="checkbox"/> 問題の導出 (必須)						
<input type="checkbox"/> 機会の導出						
⇨ 問題及び機会の内容、至急度、深刻度、大きさ、影響などを分析						
⇨ 機会は該当課題を解決した際に、得られる期待効果						
D2. VOC (顧客の声) の把握						
⇨ 顧客の要求を把握し、主要要求事項を導出						
1. VOC (Voice of Customer) の把握 (必須)						
<input type="checkbox"/> 顧客の要求						
<input type="checkbox"/> 経営陣の要求						
<input type="checkbox"/> 内部職員の要求						
⇨ 顧客を必ずしも細分化する必要はない。						
2. 主要要求事項 (CTQ, Critical to Quality, Y) の選定						
⇨ 顧客の要求を反映する主要要求事項の選定						

Measure		D	M	A	I	C
※Measure (測定) 段階は、現在水準の把握 (M3) と目標設定 (M4) の2段階で構成され、統計分析を通じ、現在の水準を把握し、明確な目標を設定する段階である。						
M3. 現在水準の把握						
⇨ 顧客が要求する主要要求事項 (CTQ, Y) の現在水準を確認 (※CTQに関する推進経過、現況などを記載し、問題点や実態を客観的かつ事実に記述)						
1. 関連統計及びデータの分析						
⇨ 主要要求事項 (CTQ) に関する統計 (過去の傾向や変化程度など) 及びデータ (世論調査の結果や現場調査の結果など) を提示						
2. 現在水準の把握 (必須)						
⇨ 統計分析や事実を根拠に顧客の主要要求事項 (CTQ) の現在の水準を確認						
M4. 目標設定						
⇨ 主要要求事項 (CTQ) の目標水準を設定し、目標と現在水準とのギャップを確認						
1. 目標の検討						
<input type="checkbox"/> ビジョン、ミッション、KPI、政策目標などの確認						
<input type="checkbox"/> 顧客の要求水準の確認						
<input type="checkbox"/> 外国・民間・他部署の事例検討						
<input type="checkbox"/> 法令の確認						
⇨ 経営戦略、顧客要求及びベンチマーキングなどを通じ、主要要求事項 (CTQ) に対する妥当性改善の目標設定の根拠を提示						
2. 目標水準の設定 (必須)						
⇨ 主要要求事項 (CTQ) の目標水準を最終的に確認し、現在水準とのギャップを確認						

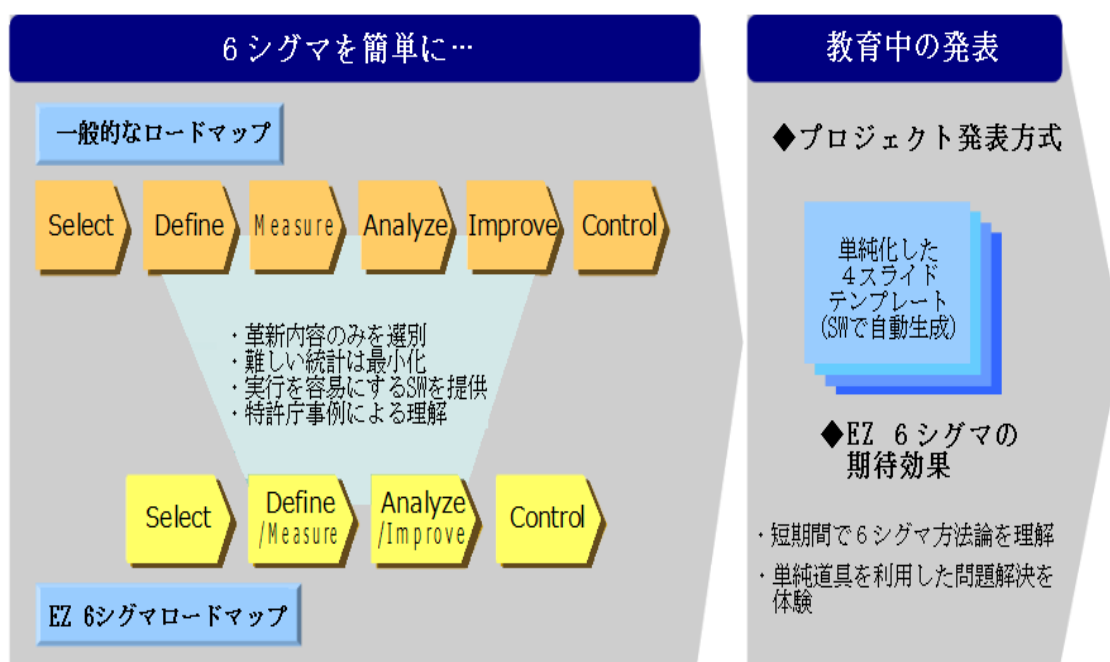
2) EZ 6 シグマ教育 (YBの養成)

既存の6シグマ方法論を理解しやすく簡略化して再構成したEZ 6シグマ (YBベルト) 教育を、全職員を対象に実施し、組織文化としての6シグマの内在化を追求した。EZ 6シグマは「やさしい (EZ : easy)」という意味と「無欠点 (EZ : Error Zero) 行政」という意味を内包し、EZ 6シグマ教育を通じ、全職員が無欠点行政を心掛けるようにし、個人別の革新活動を遂行する際に行う具体的な実行手段を習得させた。特許庁内で独自に養成された課題指導要員によって内部講師プールを構成し、ウェブ毎に10回の教育課程を運営した。2007年の5次及び6次ウェブでは計355名の6シグマYB人材を養成した。

EZ 6シグマ教育課程では特許庁6シグマの概要、簡略化された6シグマのロードマ

ップ以外に 6 シグマ式報告書の作成方法と基本的な分析ツールの使用方法などを教育内容に含め、それによって養成された人材が科学的で体系的な業務遂行や報告ができるようにした。

<EZ 6 シグマの教育概要>



3. 6 シグマの成果

イ. 6 シグマ専門人材の養成

2007年の5次及び6次ウェーブで51個のプロジェクトを遂行し、プロジェクト進行に必要なベルト別教育課程とEZ-6シグマ教育課程を運営し、479名の新規6シグマ専門人材を養成した。

＜2007年のウェーブ別新規6シグマ専門人材の養成実績＞

区分	5次ウェーブ (2007年3月～7月)	6次ウェーブ (2007年8月～12月)	計
チャンピオン	9	4	13
P0	7	10	17
MBB	2	2	4
BB	11	5	16
GB	41	33	74
YB	162	193	355
計	232	247	479

ロ. 課題推進の主要成果

プロジェクトの体系的な遂行により、6シグマは特許庁内部プロセスの効率化及び顧客満足度向上に寄与している。プロジェクトの遂行完了案件に対し、実務部署の実行と成果を点検した結果、既存に提供されていた行政サービスの誤謬率の減少やサービス提供に要する時間の短縮など、実質的なサービス品質の向上がみられた。また、顧客の立場から価値を最大化できるよう、顧客要求調査によって新規サービスを設計・提供し、顧客満足度を高めると同時に特許庁のイメージアップを図れる課題を導出できた。

主要成果を「サイクルタイムの減少」、「品質向上」、「顧客満足度の向上」、「政策・管理モデルの開発」の範疇に分けて要約すると次の通りである。

＜主要課題の成果要約＞

区分	課題名	推進成果
サイクルタイムの短縮	書類移送サイクルタイムの減少	・優先審査書類の移送時間の基準値超過比率が減少（21%→7%）
	審査処理期間の散布減少	・審査処理期間の偏差が減少（20ヶ月→5.8ヶ月） ・平均6ヶ月以上の長期未処理中の出願件を全解消
	中間書類処理期間の短縮及び散布の減少	・実体審査の処理期間遅延件数の比率を0.1%以内に減少
	国際商標審査期間の短縮	・国際商標の出願書受付日からWIPO国際事務局へ発送するまでの所要期間を短縮（39.0日→26.5日）
	審判方式審査及び送達手続きの改善	・方式審査の所要期間を短縮（15日→5日） ・書類返送率が減少（42.7%→12.8%）
品質向上	出願・登録事務における手続き及び方式審査誤謬率の最小化	・通知誤謬率が減少（7.2%→0.8%） ・電算方式審査の誤謬率が減少（24.3%→3.9%）
	審査・審判における手続き及び審査誤謬率の最小化	・電算方式の誤謬率が減少（92%→30%） ・処理期間遵守率が改善（99.3%→99.8%）
	国際特許の審査報告書の品質向上	・形式的誤謬率が減少（21.3%→5%） ・技術構成対比の記載率が向上（51.3%→97%）
	図形商標検索システムの改善	・不適合図形の検索照会比率の減少（14.7%→0.02%） ・検索所要時間の8分短縮
	電子化データの品質向上	・電子化データの誤謬率が減少（12%→4%）
	商標審判検索システムの改善	・検索結果の不一致率が減少（12.8%→0.8%） ・検索結果の漏れが減少（27.7%→0%）

区分	課題名	推進成果
	PCRMに対する反応度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ PCRM発送成功率が向上 (88.3%→91.5%) ・ PCRM開封成功率が向上 (26.5%→47.2%)
顧客満足度の向上	請願書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成項目が80%以上減少 ・ 書式数が減少 (347種→157種)
	出願人情報の統合管理システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判関連通知書の返送比率が減少 (20.3%→6.1%)
	国有特許の活用度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期別実施補償金が2.7倍に増加 ・ 国有特許の月別登録件数が35%増加
	顧客志向的ホームページの改編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供に対する不満足率が減少 (17.1%→8.7%) ・ ヘルプ情報に対する不満足率が減少 (14.0%→4.1%)
	ポジティブな審査サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引用文献の出典明示率が向上 (16.7%→39%) ・ 請求項別区分記載率が向上 (36.5%→100%)
	地域知的財産権サービスの強化方案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域知的財産権センターの顧客満足度が上昇 (76.1点→80.2点)
政策・管理モデルの開発	デザインマップシステムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ デザイン開発のためのトレンドなどの基礎資料を提供
	中小企業の国際特許紛争予防システムの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを利用する中小企業が200億ウォンの輸出契約を締結 ・ 紛争回避設計により、新規国際特許を出願
	手数料体系の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政収支における不均衡解消のための手数料体系の設計 ・ 年次登録料を引き下げ、権利維持期間が延長 (6.39年→7.74年)
	審査処理量予測モデルの開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な予測による予算、会計、人事計画の樹立など、責任運営機関の運営に寄与

第5節 知識経営

情報企画局情報開発課工業事務官 キム・ジンホ

1. 業務を中心とする知識管理基盤の構築

イ. 特許庁における知識経営の目標

知識経営とは、組織構成員の個々人の知識やノウハウを体系的に発掘し、組織内で普遍的な知識を共有することで、組織全体の問題解決能力を飛躍的に向上させる経営方式である。したがって、知識経営は組織内知識の活発な創出と共有の制度化が必要である。

しかし、知識創出と知識共有の制度化は知識経営には必須なものであるが、それだけでは十分とは言えない。制度化が行われたからといって、組織の成果が自動的に達成できる訳ではない。知識経営が組織の成果向上に役立つためには、知識創出・共有の制度化と共に、知識経営に対する明確な目標がなければならない。

特許庁は知識経営方式が組織の成果に繋がるよう、次のような知識経営の具体的な目標を設定している。

① 審査官の各種審査関連知識（法令や最新技術など）やノウハウを体系的に蓄積・共有・活用することで、審査処理期間を短縮し、審査品質を高めて特許審査・審判業務の効率を最大化する。

② 様々な特許情報をデジタル化し、特許顧客に提供することで、R&D投資の効率性を向上すると共に、特許紛争を防止するために特許情報のデジタルサービス基盤を構築する。

③ 特許庁の知識ベースの総合的な活用により、高度化した特許政策を算出し、産

業・技術政策の方向を提示することで、知識に基づく特許政策を算出する。

ロ．知識経営の基盤

知識経営の目標を効果的に達成するためには、その手段となる知識経営の様々な基盤が構築され、有機的に相互作用するようにならなければならない。

このような知識経営基盤を整備するため、特許庁は制度的な側面において2001年に知識管理指針を制定し、ITインフラの側面では知識管理システムを開発・開通した。また、人的側面では知識経営推進体系を構築し、相互有機的に作用するようになっている。

制度的支援として整備された知識管理指針は、特許庁知識管理の効率的な運営を期待すると共に、知識活動に対する客観的な評価や補償体系を構築し、特許行政の品質を向上させた。特許行政業務に対する知識経営の活性化を目的に知識管理システムを導入した時に制定されたものであり、これまでに4回の改正によって業務中心の知識管理基盤の中核となっている。

<表VII-2-2>知識管理指針の制定・改正の推進経過

改正年月	改正経過
2001年8月	「知識管理及び補償に関する指針」(特許庁訓令第337号)制定
2002年3月	「知識管理及び補償に関する指針」1次改正(特許庁訓令第343号)
2003年3月	「知識管理及び補償に関する指針」2次改正(特許庁訓令第365号)
2004年4月	「知識管理及び補償に関する指針」3次改正(特許庁訓令第384号)
2005年10月	「知識管理及び補償に関する指針」4次改正(特許庁訓令第429号)

知識経営のためのITインフラ構築策として2001年に導入された知識管理システム(KMS)は2005年と2006年の2回に渡る全面改変を経て運営されており、次のような特徴

を持っている。

① 知識管理システムを全社的なポータル概念で構成し、統合知識管理システムに一度だけログイン（Single Sign On）することで、特許ネット、電子文書システム、成果管理システム、業務管理システムなど、他の内部システムにアクセスが可能になるよう設計されている。

② 知識管理システムと電子文書システムを連携させ、電子文書システムにKMSエンジンを搭載し、別途の資料移管の手続きをせずにKMSで電子決裁文書を検索できる環境が整備されている。

③ 知識管理システムと成果管理システムが連携され、知識活動の実績が成果評価に系統的に反映される。

④ 知識管理システムと業務管理システムの連携により、知識管理システムの初期画面に業務管理システムの主要メニューを出し、業務管理システムの活用度増進や使用者の便宜を増大させた。

⑤ 使用者の便宜を高めたシステム（User-friendly KMS）として強力な検索機能を実現しており、知識検索が容易にできる。また、業務遂行中に発生した疑問事項に対する質問と答えがオンライン上でリアルタイムに行えるシステムを実現し、需要者を中心とした知識Q&Aを運営している。

⑥ 革新に対するコミュニケーション空間を提供し、革新提案・革新活動の知識などを蓄積・共有できるよう革新活動支援システムを実現した。

一方、特許庁の知識経営における人的基盤構成の主な特徴は、全社的な知識経営組織を志向しているという点である。すなわち、知識経営の最高責任者（CKO）として特許庁次長が知識経営業務を総括しており、特許庁の各専門分野で活動している知識専門家で構成された知識管理委員会（委員長：次長）が特許庁の知識経営の基本計画を

樹立している。また、局別に局長、課別に課長がそれぞれ局と課の知識経営に対する事項を総括している。

特許庁の知識管理者は情報開発課長であり、知識管理委員会で樹立された知識経営基本計画に対する知識管理活動の細部推進方案樹立、知識管理活動の普及や拡散方案樹立、知識管理システムの開発や運営などを総括している。また、実務的な専担人材を確保し、知識経営を支援している。情報開発課内の事務官1人と主査1人が知識管理システムの運営を専担しており、創意革新担当官の事務官1名、教育担当2名で構成された特許庁研究会専担チームが研究会の開設、承認、評価及び支援業務などを行っている。

2. 知識管理活動の強化

イ. 持続的な学習による高品質の知識創出

革新に成功した組織には、いつも旺盛に学習する人がいる。また、学習しながら革新する習慣が組織文化として定着している。構成員が学習によって成功の結果を共有し、より大きな挑戦で成功できる革新能力を培い、それを元に持続的に革新を推進する。

変化革新の潜在力を強化するためには、常に学習する文化を組織に定着させることが必要である。持続的に学習する雰囲気の中で優秀な知識が創出され、改善すべき要素も見えてくるからである。このような点で韓国特許庁は自発的な学習雰囲気が定着している組織の一つである。以前から最新技術を審査するため、小グループ単位で研究会を構成し、先端技術の内容に対して定期的に学習・討論していた。そのため、特許庁では持続的に優秀な知識が創出されている。

主要政策及び技術分野別に71（2007年末基準）の研究会が構成・運営されている。内部の職員だけでなく、研究所や企業などの外部顧客も参加し、研究会の会員は6,20

2名に上る。特に、審査官は研究会による対外的な活動強化により、産業に対する理解を向上し、審査品質を向上するだけでなく、研究会ホームページやPCRメールによって政策顧客に対し研究会の結果を伝播するサービスも提供している。また、優秀な研究結果は実際の業務に反映し、政策品質の向上や制度改善に活用する。実際に、最近、先進国とPDP紛争が起きた際に、特許庁の「ディスプレイ研究会」がこれまでに研究してきた結果が紛争の解決において決定的な役割を果たした。また、「バイオ特許研究会」の会員である審査官の研究論文が世界的な学術誌である「Nature Genetics」に掲載された。

ロ．知的財産における専門知識の生産及び蓄積

絶えず発展する先端技術を審査し、独占権を付与する特許庁の業務性格上、専門技術分野に対する新しい技術知識を習得し、先進国水準に審査品質を高めるためには、審査官の専門性を向上する教育が非常に重要である。

そのため、国際知的財産研修院で様々な知的財産権の職務教育プログラムを運営し、特許庁職員の専門性を強化している。新規審査官課程、中堅審査官課程、審判官課程などの基本必修課程をはじめ、特許法深化課程、商標法深化課程、高度デザイン課程などの高度課程を運営しており、いつでも受講が可能なサイバー課程も運営している。

一方、審査本部別には大学、研究所、機関などと連携した自主教育プログラムを活発に進行している。新技術習得のために外部専門家によるセミナーを開催し、先端技術の動向調査のためのセミナーや展示会の参加を勧奨している。KDI、ソウル大、浦港工科大など、大学・研究所の外部委託教育や、企業、産業協会などの産業現場教育を実施している。また、造船、自動車部品、製薬、電気機器などの業種別特許協議会も定期的で開催している。更に、審査ノウハウを伝授するため、審査本部のチーム長やパートリーダーを中心にチーム別教育計画を樹立し、審査官に対する体系的な職務教育を実施している。技術分野別に審査実務を中心としたチーム別の事例教育を強化しており、指導審査官の指導範囲・カリキュラムを標準化した指導マニュアルやチェッ

クリストを作成し、審査官OJT教育に活用している。

ハ．知識管理システムの構築・運営

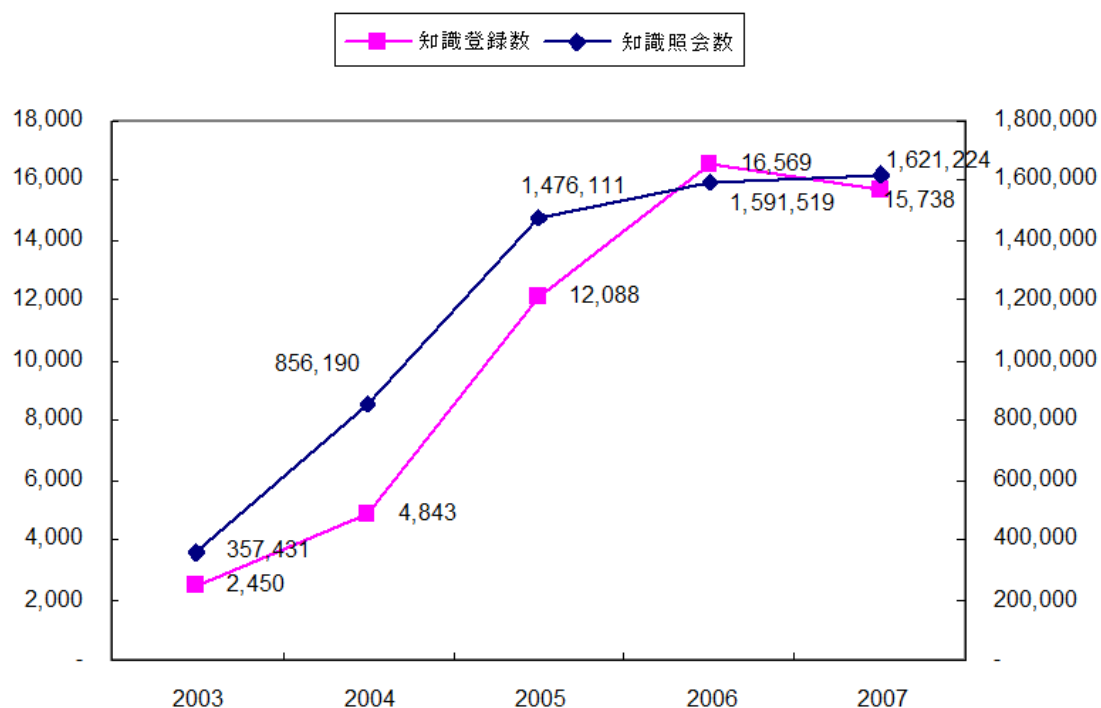
特許庁は「知識は集まれば大きな力になる」という真理をシステムとして実現し、2001年から知識管理システム（KMS：Knowledge Management System）を運営している。また、知識管理システムによって、職員が知識及び学習結果を共有した。これにより、高品質の知識が自由に伝播され、学習の効果を倍加させている。

業務中心の知識活動を奨励するため、知識管理システムを使用者中心に再設計し、業務分野別の知識分類体系を構成するなど、持続的に使用者の意見を反映している。制度的には業務遂行に実質的に役立つ知識を登録する職員に対する補償を強化すると共に、現場に直接活用できるよう懸案事項に対する知識公募制を実施し、職員の関心を高めた。

また、知識の創出を拡大するだけでなく、知識の品質を向上し、活用促進や共有を拡大できるよう高品質知識制度を導入した。また、知識Q&Aの活用を促進するため、匿名で質問できるようにし、業務引継カード登録コーナーの新設、登録知識のホームページ及び研究機関との連携などを推進した。

このように、知識管理活動を持続的に推進した結果、知識管理システムに登録された知識数と照会された知識数が毎年増加し、安定した状態になってきた。知識管理システム、研究会の活性化及び知識重視の組織文化が定着し、知識活動が制度改善などの業務成果に繋がり、国民へのサービスの質も大幅向上するなどの成果が得られている。一方、このような特許庁の知識管理活動は革新成果に繋がり、大統領主催の知識管理討論会で優秀事例として好評を得た。また、2005年11月には政府の知識管理最優秀機関（大統領賞）に選ばれた。

＜図VII-2-4＞年度別知識登録及び照会の現況



3. 知識の対外共有拡散による特許行政革新の加速化

イ. 民間ポータルを活用した特許専門知識の提供

特許庁は国民への特許情報サービス拡大及び特許情報の活用を向上させるため、民間ポータルであるNHN（株）（2005年）及びエンパス（2006年）と包括的な業務協定を結び、民間ポータルを通じて特許情報サービスを本格的に提供した。

特にネイバー特許サービスでは、検索ウィンドウに特許関連キーワードを入力すると、専門DBに収録されている特許、実用新案、デザイン、商標などの知的財産権の関連資料を一度に検索できる。また、業務と生活に必要な特許関連情報を誰でも無料で容易に活用できるようになっている。

例えば、ネイバーの検索ウィンドウに「DMB」を入力するとDMBに関する特許、実用新案、デザイン、商標などの全文、図面、出願・登録情報などを同時に確認することができ、一般人はもちろん、特許関連情報を活用する専門家も望む情報を容易に検索できる。

また、ネイバー特許サービスでは特許庁が創出・発刊した研究報告書、刊行物などについても、誰でも簡単に閲覧できるようにし、知的財産権関連知識を一般人に分かりやすく説明する「やさしい特許学校」というサービスも提供した。

これまで業務効率性を向上するための「内部」知識共有に焦点を合わせ、知識管理を推進してきたが、今後は内・外部機関間の知識共有による「開かれた知識管理」を本格的に推進し、政府の知識管理パラダイムにも大きな変化を与えると期待される。

ロ．研究機関及び政府統合知識管理センターとのシステム連携

特許庁は2005年、特許庁と研究機関の知識管理システムの連携モデル開発を完了し、業務協定を締結した研究機関を対象にシステムの連携を推進した。2007年末には電子通信研究院など、16の研究機関の知識管理システムとの連携を完了し、研究機関に特許に関する知識をオンライン上・リアルタイムで提供している。

このような連携により、研究機関の研究者は特許庁知識管理システムに蓄積されている特許法・制度及び審査・審判関連知識を容易に活用できるようになった。特許に関するオンライン上・リアルタイムの質疑・回答も行えるよう構築し、需要者を中心とするオーダーメイド型の特許相談も可能になった。

例えば、研究機関の研究者が内部知識管理システムに「特許出願手続きについて知りたいです。」という質問を登録すれば、この質問はリアルタイムで特許庁知識管理システムの「最近の質問」コーナーに掲載され、特許庁職員がこの質問に答えれば、その答えは直ちに研究機関の知識管理システムに掲載される。政府統合知識管理センター（GKMC）も2005年12月から特許庁知識管理システムとの連携を推進し、特許庁知識

管理システム内の外部共有知識が様々な政府部署で活用できるように2007年に構築された。

このようなシステム連携により、特許庁と研究機関間の知識共有が活発になれば、研究機関は特許登録が可能な研究に集中するようになり、研究機関への投資に比べての特許成果も大きく向上すると期待される。また、政府部署でも特許庁の専門知識を活用し、関連政策を推進できるという土台が整備されたと言える。

第3章 革新文化の内在化

第1節 コアバリューの内在化

企画調整館創意革新担当官室5級 シン・ヒョンチョル

1. KIP0way運動の展開

イ. コアバリューの重要性

コアバリュー (Core Values) とは、根本的で永続的な信念であり、すべての意思決定と組織活動で守らなければならない原則である。核心価値は組織が進んでいく方向を提示する方向舵の役割をすると共に、構成員には組織に対する感情的な没入 (Emotional Commitment) を誘導し、業務により積極的に臨めるようにする。また、職員を精神的に団結させる役割をし、チームワークを強くする効果もある。

このような重要性の故、超優良企業 (GE、トヨタ、HPなど) はコアバリューを中心に具体的な行動指針をすべての職員に伝達し、組織の慣行や制度に関連付けるという経営方式 (Way) を構築している。

ロ. 特許庁コアバリュー (KIP0way) の定立

2006年度はコアバリューの点火期 (Boom-up) であり、特許庁コアバリューを樹立するため、革新企画チームを中心にKIP0way定立T/Fチームを構成し、先進民間企業の革新体系に対するベンチマーキングを実施すると共に、組織文化と周辺環境要因を分析した。また、庁長を含む幹部陳のインタビュー、FGI (Focus Group Interview) 及び職員ワークショップなどを通じて、組織文化、ビジョン及び未来像との差からコアバリュー定立のための示唆点を導出した。

このような過程を経て、特許庁のコアバリューとして挑戦と創意（Challenging Frontiers）、顧客最優先（Customer First）、信頼と尊重（Care for People）を選定し、全職員が参加する中で宣布式を開催した（2006年11月）。

ハ. KIPWay運動の推進

2007年度はコアバリューの拡散期（Spread-out）であり、コアバリュー内在化を体系的に遂行するため、特許庁の業務特性や環境などを考慮した「INVENT分析モデル」を開発した。このモデルを基盤に制度、システム、内在化教育課程、コミュニケーション領域別の実践課題を発掘・推進した。

区分	KNOW		CARE		CAN	
	Identify DNA	Need to know & share	Value oriented leadership	Effective motivation	Never ending support	Train the competency
内容	コアバリュー、要素、行動指標の明確化	コアバリューの意味に対する理解と共有	リーダーシップ階層の模範	コアバリュー実践の動機付与	コアバリュー実践のための制度的支援	コアバリュー実践のためのK/S
細部分析内容	<ul style="list-style-type: none"> コアバリューの体系的構成 モニタリング&フィードバック領域 実践ガイド 	<ul style="list-style-type: none"> コアバリュー伝播のための象徴管理活動 構成員のコアバリューの共有/内在化 	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣/リーダーの認識 リーダーの役割/率先 	<ul style="list-style-type: none"> コアバリューと連携された人事制度（採用、成果評価、褒賞、昇進） 能力との連携性 	<ul style="list-style-type: none"> コアバリュー実践の組織的支援 コアバリュー実践のシステムの支援 	<ul style="list-style-type: none"> コアバリューと教育体系の連携（内在化教育、リーダー育成など）

<特許庁のINVENT分析モデル>

1) コアバリュー別行動要素及び行動指標の導出

コアバリューを全職員が具体的に実現するために、コアバリュー別行動要素や行動指標を導き出した。導き出された行動指標は全職員の基本能力を反映し、能力評価、自己診断、多面評価などで積極的に活用されている。

コアバリュー	行動要素	行動指標
顧客最優先	顧客中心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の業務のうち、顧客のためにやるべきことを明確に知っている。 ・ いつも顧客の立場で状況を把握し、解決策を提示する。
	責任感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁を代表するという意識を持って業務を主導的に遂行する。 ・ 顧客関連業務は能動的に処理し、必ず処理期限を守る。
	公正性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁公務員の行動細則を順守し、透明性のある顧客サービスを提供する。 ・ 顧客に公正な行政サービスを提供できるよう、最善の努力を尽くす。
挑戦と創意	情熱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織のビジョンと目標を達成するために献身する。 ・ 自ら挑戦的かつ具体的な目標を樹立し、創意的な問題解決のために努力する。
	専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の担当業務で世界最高の専門家になるために学習する。 ・ 保有している専門知識を業務に適用し、最高の成果を挙げる。
	革新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変化の必要性を認識し、関連活動に積極的に参加する。 ・ 変化を主導する斬新なアイデアと解決策を提示する。
信頼と尊重	合理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の樹立、遂行及び評価において合意された原則を順守する。 ・ 組織全体の様々な意見交換や合理的な分析を行い、意思決定を行う。
	一体感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の様々な交流を通じ、相互の理解や共同体意識を高める。 ・ 個人の利害関係よりも組織全体の調和のために率先する。
	多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手には異見があることを認め、相手の意見を尊重する。 ・ 構成背景の多様性を認め、他人への公正な配慮を忘れない。

2) INVENT! US教育実施

特許庁のコアバリューを理解すると共に、実践的なマインドを育成できる教育課程を開発し、全職員を対象に教育することにより、コアバリュー内在化水準の向上に寄与した。

教育課程は本部長級以上のリーダー課程（1次、8時間）とチーム長～事務補佐と一緒に参加する共通課程（41次、12時間）で構成され、教育によって職員の様々な意見を取り入れることができた。



3) コアバリュー実践プログラムの展開

コアバリューコミュニティーの運営、優秀実践事例の公募、コアバリュー内在化の実践ガイドブックの製作、コアバリュー実践提案の公募など、様々な実践プログラムを展開し、コアバリューの実践意識を高める努力を行った。



ニ. 今後の推進方案

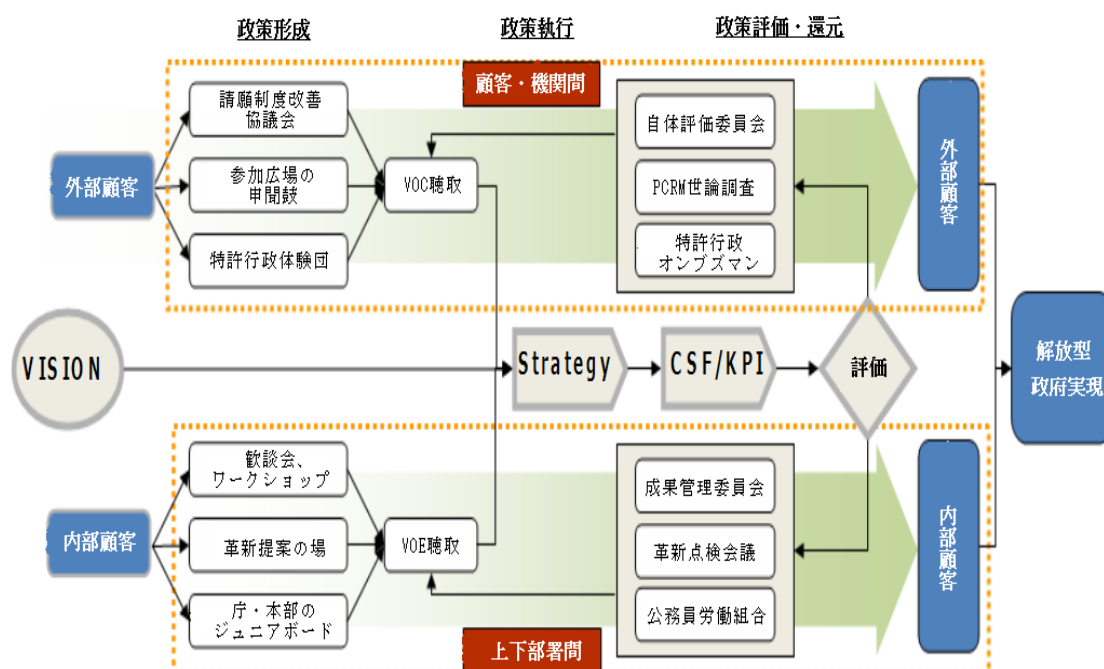
2008年度はコアバリューの定着期（Settle-down）段階であり、「コアバリュー基盤

の創意的かつ実用的組織文化の実現」のため、コアバリュー関連制度とシステム、コミュニケーション及び教育分野別の重点課題を持続的に推進する予定である。

2. 顧客最優先のためのコミュニケーション構築

イ. 開かれたコミュニケーションの構築

特許庁は企業型責任運営機関として、顧客感動経営の理念を元に顧客中心の特許行政サービスを提供している。サービス品質を向上するため、外部顧客や内部職員の意見を効率よく取り入れ、反映させるための様々なコミュニケーションチャンネルを体系的に運営している。



＜特許庁のコミュニケーションチャンネル＞

ロ. 外部顧客のコミュニケーション

政策形成や政策執行の段階では請願制度改善協議会、参加広場、特許行政体験団、訪問審査・審判サービスなどにより様々な顧客のVOCを取り入れている。また、自主評価委員会、PCRМ世論調査、特許行政オンブズマンなどを政策の評価・還元段階のチャンネルとして積極的に活用している。外部顧客とのコミュニケーションの重要性を考慮し、「特許庁顧客満足度」を成果指標として設定し、制度的に後押ししている。

ハ．内部職員のコミュニケーション

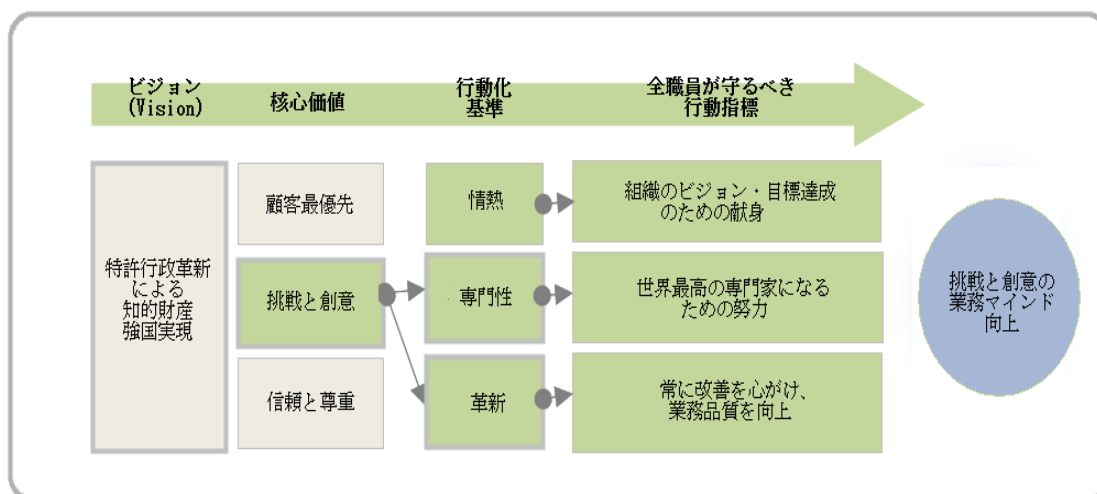
組織内のコミュニケーション活性化のため、Change Agent⁴²⁾を中心に垂直・水平コミュニケーションのチャンネルを活用し、構成員の革新マインドの向上及び行動への反映を誘導している。庁のジュニアボード（16名）は、①様々な分野の才能と能力を備えた人材を選抜し、革新推進過程で発生する職員の苦情や革新障害要因などに対する代案を提示することや②新しいアイデアを集める基本的な業務以外にも、様々な垂直のチャンネル間に発生しやすい壁を壊し、職員と幹部間の信頼を高める対話窓口の役割を遂行している。また、本部のジュニアボード（144名）及び革新文化担当官（71名）を水平コミュニケーションチャンネルとして運営し、自律的な活動をによって職員の意見を取り込み、庁内の開放的な雰囲気作りに寄与している。

3．挑戦と創意のための基盤構築

イ．挑戦と創意の組織文化

「挑戦と創意」を構成員が共有し、実践しなければならないコアバリューの一つに選定した。また、これを具体的に実践するため、情熱、専門性及び革新という行動化基準を設け、それぞれに必要な行動指標を導出した。

⁴²⁾ Change Agentは組織内の変化を主導・伝播する変化の先導者



ロ. 創造性向上のための努力

特許庁は創造性を向上させるため、創造欲求、創造的業務方式、知識経営の観点で様々な活動を展開している。

1) 創造欲求向上制度

創造的動機付与を誘発するため、職員個々人の適正や能力などを反映したキャリア開発制度（CDP）を構築し、創造性を刺激する補償制度を整備した。

-
- ・ 成果管理規定（第23条、特別加点）
一般水準に比べてより顕著に優秀な創造的業務成果を達成し、その波及効果が大きい場合は特別加点を付与
 - ・ 人事管理規定（第17条、特別昇進）
特別行政革新課題の発掘、創意的な業務改善者を特別昇進対象として推薦
 - 6シグマ課題遂行チーム長（1名）、書記官昇進（10名）
-

2) 創造的業務方式の支援

創造性のリーダーシップを強化するため、中核となるリーダーの能力診断を実施した。また、創造的なアイデアを導出し、業務に適用できるよう6シグマ課題遂行時のSCAMPER、TRIZなどの創造的な発想を用いるよう奨励した。更に、様々な分野の問題解決のための研究会を運営した。

3) 高品質の知識管理システムの運営

KOASIS（知識管理システム）を基盤に、高品質知識経営活動を展開している。これにより、知識照会件数は2006年の25,011件から2007年には30,205件に20.8%増加した。また、15の研究所や大学と相互知識管理システムを連携し、特許情報を共有した。

ハ. 挑戦的業務遂行のための制度

危険を冒しながらも持続的に高い目標を追求するという文化を造成するため、挑戦的な目標設定を誘導し、卓越した成果に対しては破格のインセンティブを付与するなどの支援を行った。

6シグマ課題遂行時の達成目標を現在の水準から最小でも10倍改善を目標にすることを誘導し、目標達成時には特別加点を与えた。また、6シグマ課題遂行者全員には成果評価A以上を付与するなどのインセンティブを提供した。

また、成果管理規定（第23条）に全庁レベルで特別に重要な課題であるか、遂行過程で高い生涯要因を克服した課題である場合、重要度と難易度面で挑戦的な課題を遂行した場合には特別加点を付与するよう明示し、目標設定が挑戦的な設定となっている場合にも加点を与え、成果が満足できるほどでない場合でも補償が受けられるよう制度化した。

構成員が善意のミスを容認し、革新文化への挑戦的な実践を積極的に誘導できるよ

うにするための制度として、政策失敗事例を早期発掘し、学習・共有するための文化政策の品質分析管理制度を運営している。

問題政策の発掘	問題政策の選定	問題政策の品質分析	学習及び教育
<p>本部別問題政策発掘TF</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題政策候補課題の選定 －メディア報道など、外部機関の指摘により問題点が見つかった政策 －特許庁の内部点検手続きによって問題点が指摘された政策 －問題認識後、措置遅延により、問題発生が予想される政策 	<p>品質分析課題 審査会議（庁長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6シグマ外部専門家が参加し、専門性及び客観性を確保 －本部別に発掘された候補課題から、至急度・重要性を考慮して選定 －審査評価結果の活用システム構築など、3件を選定して分析実施（2007年） 	<p>品質分析TF構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定された問題政策課題を具体化し、6シグマ課題として遂行 ・選定された品質分析対象課題を6シグマロードマップや特許庁政策品質の管理体系にしたがって分析を実施 ・制度改善や改善方向の導出 	<p>定期報告（庁長、四半期別1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終分析結果は、事例発表及び遂行結果を担当部署に移管し、現業に適用 ・改善必要事項に対する措置の計画を樹立して施行

4. 信頼と尊重のための活動展開

全構成員が互いを信頼し、尊重する組織文化を定着させるため、様々な活動を展開している。本部の環境に合うキャンペーン、コミュニケーション活動、体育・同好会活動などを展開しており、これらによって疲労回復させ、構成員の満足度を向上させ

ている。

イ. 主要活動事例

1) 在宅勤務実施

仕事と家庭生活を並行できる在宅勤務制度を公共部門で初めて施行し、優秀人材の誘致や業務能率の向上はもちろん、育児問題、遠距離通勤問題など、個人の苦情を解決する手段となり、職員の満足度が高い制度である。在宅勤務は審査・審判業務を自宅でオンラインを利用し、庁内にいる時と同じように業務を遂行する勤務形態であり、週2日または週3日の2つの形態で運営している（2007年には78名が利用）。在宅勤務職員間の交流のため、オンライン上の意思疎通手段である在宅勤務コミュニティを開設し、在宅勤務者間の活発な意見交換を手助けしている。また、KIP0メッセージを導入し、庁内勤務者といつでも話せるように支援している。

2) 学習研究会の運営

自発的な学習運営会の活性化により、中央行政機関の優秀研究会評価で2年連続最多優秀研究会に選ばれた。また、全部署の84優秀研究会のうち、12%が特許庁研究会から選ばれた。研究会は登録手続きの簡素化や学習文化の拡散などにより、2006年の56から2007年には68に増えた。また、外部会員数は2006年の2,870名から2007年には3,357名に増加した。学習研究会の運営制度に対し、警察庁などの多くの外部機関が逆ベンチマーキングするなど、特許庁の代表的なBP事例となった。

3) 賞賛運動の展開

特許庁は模範となる構成員を賞賛し、見習うための活動を展開している。2006年3月からKOASIS（知識管理システム）の「賞賛リレー」コーナーを新設し、本部別の模範となる人を選抜する制度に拡大運営している。成果主義の組織文化定着後の組織構成員間の人間関係を柔軟にし、競争的な雰囲気から楽しく働ける組織文化への変貌を

図っている。商sんを通じて職員がプライドと使命感を持つようになり、自分の業務に精進しながらも、組織内のコミュニケーションへ積極的に参加する。また、これは究極的には組織全体の革新能力の向上に繋がる。

本部	主要内容
商標デザイン 審査本部	<p><隠れた立役者、「今月のビタミン」を探しています。></p> <p>2006年8月に制度を導入して以来、毎月1人を今月のビタミンとして選定、2007年には15名（審査官5名、主務官4名、女子職員5名）を今月のビタミンとして選定して褒賞</p>
電気電子 審査本部	<p><本部賞賛リレー、「アルムジギ」></p> <p>毎月本部職員全体を対象に、褒められる職員の推薦を受け、チーム長会議で選定する。選定された職員に対しては、メッセージャーや本部掲示板などを通じ、本部長からの賞賛の言葉を広めると同時に本部職員一同で賞賛する。</p>
情報通信 審査本部	<p><正統特許人></p> <p>四半期毎に各分野で献身的に業務を遂行した職員を選定して褒賞</p>
顧客サービス 本部	<p><今月のハッピーウィルス（Happy Virus、親切な職員）></p> <p>職員と顧客に献身する職員をハッピーウィルスとして選定して褒賞</p>

<賞賛運動の主要事例>

4) 様々な同好会の運営

職員の健康増進と連帯感強化のため、様々な同好会（山岳会、囲碁、ビリヤード、剣道、マラソン、サッカー、テニス、ボーリング、バドミントン、野球、卓球、自転車、スキー、太極拳、テグギョン（韓国の格闘技）、気功・瞑想、インラインスケート、バレーボール、ダンスなど、23個）を運営している。また、各本部では職員の調和とチームワーク向上などのため、ゾッグ（足で行うバレーボールのような競技）リーグ、女性職員のバルヤグ（足でやる野球のような競技）大会（2007 E-Championsリーグ、

電気電子審査本部)、種目別本部体育大会 (Chem Life Championship、化学生命工学審査本部)、庁長杯ソフトボール大会などを開催し、公の場で「健康な笑いと汗で一つになる」という調和の場を提供した。

5) 庁職員の子供へのIT教育実施

職員の子供に両親の職場に対するプライドを持たせると同時に、コンピュータの活用能力を向上させるため、職員の子供を相手にIT教育を実施した。情報企画本部では夏休み期間中に (株) LG CNSと共同でコンピュータ入門など、3つの教育講座を開催し、計120名の小・中学生を対象に3週間 (7月30日～8月17日) の教育を実施した。教育後のアンケートでは、「115名中の97%が満足した」と答え、教育への再参加希望率も100%に達した。

第2節 革新能力の強化

企画調整館創意革新担当官室技術書記官 キム・ウスン

1. 革新能力の強化及び核心人材の養成

革新に成功するためには、構成員が学習を通じて成功と失敗の経験を共有し、より大きな挑戦で成功できる革新能力を培うことが大切である。特許庁は革新能力の高い人材を養成し、特許行政革新を主導できるよう、構成員の学習を激励している。

特許庁は6シグマを政策・サービスの品質向上のみならず、学習による核心人材の養成にも積極的に活用している。チャンピオン、P0、BB、GB及びYBで構成された6シグマベルト制度を定め、各々の役割や責任に合うように教育課程を設計・運営し、2007年には479名の新規6シグマ専門人材を養成した。

また、「顧客最優先」、「信頼と尊重」、「挑戦と創意」という特許庁の革新理念を実践することを心がけられるよう、「INVENT US」教育課程を開発し、全職員に教育させることで、革新能力を強化するように努めている。

2. 持続的な学習文化の定着

学習は現在の状況の変化を望む組織や個人のすべてにとって重要である。理解できない方法を使用し、必要とも思えない目標を達成するよう励ますことは、一回切りのイベントに過ぎない。

特許庁は組織員が必要と考える分野から、組織員が理解できる言葉で学習の重要性を説得することで、持続的な学習文化を定着させることができる。顧客の新しく革新的な技術、デザイン及びブランドなどに独占的な権利を付与する特許行政サービスの特性と自発的な学習に対する様々なインセンティブの付与は組織員に持続的な学習の

必要性を理解させる良いきっかけとなった。

このような努力の結果、2007年末にはナノ技術研究会、特許法研究会など、71の学習組織（CoP）が構成され、内部の職員のみならず、研究所や企業などの外部顧客も参加しており、会員数は6,202名に上っている。また、2007年には306回のセミナーや講演会、107回の外部講師による講演、696件の研究報告書発刊など、活発な活動が行われた。

3. 知的財産における専門性向上

特許庁は個人や組織の学習によって、革新能力の強化はもちろん、知的財産専門性の強化を図っている。日々発展する先端技術とこれを開発する顧客の目線を合わせるためには、特許庁職員の知的財産専門性を持続的に高めていかなければならない。

そのため、先端技術分野に対する専門教育を強化している。KDI、ソウル大、浦港工科大などの大学・研究所の外部委託教育や企業、産業協会などの産業現場での教育を実施している。また、造船、自動車部品、製薬、電気機器などの業種別特許協議会を定期的で開催すると共に、新技術習得のための外部専門家によるセミナーや講演会などを持続的に開催している。

また、審査官別審査ノウハウを共有するため、技術分野別審査ノウハウ集を発刊すると共に、審査経歴の豊富な審査官を指導審査官として指定し、新規審査官に対する個別指導を行っている。また、指導審査官の指導範囲・カリキュラムを標準化した指導マニュアル及びチェックリストを作成し、審査官のOJT（On-the-job training）教育を実施している。

先端技術分野に対する専門教育と共に審査官の法律的な専門性を強化するため、国際知識研修院で様々な知的財産権職務プログラムを運営し、特許庁職員の専門性を強化している。新規審査官課程、中堅審査官課程、審判官課程などの基本必須課程をは

じめ、特許法深化課程、商標法深化課程、高度デザイン課程などの高級課程を運営しており、いつでも受講が可能なサイバー課程も運営している。

付録

1. 歴代庁長

歴代	姓名	在任期間	任命前の経歴
初代	ペ・サンウク（裴相穢）	1977. 03. 12～1977. 12. 22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル（安永哲）	1977. 12. 23～1978. 12. 29	特許庁次長
3代	イ・サンソプ（李相燮）	1978. 12. 30～1982. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ（洪性佐）	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1回官補
5代	チャ・スミョン（車秀明）	1985. 10. 19～1988. 03. 04	商工部第1回官補
6代	パク・ホンシク（朴洪植）	1988. 03. 05～1990. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス（金喆壽）	1990. 03. 20～1991. 09. 18	商工部第1回官補
8代	キム・テジュン（金泰俊）	1991. 09. 20～1993. 03. 03	商工部第2回官補
9代	アン・グァング（安光谷）	1993. 03. 04～1995. 12. 25	商工部第2回官補
10代	ジョン・ヘジュ（鄭海澍）	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス（韓憲洙）	1996. 12. 24～1997. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チョイ・ホンゴン（崔弘建）	1997. 03. 07～1998. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン（金守東）	1998. 03. 09～1999. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン（吳剛鉉）	1999. 05. 26～2000. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イム・ネギユ（林來圭）	2000. 08. 11～2002. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム（金光琳）	2002. 02. 05～2003. 03. 02	国会予算決定委員会主席専門委員

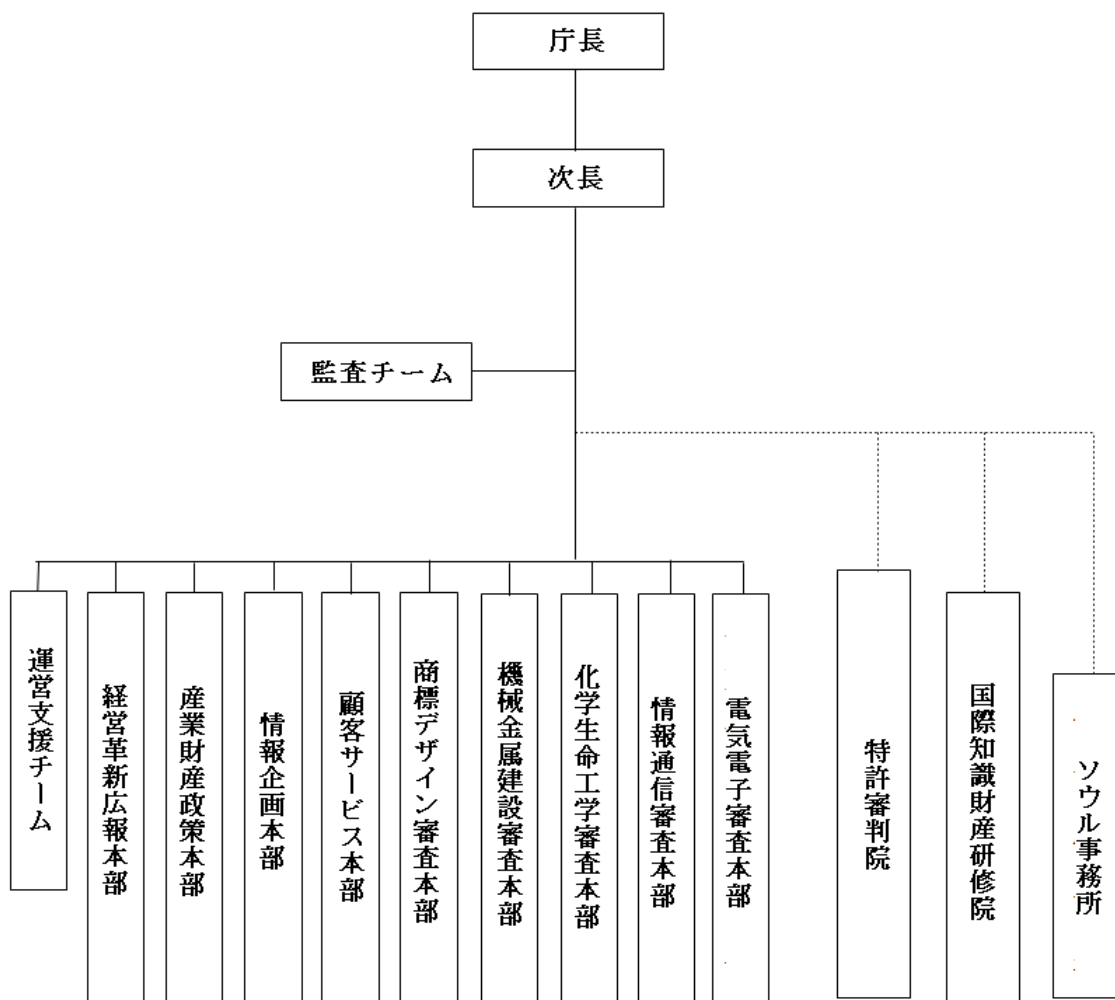
17代	ハ・ドンマン（河東萬）	2003.03.03～2004.09.02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ゾングプ（金鍾甲）	2004.09.03～2006.01.31	産業資源部次官補
19代	チョン・サンウ（全湘雨）	2006.02.01～	特許庁次長

2. 機構の定員及び予算の現況

イ. 機構

（2007年12月31日基準）

本部	チーム	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
9	67	2 チーム	4 チーム	3 課



ロ. 定員

(2007年12月31日基準)

区分	庁長	高位公務員	3・4級	4級	5級	6級	7級	8級	研究	技能	計
本庁	1	10	12	40	779	144	55		1	84	1,289
所属機関		13	4	42	46	31	12	7		26	234
計	1	23	16	82	825	175	67	7	1	110	1,523

ハ. 予算の現況

1) 歳入 (順計基準)

(単位：百万ウォン)

区分	2007年の予算	2008年の予算	増減	
				%
責任運営期間事業の収入	242,055	269,153	27,098	11.2
その他の収入	64,169	44,585	△19,584	△30.5
合計	306,224	313,738	7,514	2.5

2) 歳出

(単位：百万ウォン)

区分	2007年の予算	2008年の予算	増減	%
	(A)	(B)	(B - A)	
総計	311,119	317,964	6,845	2.2
順計 (= 総計 - アカウント間取引)	306,224	313,738	7,514	2.5
< 損益アカウント >				2.5
□ 産業振興高度化	306,224	313,738	7,514	2.5
○ 審査・審判サービスの提供	193,163	151,553	△41,609	△21.5
○ 知的財産創出基盤の強化	27,340	30,141	2,801	10.2
○ 国内外知的財産権の保護	99,331	55,604	△43,727	△44.0
	4,442	5,089	647	14.6

区分	2007年の予算 (A)	2008年の予算 (B)	増減 (B - A)	%
○知的財産行政の情報化	49,229	49,125	△103	△0.2
○知的財産権の活用促進	12,821	11,594	△1,227	△9.6
□産業中小企業一般	113,061	162,185	49,124	43.4
○知的財産行政の総合支援	101,870	101,376	△494	△0.5
○会計間取引（前出金）	—	40,000	40,000	純増
○会計基金間取引	6,296	6,583	287	4.6
○会計基金間取引（預託金）	—	10,000	10,000	純増
○アカウント間取引	4,895	4,226	△669	△13.7
<資本アカウント>	4,895	4,226	△669	△13.7
□産業振興高度化	3,243	3,279	35	1.1
○審査・審判サービスの提供	893	1,485	592	66.3
○知的財産の創出・活用	21	21	—	—
○知的財産行政の情報化	2,329	1,773	△557	△23.9
□産業中小企業一般	1,652	947	△704	△42.7
○知的財産行政の総合支援	1,652	947	△704	△42.7
※別途統計				
1. 人権費	79,127	83,337	4,210	5.3
2. 基本経費	13,389	13,716	327	2.4

区分	2007年の予算 (A)	2008年の予算 (B)	増減 (B - A)	%
3. 予備費	6,905	1,987	△4,918	△71.2

3. 2007年度の主要報道内容及び庁長の広報活動

イ. 新聞・放送の主要報道内容

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
1. 3	特許庁職員の世界知的財産機関 (WIPO) 進出拡大	中都日報、大田日報な ど	国際協力チーム
1. 4	女性発明家の固有活動領域広がる	毎日経済	繊維生活用品審査チ ーム
1. 4	特許庁「偽物」通報者に昨年1年間 計323百万ウォンの褒賞金支給	デジタルタイムズ、ハ ンギョレ新聞など	産業財産保護チーム
1. 5	有線電話と無線電話を一つに	デジタルタイムズ、セ 忠清日報など	ネットワーク審査チ ーム
1. 8	クリーンな仮想空間を目指して！ スパム処理技術の進化	デジタルタイムズ、大 田日報など	電子商取引審査チ ーム
1. 9	国有特許権ライセンス契約を家庭 で！	ソウル新聞、大田日報 など	産業財産振興チーム
1. 10	環境にやさしい水路管、トカゲを生 き返らせる。	中都日報	デザイン審査チーム (2)
1. 11	特許審査処理、世界最早。	中央日報、韓国経済な ど	特許審査政策チーム
1. 12	特許庁、発展途上国の支援事業を大 幅拡大	大田日報	国際協力チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
1. 15	特許技術情報の検索が便利になります。	大田日報、セ忠清日報など	情報管理チーム
1. 15	オーダーメイド型「中小企業特許経営コンサルティング」を申請してください。	セ忠清日報、毎日経済など	産業財産政策チーム
1. 16	特許庁、韓国科学技術情報研究院(KISTI) と包括的な業務協約締結	忠清トゥデー、デジタルタイムズなど	ディスプレイ審査チーム
1. 17	特許書式大幅減少…手軽な特許出願を期待	毎日経済、ファイナンシャルニュースなど	情報開発チーム
1. 18	安定的な送電の解決策、送電線用の繊維強化複合材料！	毎日経済	無機化学審査チーム
1. 19	企業のブランド管理にも「健康」の風が…	毎日経済、世界日報など	サービス標審査チーム
1. 22	特許庁、知的財産権の情報拡充で審査品質向上！	大田日報、忠南日報など	情報管理チーム
1. 22	特許技術、「技術競売」で買う。	毎日経済、大田日報など	産業財産振興チーム
1. 23	立体放送時代の到来、加速化	毎日経済、デジタルタイムズなど	デジタル放送審査チーム
1. 24	繊維産業の「再跳躍」は特許庁が支えに！	毎日経済、忠清新聞など	繊維生活用品審査チーム
1. 24	自動車が知能を持って進化する。	セ忠清日報	自動車審査チーム
1. 25	2006年度職務発明補償制度の運営実態調査の結果発表	電子新聞、ソウル新聞など	産業財産政策チーム
1. 26	今は自動車も水性ペイントで塗装！	韓国経済	精密化学審査チーム
1. 26	中央行政機関初のISO20000、	デジタルタイムズ、中	情報基盤チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	ISO27001認証を同時獲得	都日報など	
1. 29	現代の「トランジスター」は組み立てる。	ニュースなど	半導体審査チーム
1. 30	国内高校に発明創作科が初めて開設	韓国経済、東亜日報など	知的財産教育チーム
1. 31	今は地域特産品で勝負する時！	ソウル新聞、中都日報など	産業財産政策チーム
1. 31	特許請願サービスを手軽に利用して下さい。	ニュースワイヤなど	情報企画チーム
1. 31	特許庁「オンライン技術競売」開始	毎日経済、ソウル新聞など	産業財産振興チーム
2. 1	特許審判、「6ヶ月」以内に終結	大田日報、忠清トゥデーなど	審判行政チーム
2. 1	特許権維持・管理簡単になる。	連合ニュースなど	顧客サービスチーム
2. 2	ウェルビーイング時代の必需品「真空包装器」の特許出願動向	ニュースワイヤなど	運搬機械審査チーム
2. 2	地域発明のメッカ、ホームページオープン	ニュースワイヤなど	産業財産政策チーム
2. 5	クリーンな果物と野菜がほしい！	デジタルタイムズなど	食品生物資源審査チーム
2. 6	特許庁、国有特許権の実施料収入で6.4億ウォン稼ぐ。	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	産業財産振興チーム
2. 7	黄金豚の年、幼児ブランド商標出願「一斉に」	毎日経済、大田日報など	サービス標審査チーム
2. 8	エレベーター安全装置の特許出願増加	忠清新聞、デジタルタイムズなど	運搬機械審査チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
2. 9	トウモロコシを着る！	毎日経済、韓国経済など	有機化学審査チーム
2. 12	過去2年間でUCC特許出願大幅増加	デジタルタイムズ、韓国経済など	デジタル放送審査チーム
2. 13	特許コンサルティングによる地域有望企業の育成	毎日経済、ファイナンシャルニュースなど	産業財産政策チーム
2. 14	ヘリコプター技術特許出願動向	ニュースワイヤなど	運搬機械審査チーム
2. 14	韓国知的財産教育システムが東ヨーロッパまで伝播	忠清新聞	企画総括チーム
2. 15	新年の禁煙の誓い、携帯が守ります！	忠清トゥデー、韓国日報など	ネットワーク審査チーム
2. 15	研究ノートによる体系的な研究成果管理文化の拡散	ニュースワイヤなど	情報企画チーム
2. 16	「企業の知的財産の活動実態調査」結果発表	韓国経済、ソウル新聞など	産業財産政策チーム
2. 20	未来のための選択－温室ガス減少	忠清トゥデー、忠清新聞など	無機化学審査チーム
2. 21	特許庁、2007年発明の評価事業施行	毎日経済、ソウル経済など	産業財産振興チーム
2. 22	大学の知的財産担当者、特許管理アドバイザー	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム
2. 23	傷痕なしに傷を治す。	毎日経済、忠清トゥデーなど	生命工学審査チーム
2. 26	内視鏡検診は優雅にできない？	韓国経済、毎日経済など	コンピュータ審査チーム
2. 27	技術評価による大学、研究所の優秀特許技術発掘	韓国経済、忠清トゥデーなど	産業財産振興チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
2. 28	黄砂の震源地中国を浄化する。	毎日経済、電子新聞など	空調機械審査チーム
3. 2	次世代ディスプレイも韓国が先導	ハンビツ日報、セ忠清日報など	映像機器審査チーム
3. 5	特許庁審査官、法律知識アップグレード	ニュースワイヤなど	人材開発チーム
3. 5	中小企業の特許経営コンサルティング本格的に開始	毎日経済、ソウル経済など	産業財産政策チーム
3. 6	特許庁、大学知的財産の能力強化を率いる。	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム
3. 7	偽造紙幣、よく見れば分かる！	マネートゥデー、ハンビツ日報など	精密化学審査チーム
3. 8	特許庁、「第8回半導体設計公募展」開催	毎日経済、韓国経済など	電気審査チーム
3. 9	特許庁、「開庁30周年記念職務発明セミナー」開催	毎日経済など	一般機械審査チーム
3. 12	商標・デザイン権の祭り「2007商標・デザイン展」開催	毎日経済、忠清新聞など	商標デザイン審査政策チーム
3. 12	大学重点研究分野、特許マップを描く！	毎日経済、韓国経済など	情報企画チーム
3. 13	特許庁が歩んできた30年、知的財産強国に導く。	韓国経済、ソウル経済など	財政企画チーム
3. 13	特許庁開庁30周年記念エンブレム公開	毎日経済、ソウル経済など	デザイン審査チーム (1)
3. 14	国家R&D、特許経営時代始まる。	デジタルタイムズ	情報企画チーム
3. 15	特許審判院、「商標判決文要旨集」発刊	ニュースワイヤなど	訟務チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
3. 16	IPTVの本格的サービスを目前にし て特許出願大幅増加	電子新聞、忠清トゥデー など	デジタル放送審査チ ーム
3. 16	米国特許訴訟判例、今は韓国語で見 る！	毎日経済など	情報企画チーム
3. 19	請願人が作成しやすい便利な新特 許書式	ニュースワイヤなど	顧客サービスチーム
3. 20	全国主要大学へ特許講座拡大！	毎日経済、韓国経済な ど	情報企画チーム
3. 21	韓・日特許審査ハイウェイ制度の施 行	中央日報、韓国経済な ど	特許審査政策チーム
3. 22	地域特産品の名声が商標権として 生まれ変わる。	韓国経済、京郷新聞な ど	商標審査チーム（1）
3. 23	知的財産専門人材育成推進企画団 発足	ソウル経済、ソウル新 聞など	産業財産政策チーム
3. 23	移動通信中継器も今は「無線の時 代」	ニュースワイヤなど	ネットワーク審査チ ーム
3. 26	バルコニー拡張、火災の対策はこの ように！	ハンビツ日報など	金属審査チーム
3. 27	特許庁、技術事業化を仲介	デジタルタイムズ、ソ ウル経済など	産業財産振興チーム
3. 28	照明灯にも半導体の風	忠清新聞、忠清日報な ど	電気審査チーム
3. 29	高性能電子製品に活用される次世 代熱輸送流体	忠清日報など	精密機械審査チーム
3. 30	特許審判結果を携帯、電子メールで 受け取る	中央日報、ソウル経済 など	審判行政チーム
3. 30	国際特許審査時に、韓国の特許文献	韓国経済、ソウル新聞	情報企画チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	を必ず参照		
3. 31	2次電池安全装置、主要技術に浮上	忠清トゥデーなど	環境化学審査チーム
4. 2	自動車急発進事故、特許で防ぐ。	忠清トゥデー、韓国経済など	制御機械審査チーム
4. 2	オンライン技術競売が活気づく！	大田日報、ソウル経済など	産業財産政策チーム
4. 3	特許技術事業化に3,721億ウォン支援	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	産業財産政策チーム
4. 4	偽物防止「ホログラム」、ブランド保護の新技术	ニュースワイヤなど	商標デザイン審査政策チーム
4. 5	「良い職場」から「幸せな職場」に！	ソウル新聞、毎日経済など	顧客サービスチーム
4. 6	科学技術発達に女性発明家の寄与が高まっている	韓国経済など	電子審査チーム
4. 7	LCD用外部電極蛍光ランプ（EEFL）出願増加	ニュースワイヤなど	ディスプレイ審査チーム
4. 9	「ファンの法則」は今後も続く。	デジタルタイムズ、大田日報など	半導体審査チーム
4. 10	オンライン特許出願、より簡単に	中央日報、毎日経済など	情報開発チーム
4. 10	UCC、次世代ビジネスモデルに成長	ニューシスなど	電子商取引審査チーム
4. 10	海外進出企業、知的財産権から確保の必要	忠清毎日、セ忠清日報など	国際協力チーム
4. 11	特許庁、「コンピュータ関連発明審査基準解説」発刊	ニュースワイヤなど	コンピュータ審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
4. 11	特許庁、韓・米FTA産業財産権分野 の交渉結果発表	ソウル新聞、韓国経済 など	国際協力チーム
4. 12	全国発明教室関係者ワークショッ プ開催	忠清トゥデー、忠清新 聞など	産業財産振興チーム
4. 13	居眠り運転をなくす面白い特許技 術	毎日経済、韓国経済な ど	空調機械審査チーム
4. 14	伝統酒の新しい変身	ソウル新聞、忠清トゥ デーなど	食品生物資源審査チ ーム
4. 16	質感再現へ進化する携帯	韓国経済、デジタルタ イムズなど	通信審査チーム
4. 16	国際商標制度改善のための第1回 「韓・日マドリッド実務会議」開催	ニューシスなど	国際商標審査チーム
4. 17	「労・社共存の解法」職務発明制 度！	毎日経済、韓国経済な ど	産業財産政策チーム
4. 17	特許庁の成果主義の人事運営が注 目される	ソウル新聞、中都日報 など	人材開発チーム
4. 18	自動車、ユビキタス空間に進化	デジタルタイムズ、忠 清新聞など	ユビキタス審査チー ム
4. 19	韓・米FTA妥結による韓国企業の対 応方向提示	毎日経済、ソウル経済 など	国際協力チーム
4. 20	たばこ、今なら止められる	ソウル新聞、中都日報 など	薬品化学審査チーム
4. 20	特許庁、移転希望の優秀特許技術調 査（2007年度上半期）	忠清新聞、デジタルタ イムズなど	産業財産振興チーム
4. 21	韓国のウェルビーイング文化をト イレで見つける。	忠清トゥデー、中都日 報など	建設技術審査チーム
4. 23	石鹸にもウェルビーイングの風が	ニューシスなど	精密化学審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
4. 23	地域ブランド戦略コンサルティング、特産物から祭りまで	忠清新聞など	産業財産政策チーム
4. 24	特許庁、グローバル企業の特許国際調査機関として本格的に浮上	韓国経済、ソウル経済など	国際出願チーム
4. 24	「国家R&D IPフォーラム」本格的に発足	電子新聞など	産業財産政策チーム
4. 25	特許庁幹部、英語討論1年で国際競争力養う	ソウル新聞、毎日経済など	財政企画チーム
4. 26	能力がなければ、昇進できない。	セ忠清日報など	人材開発チーム
4. 27	次世代保存技術、国内企業が先導する。	韓国経済、デジタルタイムズなど	情報審査チーム
4. 27	UCC世界で貴方も発明王	デジタルタイムズ、電子新聞など	情報開発チーム
4. 28	ごみ箱にも特許の風	毎日経済、忠清トゥデーなど	運搬機械審査チーム
4. 30	教具と玩具の区分がなくなる！	中都日報、大田日報など	繊維生活用品審査チーム
4. 30	今年も子供の日に政府体験行事が開催	毎日経済	政策広報チーム
5. 1	国内外の特許動向を把握して対処しよう！ -245の重要技術特許マップ (Patent Map) のオンラインサービス開始	韓国経済、毎日経済など	情報企画チーム
5. 1	特許料減免顧客も丁重にもてなします	ニュースワイヤなど	登録サービスチーム
5. 1	顧客と成果中心の企業型組織に生まれ変わります	ニュースワイヤなど	革新企画チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
5. 2	2007大韓民国女性発明品博覧会開催	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興チーム
5. 3	子供の日に発明体験をプレゼント	韓国経済、大田日報など	知的財産教育チーム
5. 3	5月「発明の月」行事でいっぱい	毎日経済、電子新聞など	産業財産振興チーム
5. 4	野生動物と農民の葛藤をデザインする。	ニューシス	デザイン審査チーム (2)
5. 4	「中小企業特許経営指針書」発刊・配布	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム
5. 5	サイバーセキュリティガード！有害情報遮断技術の特許動向	デジタルタイムズなど	電子商取引審査チーム
5. 5	クイズを解いて発明の能力を思う存分発揮して下さい！	ニューシスなど	産業財産政策チーム
5. 7	各国特許庁、韓国に特許行政革新事例を習いに来る。	毎日経済、大田日報など	国際協力チーム
5. 7	特許技術賞に挑戦して下さい！	忠清新聞、大田日報など	特許審査政策チーム
5. 8	第8回韓一豪特許庁長会談開催	毎日経済、ソウル経済など	国際協力チーム
5. 8	特許庁、世界知的財産権機関（WIPO）と業務協約締結明らかに	韓国経済、電子新聞など	情報協力チーム
5. 9	韓国特許情報活用システムのアジア太平洋地域への伝播	毎日経済、デジタルタイムズなど	企画総括チーム
5. 9	顧客中心のワンストップサービス環境作り	ニューシスなど	電算資料課
5. 10	知的財産強国に向けての挑戦30	デジタルタイムズ、中	革新企画チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	年！	都日報など	特許庁30年史TF
5. 10	特許庁、地域産業育成のための礎石整備（松島テクノパーク業務協約）	仁川新聞、現代日報など	自動車審査チーム
5. 11	チョン・サンウ特許庁長、第1回世界5ヶ国特許庁長会談参加	ソウル経済、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
5. 11	特許庁、「嶺東地域知的財産権ワークショップ」開催	ニュースワイヤなど	無機化学審査チーム
5. 11	職位分類制で運営される特許庁の成果管理	ソウル新聞など	成果管理チーム
5. 12	DMBの知能型道案内（TPEG）サービス、出願急増	毎日経済、デジタルタイムズなど	デジタル放送審査チーム
5. 14	異議申請、模倣商標見つける。	韓国経済、忠清トゥデーなど	商標審査チーム（2）
5. 14	国際知的財産研修院、「中国内知的財産権侵害対応戦略」紹介	ニュースなど	企画総括チーム
5. 12	2007年度弁理士第1回試験合格者発表	中都日報	産業財産人材チーム
5. 15	鳥インフルエンザ関連特許出願動向	韓国経済、中部毎日など	薬品化学審査チーム
5. 16	日本における知的財産人材の養成専門家招待セミナー開催	イートゥデー	産業財産人材チーム
5. 16	急変する消防市場を注目せよ！	ニュースワイヤ	金属審査チーム
5. 16	特許庁、「2007発明評価セミナー」開催	大田日報、忠清トゥデーなど	産業財産振興チーム
5. 17	特許庁、「2007デザインマップ事業説明会」開催	市民日報、セ忠清日報など	商標デザイン審査政策チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
5. 17	知的財産分野の世界的な頭脳が1ヶ所に！	ニュースワイヤなど	行政法務チーム
5. 17	知的財産5強、実質協力始まる (世界5ヶ国特許庁長会談の成果)	電子新聞、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
5. 18	第42回発明の日、発明功労者77名、勲章・褒章	朝鮮日報、京郷新聞など	産業財産振興チーム
5. 18	発明の日、優秀発明品11点が展示される。	ソウル経済、中央日報など	一般機械審査チーム
5. 18	科学者と一緒に発明体験	中都日報など	一般機械審査チーム
5. 19	発電所の番人、発電設備診断システムの特許出願急増	忠清トゥデーなど	ユビキタス審査チーム
5. 21	開け、万能キー(携帯で開ける世界)	大田日報、中都日報など	通信審査チーム
5. 22	特許手数料、携帯で支払う。	毎日経済、中央日報など	情報開発チーム
5. 23	暗証番号は使い捨てで	朝鮮日報、京郷新聞など	ネットワーク審査チーム
5. 23	商標中に生きている歴史上の人物	毎日経済など	商標審査チーム(3)
5. 25	紙書類、これからは公認電子文書保管所に！	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	電子商取引審査チーム
5. 26	先端技術で車両の転覆を防ぐ！	忠清トゥデー、毎日経済など	自動車審査チーム
5. 28	2007年第1四半期特許技術賞授賞式開催	中央日報、デジタルタイムズなど	特許審査政策チーム
5. 28	特許庁、第1回次世代半導体研究会フォーラム開催	大田日報、セ忠清日報など	半導体審査チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
5. 29	国内特許プール結成のための「IT特許プールと知的財産権戦略セミナー」開催	毎日経済、電子新聞など	デジタル放送審査チーム
5. 30	光の反射を減少させる！	毎日経済、忠清日報など	精密機械審査チーム
5. 30	韓-米FTA時代、国境のない知的財産権戦争	デジタルタイムズ、忠清毎日など	産業財産保護チーム
5. 31	世界は今代替燃料自動車開発に注目	韓国経済、毎日経済など	原動機械審査チーム
6. 1	重要技術の海外出願費用拡大支援	毎日経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興チーム
6. 1	本部単位の顧客サービス組織、その成果も著しい	ニュースワイヤなど	顧客サービスチーム
6. 2	使い捨ておむつは進化中！	ニューシスなど	生命工学審査チーム
6. 4	「モノグラム」商標出願急増	ニューシスなど	商標審査チーム（2）
6. 4	特許ネット（KIPOnet）ブランド世界に広がる。	中都日報など	情報開発チーム
6. 5	国旗をみると歴史が見える！	ソウル経済、大田日報など	商標デザイン審査政策チーム
6. 5	半導体にもダイエット旋風	韓国経済、デジタルタイムズ	半導体審査チーム
6. 7	国際特許出願受付システム（PCT-ROAD）、スペイン語バージョン普及スタート	中都日報、毎日経済など	情報協力チーム
6. 8	特許庁、「中小企業知的財産経営支援団（T/F）」発足	毎日経済、ソウル新聞など	産業財産政策チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
6. 8	特許審判手続きを審判当事者の居住地で実施する。	マネートゥデーなど	審判行政チーム
6. 9	熾烈な特許紛争が予想される白色LED技術	デジタルタイムズなど	映像機器審査チーム
6. 11	白色美人、白い歯で締め	忠清トゥデーなど	生命工学審査チーム
6. 12	特許庁、次世代半導体特許全文情報季刊誌「Next Semicon」創刊	デジタルタイムズ、電子新聞など	半導体審査チーム
6. 12	ホログラム、動作、色彩のみの商標導入による商標登録制度の改善	ヘラルド経済、毎日経済など	顧客サービスチーム
6. 13	オリジナルキャラクター商標権、外国産に押され気味	韓国経済、ソウル新聞など	サービス標審査チーム
6. 14	携帯電話文字入力、より簡単・迅速に！	デジタルタイムズなど	通信審査チーム
6. 15	若い発明家の比重が減っている	韓国経済、電子新聞など	情報協力チーム
6. 16	単純な飾り用のステッカーはもう嫌	忠清トゥデーなど	無機化学審査チーム
6. 18	若手デザイナーの華麗なる飛躍	忠清トゥデーなど	デザイン審査チーム (1)
6. 19	若い知性が光る知的財産の優秀論文を探しています。	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	産業財産政策チーム
6. 19	個人名もブランドになれる？	朝鮮日報、韓国経済など	商標審査チーム (1)
6. 20	シックハウス症候群の温床、建材の大変身	忠清トゥデー、毎日経済など	建設技術審査チーム
6. 21	7月から改善されるデザイン制度	毎日経済、大田日報など	商標デザイン審査政策チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
6. 21	特許庁、韓国情報文化振興院（KADO）と業務協約締結	中都日報など	情報企画チーム
6. 22	次世代情報保存技術開発競争の加速化	デジタルタイムズ、毎日経済など	情報審査チーム
6. 23	下水処理から電力を生産する。	ニューシスなど	環境化学審査チーム
6. 25	韓国の科学技術者は研究実績評価のため、特許出願する傾向が・・・	朝鮮日報、毎日経済など	情報企画チーム
6. 26	国際標準による特許行政情報化のサービス定着	デジタルタイムズなど	情報基盤チーム
6. 29	制度改善及び上位法改正などによる手数料整備	ニュースワイヤなど	財政企画チーム
6. 26	7月から改善される商標及びデザイン制度の説明会	ソウル経済など	商標デザイン審査政策チーム
6. 27	全国予備特許人材、済州島で雌雄を決する ー知的財産サマースクール開設	毎日経済など	情報企画チーム
6. 27	さらに便利になった電子出願システムが開通	デジタルタイムズ、毎日経済など	情報開発チーム
6. 28	聞き慣れない北朝鮮語、商標となって身近に	中央日報、韓国日報など	国際商標審査チーム
6. 28	特許手数料、ワンクリックで迅速・簡単に	デジタルタイムズなど	情報開発チーム
6. 29	7月1日から変わる特許制度	デジタルタイムズ、中都日報など	特許審査政策チーム
6. 29	特許権者の立場が強化された特許法施行（無効審判、権利範囲確認審判制度の改善）	忠清トゥデーなど	審判行政チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
6. 30	目の中に虹が入ってくる！	ニュースワイヤ	精密化学審査チーム
7. 2	エアコンに芸術を着せろ！	大田日報など	空調機械審査チーム
7. 2	優先権の証明書類提出時に特許庁に行く必要なし	ニューシスなど	情報協力チーム
7. 3	大学の電気電子分野の特許出願急増	毎日経済、デジタルタイムズなど	ユビキタス審査チーム
7. 4	ゴルフボールを知れば、シングルもすぐ	ファイナンシャルニュース、忠清トゥデーなど	繊維生活用品審査チーム
7. 5	12干支中「トラ」が最も人気	毎日経済、京郷新聞など	商標審査チーム（3）
7. 6	節約生活白書：忘れていたポイントはないか確認してみよう。	ニュースワイヤなど	電子商取引審査チーム
7. 6	顧客を感動させる天使の電話	ソウル新聞など	顧客サービスチーム
7. 7	ガスタービン燃焼機に関する研究が急がれる。	ニュースワイヤなど	原動機械審査チーム
7. 9	電子ペーパー、果たして我々の生活に入り込めるか。	デジタルタイムズ、中都日報など	映像機器審査チーム
7. 10	特許庁と一緒に楽しい発明旅行	毎日経済、デジタルタイムズなど	知的財産教育チーム
7. 11	鉄鋼産業特許出願、競争体制に発展	韓国経済、忠清トゥデーなど	金属審査チーム
7. 12	電力線で超高速インターネットを楽しむ。	毎日経済、デジタルタイムズなど	情報審査チーム
7. 13	オゾン層破壊物質の代替物質関連技術を確保せよ！	忠清トゥデーなど	有機化学審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
7. 14	半導体チップの静電気防止回路関連技術開発活発	デジタルタイムズなど	電子素子審査チーム
7. 16	車両安全担うカメラ、特許出願大幅増加	毎日経済など	デジタル放送審査チーム
7. 18	特許庁、2007下半期需要技術調査実施	ファイナンシャルニュース、韓国経済など	産業財産振興チーム
7. 19	私を守ってくれる守護天使	デジタルタイムズ、大田日報など	通信審査チーム
7. 19	高速列車の速度競争は新技術で勝負	忠清トゥデーなど	運搬機械審査チーム
7. 20	繊維の能力は無限である！	ニュースワイヤなど	繊維生活用品審査チーム
7. 21	形態変化が可能な照明灯、OLED	デジタルタイムズ、電子新聞など	電気審査チーム
7. 23	2007年第2四半期特許技術賞授賞式開催	中央日報、デジタルタイムズなど	特許審査政策チーム
7. 23	上り坂、躊躇せずハイキック！	ニュースワイヤなど	環境化学審査チーム
7. 24	先端特許行政、実力で認められ	忠清トゥデーなど	企画総括チーム
7. 25	特許庁、大学・公共（研）知的財産戦略マニュアル発刊！	ソウル経済など	産業財産政策チーム
7. 25	学校発明巡回教育受講者30万名突破	忠清トゥデーなど	知的財産教育チーム
7. 26	韓国の国際特許出願（PCT）「引き続き増加」	毎日経済、韓国経済など	国際出願チーム
7. 26	国内大学生、韓国代表として知的財産権国際プログラムに参加	忠清トゥデー	情報協力チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
7. 27	燃える氷を先占せよ。 ー天然ガスハイドレート関連技術	ニューシスなど	精密化学審査チーム
7. 28	浴室排水騒音を減らす。	忠清トゥデー	一般機械審査チーム
7. 30	インターネット遠隔勤務時代を開く 仮想プライベートネットワーク技術	デジタルタイムズなど	ネットワーク審査チーム
7. 30	洗濯機世界市場占有率1位が見える。	ニュースワイヤなど	原動機械審査チーム
7. 31	特許庁、情報保護マーク（E-privacy、I-Safe）再認証完了	ファイナンシャルニュースなど	情報基盤チーム
8. 1	商標・デザイン権の祭り「2007商標・デザイン展」開催	中央日報、毎日経済など	商標デザイン審査政策チーム
8. 1	第20回大韓民国学生発明展示会8月1日に開催	デジタルタイムズ、中央日報など	産業財産人材チーム
8. 2	チョン・サンウ特許庁長、「今年の知的財産権分野で最も影響力ある人物世界50人」に選定	中央日報、ソウル新聞など	政策広報チーム
8. 2	オンライン特許分析統合サイト「e-特許ナラ」開通！	毎日経済、デジタルタイムズなど	情報企画チーム
8. 2	中小企業のためのオンライン知的財産経営コンサルティングの本格的な支援	毎日経済など	産業財産政策チーム
8. 3	特許庁、(株) YTNと科学放送業務協約締結	ニュースワイヤなど	政策広報チーム
8. 4	DRM、違法コピーとの一本勝負	忠清トゥデー、デジタルタイムズなど	コンピュータ審査チーム
8. 6	オーダーメイド型感動サービスの	韓国経済、大田日報など	登録サービスチーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	ための一本勝負	ど	
8. 6	氷が要らない携帯用冷蔵庫もある	ニューシスなど	空調機械審査チーム
8. 6	大学の特許管理アドバイザーが大学の特許創出を大きく促進	大田日報、中都日報など	産業財産政策チーム
8. 7	厨房の変身、食卓はどこへ？	ファイナンシャルニュース、忠清トゥデーなど	デザイン審査チーム (2)
8. 8	特許管理専門力量の向上、技術移転成果向上の近道	韓国経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興チーム
8. 9	しわとの戦争	中都日報など	薬品化学審査チーム
8. 9	映像電話大衆化間近、特許も大幅に増加	デジタルタイムズなど	デジタル放送審査チーム
8. 10	米国特許出願さらに便利になり、審査結果も早期把握可能（韓・米特許審査ハイウェイ）	韓国経済、毎日経済など	国際協力チーム
8. 10	特許法・実用新案法の改正のための公聴会開催	ソウル経済など	特許審査政策チーム
8. 11	BT・IT・NTの融合、血糖バイオセンサー	中都日報、デジタルタイムズなど	生命工学審査チーム
8. 13	プレゼンテーションする携帯！	デジタルタイムズ、大田日報など	通信審査チーム
8. 13	公務員参加の革新物語	ニューシスなど	革新企画チーム
8. 14	転向力を環境分野の特許技術に利用	ニューswireなど	環境化学審査チーム
8. 14	携帯のスリム化を左右するパッケージング技術	忠清トゥデーなど	電子素子審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
8. 15	技術流出予防のための職務発明補償が急がれる	韓国経済、毎日経済など	産業財産政策チーム
8. 16	2007女子大生発明キャンプ開催	毎日経済、大田日報など	産業財産政策チーム
8. 17	特許庁、「成果管理制度の現在と未来」に関する会議開催	毎日経済、電子新聞など	成果管理チーム
8. 17	2007大韓民国学生創意力オリンピック開催	韓国日報、中央日報など	産業財産人力チーム
8. 18	トナーが先か、プリンターが先か。	ニュースワイヤ	精密化学審査チーム
8. 20	銀の粉末がTVの中に	デジタルタイムズ	金属審査チーム
8. 21	特許怪物（Patent Troll）国内でも活動中	中央日報、朝鮮日報など	電子素子審査チーム
8. 22	時代的なトレンドや事物の名称も商標登録可能である。	忠清日報など	商標審査チーム（1）
8. 23	火にも負けない環境にやさしいプラスチック	ニュースワイヤ	有機化学審査チーム
8. 23	文明と文明を繋ぐ長大橋	忠清トゥデー	建設技術審査チーム
8. 24	韓国ナノ技術の未来、特許が守る。	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	無機化学審査チーム
8. 25	ワイプロ、サービス領域さえ拡大されれば最高！	忠清トゥデーなど	ネットワーク審査チーム
8. 25	うごめく「第2の龍」ベトナム、韓国の勉強に熱心	中都日報、毎日経済など	企画総括チーム
8. 27	特許サービスも今や超高速で	ニューシスなど	電気審査チーム
8. 27	特許庁、「知的財産u-work研究会」発足	ニュースワイヤなど	情報開発チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
8. 27	延世大のパク・スンボク君、全国大 学発明コンテストで大賞受賞	朝鮮日報、中央日報な ど	産業財産人力チーム
8. 28	国内大学のPDP特許出願、件数より 中身！	忠清トゥデーなど	映像機器審査チーム
8. 28	「冬にまたやりますよね？」特許庁 職員の子供IT教育に魅了	ニュースワイヤなど	情報基盤チーム
8. 29	PCの進化、その終わりはどこ？	ニュースワイヤなど	電子審査チーム
8. 30	GPL3に備え、ソフトウェア関連特許 強化しなければ	ニューシスなど	コンピュータ審査チ ーム
8. 31	インターネットによる審判官との 面談申請	中都日報など	審判行政チーム
8. 31	ブランド経営のはじめの一歩、「商 標トレンド分析」から	忠清トゥデーなど	商標デザイン審査政 策チーム
9. 1	熾烈になるLCD広視野角技術の開発 競争	毎日経済、デジタルタ イムズなど	ディスプレイ審査チ ーム
9. 3	障害者用自動車の便宜装置、特許出 願増加傾向	ニューシスなど	自動車審査チーム
9. 3	特許庁、移転希望優秀特許技術調 査（2007年下半年）	ニューシスなど	産業財産振興チーム
9. 3	インターネット公報が一新しまし た。	ニュースワイヤなど	情報管理チーム
9. 4	白色家電が消える	ニューシスなど	デザイン審査チーム (1)
9. 4	ガソリン3リッターでソウルから 大田まで（ハイブリッドカー用電 池）	朝鮮日報、韓国経済な ど	環境化学審査チーム
9. 5	知的財産権の発展の20年	電子新聞、忠清トゥデー	企画総括チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
		一など	
9. 5	海外で特許訴訟時、5千万ウォンまで支援受けられ	朝鮮日報、デジタルタイムズなど	産業財産保護チーム
9. 6	次世代ディスプレイも国内業界が主導	デジタルタイムズ、韓国経済など	ディスプレイ審査チーム
9. 7	電子レンジ（microwave）の限りない変身！	ニュースワイヤなど	電子審査チーム
9. 7	知らずのうちに生活に浸透している音声技術	ニュースワイヤなど	情報審査チーム
9. 8	自動車安全の要、ABS	ニュースワイヤなど	制御機械審査チーム
9. 10	「韓国型特許システム」の海外輸出急上昇…タイとMOU締結	韓国経済、デジタルタイムズなど	情報協力チーム
9. 11	便利な検針、安全な検針	忠清トゥデーなど	ユビキタス審査チーム
9. 12	事務用品、実は特許用品	韓国経済、忠清トゥデーなど	一般機械審査チーム
9. 13	隠された真珠、国有特許をみつけよ	忠清トゥデーなど	産業財産振興チーム
9. 13	フレキシブル基盤、ユビキタス時代を早める	デジタルタイムズ、電子新聞など	精密化学審査チーム
9. 13	全国巡回知的財産権フォーラム開催	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	産業財産政策チーム
9. 14	特許庁、「在宅勤務中異常なし！」	大田日報、毎日経済など	情報開発チーム
9. 15	半導体ウェハの平坦化のための無数な努力	デジタルタイムズなど	半導体審査チーム
9. 17	2007年下半期特許技術賞のオンラ	忠清トゥデー、ヘラル	特許審査政策チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	イン公募	ド経済など	
9. 17	特許事業化成功ストーリー	デジタルタイムズなど	産業財産振興チーム
9. 17	建設廃棄物処理の技術開発動向	ニュースワイヤなど	環境化学審査チーム
9. 18	韓国に出願されるマドリッド国際商標は米国が1位	韓国経済、デジタルタイムズなど	国際出願チーム
9. 19	「全国小・中学生発明作文・漫画懸賞募集」行事開催	ソウル経済、忠清トゥデーなど	産業財産人力チーム
9. 19	地球温暖化防止は韓国技術で	ニュースワイヤなど	原動機械審査チーム
9. 20	特許庁、英文ニュースレター発行による知的財産権分野の対外広報強化	毎日経済など	国際機構チーム
9. 20	今は特許管理専門力量を養うべき時…	電子新聞、マネートゥデーなど	産業財産政策チーム
9. 21	チョン・サンウ特許庁長、第43次世界知的財産権期間総会に参加	電子新聞、ソウル経済など	国際機構チーム
9. 21	中小企業の特許紛争予防サービスの開催	毎日経済、韓国経済など	自動車審査チーム
9. 22	災難地域にもインターネットを！	ニューシスなど	通信審査チーム
9. 27	国家R&D特許成果量的に膨張中！	韓国経済、電子新聞など	情報企画チーム
9. 27	特許庁、大学・公共研究機関の知的財産権管理力量強化方案発表	デジタルタイムズ、ソウル経済など	産業財産振興チーム
9. 27	「特許ネット」のインドネシア輸出可視化 (インドネシアとMOU締結)	電子新聞、毎日経済など	情報協力チーム
9. 28	建築レイアウトと特許	ニューシスなど	建設技術審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
9. 29	光の案内者、レンズ	毎日経済など	ユビキタス審査チ ーム
9. 29	韓国語、知的財産権分野の国際的供 用語として認められる。	毎日経済、中央日報な ど	国際機構チーム
10. 1	特許庁、金融部門BM特許説明会開 催	ニュースなど	電子商取引審査チ ーム
10. 2	コンピュータ静電気防止は韓国技 術で	忠清日報など	有機化学審査チーム
10. 4	CAS（受信制限システム）分野の特 許紛争に備えなければ	デジタルタイムズ、忠 清トゥデーなど	デジタル放送審査チ ーム
10. 5	「韓紙」にも特許がある？	忠清日報など	空調機械審査チーム
10. 5	軍隊で花開いた発明の夢	韓国経済、忠清トゥデ ーなど	産業財産政策チーム
10. 6	自発的に推進するスケートボード	忠清トゥデーなど	制御機械審査チーム
10. 8	人類と地球の青い未来のための選 択、水素！	デジタルタイムズなど	無機化学審査チーム
10. 9	特許審査処理期間短縮の経済効果 2兆4,464億ウォン	ソウル経済、毎日経済 など	特許審査政策チーム
10. 9	PCT国際特許出願分野のリーダーと なった特許庁	ニュースワイヤなど	企画総括チーム
10. 10	より薄く、より小さく、より軽く ー印刷回路技術の出願動向ー	連合ニュース	電子審査チーム
10. 10	在職中死亡職員の子供、大学まで学 費支援（特許家族福祉基金造成）	ソウル新聞、大田日報 など	運営支援チーム
10. 11	次世代測定措置として使用される レーザー	ニュースワイヤなど	精密機械審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
10. 11	金より高い半導体チップを警護する。	電子新聞、デジタルタイムズなど	有機化学審査チーム
10. 12	2007女性発明コンテスト開催	ニューシスなど	産業財産振興チーム
10. 13	携帯と共に進化した振動モーター	忠清トゥデーなど	電気審査チーム
10. 15	PDP特許コンファレンス開催	韓国経済、電子新聞など	映像機器審査チーム
10. 16	国内特許プール結成のための知的財産権戦略セミナー開催	デジタルタイムズ、ソウル経済など	デジタル放送審査チーム
10. 17	高層建築物の隠れ主役、タワークレーン	アジア経済など	金属審査チーム
10. 18	専門医薬品の「カクテルブーム」	ニューシスなど	薬品化学審査チーム
10. 18	「2007年特許行政体験団」、特許行政の不便なところを見つけよ！	デジタルタイムズ、忠清トゥデーなど	顧客サービスチーム
10. 19	特許が拒絶されても再度審査を受けられる機会を付与 (オーダーメイド型特許制度の基盤強化)	デジタルタイムズ、電子新聞など	特許審査政策チーム
10. 20	ナノ技術とバイオ技術の結合、「ナノ医薬品」	デジタルタイムズなど	無機化学審査チーム
10. 20	ディスプレイ部門IT知的財産権フォーラム開催	ニュースワイヤなど	ディスプレイ審査チーム
10. 22	特許庁、電子申請導入により申請簡素化	電子新聞、デジタルタイムズなど	半導体配置設計振興チーム
10. 23	字体もデザインである。	中央日報、朝鮮日報など	デザイン審査チーム (1)
10. 24	「海苔」もウェルビーイングブー	忠清トゥデーなど	食品生物資源審査チ

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	ム！		ーム
10. 25	発明教育により丸い世界作り	ニュースワイヤなど	知的財産教育チーム
10. 26	携帯の使用周波数の幅が広がっている。	デジタルタイムズ、忠清日報など	ユビキタス審査チーム
10. 27	都市の夜景が華やかに。	ニューシスなど	映像機器審査チーム
10. 29	腰痛の完治は果たして可能なのか。	ニューシスなど	生命工学審査チーム
10. 30	世界先進企業の特許戦略を一目で（国際特許情報コンファレンス）	電子新聞、韓国日報など	情報協力チーム
10. 31	特許庁、国際出願の説明会開催	毎日経済など	国際出願チーム
10. 31	造船産業の源泉技術、砕氷船舶がチャンス	中央日報など	運搬機械審査チーム
11. 1	特許文書電子化センターのホームページに招待します。	連合ニュースなど	情報管理チーム
11. 1	大学や研究所の優秀特許技術、企業に移転する。 ー2007特許流通フェスティバルー	デジタルタイムズ、大田日報など	産業財産振興チーム
11. 2	バス乗り場、地域広報役割を担う！	ニュースワイヤなど	デザイン審査チーム (2)
11. 3	GPSの進化はどこまで？	ヘラルド経済など	建設技術審査チーム
11. 3	2007 KOICA-IIPTI特許行政情報化課程開催	ニュースワイヤなど	企画総括チーム
11. 5	オーダーメイド型医薬品「細胞治療薬」	韓国経済、忠清トゥデーなど	生命工学審査チーム
11. 5	特許庁、半導体産業の知的財産権保護に関するフォーラム開催	デジタルタイムズ、電子新聞など	半導体審査チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
11. 6	2007全国学生発明想像画、キャラクター及びデザイン大会の受賞作品の選定及び受賞	ニュースワイヤなど	産業財産人力チーム
11. 6	韓国特許情報、海外特許庁で自由に検索する。	マネートゥデー、デジタルタイムズなど	情報協力チーム
11. 7	特許庁、商標法英文解説集の発刊などによる国内知的財産権法制度の国外広報強化	ニュースワイヤなど	国際機構チーム
11. 7	ウェブ基盤電子出願サービス開通	毎日経済など	情報開発チーム
11. 8	特許権の消滅が予想される物質特許の本格的な増加	毎日経済、ヘラルド経済など	有機化学審査チーム
11. 9	一回の申請で出願人や登録権者の情報を一括変更	忠清トゥデー、毎日経済など	顧客サービスチーム
11. 10	「韓国特許英文抄録」国内特許技術の海外保護、私に任せよ	ファイナンシャルニュースなど	情報管理チーム
11. 12	政府機関もブランドでマーケティングする。	韓国経済、京郷新聞など	商標審査チーム（2）
11. 12	特許庁、KTと「携帯インターネット技術及び特許動向の分析」合同セミナー開催	デジタルタイムズなど	ネットワーク審査チーム
11. 13	今や運動ヘルス器具もIT時代	毎日経済、デジタルタイムズなど	繊維生活用品審査チーム
11. 14	「消費者の目をとらえよう」…「商標」にデザインブーム	マネートゥデーなど	サービス標審査チーム
11. 15	豆で作った健康補助剤「チョングクジャン」	ニューシスなど	食品生物資源審査チーム
11. 15	発明クイズを解いて、様々な景品に	デジタルタイムズ、毎	産業財産政策チーム

報道日時	報道内容	報道メディア	担当部署
	挑戦して下さい！ ー挑戦発明ゴールデンベルー	日経済など	
11. 16	巻いて食べる海苔巻、変身により消費者を誘惑する！	ニューシスなど	産業財産人力チーム
11. 19	特許庁人事革新、2番目の跳躍	ソウル新聞など	人材開発チーム
11. 20	「全国小・中学生発明作文・漫画懸賞募集」当選作の選定と受賞	電子新聞など	産業財産人力チーム
11. 21	原油価100\$時代の冷・暖房エネルギー節約者！	ニューシスなど	無機化学審査チーム
11. 22	原子力関連技術の特許情報動向	忠清トゥデー、デジタルタイムズなど	電気審査チーム
11. 22	特許庁、今年発明奨学生320名選抜	電子新聞、忠清トゥデーなど	産業財産人力チーム
11. 23	競売で廉価に大手企業の優秀特許を買って下さい。	韓国経済、毎日経済など	産業財産振興チーム
11. 26	U-ヘルスケア時代、医療診断技術の特許保護方向	ニューシスなど	生命工学審査チーム
11. 27	第19次韓・日特許庁長会談開催	ソウル経済、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
11. 27	特許管理アドバイザーが大学の特許管理効率化に大きく寄与	ニューswireなど	産業財産政策チーム
11. 28	特許庁大学(院)生の知的財産優秀論文公募展の受賞者選定	ニューシスなど	産業財産政策チーム
11. 28	特許庁、半導体設計財産(IP)の無償配布	デジタルタイムズなど	半導体配置設計振興チーム
11. 29	特許庁、国家R&D全方位特許情報支援	電子新聞、忠清日報など	情報企画チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
11. 29	特許庁、半導体設計公募展の授賞式 及びセミナー開催	デジタルタイムズ、電 子新聞など	半導体配置設計振興 チーム
11. 30	特許庁、知的財産権保護で生まれ変 わります。	デジタルタイムズ、韓 国経済など	情報管理チーム
12. 3	「スポーツ選手名」、ブランドとし て人気上昇！	朝鮮日報、毎日経済な ど	商標審査チーム（3）
12. 3	特許庁の組織競争力は超一流！	デジタルタイムズ、ヘ ラルド経済など	人材開発チーム
12. 4	韓国特許文献、ヨーロッパ特許庁を 通じて英文でサービス開始	デジタルタイムズ、毎 日経済など	情報協力チーム
12. 5	新再生エネルギー分野の特許競争 熱くなる。	マネートゥデー、電子 新聞など	一般機械審査チーム
12. 6	特許・実用新案の登録料大幅引き下 げ	毎日経済、韓国経済な ど	産業財産振興チーム
12. 6	国内最古・最大発明品展示会「200 7大韓民国発明特許大展」	東亜日報、中央日報な ど	産業財産振興チーム
12. 6	韓国伝統知識ポータル開通	韓国経済、中央日報な ど	特許審査政策チーム
12. 7	オンライン上に偽造商品存在でき ない	ニューシスなど	産業財産保護チーム
12. 7	弁理士2次試験の最終合格者発表	大田日報など	産業財産人力チーム
12. 10	第7回韓・中・日特許庁長会談参加	韓国経済、中央日報な ど	国際協力チーム
12. 11	便箋に入った特許	ニューシスなど	運搬機械審査チーム
12. 12	特許庁、「デザインマップ説明会」 開催	電子新聞、中都日報な ど	商標デザイン審査政 策チーム

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
12. 12	2008年から発明・特許の特性化高校 4校支援	ファイナンシャルニュー ース、中都日報など	産業財産人力チーム
12. 13	特許庁、世界知的財産権機関（WIP O）と共同で知的財産国際セミナー 開催	電子新聞など	情報協力チーム
12. 14	韓・中知的財産権専門家相互派遣に 合意	中央日報など	国際協力チーム
12. 24	2007年下半年期特許技術賞授賞式開 催	中央日報、デジタルタ イムズなど	国際商標審査チーム
12. 17	署名のみで特許出願書などの提出 が可能	ソウル経済、忠清トゥ デーなど	顧客サービスチーム
12. 18	データ転送、人体を利用する。	デジタルタイムズ、朝 鮮日報など	情報審査チーム
12. 18	扇風機を1年中使う？	忠清トゥデーなど	空調機械審査チーム
12. 20	加熱するマドリッド国際商標出願	中央日報、デジタルタ イムズなど	国際商標審査チーム
12. 21	特許審判、年内6ヶ月以内に短縮	毎日経済、韓国経済な ど	審判行政チーム
12. 22	特許庁、政府機関セキュリティ業務 評価で大統領賞受賞	デジタルタイムズなど	非常計画室
12. 26	特許庁、商標分野技術企画の国際標 準に採択	忠清トゥデー、大田日 報など	情報協力チーム
12. 27	携帯の充電は無線で！	忠清トゥデー、電子新 聞など	通信審査チーム
12. 27	知的財産活動実態調査結果発表	電子新聞	産業財産政策チーム
12. 31	二日酔い解消食品、特許になる？	ニューシスなど	食品生物資源審査チ ーム

ロ. チョン・サンウ庁長の2007年度メディア寄稿

日時	形態	メディア	内容
07-01-10	寄稿	忠清トゥデー	世界第一の特許庁へ向けての挑戦
07-01-15	寄稿	大田日報	知的財産強国実現の終わりになき革新
07-01-25	寄稿	ソウル経済	世界最速の特許審査
07-02-07	寄稿	忠清トゥデー	「知的財産人材」養成を
07-03-07	寄稿	忠清トゥデー	ハイテックとハイタッチの調和
07-03-30	寄稿	毎日経済	あなたはT字型人材ですか。
07-04-04	寄稿	忠清トゥデー	知的財産強国に向けて
07-05-02	寄稿	忠清トゥデー	特許紛争を予防するには
07-05-19	寄稿	韓国日報	知的財産「ナッツクラッカー (nut-cracker)」
07-05-31	寄稿	ネイル新聞	変化と革新、そして成功要因
07-06-27	寄稿	忠清トゥデー	知的財産人材養成、大学からスタート
07-07-06	寄稿	電子新聞	特許経営、経済跳躍の近道
07-07-23	寄稿	世界日報	知的財産強国実現する特許審査ハイウェイ
07-08-09	寄稿	韓国経済	ミニスカートとデザインのスピード
07-10-17	寄稿	ソウル経済	技術輸出国になろう。
07-11-05	寄稿	ソウル経済	偽造商品、振り切るべき誘惑

07-11-06	寄稿	東亜日報	特許訴訟、弁理士も参加可能に
07-11-07	寄稿	電子新聞	韓国語のPCT国際公開語採択
07-11-12	寄稿	ソウル経済	市場を支配する力、ブランド
07-11-19	寄稿	ソウル経済	ブルーオーション開拓する特許情報
07-11-26	寄稿	ソウル経済	購買欲求開拓する特許情報
07-12-03	寄稿	ソウル経済	良い発明の近道、職務発明補償
07-12-06	寄稿	韓国経済	伝統知識は国家競争力の源泉
07-12-10	寄稿	ソウル経済	良い弁理士を選任するには
07-12-17	寄稿	ソウル経済	迅速・正確な特許審査
07-12-24	寄稿	ソウル経済	補償差別化が競争力確保の近道
07-12-31	寄稿	ソウル経済	顧客感動、この時代の生存戦略

ハ. チョン・サンウ庁長の2007年度メディアインタビュー

日時	形態	メディア	内容
07-03-13	インタビュー	YTN	特許庁開庁30周年記念式
07-03-24	インタビュー	YTN	特許政策
07-03-26	インタビュー	KBS	専門人材養成が急がれる
07-05-17	インタビュー	電子新聞	世界4大特許出願国の地位確認
07-05-17	インタビュー	デジタルタイムズ	知的財産強国の協力基盤整備
07-05-18	インタビュー	MBN	発明の月記念式
07-05-27	インタビュー	KBS	挑戦発明ゴールデンベル
07-05-29	インタビュー	電子新聞	特許侵害共同訴訟代理制導入座談会

日時	形態	メディア	内容
07-07-31	インタビュー	DAEDEOK INNOPOLIS	未来大韓民国の知的財産倉庫、大徳特区
07-08-01	インタビュー	連合TV	第20回大韓民国学生発明展示会
07-08-03	インタビュー	産業技術放送	商標・デザイン展
07-08-03	インタビュー	環境WOW	商標・デザイン展
07-08-03	インタビュー	MBN	商標・デザイン展＋大韓民国学生発明展示会
07-08-06	インタビュー	京郷新聞	世界最速の「超高速審査」
07-09-24	インタビュー	YTN	世界は今特許戦争中！
07-10-15	インタビュー	国際商標協会（INTA） ニュースレター10月号	国際商標協会（INTA）ニュースレター 庁長インタビュー
07-10-22	インタビュー	YTN	オーダーメイド型特許登場する
07-10-26	インタビュー	CMB	国会産業資源委員会の国政監査
07-11-02	インタビュー	MBN	競争力高める成功秘訣、特許

ニ. チョン・サンウ庁長の2007年度メディア放送出演・対談

日時	形態	メディア	内容
07-01-11	放送出演	YTN	世界最速の特許審査処理期間
07-01-24	放送出演	TJB	特許庁－韓国染色技術研究所業務協約
07-05-16	放送出演	TJB	知的財産5強実質協力始まる
07-07-23	放送出演	YTN	特許技術賞授賞式
07-08-01	放送出演	MBC	特許庁長、影響力ある50人に選定
07-08-03	放送出演	YTN	特許庁－YTN業務協約

日時	形態	メディア	内容
07-08-08	放送出演	YTN	青少年発明コンテスト授賞式
07-09-05	放送出演	YTN	国際知的財産研修院開院20周年
07-10-11	対談	YTN	サイエンスフォーカス対談
07-10-30	放送出演	連合TV	2007特許情報コンファレンス開催

2008知的財産白書

発行日：2008年4月 日

発行人：チョン・サンウ

発行所：特許庁

〒302-701

大田広域市西区ソンサ路139番地

(政府大田庁舎4棟)

※2008知的財産白書に関する疑問等がありましたら、
企画財政担当官（042-481-5040）までにお問い合わせ
下さい。
また、本白書は特許庁ホームページ（資料室→刊行物）
に掲載されております。